



Title	[北大法学論集 第57卷 第2号 全1冊]
Issue Date	2006-07-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/14533
Type	bulletin
File Information	lawreview_vol57no2.pdf



[Instructions for use](#)

北大法学論集

第 57 卷 第 2 号

論 説

法による文学規制と〈法と文学〉 ——チャタレイ裁判再考——	林 田 清 明	1
日中戦争はなぜ南下したのか(2)	松 浦 正 孝	51
反連邦主義との闘い(2) ——19世紀初期におけるアメリカ内陸開発政策の展開——	榎 田 久 代	111
作為犯に対して介在する不作為犯(4)	松 尾 誠 紀	171
現代中国における「司法」の構造(1) ——厳打：なぜ刑事裁判が道具となるのか?——	坂 口 一 成	484[1]
被害者関係の視点による公正の心理学の試み(1) ——実証的研究を通して——	山 田 裕 子	456[29]

研究ノート

ピエール・ルジャンドルの「解釈者革命」について	田 口 正 樹	189
国民的独立のバトスとロゴス(1) ——ドモフスキのパトリオティズム1893-1908年——	宮 崎 悠	408[77]
M. S. ヴォロンツォフ研究の視点と展望(1) ——カフカス全権総督(1845-1854)の統治政策を中心に——	花 田 智 之	368[117]
調停好き神話の崩壊(1) ——現代中国紛争処理手続利用の変化が意味するもの——	王 冊	334[151]

資 料

〈北大立法過程研究会・シンポジウム報告(2)〉 「国会制度の形成・変容とその政治的帰結」…	川 人 貞 史	209
--	---------	-----

判 例 研 究

民事判例研究(1)	永 下 泰 之	231
民事判例研究(2)	植 本 幸 子	263

告 知

北大法学論集〈電子ジャーナル版〉公開について		277
------------------------	--	-----

論
説

法による文学規制と〈法と文学〉

——チャタレイ裁判再考——

林
田
清
明

目次

- はじめに
- 一 チャタレイ裁判再考
 - 二 リーガル・ディスコースとしてのワイセツ

三（法と文学）としてのチャタレイ裁判
おわりに

はじめに

チャタレイ最高裁大法廷判決から、約五〇年の年月が経とうとしている。この間に、世界や社会、生活、人々の考え
方など種々の面での多様な変化があり、当時と事情は大いに異なつたように見える。そこで、第一に、このチャタレイ
大法廷判決が示した法ルール（規範）は人々を説得する力を有していたか、そしてわが国社会に法的な安定性をもたら
したといえるのか。もしそうでないとすればそれはなぜか。第二に、約五〇年という時の経過によつて、チャタレイ裁
判の最高裁大法廷判決のルールが、なお今後ともわが国の社会や知的生活を規制するものとして考えてよいのかを検討
する。第三に、チャタレイ事件は、法が文学を規制するという「法と文学」研究の主要な領域にある。この領域におい
て「法と文学」理論はどのように法のパフォーマンスを改善することができるとかを検討する。⁽¹⁾

法による文学規制の領域では、典型的には文学作品による名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害などがある場合
に、法が介入することは一般に肯定されている。その理由は、たとえば名誉毀損やワイセツなどの場合には小説や映像
作品などが外部費用を生じさせるから、これを内部化するために、法による介入・規制が肯定されるのである。また、⁽²⁾
著作権の場合は著作からもたらされる外部便益を内部化させるために権利の保護を目的とする法制度とみることができ

一 チャタレイ裁判再考

1 事実経過と背景

一九五〇年四月から六月下旬にかけて、英国の作家D・H・ロレンス作「Lady Chatterley's Lover」の邦訳書「チャタレイ夫人の恋人」(訳者・作家伊藤整)上下巻本が、東京の小山書店から全国で発売された。一九五〇年六月二六日、最高検は本書の押収を指令し、同年七月八日に発禁処分とした。回収されるまで、全国で上巻八万二九冊、下巻六万九五四冊が販売された。同年九月二七日、翻訳者伊藤整と発行者小山久二郎社長の二名は、刑法第一七五条のわいせつ文書販売の容疑で、起訴された。日本ペンクラブおよび文芸家協会は、この問題に対応するために、特別委員会を設け、また、被告人側は、同委員会のメンバーであった文芸評論家の中島健蔵およびロレンス研究家の福田恆存の二名を特別弁護人とした。⁽³⁾

検察側の主張は、「戦傷の結果、性交不能に陥った夫クリフォードを持つその妻コニーが性交の満足を他の異性に求めて不倫なる私通を重ねる物語を叙述せる」⁽⁴⁾本書の一二箇所の記述が、「人間の憧憬する美は性交の動態とその愉悅を創造する発情の性器なりと迷信し、蔽もなく恥もなき性欲の遂行に浸り人間の羞恥を性欲の中に殺したる男女の姿態と感応享楽の情態とを露骨詳細に描写し」⁽⁵⁾たものであるとした。「これがため我国現代の一般読者に対し欲情を連想せしめて性欲を刺戟興奮し且人間の羞恥と嫌悪の感を催おさしめるに足るワイセツの文書」⁽⁶⁾とすることにあった。そして、これらは、刑法一七五条およびわいせつに関する戦前・大審院の判決の解釈に従えば、わいせつ文書に該当するとい⁽⁷⁾うのが主要な論点であった。

一九五一年五月八日に第一回公判が開始され、同年二月まで三六回の審理を経て、翌一九五二年一月一八日に東京

地裁で判決が言い渡された。第一審は、猥褻の定義として、「一般的に性欲を刺戟するに足る表現があり、これにより人が性的興奮を惹起し理性による制御を否定又は動揺するに至るもので、自ら羞恥の念を生じ且つそのものに対して嫌悪感を抱く文書⁸⁾」という考え方を示した。また、わいせつ文書を罰するのは、健全な社会生活を守るためにあるという。すなわち「猥褻文書として排除せられるのは、これによって人の性欲を刺戟し、興奮せしめ、理性による性衝動の制御を否定又は動揺せしめて、社会的共同生活を混乱に陥れ、延いては人類の滅亡を招来するに至る危険があるからである⁹⁾」。

さらに、このような文書や出版は公共の福祉に反するものであって、刑法によって処罰することは基本的人権の侵害とはならない、と判断した。この結果、翻訳者伊藤整無罪、出版人小山久二郎、罰金二五万円という判決が下された。¹⁰⁾

この判決の猥褻の定義が、前記大正四年の大審院の判例や戦後の最高裁判例と類似していることはいままでもない。¹¹⁾ ついで、第二審の東京高裁は、伊藤にも共同正犯の成立を肯定し、小山二五万円、伊藤一〇万円の有罪判決を下した。¹²⁾

最高裁は、わいせつの定義としてつぎの三つの条件を挙げた。「猥褻文書たるためには、〔普通人の〕羞恥心を害することと性欲の興奮、刺戟を来すことと善良な性的道義観念に反することが要求される。」¹³⁾このうち、羞恥感情は、「普遍的な道徳の基礎」であって、「性行為の非公然性は、人間性に由来するところの羞恥感情の当然の発露である」。

つぎに、刑法一七五条の保護法益および根拠については次のように述べた。「猥褻文書は性欲を興奮、刺戟し、人間をしてその動物的存在の面を明瞭に意識させるから、羞恥の感情をいだかしめる。そしてそれは人間の性に関する良心を麻痺させ、理性による制限を度外視し、奔放、無制限に振舞い、性道徳、性秩序を無視することを誘発する危険を包蔵している。∴性道徳に關しても法はその最少限度を維持することを任務とする。そして刑法一七五条が猥褻文書の頒布販売を犯罪として禁止しているのも、かような趣旨に出ているのである」¹⁴⁾。

さらに、わいせつの判断基準はいわゆる社会通念に基づいて、裁判官が行う法解釈の問題であるとした。「著作自体

が刑法一七五条の猥褻文書にあたるかどうかの判断は、当該著作についてなされる事実認定の問題でなく、法解釈の問題である。…この故にこの著作が一般読者に与える興奮、刺戟や読者のいさぐ差恥感情の程度といえども、裁判所が判断すべきものである。そして裁判所が右の判断をなす場合の規準は、一般社会において行われている良識すなわち社会通念である。この社会通念は、『個々人の認識の集合又はその平均値でなく、これを超えた集団意識であり、個々人がこれに反する認識をもつことによつて否定するものでない』こと原判決が判示しているごとくである。かような社会通念が如何なるものであるかの判断は、現制度の下においては裁判官に委ねられているのである。⁽¹⁵⁾

そして、刑法一七五条と表現の自由の關係については、表現の自由といえども公共の福祉による制限に服することがあると判断した。すなわち「憲法の保障する各種の基本的人權についてそれぞれに關する各条文に制限の可能性を明示しているか否とにかかわりなく、憲法一二条、一三条の規定からしてその濫用が禁止せられ、公共の福祉の制限の下に立つものであり、絶対無制限のものでないことは、当裁判所がしばしば判示したところである〔引用判例省略〕。この原則を出版その他表現の自由に適用すれば、この種の自由は極めて重要なものではあるが、しかしやはり公共の福祉によつて制限されるものと認めなければならない。そして性的秩序を守り、最少限度の性道徳を維持することが公共の福祉の内容をなすことについて疑問の余地がないのであるから、本件訳書を猥褻文書と認めその出版を公共の福祉に違反するものとなした原判決は正当である。」⁽¹⁶⁾

チャタレイ事件の最高裁大法廷判決が、田中耕太郎長官の手になるものであることは、その判決文からも判⁽¹⁷⁾決は彼の法律哲学の実践でもあった。田中耕太郎は、法の第一の任務は、法的安定性、平和、秩序であり、第二に正義・衡平であるというラートブルッフの見方に賛成する。法的安定性とは「社会生活において各人間の争いに解決を与え、各人が歩まなければならぬ道を指示する」⁽¹⁸⁾ことにほかならない。そして、「法の適用者たる司法官は法の解釈に關して

も自己の態度を把持していなければならない。而してその態度は単なる主観的のものではなくして、一つの科学的規準に合致するものでなければならぬ⁽¹⁹⁾とされるものの、どのようにすれば科学的になるかには触れていない。さらに、法の適用に関しては極力主観的な要素の干渉を排斥し「客観的な法に従う」ことを強調しながらも、「裁判官が法に従って裁判するとはいつても、そこに多分の個人的人格的要素が介入する余地があり、裁判官は単なる自動機械でない⁽²⁰⁾」というのである。

また、田中によれば、法と道德の關係に関して、法は多数の倫理規範を有しているのであって、たとえば偽造、姦淫、殺人、詐欺などは犯罪定型として道德的にも是認されないのである。法は社会生活の秩序の維持を目的としており、法的安定がもたらされるためには、「法の解釈の使命は法律制度及び法律規定に現はれたる立法者の意思を把握し、法的安定を確保するに存する⁽²²⁾」という。田中長官時代の判決で知られたものに、尊属殺人罪合憲判決、「踏んだり蹴ったり判決」として有名な有責配偶者の離婚請求事件などがあるが、いずれも田中は多数意見である。これらの判決には、ほかに保守派の論客として齋藤裕輔裁判官の価値観が色濃く出ているという指摘がある⁽²³⁾。法学者や実務家にありがちな保守的な価値観・イデオロギー、また敗戦によって新生した司法・裁判所の独立した役割と自覚的な機能、法を社会統治の道具と考える法学観などが見て取れよう。

2 わいせつの規制と問題点

(1) わいせつ性判断

一般に、規制される側は表現行為に関わっているから、チャタレイ裁判の大法廷判決で示された猥褻定義の三条件や社会通念に基づく判断基準をめぐって争わざるを得ない。チャタレイ以後のわいせつ裁判を見ると、「悪徳の栄え」事件⁽²⁶⁾

では、翻訳出版されたマルキ・ド・サドの「悪徳の栄え」の一四箇所にワイセツな箇所があるとされて訴えられた。ワイセツの判断については、チャタレイ最高裁判決の三つの条件を踏襲したが、「その章句の部分の猥褻性の有無は、文書全体との関連において判断され(る)」として、いわゆる「相対的猥褻概念」を採用した。また、表現の自由については文書に猥褻性があれば「性生活に関する秩序および健全な風俗を維持するため」には公共の福祉により制限されるとした。なお補足意見に加えて、田中二郎裁判官ら四名の反対意見がある。また、「四畳半襖の下張」事件⁽²⁷⁾では、永井荷風作と伝えられる「四畳半襖の下張」が雑誌に掲載されたことを理由に刑法一七五条の罪に問われた。最高裁は、六項目を挙げて、チャタレイ最高裁判決の猥褻三要件について検討したが、猥褻ありと判断した。チャタレイ判決以降の訴訟の傾向としては、刑法一七五条の合憲性を問題にするよりは、同条の猥褻定義、判断基準や方法をめぐって争われてきたといえるだろう。また、同条による規制の対象範囲を限定することで表現の自由を確保し、また広げようという考え方であった。

また、学界の事情をみると、一九七〇年頃は、「この問題(猥褻と規制)引用者・注)に対する法律家の姿勢は、わずかの例外を除いて、内外ともきわめて消極的かつ保守的であり、たえずブレーキをかけ、しばしばタブーの守護者な⁽²⁸⁾いしは文芸の抑圧者の役割さえ演じてきた」という状況であった。判例の打ち出したわいせつの意義やその司法判断に対抗できるものがない以上、口をつぐみ、判例の採用しているわいせつ定義を繰り返すのみで、諸手傍観ということであったのだろうか。また、「刑法一七五条の規定が、著しく時代遅れであり、憲法や刑法の原則に照らしても、はなはだ不明確・不適切のものであることは疑う余地がない。にもかかわらず、学説や裁判所の一部を除いて、ほとんど本質的な検討はされていない」と指摘⁽²⁹⁾されている。

このようなわが国のわいせつ物規制が特殊であることは、アメリカ法との対比の中でつぎのように指摘されている。

「チャタレイの法理は、社会通念、善良な道義観念、普通人、性行為非公然、道徳の退廃等々、本質的に、これ以上の分析を許さない何かがある」⁽³⁰⁾ というのであるが、正当な指摘であろう。その理由はどこに存するのか。

(2) 時の経過

チャタレイ裁判とくにその最高裁大法廷判決から約五〇年が経過したことは、最高裁の判決やそれによる猥褻の規制そのものが、いわば時の裁きにさらされているといつてよい。⁽³¹⁾ 一九七三年には、ロレンスの「チャタレイ夫人の恋人」の完訳本が出現した。また、最近になって伊藤整訳の補完訳本も出版されている。⁽³²⁾

また、小説など文字・テキストよりは映像・写真に関する訴訟・事件も増加している。ビニール本事件では、刑法一七五条は憲法二一条に反しないとされたが、この点に関して伊藤正巳裁判官の補足意見では、ハードコア・ポルノと準ハードコア・ポルノに区別して判断する考え方が示された。ついで、ポルノ・カラー写真事件では、団藤重光裁判官の補足意見で、思想・科学・芸術などの価値と社会環境としての性風俗を清潔に保つ精神的な社会環境という保護法益との利益衡量が示された。

わいせつ性を否定する下級審判決も現れた。⁽³⁵⁾ 映倫を通過した日活のロマンポルノ映画が猥褻凶画公然陳列罪に問われた事件である。また、映画「愛のコリーダ」の猥褻性も否定された。⁽³⁶⁾

このように、チャタレイ事件の昭和二〇―三〇年代よりもわいせつ概念は変化してきている。しかし、その後は目立った判例はなく、論議も沈静化している。そして、論議はむしろ「風俗営業法、青少年保護条例、売春防止法などの問題に移ってきているように思われる」⁽³⁷⁾ と指摘されている。さらにインターネットが普及した今日では、「ワイセツ」は容易に国境を越えて、全世界から情報が大量に流布される状況となっている。文字テキストよりは映像・写真などによる

ものへと時代は変化し、それにつれて取締もこちらの方へ動いてきているといえるだろう。

いわゆるインターネット上の「わいせつ」画像などについては、刑法一七五条の新たな適用領域として、法解釈による規制が行われている。なかでも、刑法一七五条は有体物に限られるのではないか、また、サーバーやハードディスク自体がわいせつ物となりうるのか、さらに、立法的な解決が必要な場合に法解釈という名の下に自由に行われてよいかなどが議論されている。解釈の自由（融通無碍）という最後の問題は次項で触れるが、まず、インターネット上の「わいせつ」表現にも刑法一七五条が適用されている。ホームページ上でわいせつな画像を公開することは同条のわいせつな「図画」の公然陳列罪に当たるとした判例がある。⁽³⁸⁾ また、最高裁や判例は、わいせつ画像データが蓄積されたサーバーやハードディスクそれ自体をわいせつな「物」として認めた。⁽³⁹⁾ 刑法一七五条の規定「文書、図画、その他の物」からみて同条が有体物を前提にしていることが考えられるが、判例は有体物であることは重要ではないと考えたようだ。サーバーやハードディスクには電磁的に記録された記号が存在するにすぎないが、この電子情報もわいせつな「図画」に該当するというのである。

(3) わいせつ規制の根拠

わが国の判例および通説は、刑法一七五条の保護法益を性秩序ないし健全な性的風俗とする点では一致しているといわれる。⁽⁴⁰⁾ チャタレイ事件の東京地裁判決は、「猥褻文書として排除せられるのは、これによって人の性欲を刺戟し、興奮せしめ、理性による性衝動の制御を否定又は動揺せしめて、社会的共同生活を混乱に陥れ、延いては人類の滅亡を招来するに至る危険があるからである」と述べた。また大法廷判決は、「猥褻文書は性欲を興奮、刺戟し、人間をしてその動物的存在の面を明瞭に意識させるから、羞恥の感情をいだかしめる。そしてそれは人間の性に関する良心を麻痺さ

せ、理性による制限を度外視し、奔放、無制限に振舞い、性道徳、性秩序を無視することを誘発する危険を包蔵している。……性道徳に關しても法はその最少限度を維持することを任務とする⁽⁴¹⁾。いずれにおいても、わいせつ文書によって、人々は理性を喪わされて、性秩序を乱し、ひいては社会を混乱に陥れ、人類を滅亡することになるからという点にある。しかし、司法・判例では、わいせつ規制(刑法一七五条)の「処罰根拠、法益論、表現の自由との関連など、憲法問題を含む原則的な論点は依然として実質的に回避されたままであるといつてよい⁽⁴²⁾」と指摘されている。

さらに、刑法一七五条を中心とするいわゆる「ワイセツ解釈学(ドグマ)」が限界に来ていたとの指摘もある。そして、将来的には刑法一七五条の見直しが必要になるだろうと予測し、その際に「現行一七五条の解釈テクニクだけでは、もはや、時代の変化に対応できないとかがんがえられるときが到来する⁽⁴³⁾」と予想している。このような指摘は、憲法学の立場からもなされており、わいせつ文書を規制する根拠が明らかにされなければならないという根本的な疑問が出されている。憲法学的視点から「国家はなにゆえにわいせつ文書を取り締まることができるのか、あるいは取り締まらなければならないのか」と本質的な再検討が求められている⁽⁴⁴⁾。とくに刑法が予定していなかったインターネット上の画像や情報をわいせつ物として法解釈というテクニクを用いて拡大適用することは、かえって規定の明確性や刑法解釈の信頼を損なうことがあることに注意すべきである。刑法の立法者の意図や意思をも考慮しないのでは、たんなるわいせつ画像を規制すべしとの価値判断・政策に基づいたものとの印象を与えるからである⁽⁴⁵⁾。

わいせつなるものに対する、「反道徳的・モラル的、審美性、わいせつ＝低俗・有害・無益という見方や評価が私たちの意識のうちに存在している。この問題を問うことは、なぜ今日の社会がわいせつに反対し、刑法一七五条をはじめとする、わいせつ法(規範群)によって取り締まるのか、その根拠をあらためて問うことになる。

この点はつぎのように説明されよう。キリスト教やプラトニズムなどの影響を受けて、欲望は、精神と身体という区

別をないがしろにするものであると考えられた。⁽⁴⁶⁾ 欲望によって、人間という主体がその精神のコントロールを身体に委ねてしまうことになり、人間はその身体へ服従することになる。このために、欲望は否定的に捉えられ、これを鎮め、コントロールすることが人であるという見方が有力になった。人間は欲望のままに行動する動物とは違った存在である。かくして、人間は理性的な存在である。

わいせつ規制は、性的欲望の規制の一環である。M・フーコーによれば、性的欲望を社会的にコントロールすることは完全にはできないし、権力によるセクシュアリティ（性的欲望）の規制は一貫したものではないという。

「性的欲望の装置が伝統的に「指導者階級」と呼ばれてきたものによって設定されたのは、どうやら他者の快樂を制限する原理としてではなかった。むしろそこに立ち現われるのは、彼らがそのような装置Ⅱ仕組みをまず自分自身に試してみたということだ。宗教改革について、労働の新しい倫理や資本主義の飛躍的發展に関して言われ尽くされてきた、あのブルジョワジーの禁欲主義というものの新しい変種であろうか。そこで問題になっていることは、まさに禁欲主義ではない、少なくとも快樂の放棄や肉慾を貶めることではないように思える。そうではなくて反対に、身体の濃密化であり、健康とその機能条件の問題化である。生を最大限にするための新しい技術である。搾取すべき階級の性に対する抑圧であるよりは、むしろ何よりもまず「支配している」階級の身体が、精力が、長寿が、その産み出す子供が、子孫が問題なのであった。そこにおいてこそ、性的欲望の装置が、初めて決定機関となつて、快樂の、言説の、真理の、権力の新しい配分の仕組みとして確立されたのである」⁽⁴⁷⁾ という。すなわち性的欲望の装置は、搾取される階級そのものの抑圧にあるのではなく、支配される階級の身体、精力、長寿の維持にあるというのである。性的欲望に関する秩序は、社会的、道徳的、宗教上の規則のみならず、社会秩序を維持したり、また再生産することに奉仕する財産や相続法にも埋め込まれているのである。⁽⁴⁸⁾

エロスには際限がない。また、エロスのな文芸や演劇は、人間と動物の区別を曖昧にする。これらは、社会の既存の価値体系や選好など基本的な価値や社会の安定性・持続性、それに秩序付けられたヒエラルキー（権威秩序）を脅かすことになりかねない。⁽⁴⁹⁾そこで、法がたえずエロスや欲望を監視する必要がある。法がエロスを恐れるのは、性的な越境（逸脱）が、社会秩序を脅かす存在であり、社会に不安定さを生み出す元となるものであるからである。かくして、法は、欲望を規制しなければならないことになる。⁽⁵⁰⁾

二 リーガル・ディスコースとしてのワイセツ

1 ワイセツの不確定性と独占

以上のように、猥褻判断に大きな影響を与えたチャタレイ大法院判決であるが、司法・大法院が意図したような法的安定性をもたらしたといえるのだろうか。

(1) 社会通念という基準

チャタレイ大法院判決は、「この著作が一般読者に与える興奮、刺激や羞恥感情の程度といえども、裁判所が判断すべきものである。そして、裁判所が右判断をなす場合の基準は、一般社会に行われている良識すなわち社会通念である」とした。⁽⁵¹⁾社会通念とは、法律学で造語された用語であるが、社会の常識とか良識とかを指すといわれる。社会において一般に行われている、経験則によつて認められた判断の集合ともいえる。いずれにしても多義的で曖昧な概念であるが、判例において用いられる「社会通念」には、それぞれ「経験則」「判断基準」「経験則と評価基準（の一体）」「一般

常識」を示す、四つの類型があるといわれている。一般に、経験則を示す社会通念は事実認定に使われ、評価基準を示す社会通念は法律解釈に関係するものである⁽⁵²⁾。ただし、前記大法廷判決では「文書が与える興奮、刺激や羞恥の感情の程度」を判定する基準も社会通念であるとしている。しかし、これは当該の文書がわいせつ概念に該当するような表現を持っているかどうかは、法的判断ではなく事実判断に属する事柄であり、経験則などに依らなければならぬ⁽⁵³⁾。

つぎに、社会通念とはどのようなものであるかという点、「個々人の認識の集合又はその平均値ではなく、これを超えた集団意識」であるとしていたのである。集団意識とは何か、どのように認識するのか。また、それがなぜ規範となるのか⁽⁵⁴⁾。判例は「性行為非公然の原則」を社会通念の代表例として挙げているが、この「原則」の妥当性にしても、性行為を公然と実行しないことと性行為を文章で表現することとの間には開きがあり、またかりに存在するとしてもそもそも刑法一七五条の対象となるかなどの問題がある⁽⁵⁵⁾。

第三に、何をもつて社会通念とするかの決定・選択が裁判官に委ねられている点も問題である。もともと社会通念が裁判官を支配・拘束するはずのものであるはずなのに、「裁判官が社会通念とするものが社会通念となる」ということに帰着するのである。そうすると、すべてが裁判官の主観的判断に委ねられることになるのである⁽⁵⁶⁾。

チャタレイ最高裁判決の挙げる猥褻に関する三つの要件は「そのどれを取っても決して明確ではない。むしろそういうものを判断基準とした場合、圧倒的に多くの性に関する文章やフィルムはわいせつになってしまふ可能性があるような、包括的、かつ曖昧なものである。したがって大法廷の示した三つのわいせつの意義は、どうしても直ちに判断基準にはなりえない」と指摘されるものである⁽⁵⁷⁾。また、法解釈や推論からみれば、わいせつ性の判断は、刑法一七五条そのものから導き出すことの出来ない、いいかえると法テキストには存在しない社会通念というフィクションに依拠せざるを得ないのである。刑法の内部のみでわいせつ性を判断することはできないのであり、その意味において法が完結し

ており、自律的に判断できる仕組は致命的に欠如しているのである。

二つには、何が猥褻かの判断には、裁判官が、特別に諸ファクター（要因）を考量しなければならぬ点にある。一般条項とよばれる公共の福祉、社会通念、公序良俗などは、多様な面を持つているがそれぞれについて、裁判官はその広範な裁量を以て多様な複雑な諸要素を格別に考量しなければ、結論には至ることはできないものである。言い方を變えると、わいせつという規範は、それ自体、いわば種々の議論に開かれたテキストであるといえるのである。しかも、その判断プロセスは、判断の基準が曖昧なことから、きわめて「内密」である、つまり私（裁判官）がワイセツであると判断したから「猥褻」である。このような法的判断は、一般条項のみならず、多くの法領域に共通する作業と云つてよいが、このような判断の仕方では、かりに判決で意味内容が規定されたとしても、より多くの不確定性が生み出されることは否定できないであろう。

（2）ワイセツの独占とその弊害

第一に、何がわいせつかが明らかではない。わいせつとは何か、そしてその判断もすべて裁判官・裁判所の手に、いわば独占されたのである。社会通念がわいせつ判断の基本的なところに存在しているが、何時の、また誰（社会のどの階層）の通念なのか。また、なぜそれは将来を拘束するものとなり得るのか。確かに、社会通念が変化し、ついで裁判所がそれに従つて判例を變更し、今度はそれが法律解釈の変化や発展になることも十分考えられる。社会通念の実態が動き、理論が再構成され、判決が変わるといふ次第である。しかし、事実認定やわいせつ性の判断も含めて、すべて裁判官の手にあるようでは、十分な理論的發展は期待できない。なぜなら、何がわいせつとなるかが明らかでなくては、罪刑法定主義の趣旨を損ない、ひいては自由な言論・行為が期待できなくなるからである。むしろ、チャタレイ最高裁

のような態度では、チャタレイ事件以後の多くの判決が示しているように、社会通念という一種価値中立的なもの、ないしは社会的にすでに経験的に是認されたものという「社会通念」はブラックボックスとして、裁判官の個人の主観的な価値を規範・ルールとして正当化し、これを社会全般に強制するものとなる。

第二に、わいせつ判断の曖昧さは、法適用の不明確さやその説得性の欠如・不足を生み出さずにはいない。それゆえ、猥褻の規制の領域（主に刑法一七五条や表現の自由、それに条例も含めた行政規制に関連する領域）は、法的には安定しない、いわば不確定性が支配する領域の一つであるといつてよい。曖昧な規範、不都合な、あるいは合理的でない規範は争われることになる。たとえば、著名な浪曲師が吹き込んだレコードの著作権が争われたが、その音楽著作権を否定した桃中軒雲右衛門事件の後には、大学湯事件を待たなければならなかつた。猥褻規制が不確定な領域に存在するという点は、一つには、制定法や裁判所などの公式のルール・規範があり、これと先鋭的に対立する見解や意見に基づいた規範・ルールが存在しうることにある⁽⁶⁰⁾。

第三に、わが国の最高裁はじめ司法は、わいせつとは何かの法的判断にのみ目を向けすぎたのではないか。そこには、司法が道徳的退廃から社会を守らなければならないという、いわば性・道徳十字軍を以て自己を任ずるという道徳的積極主義に陥らざるを得ない。わいせつの定義・判断は司法に独占されているから、刑法一七五条は国民指導の理念・根柢となってしまう危険がある。そこには視点欠落があり、わいせつをめぐる議論は閉塞的な状況に閉じこめられているという指摘に端的に示されている⁽⁶¹⁾。

もう一つの視点とは何か。規制には、一般的に見てプラスの面とマイナスの面が絶えず存在する。刑法一七五条の規制のプラスの面は、わいせつ性を合理的に制限することである。マイナスとは、言論・表現の自由を制限することになることである。とりわけ、表現・言論の自由への関心の高いアメリカ法・司法では、後者の面への言及が多い。たとえ

ば、アメリカのミラー事件におけるダグラス判事とブレナン判事の反対意見は有名である。⁽⁶²⁾ 道徳的価値判断を入れた法的判断であるわいせつの吟味・解釈だけでは不十分といわなければならぬ。刑法一七五条の規制の根拠や理由がどこに存在するかを今一度再考する必要がある。⁽⁶³⁾ わいせつの判断だけでは、何をどう規制するのかの結論に至るのは、一般に不明確か、不合理なものとなる。

猥褻規制は、猥褻＝道徳的に害悪な、無益なもの、審美的に不快なもの、を公権力が探し回り、社会的悪のレッテルを貼ることによって成り立ってきた。しかし、刑法一七五条の法益が何であるかは未だに明らかにされてはいないか、いまだに議論がなされているという曖昧なものである。むろん、法益が何か、明確であることが望ましいが、明確でなくとも条文がある以上はその補完や実行は裁判所や警察・検察に委ねられているだけなのかも知れない。ともあれ、法益の明確さが欠如していることは、わいせつ性をいかように定義しても、説得的ではなく、不確定性を免れてはいないし、むしろ増幅しているといえよう。

これを受けとめて、有力な刑法学者はつぎのように指摘している。「日本の実定刑法およびその解釈が戦後の憲法による価値観の転換にもかかわらず、いわば上からの秩序維持、本罪〔刑法一七五条Ⅱ引用者注〕の場合については善良な性秩序の維持という観点に傾きやすく、文書による表現の自由という憲法的契機が希薄とならざるをえなかった点の反映と見ることができるであろう。」⁽⁶⁴⁾

猥褻の議論だけでは刑法一七五条を議論することはできないのである。わが国での刑法一七五条をめぐる多くの裁判例が「息苦しく」閉塞的であるのは、議論の展望が見えず、裁判所が猥褻なものは猥褻であると自同律的に判断し、宣言するものがそうであると決定されるからに他ならない。そこには対立軸が見えないのである。何のために猥褻を規制しているのが議論されなければならないはずである。

第四に、わいせつの法解釈や推論の中立性を疑う必要がある。法的安定性は司法が目指すべき目標ではあるが、現実的にみれば法的に安定しているものなどあり得ない。社会が変化し、また発展しており、そもそも法が依存している実態が動いている以上、ある時点では安定的に見えるものでも、たえず、不安定さ・不確かさの波によって洗われているようなものである。法的安定性それ自体が、一つのストーリーにすぎない。たとえば、D・ケアリズによれば、「…法的推論は、特定の法的あるいは社会問題に具体的、現実的な答えをもたらさない。法的推論は、合理的で、優秀な、かつまた公平な精神をもった人々がある特定の事件において特定の結果に導くような方法やプロセスではない。(中略)ある決定(判決)の究極の基礎は、その事件のコンテキスト、当事者たち、それに問題の本質を含めた、多様なファクターからなる社会的かつ政治的判断である。その判断(判決)は法的推論に基づいてはいないし、決定されていない⁽⁶⁵⁾」である。

裁判所の判決が権威的であるのは、政治的に認められた司法権から発せられているからである。社会のメンバーが正しいと合意しているからではない。⁽⁶⁶⁾

「(チャタレイ事件の)最高裁大法廷は、これまでの解釈をほとんど踏襲したのみならず、猥褻性判断に関するオルマイティがその手中にあることを宣すとともに、伝統的な、道徳的・社会的秩序維持者としての役割を再確認したのである。⁽⁶⁷⁾」そこで、つぎに、独占者による法的安定性の押しつけに存在する、ワイセツ判断の独占の弊害を是正する方策は何かが問われなければならない。

2 裁判所による「読者の優位」と複数の語り

チャタレイ事件において、検察側、被告人側、そして裁判所という、「わいせつ」をめぐるそれぞれの語りが存在

しており、また、それぞれ対立し、競い合い、どれが法的な判断として通用すべきかの議論が存在していた。

これが示唆するのは、司法ではどのように事件という物語が読まれ、また理解されるかということにほかならない。検察官や弁護士も言語活動によって裁判官を説得しようとする。書面で、また口頭の弁論で、あるいは文字からなる証拠書類などである。裁判官は当事者の主張・立証を聴いて、解決されるべき法的問題の最善の答え・判断を出そうとする。また、裁判官は、手元にある事件について、提出された書類を読み、何が問題かを吟味する。まず、事件の事実関係を把握するためには、事件についての理解が必要となる。つぎに、何がこの事件の法的な問題・イシューかを洗い出して、これに対してどのような解決や学説・立場があるかを理解しなくてはならない。その上で、判決を下すことになる。そこには、事件の事実を理解することには、裁判官である彼もしくは彼女なりに事実を「組み立てる」、つまりは理解するという作業プロセスが潜んでいるのである。事実関係の把握だけではなく、法律問題の扱い方また法的判断においても、認識や理解が必要であるから、事件がどのような「ストーリー」であるのかについて、ナラティブという作業がなされなければならない。ここでナラティブとは、物語をする、もしくはストーリー・テリングという行為である。司法制度が前提にしているのは、弁護士や検察官など法律実務家たちが、言語とくに法的な言葉を駆使して、また、先例や制定法などの権威ある法的なテキストに依拠しながら、裁判官を説得する、また、裁判官も言語を用いて当事者をはじめとして説得するというプロセスである。⁶⁸このように、法律にも言語作用とナラティブが必須であることは言うまでもなからう。

つぎに、物語にはたえず複数の語り・ナラティブが存在する。ある事件や訴訟においても複数の理解や把握があり、そこには原告もしくは検察、そして被告人（被告）、そして裁判官による、少なくとも三つの物語・ナラティブが存在しているのである。裁判や司法過程にもたえず複数の物語が存在しているのである。⁶⁹そこで、つぎの疑問が生じる。

伝統法学では、法テキストの優位が前提とされていたわけであるが、これは何を意味するのか。実際は、読者の優位が取られていたと考えるとよいのか。第二に、複数の読みや物語が存在するならば、唯一の正解(判決)はどのようにして存在しうるのか。第三に、なぜ裁判所の物語が優先するのか、その正当性はどこにあるのか、である。チャタレイ事件(最高裁)では、猥褻性の判断は「純客観的に、つまり作品自体からして判断されなければならず、作者の主観的意図によって影響されるべきものではない」とされた。裁判所は、作者の意図は問題とならず、作品の読みによって猥褻性の有無を判断するというのである。これは検察官の考え方も一致する態度である。ところが、一般に、法学では法条文や判例などのテキストを忠実に読むことが基本的な前提とされている。これはテキスト主義であり、とくに条文や判例などの法学テキストは国有の意味を讀者に強制するという「テキストの優位」の考え方が取られる。ではチャタレイ事件において、裁判所がテキストの優位ではなく、「読者の優位」に転換したのはなぜか。また、法学テキスト以外のもの、とくに規制の対象となる作品はむろん、被告人の行為や事実については裁判所が自由¹⁰といっても刑法の原則や条文の趣旨にしたがってという意味だが¹¹に読むという峻別論や二元論がとられていることを示すものであるか。法学テキストとそうではないテキストを区別して、異なった読み方をすることは可能か。それはまた何のためかが問われる必要がある¹²。

しかし、伝統的に法学においては、裁判官をはじめとする法律家は、事件の解決のために制定法の目的や条文の意図など起草者や立法者などの作者の意図や法律意思の探求に向かうのが通例である。つまり、彼らは、一般に法テキストの中に作者の意図・意思が存在していると考えており、これが法律・条文の意味を明らかにするものである。したがって、法律家は、この意図をテキストの中に、中立的また虚心坦懐に探求することが求められるのである。つまり、伝統的な法律世界では、強制的テキストが存在し、読者の死があるのみであるとされてきた。ところで、罪刑法定主義を謳い、

条文や法律の目的に忠実であると思われる刑法にあつて、とくにわいせつ規制の領域では、条文や目的・趣旨にあまり固執せず、自由な読みを法解釈者である「読者」が行っているのは興味深い⁷¹。チャタレイ事件の裁判所は、作者であるロレンスの意図通りには、この小説を読まなかつたのである。チャタレイ事件の裁判所も法学テキストの優位という法学的建前とは裏腹に、実は文学理論に沿った読み方をしていたのである。そうであるならば、なぜ彼ら裁判所の読みが通用するのだろうか。

理由の一つは、前述したワイセツの判断の仕方にある。繰り返すことになるが、刑法一七五条の「わいせつ」に関する立法者の考えや立法の沿革史などはほとんど考慮されていない。また、「わいせつ」判断が社会通念というフィクションに依拠しており、さらにそれを裁判官が独占して判断するという構造になっているからである。第二に、現代の問題であるワイセツ規制のインターネット関係への最近の応用を見ても、有体物や電磁的記録などへの適用では、裁判官や法的判断者の自由な読みが肯定されている。これらから、裁判所や検察官の読み方は、文学理論という「読者の優位」にあるといえよう。法学はこれまで制定法や判例など法学テキストの優位や強制的テキストの立場にあると考えられたが、実は作者の死を肯定していたのである。

しかし、つぎの反論もありえよう。それは刑法でもワイセツ規制の領域に限定された方法で、例外的または特殊的にすぎないのではないか。刑法領域のすべてを精査したわけではないので不明だが、この領域に限定されたものではないと考えられる。つぎに、法学者や裁判官たちは、いわば読みのモードを変更して読んでいるのではないかとこの反論もありえる。つまり、制定法や判例など法学テキストについては、テキストの優位という立場で読んでおり、その刑罰判断の対象となるテキストや行為については、読者の優位というモードで読んでるのであって、使い分けているのである。しかし、対象となるテキストによって読み方を使い分けるといふ点は疑問であろう（後述三・2（2）参照）。

本チャタレイ翻訳本をめぐるもう一つの語りあるいはオリジナル・インテント（原意図・原意思）はどこにあったのか。伊藤整は当時すでにロレンスの研究者・翻訳者でもあった。彼は原書の著者であるロレンスをよく理解できる立場にあった人物の一人でもある。この点こそは、伊藤整やロレンスなどの研究者である文学者などの研究がなされてきた領域である。第一審の第一回公判から、検察の起訴状におけるワイセツに対する考え方に疑問が出された。それは、中込検事が起訴状で「牝大神」の有夫の「コニイ」とした表現に関して、福田恆存特別弁護人から、世俗的に牝犬から連想される「インワイな女」（コニイを指す）ものとして使われているが、「牝大神」とは *bitch notes* のことで、ロレンスの作品の中では「男性にとつての世俗的な成功」を意味するものであるのに、検察官は誤解しているとの指摘がなされた。⁽⁷³⁾

つぎに、『チャタレイ夫人の恋人』の性描写の特質⁽⁷⁴⁾は、記録によると被告人伊藤整自身の反論書である。検察の二カ所に及ぶワイセツの主張に対して、翻訳者伊藤自身の反論や説明が欲しいと裁判官の間でも希望があったようだ。⁽⁷⁵⁾ 雨の中で森番人のメラーズとコニイが出会う場面がある。伊藤は、「ここは生命そのものの祭典として、極めて美しい部分を形成していることがわかるはずである。「動物のようになし終えた」というのがいやらしいと思うのは、この形容に対する特定道徳からの反感にすぎない」という。「性はこの作者にとつては人間存在の意義の中心点であり、社会に対しては、正しい性関係が「金銭と機械と、全く猿のような無自覚な世界に対する戦いとなる」という風に意識されている。作者の言おうとしている思想が性行為の新しい認識に基づいていることを、我々は明らかに見て取ることが出来る⁽⁷⁶⁾」と結論している。

また、亀井秀雄氏は、最近になって発見された、伊藤整自身が裁判対策としての必要から研究した書込みのある新資料の分析から興味深い検討をしている。その一つは、伊藤整自身が裁判の過程で作者ロレンスおよび本件作品の理解を

深めていったことである。たとえば、検察側はつぎのように主張することによって、本件作品の猥褻性を明らかにしようとした箇所の一つである。すなわち「完全なる男女の結婚愛を享樂し得ざる境遇の下に人妻コニイはマイクリスとの私通によつてこれを満たさんと企てたが、本能的な衝動による動物的な性行為によつても自己の欲情を満たす享樂を恣にする⁽⁷⁷⁾ことが出来ず反つて性欲遂行中の男性に愉悅の一方的利己的残忍性すらあるを窃かに疑い失望した」。これに対して、伊藤整は、「コニイの精神的なトラウマを中心化することで、その後の展開を、メラーズによるトラウマの癒しや、性と愛の一致による『生命そのものの祭典』⁽⁷⁸⁾という、再生と至福の物語として整理していった」とするのである。

また、右の検討によると、伊藤が裁判という過程の中で、当初は弁護団と同じ次元において、何が猥褻かそうではないかの判断の議論の中にいたが、彼はさらに進化させて、「性の存在論と言うべき言説領域を開いていった⁽⁷⁹⁾」と評価されている。かくして「この新しい言説領域の創出なしには、性を政治状況のメタファとする大江健三郎の作品を受け入れる、文学的公共圏は生まれなかった。また、谷崎潤一郎をすぐれて現代的な小説の書き手と評価する、伊藤整自身の新しい批評視点も生まれなかった⁽⁸⁰⁾」のであるという。

3 情報としてのポルノ・ワイセツと規制

わいせつやポルノの規制に関して今日も議論があるが、とくにアメリカのフェミニズム法字、とくにラディカル・フェミニズムにおいては、ポルノグラフィの法的規制を実現しようという動きがある。すなわち、アンドレア・ドゥオーキンやキャサリン・マッキノン⁽⁸¹⁾は、ポルノは公民権を侵害するものとして、これに対して法的規制をすべきだと主張するのである。これは今日におけるポルノ規制の強力な主張者といえるだろう。実際にミネアポリスやインディアナポリスなどの市では条例の制定を企図する運動やカナダでもワイセツ規制に大きな影響を与えるまでに至っている。彼女らの

ねらいはポルノに關してであるが、現在、法的規制をより積極的に活用しようとする点で注目に値する。

マッキノンによれば、「社会は言語から成り立つており⁽⁸¹⁾、言語は抑圧の基礎を提供しているとされる。言語の抑圧的諸形式のうちでもっとも効果的であるのがポルノである。ポルノは、女性の劣位性(男性に比較して)と男性への従属を伝達しているのである。かくして、ポルノは、ジェンダーの不平等を構築するのに中心的な役割を果たしているとして、「攻撃」されるのである。ただ、フェミニズム法学といっても多様であるから、ポルノは法的規制すべきというのが異論なく了解されているわけではない。⁽⁸²⁾ マッキノンの主張はつぎの点にある。一つは、ポルノは強姦(レイプ)をするようにし向けるものである。第二に、ポルノのモデルや女優は、ポルノ本や映画のプロデューサーに虐待され、また搾取されている。第三に、合衆国憲法第一修正にもかかわらず、裁判所はポルノの展示(ディスプレイ)の使用を許している。第四に、ポルノは、言論の自由と結びついた社会的便益を何ら有していない⁽⁸³⁾という。

右の主張に対しては種々の反論があり得るが、ここではリチャード・ポズナーの批判を見ておこう。マッキノンの主張に対して、ポズナーは、まず、ポルノは強制的セックスの代替・補完物であるという。つぎに、ポルノモデルや女優の搾取は、ポルノの違法性の人工的産物である。それは、経営者による不法移民労働者の搾取に似ているという。あらゆるポルノが合法化されれば、これらの女性たちは、合法化以前の状態よりもより良くなるという意味において「良好する」であろうという。第三に、ポルノが職場でなら、費用は高いが、他の場合でなら低いし、また間接的であるという。第四に、ポルノは、その消費者には便益もたらすが、重大な外的便益をもたらすものではない。⁽⁸⁴⁾

ポズナーは、言論の自由とその制限においても、いわゆるハンド公式を適用できるとしている。ハンド公式はBへP×Cであるが、Bは国・政府の介入行為によって思想の蓄積が(stock of ideas)が減少することによる費用(コスト)を示し、Pとは、スピーカー(話し手)によって強調された犯罪が生じる蓋然性(可能性)と定義される。さらに、

しとは、犯罪が生じたことによる社会的費用である。そこで、かりに、事件において、B・H・P・Cであるときには、思想の蓄積が減少する費用が、犯罪が生起することによる費用よりも小さいのであるから、国や政府がスピーカーに対して措置をとることが効率的であるということになる。⁽⁸⁷⁾

情報が公共財であるために、情報の価値は市場においても、また政治的にも低く評価されることになりがちである。たとえばフリー・ライダーの存在など、その公共財的性格によって、情報は市場では一般に過少生産されることになる。しかし、市場では最適な量の情報が生産されない、つまり過少生産になるにもかかわらず、政治プロセスでは、むしろ情報を過度に制限しようとする傾向にある。一般に政治家は反対の見解や言論を抑制するインセンティブを持っている。情報の生産者は一般に、情報に対する規制については十分にロビー活動して保護しようとするインセンティブを持たない。言論が政治的なものであるほど、これは弱くなる。また、議員や既存の政治家たちは、自分たちの利害を立法的に保護する政治的回路や手段、ノウハウに詳しい。⁽⁸⁸⁾このため、彼らは過剰な規制をする傾向がある。

このような状況において、公共財としての情報を位置づけることは、反対に、言論や表現を規制しようとする議論に對して、これを強く保護すべき理論となりうるのである。憲法理論においても情報の公共財の理論は、分析的にも中心的な役割を担うことになる。⁽⁸⁹⁾より具体的に見ると、まず、言論や表現の自由の保護の中心的な対象が、政治的言論であることはつとに指摘されてきた。⁽⁹⁰⁾政治的言論を規制すれば、これらに関わる言動は萎縮することになるから、これを憲法上保護することが必要になるのである。

つぎに、ポルノグラフィやわいせつ文書や図画の場合は、政治的言論とは異なっており、これらは一般に価値がないとも、あるいは有害とも言われそうである。ポルノはほとんどの場合、直接の購入者にとって意味があるが、第三者に伝達されるべき事実や考えなどはほとんどない。エロティックな内容のものは、直接の購入者にとって意味があるだけであり、

第三者への便益はあまりないといえる。この意味で、ポルノも通常の消費財と同じように見ることができるとは。したがって、ポルノだけが過剰に規制されていい訳ではない。通常の消費財と同じように扱えるという意味ではポルノを言論（スピーチ）の一形式として扱う必要はない。⁽⁹¹⁾ かりにポルノやわいせつ物を価値のないものとして規制するとすれば、それにつれて表現行為への意欲低下などによって、結果としてより高い価値をもつ言論までも減少させることになることにも留意すべきであろう。

ワイセツ事件と比較的近いと思われる、いわゆる国旗焼却 (Flag burning) 事件を取り上げてみよう。チャタレイ裁判でも、「春本・エロ本の類（たぐい）……カストリ雑誌云々」と文学作品とを区別・峻別するような考え方は、被告人側にも、検察官側にも、裁判所にも散見されるものである。前者は価値が低いから、文学作品とは異なつて扱うべきだという価値観に基づくものであろう。わいせつなもの嫌らしい・下品なもの、見たくない・読みたくない、嫌悪する、役に立たない・メリットはない、規制されて然るべきであるということになるのだから。マツキノンらが主張するように、社会的便益もたらず、また役に立たないものは、当然に規制されてしかるべきなのであろうか。

国旗を焼却する行為は、それが意思表示として、あるいは政治的メッセージとしてなされる場合には、国民や国全体に対する敵対行為を示すものとしてなされることが多い。したがって、愛国者にとつては、有害な⁽⁹²⁾ (offensive) 行為として映るだろう。ハンド公式では、国旗を意図して焼却するのだから、P11であり、しも些細なものではない。ゆえにP×は大きいと考えられる。他方、愛国者側から見れば、国旗焼却者は、国旗を焼くという手段よりも、他の手段で自分の意思を伝達できるし、また表現することも可能であるから、Bは一般に低いか、ゼロにすぎないともいえる。とすれば、国旗焼却の場合は、つねにB∧P×となるのであり、国・政府は国旗焼却する行為に介入して差し支えないという結論になる⁽⁹³⁾。

しかし、第一に、上記Bについては、これが必ずしも無視できるほど小さいことにはならない。というのは、言語よりも映像などの表現行為・パフォーマンスや示威行為の方がメッセージとしての影響力は大きいから、Bはもつと大きいと評価できるだろう。しかし、その場合でも、言葉によるメッセージだけよりも国旗焼却行為がより大きな影響力を持つと見ても、なおB<A<Cであるかもしれない。

第二に、この点で前述した市場における情報の供給と最適性に注意する必要がある。市場では、思想は過小にしか生産されない。つまり、ある思想や考え方にフリーライドすることが可能であるために、情報は最適なレベルまでの生産が望めない。だれも情報を生産しようとしなからである。国旗の焼却を規制すれば、言論は萎縮して、さらに情報は提供されなくなるという悪循環に陥ってしまう。この点を評価する必要があるので、Bはさらに大きく評価されるべきと考えられる。⁽⁹⁴⁾

第三に、考え方や思想それ自体に価値がない場合でも、それが人々の選好を明らかにしたり、また将来における行動を解く鍵をもたらす場合には、かなりの価値を持つことになることができよう。これらに注意を払わなければ、国は国民の要望に応えるようなサービスを提供することができなくなる。また、そのようなサービスを提供しなければ、政府は国民の要望や意見には全く無関心か、あるいは政府として機能しなくなり、崩壊することになる。⁽⁹⁵⁾このように、国旗焼却という表現行為は、憲法上保証されたスピーチ（言論）といわなければならない。

以上から見るとき、わいせつ物に関しても、一般に規制は好ましくないと見えよう。害のない娯楽雑誌やあけすけな情報のものを読むことを大人から奪うことの費用は、子どもたちをそのようなものに曝さないようにすることの便益と比較されなければならない。⁽⁹⁶⁾

なお、今日における文学とくにテキストに対する“検閲”の衰退傾向は、今日、文学の影響が比較的小さくなって

いることを示している。一つは、教育が高くなることによって、人々がより批判的な読者となりうる素地ができてきたことによる。⁹⁷ 第二に、印刷されたものの、メディアとしての価値が減少してきたことによる。これに替わって映像や写真、デジタル化された情報など、いわば印刷物の競争メディアが登場してきて、これらがさらに重要性を増している。わが国の規制もこちらの方に重点を移しつつある。⁹⁸

三 〈法と文学〉としてのチャタレイ裁判

以上まで、裁判所によるわいせつ概念・定義とその判断には、社会的安定性をもたらすといえるほどには説得的ではないことが明らかになった。第一に、わいせつの司法(法的)判断はたえず不確定性が付きまとい、そのゆえに司法の権威に依存するだけではかえって硬直・拘泥したものとならざるをえず、法規範としては説得的ではない。第二に、法のナラティヴという側面、つまり「法の文学性」という面を再評価すべきではないかという課題が示唆された。つぎに、〈法と文学〉研究は、伝統法学の問題点を是正して、具体的に法学にどのように寄与できるかを検討する。

1 法のロゴセンチュリズム(理性中心主義)とチャタレイ裁判

チャタレイ裁判では、わいせつが人間を動物と化し、その理性を喪わしめる点が強調された。チャタレイ最高裁大法官は、「猥褻文書は性欲を興奮、刺戟し、人間をしてその動物的存在の面を明瞭に意識させるから、羞恥の感情をいだかしめる。そしてそれは人間の性に関する良心を麻痺させ、理性による制限を度外視し、奔放、無制限に振舞い、性道徳、性秩序を無視することを誘発する危険を包蔵している。……性道徳に関しても法はその最少限度を維持することを

任務とする」⁽⁹⁹⁾と述べて、法がいれば「理性の言語」であり、その守護神であるべきことを疑わない。そこには法の理性中心主義の観念が強く見られるのである。法が理性に基づいた営為や学問であることを言うためにはどこがどのようにであるのかが明らかにされなければならない。とくに裁判所による法的判断の場面においては、論理的帰結、判断の客観性・解決の妥当性、さらには法的判断の真実性や一貫性などが強調されてきた。ここではわいせつ判断と関連の深いと思われる真実性と客観性に触れる。

前述までの分析によって、第一に、刑法をはじめとして近代法が持つと考えてきた法解釈の客観性の存在は、ことわいせつ判断に限ってみても懐疑的であることが明らかになった。わいせつの定義とその判断は、裁判官や検察官が思っているほどには客観的ではない。これまでに明らかにしたように、それは不確定であったり、不安定さ・不確実さをもたらすものであった。真実性またつきに触れる客観性も「解釈の産物」にすぎないし、⁽¹⁰⁰⁾法学における偏見の一つである。ナラティヴ法学はこの点を明らかにするものといえる。

第二に、法的ディスコースにおけるわいせつやその法的規制に関して語られる公式の物語には、そこに考慮されていない人々やグループの観点が入っていないことが明らかになった。裁判所の判断や判決は、一つの特権化された読み、もしくはストーリーに他ならない。しかし、それと相争うストーリーや解釈は無数に存在しているのである。それゆえ、わいせつに關しても法的判断としてある一つの見解を採ることは一つの政治的かつ価値的な判断をしていることに他ならない。法解釈の適用について直接の有資格者は、正当である、あるいは妥当であると装う特権的な解釈をしているにすぎない。いうまでもなく、この社会に公式なものとして通用する見解は政治権力がそれを国民に受け入れるように要請するがゆえに存在しうるのである。

しかし、それとても永遠に存立しうる規範であることはごく稀である。人々の考え方や社会の変化においては忘れら

れ、改められ、新たに確立されて行かざるを得ない運命のものである。この意味で「法と文学」は、人々や社会の変化に応じてゆく視点やストーリーを法に提供しうるのである。

第三に、裁判所が論理的に解釈した判断や結論が真実であるならば、それに越したことはないが、つねにそうであるとはかぎらない。裁判過程そのものは議論のプロセスであり、議論に優位した側が裁判に勝つというシステムである。それは真実を発見するプロセスではないからである。しかも、このプロセスは、労力・資金、当事者はじめ裁判官の能力それに時間とも限られているのである。たとえば、田中耕太郎最高裁判官時代の判決には有責配偶者の離婚請求を否定した判例があるが、このルールが真実であったかどうかは疑問であった。⁽¹⁰⁾

つぎに法的判断の客観性についてみるならば、わが国の法学では、判決が有資格の解釈（判断）者の手になるものであるがゆえ、かつまた、司法権力（それはとりもなおさず国家権力）を背景に持っているものであるがゆえに、これは客観的であると見られているし、またそれが今日でも根強く擁護される傾向がある。判決も裁判官という作者の手になる一つのストーリーにすぎないものである。ある判決の解釈や推論が客観的であるかどうかを判断することは、一般には困難な作業であるが、つぎのような見解がある。

「裁判は主観を生じる。裁判官が事件の事実について知らされているときは、彼はそれらに反応する。彼が上訴裁判所の裁判官であるならば、彼は、当事者たちのオリジナルな現実から、幾分か離れた事実状況に反応することになる。そして、彼自身の意見は本件をさらに擬制することに奉仕するのである。しかし、彼は、現実の事件の影に少なくとも反応しているのである。（意見を）書き始めるや否や、彼は自分自身の主観的なアプローチを以て、当該事件に色づけをするのである。彼が事実を表現することによって、以前の視点と同一とはなり得ない、法についての視点が生み出される。⁽¹¹⁾」

さらに、法は確かにルール（規範）の体系であるが、法制度や法原理を理解するには、法の中にいるだけでは可能ではない。むしろ、それは社会的、経済的、歴史的、哲学的なコンテキストに依拠しているといわなければならない。

このような法の理性中心主義とそれがもたらす弊害を除くために、〈法と文学〉はどのような寄与をなすことができるか。第一に、法もまた言語から成り立っている。法学テキストの解釈は、文学テキストの解釈に近い、あるいは同じものではないか。R・カヴァーは、法そのものが解釈されるべきもう一つのストーリーにすぎないという⁽¹⁰⁾。また、法とはそれ自体ストーリー・テリング（物語）の特別な形式にすぎない⁽¹¹⁾。それゆえに、ストーリー・テリングは、個人的経験を記録し、また法言説が被害者のストーリーに目を向けてこなかったことを明らかにすることが可能となる。

法の本質はナラティヴ（語り）にある。物語・ストーリー・テリングは、法の実践や法的思考の中心的な要素である⁽¹²⁾。法もまた一つのナラティヴであることは、法や法学テキストがあるイメージに依存していることを示している。それは、法が依って立っている基礎を強固なものとしており、また法の統一性や一貫性を確保するためでもある⁽¹³⁾。これは、逆に見れば、法が持っているイメージが変化すれば法や法テキストもまた変容せざるを得ないことを示している。法的イメージもまた変化するものである。

また、メタファーやナラティヴは、法的な物語の知的分析に従事する仕事にも関連している。ナラティヴを重視するナラティヴ法学は、伝統的な法や法的判断の客観性の主張を攻撃することによって、伝統的なモダン法学の公式的な解釈スタイルを批判する重要な手段となっている⁽¹⁴⁾。また、この面での〈法と文学〉は法言説の内部において法について述べられた公式のストーリーにおいては、考慮されていない人々やグループが持っている観点などを取り込むことを可能とすることによって、これまでの法学の改善につながりうる。

第二に、これに対して、「法と文学」には、法律に本質的な議論はいうまでもなく、変化する新らしい知的生活に対

応するような、*「新しい物語をする」*というプロセスが含まれている。このように、法律家は、伝統的法学に欠けている、あるいは喪われている異なった声を掬い上げるものとして、この方法を用いることができる。この点で「法と文学」の寄与は、法理論、法学教育レベルでも主要なものとなりうるだろう。

2 特権的解釈と交わらない言説

(1) 読者としての裁判所

チャタレイ事件においては、検察官はじめ裁判官も、ロレンスのこの小説の読者にすぎなかった。ただ、強大な権力をもった名だたる読者だった。伝統法学は、立法者意図や法律意思説などに見られるように、(法) テクストの作者がテキストの意味を所有しており、それを読者に指図しているという考え方をとってきた。作者はテキストを作り出し、読者が意味を探り出すのである。しかるに、チャタレイ事件の各裁判所は、いともたやすく作者の死を肯定し、テキストや読者の優位を肯定した。作者ロレンスの意図、またそれに近いと思われる翻訳者伊藤整の意図は、裁判においては退けられた。だとすれば、法律や条文の解釈・適用においては、テキストの優位が存在し、規制の対象となる小説作品を読む場合には、作者の死つまり読者(＝検察や裁判所)の優位が当然ながら肯定されるという、二元論ないしは峻別論に立っているのだろうか。

また、このような態度が、*「わいせつ法」*に関する裁判所や法律家の一般的な態度だとすれば、法学テキストも読者優位で読まれていることを前提にしなければならない。そして、それは文学批評理論とも軌を一にしていることを再確認する必要がある。それには、立法者の意図を明らかにすることを伝統的に前提としてきた態度変更のみにとどまらず、法解釈そのものをテキスト中心ではなく、読者の優位の観点から再構築する作業が必要になるのである。¹⁰⁸

なぜ法では伝統的に「テキストの優位」を言ってきたかという疑問がある。一つは法にまつわる政治的なものである。もう一つは、主観を客観と装うためである。前者はいうまでもないことであろう。司法の判断は、正当性を有するものでなくてはならない。そして、それは権威的、命令的でなければならない。そのためには判決など法的意思決定が個人の主観からではなく、公式のテキストから導き出されたものであることが必要なのである。司法判断や法解釈では合理的にかつ精査・吟味して、正しい結論に至ったと考えられるものでなければならぬとされてきた。

裁判所が出した結論において、なお意見の不一致や残された議論が存在していたのでは、法的判断そのものへ懐疑を生じるからである。そこでは一つの正しい結論が存在するのであって、他の語りやストーリーの存在を否定するのが望ましい。もしそうでないならば、法的判断は意味不確定あるいは決定不可能の暗い深淵へと落ちざるを得ないことになる。言い換えるなら、それは法自身の虚構性と恣意性とをさらすことになるからである。後者の面は、裁判所の判断も社会的選択のひとつであるが、それには必然的に政治的あるいは道徳的価値判断を伴わざるを得ない。したがって、法解釈者である裁判官は一つの政策決定者として、自分たちのなす選択や決定の基礎となる何らかのものが欲しいのである。判決が主観的判断ではないように装うために法テキストの検討から抽出されたものであることをいうためである。

法における「読者の優位」の意義についてはどうか。むろん読み方自体にも曖昧な領域が存在するが、法において読者の優位を認めることは必要なのか。それは、厳格で、正確でなければならぬ法テキストの意味を曖昧にし、相対化するのではないか。しかし、肝腎なのは、なぜその当該の言説や物語が選択されるのかの判断プロセスと議論に目を向けることなのである。チャタレイ裁判の法的結論やわいせつの定義が複数の見解や物語の内の、一つにすぎないことを視野に入れることが重要なのである。そこでは、法解釈という行為は、権威に装われている社会的選択の一つであるという念頭に置く必要がある。

(2) 法学テキストと文学テキストの峻別

法律家・法律実務家は、法律問題を分析し、法的な意見を形成し、制定法を解釈し、判例を一致させたり、また区別したりして実践する。ある法理についてその政策的な正当性を提供したり、裁判官などの法的意思決定者の行為を予測したり、顧客にアドバイスしたり、その法的な立場のために説得的な議論を展開している。⁽¹⁰⁾そこで重要なことは、その法的議論が説得的であることと、また、どちらかという旧来の議論を整理して詳細に類型化して、裁判所や有力な法律家などの司法上の権威に依拠するやり方が多いが、法らしい形式を備えていることである。そこには、発見や創造の過程というよりも、議論を整理して絞ってゆく手法が大事であり、新しい議論の方法はあまり好まれないのである。しかし、現代社会の変化や人々の意識のたえずなる変化を考えれば、このような法学の方法にはたえず限界があることはいうまでもない。⁽¹¹⁾

チャタレイ事件における中込検事や各審の裁判所の言説と訳者・伊藤や多くの文学者たちの言説とは相容れることなく、両者の言説は交わることはないのだろうか。しかし、諦める必要はない。第一に、いうまでもなく法は言語から成っているという事実である。言語の使用にはたえずなる世界の再構築や再テキスト化が必要になるのである。⁽¹²⁾読むことは経験やテキストとの相互作用（インタラクティヴ）であり、また、広く社会や人生経験との相互作用でもある。言い換えると、ガダマーが言うように、過去の地平と現在の地平との融合があるのである。テキストは、文化との絶え間ない相互作用であり、これによってテキストの意味は明らかにになる。したがって、法学テキストや法言説だけが社会と没交渉で、不変な存在であるとは考えにくいからである。

第二に、解釈は変化する。法解釈といえども時代の産物であることは今日誰も否定はしないだろう。法解釈はたえず変化するのである。ある解釈によってオリジナルな意味が与えられたならば、それがどこまでも後世の解釈や判断を拘

東するというのには一面的な見方にすぎない。法解釈は発見と創造の両方でなければならぬ。そこには単一のオリジナルな意味など存在しないのである。⁽¹³⁾ 解釈の変化をもたらし実態としての社会もそれ自体また変化するのである。社会の変化は技術革新によることも多いが、それとても多くは言語作用を通じてである。

第三に、ナラティヴあるいは物語の力が存在する。デイルガドローはつぎのように述べている。「法的かつ政治的ディスコースが起こりうる背景に関する諸前提や、受け入れられた英知、それに共有された理解といった思考様式を破壊する強力な手段となりうる」という。⁽¹⁴⁾ 他方、文学上の言説も固定的なものではなく、たえず争いの場にあるといつてよい。法学における言説は權威に従うが、これとは違って、文学上の競争の場は市場の概念のように分権化されたものである。⁽¹⁵⁾ このように、ナラティヴは、客観性の主張を攻撃することによって、法のモダニズムが持つ、形式的な解釈スタイルを批判する、重要な媒体となりうるのである。

ところで、法がナラティヴであるとしても、法や法律家が関心を持つているのは、法的言語もしくは法的主題や思考であるという反論がある。しかし、第一に、法は、自らが作った法的ストーリーにのみ依存できるわけではない。法的ストーリーは現実世界にそれが関わるものである以上、たえず現実の変化に対応して再構成されざるをえない。言い換えると、それはつねに新しいストーリーに依存せざるを得ないのである。ちょうどわいせつ概念をある特定の時期の「社会通念」によって定義付け得たとしても、わいせつを支える意識、価値観、それにメディアや技術の進歩が絶えず変化する限り、わいせつ概念もまた一定ではあり得ない。プライバシー、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)など、多様な声や経験を、取り入れ、また聴くことによつて、法は新しい時代への対応をしてゆかざるを得ないのである。このように、文学的ストーリーと法的ストーリーとを区別しようとする試みは不可能である。法そのものが言語的構成の一つにすぎないのである。この意味で、法は特権化されたテキストではない。

第二に、一般に、法は現実世界を支配し、君臨するものとして考えられがちである。そのために法は万能と見られたり、法学にはほとんど無限のものが蓄積されていて、新しい時代や問題にオールマイティのように振る舞うことができると考えられがちである。しかし、それはいわば法学の思い上がりにすぎない。これに対して、ナラティヴは、多様性、声なき声、掘り起こし、などの機能を担いうるから、「法と文学」は、法的規制の対象として文学を見る、もしくは読むのではなく、広いコンテキスト・文脈の中に作品を入れて読むことを可能としている。

「法と文学」は、このような法の一面的な見方や規制としての対象としてしか見ない傾向を改善するものとして存在しうるのである。一方で、法の抽象的な言葉や理性の信奉という好みに対して、そこから漏れ落ちた、また無視・軽視され、さらには否定されてきたものに目を向けることができるのである。他方、それはまた単に「落ち穂拾い」的な、周縁的で補完的なものばかりではなく、中心的なあるいは法の確固たる基礎として考えられてきたものへの懐疑を抱かせ、根本的再考や再構築を促す契機となるものである。このようにナラティヴは、現実世界の社会的構築と見られるのである。⁽¹⁷⁾

さらに、チャタレイ事件とその後の「わいせつ」事件の判決は、法的判断がきわめて直感的であり、そのために解釈という名の下でなされた法的判断の大部分をレトリックに頼らざるを得なかった。わいせつ判断は、論理・ロジックで判断されたものではなかった。また、この判断は、過去の蓄積である同種同様な事件の判決からの演繹的な方法で得られた結論でもなかった。ここでは、法的判断は過去の事例からの経験的な論証によっても判断できなかったのである。この点で、レトリックそのものが法においても重要であることは、法律家といえども否定はしないだろう。法がレトリックの面を持ち、これに頼らざるを得ないことは、文学研究がこの点でも法的判断や法学の理解そのものにも十分に寄与しうるものであることを示しているのである。⁽¹⁸⁾レトリックそのものは、聞き手を効果的に説得する方法でもあるが、

当該の事件で解決されなければならない本質的問題の判断を回避する手法ともなりうるのである。

(3) 法的答え

文学理論を用いて、法的な結論や正しい答えに至ることができるか。一つの正しい結論に至る明確な方法や判断基準は存在しない。この意味においては、「法と文学」は解釈的な懐疑に立っているといえるだろう。ある規定や判例ルールが曖昧であれば、この法テキストを解釈する解釈者自身の好みや価値判断が法解釈の中に入り込む。チャタレイ判決でも、刑法一七五条の「わいせつ」概念は曖昧であるし、また、その判断基準とされる「社会通念」それ自体も、前述のように、不確定であった。ならば、最高裁の判事たちの個人的な―それは政治的支配階層のそれと共通する―価値観や性道徳・秩序観などに関する好み・価値判断が入ったものと見うるものである。

問題は、さらに、このように法解釈が個人的好みや価値判断に帰せられるとすれば裁判所をはじめとする「司法権力は独裁に相当する解釈を強制することができることを意味する」⁽¹⁰⁾ことになることである。とすれば、刑法にしろ、憲法にしろ、「条文は裁判官の個人的な好み・価値を強制するための正当化として使われかねない」⁽¹¹⁾のである。

「伝統法学では、法的決定は制定法の条文や先例などの権威あるテキストの解釈に依拠していると考えられてきた。しかし、「法と文学」では解釈とは、自己と状況との、解釈を必然的に伴うより広い作業として理解される。このため、法解釈は、伝統法学のように、権威あるテキストの解釈によるのではなく、役割、社会的実践、文化的なアイデンティティーの意味にかかっているのである。そして、それは、絶えず文化的なコンテキストを再形成し続けているのである。法と文学はより大きな文化の一部として法を解釈・評価することになるのである」⁽¹²⁾ そのための方法や考え方、ここではわいせつに関するナラティブの力を信じるほかはないように思う。そのためにも「法と文学」の研究方法を取り入れ

ることが重要となろう。

(4) 理性の言語と道徳

まず、法は理性の言語である面が強調されてきた。チャタレイ事件の各判決をはじめわいせつ判断には、必然的に道徳的評価や審美的な視点が入らざるをえない。伝統法学にとっては、「言語は理性による議論のためのルールでなければならぬ。このため、他者を説得しようとする者は、理性的議論に依拠せざるをえないのである」⁽¹²⁾

「法と文学」の論者のなかには、一般に文学作品の読者やその一部である法律家の道徳を向上させようとする見方もある。むろん、作家や文学者が道徳的に優れているのではないが、この面は、法を道徳の最小限度とする多くの法律家の考えと相容れるから、わいせつ判断など改善を促す余地があるといえるだろう。

つぎに、前述のように、近代では人間は合理的に欲望をコントロールすべき存在とされた。このため道徳や法はエロスや欲望を支配・コントロールするものという意識が強かった。欲望は人が本能的に振る舞うこと、また性的な動物であることを肯定して、理性が感情や欲望に屈服するものと考えられた。ことに性的欲望であるエロスは、人の身体と結びついており、ときに常軌を逸したものとなり得、男女や社会の階層を問わずに広がって行く傾向がある。さらに、これは社会の正しく築き上げられている文化や秩序・制度にとって危険な存在となりうる。かくして反文化、反社会的な要素を持つエロスは社会の大きな不安定要因となり、社会秩序の安定性を破る強力な源となりうるのである。それは各人が理性的・合理的に自己をコントロールするのが正しいという人間性それ自体を脅かすものとなりうる。それゆえに、法という道具を用いて、社会の安定性をもたらすためには、これを監督し、支配下に置いておくことが重要となる。かくして、法は一定の性的行動を禁止したり、処罰したりすることで欲望を監視し、また、ある場合には他の性的行動を

一定程度有すことでこの欲望をコントロールしようとしてきた。⁽¹³⁾このような意味において、「エロティックな劇また作品は動物と人間との区別をなくするような作用を持つのである。再生産を考慮せずに性的行動に走ることは、文字通りに欲望に身を委ねることであり、成果なしに出損する無駄な行為に他ならないという倫理的評価が与えられるのである」⁽¹⁴⁾

以上は法の理性中心主義の特徴を示しているが、法が理性性に基づくものであるとするのは一つのストーリーにすぎない。今日の私たちはより現実の人間を知る方法と考え方を持っている。法は多様に变化する私たちの生活や行動を規律するために、抽象的とならざるを得ない面があり、その意味で、私たちの日常生活から分離しているところがある。これに対して、文学は法が抽象化して曖昧にしたものを明らかにすることによって、法と私たちの日常生活とのギャップ（乖離）や法に必然的な曖昧さを再び明らかにしうるのである。法は、齟齬なく統一的・画一的に解釈・運用されることを目指すのに対して、文学は、私たち自身や日常生活、そして世界そのものの複雑さを明らかにする役割を果たすのである。これらの面を明らかにすることによって、文学研究は变化する日常や私たちについて再考し、また改善する機会を提供しているのである。

おわりに

チャタレイ裁判における司法・裁判所のわいせつ判断も一つの見解に過ぎない。それは、判断者のモラルをはじめとする価値判断や法学観・政治的立場に基づいたものである。今日まで約五〇年、この見解が唯一の公式のものとしてわが国社会に法的安定性をもたらしたとはいえないことは、その後の幾多の訴訟事件が提起されたことでも明らかである。この見解をはじめとしてこれまでの考え方も、さらに多くの語りの出現によって争われるべきである。

つぎに、法学に唯一の正しい答えなど存在しない⁽¹²⁶⁾。また正解が言語作用を駆使することによって求められ得るとする態度も改める必要がある。むしろ、複数の解からなぜそれが司法の解として、社会的に正当化されるかのプロセスや議論に目を向ける必要がある。法学において法学テキストの優位が太前提であるかのように説かれてきたが、ここわいせつ規制の領域においては、それは採られていない。法学のテキスト主義は裁判所や法的判断者といういわば、特権的な法的「読者」の「自由な」読みを、さも客観的なものとして装うための取繕いに近いものである。

第三に、あるトピックを用いた法の研究は、重要な法学教育となりうる。法的なトピックを研究することによって法文化を学ぶことができる。「法と文学」はこのようなトピックを提供するのである。こうして法的なトピックは法律実務を特徴づけることになる、理解の共通のツールとなるのである。また、わいせつの法的判断の内核には、前述のように「社会通念」が存在していることを認めるとしても、これには社会構成のメンバーである人間の理解や洞察が前提となっているはずである。どこのどのような階層の人や集団を想定しているかも避けて通れないが、無数の人々の属性や特徴を抽象化して一定の人間が持つている人間性やモラルを法学的に作出しているのである。そこには少なくとも人間性の理解がなくてはならないし、人間性の理解に文学が寄与しうることを誰も否定はしないだろう。

- (1) チャタレイ裁判は、わが国の「法と文学」研究の「法としての文学」の領域に属する。林田清明「法と文学」の諸形態と法理論としての可能性(二)「一・定」北大法学論集五五巻四号五五頁、五号一頁(二〇〇四―〇五)参照。なお二〇〇五年には、チャタレイ裁判の当事者である作家、「伊藤整生誕一〇〇年市立小樽文学館特別展記念講演会・シンポジウム『よみがえる伊藤整』」(二〇〇五年六月一八・一九日)などが催された。

- (2) Richard Posner, *Law and Literature* 320 (1st. ed., 1988).

(3) 弁護人側は、正木吳主任弁護人、環昌一・環直弥両弁護人のほかに中島健蔵・福田恆存両特別弁護人が加わった。環昌一は、のちに三木内閣時代に最高裁判事に任命される（在任期間一九七六・三・二七―一九八二・四・一）。弁護人側の方針は正木主任弁護人の主導で方針が決められたようだ。この事件は、新憲法下での表現の自由の問題として、社会的にも注目を集め、新聞紙でも「芸術か猥褻か」として、文芸界と検察・取締側といった対立図式で喧伝された事情がある。たとえば、毎日新聞一九五二年五月八日「文化界も真ツ二つ ワイセツか文学作品か」、日本経済新聞一九五二年五月七日「『わいせつ』か『芸術』か」などの記事が見える。

(4) 小澤武二・チャタレイ裁判公判ノート一巻一七―一八頁（一九五二）、伊藤整・裁判（一九五二、筑摩書房）、のち伊藤整全集一二巻九頁以下所収、同全集二五―二六頁（一九七四）（以下、伊藤全集一二巻として引用）。原作を問題とせず、邦訳本を問題にすることの奇妙さの指摘は、中野好夫「チャタレイの求刑に寄せて」文芸九巻一号四四頁（一九五二）など。

(5) いずれの引用も伊藤「裁判」全集一二巻二六頁。なお、チャタレイ裁判における検察・弁護側と伊藤整の立場の相違を説明する「チャタレイ裁判」と検閲の影」（二〇〇五年八月）『亀井秀雄の発言』〈<http://homepage2.nifty.com/k-sekirei/otaru/chatterley.html>〉（二〇〇六年六月現在）がある。

(6) 大判大正七・六・一〇新聞一四四三号二二頁「猥褻ノ文書图画其ノ他ノ物トハ性欲ヲ刺戟興奮シ、又ハ之ヲ満足セシムヘキ文書图画其ノ他一切ノ物品ヲ指称シ、從テ猥褻物タルニハ人ヲシテ羞恥厭惡ノ感念ヲ生セシムルモノタルヲ要ス」（ワイセツ性否定）。

(7) 中込検察官による検察側の論告によれば、本書「チャタレイ夫人の恋人」が発売された後の、読売新聞一九五〇年五月三〇日の「編集手帳」、同新聞同年六月五日の中野好夫筆の記事「風紀」などによつて同書が社会的に問題であることが指摘されたようだ（伊藤「裁判」全集一二巻二四一頁による）。本件被告人伊藤整が裁判そのものをどのように見ていたかは一つの関心である。彼自身が公判にすべて立ち会い、陳述・見聞きし、判決後に公判記録を自ら読み直して書いた「裁判」は記録文学としても一つの方向を示しているが、裁判への熱意と説得とに満ちたものである。

なお、チャタレイ裁判に関する文献は多いが、当事者の手になるものとしては、他に公判中に連載された、伊藤整「伊藤整氏の生活と意見」（一九五四）のち同全集二巻（一九七三）所収、主任弁護人であった正木吳「チャタレイ裁判に

おける基本的人権論争」基本的人権の研究（一九五四、勁草書房）、同「チャタレイ事件」同著作集一卷（一九八三）などがある。

(8) 東京地判昭和二七・一・一八高刑集五卷一三三二五二四頁、二五二八頁。

(9) 同二五三〇頁。また、伊藤・裁判、全集一二卷三九二頁。

(10) 第一審の相馬貞一裁判長の判決後の談話が新聞（夕刊）に記載されている。それによると、本事件が難しい事件で、「割り切れないものを無理に割り切れといわれるようなもので、苦勞した：判決については、賛否両論がやかましく起るだろうが、もっともこの事だと思ふ」との感想を述べた（伊藤・「裁判」全集一二卷四二二頁）。担当裁判官の感想が聞けるというのは今日では嘘のような話だが、この談話そのものが契機となったわけではないが、後に田中最高裁長官は、裁判について「裁判官は弁明せず」として「公開」を禁じた（田中耕太郎「裁判官は弁明せず」初出・ジュリスト八七号（一九五五）、同「裁判と世論」法の支配と裁判八九頁（一九六〇））。裁判所の語りそのものは、三審制という制度的にも、また制度の背後にある司法権力のヒエラルキーからも、支配や干渉の絶えざる過程にある。

(11) 前注6参照。また、最判昭和二六・五・一〇刑集五卷一〇二六頁は、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し善良な性的道義觀念に反するもの」（同一〇二七―一〇二八頁）を援用して、「我が国現代の一般読者に対し欲情を連想せしめ、性欲を刺戟し、興奮し且つ人間の羞恥と嫌悪の情を催さしめるもの」とした。本判決の裁判長であった齋藤悠輔裁判官そして真野毅裁判官も、後にチャタレイ大法廷判決に参加することになる。

(12) 東京高判昭和二七・一二・一〇高刑集五卷一三三二四二九頁。

(13) 最大判昭和三一・三・一三刑集一一卷三九九七頁、判時一〇五号七六頁。

(14) 同、一〇〇四―一〇〇五頁。

(15) 同、一〇〇五―一〇〇六頁。

(16) 同、一〇一頁。

(17) 彼の考えや著書に依拠した表現や文が随所に見られる。この点を明確に指摘するのは、団藤重光「チャタレイ裁判の批判」中央公論七二卷八号四五、四六頁（一九五七）。田中耕太郎は、戦前は一九二二年から一九四六年まで東京帝国大学法学部の（商法）教授であり、日本国憲法の制定時には吉田茂内閣の文部大臣として、その制定に署名している（憲法前

- 文参照)。のち参議院議員に当選し、一九五〇年三月、やはり吉田茂内閣によって最高裁判所の第二代長官に任命された(在任期間、一九五〇・三・三一―一九六〇・一〇・二四)。この後、国際司法裁判所の裁判官に選ばれた。田中長官時代に公刊された訓示・年頭の辞・挨拶・式辞から分析した、石田雄「内容分析による田中耕太郎最高裁長官の観念構造の究明」社会科学研究二二巻一号―一二頁(一九七〇)がある。冷戦構造期でもあり、また国内の政治的・社会的混乱時期とも重なっており、長官としての立場またスピーチの性格上、社会における法の役割や司法の独立などを強調したものが多い。
- (18) 田中耕太郎「司法官の使命とその限界」法律哲学論集三巻一七二頁(一九五二)。
- (19) 同、一六三頁。
- (20) 田中耕太郎「裁判官の良心と独立について」法の支配と裁判五六頁(一九六〇)。
- (21) 田中耕太郎「法と道徳」ほか、法律哲学論集一卷五一―一二九頁(一九四二)。
- (22) 同、一八、二九―三〇頁。また同二四九―二五五頁参照。
- (23) 最判昭二五・一〇・一一刑集四巻二〇三頁(合憲)。真野・穂積の両裁判官の反対意見と齋藤悠輔裁判官の補足意見がある。のち違憲、最大判昭四八・四・四刑集二七巻三号二六五頁。
- (24) 最判昭二七・二・一九民集六巻二号一〇頁(否定)。
- (25) 野村二郎・最高裁物語上巻一六六、一七八頁(一九九四)。
- (26) 最大判昭四四・一〇・一五刑集三三巻一〇号一二三九頁。田中久智「文書とわいせつ(2)―悪徳の栄え事件」マスコミ判例百選(第二版)三三二頁(一九八五)、阪口正二郎「わいせつの概念」憲法判例百選Ⅰ[第三版]一一二頁(一九九四)など参照。
- (27) 最判昭五五・一一・二八刑集三四巻六号四三三頁。江橋崇「わいせつ文書頒布等禁止と表現の自由(1)―四畳半襖の下張事件」マスコミ判例百選(第二版)三三六頁、角替晃「わいせつの概念の再構成」憲法判例百選Ⅰ[第三版]一一四頁。
- (28) 清水英夫・法とマス・コミュニケーション一七一頁(一九七〇)。
- (29) 同、二二七頁。なお、奥平康弘「わいせつ文書規制と表現の自由」同・表現の自由Ⅱ(一九八四)参照。
- (30) 阪本昌成「わいせつ物規制に関する日米の比較法的考察」判タ四二三号一四、二六頁(一九八〇)。アメリカにおいて文学との関係で議論するものとして、F. F. Lewis, *Literature, the Law of Obscenity, and the Law* (1976); W. B. Lockhart &

- R. C. McClure, *Literature, Obscenity, and the Law*, 38 Minn. L. Rev. 295 (1954); H. Kalven, Jr., *The Metaphysics of the Law of Obscenity*, 1960 Sup. Ct. Rev. 1.
- (31) わが国のわいせつ規制の歴史を概観したものに、清水、前注二八、一七三頁以下参照。
- (32) ロレンス・チャタレイ夫人の恋人（一九七三）、羽矢謙一訳、講談社文庫）、D・H・ロレンス・完訳チャタレイ夫人の恋人（一九九六、伊藤整訳Ⅱ伊藤礼補訳、新潮文庫）など。
- (33) 最判昭五八・三・八判集三七・二・一五頁。堀部政男「わいせつ文書頒布等禁止と表現の自由（2）」マスコミ判例百選（第二版）三八頁（一九八五）。
- (34) 最判昭五八・一〇・二七判集三七巻八号二二九四頁（カラー写真事件）。
- (35) 東高判決昭五五・七・一八判時九七五号二〇頁（日活ロマンポルノ事件控訴審）。
- (36) 東高判昭五七・六・八判時一〇四三号三頁。浦部法穂「わいせつ文書頒布等禁止と表現の自由（3）」マスコミ判例百選（第二版）四〇頁（一九八五）。一九八七年の刑法改正で第七条の二に「電磁的記録」の定義が追加された。
- (37) 中山研一・わいせつの可罰性一八七頁（一九九四）。有害情報の規制については、山口いつ子「風営法改正と青少年保護」法時七〇巻一・号四一頁（一九九八）、田島泰彦「青少年保護と表現の自由」法時七四巻一・号四九頁（二〇〇二）、松井茂記・インターネットの憲法学一六一頁以下（二〇〇二）、永井善之・サイバー・ポルノの刑事規制（二〇〇三）、尾島明「児童ポルノの規制と表現の自由」ひろば五五巻一〇号六三頁（二〇〇二）、園田寿・児童買春・児童ポルノ処罰法の成立、『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集三巻―現代社会と刑事法』三〇七頁（二〇〇〇）、圓谷勝男「表現の自由と刑法一七五条」比較法（東洋大）三二二号八三頁（一九九五）など参照。
- (38) 東京地判平八・四・二二判タ九二九号二六六頁（ベッコアメ事件）、大阪地判平九・一〇・三判タ九八〇号二八五頁（朝日放送ホームページ書換え事件）など。インターネットにおけるわいせつ規制につき、山中敬一「インターネットとわいせつ罪」高橋和之Ⅱ松井茂記編著インターネットと法七三頁以下（第二版、二〇〇二）、加藤昭「インターネット上のわいせつ画像情報と刑法一七五条」研修六〇四号九一頁（一九九八）、藤原宏高・サイバースペースと法規制二八七頁以下（一九九七）参照。
- (39) 最決平一三・七・一六判タ一〇七二号一五七、一五九頁は「わいせつな画像データを記憶、蔵置させたホスト・コン

- ビュウータのハードディスクは、刑法一七五条が定めるわいせつ物に当たるといふべきである」とした。本件判例批評は山口雅高・法曹五六巻二号二六九頁(二〇〇四)、瀧波宏文・警察公論五七巻六号五〇頁(二〇〇二)など。同事件の下級審判決は、大阪高判平一・八・二六判時一六九二号一四八頁、京都地判平九・九・二四判時一六三八号一六〇頁(アルファネット事件)。また、堀内捷三「インターネットとポルノグラフィ」 研修五八八号三頁(一九九七)、前田雅英「インターネットとわいせつ犯罪」ジュリスト一一二号七七頁(一九九七)、山口厚「コンピュータ・ネットワークと犯罪」ジュリスト一一一七号七三頁(一九九七)など。
- (40) 中山、前注37、五頁。
- (41) 前注13、一〇〇四—一〇〇五頁。
- (42) 中山、前注37、一八九頁注(2)。ほかに、奥平ほか・性表現の自由(一九八六、有斐閣・人権ライブラリ)、曾根威彦・表現の自由と刑事規制(一九八五)。
- (43) 武田誠・わいせつ規制の限界一七一頁(一九九五)。
- (44) 奥平康弘「わいせつと「社会通念」」法ゼ一九七九年二月号二、四頁。
- (45) 山中敬一「インターネットとわいせつ罪」高橋II松井、前注38、八三—八七頁は、刑法上物とされている規定を情報に拡大することは法解釈の限界を超えろと指摘している。このほか、園田寿「わいせつの電子的存在について」サイバーポルノに関する刑法解釈論 関大法学四七巻四号一頁(一九九七)、同「メディアの変貌—わいせつ罪の新たな局面」刑法の諸相(中山研一古稀祝賀論文集第四巻)一六七頁(一九九七)、松井、前注37、二二七頁以下など。刑法解釈一般につき、福田平「刑法の解釈」同・刑法解釈学の基本問題三頁以下(一九七五)、阿部純二「刑法の解釈」中山研一ほか編現代刑法講座一巻一〇一頁(一九七七)など参照。
- (46) Richard Posner, *Sex and Reason* 357 (1992).
- (47) M・フーコー・性の歴史I 知への意志一五六頁(渡辺守章訳、新潮社・一九八六)。
- (48) 同 一五六頁。
- (49) T. Eagleton, *William Shakespeare* 48-57 (1986).
- (50) フェミニズムの立場からは、女性はエロティシズムの中心に位置するが、それはしかし、矛盾した対象としてである。

- 法によるエロス行為の規制は女性をその支配下に置くことでもある。Maria Aristodemou, *Law and Literature: Journeys From Her To Eternity* 86 (2000).
- (51) 前注13、一〇〇五頁。
- (52) 石井良三「判例から観た社会通念」民事法廷覚え書二五六、二五八頁以下(一九六二)。また、阿部純二「刑法判例と社会通念」法時五二巻五号三五頁(一九八〇)。
- (53) 大法院の社会通念の扱いについての考え方が誤っていると指摘するのは、石井、同二五九頁、「そうでなければ、事実の認定が裁判官の裁量に左右され、客観性を失ってしまうからである」という。
- (54) 日活ポルノ事件第二審判決(東高判決昭五五・七・一八、前注35)は、チャタレイ事件最高裁判決のこの部分を引用して、「猥せつ性の判断基準たる一般社会における社会通念とは規範的概念といわなければならないことに帰着する」といったのである。
- (55) 本最高裁判決の真野裁判官は少数意見で、「公然であろうと秘密であろうと、訳書そのものが性行為を実行することはありえない」と指摘した。なお、団藤、前注17、五四頁、武田、前注43、五七頁など。
- (56) 清水、前注28、一九二―一九三頁、阿部、前注52、四〇頁、武田、前注43、六三頁など。
- (57) 奥平康弘「わいせつと「社会通念」」法七一九七九年二月号二、六頁。
- (58) 大判大三・七・四刑録二〇輯一三六〇頁(桃中軒雲右衛門事件)。
- (59) 大判大一四・一一・二八民集四巻六七〇頁(大学湯事件)。
- (60) 法規範の不確定性の検討をめぐりに負っている。L. Solum, *On the Indemnity Crisis: Critiquing Critical Dogma*, 54 U. Chi. L. Rev. 462 (1987)。本文に挙げた以外にも、第三に「カテゴリ上の理論的な区別からも生じる。循環的な理由付けのプロセスに陥るからである。Kennedy, *The Stages of the Decline of the Public/Private Distinction*, 130 U. Pa. L. Rev. 1349 (1982)。第四に、いわゆる政策的判断と呼ばれるパブリック・ポリシーに法的判断が依拠することである。Kennedy, *Cost-Benefit Analysis of Entitlement Problems: A Critique*, 33 Stan. L. Rev. 387 (1981)。わが国でも法解釈が価値判断やポリシー判断に依拠することを嫌うことから窺えよう。
- (61) 阪本、前注30、一九頁。

- (62) Miller v. California, 413 U.S. 15, 93 S. Ct. 2607, 37 L. Ed. 2d 419 (1973). ポルノグラフィを文学的、芸術的、政治的もしくは科学的な価値を本質的に欠いた、好色でエロティックなもの (material) と定義する。英米判例百選四八頁(第三版、一九九六)。
- (63) 武田、前注43、一―二三頁参照。
- (64) 中山、前注37、三四―三五頁(原注略)。ほかに前田信二郎「わいせつの意義」刑法講座五卷一六六頁(一九六四)。
- (65) Kairys, Law and Politics, 52 Geo. Wash. L. Rev. 243, 244-247 (1984). 法規範の不確定性(論)はいわゆる批判的法学研究 (critical legal studies) の出発点ともなっているもので、不確定性テーゼとも呼ばれるが、これに引き、Kennedy, Form and Substance in Private Adjudication, 89 Harv. L. Rev. 1685 (1976); Kairys, Legal Reasoning, in D. Kairys ed., The Politics of Law: A Progressive Critique 1-9 (1982); Singer, The Players and the Cards: Nihilism and Legal Theory, 94 Yale L.J. 1 (1984) など参照。しかし、法規範の不確定性の議論は新しいものではなく、ことに一九二〇―三〇年代のリーガリアリズム(法現実主義)の理論運動にも見られた。
- (66) Levinson, The Rhetoric of the Judicial Opinion, in Peter Brooks & Paul Gewirtz eds., Law's Stories 187, 194 (1996).
- (67) 清水、前注28、一九二頁。
- (68) Farber & Sherry, Legal Storytelling and Constitutional Law: The Medium and the Message, in P. Brooks & P. Gewirtz eds., supra note 66, at 37, 40. わが国でも司法制度のこの基本的な側面は異ならないだろう。なお、法的言語ではない言語コードが使われるときの不利さにつき、田中克彦・法廷に立つ言語一四〇頁以下(二〇〇二、岩波現代文庫)参照。
- (69) 芥川龍之介の短編に今昔物語に題材をとったといわれる『藪の中』(大正十一年(一九二二年)一月「新潮」初出)があるが、これは、ある一つの事件をめぐる、多様な読みや語りが存在することを示している。
- (70) 林田、前注1、参照。
- (71) 前注43―45の本文参照。
- (72) 伊藤全集一二巻二六頁。
- (73) 同、二九―三〇頁。
- (74) 同、一六二頁参照。反論を口頭でなされると困るので、文書にして提出し、公判では読み上げたことになったという。

- (75) 下巻一二五頁下段五行。
- (76) 伊藤全集一二巻一七八頁。
- (77) 小澤武二・チャタレイ夫人の恋人公判ノート(論告・弁論・判決篇 二〇頁(一九五二)、亀井秀雄「戦略的な読み」(新資料)伊藤整による『チャタレイ夫人の恋人』書き込み」隔月刊・文学六巻五号一五一、一六一頁(二〇〇五) 参照。なお、亀井秀雄・伊藤整の世界(一九六九) 参照。
- (78) 亀井、同一六八頁。
- (79) 同一六九頁。
- (80) 同。
- (81) Catharine, Mackinnon, *Only Words* 30, 106 (1993). 邦訳は、C・A・マッキノン・ポルノグラフィ―「平等権」と「表現の自由」の間で(柿木和代訳、一九九五)。
- (82) *Id.* at 13. なお、マッキノンの考え方に對する批判は、E. Jackson, *Catherine Mackinnon and Feminist Jurisprudence: A Critical Appraisal*, 19 *J. Law & Soc.* 195 (1992).
- (83) フェミニストのすべてがポルノグラフィの積極的規制に賛成しているわけではないことは、ヴァレリー・ブライソン・争点・フェミニズム二二六頁など(江原由美子監訳、二〇〇四) 参照。
- なお、ポルノグラフィに對する見方や定義については、ほほじ・マッキノンと同じ見方をする、Catherine Iizin, *Pornography and the Social Construction of Sexual Inequality*, in Catherine Iizin ed., *Pornography: Women, Violence and Civil Liberties* 57 (1992).
- (84) Mackinnon, *supra* note 81; Andrea Dworkin, *Pornography* (1979).
- (85) Richard Posner, *Economic Analysis of Law* 698-699 (6th ed. 2003).
- (86) 一般には、不法行為の過失あるいは損害賠償の存否の基準として適用される。United States v. Dennis, 183 F.2d 201 (2d Cir. 1950), *aff'd*, 341 U.S. 494 (1951).
- (87) Posner, *supra* note 85, at 694; Posner, *Free Speech in an Economic Perspective*, 20 *Suff. U. L. Rev.* 1 (1986). 性規制全般について、Richard A. Posner, *Sex and Reason* (1992).

- (88) Farber, Free Speech without Romance: Public Choice and the First Amendment, 105 Harv. L. Rev. 554, 564 (1991).
- (89) Id at 556.
- (90) わが国の政治的言論に関しては、佐藤幸治「政治的言論制約の法理」法七増刊・言論とマスコミ六四頁（一九七八）、奥平康弘・表現の自由Ⅲ二二―二九〇頁（一九八四）、君塚正臣「扇動罪と破防法」阪大法学四二巻四号五〇―一頁（一九九二）など。
- (91) Farber, supra note 88 at 565.
- (92) それ自体曖昧な概念であるが、国旗を焼く側の者もある意味では愛国的といえるだろう。
- (93) 国旗焼却・冒瀆におけるシグナル意味と機能については、E・ポズナー・法と社会規範一六八頁以下（太田勝造監訳、二〇〇二）参照。
- (94) Farber, supra note 88; Posner, supra note 85, at 699.
- (95) Posner, supra note 85, at 699. 刑法やとくに刑事政策の面では欠かせないデータ収集と解析が必要であろう。また、フリーも性の語りが隠蔽される以前の社会が存在したことの意義を説き明かしている。M・フリーコ、前注47、第二章、桜井哲夫・フリーコ―知と権力二五七頁（二〇〇三）参照。
- (96) Richard Posner, Economic Analysis of Law 737 (5th ed. 1998).
- (97) Posner, supra note 2, at 333.
- (98) Posner, Law and Literature 343 (revised ed. 1998).
- (99) チャタレイ大法廷判決、前注13、刑集一一巻三号一〇〇四―〇五頁。
- (100) 「真理は、解釈の産物であり、事実は、ディスタールによって構築されたものであり、客観性は、眉唾ものの解釈がいっつか大手をふってまかりとおるようになったものである」とT・イーグルトン・文学入門三五三頁（新版、大橋洋一訳、一九九七）。
- (101) 最判昭二七・二・一九民集六巻二号一〇頁（「踏んだり蹴ったり」事件）の有責配偶者による離婚請求の制限も、後の最大判昭六二・九・二民集四一巻六号一四二三頁によって一部緩和された。
- (102) Richard Weisberg, Poetics: And Other Strategies of Law and Literature 17 (1992).

- (103) Robert M. Cover, Justice Accused 1-7 (1975).
- (104) 法とナラナイウの關係は多様と云々' Guyora Binder & Robert Weisberg, *Literary Criticisms of Law* 201-291 (2000); Paul Ricoeur, *The Rule of Metaphor* (1978).
- (105) Brooks, *The Law as Narrative and Rhetoric*, supra note 66, at 14, 16.
- (106) Peter Goodrich, *Law in the Courts of Love: Literature and Other Minor Jurisprudences* 112 (1996).
- (107) Gary Minda, *Postmodern Legal Movements* 155 (1995).
- (108) Richard Rorty, *Consequences of Pragmatism* 221 (1982).
- (109) アメリカではすでに読者の優位 (reader-response theories) から法解釈を捉えなおすべきだとする議論がある。Fajian & Falk, *Against the Tyranny of Paraphrase: Talking Back to Texts*, 78 *Cornell L. Rev.* 163 (1993).
- (110) Balkin, *A Night in the Topics: The Reason of Legal Rhetoric and the Rhetoric of Legal Reason*, in P. Brooks & P. Gewirtz, eds., supra note 66, at 215.
- (111) 伝統法学の基本的内容と考ええ方および問題点につき、林田清明「ポストモダンと法解釈の不確定性」瀬川編私法学の再構築一四五頁参照(一九九九)。
- (112) West, *Law as Language*, 60 *Tex. L. Rev.* 415, 419 & 425 (1982).
- (113) 林田、前注1、とくに五五巻五号二頁以下、また、イーグルトン、前注100、一〇八頁など。
- (114) Delgado, *Storytelling for Oppositionists and Others: A Plea for Narrative*, 87 *Mich. L. Rev.* 2411, 2413-14 (1989).
- (115) 文学もまた政治的な制度に他ならぬ。Aristodemon, supra note 50, at 7.
- (116) 林田、前注111、一四五、一五八、一六二頁など参照。
- (117) Gewirtz, *Narrative and Rhetoric in the Law*, supra note 66, at 13.
- (118) Posner, supra note 2, at 372. 文学のレトリックの面が法に寄与せざるべからず。
- (119) S. Levinson, *Law as Literature*, in Sanford Levinson & Steven Matloux eds., *Interpreting Law and Literature* 155, 168 (1988); Guyora Binder & Robert Weisberg, supra note 104, at 154-160.
- (120) Levinson, id at 162.

- (121) Binder & Weisberg, *supra* note 104, at 199-200.
- (122) Farber & Sherry, *Legal Storytelling and Constitutional Law: The Media and the Message*, *supra* note 66, at 51.
- (123) Aristodemou, *supra* note 50 at 87.
- (124) *Id.* at 85; そこには功利主義や資本主義、キリスト教の精神などがある。わが国でも、すでに明治期において自慰行為や夫婦間の性以外のすべてを「浪費」とする考え方があったことにつき、上野千鶴子「解説(三三) 日本近代思想体系二 三卷(風俗性) 五三四頁(一九九〇) 参照。
- (125) 伝統法学でも比較的リベラルサイドからの指摘として、「一つだけの正しい解釈があるというわけではない」「妥当な解釈あるいはそれと同じ意味での正当な解釈を、われわれは求めることになる。」伊藤正己||加藤一郎編現代法学入門「第三版」七二―七五頁(一九九二)。
- (126) Balkin, *supra* note 110, at 221.

日中戦争はなぜ南下したのか (二)

松
浦
正
孝

第二章 松井石根と大亜細亜協会

第一節 松井石根における汎アジア主義の形成

(一) 「支那通」としての松井石根と田中外交

松井石根は明治一一（一八七八）年、旧名古屋藩上士松井武圀の八男四女の六男として生まれた。小学校卒業後、上京して軍人養成のための成城学校に通い、陸軍幼年学校、陸軍士官学校を卒業した。生来小柄で病弱であったが向こう気だけは強く、家計のため、弟七夫と共に学費の足りない軍人の道を歩んだという。父武圀が藤田東湖に私淑する水戸学の漢学者であったことから松井には漢学の素養があったが、¹陸軍幼年学校で、川上操六が唱えた「日本軍の存在理由は東洋の平和確保にあり」とする思想に感銘を受け、特に漢語を学んだ。²陸軍士官学校第九期生の松井は卒業に際して次席で銀時計を受けた。同期からは真崎甚三郎・阿部信行・本庄繁に続き、荒木貞夫と共に陸軍大将となっている。³同期から五人の大将を出したのは、第一九期などと共に異例とされる。陸軍大学学校在学中、歩兵第六連隊（名古屋）中隊長として日露戦争に出征し、首山堡の激戦で中隊はほぼ壊滅して松井も大腿部貫通銃創を受けたが、その後復学した陸軍大学を松井は首席で卒業した。陸大時代に松井は、同郷の陸軍軍人荒尾精の思想を敬慕し、中国問題研究に専念するようになったとされる。荒尾は、参謀本部から清国に派遣され、その後軍籍を離脱して漢口を中心に諜報活動に従事し、日清提携を唱えて日清貿易研究所を設立し通訳・諜報員を育てた人物である。⁴この間の事情を、松井自身は戦後、次のように語っている。

「陸軍の大陸政策なるものは古く川上操六大将時代から伝統的のものである。大将は所謂アジアの諸国を糾合してヨーロッパの侵略に備へようといふのが目的であるのであつて、自らも屢々アジアの各地を巡つてをるが、又当時の有力なる人をアジアの南北に向けてアジアの各地との連絡提携を図つた。其の最も顕著に現れたものが、即ち例の荒尾精の日支提携運動となつてをる。その他支那は勿論、南洋各方面にも人を派遣してをる。要するに、アジアの諸民族と提携し之を援けて各々その立国の途を構じての団結を^{マツ}図ろうといふにあつた。アジアの団結と申しましても白人を排斥するといふ排他的の意味は無論なかつたのです。無論アジアを侵略するといふ欧米の運動に対抗す

べきことは勿論であるが、あなたがちアジアから白人を排斥しようといふものではなく、アジア民族の為にこのアジアの性格を尊重して、これと提携して文化的にも経済的にも発達を図るといふ人に対しては勿論これを歓迎して行かうといふ趣旨であつて、今日世間に伝へられてをるやうなアジア諸国を日本が領有して、ただ日本利己の繁栄を⁵図らうといふ狭隘のものでは勿論ない。その意味は日清戦争、日露戦争当時の宣戦の詔勅あたりにも十分現れてをる⁶この回顧録は、東京裁判を目前としたものであるため、『昭和天皇独白録』同様裁判を十分意識し、欧米に対する排斥の意図は無かつたと弁明する側面もあつた。しかし十分な史料批判を行うならば、これまで明らかにされてこなかつた貴重な事実や本人の状況認識を明らかにする一流の口述歴史資料として利用することができる。特に、川上操六や荒尾精らの系譜を次ぐ大陸政策の継承者（「支那通」）としての意識を強く持っていたことや、日清・日露戦争以来の延長上に自らの大亜細亜主義を位置づけていたことなどの指摘は、重要である。

陸大を卒業した後、英仏独語にも通じた松井は参謀本部部員として仏国に派遣され、その後念願の中国勤務についた。当時、中国勤務は陸大成績優秀卒業者の希望するところではなかつた。外国情報を扱う参謀本部第二部長に「支那通」として就任するのは松井が初めてであつたし、第二部の支那課長も、同じ第二部の欧米課長や第一部の作戦課長、陸軍省軍務局軍事課長等と比べて、進級では大きな差が付かないものの日の当たらないコースであつた。⁸しかし松井は一九〇七年から一一年まで志願して清国派遣として北京・上海へ赴き、日露戦争に際し特務機関として活躍した当時随一の「支那通」青木宣純清国公使館付武官の下で勤務した。⁹その後、仏印出張、欧米出張を経て再び、一五年から一九年にかけて、参謀本部付となつていた青木の補佐として上海に駐在している。¹⁰青木は、その後の「支那通」の代表である坂西利八郎や土肥原賢二が北京政府や華北・満洲等との関係が強かつたのと異なり、南京・上海勤務も長く、孫文ら南方政府の国民革命を支援しながら袁世凱の帝制反対運動に従事していた。このため、松井も青木の下で上海・南

京・漢口・北京・天津等を飛び回り、孫文を始めとする国民党要人との関係を深めたのである。特に、広東を中心とする国民党系の政治家・軍人と接触したが、その後の松井の中国観に大きな影響を与えることになる。

その後、歩兵第二九連隊長を務めた松井は、シベリア出兵に際して二一年五月浦塩派遣軍参謀として派遣され、二二年一月から二四年二月歩兵第三五旅団長に赴任するまでハルビン特務機関長となった。そして二五年五月から二八年二月まで、「支那通」としては異例の参謀本部第二部長に就任したのである。この時期の松井の仕事として記録が残っているのは、主に田中義一内閣期のものである。以下、「支那通」として蒋介石や張作霖らにある程度の理解を与える松井の動きを簡単に見ておきたい。

通常、田中外交は、中国に対して英米よりも柔軟な姿勢をとった幣原外交と対比して対中強硬と評される。⁽¹⁾ 田中外交を軍人と政党（政友会）とに介入された、森恪外務政務次官（政友会出身で軍部とも親密）主導の対中強硬策と見なす重光葵のような見解は、その一つと言えよう。その一方で、外務事務次官に就任した吉田茂を中心として見た場合、田中外交は満蒙權益を貿易中心のものと考え、対英（米）協調を強く指回したものであったことを指摘する研究者もいる。⁽²⁾ 二八年一月まで奉天総領事であった吉田茂の希望で、二七年五月三一日に天羽英二ハルビン総領事が作成した「北満問題と対策」⁽³⁾「滿蒙問題解決ノ方針」⁽⁴⁾「天羽在哈爾濱總領事意見」に、吉田や天羽ら職業外交官のこうした見解はよく示されている。しかしながら、陸軍大将であり政友会総裁であった田中義一兼撰外相の下で、誰が田中外交のイニシアティブを持っていたのかを考える際、この二つの側面から捉えるだけで十分であろうか。例えば、田中内閣の山東出兵によって排日運動が激化した満洲に対し強硬手段をとるべく森恪が大連に赴き、二七年八月半ば兎玉秀雄関東庁長官、武藤信義関東軍司令官、芳澤公使、吉田奉天総領事らを集めて大連会議を開いた。そして「外科的手術」による対満強硬論をまとめたが、これに対しては山本条太郎満鉄総裁らの強い反対があった。⁽⁵⁾ また、第一次・第二次の山東出兵に際して

は政府及び陸軍内部に反対があつたにも関わらず、これを森が強硬論によつて押し切つたとされている。⁽¹⁶⁾ 森及び吉田の対中強硬論の間でも、硬軟の程度や対英米協調の程度の差があつたが、これに加えて第三の路線が陸軍の中にあつたのである。田中外交は、この三つの路線の寄り合い所帯であつた。この三つの路線のうち、森らの路線が中国の排日運動を高揚させその後の日中關係を悪化させた山東出兵や、関東軍高級參謀河本大作による張作霖爆殺へと連り、常に森は優柔不断で姿勢のぶれる田中首相兼外相を批判している。⁽¹⁷⁾

田中外交に混在していた三つの路線のうち、陸軍部内や田中による第三の路線が存在していたことの証左として、まづ、二七年五月二〇日に田中外交相が芳澤駐中国公使に与えた以下の訓電を見て頂きたい。南方の蒋介石一派が共產党撲滅の方向に向かうならばモラルサポートを与えるよう指示した有名な電文である。

「最近ノ支那政局ヲ大觀スルニ

一、南方ニ於テハ蔣ヲ中心トスル一派ハ真面目ニ共產党撲滅ヲ策シ着々秩序維持ヲ図リツツアルモノノ如シ……南方政權ノ前途ハ此ノ際軽々數予斷シ得サルモ蔣一派ニシテ昨今ノ如キ態度ヲ以テ進ムニ於テハ我方ニ於テ彼等ニ對シ『モーラルサポート』ヲ与ヘ其ノ政治的企圖達成ヲ助成スルコト最モ機宜ニ適スルモノト思考セラル、從テ蔣一派カ武漢ニ向ツテ軍事ヲ構フルニ當リ張作霖其他ノ北方側カ側面ヨリ蔣ノ行動ヲ妨害スルカ如キ場合ニハ適宜其促進ヲ図ルコト望マシキ次第ナルカ此等ハ固ヨリ主トシテ支那人自身ノ努力ニ俟ツヘキモノニシテ帝國政府又ハ之二關係アルモノカ直接其ノ渦中ニ投スルコトハ絶対ニ避ケサルヘカラス

二、北方ニ於テハ張作霖今日既ニ大兵ヲ率ヒテ關内ニ入り各方面ニ手ヲ延ハシタル以上最早其対面上半端ニシテ關外ニ引揚クルコト困難ナルヘク去リトテ蔣呉等各勢力ヲ驅逐シテ遠ク中支方面ニ迄其地盤ヲ擴張スルコトヲ得サルヘク張ハ今ヤ進退兩難ノ立場ニアリ、正ニ大決心ヲ要スル時期ニ達シタルモノト謂フヘシ、彼ヲ此ノ窮地ヨリ救

フノ途ハ彼ヲシテ武力彈圧ヲ以テ政治ノ要諦トナス時代遅レノ思想ヲ捨テシメ現ニ彼ノ勢力圈内ニ於テ速ニ民意ヲ収メ衆望ヲ繋ク為先ツ以テ国民福利ヲ図ルノ方策ニ出テシムルノ外ナカルヘシ 尚共產党一派ノ運動ニ対シテハ此上トモ張ヲシテ嚴重取締ヲナサシムルヲ必要ト認ム」

田中外相は、以上の腹案中、北方に関する部分を張作霖への誠意ある勧告として張厚畹を通じて伝えさせ、南方に関する部分を蒋介石に伝えたと述べた。その上で、芳澤公使に対しては、東方会議のため帰朝する前に、張作霖に北方に関する同様のメッセージを伝えるよう、そして張作霖側の反応も探ってくるよう命じた。なお、田中によれば、この訓電の少し前、蒋介石側の蔣介石と張作霖側の張厚畹との間で意見交換が行われたが、南北双方はある条件の下で停戦し、「純国民主義」の旗幟の下にそれぞれの部内の共産党を肅清する方向で意見交換が行われたが、この意見は政府が全く関係せず、坂西利八郎予備役中將（元北京政府顧問）及び参謀本部第二部長松井石根少將の斡旋によるものだったという。⁽¹⁸⁾ 外務省とは全く別に、坂西と松井という陸軍有数の「支那通」が反共のための南北融和を工作していること、田中外相が反共を条件に蒋介石の南方政権による中国統一を支持していることが、⁽¹⁹⁾ここでは重要である。

当時、中国の情勢は極めて複雑で変転していたため、ここでごく簡単にそれを整理する。北京政府を掌握したのは、二四年九月に始まった第二次奉直戦争で日本の支援を受け、また直隸派の馮玉祥の寝返りを得た張作霖であった。一方、二五年七月広州に成立した国民政府は、総司令蒋介石の下に二六年七月北伐を開始した。西北では、張作霖に追われ一時モスクワに逃れていた馮玉祥が帰国して旧西北軍を集結させ、山西の閻錫山と提携した。中国は、張作霖、蒋介石、馮・閻連合の鼎立状態にあったのである。その後二六年九月に馮が国民党入党と北伐への協力を宣言し、一二月に北京で安国軍総司令に就任した張作霖と、国民党の北伐軍との間で南北決戦が予想されるに至った。しかるに、北伐の中で蒋介石の独裁体制強化に反対する勢力が二七年一月広州から武漢へと移転して武漢政府を建てたため、国民革命軍を率

いる蒋介石は南昌政府を暫定的に設置し（三月に南京に国民革命軍が移駐、四月胡漢民を政府代表として南京国民政府を樹立）、国民党の中で対立状態に入った。武漢政府には蒋介石に追われていた汪兆銘が欧州から帰国し合流していたが、蒋介石が上海で四・一二反共クーデターを起こすと、武漢政府からもコミンテルンの指示で共産党が脱退し南昌蜂起を起こしたため、武漢政府もまた共産党の弾圧に踏み切り、二四年以来の第一次国共合作は崩壊した。この結果、九月に、南京・武漢・上海三方面が合作して国民党中央特別委員会が南京に成立した。しかし国民党内部における蒋介石の独裁権力に対する反発や汪兆銘らとの合流のため、八月蒋介石は国民革命軍総司令を辞任し、下野に追い込まれた。なお、後に述べるように、九月末から一月上旬にかけて蒋介石は日本を訪問する。⁽²⁰⁾

ここで、田中外交における对中国政策を決めたとされる、二七年六月末から七月初旬にかけて開かれた東方会議（満支鮮出先官憲連絡会議）について検討する。中国側はこれを大きく問題視し、ここで対中侵略方針を決めたとする「田中メモランダム」なる偽書を公表したが、この別名「田中上奏文」は、後に東京裁判においても議論されるほど影響力を持った。会議の結果は最終日七月七日に、田中外交から「対支政策綱領」として訓示された。その内容は、中国本土に対する内政干渉と満蒙における特殊権益確保という分離政策や、中国、特に満蒙における日本の経済利益の増進等であった。動乱が万一満蒙に波及し日本の特殊権益が侵害される虞れがある場合には積極的方策により防護すると述べるなど、対満蒙積極政策とされる部分を含んでいた。また、この会議に武藤関東軍司令官に随行してきた関東軍高級参謀河本大作と森恪等対満強硬論者の間で武力行使を含む默契が成立した⁽²¹⁾ことも指摘されている。これらの点を含め、確かに、東方会議が幣原外交と一線を画し、中国本土と満蒙とを分離した上で満蒙に対する積極政策を打ち出したことを、否定することはできない。

しかしながら、東方会議は必ずしも森恪が主導する対中強硬の側面ばかりを持っていたわけではなかった。会議後に

その議論をまとめて訓示された「対支政策綱領」において注目すべきは、「鞏固ナル中央政府ノ成立」が困難な現状においては「当分各地方ニ於ケル穩健ナル政権ト適宜接洽シ漸次全国統一ニ進ムノ氣運ヲ俟ツ」が、中国人による「支那国内ニ於ケル政情ノ安定ト秩序ノ回復」を現下の急務として歓迎し、各種政権による「共同ノ政府成立ノ氣運起ルニ於テハ其ノ所在地ノ如何ヲ問ハス日本ハ列国ト共ニ之ヲ歓迎シ統一政府トシテノ發達ヲ助成スルノ意図ヲ明ニスヘシ」と中国本土における統一政権成立を望み、列国との協調による中国の平和的經濟的發達への支援を謳っている点である。⁽²²⁾

東方會議に先立って木村銳一外務省亜細亜局長が作成した「支那時局対策二閱スル一考察」においても、近く予想される張作霖の没落と日本の滿蒙權益とは切り離して考えるべきで、国民党軍が華北に進入した場合でも日本は東三省（遼寧・吉林・黑竜江の「滿洲」）側に国民會議への参加による統一を促すべきだとしている。南京に中央政権が成立すれば、滿洲は中国の辺境地域となつてむしろ日本の滿蒙權益政策に有利になるであろうし、日中經濟提携により揚子江流域への日本の經濟發展も可能になる、といふのである。⁽²³⁾

東方會議は、二七年五月末に行われた第一次山東出兵を早期に終息させるべく、南京国民党政府と折衝する中で行われたものであり、森恪が政友会等強硬な國民世論を背景に、国民党軍による中国統一阻止をも辞せず強硬論を主導し濟南事件を引き起こした二八年四月の第二次山東出兵のケースとは異なる。⁽²⁴⁾ 田中義一の正伝は、東方會議について、原内閣時代の對滿蒙政策と比べても特に根本的な変化はないとし、⁽²⁵⁾ 次のように記述している。

「この會議が過度に重大視されて内外を刺激し今日多くの史書が恰かも日本の東亞侵略の會議であつたかの様に伝えるのは、これに東方會議なる鬼面人を脅かすが如き名称を付し、外務政務次官森恪が、内外に対する反響も考えずに宣伝これつとめた結果にほかならない。……兩者「田中と森——松浦註」の接觸は日も浅かつたし、首相は森を全面的に信賴するまでには至つていなかつたし、又それ程の親しみもなかつたのである。首相が兼摂外相に就

任の当初に、出淵次官に『森には大切な話を話すなよ、仕事のことや金銭のことは君の思うようにドシドシやつてくれ』（出淵勝次談）と言ったことや、『……一面田中首相及び山本満鉄総裁等と森との間にギャップがあり、森の創意になる東方会議も、森の思う通りにはならなかった』と語る植原悦二郎の談話は、この辺の事情を示すものである。⁽²⁷⁾

「森は、この連絡会議を自己の創意にかかると豪語し、また自己の政策を政府野党「与党か——松浦註」、在外使臣に徹底させる絶好の場たらしめようと自負していた。したがってこの会議の重要性を過度に誇張して内外に宣伝したのも森であれば、これに東方会議なる名称をつけてことさらに何事かが存在する如く見せかけたのも森であった。しかし、事実が森の思惑通りに運ばなかったことは、さきに述べた通りである。森は在野時代から幣原外交を痛烈に攻撃していたが、……当然の帰結として彼は、政党の力だけではこの大事業を遂行することができないとの考えに到達し、軍部殊に極端な強硬論を持つ一部の少壮軍人と結ぶことになったのであろう。⁽²⁸⁾」

東方会議を含む田中外交を検討する際、従来森や吉田らに専ら脚光が当てられてきたが、森が陸軍内の一部少壮軍人と連絡をとり影響力を持っていたことは否定できないにせよ、同時に、それとは別に、少なくとも松井ら参謀本部や「支那通」の間に対中融和の動きがあったことを無視することもまたできないであろう。

東方会議には、外務省から田中外交・森政務次官・出淵事務次官・植原参与官・木村亜細亜局長・斎藤良衛通商局長、在外公館から芳澤謙吉駐中国公使・吉田奉天総領事・高尾亨漢口総領事・矢田七太郎上海総領事、植民地から児玉秀雄関東長官・武藤信義関東軍司令官・浅利三朗朝鮮総督府警務局長、陸軍から畑英太郎次官・南次郎参謀次長・阿部信行軍務局長、海軍から大角岑生次官・野村吉三郎軍令部次長・佐近司政三軍務局長、大蔵省から富田勇太郎理財局長が委員として出席し、事務局は木村亜細亜局長を幹事長とする外務省であった。なお、これに加えて、特に臨時委員として、

堀田正昭欧米局長と共に、松井石根参謀本部第二部長が任じられていることに注意したい。松井が陸軍側臨時委員として出席したのは、満蒙特別委員会と経済特別委員会とを除く本会議であるが、そこで松井は「支那政情」及び「露国策動状況」に関して報告を行い、意見交換に参加している。このうち、前者の中国情勢観察は、「南京派ハ共產主義ヲ排シ純国民主義ヲ採リ漸次穩健ニ向ヒツツアリ」と評価した上で若手には過激分子もあると指摘し、武漢派は南京派を軍閥として排斥し共產主義を包容するけれども「表面穩健ナル政策ニ向ハントスル傾向アリ」というものであった。そして、南京・武漢両派の合流は困難であるとの見方を示し、その結果として北伐も延期され南北間の妥協運動が行われていることを指摘し、中国情勢は比較的安定しつつあるという判断を示した。また、対南方政策として、将来南方が大団結できるのは武漢・南京が歩み寄り「桃色」となる場合であり、この場合には日本としても提携は可能だが、「赤化」してしまった場合には日本はこれを防止する必要がある、と述べた。そして「現在ノ如ク蒋介石等力穩健ナルハ我ニ取リ有利ナリ」と結論付け、蒋介石に対する支持を明らかにしたのである。⁽³¹⁾

それでは、松井らの満蒙に対する方針はどのようなものだったのであろうか。先に紹介したように、坂西と松井が互共のための南北融和論を唱え会談を設定したことは、その一つの答になるであろう。また、松井の情勢判断には、二三年一月から関東軍司令部付として奉天特務機関長、二四年八月から奉天督軍顧問となっていた弟の松井七夫からの意見書も一つの重要な判断材料となったように思われる。その根拠の一つは、石根自身もシベリア出兵に際して二一年五月から浦塩派遣軍参謀、二二年一月から二四年二月までハルビン特務機関長として張作霖の顧問を務めており、反共、反ソを含め、親しい弟の七夫との共通見解が少なくなかったこと、また日中戦争に至るまで石根は弟七夫を深く信頼し、しばしば重要なことを相談していることである。ちなみに、七夫も後に大亜細亜協会の有力な会員となる。また、二七年六月一〇日、松井七夫は「当面ノ対支問題研究上顧慮スベキ要点」なる意見書を上層部に提出した。七夫の主張は、

以下のようなのである。即ち、南京政府・武漢政府・馮玉祥共に少なくとも表面上は共産主義撲滅を唱えるようになっていが、南京政府はソ連勢力との絶縁はしておらず、張作霖は唯一中国からソ連勢力を駆逐しようと真剣な政権であるから、これを維持することは緊要である。日本国内にも、南北妥協に対する南方側にも、張作霖排除論があるが、張作霖なしでは北方勢力の崩壊を招き、日本の利益を危うくする。日本の利益のためには絶対保境安民論を採って張作霖が東三省を固め関内に出てこないことが望ましいが、しかし「支那ノ中原」がソ連勢力に侵略されるのを防ぐという観点からは張の動きを一概に否定すべきものでもない。反共・排ソの下に、蒋介石・張作霖・馮玉祥が停戦し政治的統一の準備を進め、三民主義に拘泥せず「武力ノ争闘」を「善政ノ競争」に代えて共存すべきである、と。

さらに七夫は六月一三日、偕行社において支那相談会主催の「支那時局ニ関スル講演」を行った。ここで彼は、奉天軍閥をめぐる一般戦局を論じ、四月末から五月初めにかけて自分の斡旋により東京で南北代表会議を開いたことを語った。ここでは共産主義撲滅を条件とした妥協を話し合ったが、勢力圏確定をめぐり折り合いがつかず、このため蒋介石は五月中旬に北伐を再開したという。七夫は張作霖には問題もあるが日本の在満権益を守るためにはこれに代わる人物はなく、張作霖が関内進出の危険を冒さず東三省を固めるべきであると論じた。講演後の質疑応答でも七夫は、張作霖が日本の利益と反する行動をとることはできないことを強調し、南北分治に基づいた南北妥協が理想であると答えている。

以上のような七夫の主張は、兄石根による反共のための南北融和論と完全に一致する。先に述べたように、東方会議の一つの軸は、日本の満蒙権益が維持される限り「政局ノ推移ニ伴ヒ南北政權ノ対立又ハ各種地方政權ノ連立ヲ見ルカ如キコトアラムカ日本政府ノ各政權ニ対スル態度ハ全然同様ナルヘキハ論ヲ俟タス、斯ル形勢ノ下ニ対外關係上共同ノ政府成立ノ氣運起ルニ於テハ其ノ所在地ノ如何ヲ問ハス日本ハ列國ト共ニ之ヲ歡迎シ統一政府トシテノ發達ヲ助成スルノ意図ヲ明ニスヘシ」³³「傍線部松浦」という点にあった。蒋介石・張作霖・馮玉祥の三者同盟、蒋介石・張作霖の南北

融和、あるいは北伐による張作霖の東三省への撤退、これら三つの可能性すべてを認め、日本は中国本土の内政には不干涉であり中国統一を支持することを、日本の滿蒙權益擁護を条件に田中内閣は宣言したのである。以上要するに、その後の張作霖爆殺に連なる森恪や河本大作らの滿蒙直接支配の強硬論と、それに近いが英米協調に配慮し貿易上の利益を重視する吉田茂らの議論だけではなく、張作霖を依然反共と日本の滿蒙權益維持のための奇貨として蒋介石らとの融和を図らせようとする松井石根らの議論が、東方会議においては一つの底流として存在していたのである。

松井と東方会議については、新聞報道で次のような見方をするものもあった。

「[松井——松浦註] 中将の上半生に於ての最も得意の時代は參謀本部第二部長時代で、当時の首相田中義一大將の信頼殊の外厚く、例の東方会議を開かせたのが中将であつたしその会議を事実上牛耳つたのも亦中将であつた、そして當時の中将の声威は遙に參謀総長の上にあつたとさへ云はれてゐる」⁽³⁵⁾

当時の新聞の提灯持ち記事をそのまま鵜呑みにする訳にはいれないが、臨時委員として加わつた松井が東方会議に対して影響力の一端を持っていたことは、これまでの記述で明らかであろう。

さらに松井は、反共を条件に蒋介石をモラル・サポートすることや南北間融和を図ることを目的として、二七年一月五日（土曜日）、下野し日本を訪れていた蒋介石を東京青山の田中首相の私邸に訪問させ、二時間ほど会談させることに成功した。日本側は「支那通」の陸軍予備役少將佐藤安之助、中国側は張群が陪席した。⁽³⁶⁾ 佐藤の筆記したところによれば、互いの挨拶の後、今後取るべき道を尋ねた蒋介石に対して田中は、揚子江以南をまとめることができ人物は蒋介石以外には居ないと述べた上で、共產主義の台頭を抑えるためにまず揚子江以南の南方を固めることに専念し、北伐を焦らぬよう求めた。そして国際関係が許す限り、また日本の利権等を犠牲にせぬ限り、蒋介石を援助すると述べ、さらに日本は張作霖に対する援助は一切していないと弁明した。建前上は蒋介石による中国統一に表立って反対はしな

いものの、本音では自重を求める消極的な田中の姿勢が窺われる。これに対して蒋介石からは、北伐を行わなければならなかった中国側の事情について説明した上で、中国国民のために早く革命を成就し統一すべき義務があると答えた。そして、田中の求めた日本側利権の尊重に触れて、早く革命を成就するのが中国及び列強の利益のためだと述べた。そして、中国における排日の原因となっている日本の張作霖援助説という誤解を一層するために、自分達を助けて革命を完成させてくれれば、満蒙問題も容易に解決され排日もなくなると、中国統一への積極的な援助を求めたのである。

ここまで蒋介石が語ったところで、田中の鎌倉腰越にある別荘行ききの列車の時間が迫り、会見は終わった。³⁷ 松井と親しかった鈴木貞一や松井の私設秘書だった田中正明らの回想は、これを以て、満洲への張作霖帰還、³⁸ 蒋介石の中国統一への日本の支援、日本の満蒙における特殊地位・權益の承認の諒解が成立したと見なしている。そしてこの松井の準備した日中妥協構想が張作霖爆殺によって水泡に帰したために、満洲事変、そして日中戦争へとつながっていったという解釈を提示する。しかしながら、蒋介石日記の原本を元に編纂された『民国十五年以前之蒋介石先生』や『總統蔣公大事長編初稿』に基づく黄仁宇氏の研究を見ると、こうした解釈は成り立たず、そもそも田中と蒋介石との間に合意など成立していなかったということになる。即ちそれによると、この会談において北伐を焦らぬよう蒋介石に戒めた田中に対し、蒋介石は速やかな全国統一こそが中国革命の目指すところであり、それが日本の利益にもなると率直に述べ、田中は蔣が中国統一という言葉を使うたびに顔色をさっと変えた。蒋介石はその日の日記に、「今日の田中との会談の結果を総合してみると、彼にはいささかの誠意もないと断言することができる。日中間にはまず合作の可能性はあり得ないし、同時に、日本は我々の革命の成功を許さず、今後、必ずや我が革命軍の北伐の行動を妨害し、中国の統一を阻止するであろうことは、火を見るより明らかであることを知った」と記した³⁹という。この間の記述の内容は、日本側に残っている談話記録と大きな矛盾がない。そして確かに、蒋介石が自らの早期中国統一への日本による強い援助を求

め、それが日本のためにもなると述べたところで、田中は別荘行きの列車時刻を口実に、会見を打ち切ってしまったのである。別荘行きの出発時間は、会見延長のため、すでに東京駅午後三時発から三時四一分発へと延期されていた。従って、この上さらに週末の別荘行きの列車を一本や二本遅らせても、大きな支障があったとは思われない。蒋介石との間にある満蒙権益の扱いや統一の時期・方法をめぐる見解の大きな溝に鼻白んだ田中が、出発時間を口実に会見を打ち切ったと見ても、穿ち過ぎではないように思われる。日本の満蒙権益の取り扱いについては、その撤廃を望む孫文と、かつて孫文の革命運動を援助した頭山満の間でも大きな意見の違いがあったが、蒋介石と田中義一、松井石根らの間でも行き違いが見られたと言えよう。

なお、周知のように、関東軍高級参謀河本大作は張作霖爆殺（二八年六月四日）の約一ヶ月前、参謀本部の荒木貞夫第一部長・松井第二部長に宛てて書簡を送り、蒋介石の北伐が挫折する前に関東軍の手で張作霖を抹殺し、日本にとって都合の良い新政権を樹立することへの承認と援助とを求めたことが明らかになっている。また、その後陸軍が事件の真相を隠蔽しようとし、河本の処分に対峙し、宇垣一成陸相・金谷範三参謀総長・武藤信義教育総監ら陸軍上層部を含め河本の復讐論へと傾いた事実も知られている。⁽⁴⁾しかしそのことは松井が河本の意見を事前に知っていたことを意味するに過ぎず、松井がこれに関与していたことを必ずしも意味しない。河本への同調者があつたにせよ、陸軍すべてが張作霖爆殺という河本の行為を是認したと考えるよりは、官僚組織防衛の一環として行われたと捉える方が自然であろう。例えば、宇垣は、一九二八年六月七日の日記に、「作霖の爆撃に参加する様な馬鹿者は吾邦人には無い筈である。乍併場所柄我警戒上の手落は多少ありたかも知れぬが、夫れを口実に我れに濡衣を着せんとする支那の宣伝を説破し之を乾し得ぬ様な不能なる出先官憲も吾邦には無い筈である。誤解（？）によりて感情を悪化せしむるは相互の不利であり危険である。兎に角今次の出来事は帝国の対支対列強の立場を困難ならしむるに至りしは蔽ふ可らざる事実

である。」と記している⁽⁴²⁾。また、特に反共の防波堤として張作霖を重視していた松井らにとって、その爆殺は意図せざるべきことであつたと思われる。松井は回顧録の中で、張作霖爆殺について次のように語っている。

「僕は張作霖事件が起つた時に、あれは実情を世間で知つてをるけれども、一部の若い者の出先の陰謀であつた。それに対して田中大将は勿論のこと、僕等も非常に不賛意を以てその当時の事に当たつた人間を嚴重に処罰することを要求したのだけれども、軍部自体が成べく陸軍のやつた事を世間に知らせたくないといふ考で成べく事実を隠蔽しようとしたものだから姑息な手段を執つて、我々の主張したやうな公然嚴重なる処分をするに至らなかつた。

勿論その時分の軍司令官であつた村岡「長太郎閣東軍司令官——松浦註」あたりは予備になつたり河本あたりを首にしたりしたけれども、無論田中大将あたりの希望する程度まで公然とは行かなかつた。田中さんはあれを非常に憤慨してをつたが、僕の弟松井七夫中將もそれを遺憾としてをつた。彼等は『張作霖に満洲を固めさせよう』といふ風に努力してをつたのにそれがあ、いふ風になつたから僕の弟なども怒つて日本に帰つて来た。僕も第二部長を辞して欧米視察に行つた。」

実際に松井七夫は張作霖爆殺後の二八年九月北京大元帥付から帰朝し、石根は同一二月に欧米出張に出発している。松井にとって、満洲における張作霖、「穩健派」としての蒋介石、そして蒋介石を牽制する南方の反蒋介石政権、という中国三分の形勢は、理想的な状況であり、その中で反共産主義のための蒋介石を中心とした緩やかな連邦共和国のような中国統一がなされること、望ましい状態であつた。そしてその後も、連省自治に基づき、各地方政権が牽制し合う中で、日本の政治的・経済的權益を確保していくことが、松井らのその後の大亜細亞主義のモデルとなっていくのである。しかし先に述べたように、この松井の構想が実現する可能性や、早期の強い中国統一への意思を持つ蒋介石との間で満洲を中国本土から分離する妥協が成立する余地は、ほとんどなかつたと言わざるを得ない。日本側の望む形での

滿蒙權益の保護や、蒋介石による完全な滿洲併合に対する日本の消極姿勢は、蒋介石にとって中国統一の障害となるものであった。田中外交の三潮流のうち、もっとも穩健と言える松井らの路線でさえ、蒋介石とは相容れなかったのである。

なお、二八年四月蒋介石の北伐再開に対して日本政府は第二次山東出兵を行い、日中両軍が衝突して濟南事件が起こった。このため日本政府は増派を決定、第三次山東出兵を行うこととなった。有田外務省亜細亞局長の証言によれば、第一次・第二次山東出兵共に、四局二部長会議（參謀本部第二部長松井石根、陸軍軍務局長阿部信行、軍令部第一部長米内光政、海軍軍務局長左近司政三、大藏省理財局長富田勇太郎）は全員反対したが、森恪ら政友会側に内閣が持たないからと押し切られた、と言われている。⁽⁴⁵⁾その後日本政府は、日本は張作霖軍滿洲引き揚げにも関わらず北伐を続ける国民政府軍がこれを討とうとする場合には滿洲に戦火が及ぶのを防ぐため国民軍の山海関以北進出を阻止すること、張作霖軍が滿洲に退却する場合には両軍とも滿洲に入る際武装解除すること、を両軍に対して通告し、中国に対する内政干渉として、米國を始めとする海外からの強い批判を浴びることになった。田中首相は一度は關東軍に滿洲治安維持のための奉勅命令を出したが、米國の警星亨等により結局中止を決めた。⁽⁴⁶⁾そのため業を煮やした河本大作らは謀略により、日本の警告に従って奉天に帰る途上の張作霖を爆殺した。そして周知のように遺児張學良は同年一二月、易幟を行い、國民政府に合流したのである。その後關東軍では、更迭された高級參謀河本大作の後を継いだ板垣征四郎と共に、石原莞爾が滿洲事変を起こし、三二年三月に溥儀を執政とする滿州国を建てた。

さて、松井は、先にも述べた通り、參謀本部第二部長を二八年一二月に免ぜられた際、參謀本部付の肩書きで仏印、シヤム、英領マラヤ、インドから欧米諸國を回った。⁽⁴⁶⁾そして帰国後の二九年八月、尊敬する乃木希典が師団長を務めたことのある普通寺の第一師団長へと転じた。師団長時代に起きた滿洲事変は、松井がそれまで抱いていた南北融和

による緩やかな中国統一の構想とは異なる方向へと日本をめぐる事態を動かし、さらにそれは松井をそれまでの「支那通」から大きく変貌させることとなる。

（二）満洲事変とジュネーブ軍縮会議による衝撃

満洲事変について、松井は当初批判的であったという。回顧録では、次のように述べている。

「満洲事変の起こつたのは張作霖爆死事件と同じ系統を踏んだ出先の若い軍人の日本の満洲経営を急いだ陰謀であつた。だから、これは何かに載つてをるといふ話だけれども、僕はあの当時満洲事件を非常に遺憾として、これは支那に対する軍の伝統的政策と違ふといふことを当時参謀本部でも言つたのである。……公のものではないけれども提出したことがある。」⁽⁴⁷⁾

満洲事変勃発直後の三二年一〇月、松井は陸軍省を代表して国際連盟軍縮会議全権に内定し、一二月に渡航して三二年二月から始まつたジュネーブ軍縮会議に参加した。⁽⁴⁸⁾しかし彼は三二年八月二六日に帰朝してしまつた。このため、後任に、陸軍首席随員であつた参謀本部第一部長建川美次が昇格して任命され、⁽⁴⁹⁾三三年一月松井は正式に罷免されている。⁽⁵⁰⁾この間の事情についての松井の言い分はこうである。

「ワシントンに於ける例の海軍会議に「を——松浦註 引き継いだ一般軍縮会議であつて、日本としても列国と協力して正当なる列国勢力均衡比に依る軍縮を實行するといふ意向であつた。だから軍縮会議には僕等は数十名の随員を連れて行つた。さうして可なり真面目に大仕掛に協議も開いた。けれども行つて向ふの様子を見ると、軍縮会議といふものは国際連盟と同じく欧米の強国が自己の我並に兵力権を保持して、主として自国の繁栄を図るといふことの為に行われたものであつて、アングロサクソンの英米と之に対抗するドイツ、ロシアの対立となり、フラ

ンスがその間に入つてやはりヨーロッパの勢力を維持せんと図り、到底誠意に基く列国の均衡平和を図るといふ趣旨には副はない運動であるといふことが明らかになつた。恰もその時に満洲事変に關連して国際連盟に於ける日本糾弾事件が起つて、軍縮會議はその国際連盟の會議の為に圧倒されてあまり進まないといふ情勢にあつた。

それで国際連盟に於ける満洲事件の取扱方を見ると、顧維鈞「鈞——松浦註」が支那の代表としてをつたけれども、欧米諸国の代表の前で日本と支那との代表が互に鎬を削つて喧嘩をして欧米人の前にアジア同胞相互の恥を曝してをるといふ状態であり、自分はその様子を見るに忍びなかつたから、軍縮會議そのものも前途に望はないことが見えたとし會議の途中で帰つて来てしまつた。昭和七年に行つて八年の八月に歸つて来てしまつた。要するに今日の問題は陸軍の伝統的政策たるアジアの團結といふ事の目的に向かつて再出發しなければいけない。それがアジアの為に世界の平和の為に唯一の途であるといふ風に考へて例の大アジア協會といふものを作ることに決心したのである。⁵¹

この松井の回顧には、実はいくつかの事実誤認がある。まず、松井の實際の帰国は三二年の八月であつて三三年ではない。また、満洲事変が勃発した際には北京にいた顧維鈞は、その後三一年一月末に就任した外交部長を同年末に辞職し、英国公使に内定したが結局赴任することのないまま、三二年三月から九月まで国際連盟中国調査団中国側參與員として中国大陸に調査に来たりツトン調査団に同行した。三二年八月にフランス公使の辞令を受け（三六年二月から大使）、実際にパリに赴任したのは一〇月のことであつた。顧はパリ到着後からジュネーブへは何度も赴き、中国行政部によつて国際連盟理事会代表に任命された（總會代表は顏惠慶）が、松井とはジュネーブで顔を合せていないはずである。満洲事変当初から連盟の中国代表だったのは施肇基駐英公使であるし、三二年一月からは顏惠慶駐米公使がこれに代わつた。顧維鈞が連盟理事会において田中上泰文を引用して日本の侵略を非難し、日本側全權代表の松岡洋右と烈

しい応酬を行ったのは三二年一月下旬である。⁽⁵²⁾ なお、松井の回顧録に沿った形で、東京裁判における弁護側証人下中弥三郎の宣誓供述書もまた、松井が出席した軍縮会議の席上顧維鈞がしきりに日本を攻撃し日本も盛んに応酬するのを見て、兄弟の国であるはずの日中両国が白人環視の中で兄弟喧嘩をするのは実に見ていられないと帰国した旨を記している。⁽⁵³⁾ しかしいずれも、事実とは反する当事者の記憶に基づく主観的歴史認識である。これらのことは、パリ講和会議やワシントン会議等における顧の活躍や、三二年一月の顧と松岡との対決ぶりが、いかに当時の日本人に強烈な印象を残したかを示している。

こうした記憶の不正確さを除いてここで回顧録から読み取るべきことは、第一に松井が軍縮会議と共に国際連盟の欧米中心的なあり方に強い不信感を抱いたこと、第二に満洲事変を機として日中間対立というアジア内部の問題に欧米が介入してくることに理不尽さを強く感じたことである。それらは、松井に大きな衝撃を与え、彼のその後の思想と行動とを転換させた。第一の国際連盟に対する不信感に関連して、松井は普遍性を装った連盟の構成の欺瞞性について、連盟脱退直後の三三年二月二十七日、大阪毎日新聞社主催の講演会で激しい批判を加えた。まず松井は、連盟による日本批判決議はかつての三国干渉の「数層倍の辱め」であり脱退は当然であると述べる。そして、世界は連盟外の米国・ソ連によって支配されており、連盟自体も、加盟国の英国が属国を併せて七票、仏国が小協商国を併せて五、六票、連盟外の米国・ソ連が五、六票の影響力を有し、「アジアの覇者たるわが帝国日本」が一票しか持っていないとの国際認識を示した。その上で、中国のみならずインドシナ、ビルマ、印度、ペルシヤ、トルコ等アジアの同胞と力を合わせ、「これらを率ゐて真の大アジアの建設」をし、真の世界平等・平和を実現すべきだと述べ、「大アジア主義に還れ」と叫んだのである。同様の感想を抱いた者に、かつてパリ講和会議に出席した際の近衛文麿がある。当時近衛は、その組織構成が「大国の横暴」を表しているとして、英国が講和会議に独立国家と見られない属領並びに植民地代表を列席させたこ

と、実際の政治決定が五大国により決められ総会は形式的なものであることを批判した。さらに、一国一票の原則にあるはずの国際連盟においても、英国のみが属領・植民地代表を参加させ六個の票決権を占めていることに加え、保護下にあるアラビアの小国「ヘヂャ」(ペルシヤカ)国にも代表を出させたことを非難している。⁽⁵⁵⁾その後原加盟国・常任理事国として連盟で活躍していた日本は満州事変で中国に提訴され、事態解決に力を尽くすという日本側の声明を受けて理事会は休会に入った。しかし、日本軍による錦州爆撃をうけて急遽再開された連盟理事会は、日本の反対を押し切り非加盟国の米国をオブザーバー参加させた。そしてリットン調査国による報告を受けて開かれた理事会から満州問題を移牒された総会は三三年二月二四日、日本軍の撤退と中国による満州統治権承認を内容とする勧告案を採決した。この結果、日本は連盟を脱退したのである。タイの棄権を除いても総会で日本に賛成したものがなかったことを含め、これら一連の出来事は、「外国通」を自認する松井にとって大きなショックであった。それ故、松井はかつての近衛以上に、欧米中心の国際連盟運営の実態を強く遺憾としたのである。

第二の点に関連して、松井のジュネーブ滞在中に国際連盟において満洲事変をめぐる日中間での応酬が行われ、松井の帰国後顧維鈞が国際連盟において日本を強く非難したことは事実である。しかし、顧維鈞による弁論が自分自身の眼前で行われたかのように松井が回想していることは、日本と同じ帝国主義をとっている英国のリットン調査団によつて満洲事変が裁かれ、それに顧維鈞が参与して中国側の言い分を主張したことについての痛恨の気持ちを強く反映していることと見ることができる。このことは、国際連盟の組織構成についての不当性の主張と相俟って、松井をして国際連盟に代わるアジア連盟の組織を決意させることとなった。松井のアジア連盟論の中心は次のようなものであったと言われている。

「国際連盟は例へて言ふと欧州製の洋服の様なもので吾々アジア人たる日支人にはピッタリ適はぬ、アジアはアジ

アで連盟を作つて世界平和、人類幸福の為に貢献すべきだ、今迄にアジアが連盟しないために損をした事は数限りない、ベルサイユ会議で牧野子が提出した有色人種待遇平等案なども若し之がアジア共通の問題としてアジア全体の名で提議されたら、反響は果たしてどうであつたらう。又米国の移民制限や豪州の白人主義に対してもアジア共同の名で反対したら如何なる結果を見たらう、日支の争ひは一族内の争ひに過ぎぬとはリットン卿でも認めてゐるところ、兄弟牆にせめいでどうして外侮を防ぎ得るか、アジアの中心勢力たる日支両国はアジア復興の観点に立ち小異を捨てて宜しく大同に就くべきである⁽⁵⁶⁾」

また、元来満洲事変には反対であつた松井であつたが、それに対する国際連盟の批判と、満洲国の成立、日本の連盟脱退を経ると共に、アジア連盟論や大亜細亜主義との関連で、満洲国成立の大義を強く主張するようになった。敗戦後、巢鴨拘留所入りする前に伊豆無畏庵で松井が記した「我等の興亜理念竝其運動の回顧」⁽⁵⁷⁾によれば、満洲国成立の意義は次の点にある。

「亜細亜我等ノ亜細亜、亜細亜十億民族ノ亜細亜ハ其偉大ナル文化的歴史ニ係ハラズ事実久シク欧米人ノ桎梏ノ下ニ呻吟セリ。亜細亜ノ純良従順ナル諸民族ハ、漸次ニ欧米ノ覇權ノ下ニ其自立自存ヲ失ヒ、尚独立国ノ余喘ヲ保ツモノハ我日本ヲ外ニシ、北ニ支那、南ニ暹羅アルノミ。自然我等ノ興亜運動ハ、先ツ此等ノ諸民族ノ團結ニ依ラサルヘカラス。而カモ暹羅国ノ現情ハ、到底此ニ多クノ期待ヲ繫キ能ハサルニ幸ニ北方満洲国ノ新ニ独立形態ヲ確立スルニ至レルヲ以テ、我等ハ此ニ先ツ日滿支三国ノ鞏固ナル團結ヲ組成シ、漸ク以テ亜細亜ノ諸国ニ其運動ヲ展開センコトヲ期セリ」

松井においては、満洲事変とジュネーブ軍縮会議への出張とを経て、満洲国はアジア連盟樹立のための日本にとつての初めてのパートナーとして積極的に正当化されるに至つたのである。

三二年八月に帰国した松井は、東京八重洲ビルの一室を事務所としていた汎アジア学会なる研究団体に入入りするようになった。汎アジア学会は、三二年春に中谷武世、下中弥三郎、満川亀太郎、中山優、今中十一郎、清水董三、中平亮、宇治田直義、ラース・ビハーリー・ボース（インド人革命家）、コンデイ（安南の王族）らの学者・評論家らが、満洲国建国後のアジア問題を、アジア大陸全体の問題や遠く中東問題まで含めて、満洲事変問題より広い文脈で研究するために作った組織である。これに入会した松井は近衛文麿らと語り、学術研究団体から民族運動団体へと拡大強化することを提案し、三二年一月二日霞山会館において第一回大亜細亜協会創立準備懇談会を開催した。近衛文麿を上座とし、松井が座長となった懇談会には、広田弘毅（外務省待命中）、末次信正（海軍第二艦隊長官）、菊池武夫（陸軍予備役中将・貴族院議員）、小畑敏四郎（参謀本部第三部長）、本間雅晴（兵器本廠付新聞班長）、樋口季一郎（東京警備参謀）、鈴木貞一（陸軍省軍務局支那班長）、石川信吾（海軍軍令部第二班第三課参謀）、村川堅固（東大文学部名誉教授・西洋史）、平泉澄（東大文学部助教授・国史学）、鹿子木員信（九大法文学部長・哲学）、太田耕造（弁護士・国本社機関誌発行者）及び汎アジア学会の日本人らが集まった。そして満洲国建国一周年の三二年三月一日、東京会館において大亜細亜協会発会式が挙行された。発会式には来賓として荒木貞夫陸相、芳澤謙吉前外相、満洲事変当時の関東軍司令官だった本庄繁、満洲国代表鮑観澄が招かれ、それぞれ演説を行った。⁵⁹ 来賓の顔ぶれを見ても、大亜細亜協会が当初満洲国との関わりを持っていたことが窺われる。創立趣意書は法政大学教授の中谷武世が起草したもので、国際紛争解決と民族闘争緩和に無力な国際連盟に代わり、「欧羅巴連合、亜細亜連合、亜米利加連合、サヴェート連合或はアングロサクソン連合等の汎大陸的乃至汎民族的諸集団」並立の基調の上に世界平和機構を樹立することが必要であるとし、そのために大亜細亜連合を結成することを目的として掲げた。⁶⁰ 大亜細亜協会の事務局は、東京内幸町の大阪ビルに置かれた。初代会頭に擬されたのは近衛文麿であり、本人もその気があったと言われるが、協会発会後すぐの

三三年六月に貴族院議長に就任したため、会頭は当面空席とされ、松井を中心に会を運営していくこととなった。⁽⁶¹⁾

(三) 文化・思想運動としての大亜細亞協会の設立

ここで、大亜細亞協会という組織を持った特殊性について、松井自身が語った設立の事情に従って、整理する。

「大アジア協会を作ることになったのは僕は自分の友人である各方面の人と相談して——近衛さんあたりも入ったのだが、それに海軍部内の若手の者を入れて——日本の伝統的アジア政策を日本の政策の上によく反映せしめることが出来るやうにする、陸海軍、外務省の若手を網羅してやったのだが、その為に僕は現役を退いてそれに當らうといふ決心をした。陸軍の現役の者がさういふ会に顔を出すのはよくないと言つて文句を言つたから、僕は翌年に他の事情もあつたけれども現役を退いて専らこの仕事に没頭することにしたのである。」⁽⁶²⁾

ここで語られていることには、重要な情報が三つ含まれている。まず第一に、学者・評論家らの汎アジア学会を母体として拡大強化された大亜細亞協会は、近衛のような政治家を含め、陸軍・海軍・外務省を横断して汎アジア主義の政策理念を共有する若手を中心に組織された団体であった。すでに第一章において述べたように、日中戦争勃発後現地の最高司令官として年来の抱負を実行しようと考えた松井が、その実施機関として構想したのも、陸軍司令官の下に海軍及び外務省出先機関、さらには経済実務担当者らを統合した総合政策機関であった。これは、戦地における陸軍司令官の下に政治・経済・外交全てを統合した一大謀略機関であり、このような機関がなければ様々な政策分野を総動員する軍事行動は行えないという松井の信念に基づくものであった。また、この機関は内地における情報宣伝組織としての、中谷ら学者・経済人等を擁した民間団体である大亜細亞協会と密接に連動したものであり、いわば汎アジア主義実施のための政策ネットワークの司令塔を構想したのも言うことができる。占領地などにおいても、大亜細亞協会は宣伝

啓蒙組織として活用された。各分野・官民にまたがって同じ政策理念を共有しその実現を図るこのような組織は、当時はほとんどなく、またこの構想の実現としての興亜院が結局は国家の司令塔としての機能を十分果たすものとならなかったこともあって、その司令塔を下から支えていた政策ネットワークは、総合的に可視化されることも、その意味について注目されることも少なかったように思われる。しかしこの官民・各省を超えた外交・軍事における国家中枢機関とそれを支える民間のネットワークという組織形態は、大亜細亞協会設立以来ずっと松井の構想にあったものである。

満洲事変から「大東亜戦争」に至る戦争を引き起こし拡大させた主体は何であったのか、これまでずっと長いこと議論されてきた。ナチズム・ファシズムに相当するものとして、天皇制国家やファシズム体制があげられた時期もあった。しかし今では、その実態は責任ある主体を欠いた空虚なシステムであって、天皇・軍人・政党・官僚・右翼団体等を対象とする分析も、結局は一貫して戦争と侵略を推進した勢力はなかった、という結論に概ね終わっている。東京裁判においてソ連は、「日本の政治界に於ては表向は私設の会であるが、其事業は実際上は政府機関が指導し、従つて日本国家機関の仕事を決定指導して居た特殊な型の組織が、常に大きな地位を占めて居りました」と指摘し、日本の侵略計画実現のための組織として国策研究会や総力戦研究所を弾劾したが、これもまた国家の隠れ裏である準国家機関として分析されている。しかしこれらの総合国策機関を含む国家機関のみが、当時の日本の全体の流れを実質的に主導していったと考えることはできない。伊藤隆氏の「革新派」論は、知識人や民間右翼、政党、官僚、軍人などにおける非制度的な理念的指向を分析の対象とし、新たな分析視角を開くのに成功した。しかしこれも、酒井哲哉氏が的確に指摘するよう、肝心の「革新派」概念自体が学問的緻密性を欠き、その実態や対象を厳密に規定できないという欠陥を持ち、しかもその分析に際して最も非適合的な多元主義的・政治過程論的分析を採用したこともあって、失敗に終わった。⁽⁶⁴⁾ 本稿では、これまで政治的影響力を不当に過小評価されてきた政策ネットワークとしての大亜細亞協会やそれと密接な関

わりを持った内外の社会諸集団を分析することによって、初めて汎アジア主義という当時の社会動向・イデオロギーをも視野に入れつつ、満洲事変から「大東亜戦争」に至る日本政治の動向を総合的に分析することができるようになる、と考える。こうしたアプローチでなければ、日中戦争期に当時の軍部中央が政敵宇垣一成を倒し、大陸政策において大きな足がかりを得ることになる。「対支院」（興亜院）設置構想や巨大な反英運動を推進したことの意味や、国民の支持の中で近衛新体制運動や大政翼賛会が成立したことの意味を、論じることができないと思われる。これらについては、続く第二節及び第三章において、詳しく論じる。

第二に、陸海軍及び外務省や多くの政策領域にわたる有力な加入者を持ち、大きな影響力を持つことが当時においては強く警戒されたが故に、大陸政策を政治的に直接変革していきたいという松井の当初の意思とは裏腹に、大亜細亜協会はあくまでも文化・思想における運動であるというスタンスを貫かなければならなかった。例えば、大亜細亜協会において中谷と共に松井を支えた下中弥三郎は、海外に与える影響という観点から次のように語っている。

「大亜細亜協会はアジアの解放アジアの復興といふものを目指して松井石根大将（現上海方面最高司令官）を中心とし外務、陸海軍要路を始め朝野の名士を発起人として生まれたものだ、……松井大将は帰朝後国際連盟に対するアジア連盟を作る目的でこの運動を始めたのであつたが、当時これに対して欧米諸外国には異常なシヨツクを与へた。そこで外交方面に微妙な影響がある処から政治的問題には触れぬ事にして専らアジアの文化運動、精神運動に目標を置き官民合同の与論機関として今日に至つた」⁶⁵「傍線部松浦」

東京裁判で松井の弁護席に立った下中は、陸軍内部からの反対という観点から次のように語っている。

「松井大将は現職の儘で右の協会設立を企画されたが陸軍では之を喜ばなかつた。寧ろ此の設立を抑止しやうとして進言する者もあつたらしいが、松井大将は日支に関する事は自分が若い時から関心を持つて研究したことであり、

日支の融和には信念を持つて居るからと言つて大アジア協会の設立を止められなかつた。そこで荒木、林の両陸軍大臣も大アジア主義運動が純然たる思想的啓蒙運動の範圍を脱しないならば即ち政治運動を行ふことがないならば設立しても宜しいとのことになり遂に大アジア協会の設立が承認された次第でした。斯様な次第で此の協会は右の承認の線に沿つて直接に政治的影響を呼起す様な行動は絶対に取らず純粹に會員相互の日支問題に関する思想的啓蒙の研究団体として終始した。⁽⁶⁶⁾

また、台湾司令官時代の松井もアジア連盟主義について、「アジア連盟の運動は文化運動であつてお互ひがアジア連盟主義によつて精神的に結合して提携し理解し合ひ、融和融合して行くのであつて決して力によるものではない」と主張した。⁽⁶⁷⁾ 一方で東京裁判における松井は、被告席から次のように語っている。

「私の運動のおもなるものは文化的思想的運動であります。武力をもつて大東亜の諸国に臨み、さらに欧米諸国に好んで対立しようという考えではないのであります。しかしまた私の考は、一面には世界の国際情勢に対して当時の日本の国情から考えて、いたずらに消極的な政策に没頭しようという考えでもないのであります。この例を求めらば、インドのガンジーのいわゆるスワラジ運動のごとき、ヒンズー教の教理による消極的な運動などとは私の考えはよほど違つておりました。私は日本建国の精神、日本の武士道によつて、さらにまた私の信仰しておる仏教の教理に基いて、アジアの民族のために、アジアの日本のために、身を殺して仁をなすという言葉がありますが、一身を犠牲にし、日本全国を犠牲にしても、アジア全民族のために戦おうというのが私の根本の精神でありました。⁽⁶⁸⁾」

このように、東京裁判においても、松井らは大亜細亜協会を文化・思想運動のための会であると主張することによつて、最後までその政治的重要性を秘匿することになった。大アジア協会設立に先立ち、松井は斎藤首相を訪問し、「国際連盟脱退後におけるわが国外交の基調は大アジア民族の鞏固なる一大結成をなし大アジア主義の旗印の下に東洋平和

の確立を期するにあるを以て同志相集まり大アジア協会を設立して所期に向つて躍進するに至つた」経過を述べ、首相の賛同を求めた。⁶⁹あくまでも、合法的な文化・思想運動団体として、政府・軍当局者に大亜細亜協会の存在を認知させようとしたのである。これらのことは、東京裁判における弁解というよりは、後に近衛新体制運動もまた直面することになる、当時の日本の国体・政治体制の中では強力な政治結集体を構築することができないというデレンマをよく表しているように思われる。

第三に、第二の陸軍部内で警戒された政治運動との関わりで、松井が「翌年に他の事情もあつたけれども現役を退いて専らこの仕事に没頭することにした」と述べている点である。三五年八月、軍事参議官を最後に松井が現役を退いたのは、陸軍内部におけるいわゆる皇道派と統制派との対立が原因であつた。通常、皇道派とは、荒木貞夫・真崎甚三郎・柳川平助・小畑敏四郎・松浦淳六郎・秦真次・山岡重厚らを中心とする勢力で、薩摩・佐賀閥の流れを汲み、田中義一の長州閥及び、それを継承しつつ長州閥を一掃した宇垣一成閥と対抗する中で育つていったとされる。そして、政党に接近した田中や宇垣らを批判し、反ソ・反共意識が強く、精神主義を鼓吹し、隊付きの青年将校を背景に、財閥・重臣勢力の打破や農村救済を主張し、統制派との対立抗争の中で、二・二六事件を引き起こしたと言われる。一方の統制派は、皇道派の中から次第に別れていった永田鉄山・東条英機らで、従来皇道派と見られていた林銑十郎陸相が永田を軍務局長に起用して以来勢力が強まったと見られている。三四年一〇月に陸軍省新聞班から、軍務局軍事課員の池田純久少佐が執筆し林陸相・永田軍務局長らが修正した「国防の本義と其強化の提唱」（陸軍パンフレット）が公表されるから、皇道派の統制派に対する国家社会主義・統制経済の色彩に対するイデオロギー的反発が高まった。三五年二月に貴族院で菊池武夫が美濃部達吉の天皇機関説を批判したことで始まった国体明徴運動を、皇道派の真崎甚三郎教育総監らが推進し、これに慎重な岡田内閣及び統制派を糾弾しようとした。これに対して林陸相らは三四年一月に磯部浅一

ら青年将校が起こしたクーデター計画である士官学校事件に対する真崎教育総監の責任を問ひ、人事抗争の末、三五年七月林陸相が真崎に対して、菱刈隆軍事参議官・松井石根軍事参議官・秦真次第二師団長の待命、真崎の教育総監退任（軍事参議官専任）等を提示した。そして、林陸相が単独上奏により真崎を教育総監から罷免するなどして、真崎の抵抗を押し切つて概ねこれを実現させ、皇道派の勢力を失墜させたのである。⁽⁷⁰⁾八月一二日には、統制派の中心と見られた永田鉄山軍務局長が皇道派の相沢三郎中佐に斬殺されるに至つた。近年の研究では、国内政治においては斎藤・岡田内閣に対して批判的であつた皇道派が大陸政策においては比較的穩健であつたのに対し、部内統制を掲げ青年将校らの内閣攻撃には比較的消極的であつた統制派は華北分離工作を推進していったことが明らかにされている。⁽⁷¹⁾

通常、皇道派對統制派という対立図式の中で、松井が言及されることはまずほとんどない。彼の絶頂期であつた参謀本部第二部長時代は田中義一首相・陸相との関係が深く、また彼は後に南次郎らと共に宇垣系と目されていた。⁽⁷²⁾真崎日記によれば、三五年七月三日の軍事参議官会議で松井は天皇機関説問題について川島義之と共に強硬論を説き、七月一七日の会議では前日の真崎解任を説明した林陸相に荒木貞夫が反駁したのに対して、松井は「事ノ茲ニ至リシ已ヲ得ズ、派閥的ナシト云ヒ得ズ。弊害ハ全軍ニアリ、大臣ノ取りシコトハ万止ヲ得ザルナリ」と自らの軍事参議官解任・予備役投入を含め受け入れる発言を行っている。⁽⁷⁴⁾通説的な理解からすれば、松井は皇道派とも統制派とも判断し難い行動を取つていたのである。

ところが、松井自身の回顧では、皇道派と統制派との対立について、通常の理解とは異なる説明をしている。即ち、皇道派は「真崎、荒木あたりの皇軍主義で、これは政策的に外に向つて軍国主義的にアジアを侵略して行かうといふ見地よりも、国内に於ける政党その他の運動に対して所謂統帥権の確立を護つて行かうといふことに重点があつた」。統制派は「それはさうだけれども世界一般の情勢が斯うであるし、無論それと協調して行かなければならぬ、だから無論

さういふ極端の事はできない」という立場であつたという。ここまでは、兩派の理解として、通説と矛盾しない。ところが、松井はこの後、統制派の中心は何と松井自身と南次郎であり、小磯や建川美次がこれに近かつたというのである。松井は荒木・真崎と陸士同期であり、個人的には懇意であるから「ひどく争ふといふことはなかつたけれども、若い者は皆さういふ風にして彼方に付き此方に付き非常に騒がしくなつて来た」。そこで松井は「そんなことで陸軍部内が分離するといふことは宜くないから、お互に我々のやうな主な者と思はれてをる者はもう引退つた方が宜くはないか」と考え、真崎に「お互いはもう引退らうぢやないか」と言つたが、黙つて誰も賛成しなかつた。そして孤立する形になつた松井は、大亜細亞運動のことを「軍部以外の者と提携して政權を狙つてをるのだ」と批判されたこともあり、「うるさいから大アジア主義一点張りで行かう」と決意し、引退した。また、二・二六事件が起こつた際、渡辺錠太郎は統制派とは考えられていながつたが真崎に代わつて教育総監になつていたが故に重臣と共に殺害され、広東を旅行中の松井は難を逃れた。対外政策的には松井ら統制派は「支那と提携して行かうといふことを専ら言つてをつたのだが、皇道派は『専らロシアを叩かなければいかぬ』といふ事に熱を持つてをつた。彼等があつた二・二六事件で成功して政權を取つてをつたらロシアとの戦争が起こつてをつたかもしれぬ。さうでなかつたから僕等が支那と手を握らうとした。それがうまく行かなかつたからアジア戦争になつて来たのだから、寧ろ皇道派で行つたら日米戦争は避け得たかも知れない。僕等の方はアメリカと戦争する意思はなかつたけれども、支那の方がうまく行かなかつたから英米と戦争することになつてしまつたのである」。

以上が、松井の自己認識である。松井は政党や重臣等とは体制内で合法的に協調していこうという立場ではあつたが、一方で徹底した天皇中心主義・国体明徴論者であり、皇道派に近い。果たして永田以下の統制派中堅が松井を同志ないし自分達のリーダーと考へていたかは疑問であり、もし彼が自己認識通り統制派の中心であつたならば、林陸相の処分

によって軍事参議官を罷免させられることも無かつたかも知れない。もとより、皇道派・統制派という概念自体に対して、当時のジャーナリズムによる言葉であるとして疑問を呈する意見は、当事者の軍人達の中でも強く存在した。しかしながら、ここで興味深いことは、松井が、ソ連との対立よりも、汎アジア主義を採って中国へと進出し南進することを優先することを統制派の政策指標と考え、おそらくそれ故に汎アジア主義の主唱者としての自分を統制派の中心と考えていることである。当時の派閥抗争の争点が人間関係や団体観念、体制変革のあり方などを中心にかけていたことを考慮すると、派閥対立を陸軍内部における汎アジア主義をめぐる政治対立として捉え、陸軍の現役を離れることによって、民間の立場で汎アジア主義運動を推進することとした松井の行動は、当時の現実の政治情勢を通説的な図式のみでは整理することができないことを示している。なお、現役を退いた松井は、早速三五年一二月に、ずっと空席であった会頭の席に着いた。そして、大亜細亜主義運動が陸軍内部の派閥対立と関わり、自己の勢力を増大するものと批判する声を振り払うために、大亜細亜協会は特に軍部や政府とは直接関わりのない民間の組織であるという点をますます強調した。下中弥三郎は東京裁判で、協会設立のための経費もすべて政府等の公共機関から援助を受けたことはなく、松井のジュネーブ会議行経費節約による残金一万円及び会員有志の寄付金によったこと、事務員給与及び出版費用に充てられる通常経費年額二万ないし二万五千円も、会費・雑誌代・有志会員の寄付で賄ったことを強調している。⁽⁷⁵⁾

以上のように、大亜細亜協会は松井の下で、政府や軍部とは離れた民間の、しかも政治的色彩を持たない多様な身分・所属の人々がネットワークとして結びつき、政治運動ではなく思想・文化の運動をする団体としての形をとったのである。確かに、民間の団体として、思想・文化の運動として存在したが故により強い力を持ったという側面もある。しかし実際には、次節以降で説明するように、陸軍軍人が会員の中では多く、しかも、その張りめぐらされたネットワークが、日中戦争を汎アジア主義に基づく戦争方針の方向へと強力に牽引していく力の源になった。

（四）松井の「支那通」から「汎アジア主義者」への変貌

満州国建国とジュネーブ会議参加を経て大亜細亜協会を立ち上げたのと同時に、松井自身の中でも「支那通」から「汎アジア主義者」への変容が起こっていた。その第一の契機は、協会を通じて、亡命インド人革命家ラース・ビハリー・ボースらアジア各地からの独立運動家らと知り合い、英国を中心とする欧米帝国主義に対する批判を彼等から吸収していったことである。ことに、大亜細亜協会を設立した三年には日印通商摩擦が起こっており、日本国内でも反英運動が高揚し、インド人らがこれを盛り上げると共に、汎アジア主義を広げた。⁽⁷⁶⁾そしてそれと共に、それまでインド問題等にはほとんど無関心であった日本人が、自分達にも身近な通商貿易問題等を通じて、英国等西洋帝国主義に侵略・抑圧される「アジア」というアイデンティティを自覚するようになった。どういうわけかボース自身は大亜細亜協会の正式会員とはならなかったようであるが、例えば松井が三五年一〇月に満洲・華北視察に向かう際には協会主催の懇親会及び東京駅での見送りに安南の王族コンデイと共に参加するなど、⁽⁷⁷⁾松井と親交を深めると共に、機関誌『大亜細亜主義』への投稿や協会での講演・懇談会等に通常の会員以上に積極的に参加した。また通商問題や宗教問題などを通じて関西を中心に汎アジア主義を広めたA・M・サハイは大阪支部の評議員として活躍した。⁽⁷⁸⁾彼等中国以外からのアジア出身者や汎アジア学会との交流は、「支那通」としての松井に、「大亜細亜」という、より広い視野を与え、汎アジア主義者としての広がりを与えたと見えよう。

第二の契機は、大亜細亜協会を設立する前後から、松井にとって縁の深い中国西南地方の政治情勢が流動化し、また満州国の成立によって対ソ戦準備など北方に対する関心が大亜細亜主義を働きかける対象である南方へと移ったことである。張作霖爆殺後国民革命軍が北京に入城して二八年六月に北伐が終了し、一二月末に張学良が東三省の易幟を行って国民政府に合流した後も、三一年五月汪兆銘・唐紹儀・李宗仁ら反蒋介石派が広州に広東国民政府を樹立した。三二

年一月には南京・広東両政府が合流したものの胡漢民、陳濟棠、白崇禧、李宗仁、唐紹儀、蕭公成らを中心に中央執行委員会西南執行部、国民政府西南政務委員会、西南軍事委員会等が成立して独立性を保っていた。⁽⁷⁹⁾その一方で、上海事変で日本軍に強力に抵抗した一九路軍が広東出身であることなどもあって、広東では排日運動が強かった。⁽⁸⁰⁾三三年一〇月には反蔣運動のため抗日を高唱する西南政権に抗議を行った吉田丹一郎広東総領事代理に対し、唐紹儀が西南政権は打倒蒋介石の方針を変えることはない⁽⁸¹⁾と述べ、抗日には大した影響力はないと述べるなど、植民地台湾の対岸地帯である西南地方の政情は、日本にとって複雑な状態にあった。一方、三四年一月に若杉要中華民國大使館一等書記官が蒋介石と極秘会見し、東亜のことは日中両国で解決したいと申し入れたところ、蒋介石はこれに同意し、同時に、西南派による排日・反蒋介石運動は武力でない形で平和裡に統一する自信があると語っている。⁽⁸²⁾

なお、植民地台湾の対岸地帯である西南地方を含む華南における国際情勢の流動化をさらに複雑なものとしたのは、英米等による経済進出の動きである。台湾の日本語新聞は、三三年九月の社説において次のような危機感を表明している。

「有体と言ふならば此の台湾は現在の極東情勢の下において可なり不安の雰囲気中にあると言はざるを得ない。何故ならば、今後日支不和の關係に基づく何等かの国際紛争が起るとすればソレは紛れもなく我が台湾の対岸なる南方支那方面でなければならぬからだ。……台湾の対岸である南支那においては、更に左様な「日中衝突を防ぐような——松浦註）取極めも衝突除去の保障もないのである。広東政権は国民政権と対立こそしてゐるが同じく頑強なる排日政策を執つて動かず、その為め台湾を初め母国の対支貿易は条約上の權益まで侵害され続けて非常なる損失を蒙つてゐる。本島と一葦帯水^{ムサ}の対岸には、上海事件で日本軍に衝突して名をあげた十九路軍を配し一種の皮肉なるデモをまで行つて来た……この対立關係の緊迫するところ何時如何なる重大事態の発生を見ぬとも限らぬ情勢

にある。殊に最近の諸事実として日本殊に我が台湾が如何にしても不安に堪えぬのは南支に於ける欧米勢力の経済侵略である。英国資本による広東漢口間の粵漢鉄道の如きは未だよいとしても、米支の合弁による中国航空会社が、上海より温州、福州、廈門、汕頭、広東等を連絡しマニラに結ばんとする計画の如きは何としても黙過できぬのである。平時の交通又は通商上の航空事業が、一旦事ある場合直に軍事上に転用できる事は……誠に由々しき大事なりと言はねばならぬ。……斯くの如き欧米勢力が、支那、殊に台湾の対岸たる南支にぞく／＼侵入して来ることは国際的見地からしても日本の危機であり、勢ひ帝国としては自衛手段を講ぜざるを得ぬ事になる。……南方生命線(83)の一端が脅かされんとしてゐる今日、台湾官民の決意と覚悟とが如何なるものであるべきかは言はずして明かである。」

こうした状況の中で、松井は機関誌『大亜細亞主義』創刊号に、「王道滿洲の建国を前提として、多年吾人の胸奥に抱懷され来つた大亜細亞建設の理想が漸く実現の機会を恵まれつゝある。『大亜細亞連盟』は、既に単なる概念としてにあらず、今や明確なる経緯として、日本国民の眼前を去来しつゝある。吾人は已に歴史の江岸を隔てたる彼岸に『大亜細亞』を見遙るかすにあらずして、今や文字通りに地に即して、大亜細亞への歩武を進めつゝあるのである。」で始まる「支那を救ふの途」と題する論文を発表した。そこで松井は、「英国の勢力を長江一帯に再建せしめ、之を全支に拡張せしめたるもの国民政府であり、米國資本の侵略勢力を南支中支に誘引しつゝあるもの、亦國民政府とその党与とである。而して、その實質に於て独り滿洲のみならず支那全土をも國際管理下に置かんことを意図せる夫のリットン報告書——リットン報告書を基礎とする國際連盟勸告案を無条件に受諾するに至りては、支那自らを売り亞細亞を裏切る彼等の罪責亦極れりと申さねばならぬ」と華中・華南へと英米勢力の浸透を許し、リットン調査団に担当した國民政府を批判した。それと同時に、松井は、中國共產黨の華南等への進出を許している國民黨を次のように糾弾する。

「然り而して、國民黨現政權によりて支那本土が、英米勢力乃至『國際』勢力の野心前に開放されつゝある他の一

面に於ては、国民政府及び中国国民党の責任と因縁に於て、中国共産党の勢力が駭々乎として長江流域長江以南の農村を蚕食しつゝある。福建江西兩省の大部分、広東の若干部分は完全にソヴィエト化し、更に湖北、安徽、江蘇、浙江、四川、新疆の諸地方も亦、逐次共産党勢力の蝕むところとなりつゝある。国民党四個年の容共時代は、今十二分にその悪の果を結びつゝあり、国民政府の無能と所謂中央軍の無力とは所在の共産軍の勢力をして愈々出でて愈々猖獗ならしめつゝある。」

こうして松井は、国民党によるアングロサクソン勢力の誘引と東亜赤化の原因を、英米流デモクラシーである民権主義と社会主義と異語同義である民生主義とを含み、孫文の強調した民族主義を忘れた三民主義に求め、三民主義の王道化及び中国国民党の指導精神再建を呼びかけ、こう述べるのである。

「今日三民主義を聖典の如く熱唱大呼しつゝある南京政府の要人なるもの最も孫文の精神を知らずと申さねばならぬ。宜なり、孫文と共に国民党創立の事に与りたる広東の老国民党員の間には、王道的大亜細亞主義による日華提携論の最近漸く台頭しつゝあるの報あるや。吾人としては、此の報まことに、日支関係の嚴冬裡、南枝の一輪已に綻ぶるの花信を得たる思ひを禁ぜざるものである。」⁽⁸⁴⁾

満州国成立を境として、松井の最大関心が華中以南、特に広東を中心とする西南地方ないし華南に絞り込まれていったことが明瞭に読みとれるであろう。松井の蒋介石に対する態度もまた、大きく変わった。こうした中国認識の変化は、松井に止まるものではなかった。例えば、三三年三月まで国際連盟事務次長を務めた杉村陽太郎は、満洲や中国各地、台湾を三ヶ月にわたって視察した上で、三三年一月末に、『満洲は基礎が出来た』とて今後満鉄を根幹として十年努力すれば立派な発達を見る、最早心配はいらぬ、満洲を我国の生命線と云つたが、今後の重心は台湾を足溜として南方に移つた」と述べ、その根拠を中国が華北・華中・華南に分解しつゝある現状に求めた。そして「我が国の政治家のみ

ならず財界の巨頭連も支那の大官や財閥と胸襟を開いて手を握り支那の安定東洋の平和を策せねばならぬと思ふ、殊に台湾を基点として台湾籍民の手により日貨の南進策を採ることは最も必要だ」と語っている。⁽⁸⁵⁾ また少し後のことになるが、台湾軍司令官を務め終えた松井は三四年八月、神戸で新聞記者を相手にこう述べた。

「要するに台湾を中心として南支南洋と云ふ事を常に考へねばいけない、満洲は既に一段落だ、之からは南方工作にある、福州も騒いでゐるが福州の日本人は何もせん、出来るやうに後援してやらねばならん、それにはやはり台湾の軍備を充実して置く必要がある、どうもなげかかしい事に非常時と云ひ乍ら其の影響がどこに見える、連盟脱退当時の意識は少しもない、世界を相手にするだけの意気がなければ駄目だ、……荒木ぢやないが腹さへあれば手拳でも竹槍でも戦争は出来る、俺は年をとつてゐるから腹を切る心算で大いにやる心算だ、若いものにやらしては気の毒だからね」⁽⁸⁶⁾

このような状況の華南を中心とする中国、特に西南地方に対する働きかけの装置として使われたのが、かつて孫文が唱えた大亜細亜主義であった。大亜細亜協会成立後直後、協会理事で広東駐在武官の和知鷹二は、西南地方に対して大亜細亜主義運動を強く働きかけ始めた。これによって、広東国民党元老らは「孫文の根本精神に復帰し日華提携して大亜細亜の復興を図る」との趣旨の下に、三三年四月八日「全国同胞に対する警告文」「日本国民に告ぐるの書」の二つの宣言文を決定し、運動に着手した。安南人及び広東人から成る粵南国民党も大亜細亜協会粵南支部設置を決定し、シンガポール・マレー半島及び南洋から広東に帰国した華僑団も四月から大亜細亜主義の運動を開始した。そしてこれらの勢力は五月一日広東大亜細亜協会準備処を創設し、「広東創立大亜細亜協会全同胞書」「敬告日本民衆同胞書」等を発し、広東のみならず香港、梧州、汕頭等にその支部を設置しようと呼びかけたという。⁽⁸⁷⁾ こうした運動を「日本の東洋征服手段」と見る広東省政府の弾圧は厳しく、広東大亜細亜協会の中心で越南国民党首領の胡天民は逮捕されて七月に

銃殺⁽⁸⁸⁾され、大亜細亞運動に関わった者は救国運動破壊罪に問われ、日本で発行される新聞・雑誌・パンフレット等は輸入禁止とされた⁽⁸⁹⁾。しかしその後、八月七日南洋からの華僑代表が「孫文主義に帰れ」という趣旨のラジオ放送を行うなど⁽⁹⁰⁾、広東大亜細亞協会の運動は続けられたが、広東当局の弾圧により下火となった⁽⁹²⁾。福州でも陸軍軍人が大亜細亞主義を宣伝するために総領事館に援助を求めて来るようになり、本省から指示を受けていない総領事館が当惑するような事態になった⁽⁹³⁾。廈門等においても排日の動きは日本製品を買う動きと共に強く存在していたが、大亜細亞協会理事の楠本実隆上海駐在参謀本部付中佐らが台湾籍民を利用した日中提携運動を進めた⁽⁹⁵⁾。

満洲事変以後における蒋介石による中国統一の進展とそれに対抗する西南地方を中心とする反蒋介石派の対立、台湾植民地と一衣帯水の対岸地帯である西南地方への英米等欧米諸国の経済的進出は、松井ら大亜細亞協会に大きな危機感を与え、華南・台湾・南洋に対する大亜細亞主義による働きかけを強化させるに至った。後述するように、このような状況の中に、三三年八月松井が台湾軍司令官に任命されたことは、西南地方における大亜細亞主義運動に大きな弾みをつけるものとなるのである⁽⁹⁶⁾。

松井の変貌の第三の契機となったのは、満洲事変及び満洲国建国によって、中国との間における満洲問題の解決がほとんど不可能になったこと、そして満洲事変後の時期が日本帝国の経済再編成によって景気回復期と重なったことである。「支那通」時代の松井は、張作霖と蒋介石との棲み分け及び、南北融和による満洲権益の維持を目標として活動していた。しかし、田中義一と蒋介石との会談に見られるように、張作霖爆殺以前からすでに満洲問題の解決は困難であった。後に三六年三月一四日に松井が南京の蒋介石及び張群を訪れ満洲問題を論じた折りにも、蒋介石は満洲を溥儀に譲渡することに否定的であり、松井は孫文がかねて唱えた真の平等の大亜細亞主義の実現を求める蒋介石の言葉に一縷の望みを見出そうとしたが、総じて蒋及び張の態度は消極的であった⁽⁹⁷⁾。満洲問題の解決が困難であることに、「支那通」

であつた松井が気付いていなかったとは考えにくい。

それでは、松井において、満洲問題や中国側の反日運動という難問を抱えた日本は、これを解決するために大亜細亜主義を如何なる形で使うべきであると考えられたのか。松井は、こう語っている。

「僕等のアジア協会は、支那を日本と本当に手を握らせるといふには、日本だけの問題は過去の歴史もあるし技術的にいろいろな問題があるからなかく妥協がしにくいから、大アジア——アジアといふものを広く考へて、アジアにも南方にも支那人は数百万人居るぢやないか、だから支那と満洲といふやうな小さいことを言はないで、全アジアに支那の政策を向ける、今まで北に向いてをつたのを南に向けて行かうぢやないか、」斯ういふのが僕の考であつた。それでビルマあたりにも支那の勢力を入れさせてやらう、さういふ風にして南に向かして南アジアに支那の勢力を拡張すること、及び南に居る数百万人の華僑を連ねてをる経済的運動に依つて支那の繁栄を図るといふことで満洲あたりの問題を帳消しにしてしまはう、斯ういふのが僕の狙いであつた。」

これに続けて松井は、アジア（大東亜）というようなことを政府が言い出したのは、日中戦争がうまく行かず仏印進駐等の方向へ進んでから、松岡外相になつてからのことであり、そこでようやく政府の方針が自分達が狙っていた方向と軌を一にするようになったと語っている。

松井の述べる大アジア主義の政治経済的意味は、満州・華北から南洋・南アジアへと対中政策の重点を移動することで日中関係打開の障害となつている満洲問題を棚上げし、日中関係からアジア全体へと枠組みを拡大すると共に、アジア経済の多くを担っている強大な華僑の経済活動を東南アジアやインド等まで拡大強化し、アジア全体の経済発展を図ることで、日中問題を含むアジアの政治問題を一挙に解決しようというものであつた。この松井の構想では、それによつて欧米諸国による植民地支配の打破を必要とし欧米との衝突の危険は高まる上、中国との対立を具体的にどのよう

消しようというのかがわかりにくい。しかし一方でこれは、当時の日本帝国やアジアにおける通商経済の動態の側面を把握した構想であったということが出来る。

かつて述べたことがあるように、満洲事変以後、それまで中国大陸本土と経済的に結びついていた満洲が本土から切り離されたことよって、大豆製品等の市場及び必要物資の供給を必要としたため、日本は帝国経済の再編成を行った。即ち、台湾から満洲への砂糖・茶・米・果物・蔬菜類の供給を行い、満洲から台湾へは大豆や肥料としての豆粕を輸出した。満洲から朝鮮へは高粱・粟・大豆、動植物製品、鉱物・金属等が輸出され、朝鮮から台湾へは軽工業品が輸出された。満洲と朝鮮から台湾へ化学肥料の硫安が輸出され、日本から植民地である満洲・朝鮮・台湾へは工業化のための機械・鉄鋼製品等が輸出された。こうした帝国内部における需要増大と流通促進、補完・分業関係による雁行的経済発展が実現されたために、植民地を含む日本帝国経済は世界大恐慌をいち早く脱出し、台湾を中心に好景気を楽しむこととなったのである。⁹⁸ 日本が恐慌を脱出する際に、輸出拡大の市場となったのは、南洋と呼ばれていた東南アジアにおける英国等欧米諸国の植民地や、インド、エジプト、アフリカであり、こうした帝国経済再編成を担ったのは、台湾籍民を含む華僑の一部及び、インド商人であった。特に中国から台湾、東南アジアの通商経済を現地において実際に担っていた華僑の通商ネットワークを誰が掌握するのかは、極めて重要な問題であった。⁹⁹ こうした状況を宇垣朝鮮総督や松井石根台湾軍司令官らは、植民地でつぶさに見ていた。松井にとつて、全アジアに広がる華僑等の通商ネットワークを支配しつつ、右肩上がりにある日本帝国を中心とした通商圏を拡大し、西洋列強勢力を駆逐していくことが、「大東亜共栄圏」だったのである。

松井らは、それによって従来の満洲問題を解消し、日中経済提携を中心とした東亜新秩序を形成し、さらに東南アジア・インド、さらには中東・アフリカにまで及ぶ経済を基盤としたアジア連合を結成し、アングロサクソン連合、ヨー

ロッパ連合、ソビエト連合などと並んで世界政治経済の単位としようとした。中国の反日感情は、汎アジア主義という濾過装置によって、アジア民族の西洋(特に英国)に対する反発へと解消される。こうしたラインに沿って進んで行った「大東亜戦争」への軌跡を、初めて政府による政策のレベルで公式に概念化したのが、松井の言う如く八月一日に第二次近衛内閣の松岡洋右外相が談話の中で使った「大東亜共栄圏」という言葉だったのである。世界大恐慌や満洲事変以降のアジア経済の劇的な環境変化の中で、松井は「支那通」という枠組みを超え、「汎アジア主義者」へと脱皮したのである。そのことを明確に語った上記の松井の回想部分は、彼の回顧録の正に白眉をなすと言うことができる。

東京裁判において、松井の最終弁論は、彼の唱えた大東亜主義について、次のように論じている。

「蓋し之を事実⁽¹⁾に徴するに、台湾、朝鮮、満洲の如きは日本人が盛んに移住し、其の経済、政治の面に関与し、活動し居りたる時代と、それ以前の事態とを冷静に調査比較すれば、日本人の活動に依り其の土着人民も亦日本人に刺激され激励されて、其の人口の増加、保健上産業経済の發展上あらゆる文化の發達上飛躍的なる進歩と繁栄を来したることは極めて明瞭である。……台湾、朝鮮、満洲に対する日本の政策が、其の根柢に於て如何に其の先住民族と共存共栄せんとする思想が根強く張つて居たかは、前述の如く、此等の国土に於て、日本人の最も深く関与せる時代が、其の土着住民が数的にも質的にも最も向上したる時代なりし事実が何よりも雄弁に物語るところである。かくて日本民族の望むところは、亜細亞諸民族の提携により、各民族が自由に、東洋各地に移り住み、且有無通じ、其の先住民と共に精神的により自由にして、物質的により豊富なる生活、即ちよりよき生活を営まんとするにあるのである。換言すれば、亜細亞の平和と其の共存共栄とは、日本民族全体に普遍する根本的の念願である。」⁽²⁾

この弁論が述べる「共存共栄」の理念が、実際に日本の行った戦争や植民地統治の実態から如何に離れていたか、また日本の植民地支配の如何に限られた一面のみしか記していないかは、今日の我々のよく知るところである。しかしこ

ここで強調したいことは、汎アジア主義者の意識においては、西洋文明との比較の中で、経済的再編成によって帝国全体、あるいはアジア全体の物質的發展を図ることでその超克を図ることが目指され、またそのことがナショナル・プライドとなっていたことである。

「大東亜共栄圏」の生成過程を検討する際に、このような政治経済的環境や動向の実態を視野に入れずに、当時の代表的な政治家・軍人・思想家・知識人の思想を恣意的に作成した系統図の中に位置づけて並べたり、官僚や軍部が現実の動向を後追いで正当化するために作文した文書を分析することで説明しようとしても、それで「大東亜共栄圏」の政策的意味を理解し、その政策的背景をなす政治経済的実態に触れることは、難しいというのが本稿の立場である。

(五) 松井による汎アジア主義運動の推進

一九三三年八月松井は台湾軍司令官に任命され、翌年の八月までその任にあたった。松井が赴任した際、先に述べたような危機感が台湾を覆っていたことを銘記する必要がある。さらに、一月には、正に台湾の対岸である福建省で独立問題が起こった。松井の言葉を借りれば、それは切実な問題であった。

「台湾は僅々一百哩の海峡を隔てて真に一帯^マ帯水の彼岸に此の一大事象を迎へたる次第であり、台湾多数民の其離るべからざる種族的事情より見るも、又兩岸国民の相互^マ経済的生存の關係より考ふるも、此に吾等台湾在住^四官民が挙げて此処に大なる関心を捧ぐべきは当然でありと信ずる」

一九三三年一月、上海から移駐してきた第一九路軍を中心に、李濟深・陳銘枢ら反蒋介石派が福建独立を企図し、中華共和国人民革命政府を樹立した。陳銘枢は日本に亡命した経歴を持ち、広東省政府委員兼主席や国民政府交通部長を務め、三二年の上海事変で第一九路軍を率い日本軍に対して強力に抵抗して有名を馳せた軍人であるが、かねてより

「広東人ノ広東（粵人治粵）」を唱えたと言われる。元来、中国における連省自治運動は、清朝に対する抵抗運動として起り、中華民国成立以来広東省を揺るがした政治変動の大部分は、広東自治運動と結びついていた。⁽¹⁰⁾一九二〇年の湖南省における独立自治宣言と米国や独国の連邦制をモデルとした省憲法制定に始まり、湖南省憲法の影響を受けた浙江省憲法、各地の連省自治運動進展を踏まえた上海の国是會議憲法草案などがあって、様々な理念がその後も影響力を持ち続けた。しかし最も注目すべきは、「広東人が広東を治める」をスローガンに掲げ「人民の人民による人民のための政治」（リンカーン）をモデルとして広東省長兼広東軍司令官に就任した陳炯明による広東自治運動である。陳は広東に孫文を迎えたが、中国中央集権化と北伐とを目指した孫文と対立してクーデタを起こし追われる結果となった。⁽¹¹⁾その後、華北の軍閥との提携を模索し、孫文や蒋介石の北伐に対抗する動きを続けていた陳炯明が、香港で病没する直前に、連省自治を掲げ陳銘枢と謀ったのが、この福建独立であった。⁽¹²⁾

松井がかつて支援した国民党による国民革命運動のうち、分権派による連省自治運動が、台湾対岸の西南地方の一部である福建省に起こったのである。しかも、李濟深・陳銘枢ら人民革命政府は、対岸の松井台湾軍司令官に対して経済的支援を求めて来た。松井にとり、これこそ絶好の機会であった。このため、台湾軍では人民革命政府と中国共産党との関係に懸念を抱いたものの、やはり反蔣色の強い広西政府と共に「大亜細亜主義」の下に反蔣介石へと結集するならば支援に応じてよいとする回答を行った。そして台湾軍は、華南銀行常務竹藤峰治らの協力を得て、台湾糖を広東に売り込み、その利益の一部を西南派広西派の武器購入費とし、別の一部を福建省に納め、それによって西南派を経済的に支援しようとしたのである。⁽¹³⁾かくして、台湾軍と沿岸の西南地域における日本陸海軍の動きは、俄に活発になった。三三年一二月に在福州総領事守屋和郎は外務省に宛てて、「陸海軍関係者及台湾総督府係官ノ来福ニ関スル件」と題する次のような報告を申し送っている。

「時局以来陸海軍方面及台湾総督府ノ当地ニ対スル関心増大シ曩ニ台湾軍参謀土橋大佐及広東駐在和知中佐アリ右以外ニモ特別ノ使命ヲ有スル本邦人ノ往復多ク帝国軍艦ノ出入モアリタリ 右事項中主要ナルモノ左ノ如シ

一、和知中佐ハ滿洲国人タル秘書ト共ニ一月二四日来福セルカ土橋台湾軍参謀ニ五日到着後種々打合ヲ了シ三〇日廈門ニ向ケ出発セリ（同氏ハ蔡廷■^マ「三二年の上海事変で日本軍と戦った第一九路軍の指揮でその後福建に移駐した蔡廷鍇か——松浦註」ノ代表トシテ台北ニ於ケル中国要人ヲ福州ニ来ラシムル可ク説得シタル後台北ニ赴キタリ）

二、土橋参謀ハ引続キ当地ニ在リ年内ニ後任者ノ参謀本部ヨリ来ルヲ待チ引揚ク可シト言ヒ居レリ 本官ニ於テ土橋参謀ト密接ニ連絡シ居ルコトハ云フ迄モ無キ処ナリ 土橋参謀ハ書記一名、無電通信手一名ヲ同伴セルカ支那人張文理台湾人蔡三房、謝龍濶等ノ諜報者ヲ使用シ居レリ

〔中略——松浦註〕

八、台湾総督府ハ本館ヨリノ電報本省ヨリ転報ナキ為当地政情不明ニテ当惑シ居ル趣電報越シタル次第アル処和知中佐当地ヨリ台北ニ赴キ状況ヲ詳細ニ報道セル結果野沢^マ？文書課長ヲ当地ニ派スルコトトナリ同氏ハ廈門經由十五日來着ノ筈ナリ

九、台湾軍囑託名義ニテ緒方初雄（陸軍大佐）十二日来福セリ約十日間滞在ノ筈同人ノ用件ハ福建民軍ノ指導ニアリ因ニ井上健吉氏ハ当地ニ来ラサルコトトナレリ台湾軍カ民軍ノ策動ヲ押へ居ル証拠ナリ

一〇、土橋参謀ト共ニ来福セル華南銀行取締役竹東〔竹藤——松浦註〕氏ハ三十日廈門ニ去レリ滞在中台湾糖ノ売込ニ関シ曩ニ李濟深ト共ニ来福セル韓寶禮ト商談シ居タリ（本件ニハ本官深入セヌコトトセリ御⁽¹⁰⁶⁾含迄）
 経済的支援のみならず、和知鷹二広東駐在武官や土橋一次台湾軍参謀らが諜報活動・政治活動を行い、さらに台湾軍囑

託名義の陸軍大佐が福建で民兵を指導するために赴くなど、松井ら台湾軍などが福建における状況の推移次第では福建独立のための軍事的・政治的介入をも準備していたということは、重要である。しかし、中国共産党の支持を失った人民革命政権が翌年一月にあっけなく倒れたため、これらの計画は沙汰済みとなった。

その後台湾軍のこうした動きは、西南派独立工作に慎重な日本外務省の批判を受けている。⁽¹⁰⁾ 当時、蒋介石の置かれた状況は、三三年八月に陳勤宣（前年に唐紹儀と共に訪日した）が西田畊一済南総領事に語った言葉を借りると、次のようなものであった。

「蒋介石ニ対シテハ西南派ノ激烈ナル反対アリ 又華北及中支ニ於テモ相当反蔣派アリ 加フルニ共産軍ハ益々拡大シ蔣ハ目下之カ防止ヲ名トシテ軍隊ヲ移動シツツ華北反蔣派ノ分解作用ヲ策シ居ルモ蔣從來ノ遣リ方ニテハ反蔣派ハ消解シ得ルモノニ非ス 又日支關係モ良好ニ展開シ得ス 日本モ慎重ニ對華政策ヲ考究セラルルノ要アリ」⁽¹¹⁾

蒋介石は中国共産党に加え、西南派、華北、華中における反蔣勢力に悩まされ、対日関係も不安定で、正に四面楚歌の状態にあった。蒋介石と会見した西田総領事は、さらに蒋介石の対外意見について、「満州国ハ承認シ得ス 從テ右ヲ解決セスシテ日支關係ヲ常道ニ復スルコト至難ナルカ 去リトテ抗日ヲナス実力ナキ為然ルヘク対日監視策ヲ講シ他方國連ノ支援ヲ藉リタル關係上今更拒絶スルコトモ出来サレハ一面其ノ援助ニ依頼シ国力充実ヲ計ラント計画シツツアリ」と本国に報告している。⁽¹²⁾

蒋介石にとつて、三三年一二月の福建独立事件はそれ自体が大きな危機であつただけでなく、華北における反蔣勢力がこれに乗じる動きを見せ始めたことでさらに深刻な事態になった。三四年一月一四日、栗原正天津総領事は広田外相に「福建問題發生以來表面之カ北支ニ波（及）セルノ事實ハ認メラレサルモ右ヲ機会トシ裏面的ニ北支方面独立ヲ画策セラレシ大小事實アリ」と報告し、その一例として山東の韓復榘らによる五省連省自治のための整理委員会設立の動き

を挙げている⁽¹⁰⁾。福建独立事件に際して、松井石根は、対岸の台湾軍司令官として「大亜細亜主義」による人民革命政府支援、西南派独立運動援助の動きを見せ、それによって蒋介石政権を揺さぶろうとした。そして現役引退後の三五年一〇月から一月にかけて、松井が朝鮮・満洲・蒙古と共に、華北・華中を視察し、大亜細亜主義運動の芽を蒔いた⁽¹¹⁾のは、中国南北における連省自治運動の連携により、蒋介石政権による中国統一の動きを牽制するためである。かつて孫文の片腕であった胡漢民は、連省自治を唱える分権論者として、独裁化の動きを強める蒋介石に対抗しており、広東・広西等の西南派の精神的支柱として、「アジア人のためのアジア」を謳った「大亜細亜主義」を軸とする松井らの働きかけの対象となった。

胡漢民ら西南派の側でも、蒋介石を牽制するために、「大亜細亜主義」を日本との提携の手段として大いに活用した。三三年一二月一九日、上海の有田公使の下にいる係官を張銘なる人物が訪れ、次のように語った。

「胡ハ孫文ノ提唱セル対外的大亜細亜主義ヲ主張シ宋子文等ノ連盟依存主義ニハ大反対ニテ（三民主義月刊ニ連載セラレタル胡ノ論文参照）現状打破ノ為ニハ是非日本側ノ援助ヲ期待シ居ル」

このため係官は、胡の通電等を引用し、胡が今も抗日の主張をしているのではないかと張に質したが、張は断じて胡の真意ではないと答えたという⁽¹²⁾。

なお、皮肉にも、蒋介石の中国統一・中央集権化に反対し、中国を連省自治により分割することを松井らの汎アジア主義が一つの要諦とした結果、特に日中戦争後、分割する対象の中国各地域ごとに日本の現地軍も分裂し対立しあうこととなった。それは、現地軍が中国現地において自治委員会や治安維持会、あるいは大亜細亜協会を設立させ、現地の反蒋派要人を擁立して傀儡政権を作らせる「謀略工作」、政治工作を進める中で促進される。日本が汎アジア主義を掲げ中華帝国に対抗する「超帝国」をめざす中で、日本の統帥権は分裂し、同時に占領地を含む「帝国」の分裂の危機が

進むのである。第一章で指摘した、中支那方面軍司令官松井と陸軍中央部の統制との対立や、北支那方面軍と中支那方面軍との傀儡政権擁立の主導権争い、南進をめぐる政策対立等はその例である。これらを改めるために後に支那派遣総軍が設置された。満洲事変を起こした石原莞爾が結成した東亜連盟もまた、王道を指導理念として主権国家の平等で自由な結合により連盟を結成し加盟国の同意を得て天皇を盟主とすることとしたが、「藩臣に外交の義なし」という宗藩国家原理に反するために、一九四一年一月閣議決定「肇国の精神に反し、皇国の主権を晦冥ならしむる恐れある如き連合国家理論」にあたるとして禁止された。⁽¹³⁾ 松井らの大亜細亜協会も、四二年五月に他のアジア主義団体と共に大日本興亜同盟へと一本化され、統制されることとなる。このように、中国の国民国家統一への対抗は、日本帝国を分裂の危険へと追い込み、これに対する統制を強化しなければならぬ結果を生んだのである。

台湾軍司令官としての松井は、以上に述べてきたように対岸の福建を中心とする西南政権側に対して、大亜細亜主義に基づき働きかけをしたが、台湾を取り巻く危機はそれだけではなかった。離任にあたり三四年八月二日記者団に対して行った惜別の挨拶で、松井は次のように述べている。

「昨年自分は着任した時に所謂国際的紛擾の漸次南方に移りつつあるといふ事を云うたが、不幸にして其間それが事実となつて現はれて来てゐるやうに思ふ 福建省附近対岸方面に於ける紛擾は私が着任して間もなく起り幸にも間もなく平静に帰したがそれが事態の南方への進展は本島民の平和に相当影響がある問題が起りはせぬかと思つてゐる フィリッピンは比島独立立法案を決定して將に比島独立の準備工作を著々やつてゐる際、今後の此の動きは南洋平和の上からいつて重大なる關係をもつてゐる 次は印度方面であるが印度に関する通商条約は曩に甚だ帝国のため不満の結果に終わつて兎も角一段落と思つてゐた所、今度は蘭領印度の通商問題で暗礁に乗上げてゐる」
しかも松井によれば、ワシントン条約の海軍比率協定が成立した際に、米国はフィリピンのみ、英国は香港のみがその

制限を受け、ハワイ、シンガポールは制限外であり、日本は台湾・琉球・委任統治諸島すべて防備制限を受けていた。米英両国にとって軍事上必要でないフィリピン・香港と、台湾・琉球とが同等の扱いを受けたことは不当であり、日本帝国が太平洋上に生存するためには南端の台湾を根拠地としなければならぬというのである。その台湾は、中国始め仏印・米領諸島に取り巻かれ、国防上極めて重要であると考えられた。⁽¹⁰⁾このため、松井は台湾軍司令官在任中、台湾防備の強化と大亜細亜主義のイデオロギー注入とにより、台湾の内外を固めることに力を注いだ。国防義会の各地への設置、軍事特殊演習の実施、航空事業及び南洋航路の整備、防空体制の強化等はもちろんのこと、三四年一月六日には日本の協会から中谷・下中・鹿子木らを派遣させて大亜細亜協会台湾支部を成立させ、台湾における大亜細亜主義運動を振興させた。⁽¹¹⁾それと共に、台中には大亜細亜主義の下に内台融和を実現するための東亜共栄協会が設立された。⁽¹²⁾

中でも、松井が最も力を入れたのは、台湾島民に日本帝国臣民としての恩恵を自覚させ、日本への忠誠と寄与の覚悟を持たせることであつた。離任会見で松井が最後に強調したのは、その点である。

「時々本島の人で『台湾は帝国の全般に対して大いに働いてゐる 財政的についても政府から一文も補助を受けてゐない、寧ろ砂糖、米などに関しては内地を助けてゐるではないか』といふ人があるが、是は非常な考へちがいである、今日台湾が日本全般に対し有益なる地位にあるは論を俟たないが、内地に対しては何等寄与してはゐないのだ、砂糖についても消費税を負担してゐるのは内地人である、政府は寧ろ安いジャワ糖でも買った方が税収入は多くなるのだ、台湾が内地に寄与するなどといふ考えは実に間違つた話である、台湾の政治的或は経済的或は對外施設上に付いて見ても南洋興業に政府が補助金を出してゐるし、また国防上に関して陸海軍の費用として政府が台湾のために出してゐる金額は一千万円にも及んでゐる、本島の人には軍事費を出してゐるわけではないし、また大多数は兵役の義務を持たない、従つて所謂台湾は物質的にも経済的にも内地のお陰を蒙つてゐることの方が多いのであ

る、台湾か内台人の区別なく繁栄を営み、世間の富強の間に世界に類のない幸福を味つてゐることは懼れ多いこと乍ら皇室の御恩沢によることは申す迄もないことで、内地人のお陰を蒙つてゐることが多いことを自覚して貰わなければならぬ、それだから非常時局に當つて挙国一致万難を排し帝国が将来の際どい瀬戸際を乗切らんとする時、台湾島民諸君に深き反省と覚悟を促すことが私が台湾を去るに當つての一大義務であると信ずる〔傍線部松浦〕⁽¹⁷⁾

こうした松井の発言が、先述した世界大恐慌及び満洲事変以後の日本帝国経済再編成による好況に裏付けられた、汎アジア主義への経済的確信から出ていることは、言うまでもない。

以上に述べてきたように、松井の台湾軍司令官赴任は、松井にとつても、また大亜細亞協会にとつても、台湾を中心とする華南・東南アジア・インド等との結びつきを自覚させ、汎アジア主義及び南方への日本の進出を促す大きな契機となつた。

台湾から内地へと戻つた松井は軍事参議官に就任し、その後先述したように、三五年八月陸軍内部の派閥対立に関わつて予備役となつた。民間の自由な立場から大亜細亞会頭として大亜細亞主義運動を推進することとなつた松井は、まずその手始めとして、三五年一〇月三日から一月三〇日にかけて、川島陸相・古荘幹郎陸軍次官・岡村寧次参謀本部第二部長及び関係各省の承認を受け、陸軍省・参謀本部・外務省からの支出と大亜細亞協会からの寄付を得て、満洲・華北・華中の視察旅行に出ることとした。ところが当時広田外相の試みていた日中国交調整との関係で中国に対する親善工作を行うのであらうという観測記事が日本の新聞に出、中国側でも誹謗記事が出るなどしたため、磯谷廉介中国大使館附武官から華中訪問取り止めの申し入れがあり、華中への視察は情勢次第とすることとなつた。当時関東軍が華北分離工作を進めており、満洲・華北と華中とでは日本官憲の側でも対応が分裂していたのである。

満洲で松井は、日本人及び現地人に対して大亜細亞主義運動を宣伝すると共に、西尾寿造参謀長・板垣征四郎参謀副

長ら関東軍幹部と会見して政治・軍事情勢についての説明を受けこれにほぼ同意し、満州国における協和会に大亜細亜主義運動を推進させることについて合意を見た。¹¹⁸このことは、大亜細亜主義運動にとつて、非常に大きな収穫であった。実際、この時は参謀本部作戦課長になっていた石原莞爾始め、板垣、関東軍司令官だった南次郎ら主な協和会関係者は大亜細亜協会の会員となっている。当時、石原莞爾の考えは、松井ら大亜細亜協会の方針とそれほど大きな違いがなかった。随員として参加したジュネーブ軍縮会議から帰国した三三年六月の段階では、石原は今田新太郎参謀本部員の求めに応じて書いた「軍事より見たる皇国の国策」なるメモで、「皇国とアングロサクソンとの決勝戦は世界文明統一の為人類最後最大の戦争にして其時期は必ずしも遠き将来にあらず」とし、そのため東亜連盟完成と満州国独立の完成や関東軍司令部による強力な指導等を必要としていた。そして三五年末から三六年初めの参謀本部作戦課長時代には、石原は「皇国の経済的要求は支那及南洋に期待する所多きも満州国は特に蘇国に対し軍事政事上の拠点なり 現下国策の重点は満州国を完成し蘇国の極東攻勢を断念せしむるに在り」と語り、対ソ戦備の充実と対米海軍力の充実を実現し、さらにそのための航空機工業発展・燃料問題解決を断行するのに必要な昭和維新を決行すべきであるとしていた。しかし一方で「支那殊に北支那及南洋に対し経済的文化的発展に努力すへきこと勿論なるも之等の工作は平和的にして軍部は自ら表面に立つことを避けざるべからず」とし、最後に「北方の脅威去りたる後実力を以て南洋及北支那に対し積極的に我國策を遂行す」と述べている。¹¹⁹即ち、日中戦争が勃発していないこの段階で、石原系の関東軍・協和会と大亜細亜協会とは、どちらも中国及び南洋の経済的重要性を痛感し、華北及び南洋に対する進出の必要を認めており、石原系もソ連の脅威が解消されれば積極的にそれにとりかかると考えていたのである。東亜連盟や大亜細亜連合という形で欧米勢力と対抗しアジア連盟を形成することについても、両者の間に齟齬はなかった。第一章で記したように、日中戦争勃発後にはソ連への配備を優先するか、中国との戦争を優先するかで、松井らの大亜細亜協会と石原系とは尖鋭

な対立をみることになるが、この段階では、共通点の方が多かったのである。

満州国を訪れた後天津に移動した松井は、第一章で述べたように華北における大亜細亜主義運動の浸透・定着を図ると共に、反蒋介石のため北支自治運動との提携を模索した。⁽¹²⁾その後上海へ移り、磯谷廉介少将や船津辰一郎らと懇談した松井は、磯谷から、軍事的に分離工作を進める華北に対して、華中では蒋介石に対して強硬な態度で外交交渉を行うことで日中問題の解決を図っており、そのため華北における軍部の工作を憂慮していることを聞かされた。張群・宋子文らと会談する一方で、上海においても張公権ら実業家に対して大亜細亜主義運動を説明し働きかけている。⁽¹³⁾

この後、松井は三六年二月三日から三月三〇日にかけて華中・華南を旅行するが、これは西南派工作を中心とするもので、広田外相、重光葵次官、有田中国大使ら外務省のいわゆるアジア派や、影佐禎昭陸軍省軍務局課員、喜多誠一中国公使館付武官、長勇参謀本部支那課課員ら大亜細亜協会の理事・会員で後に日中戦争において松井と共に働く陸軍軍人らの強い支持を受け、外務・陸軍両省や興中公司等から旅費の提供を受けた。また、同じ時期に、大亜細亜協会の中谷武世常務理事を満州国・関東軍の援助で華北へ送り、天津に設立された大亜細亜主義協会の育成にあたらせることとした。⁽¹⁴⁾この西南旅行で松井は、胡漢民ら反蒋介石の西南派に属する多くの政治家・軍人・実業家らに対して、大亜細亜主義を掲げ、華北との連携による反蒋介石運動の推進や、抗日運動の中止などを働きかけた。その後上海に移った松井は、蒋介石・宋子文・張群らと会見して大アジア主義や反共に基づく日中関係調整の可能性を探ったが、思わしい結果を得ることが出来なかった。⁽¹⁵⁾

帰京した松井は、こうした経験を携え、主に国内各地を講演して大亜細亜主義の普及宣伝を行い、大阪・福岡・金沢・京都等における支部設立等大亜細亜協会の組織化に従事し、講演会・懇談会等による情報交換等を行った。一月には第一回総会が開かれ、インド人ラース・ビハーリー・ボース、イラン人アルデシル、満州国謝介石・于静遠、フィリピ

ン国立大学教授ビオ・デュラン、南一雄（安南）、スカルジョ（インドネシア）、楊雲竹（中国）、許丙（台湾）らも参加した。台湾軍司令官時代や満洲・中国視察等を経て、松井ら大亜細亜協会における汎アジア主義は深化していった。こうした中で、三十七年七月七日の蘆溝橋事件を迎えることになるのである。

- (1) 松井の経歴については、横山健堂『松井大将伝』（八紘社、一九三八年）、田中正明『松井石根大将の陣中日誌』、秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、一九九一年）等によった。
- (2) 『極東裁判速記録』第七卷四一七頁、三〇九号九頁、一九四七年一月六日付のマトイス弁護士による弁論、同第一〇卷三七五頁、四一〇号二五頁、一九四八年四月八日付の伊藤清弁護士による松井石根弁論。
- (3) 『台湾日日新報』一九三三年八月二日付夕刊。
- (4) 田中正明『松井石根大将の陣中日誌』二二頁。
- (5) 内外法政研究会「研究資料第一三〇号 松井石根氏談 我が大陸政策と軍」（防衛庁防衛研究所図書館所蔵。以下、「松井回顧録」と略記）一～二頁。なお、内外法政研究会は、一九四五年一〇月頃外務官僚中村豊一、実業家岸本勘太郎らの主導で戦争責任研究会が四六年二月に改称された、連合国による戦犯裁判に備える外務省系の裁判準備組織であった。研究会メンバーは、高柳賢三・高木八尺・小野清一郎・神川彦松（東京帝大）、田岡良一（京都帝大）、鶴飼信成（京城帝大）、信夫淳平、馬場恒吾、佐々弘雄、石橋湛山、金森徳次郎、堀内謙介（元駐米大使）、椎名悦三郎らであった（日暮吉延「史料の窓」『法律時報』九四〇号、二〇〇四年二月。また田代文幸氏が準備中の博士論文「外務省の戦争責任についての認識と対応」（仮題）でも触れられている）。内外法政研究会の研究資料は散逸しており、松井の資料を含めて極めて貴重なものである。
- (6) 例えば、東野真『NHKスペシャル セレクション 昭和天皇二つの「独白録」』（日本放送出版協会、一九九八年）を参照。なお、東京裁判における松井の弁護も、概ね「松井回顧録」で語られた線に沿って行われている。
- (7) 『台湾日日新報』一九三三年八月二日付。

- (8) 北岡伸一「支那謀官僚の役割」（日本政治学会編『年報政治学一九八九 近代化過程における政軍関係』、岩波書店、一九九九年）、戸部良一『日本陸軍と中国』（講談社、一九九九年）一二二五頁。
- (9) 青木については、土肥原賢二刊行会『日中友好の捨石 秘録 土肥原賢二』（芙蓉書房、一九七三年）第一部を参照。
- (10) 戸部良一『日本陸軍と中国』五六頁。
- (11) 鹿錫俊『中国国民政府の対日政策 1931-1933』（東京大学出版会、二〇〇一年）。
- (12) 武田知己『重光葵と戦後政治』（吉川弘文館、二〇〇二年）六六～七三頁。
- (13) ジョン・ダワー『吉田茂とその時代』上下（TBSブリタニカ、一九八一年）、猪木正道『評伝吉田茂』上中下（読売新聞社、一九七八年）、そして両者を扱った書評論文である三谷太一郎「二つの吉田茂像」（同）『二つの戦後』筑摩書房、一九八八年）や北岡伸一「吉田茂における戦前と戦後」（近代日本研究会『年報・近代日本研究・一六 戦後外交の形成』山川出版社、一九九四年）を参照。
- (14) 『東方会議関係一件』松本記録、松A.I.1.0.22、外務省外交史料館所蔵、所収。
- (15) 外務省編『日本外交年表並主要文書（下）』（原書房、一九六五年）三六頁、山浦貫一『森恪』（高山書店、一九四一年）六〇一～六〇五頁。
- (16) 山浦貫一『森恪』六〇六～六二八頁。
- (17) 同上六〇一～六四六頁。
- (18) 一九二七年五月二〇日付田中義一外相發芳澤謙吉中国駐在公使宛電報（『東方会議関係一件』松本記録）。
- (19) 「松井回顧録」三～四頁には、次のように書かれている。

「あの人『田中義一外相——松浦註』は陸軍に居る間はやはり大陸政策に関する限り今のやうな陸軍の伝統的政策を尊重して、殊に支那に対しては非常な興味を以て参謀次長時代に自ら支那を巡つたこともあるし、自分も当時一緒に歩いたのだが、陸軍大臣となった後も支那の南北に対しては非常に興味を持つて、支那の政治家、軍閥あたりとの連絡を図つてをつた。その現れが所謂東方会議といふやうなものとなった。これは総裁になつてからだ。その前に第二次革命以後南北和平会議などをやつてをる時分に之を斡旋して南北支那を統一し、自分も支那を巡つて、上海で坂西中將が段祺瑞と會つて南北和平會議の斡旋をしたのだが、これはものにならなかつたが、さういふ事もあるし、その後蒋介石の北伐、これに伴

つて済南出兵問題なども起こつたけれども、これなども田中大臣の真意は済南そのものに於ける居留民の保護といふ事にもその主なる目的を置いたことは勿論であるが、『寧ろ蒋介石をしてその北伐を全うせしめて満洲のみを張作霖に固めさせよう、北京以南は蒋介石に纏めさせた方が宜からう』斯ういふ考へであつた。それで済南出兵の時に僕等の訓令を受けたのは、『蒋介石の軍隊をうまく北京にやつて張作霖は早く北京から引退げさす、北京には蒋介石の軍を入れるやうにしろ』といふことを言はれたくらゐであつて、さういふ点が世間には全然誤り伝へられてをる。

- (20) この間の記述は、主に菊池秀明『中国の歴史』一〇 ラストエンペラーと近代中国 清末中華民国（講談社、二〇〇五年）第七・八章、近代日中関係史年表編集委員会編『近代日中関係史年表』（岩波書店、二〇〇六年）による。
- (21) 馬場明「東方会議」（外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『日本外交史辞典』山川出版社、一九九二年）。
- (22) 外務省編『日本外交年表並主要文書（下）』一〇一～一〇二頁。
- (23) 同上書、九七～一〇一頁。
- (24) 山浦貫一『森恪』六〇八・六一五頁。
- (25) 馬場明「山東出兵」（外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『日本外交史辞典』）。
- (26) 田中義一伝記刊行会『田中義一伝記（下）』（原書房、一九八一年）六五八～六五九頁。
- (27) 同上書、六四三～六四五頁。
- (28) 同上書、六六四～六六五頁。
- (29) 「東方会議次第」（『東方会議関係一件』、A. I. I. O. 22、外務省外交史料館所蔵）。
- (30) 「東方会議経過報告」（『東方会議関係一件』松本記録、松 A. I. I. O. 22）。
- (31) 戸部良一『日本陸軍と中国』一四〇頁も、松井ら參謀本部を中心とする陸軍が穩健派としての蒋介石との提携を模索し始めたことを指摘している。
- (32) 松井七夫「当面ノ対支問題研究上顧慮スベキ要点」（『東方会議関係一件』松本記録、松 A. I. I. O. 22）。
- (33) 「松井少将支那時局ニ関スル講演要領」（『支那地方政況関係雜纂 中支政況』第一卷、A. G. I. 3. 1. 2、外交史料館所蔵）。
- (34) 外務省編『日本外交年表並主要文書（下）』一〇一～一〇二頁。
- (35) 『台湾日日新報』一九三三年八月二日付二面。

- (36) 山浦貫一『森恪』六一三―六一五頁、鈴木貞一「北伐と蔣・田中密約」(『別冊知性五 秘められた昭和史』一九五六年 一二月)では、会談は箱根で行われ、森も同席したことになっている。また、共産党・ソ連と断絶した後の蒋介石による中国統一を日本が援助し、その代わり満洲における日本の特殊地位・権益を蒋介石が認める、ということと諒解が成立したとされている。田中義一伝刊行会『田中義一伝記(下)』八二八―八二九頁は、箱根で蒋介石と会談したのは松井であり、ここで国民党の中国統一と満蒙に於ける日本の特権的地位を相互に諒解し、田中・蔣会談を設定したが、暗黙の紹介として記録に残さぬ約束をしたため、松井もこれを秘したとしている。
- (37) 「田中首相蒋介石会談録」(外務省編『日本外交年表並主要文書(下)』一〇二―一〇六頁)。
- (38) 山浦貫一『森恪』六一三―六一五頁、鈴木貞一「北伐と蔣・田中密約」、田中正明編『松井石根大将の陣中日誌』二五―三〇頁。なお佐藤元英「東方会議と初期『田中外交』」(『国際政治』六六号、一九八〇年)は、鈴木貞一は田中と異なり、河本大作らと同じラインであったと述べている。
- (39) 黄仁宇著・北村稔他訳『蒋介石——マクロヒストリー史観から読む蒋介石日記』(東方書店、一九九七年)八一―八三頁。菊池秀明『中国の歴史一〇 ラストエンペラーと近代中国 清末中華民国』二七四―二七六頁をも参照。さらに張群から古屋奎二が聞いたところによれば、田中は、自分は張作霖を嫌っており、張の参謀で親日派の楊宇霆を支持していると述べたという。この発言の通りだとすると、田中個人は張作霖を楊宇霆へとすげ替え満洲を支配させるのを望んでいたことになる。しかしそうだとすると、田中の意見は清朝最後の皇帝溥儀を擁立しようとする張作霖爆殺の路線と同じではない。
- (40) 藤本尚則『巨人頭山満翁』(頭山翁伝頒布会、一九三二年)五一七―五三〇頁。
- (41) 三谷太一郎「一五年戦争下の日本軍隊(上)」(『成蹊法学』第五三号、二〇〇一年)。
- (42) 宇垣一成『宇垣一成日記I』(みすず書房、一九六八年)六六四頁。
- (43) 「松井回顧録」四―五頁。
- (44) 臼井勝美「張作霖爆死の真相」(『別冊知性五 秘められた昭和史』)。
- (45) 山浦貫一『森恪』六三三―六四六頁は、田中のこうした変心や張学良の易幟を認めたことなどを強く批判している。
- (46) 『極東裁判速記録』第七卷六〇九頁、三二〇号七頁、一九四七年一月二四日付の松井の宣誓供述書。

- (47) 「松井回顧録」五～六頁。
- (48) 三一年一〇月六日付幣原外相発在英松平大使宛伝一九七号「軍縮会議内定ノ件」(『国際連盟軍縮会議関係一件(一九三三年寿府会議) 人事関係』第一卷、B. 9. 4. 0. 102、外交史料館所蔵)。
- (49) 『東京朝日新聞』三二年一月六日付夕刊、『東京日日新聞』三二年八月二日付、三二年八月三〇日付磯谷廉介陸軍省人事局補任課長発外務省官房人事課長宛「軍縮会議全権委員及同随員中帰朝者ノ件通牒」『国際連盟軍縮会議関係一件(一九三三年寿府会議) 人事関係』第一卷)。
- (50) 三三年一月二五日付柳川平助陸軍次官発有田外相宛「ジュネーブ一般軍縮会議全権委員並二同随員命免ニ関スル件通牒」(『国際連盟軍縮会議関係一件(一九三三年寿府会議) 人事関係』第一卷)。
- (51) 「松井回顧録」六～七頁。
- (52) 中国社会科学院近代史研究所編『顧維鈞回憶録』第一分冊(中華書局出版、一九八三年)四〇一～四四二頁、同第二分冊(同、一九八五年)五～九七頁、『東京朝日新聞』一九三二年一月二日付夕刊・二月一日付、同三至一〇月一日付・一九日付・二二日付・二四日付・二五日付・二六日付・二九日付、一二月六日付。
- (53) 『極東裁判速記録』第七卷四三三～四三四頁、三一〇号五～六頁、一九四七年一月七日の条。なお、角田房子『いつさい夢にござ候』(中央公論社、一九七五年)一二五～一二六頁も、満州事変当時の本間雅晴駐英大使館付武官や辰巳榮一武官補佐官らが、ロンドンの中国代表部に居た顧維鈞らに情報戦でひけを取らなかつたと記しているが、実際には本間も顧が渡欧する前に帰国し、三二年八月に陸軍兵器本廠付新聞班長となっている。顧が駐英公使だったのは、一九二〇年九月から二二年八月までで、四一年五月から四五年三月までは駐英大使となっている。
- (54) 「本社主催特別大講演会の松井大将の執弁」『大阪毎日新聞』一九三三年二月二八日～三月五日付。
- (55) 「講和会議所感」(近衛文麿『戦後欧米見聞録』外交時報社、一九二〇年)。
- (56) 「松井石根中将がアジア連盟論」『台湾日日新報』一九三三年九月一七日付。
- (57) 松井石根手記「我等の興亜理念並其運動の回顧」(原史料七、一九四六年一月、防衛研究所図書館所蔵)及びそのタイプ版である松井石根「我等ノ興亜理念並其運動ノ回顧」(同上所蔵)。なお、田中正明編『松井石根大将の陣中日誌』二六五～二八〇頁所収の「我等の興亜理念并にその運動」は、これらとは表現が多少改められている。

- (58) 中谷武世『昭和動乱期の回想』下巻(泰流社、一九八九年)三四八～三六一頁。本論文の日本の軍人等の履歴等は、秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』第二版(東京大学出版会、二〇〇五年)、戦前期官僚制研究会編・秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(同、一九八一年)、秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』(同、二〇〇二年)等による。
- (59) 中谷武世『昭和動乱期の回想』下巻三五八～三七二頁。
- (60) 『大亜細亜主義』創刊号(一九三三年五月)、二～五頁。
- (61) 中谷武世『昭和動乱期の回想』下巻三八二～三八四頁。
- (62) 「松井回顧録」九頁。
- (63) 『極東裁判速記録』第八卷七六四～七六五頁、三七五号二～一三頁、一九四八年二月一七日の条。
- (64) 酒井哲哉「一九三〇年代の日本政治」(近代日本研究会『年報・近代日本研究一〇 近代日本研究の検討と課題』山川出版社、一九八八年)。
- (65) 「明日の明朗支那建設を目指す大亜細亜協会の使命を見よ 下中弥三郎氏に聞くその活躍振り」(『中外日報』一九三七年一月一七日付)。
- (66) 『極東裁判速記録』第七卷四三四頁、三二〇号六頁、一九四七年一月七日の条。
- (67) 「松井軍司令官 昨日、扶桑丸で上京」(『台湾日日新報』一九三三年一〇月一四日付)。
- (68) 『極東裁判速記録』第七卷六二三頁、三二一号五頁、一九四七年一月二五日の条。
- (69) 『神戸新聞』一九三三年二月二五日付。
- (70) 秦郁彦「皇道派」〔統制派〕(『日本外交史辞典』)、佐々木隆「皇道派と統制派」(三宅正樹編集代表『昭和史の軍部と政治一 軍部支配の開幕』第一法規出版社、一九八三年)。
- (71) 酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊』(東京大学出版会、一九九二年)第一部。
- (72) 佐々木隆「皇道派と統制派」一六〇頁。
- (73) 伊藤隆他編『近代日本史料選書一―二 真崎甚三郎日記』一四四頁。
- (74) 同上書、一六三頁。
- (75) 『極東裁判速記録』第八卷四三四頁、三二〇号六頁、一九四七年一月一七日の条。

- (76) 松浦正孝「汎アジア主義における『インド要因』」。
- (77) 松井石根「滿支日記」前書き、一九三五年一月三日四日付。
- (78) 大日本協会の組織・会員の分析は、続く第二節において詳しく行うが、入会状況については、『大亜細亞協会々員名簿』(大亜細亞協会事務局、一九三八年一月、防衛研究所図書館所蔵)によった。
- (79) 一九三二年一月九日付広東總領事代理須磨弥吉郎發犬養外相宛電報三五五号(『支那地方政況關係雜纂 南支政況』第三卷、A.6.1.3.1.1、外交史料館所蔵)。
- (80) 一九三二年七月二日付広東總領事代理茂内田外相宛電報四九二二号(『支那地方政況關係雜纂 南支政況』第四卷)。
- (81) 一九三三年九月三〇日付広東吉田總領事代理發田田外相宛電報四五二一号(『支那地方政況關係雜纂 南支政況』第五卷)。
- (82) 一九三四年一月二日付北平若杉書記官發田田外相宛電報四〇三三号(同右)。
- (83) 「南方生命線を断じて守れ 南支の諸情勢は台湾に不安」(『台湾日日新報』一九三三年九月一九日付)。
- (84) 松井石根「支那を救ふの途」(『大亜細亞主義』創刊号、一九三三年五月)。
- (85) 「日本の生命線は南方に移った 満洲は最早心配はいらぬ 杉村公使門司で語る」(『台湾日日新報』一九三三年一月二八日付)。
- (86) 「満洲は一段落だ 今後は南方工作」(『台湾日日新報』一九三四年八月二二日付)。
- (87) 「広東に於ける大亜細亞運動」(『大亜細亞主義』創刊号)、同(『大亜細亞主義』一卷二号、一九三三年六月)。中谷武世「昭和動乱期の回想」下巻三八〇頁。
- (88) 「大亜細亞協会々報」(『大亜細亞主義』一卷四号、三三年八月号)。
- (89) 「広東で弾圧される大アジア主義運動」(『台湾日日新報』一九三三年七月一日付夕刊)。
- (90) 「対岸の排日は方法が変わった 澁谷満鉄囑託談(広東実業家)」(『台湾日日新報』一九三三年八月一三日付)。
- (91) 「広東に於ける大亜細亞主義運動」(『大亜細亞主義』一卷四号)、同(『大亜細亞主義』一卷五号、三三年九月)、同(『大亜細亞主義』一卷六号、三三年一〇月)。
- (92) 「明日の明朗支那建設を目指す大亜細亞協会の使命を見よ 下中弥三郎氏に聞くその活躍振り」(『中外日報』一九三七年一月一七日付)、中谷武世「昭和動乱期の回想」下巻三八〇頁。

- (93) 一九三三年九月一九日付福州守屋総領事発広田外相宛電二八三号(『支那地方政況関係雑纂 南支政況』第五卷)。
- (94) 「廈門の排日相変ず盛ん」(『台湾日日新報』一九三三年八月二日付)。
- (95) 例えば、「日支親善の楔には台湾籍民がよい 楠本中佐、廈門で語る」(『台湾日日新報』一九三四年五月三十一日付)を参照。
- (96) 松浦正孝「汎亜細亜主義における『台湾要因』」。
- (97) 松井石根「西南遊記」(防衛研究所図書館所蔵)。
- (98) 松浦正孝「高橋財政下の帝国経済再編と体制間優位競争」。こうした理解は、堀和生氏の一連の業績に多くを負っている。
- (99) 松浦正孝「汎アジア主義における『台湾要因』」。
- (100) 『極東裁判速記録』第一〇卷三七七頁、四一〇号二七頁、一九四八年四月八日の条。
- (101) 「正義はただ皇道のみ」(『台湾日日新報』一九三四年一月一日付)。
- (102) 一九二八年八月一日付広東総領事矢野眞発田中外相宛電報機密三二四号「広東政局現況報告ノ件」(『支那地方政況関係雑纂 南支政況』第一卷)。
- (103) 連省自治運動については、横山宏章『中華民国史』(三一書房、一九九六年)第二章、菊池秀明『中国の歴史一〇 ラストエンペラーと近代中国 清末中華民国』二三八～二三九・二六〇頁、曾田三郎「政治的ナショナリズムと地方行政制度の革新」(西村成雄編『現代中国の構造変動3 ナショナリズム』東京大学出版会、二〇〇〇年)等を参照。
- (104) 中国側の人物経歴については、『中国人名資料事典 第八卷 現代中華民国満洲帝国人名鑑 昭和二十二年版』(日本図書センター、一九九九年)等による。
- (105) 松浦正孝「汎アジア主義における『台湾要因』」三一～三二頁。
- (106) 一九三三年二月二日付守屋和郎在福州総領事発広田外相宛電報七二八号(『支那内乱関係一件 福建独立運動関係』第二卷、A.6.1.5.1.17、外交史料館所蔵)。
- (107) 松浦正孝「汎アジア主義における『台湾要因』」三一～三二頁。なお、東京裁判において松井の弁護側証人として立った岡田尚(上海派遣軍嘱託)は、松井の正義感が強かった例として、人民革命政府を援助し国民政府を牽制しようという計画に対して、松井が「断然中国の統一をみだす様な政府を援助するが如きことは日本人の絶対為すべきことでは無い」

と言ひ、李沢一を通じてその決意を蒋介石に通じたため蒋介石が大変喜んだこと、人民革命政府に対しては土橋参謀を派遣し「内乱を起すことは一般良民の不幸此上もないこと故国民政府軍と交戦する様なこと無く撤退すべきである」と進言してこれを平和裡に広東に撤退させ、国民軍が犠牲無く福建を接收したと述べている（『極東裁判速記録』第七卷四四一頁、三一〇号一三頁、一九四七年一月七日条）。台湾軍が軍事介入しなかつたことは事実であるが、蒋介石政権を牽制するために人民革命政府を支援することを検討したことは本稿で明らかにした通りである。

(108) 一九三三年八月二五日付西田総領事発内田外相宛電報第三二六号（『支那地方政況関係雑纂 北支政況』A.6.1.3.13、外交史料館所蔵、第五卷）。

(109) 三三年九月二〇日付西田総領事発広田外相宛電報第二四五号（同上）。

(110) 三四年一月一四日付栗原総領事発広田外相宛電報第八号、同前ファイル所収。なお、栗原正は後に大亜細亜協会の理事となつている。

(111) 松井石根「西南遊記」。

(112) 一九三三年二月一九日上海有吉公使発広田外相宛電七五九号ノ二（『支那内乱関係一件 福建獨立運動関係』第二卷、A.6.1.5.117、外交史料館所蔵）。

(113) 山室信一『思想課題としてのアジア』（岩波書店、二〇〇一年）六一〇～六一一頁。

(114) 「国防の重要性を島民は認識せよ それを具体的に話せば 松井大将の惜別の挨拶」（『台湾日日新報』一九三四年八月三日付夕刊）。

(115) 「大亜細亜協会の台北支部を設立」（『台湾日日新報』一九三三年二月二二日付）、「亜細亜の大衆へ呼び掛けられた」団結（同一九三三年二月二六日付）、「内台合流して大亜細亜主義結成」（同一九三三年二月二八日付）、「大和丸入港 今秋か明春に東京で大会開催」（同一九三四年一月六日付）、「亜細亜を守る偉大な使命を帯びて雄々しき産声を揚ぐ」（同一九三四年一月七日付）。

(116) 「東亜共栄協会発会式を挙行」（『台湾日日新報』一九三四年二月三〇日付）、「過般産声を挙げた『東亜共栄協会』」（同一九三四年二月二日付）。東亜共栄協会については、何義麟「一九三〇年代台湾知識層の苦悩——台中『東亜共栄協会』の活動を中心に」（『国際シンポジウム 植民地台湾をめぐる日本・中国・南洋』二〇〇五年九月、北海道大学。なお、こ

のシンポジウムを基盤とした論文集の刊行を現在準備中である)がある。なお、東亜共栄協会は、その後大亜細亜協会に吸収された。

(117) 「国防の重要性を島民は認識せよ それを具体的に話せば 松井大将の惜別の挨拶」(『台湾日日新報』一九三四年八月三日付夕刊)。

(118) 松井石根「滿支遊記」前書き・一〇月三日四日・一九日・二九日付。

(119) 『昭和八、六、十四末 石原大佐述資料』(防衛研究所図書館所蔵)。

(120) 松井石根「滿支遊記」一九三五年一月一〇日・一三日・一四日・一五日・一八日・一九日・二〇日・二一日・二二日付。

(121) 同上、一月二七日・二八日・二九日付。

(122) 松井石根「西南遊記」序。

(123) 同上三六年二月二日～三月一七日付。

(124) 「大亜細亜運動遊説経過概要」(『大亜細亜主義』四卷三九号、一九三六年七月)、「大亜細亜協会々報」(同四卷四〇号、三六年八月)、同(同四卷四一号、三六年九月)、同(同四卷四四号、三六年十二月)、「京都支部発会式経過」(同五卷四九号、三七年一月)、「大亜細亜協会々報」(同五卷四七号、三七年三月)、同(同五卷四八号、三七年四月)、同(同五卷四九号、三七年五月)、同(同五卷五〇号、三七年六月)、同(同五卷五一号、三七年七月)、同(同五卷五二号、三七年八月)。

論
説

反連邦主義との闘い（二）

——一九世紀初期におけるアメリカ内陸開発政策の展開——

櫛田久代

目次

序章 研究視角

第一節 問題の所在

第二節 先行研究と問題の射程範囲

第一章 「道路と運河に関する報告書」——ジェファソン政権の大いなる遺産

第一節 連邦政府の内陸開発政策

(1) カンバーランド国道事業

(2) ジェファソン大統領の第二次就任演説および第六回年次教書

(3) 連邦政府の開発政策の基本構造

第二節 チェサピーク&デラウェア運河事業と連邦政府

(1) 州際事業としてのチェサピーク&デラウェア運河事業

(2) チェサピーク&デラウェア運河事業の展開

(3) 連邦支援を求めて

第三節 「道路と運河に関する報告書」

(1) 「道路と運河に関する報告書」の成り立ちとチェサピーク&デラウェア運河会社

(2) 「道路と運河に関する報告書」が切り開いた政策可能性

第二章 「道路と運河に関する報告書」の反響

第一節 エリー運河事業——ニューヨーク州の一大運河事業

(1) エリー運河事業の展開

(2) ポープIIポーター法案

(3) ニューヨーク州の陳情活動

第二節 一八一二年戦争と連邦の問題

(1) 開戦

(2) 戦時下の請願活動

(3) エリー運河事業をめぐるニューヨーク州の動き

(4) ハートフォード会議

第三章 一八一二年戦争後の政治環境の変化

(以上、第五七卷一号)

(以上、本号)

第一節 一八一二年戦争後——マディソンの第七回年次教書と連邦再生

(1) マディソン政権の課題

(2) 一八一二年戦争後の内陸開発政策の動向

(3) カンバーランド国道事業

第二節 ボーナズ法案への道程

(1) 一八一二年戦争後のニューヨーク州の陳情活動

(2) ボーナズ法案提出に向けて

第三節 ボーナズ法案の大幅修正

(1) ボーナズ法案の提出とカルフーンの意図

(2) 公平性の問題

(3) ボーナズ法案の可決

(4) その他の審議

第四節 マディソン大統領の拒否権発動

第四章 反連邦主義との闘い

第一節 マディソン大統領の拒否権発動とニューヨーク州の動向

第二節 拒否権の残響

(1) ボーナズ法案の亡霊

(2) 陸軍長官カルフーンの報告書

(3) モンローの拒否権

第三節 内陸開発政策とアメリカン・システム

(1) カンバーランド国道の維持補修法案に対する拒否権を越えて

(2) アメリカン・システム

(3) モンロー政権末期の内陸開発政策

終章 アメリカン・システムの動揺

第一節 エリー運河の成功と波紋

第二節 アメリカン・システムへの不協和音

第三節 終わりに

第一章 「道路と運河に関する報告書」——ジェファソン政権の大きい遺産

第二節 チェサピーク&デラウェア運河事業と連邦政府

(1) 州際事業としてのチェサピーク&デラウェア運河事業

連邦政府の開発政策は一般に直接事業展開するものと考えられがちであるが、必ずしもそればかりとはいえない。というのも、連邦政府が州の事業であれ民間の事業であれ国家的意義を認めて、各種開発事業を財政支援する場合も連邦政策としてありうるからである。後者の場合は、資金不足に陥り、事業の存続が立ち行かなくなった民間企業ないし州政府からの請願によって意識されるようになった開発方式であった。後者は最初から連邦政府が取り組もうとした政策方式ではなかったが、前者の開発方式とともに、一九世紀初期アメリカの内陸開発政策を主導していくことになる。本節ではチェサピーク&デラウェア運河 (the Chesapeake and Delaware Canal) 事業の請願活動を通して、後者の開発方式の原型がどのように形成されたのかを概観していく。同運河会社はジェファソン政権の内陸開発政策を考察する上で、欠かすことのできない存在であるといつてよい。チェサピーク&デラウェア運河会社の連邦助成をめぐる請願活動が、

ジェファソン政権ひいてはその後の連邦政府の内陸開発政策に与えた影響を検討する。

チェサピーク&デラウェア運河会社は、一七九九年から一八〇一年にかけてメリーランド州、デラウェア州、ペンシルヴェニア州の各議会で、チェサピーク湾とデラウェア川とを結ぶ運河を建設するために設立された。⁽¹⁾ 州の境界を越えた三州がかかわった運河事業である点が、同時代の他の開発事業と比べたときの最大の特徴であった。しかし、三州による事業であることは、この事業にとつて必ずしも良い効果をもたらさなかつたばかりか、事業遂行を困難にさせる要因ともなりえた。三州の間の不協和音は設立当初から既にあつた。運河建設の必要性について一枚岩ではなく、会社設立に対する温度差がみられたからである。チェサピーク&デラウェア運河の建設は商都フィラデルフィアを抱えるペンシルヴェニア州にとつては、フィラデルフィアのさらなる発展を後押しするものとなりえたが、ペンシルヴェニア州と異なり、「メリーランド州は、この運河が建設された場合、サスケハナ川を利用したボルティモアの貿易量が急速に低下することを懸念していた。一方、デラウェア州は富をもたらしていた半島を横切る海運業の損失を心配していた」⁽²⁾。当初は運河建設に消極的であつたメリーランド州とデラウェア州であつたが、チェサピーク&デラウェア運河会社設立法は、最初にメリーランド州議会で採択された。デラウェア州議会在「デラウェア川とチェサピーク湾との間に運河を建設する会社を設立する法律」(An act to incorporate a company of cutting and making a canal between the river Delaware and the Chesapeake Bay)を一八〇一年一月二九日に制定したとき、デラウェア州はペンシルヴェニア州議会在二つの条件を認めるといふ留保付きで会社設立を認可した。第一の条件は、デラウェア州はペンシルヴェニア州の土地局の文書を自由に閲覧できかつ取り寄せることができること。第二の条件は、ペンシルヴェニア州議会在フィラデルフィアの港湾および市内における檢疫法の一部を撤廃することであつた。デラウェア州議会在付託した留保条件に対して、一八〇一年二月六日にペンシルヴェニア州知事、トマス・マッキーン(Thomas McKean)はデラウェア州の要請に応えるよう

同州議会に願ひ出た。「デラウェア州の法律は我が州で一定の立法措置が採られるまでは施行されません。そこで私は「チェサピーク&デラウェア運河会社設立法の制定に向けて」あなたがたの早期の関心を促すものであります」。ペンシルヴェニア州側の譲歩によつて、最終的に一八〇二年チェサピーク&デラウェア運河会社設立法が三州の間で成立した。⁽³⁾チェサピーク&デラウェア運河事業は、法律制定の段階から三州間の利害対立に直面した。もしチェサピーク&デラウェア運河がランカスター道路のようにペンシルヴェニア州内での単独事業であつたなら、州間の利害関係が錯綜することなく、州議会からの援助を受けて円滑に事業展開できたであろう。同事業は、州境を越えた事業としての開発意義こそ高かつたが、事業を進める上で資金調達の間でも政治的意意思統一の面でも難しい点が多かつたのである。

(2) チェサピーク&デラウェア運河事業の展開

チェサピーク&デラウェア運河会社設立法は、州議会に対し一株二〇〇ドルとして総額で五〇万ドルの出資金の募集開始の方法、また、出資金を取り扱うための組織について定めた。さらに、同法は株主による総会、会社の実務を取り仕切るための社長と九人の役員を選出、そして運河の利用料金等を規定した。⁽⁴⁾一八〇三年五月に開かれた株主による最初の総会で、チェサピーク&デラウェア運河会社の役員が選出された。ジョセフ・タットナール(Joseph T'aurall)が執行部の社長に任命された。また、九名の役員のうち、四名がペンシルヴェニア州から、三名がメリーランド州から、そして二名がデラウェア州から選出された。ペンシルヴェニア州からは、独立戦争前からチェサピーク&デラウェア運河建設ルートを構想し調査に当たつたトマス・ギルピン(Thomas Gilpin)の息子、ジョシユア・ギルピン(Joshua Gilpin)が加わつた。役員を選出には出身州からの投資比率がそのまま反映された。六月には、運河ルートの選定に当たつたため、タットナール、ギルピンを含め六人からなる調査委員会が組織された。委員会は、ペンジャミン・H・ラトロープ

(Benjamin H. Latrobe)とコーネリウス・ハワード (Cornelius Howard) を技師として採用したが、ハワードは採用後程なくして辞職し、結局は、ラトロープがチェサピーク&デラウェア運河建設事業の主任技師を務めた。ハワード辞職後、ジョン・トンブソン (John Thompson)⁽⁵⁾、ダニエル・ブランニー (Daniel Blaney) がラトロープの仕事を補佐し、調査委員会の下で運河ルートの調査を繰り返した。

一八〇四年六月四日、株主総会で最も適切な運河ルートが採択された。約一年の間にデルマーヴァ半島 (the Delmarva Peninsula) 上では三二カ所で調査が行われた。執行部は、運河ルートを選定するために、地形、地質、海拔だけでなく、水の供給が可能かどうか、運河の出入り口の地形、既存の貿易ルートとの利便性をも検討事項に加えた。調査の結果、最短ルートが必ずしも最善のルートではないことが判明した。⁽⁶⁾そこで、委員会は、チェサピーク湾のエルク川 (the Elk) 沿いのウェルチ・ポイント (Welch Point) からウィルミントンの約三マイル上流にあるデラウェア川側のクリスチアナ支流 (the Christiana creek) までをつなぎ、デルマーヴァ半島を横断する約二一マイルの運河ルートを選定した。運河の深度は七フィート六インチとし、四〇から七〇トン、あるいは一〇〇トンの船でも航行可能な運河を計画した。運河建設計画が具体化する一方で、執行部からは運河建設費が当初の見積もりを超過するとの見通しが報告された。計画通りに工事を完成させるのに必要な費用は、地代を除いて水利権の購入費を含めると、五六万ドルに上ることが判明したのである。⁽⁷⁾チェサピーク&デラウェア運河会社は、資金難の中、一八〇四年五月二日エルク・フォージからデラウェア州のアイケントーン (Aikentown、現グラスゴウ) への支流に向けての最初の工事が始まった。⁽⁸⁾しかし、翌年一二月に入ると、運河会社は財政難からそれ以上工事を続けられなくなり、全ての従業員を解雇した。運河のルート調査および実際の工事に要した費用だけで約八万五九一五ドルと当初の予算を大幅に上回ったからである。しかも、一八〇五年六月には手元に残っていた資金は二万ドルを切っていたにもかかわらず、新たな出資が得られなかったのである。運河

の支流の一部は完成したものの、この時点で運河建設は中断せざるをえなかった。⁽⁹⁾

チェサピーク&デラウェア運河会社は実に多くの問題に直面した。その中でも建設資金の不足は最も決定的な問題であった。加えて、実際の工事中に予期せぬ問題が生じたことも建設計画を狂わせた。支流のルートの掘削は地質の関係で調査が想定した以上に困難を極めた。しかも、建設労働者の募集、彼らのための宿泊施設問題は頭痛の種となった。この点で厄介だったのは、アイルランド系の建設労働者が地元のアフリカ系の住人といさかいを起こし、暴動が発生したことだった。さらに、建設工具や運河の掘削機械の購入といった費用もかさんだ。⁽¹⁰⁾ 建設費の枯渇は最終的に、チェサピーク&デラウェア運河の建設工事中止と延期をもたらしたのである。

(3) 連邦支援を求めて

チェサピーク&デラウェア運河事業はチェサピーク湾とデラウェア川を結ぶ航行路を確保するために計画されたが、当初計画され建設が進められたルートは、一八二九年に開通した運河ルートとは異なる。当初の運河ルートは、前述したように、チェサピーク湾側のエルク川に流れ込むバック支流の結節点にあるウエルチ・ポイントからデラウェア川側のウイルミントンより三マイル北のクリステリアナ支流に至るものであった。⁽¹¹⁾ 運河会社の執行部は事業を続行するための資金の目処が自前では立たなかったため、州議会に対して公的支援を要請していくことになる。このとき、中心的な役割を果たしたのが、運河建設に技師として参加したラトロープであった。執行部の支援請願活動は一八〇四年から一八〇五年にかけて繰り広げられたが、どの州議会からも色よい返事をもらえなかった。そこで、一八〇五年一二月、執行部は最終的に連邦支援を求めて請願活動を行うことになった。⁽¹²⁾ 彼らは、「運河事業に関する省察」という文書とともに請願文書を連邦議会に提出した。⁽¹³⁾

政府に対して資金援助を請願するという考え方は、執行部にとって突飛なものではなかった。運河技師として参加したラトローブが連邦政府による国内交通網の開発推進派であったからである。彼はチェサピーク&デラウェア運河事業が活動を開始するかなり初期の段階から、この事業が国家的な意義を持つとして、連邦支援の必要性を指摘していた。一八〇二年に株式への出資額が当初予定していた資金に達していなかったとき、ラトローブはジェファソン大統領への手紙の中で次のように述べている。「赤字分の株に出資する法律によって連邦政府に「運河事業に出資する」権限が付与されるなら、運河は連邦の全体善の観点から建設されかつ計画されるかもしれないし、それによってアメリカの重大な公共事業のほとんど全ての試みを台無しにしてきた地方利益や民間投機に対して運河事業に対するその影響力を取り上げられるかもしれません」⁽¹⁴⁾。

州議会から財政支援を得られなかったことで、執行部にとって連邦支援が彼らの事業を継続させるための唯一残された手段に思われた。しかも民間の運河および道路の建設事業を連邦議会が支援する政策は、当時の大統領ジェファソンによっても支持されているのではないかとも思われた。ジェファソンが第二次就任演説の中で、連邦憲法の改正を行うことで、公債を償還した後に国庫に残る余剰資金を用いて、道路、運河、学校等の公共の基本的設備を整備することを提案したことから、チェサピーク&デラウェア運河会社にとっては、自分たちの事業が連邦支援の対象となりうるとの希望を抱かせたのである。

大統領の提案が広く知れ渡っていたとはいえ、チェサピーク&デラウェア運河会社への直接的な支援を引き出すために、連邦議会をどのように説得していくかは決して簡単なことではなかった。なぜなら、三州にまたがる事業であり、会社そのものは民間会社であったからである。そのため、チェサピーク&デラウェア運河会社の請願は、同社が進める事業が連邦全体にいかん奉仕するか、に主眼がおかれた。そこでは、約二一マイルのチェサピーク&デラウェア運河が

建設されることで、五〇〇マイルに及ぶデルマールヴァ半島沿岸部をつたう遠回りの沿岸航行を回避することができること、この航行距離の短縮によつて、アメリカ合衆国は、北部諸州と南部諸州を結ぶ広範な内陸航行網を築くことができ、しかも、緊密化した交通網の発達は国内の通商、交流の発展に寄与することが期待できることが論じられた。また、戦時においては、疑いなく、海からの攻撃に対して、国家の安全保障を高めるであろうことが主張された。この最後の指摘は、連邦議会の上院、下院議員に独立戦争時の英海軍の侵攻を思い起こさせるものであったといえる。執行部は連邦議会に送った請願書の中で、様々な観点から、チェサピーク&デラウェア運河の国家的意義を強調した。

ところで、請願書には検討資料として「省察」が付されていた。そこでは、運河のもつ公益性を古代から近代に至る各種の事業を踏まえて説明し、チェサピーク&デラウェア運河の地理上の利点をもたらす経済的便益ならびに全国的な統合という政治的な価値を強調した。しかも、この運河建設は独立戦争前から民衆の間で待望されてきたものであることと言及し、民間会社の私的利益のために計画されたものではないことを暗にほめかした。「省察」は、請願書と類似する箇所もあったが、当時の実情を伝える資料として特筆すべき点が幾つかある。例えば、国内市場の発達との面で「省察」は、異なる州で生産されるそれぞれの特産品に言及し、当時の沿岸部の航行ルートでは、鉱産物や農産物のような重量貨物輸送が大変なコストを要するものであることを指摘している。この輸送問題が国内通商の発達を妨げているばかりか、外国貿易への依存体制を高めているとの問題意識があった。実際、石炭の場合、イギリスのリバプールから輸入される石炭価格と国内のジェイムズ川経由で輸送される石炭価格がほぼ同じ価格水準であったことが報告されている。⁽¹⁵⁾ チェサピーク&デラウェア運河の完成によつて、アメリカ合衆国内で効率的な内陸航行網が機能し輸送コストが軽減すれば、国内産業の活性化に貢献することが具体的例を挙げて提言されていた。

さて、この「省察」の興味深い点は、チェサピーク&デラウェア運河事業が連邦支援に頼らざるをえないことを強く

印象付けようとした点にある。先述したように、同社は、利害対立が交錯する三州が関わる運河事業であるがゆえの苦悩があっただけでなく、複数の州が関わることで、かえって関係する個々の州から公的支援が受けられないというジレンマを抱えていた。例えば、ペンシルヴェニア州に比べると、デラウェア州、メリーランド州は、運河建設計画に最初からそれほど熱心ではなかった。三州の間の建設に向けての温度差と協力の欠如が、最終的には、チェサピーク&デラウェア運河会社の執行部による連邦議会への請願活動に結びついたのである。この点に関して「省察」は次のように述べている。チェサピーク&デラウェア運河事業は「国家的事業として重要なだけでなく、事業の遂行において一方の州が他の州に依存しているがために両方の州から全面的な支援を得る事が難しく、国家的な公共事業として事業への支援と保護を連邦議会に頼らざるをえませんでした⁽¹⁶⁾」。灯台、港湾整備、軍事要塞の建設事業を進めてきたこれまでの連邦政府の公共事業の文脈は、チェサピーク&デラウェア運河の建設が連邦政府の公共事業の対象となりうるという執行部の考えを強めさせた。しかも、執行部は文書の中で、公的支援の方法について控えめながらも鮮やかに指摘した。「一定の株式に拠出するか、あるいは、過去の港湾、道路、灯台事業やその他の似たような性格の事業のように特定の助成金という方法によるのか、あるいは、ここでは言及されていない方法によるのか、どのような助成方法が用いられるべきであるかを執行部が指摘するのは決して適切ではありません。執行部の職分、能力の範囲内のことではありません⁽¹⁷⁾。運河会社は、最終的な判断を連邦議会に委ねつつも、「省察」の中で彼らの正直な気持ちを吐露していた。

一八〇六年一月末、チェサピーク&デラウェア運河会社からの最初の請願書が、上院および下院の委員会に付託された。連邦上院では、三月二一日、ペンシルヴェニア州選出の上院議員であるジョージ・ローガン（George Logan）が委員会を代表してチェサピーク&デラウェア運河会社にとって有利な報告を行った⁽¹⁸⁾。委員会の報告書は運河計画の国家的

な重要性を強調し、チェサピーク&デラウェア運河事業への連邦助成を次のように促した。「全体的な性格を有する公共の開発事業を推進するのが連邦政府の第一義的な義務の中に入る、と委員会は考えております。運河以上に公共の開発事業の性格に値する事業はありません。請願書によって提案されたものは、第一義の重要性を有するものであります。それゆえ、連邦政府の支援と推進に最も値するものであります」。また、報告書は、公的支援の方法として、直接的な支援ではなく、公有地の付与という方式でチェサピーク&デラウェア運河を支援する提案を行った。⁽¹⁹⁾西部の公有地の付与という提案は、実質的には連邦政府からの財政支援を意味した。連邦上院では、このようにチェサピーク&デラウェア運河にとって好ましい報告書が出されたものの、このときの上院本会議では最終的に法案として採択されなかった。

一方、連邦上院に先駆けて審議が行われていた下院では、三月五日、チェサピーク&デラウェア運河会社についての委員会はすでに同社への連邦支援に対して否定的な見解を報告していた。⁽²⁰⁾「委員会はチェサピーク湾とデラウェア川を航行可能な運河によって結ぶことの重要性や広範囲わたる有益性を判断するのに一瞬も躊躇するものではありません。使い古された文句を用いれば、委員会はこの事業計画を、広大な内陸航行を開く楔と考えております。そして、それは地域社会の通商、農業、製造業の各部門にとって計り知れない便益を常にもたらすことでしょう。しかしながら、戦時には、その便益は計り知れないでしょう。請願者たちの論法はこの点において反論の余地はありません」。下院の委員会は、チェサピーク&デラウェア運河事業の価値を高く評価した。しかし、「現時点で、国庫の状態が交付しうる金銭的支援の余地があるかどうかということが問題なのです。いまだに償還されていない公債、われわれの通商における混乱状態、そして、外国の諸政府との危機的な状態は、この特殊な時期において内陸開発に公的資金を充当することに對するおそらく乗り越えがたい反論として考えられます」。今後の状況を勘案した結果、委員会の提出した答えは、「この時期、チェサピーク&デラウェア運河会社の社長ならびに役員に対して金銭的支援を与えるのは時宜に適わないであろう」⁽²¹⁾

という結論だった。連邦議会で初めて検討されたチェサピーク&デラウェア運河会社への公的支援問題は、上院および下院の両院で、デルマーヴァ半島を横切る運河建設の重要性を高く評価したものの、それはすぐさま金銭支援には直結しなかった。

一八〇六年六月二日、チェサピーク&デラウェア運河会社の第三回全体報告書が株主に出された。執行部にとつて同社が行った連邦議会への請願活動以外にさしたる報告内容はなかった。⁽²²⁾ 同社の財政状況は出資金不足で危機的狀態にあり、もし事業を続行するのであれば、公的支援は絶対不可欠な条件であった。連邦政府からの公的支援が頓挫した状況の中でも、ペンシルヴェニア、デラウェア、メリーランド各州議会が積極的な救済に動くことはなかった。この州際事業に対する支援に消極的な州政府の姿勢を最もよく示していたのが、一八〇六年二月四日、ペンシルヴェニア州知事トマス・マッキーン (Thomas McKean) の州議会開会に向けての演説だろう。ペンシルヴェニア州は、当初、チェサピーク&デラウェア運河会社に関係する州の中で最も建設に熱心な州であった。しかし、マッキーン知事は同演説の中で、チェサピーク&デラウェア運河事業に対して、州政府からの支援よりも連邦政府からの支援を求めるようにと示唆した。マッキーン知事自身は、必ずしも州政府による交通路の開発に否定的な人物ではなかった。実際、同じ演説の中で、州内の道路や航行路開発のために州政府が公的支援を行うことを提案していた。⁽²³⁾ しかし、彼は、チェサピーク&デラウェア運河事業のような州際事業を公的支援の対象事業として優先することはなかった。このような状況から、執行部は、結局、事業の継続のためには、連邦支援を頼みにせざるをえなかった。

連邦議会に再び提出されたチェサピーク&デラウェア運河会社からの請願書は、一八〇七年一月一三日、連邦上院の委員会に付託された。委員会はデラウェア州のジェイムズ・A・ベイヤード (James A. Bayard)、ジョージア州のエイブラハム・ボルドウィン (Abraham Baldwin)、ニューヨーク州のサミュエル・L・ミッチル (Samuel L. Mitchell) で構成され

た。二月五日、委員会は、前会期のローガンの報告書ならびにそこで提案された決議を再度提出した。⁽²⁴⁾この時、チェサピーク&デラウェア運河会社への公的支援を後押しするために雄弁を振るつたのが、ベイヤードだった。彼は法案審議の際、軍事要塞や武器庫の建設、港湾整備事業や公共建築物の建設などのように、連邦憲法上明確な権限はなくても連邦政府が行ってきた政策の延長線で運河の建設事業を捉えるところにも、これらは連邦憲法が規定する「連邦憲法上必要かつ適切なすべての法律を制定する権限」に含まれるとの合憲論を展開した。さらに、ベイヤードは、チェサピーク&デラウェア運河とその他の運河によって築かれる内陸交通網の意義を多角的に強調した。彼が主張したチェサピーク&デラウェア運河会社のもつ国家的意義の内容そのものはチェサピーク&デラウェア運河会社からの請願書と重なっていた。しかし、ベイヤードの論点の中には、注目すべき点が幾つか見られる。

演説の中でベイヤードは、「このように、我々は、いかにほどこけることのない内陸航行の鎖が形成され、それによって大西洋諸州を結びつけ、戦時には安全を保障し、平時には国内の交易を容易にするのであります」として、チェサピーク&デラウェア運河事業がアメリカ経済の発展と政治的統合を高めるのにいかに重要であるかについて強調した。⁽²⁶⁾彼は、内陸航行網の整備は国内の経済的結びつきを高め、必然的に政治的結びつきを強化すること、また戦時においては、軍隊の円滑な移動等で国家の安全保障に寄与することを指摘し、チェサピーク&デラウェア運河の請願書ならびに「省察」で指摘している重要なポイントを繰り返した。運河事業の重要性を強調する一方で、ベイヤードは、内陸開発事業への連邦助成政策に対する批判をそらせることにも演説の時間を割いた。まず、前会期の反対論の根拠となった連邦政府の財政状況にふれ、連邦議会議員が憂慮しているほど財政は不安定な状態ではない、議会はもつと連邦財政に自信を持つほうがよいと促した。その上で、ベイヤードは、公共性の高い交通路の開発財源として国庫にある余剰資金が配分されるのが適切ではないかと指摘した。彼の主張は、おそらく議場にいた連邦上院議員に、ジェファソン大統領の第六

回年次教書ならびに第二次就任演説の内容を思い起こさせたのではないかと思われる。一八〇六年二月二日、この会期の開会に際してジェファソン大統領は第六回年次教書を連邦議会に送った。この中で、大統領は公債償還後生じる余剰資金を利用して連邦政府が内陸開発に乗り出すことを提案していたからである。ベイヤードは大統領のこの新しい国家構想を十分意識した演説を行ったといえる。また、ベイヤードは連邦政府による内陸開発政策に対する憲法上の疑問を払拭しようとした。この点に関して、彼は、「連邦憲法がはっきりと運河を建設する権限を与えているわけではないことは認識されております。しかし、我々は、通商と国防の保全と安全を規定する権限を有しているだけでなく、日常的に行使しております」と主張した。⁽²⁷⁾ベイヤードは、港湾整備や軍事施設の建設を可能にした連邦権限の文脈の中に、運河建設を位置づけ、この連邦憲法の解釈のもとで、チェサピーク&デラウェア運河のような特定の運河事業を連邦政府が助成しようと論じたのであった。最後に、ベイヤードは運河事業を財政的に支援する具体的な方法として、公有地を付与することを提案し、前年度連邦上院議員ローガンの委員会が提案した支援方法を繰り返した。

ベイヤードによって提案された決議は上院で賛成二〇票、反対六票で可決され、ベイヤードとともにヴァージニア州選出のウイリアム・ガイルズ、ケンタッキー州選出のヘンリー・クレイ(Henry Clay)が本会議に法案を提出するための委員会の委員に任命された。⁽²⁸⁾しかし、この委員会が提出した「公有地の一部を売却付与する法案」は連邦上院で否決された。審議の過程でマサチューセッツ州選出のジョン・クインジー・アダムズがこの法案の可決に強硬に反対したからである。アダムズが反対した理由は、この法案がクレイによって支持されていたことによる。クレイは、前年度よりチェサピーク&デラウェア運河会社への連邦助成と同様、自州のオハイオ川の滝周辺の運河事業に対する連邦助成を求めていた。この点で、アダムズは、関係する州同士の結託を批判するとともに運河建設事業が利権の温床になるとの懸念を表明し、財務長官ギャラティンに対して、連邦議会が支援する価値がありかつ必要な道路、運河、および河川の航

行開発事業に関する全般的な計画を提出するように求める決議を提出した。アダムズの決議そのものは即座に否決されたものの、個別の開発事業への連邦助成は推進派と反対派との間で膠着状態に陥った。そうした中、オハイオ州選出のトマス・ウォーシントン (Thomas Worthington) が、合衆国の南北を内陸航行路で結ぶ計画、および大西洋岸の諸州を結ぶ有料道路計画に関してギヤラティンに調査分析を要請する二つの決議を提出した。二月二十七日ウォーシントンは、連邦憲法上可能な範囲内での開発計画に決議内容を変更するようにとのアダムズの助言を受け、結局、自らの決議を撤回した。そして、ギヤラティンに対して、既存の道路及び「運河の開発事業に関する報告と連邦助成が可能な事業計画についての全般的な報告書を求める提案を改めて行った。チェサピーク&デラウェア運河会社への連邦助成をめぐる議論の中から、最終的に生み出されたのが、一八〇七年三月二日の決議である。⁽²⁹⁾ 連邦上院は財務長官に対して、「連邦政府による内陸開発の対象として、政府の助成を必要としかつその価値のある事業ならびにその事業の性格に関する意見とともに、道路及び運河建設のために連邦議会の権限の範囲内にある措置を適用する計画を用意し報告すること⁽³⁰⁾」を命じる決議を多数決で採択した。同決議は、合衆国における道路と運河の現状とその開発主体についての資料の提供をも財務長官に対して求めていた。財務長官アルバート・ギヤラティンによって一八〇八年四月に提出されたこの報告書こそがアメリカの内陸開発政策史上有名な「道路と運河に関する報告書」(Report on the Subject of Public Roads & Canals)であった。

(1) ギヤラティンの報告書では、チェサピーク&デラウェア運河会社を設立した州としてデラウェアとメリーランド州の二州しか取り上げていないが、これは、本文でも記述したようにペンシルヴェニア州を加えた三州が正しい。 *Report of the Secretary of the Treasury on the Subject of Public Roads & Canals* (Washington: R. C. Washington, 1808; reprint ed., New

- York: Augustus M. Kelley, 1968), p. 13. 従って、キャラティンの報告書の情報を引用した楠田、前掲論文、一一七頁で言及した会社設立にかかわった州が前記二州とあるのは誤りである。
- (2) Ralph D. Gray, *The National Waterway: A History of the Chesapeake and Delaware Canal, 1769-1985*, 2nd ed. (Urbana: University of Illinois Press, 1989), p. 10.
- (3) George Edward Reed ed., *Pennsylvania Archives*, 4th ser., vol. 4 (Harrisburg: WM. Stanley Ray, 1900), p. 471; Gray, *The National Waterway*, p. 10.
- (4) *A Collection of the Laws relative to the Chesapeake and Delaware Canal, passed by the legislatures of the states of Maryland, Delaware, and Pennsylvania, subsequent to the year 1798* (Philadelphia: L. R. Bailey, 1823), pp. 3-15, 19-34, 42-46.
- (5) Joshua Gilpin, *A Memoir on the Rise, Progress, and Present State of the Chesapeake and Delaware Canal, accompanied with Original Documents and Maps* (Wilmington: Robert Porter, 1821), p. 7.
- (6) *First General Report of the President and Directors of the Chesapeake and Delaware Canal Company, June 4, 1804* (Philadelphia: John W. Scott, 1804), p. 15.
- (7) *Ibid.*, pp. 16-17.
- (8) Gray, *The National Waterway*, pp. 18-19.
- (9) *Ibid.*, p. 21.
- (10) *Ibid.*, pp. 20-21; Lee William Formwalt, *Benjamin Henry Latrobe and the Development of Internal Improvements in the New Republic, 1796-1820* (New York: Arno Press, 1982), pp. 107-15.
- (11) データは主に、「省察」とギルピンの手紙によるが、両者には多少データの違いが見られる。ギルピンの手紙で記されている数値は小数点以下を切り下げたものが多い。Letters to the Honorable Albert Gallatin, Secretary of the Treasury of the United States; and Other Papers relative to the Chesapeake and Delaware Canal (Philadelphia: John W. Scott, 1808), p. 4; *The Memorial and Petition of the President and Directors of the Chesapeake and Delaware Canal Company* (Washington City: R. C. Weighman, 1809).
- (12) Gilpin, *A Memoir*, 34-35. ライトローブはチェサピーク&デラウェア運河会社の株主であり、運河計画は彼の個人的な利

権にも関わりつた)をフオーラムナルに転載する。Formwalt, *Benjamin Henry Latrobe*, pp. 124-29.

(13) "Petition," pp. 4-9, and "Observations," pp. 10-29, *The Memorial and Petition*.

(14) Latrobe to Jefferson, October 24, 1802, John C. Van Horne, Lee W. Formwalt and others eds., *The Papers of Benjamin Henry Latrobe: Correspondence and Miscellaneous Papers*, 3 vols. (New Haven: Yale University Press, 1985-88), 1: 208-17. ㊦
用箇所は 1: 216.

(15) *The Memorial and Petition*, pp. 15-16.

(16) *Ibid.*, p. 29.

(17) *Ibid.*

(18) AC, 9th Cong., 1st Sess., pp. 192-94.

(19) *Ibid.*, pp. 193-94.

(20) *Ibid.*, pp. 536-37.

(21) *Ibid.*, p. 537.

(22) *Third General Report of the President and Directors of the Chesapeake and Delaware Canal Company, June 2, 1806* (Wilmington, 1806), pp. 6-7.

(23) *Pennsylvania Archives*, 4th ser., 4: 579-85.

(24) AC, 9th Cong., 2nd Sess., pp. 31, 33-35.

(25) *Ibid.*, pp. 55-60.

(26) *Ibid.*, p. 58.

(27) *Ibid.*, p. 59.

(28) *Ibid.*, p. 60.

(29) *Ibid.*, pp. 77-78, 88-89, 95. Carter Goodrich, *Government Promotion*, pp. 26-27.

(30) *Gallatin's Report*, pp. 3-4.

第三節 「道路と運河に関する報告書」

（1）「道路と運河に関する報告書」の成り立ちとチェサピーク&デラウェア運河会社

連邦上院に全国的な内陸交通路整備の報告書を提出するために、アルバート・ギャラティン財務長官は国内の関税局の収税人に対して、内陸開発事業に関する一連の質問一覧表を配布した。⁽¹⁾チェサピーク&デラウェア運河事業については、同社の役員ジョシユア・ギルピンが一八〇八年一月四日、ギャラティンに対して運河事業の全般的な報告を書き送った。ギルピンがギャラティンに宛てた書簡の第一の目的は、チェサピーク&デラウェア運河事業の情報を伝えることであつた。しかしながら、彼には明らかに別の意図があつた。ギルピンは、ギャラティンへの書簡を通して、州政府からの財政支援の見込みの立たないチェサピーク&デラウェア運河事業への連邦政府からの公的助成の必要性を訴えたのである。ギルピンはこの点に関して、次のように述べている。「ペンシルヴェニア州議会の議員は内陸地域のカウンティに多数、この種の地方の開発対象を抱えております。そして、彼らは州議会から何らかの支援を得るのを邪魔しようとはせず競合しています。デラウェア州はその資力においてあまりにも微力なため、この種のいかなる事業にも支出できないでおります。そして、メリーランド州では、チェサピーク湾近郊のカウンティの利害関係者たちは運河に執着して⁽²⁾いますが、ボルティモア市や州の他の地域はこの運河事業に対して少なからず嫉妬の目で見えております」。もし事業を再開するとすれば公的支援に頼らざるを得ない状況の中で、ペンシルヴェニア、デラウェア、メリーランド州議会からの公的支援が望めない以上は、チェサピーク&デラウェア運河会社にとって唯一の望みは連邦政府からの財政支援にあることをギルピンは次のように強調した。「この事業の成功は、連邦議会の保護と支援の対象となることによつて確実なものとなるでしょう」。なぜなら、「連邦議会からの程よい援助は出資者が彼らの支払いを完済させようという気にな

せるだけでなく、それは新たな出資者をひきつけることであろう。チェサピーク&デラウェア運河事業に対する公的信用の回復は会社が新たな出資、貸付、あるいは会社設立法によって認められている他の様々な方法でさらなる基金を募ることを可能にさせてくれることでしょう⁽³⁾と述べ、ギルピンは執行部を代表して、ギャラティンに同社に対する連邦政府からの支援方法として「貸付、あるいは一定の株式の購入」という方式をとった方が良いのではないかと提言したのであった。

さて、連邦政府が全国的な内陸開発計画を立案した最初の報告書は、既に完成した道路や運河だけでなく、計画および建設段階の事業を組み合わせたものだった⁽⁴⁾。報告書の作成に当たって、ギャラティンは、建築技師であったラトロウの助けを借りて、報告を受けた全国の有料道路や運河についての大量の情報を要約整理することを通して、アメリカ合衆国を政治的にも経済的にも結びつける構想へと発展させた⁽⁵⁾。報告書は、地域利害を乗り越えて、連邦政府が国内の交通路の開発推進者かつ調整者となることを期待していた。この「道路と運河に関する報告書」の中でギャラティンは、連邦政府の開発対象という観点から見て重要な交通路として次の三つのルートすなわち大西洋に沿った南北のルート、大西洋と西部とを結ぶ東西のルート、五大湖と大西洋とを結ぶルートを挙げ、それぞれの開発費の見積もりを七八〇万ドル、四八〇万ドル、四〇〇万ドルと算出した⁽⁶⁾（表2-1参照）。

表2-1 合衆国の国内交通網の開発計画費見積もり

I 「大西洋に沿った南北のルート」	七八〇万ドル
① マサチューセッツ州からノースカロライナ州への内陸航行路を開く運河建設	三〇〇万ドル
② メイン地区からジョージア州への有料道路の建設	四八〇万ドル

II 「大西洋と西部とを結ぶ東西のルート」 四八〇万ドル

- ① 大西洋に注ぐ四河川の航行路の整備 一五〇万ドル
- ② 山脈を横切る西部の四河川と大西洋に注ぐ四河川とを結ぶ有料道路の建設 二八〇万ドル
- ③ オハイオ川の滝周辺の運河建設 三〇万ドル
- ④ デトロイト、セント・ルイス、ニュー・オリンズへの道路建設 二〇万ドル

III 「五大湖と大西洋とを結ぶルート」 四〇〇万ドル

- ① ハドソン川とシャンプレイン湖とを結ぶ航行路の開発 八〇万ドル
- ② ハドソン川からオンタリオ湖への運河建設 二二〇万ドル
- ③ オンタリオ湖から、さらに上流域のミシガン湖先端までの内陸航行路を開く 一〇〇万ドル
- ④ ナイアガラの滝周辺の運河建設 一〇〇万ドル

(出所) *Report of the Secretary of the Treasury on the Subject of Public Roads & Canals* (Washington: R. C. Washington, 1808; reprint ed., New York: Augustus M. Kelley, 1968), pp. 67-68.

ギヤラティンは、アメリカ合衆国内でこれらの道路や運河を建設するためには三四〇万ドルの予備費を入れて、総額で二〇〇〇万ドルを要すると算定した。

この二〇〇〇万ドルもの開発資金をいかに捻出するのかについてであるが、ギヤラティンはこれから平時が続くという前提で、毎年国庫から二〇〇万ドル拠出すれば一〇年間で二〇〇〇万ドルが見込めるといふ。一八〇九年から一八一五年までの毎年の歳入見積もりは一四〇〇万ドルであり、それに対し歳出は公債償還費に充てる四〇〇万ドルおよび不

測の事態のための四〇万ドルを超えることはない。その結果、毎年五五〇万ドルが余剰資金として国庫に残ることになる。このような長期的見通しに立てば、毎年二〇〇万ドルの拠出は可能というのがギヤラティンの結論であった。なお、一般財政から支出する以外の方法として、ギヤラティンは開発資金の財源として国際情勢に左右されることのない西部の公有地売却益と実際の開発事業が生む収益にも注目していた。⁷⁾ 当時の状況からすれば、連邦政府が大規模な国内交通路の開発事業に乗り出すことは不可能ではなかった。問題は連邦政府がこれらの開発事業を直接行えるかどうかにあった。ギヤラティンが連邦憲法の改正がなされるまでは、開発事業に関して各州の同意が不可欠であり、同意を得るための事業計画の修正は必然的に、州が資金の配分方法に介入することになるとの弊害を指摘した。また、現連邦憲法において可能な連邦資金の拠出方法としてギヤラティンは、合衆国が各州の同意を得て、連邦政府資金のみで開発事業を行うか、あるいは、民間会社の株式を購入して開発事業に出資するか⁸⁾の二つの方法を示した。前者の方法は、地方の利害を効果的にコントロールし、事業に全体的な方向性を与えるであろう、また、細部では後者の民間会社によるほうが経済的であるとの利点を挙げていた。結論として、現時点で連邦政府が開発事業にかかわるとすれば、連邦資金で開発が進められているカンバーランド国道は例外として、既に認可されている開発事業に対して資金を貸し付けるか株式に出資するという方法以外にないと、分析した。さらに、ギヤラティンは具体的な開発場面においても開発主体として連邦政府の利点を強調した。中立的な立場の連邦政府が内陸開発事業の選定を行うことで、地域の利害にとらわれず最良の選択ができるとして、内陸開発事業における連邦政府の役割を重視したのである。⁸⁾

開発会社の株式を購入するという間接的な方法を通して、連邦政府が国内の開発事業を支援することが可能であることを示唆したのは画期的なことだった。財務長官の報告書は、チェサピーク&デラウェア運河会社や他の数多くの事業主体に大きな反響を呼び起こした。というのもギヤラティンは貸付ないしは開発会社が発行する一定の株に出資すると

いう方式を通して連邦政府が民間会社に財政支援を行う提案をしたともいえるからである。しかも、ギャラティンはチェサピーク&デラウェア運河会社、サスケハナ運河会社、デイズマール・スウォンプ運河会社のもつ公益性に高い評価を与えた。これらの事業に対して連邦支援を提言すると同時に、オハイオ運河やピッツバーグ道路事業に対しても出資することを提案した。⁽⁹⁾

実は、ジョシユア・ギルピンおよびチェサピーク&デラウェア運河会社の役員たちは、一八〇八年三月のラトロープからの手紙を通して、ギャラティンがまもなく明らかにする報告書が同運河会社にとって有益なものとなることを事前に知っていた。そこでラトロープは、「彼は我々の事業を除いてまず第一にいかなる事業も推薦するつもりはありません」と、チェサピーク&デラウェア運河事業が、もうすぐ明らかになるギャラティンの報告書の中で有利に扱われていることを伝えていた。⁽¹⁰⁾しかし、報告書は彼らが予想していた以上の内容だった。政治的、経済的、軍事的観点から見たチェサピーク&デラウェア運河の戦略的な位置は、ギャラティンが掲げる国内交通路の整備を通した全国的な統合構想に打ってつけの場所にあった。連邦支援対象として名前の挙がった事業を見ると、ギャラティンは一定の方針に従って選定していたことがうかがえる。例えば、チェサピーク&デラウェア運河とデイズマール・スウォンプ運河はマサチューセッツ州からノースカロライナ州への主要な南北ルートに位置する。サスケハナ運河は、オハイオ運河そしてピッツバーグ道路とともにオハイオ川あるいはオハイオ川の支流と結びついて大西洋へとつながる交通路を形成し、これらは東から西へのルートに位置する。ギャラティンが南北および東西の交通ルートの開発に強い関心を抱いていたことは報告書から明らかだった。計画されているチェサピーク&デラウェア運河は、大西洋沿岸の内陸航行の効率化を意図したものであったが、それは間接的にはサスケハナ川と連結し東から西へのルートにも架橋するものだった。⁽¹¹⁾

ギャラティンは、国内の交通網が効果的に結びつくように、幾つかの事業を重点的に選定したといえる。彼はそれぞ

れの事業が「距離を短縮し、通商上の人的交流を促進し、さらに緊密な利害で結びついた共同体によってアメリカ合衆国内の最も離れた地域を統合する」ことを構想した⁽¹²⁾。これらの交通網と通商網の成功は、それぞれの交通路が効果的に結びつくことよって確保される。特に、チェサピーク&デラウェア運河は、ギャラティンの国内交通網構想の観点から見ると、最適の位置にあったといつてよい。それは、別の側面から見ると、チェサピーク&デラウェア運河会社から連邦議会に繰り返し提出された請願書、ラトロープの報告書、そして、ギルピンの手紙といった諸々のものがギャラティンの内陸開発構想を温めるのに寄与したのがつた見方もできよう。さらに、ギャラティン自身、一七九〇年代初頭、ペンシルヴェニア州議会議員のときに、同州の内陸開発計画に関わつた経験があつたことも留意したほうがよい⁽¹³⁾。ギャラティンとペンシルヴェニア州との強力な結びつきは、彼の報告書の中でチェサピーク&デラウェア運河に高い評価を与える要因となつたといえる。しかも、報告書の中で示された民間会社への公的支援方法についても、チェサピーク&デラウェア運河会社からの一連の請願書、ギルピンの手紙が何らかの影響を与えていたと考えられる。というのも、報告書は「資金は二つの異なる方法で充当される。すなわち、合衆国が諸州の同意を得て、幾つかの事業を連邦資金のみで行つてもよいかもしれない。あるいは、合衆国が（開発）目的で設立された会社の一定の株式に出資してもよいかもしれない。貸付も、ある場合においては、そのような会社に行われてもよいかもしれない⁽¹⁴⁾」⁽¹⁴⁾。ここでギャラティンは、チェサピーク&デラウェア運河会社やオハイオ運河会社に対してそれまでの連邦上院において議論された連邦支援方法を明示してはいない。彼が報告書の中で提示した公的支援の方法は、ジョシユア・ギルピンが手紙の中でギャラティンに示唆した方法と同じものだった。ギャラティンが公的支援の方法について、ギルピンの手紙からその着想を得たことは十分に考えられる。

「道路と運河に関する報告書」はアルバート・ギャラティンの最も重要な業績の一つである。国中から集めた膨大な

情報を整理しまとめたのはギヤラティンの卓越した能力である。また、連邦憲法内で可能な全国的な内陸開発構想をまとめあげたのはギヤラティンである、しかしながら、ギヤラティンとチェサピーク&デラウェア運河事業に関わった人々、特に、ギルピン、ラトローブとの意見交換がギヤラティンの国家的な内陸開発構想を練り上げていくのに極めて重要な役割を果たしたことは間違いないだろう。

一八〇八年四月に明らかになったギヤラティンの報告書はチェサピーク&デラウェア運河会社を奮い立たせた。第一〇回連邦議会第二会期において、同運河会社は一八〇五年に連邦議会に提出したものと同一請願書を議会に再提出した。このとき、チェサピーク&デラウェア運河会社は公的支援獲得に自信を持っていた。その理由は幾つか考えられる。まず、ギヤラティンが提出した「道路と運河に関する報告書」が指摘したチェサピーク&デラウェア運河会社への支援提案である。また、ジェファソン大統領の最後の年次教書も追い風になった。教書の中で、ジェファソンは連邦政府による内陸開発政策の推進についての彼自身の考えを再び取り上げた。さらに、英仏両国に対する平和的威嚇として始まった出港禁止政策の失敗の結果、アメリカ国内では戦争を意識する軍事的緊張が高まっていた。そうになると、必然的にデラマール半島を横断する航行路を建設するチェサピーク&デラウェア運河の軍事的価値が強まることになる。しかしながら、連邦上院では、「チェサピーク&デラウェア運河会社に一定の公有地の売却および付与を認める法律」と題する法案が可決されたものの、同法案は一八〇九年三月三日、連邦下院で否決された。¹⁵好機到来であったにもかかわらず、ジェファソン政権の最終会期においても、チェサピーク&デラウェア運河会社はいかなる公的支援も獲得することが出来なかった。

チェサピーク&デラウェア運河事業の例は州際事業を推進することの難しさを示していただけでなく、特定地域の開発事業が全国的な内陸開発構想へと結びつく可能性をも示唆した。チェサピーク&デラウェア運河事業の場合、ジェファ

ソン大統領が第二回就任演説の中で示した連邦政府による交通網の整備構想が、一つのきっかけとなって、チェサピーク&デラウェア運河会社の連邦支援を求める運動を加速させた。チェサピーク&デラウェア運河会社ならびにオハイオ運河会社は、ジェファソン政権期において連邦政府から実際にはいかなる財政支援も受けられなかったが、これらの請願活動、そして、これらの事業への連邦支援をめぐる議論は、公的支援に結びつかなかったとはいえ、別の実りある成果を生み出した。それは、アルバート・ギヤラティン財務長官が提出した「道路と運河に関する報告書」である。しかし、連邦政府による内陸開発政策をめぐる様々に対立する議論は連邦の側、州あるいは地方の側を巻き込みながら、結局、個別の開発会社への連邦支援実現には至らなかった。

(2) 「道路と運河に関する報告書」が切り開いた政策可能性

ギヤラティンは「道路と運河に関する報告書」において、連邦政府が国内交通路の開発を後押しすることで、民間資本の乏しさ、開発領域の広さという合衆国内の開発を阻害する諸条件に対処できるうえ、結果として、連邦内の地域交通を深めることで、連邦そのものの強化につながることを指摘した。しかも、具体的な開発場面でも開発主体として連邦政府の利点を強く意識していた。ギヤラティンの報告書そのものは、ジェファソン政権においてジェファソンの第二次就任演説として第六回年次教書の流れを汲む連邦政府による大規模な国内交通路の整備構想を集大成するものといってもよい。さらに言えば、教書の提案が具体性を欠くものであっただけに、ジェファソン政権が初めて提出した具体的かつ現実的な連邦規模での開発計画であった。

ギヤラティンの報告書に関して、アメリカ合衆国の内陸開発政策の研究者カーター・グッドリッジ(Carter Goodrich)は、後年行われた交通路の開発状況と照らし合わせた上で、合衆国の地理把握の確かさと、それに対応した開発計画の

的確さを高く評価した。⁽¹⁶⁾しかしながら、ギアラティンの全体計画の先見性は高く評価されるものの、その一方で、報告書に問題がなかったわけではなかった。まず、ギアラティンの報告書が、開発資金の財源においてあまりにも楽観的な税収見通しに基づいていた点である。グッドリッチは、新たな課税、公債発行を考えていない報告書の財政計画は、平時、関税依存の歳入構造、大規模な軍事支出の欠如を前提としており、全体的に政治的な不安定要素を抱えていた点を指摘した。⁽¹⁷⁾関税収入に大きく依存するジェファソン政権の財務体質は国際情勢の影響を受けやすく、この不安定さはギアラティンの綿密な開発計画を机上の空論にしかねなかった。実際、一八〇六年四月以降相次いで出された輸出禁止法とジェファソン政権の平和的威嚇に基づく外交政策の最後を飾る一八〇七年一二月の出港禁止法が効果を発揮するようにになると、連邦政府の財政状況は著しく悪化した。一八〇六年以降過去最高を更新し続けていた連邦の歳入額は、一八〇八年一月第八回年次教書が出されたときは一八〇〇万ドルを超える勢いであったが、翌年は約一〇〇〇万ドルも税収が落ち込んだ。しかも、一八一二年戦争に続く過程で軍事費も増大の一途をたどりマディソン政権に入ると、余剰資金の使途に思いをめぐらすような余裕はもはやありえなかった。⁽¹⁸⁾事実、報告書が出された後の連邦議会で、連邦政府による助成対象として名前の挙がったチェサピーク&デラウェア運河会社への財政支援は、不安定な国際環境と財政状況から見送られた。さらに、ギアラティンの報告書は、公益の主体者としての連邦政府を理想化しすぎていた。ギアラティンが「あらゆる地域利益を概観しかつあらゆる地方事情に優越している連邦政府のみが、全国的な開発事業の選定を完全に行える」と指摘する連邦政府像は、あまりにも理念的だろう。また、これまでの連邦議会における審議を振り返ったとき、開発事業に対する連邦助成問題が、地方的偏向を超越し全体的な原則に立って連邦議会の場で審議されることが果たして期待できるのかという疑念を禁じえない。⁽¹⁹⁾

連邦政府の役割を理想化しかつ財政予測において政治状況の変化への対応を欠くとはいえず、ギアラティンの報告書は、

単に連邦政府が大規模な国内交通路の整備事業を行おうとしたという事実とは別に、当時の連邦政府による内陸開発政策に大きな足跡を残したことは確かである。カンバーランド道路事業が進行していく中で、ギャラティンがまとめた「道路と運河に関する報告書」は当時のアメリカ合衆国の内陸開発政策をめぐる議論に大きな影響をもたらした。第一に、連邦政府による内陸開発政策は、ジェファソンの相次ぐ教書によって不可能ではないという空気を生み出していたところへ、ギャラティンが、まさに法的にも、財政的にもお墨付きを与えたことである。そこで、ギャラティンは、連邦憲法を改正せずとも、関係各州の同意があれば、連邦政府が直接大規模な開発事業に参画出来ることを改めて示した。ワシントン政権下の港湾整備事業に始まり、ジェファソン政権下のカンバーランド国道事業に至るまで連邦政府は連邦制度の枠組みを変えないことなく国内の交通網の開発事業に着手してきた。また、民間会社の株式の購入あるいは、資金の貸付を通して、間接的に開発事業に出資する方法を提示したことで、連邦政府による内陸開発政策の幅は飛躍的に高まったといえる。第二の影響としては、連邦政府が初めて具体的な連邦全体の内陸開発政策を打ち出したことである。これは、連邦政府が連邦規模で内陸開発政策に本格的に乗り出すための問題提起でありかつ大きな布石となりえた。また、「道路と運河に関する報告書」が、現憲法体制の下でも連邦政府が内陸開発政策を実施しうることを明らかにしたことで、その後の同政策をめぐる議論の状況が一変した。第三に、ギャラティンが全国的な視点から建設意義のある道路や運河の建設計画を明らかにしたことで、これらの開発事業を推進していた諸州は、州益の追求という批判を免れられるばかりか、連邦政府から財政支援を得る可能性が芽生えてきた。ギャラティンの「報告書」が編まれる前から、デラウェア州、ペンシルヴェニア州、メリーランド州にまたがるチェサピーク&デラウェア運河事業やケンタッキー州のオハイオ運河事業は、その運河の持つ連邦的意義を政治的、経済的軍事的観点から主張し、連邦助成を求める請願書を連邦議会に幾度となく提出してきた。しかし、一部特定地域の利益を追求するとの批判を払拭できずにいた。しかし、「道路と

運河に関する報告書」の中で、重要な開発対象として指摘されたことで、開発事業を抱える諸州の請願活動が勢いづくことになった。

- (1) Joseph Hobson Harrison, Jr., "The Internal Improvement Issue in the Politics of the Union, 1783-1825" (Ph. D. diss., University of Virginia, 1954), p. 201.
- (2) Letter from Gilpin to Gallatin, January 4, 1808, *Letters to the Honorable Albert Gallatin, Secretary of the Treasury of the United States: and Other Papers relative to the Chesapeake and Delaware Canal* (Philadelphia: John W. Scott, 1808), pp. 9-10.
- (3) *Ibid.*, pp. 16-17.
- (4) 当時ラトロープは首都ワシントンの政府関係の建物の建設に従事していたが、ギャラティンに内陸開発事業についての報告書を提出している。その報告書の中で、ラトロープはアメリカの地形的特徴、特に河川、運河に注目し、技師の立場からチェサピーク&デラウェア運河事業について詳述した。別の技師ロバート・フルトンは運河を利用した内陸航行路を推進する報告書を提出した。ギャラティンが全国的な計画を立案した際これらの情報を参考にしたことは確かである。
Gallatin's Report, pp. 79-123; Letter from Latrobe to Gilpin, February 25, 1808, John C. Van Horn, Lee W. Formwalt and others eds., *The Papers of Benjamin Henry Latrobe: Correspondence and Miscellaneous Papers*, 3 vols. (New Haven: Yale University Press, 1985-88), 2: 525-527; Lee William Formwalt, *Benjamin Henry Latrobe and the Development of Internal Improvements in the New Republic, 1796-1820* (New York: Arno Press, 1982), pp. 163-64.
- (5) 榎田「前掲論文」一六二一七四頁。
- (6) Gallatin's Report, pp. 67-68. なお、前掲論文「第四七巻第四号」一七一頁に記載したギャラティンの計画見積もり資料の中で、Ⅲ①②③④⑤の合計額の数値に間違いがある。
- (7) *Gallatin's Report*, pp. 69-73.
- (8) *Ibid.*, pp. 73-75.

- (9) *Ibid.*, p. 74.
- (10) Letter from Latrobe to Gilpin, March 11, 1808, *The Papers of Latrobe*, 2: 539.
- (11) *Gallatin's Report*, p. 37.
- (12) *Ibid.*, p. 8.
- (13) Raymond Walter, Jr., *Albert Gallatin: Jeffersonian Financier and Diplomat* (New York: The Macmillan Company, 1957), pp. 47-48. キャラティンの民主主義観および連邦意識については中野勝郎「アルバート・キャラティン」『北大法字論集』第 四九巻第二号(一九九六)「一三三—一九二頁参照のこと」。
- (14) *Gallatin's Report*, p. 73.
- (15) *AC*, 10th Cong., 2nd Sess., pp. 330, 455, and 1328.
- (16) Goodrich, *Government Promotion*, pp. 34-35.
- (17) *Ibid.*, pp. 33-36.
- (18) アメリカ合衆国商務省編、斎藤眞・鳥居泰彦、翻訳監修『アメリカ歴史統計：植民地時代から一九七〇年』全三巻(原書房、一九八六年)、第二巻、一一〇四、一一〇六頁。
- (19) 榊田、前掲論文、一一六六—六七頁。

第二章 「道路と運河に関する報告書」の反響

第一節 エリー運河事業——ニューヨーク州の一大運河事業

（1）エリー運河事業の展開

前節で述べたように、トマス・ジェファソンが第二次就任演説および第六回年次教書において、連邦政府の公債償還後、連邦財政に生じる余剰資金を利用して各州内の河川の改修、運河や道路の建設ならびに技術、製造業、教育ならびにそのほかの大事業を振興する提案をしたことはつとに有名である。しかしながら、一八〇七年一〇月に提出された第七回年次教書は、これらの教書と異なり、全国的な内陸開発事業には一切言及しなかった。同教書の中で、彼は次のように述べている。「年最初に国庫にあつた五五〇万ドルを合算すれば、収入が約一六〇〇万ドルに達するのは確實であるうと思われまゝ。現在必要な出費と利息を支払った後、その資金で債務の元本のうち、四〇〇万ドル以上を償還できます。これまでの五年半にわたる支払いを加えると、（中略）総額で二五五〇万ドルの公債を償還してまいりました。その結果、我々の手元には八五〇万ドルが残っているのです。この資金の一部は余剰資金の積み立ての最初のものとして見なされるもので、支払い可能な公債の分割分を償還した後には、いかなる特定の支払い対象もありません。実際に、一部その余剰資金は、我々の原理原則や状況に見合った程度において、我が国の危険にさらされている場所の防衛を完成させるために充当されるかもしれません¹⁾。ジェファソンは、余剰資金の使途を話題にしつつも、この中では前年度の第六回年次教書と打って変わって、連邦政府による内陸開発政策には全く触れなかった。アメリカ商船の中立貿易を脅かし、アメリカ政府の度重なる抗議にもかかわらずアメリカ人船員の強制徴用を繰り返していたイギリスとの関係は、

六月二二日にヴァージニア州のノーフォーク沖で起こったチェサピーク号事件以後ますます悪化し一触即発の危機的状況にあった。しかも、險悪だったのはイギリスとの関係だけではなく。ヨーロッパにおけるナポレオン戦争の関連で、フランスは一八〇六年にベルリン勅令を、さらに一八〇七年にはミラノ勅令を発し大陸封鎖に乗り出したばかりか、フランスもまたイギリスと競い合うようにアメリカ商船を攻撃した。しかも、イギリスはフランスの大陸封鎖に対して枢密院令で応酬した。ナポレオン戦争は、大西洋を隔てたアメリカ合衆国にとって他人事ではなかったのである。ジェファソン政権はアメリカ商船に対する英仏両国の敵対行為をやめさせるために、一八〇七年二月二二日、アメリカ国内の商船の外国への出港を一切禁止する経済制裁に乗り出した。出港禁止法 (Embargo Act) である。アメリカとの貿易が断交することで、英仏両国に経済的打撃を与え、彼らの侵害行為をやめさせることをねらったのである。この時期、国内問題よりも外交軍事問題の比重が高まっていたことは、出港禁止法を制定する前に出された一八〇七年の年次教書の中でもうかがえる。合衆国の大西洋沿岸部の防衛がジェファソン政権の大きな課題の一つとして浮上していたのである。

ところで、ジェファソンのこの教書は、ニューヨーク州では大きな衝撃を持って受け止められていた。なぜなら、ニューヨーク州は、それまでのジェファソン大統領の積極的な内陸開発構想に大いに期待を寄せていたからである。というのも、ニューヨーク州は、当時、ハドソン川とエリー湖とを結ぶ運河を建設するために連邦政府の財政支援を望んでいた。一八〇八年二月四日、ニューヨーク州議会下院において、フェデラリスツのジョシユア・フォアマン (Joshua Forman) は、ジェファソンの第七回年次教書について次のように言及した。「アメリカ合衆国の大統領は、この一〇月連邦議会に宛てた教書で、国庫の余剰資金が連邦政府の公債の償還に充当されうることはいくまでもないことですが、それが運河の建設や有料道路の建設という全国的な大事業に支出されうることを提案しませんでした⁽²⁾。フォアマンはジェファソン

の年次教書に深い失望の念を示していた。彼は、大統領の年次教書に落胆しつつも、ニューヨーク州の将来を見据え、最も可能性がありかつ無駄のないルートでハドソン川とエリー湖とを結ぶ運河を建設するための測量を行う決議をニューヨーク州議会の上下合同委員会に対して提案した。測量の結果、連邦議会が全国的にみて重要な交通路の開発資金を援助する可能性があるかもしれないと、フォアマンは考えていた。彼の提案した決議は、翌日、ニューヨーク州の上院で賛同を得、彼をメンバーに含む上下合同委員会が早速組織された。³⁾

エリー運河計画に関する上下合同委員会は、一八〇八年三月二日にエリー運河事業計画に関する報告書を州議会に提出した。報告書は、同事業がニューヨーク州のみならずアメリカ合衆国にとつても重要な事業であることを指摘し、ハドソン川とエリー湖との間で最も望ましい運河ルートを決定するために全体的な測量実施を提案した。また、「委員会に付託されたその問題は、いかなる観点で検討されようとも、合衆国とニューヨーク州の双方の利益にとつて、第一義的に重要であると正当に見なされうるものです。この問題は、アメリカ合衆国政府にとつては、自然の障害を取り除き、政治的調和を維持しつつ、広く広大な帝国の遠隔地とともに結びつけることで、愛国心を招来し、アメリカの評判に関心を向けさせるという目的をもたらず一方、ニューヨーク州の商業利益は同様な目的を推進するために最大限奮闘するのです⁴⁾」として、報告書の中で、わざわざエリー運河がアメリカ合衆国全体にもたらず政治的效果を論じた。そして、上下合同委員会は、報告書の最後に測量結果報告書は合衆国大統領に送付されるべきであると提案した。この報告書作成の主眼は、明らかに、ニューヨーク州内の運河建設事業に連邦政府の公的支援を呼び込むことにあった。同委員会からの提案は、四月六日、上院および下院において承認された。州財務長官は、両院における可決をうけ、六〇〇ドルを上限とする財源を測量経費として公有地監督官に計上した。同職にあったシメオン・デウィット(Simeon DeWitt)は、ハドソン川とエリー湖との間に運河を建設するための前段階となる現地調査を実施するために、六月初めジェイム

ズ・ゲデス (James Geddes) を任命した。

アルバート・ギヤラティンが一八〇八年四月四日に連邦上院に「道路と運河に関する報告書」を提出してから、約九ヶ月後、ゲデスの測量結果報告書がシメオン・デウィットに提出された。ゲデスの報告書に先立って世に出ていたギヤラティンの報告書は一八〇七年三月の上院の要請に基づき当時の交通網の現状を報告するとともに、連邦全体の視点から見てどのような内陸開発政策が必要とされるのか、また連邦政府が同政策に取り組むことが可能かどうかについて入念に検討していた。「道路と運河に関する報告書」が、現憲法体制の下でも連邦政府が内陸開発政策を実施しうることを明らかにしたことは全米に大きな反響を巻き起こしていた。既に開発事業に着手していたチェサピーク&デラウェア運河会社やオハイオ運河会社だけでなく、将来の開発計画を抱える諸州から続々と連邦議会に連邦助成を求める請願書が届けられるようになった。五大湖とハドソン川との間の運河建設を計画していたものの、ジェファソンの第七回年次教書で出鼻をくじかれた格好のニューヨーク州もその例外ではなかった。ジェファソン大統領の一連の声明で、連邦助成の可能性に期待を膨らませたニューヨーク州議会は、五大湖とハドソン川を結ぶ運河建設計画を始動させる州法を成立させ、その計画を具体化させるための実地調査をジェイムズ・ゲデスに委託していた。そうした中で、ギヤラティンの報告書が世に出たのである。ギヤラティンの報告書後に、出されたゲデスの報告書は、エリー湖畔からハドソン川に至るエリー運河が建設可能であることを報告し、エリー運河建設の意義を強調したものであったが、ギヤラティンの「道路と運河に関する報告書」を強く意識していた。先述したように、この報告書の中でギヤラティンは、連邦政府の開発対象という観点から見て重要な交通路として以下の三つのルート掲げ、それぞれの開発費の見積もりを算出した。

大西洋に沿った南北のルート

(七八〇万ドル)

大西洋と西部とを結ぶ東西のルート（四八〇万ドル）

五大湖と大西洋とを結ぶルート（四〇〇万ドル）

ニューヨーク州にとってことのほか重要であったのは、連邦全体の交通路の整備の中で、五大湖周辺の内陸航行路の開発が全国的な意義を持つことをギャラティンの「報告書」が知らしめたことであった。

「五大湖と大西洋とを結ぶルート」内の具体的な開発対象とその開発費の見積もりは以下のように示された。⁽⁵⁾

ハドソン川とシャンプレイン湖と間の航行路（八〇万ドル）

モホーク川とオンタリオ湖との間の航行路（二二〇万ドル）

五大湖を結ぶナイアガラの滝周辺の航行路（二〇〇万ドル）

当時、ニューヨーク州にはハドソン川とオンタリオ湖との間の航行路を開発するために、西部内陸閘門航行会社（The Western Inland Lock Navigation Company）が、また、ハドソン川とシャンプレイン湖との間の航行路を開発するために北部内陸閘門航行会社（The Northern Inland Lock Navigation Company）が組織されていた。西部内陸閘門航行会社と北部内陸閘門航行会社が設立されたのはともに一七九二年であった。しかし、いずれも目的の航行路開発が思うように進まず事業としては完全に失敗していた。北部内陸閘門航行会社は事業開始後程なく活動を停止した。一方、西部内陸閘門航行会社はモホーク川（the Mohawk）とウッド・クリークの一部の河川改修をするにとどまり、改修区間で通行料を徴収していたが、河川航行の不確実さから陸路に取って代わることはなく、事業としては失敗していた。⁽⁶⁾

五大湖とハドソン川とを結ぶ航行路の開発は、ニューヨーク州にとって長年の夢であった。一八世紀末、西部と大西洋を結ぶ航行可能な河川として注目されたのは、ポトマック川とハドソン川だった。ニューヨーク州がハドソン川と五大湖水域とを結ぶ内陸航行会社を設立した一七九二年に先立つ一七八四年に、ヴァージニア州ではジョージ・ワシントンやトマス・ジェファソンに支持されて、ポトマック川の航行開発会社が設立され、ポトマック川の改修に乗り出していた。しかし、同時期に同じくヴァージニア州において設立されたジェイムズ川の航行開発会社が事業として成功を収めたのに比べると、急流で入り組んだポトマック川の航行開発会社は十分な収益を上げられないまま、ニューヨーク州で進められた航行開発事業と同様に失敗していた。⁷⁾このように既存の河川を利用して西部と大西洋とを結ぶ航行路を開くという発想は古くからあり、実際に事業として展開されてはいたが、東西を結ぶ河川航行路の開発は困難な事業だった。そのような中でギャラティンの報告書では、ニューヨーク州が強い関心を抱いていた五大湖周辺の事業が重要な開発対象地域として取り上げられており、この地域の開発のために連邦支援を望んでいたニューヨーク州議会にとっては願ってもない内容だった。しかし、報告書は、事業が頓挫していた北部ならびに西部内陸開門航行会社に対してすぐさま財政支援を提言することはなかった。しかも、当時ニューヨーク州が進めようとしていたエリー湖とハドソン川とを結ぶ航行路の開発については、残念ながら具体的に報告書の中で言及されてはいなかった。ギャラティンの構想とニューヨーク州の思惑とが必ずしも一致していたわけではなかったのである。とはいえ、それはニューヨーク州にとってみれば大した問題ではなかった。むしろ、「大西洋に沿った南北のルート」や「大西洋と西部とを結ぶ東西のルート」とともに「五大湖と大西洋とを結ぶルート」が並び称されたことこそが重要なことであり、ニューヨーク州は、同州が進めようとしていた巨大事業への連邦支援に十分な手応えを感じていた。

ゲデスによる実地調査報告書はギャラティンの報告書が発表されてから約九ヶ月経った一八〇九年一月二一日に

ニューヨーク州議会に提出された。独自の測量結果に基づいて、ギャラティンの「道路と運河に関する報告書」を補足しつつ、西部の三運河ルートについて総合的な測量結果を明らかにした。測量が実施されたのは次の三地域であった。第一に、オネイダ湖 (the Oneida) とオンタリオ湖とを結ぶ航行路、第二に、ナイアガラ川周辺、第三に、オンタリオ湖を利用しない内陸航行路である。第三の地域の測量におけるゲデスの狙いは、国外のセント・ローレンス川を利用せずに、五大湖と大西洋沿岸部とを結ぶ航行路の開発であり、そして、オンタリオ湖とエリー湖をハドソン川と結ぶための運河建設に適したルートを探すことにあった。

第一のオネイダ湖とオンタリオ湖を結ぶルートにおいては、当初オスウィーゴ川 (the Oswego) を利用することも検討した。しかし、オスウィーゴ川の改修には大変な労力を要することが明らかだったので、ゲデスはオスウィーゴ川を通らないルートを探った。ゲデスが測量の過程で発見した最適のルートは、オスウィーゴ川の西側だった。

第二のナイアガラ川のルートにおいては、ナイアガラの滝で阻害されたエリー湖とオンタリオ湖との間をつなぐ航行ルートを探り、水位の差が小さく建設しやすい場所として、ルイスタウンからエリー湖への運河ルートを提案した。

第三の内陸ルートは、最も建設が難しいことが予想された。トロイ (Troy) を基準水位としてみると、オンタリオ湖は二〇六フィート高いのに対し、エリー湖は五四一フィート高く、数多くの閘門等によって水位調整が必要であり、カユーガ湖 (Cayuga Lake)、セネカ湖 (Seneca Lake)、オノダガ湖 (Onondaga Lake)、オネイダ湖 (Oneida Lake) 等ニューヨーク州西部に点在する湖沼をうまくつなぎながら運河航行を安定させなければならなかった。そこで、ゲデスは、オネイダ湖から、ニューヨーク州西部に点在する湖沼を利用しつつトネワンダ (Tonawanda)・クリークを下ってナイアガラ川に合流し、そのナイアガラ川を上ってエリー湖にたどりつくルートを提案した。ゲデスの提案ルートは、後のエリー運河の原型となる。五大湖の水運を利用することだけを考へるならば、内陸部のルートをわざわざ建設する必要は

ない。しかし、ゲデスは、セント・ローレンス川と五大湖を経由しない航行ルートをもつことが軍事的観点から必要であるとの理由から、内陸ルートの必要性を強調した。

ゲデスの報告書は、単なる実地調査報告書ではなく、ギャラティンの「道路と運河に関する報告書」を強く意識しながらまとめられた、最初から連邦支援を意識した政治的文書だった。極論すれば、ゲデスの報告書には二つの大きな目的があった。第一に、これまで机上の空論でしかなかったエリー運河の建設が可能であることを内外に表明すること。

そして第二に、政治的、経済的、軍事的観点からエリー運河の重要性を指摘することで、連邦議会に財政支援を訴えることだった。当時、エリー湖とハドソン川とを結ぶ長大な運河を建設しようとするニューヨーク州の計画は夢物語としかとらえられていなかった。例えば、ヴァージニア州内の河川航行開発事業や運河建設事業にも精通していたジェファソン大統領は、エリー運河事業を机上の空論と見ていた。ニューヨーク州議会下院議員でエリー運河建設計画に熱心に取り組んでいたフォアマンは、一八〇九年一月、首都ワシントンへ出向き、同運河事業への連邦政府の財政支援を求める請願活動を行った。⁽⁹⁾同州選出の連邦議会議員の口添えでジェファソン大統領と会見したときに、大統領は彼に次のように語った。「ここに、ジョージ・ワシントンによつて計画された数マイルの運河があります。それはもし完成すれば、首都ワシントンをすばらしい商業都市にさせるでしょう。しかし、この運河を完成するために必要な二〇万ドルを連邦政府、州政府、あるいは民間から得られないがためにそれはすいぶん長いこと捨て置かれております。それなのに、あなたは、未開地を通る三五〇マイルの運河を作りたいとおっしゃる」⁽¹⁰⁾。当時、エリー運河事業計画は狂気の沙汰に他ならなかった。ジェファソンに代表されるようなエリー運河事業についての否定的な見方を払拭するためにも、ゲデスの報告書は重要な政治的意義があったのである。

ゲデスの報告書が提出されてから、本格的にエリー運河は建設に向けて様々な準備に入っていくことになった。連邦

議会では、当時、連邦下院議員を務めていたピーター・B・ポーター（Peter Buell Porter）を通してニューヨーク州のエリー運河建設事業への支援が議題として取り上げられることになる⁽¹¹⁾。

ゲデスのエリー運河ルート案は、後の運河ルートの原型となるが、このゲデスの報告書を土台に、ニューヨーク州議会は、運河建設計画を練る一方で、連邦助成を求める請願活動にも積極的に乗り出した。この請願書を連邦議会に提出する際に活躍したのが、ニューヨーク州選出の連邦下院議員ならびに上院議員たちであった。当時、ニューヨーク州は南部の有力な州であるヴァージニア州を凌ぐ多数の議員を抱えていた。これらの議員たちの中で、第一連邦議会ならびに第一二連邦議会において内陸開発政策分野で華々しい活躍を遂げたのが先述したポーターだった。

（2）ポープルポーター法案

一八一〇年一月五日に、ケンタッキー州選出の上院議員ジョン・ポープ（John Pope）は、ギャラティンの「道路と運河に関する報告書」を下敷きにした「道路と運河によってアメリカ合衆国の交通網を開発する法案」（A Bill for the improvement of the United States, by public roads and canals）を連邦上院に提出した⁽¹²⁾。この法案は、ニューヨーク州選出の下院議員であったピーター・B・ポーターとともに作成されたものである。このポープルポーター法案（あるいは、内陸開発法案）作成にはチェサピーク&デラウェア運河事業に携わったベンジャミン・H・ラトロープも関わっていた。同法案は、チェサピーク&デラウェア運河会社、デイズマール・スンプ運河会社、オハイオ運河会社を含めた一一の個別の運河開発事業への出資と並んで、大西洋に流れ込む河川と西部諸州の航行可能な河川とを結ぶ有料道路の建設、マサチューセッツ州のメイン地区からジョージア州への郵便道路建設、そして、その他の現時点で特定できない開発事業を連邦助成の対象とした。なお、出資対象として列挙された開発会社の中には、事業開発のために将来設立されるか

もしれない会社も含まれていた。

これらの開発事業を支援するために、ポープルポーター法案は公有地の売却益を財源として、連邦政府が開発会社の株式に出資することを提案した。同法案の提案する連邦財政支援のあり方は、当時の連邦政府を取り巻く状況を冷静に踏まえていた。そのことは同法案の財源の記述に表れていた。一八〇四年から一八〇九年の間、ジェファソン大統領ならびにギャラティン財務長官は国庫に生じる余剰資金を連邦政府の内陸開発事業の源泉とする構想を提案してきた。しかし、ポープルポーター法案はこの方法を採用しなかった。その代わり、同法案は公共事業の財源として西部の公有地の売却益を当てにする。この方法そのものは、カンバーランド国道事業ですでに採用されていたものであり、かつチェサピーク&デラウェア運河会社ならびにオハイオ運河会社による請願活動の過程で提案されたものであったが、ヨーロッパ諸国との貿易が停滞し主な連邦財源であった関税収入が減少していた当時の状況を考えると、無理のない財源を提案していたともいえる。また、同法案は連邦政府による財政支援方法に関して、事業に関わる諸州との同意を必要とする直接的な連邦支援方式をあえて避け、開発会社の株式の一部に出資する間接的な方式を採った。間接支援方式は、財務長官ギャラティンが現憲法体制の下で、実行可能な援助方法であるとみなしていたものだった。いずれにしても、同法案は、法的にも財源的にもかなり慎重な連邦支援方法を提案していた。

連邦政府による内陸開発政策をめぐるこれまでの議論の文脈から見ると、ポープルポーター法案はかなり興味深い。特に、ギャラティン財務長官の「道路と運河に関する報告書」に対する連邦議会側からの応答という観点で見ると、注目すべき齟齬が見え隠れしている。それは、ある意味で連邦政府による内陸開発政策実施の難しさを物語っていた。ここでは、ポープとポーターによって起草された同法案が、いかに起草者のバイアスがかかったものであったのかについて簡単に論じてみたい。

まず、彼らの内陸開発法案が出資対象として列挙した諸州の開発会社は、未設立のものを含め、次の二一項目に渡っていた（表2-12参照）。

表2-12 ポープルポーター法案が提案する開発対象事業

	出 資 対 象	直接関係する州
1. ポストン湾とニューベリー湾を結ぶ運河建設を目的にしてマサチューセッツ州とロードアイランド州とで設立される可能性のある会社		マサチューセッツ州 ロードアイランド州
2. ニュージャージー州内で運河建設のために設立される可能性のある会社		ニュージャージー州
3. チェサピーク&デラウェア運河会社		ペンシルヴェニア州 デラウェア州 メリーランド州
4. デイズマール・スオンプ運河会社、あるいは、ジェイムズ川とアルバマール湾を結ぶ運河建設のために設立された会社		ヴァージニア州 ノースカロライナ州
5. ハドソン川からオンタリオ湖あるいはエリー湖への運河建設のためにニューヨーク州で設立された会社		ニューヨーク州
6. ナイアガラの滝を通過する運河建設のためにニューヨーク州で設立された会社		ニューヨーク州
7. オハイオ川からシャンプレイン湖への運河建設のためにニューヨーク州で設立された会社		ニューヨーク州
8. オハイオ川からエリー湖への運河建設のためにオハイオ州とテネシー州で設立された会社		オハイオ州 テネシー州
9. オハイオ運河会社		ケンタッキー州

<p>10. グレイト・フォールズの上流のロアノーク川からアパタクス川への運河建設のためにヴァージニア州あるいはノースカロライナ州で設立される会社</p>	<p>ヴァージニア州 ノースカロライナ州</p>
<p>11. テネシー川からトムピー川への運河建設のために設立される可能性のある会社</p>	

ポープとポーター法案は、ギャラティンの「道路と運河に関する報告書」を下敷きにした連邦の開発支援計画であり、表題は「道路と運河によってアメリカ合衆国の交通網を開発する法案」となっていたが、その内容は、主に運河開発事業への出資に偏向していた。また、ギャラティンの「報告書」のように整然とした開発計画ではない。むしろ、当時、連邦議会に請願のあつた開発計画を網羅的に開発対象として列挙したという印象がある。また、開発対象を見る限り、連邦の内陸開発計画の力点の置き方がギャラティンと異なっていた。ギャラティンは、報告書の中で、南北のルート、東西のルート、そして五大湖と大西洋とを結ぶ三つのルートの開発をその支柱においていた。それに対して、ポープとポーター法案の場合は、列挙された個別の開発事業を見る限り、南北のルートと五大湖と大西洋とを結ぶルートに開発対象が偏っている。なお、一見して明らかのように、ニューヨーク州の運河会社が三項目（5-7）を占めている。しかも、オハイオ川は五大湖とつながっており、五大湖を利用した内陸航行開発に関するものは、実に五項目（5-9）に上っている。ギャラティンの「道路と運河に関する報告書」と比較すると、個別の開発事業に関する限り、五大湖周辺の内陸航行開発が重視された法案であつた。また、ポープを選出したケンタッキー州が強力に推進していたオハイオ運河会社、ならびに、ニューヨーク州が推進する運河開発事業が法案の中で取り上げられている。彼らの内陸開発法案は出身州の請願活動に応える、あからさまな利益誘導法案であるという側面もあつた。

しかし、ポープとポーターの連携は、出身州への利益誘導であるという点を強調しすぎるのは正しくはないように思

われる。というのも、ポーブとポーターの連携には、西部という共通項が見え隠れしているからである。少なくとも、彼らが抱くアメリカ合衆国内の内陸開発構想にはかなりの共通点がある。第一に、彼らは、五大湖と五大湖とつながった河川を中心とする内陸部の水運開発という点で一致している。しかも、彼らの共同作業の背景には、いずれもアレゲニー山脈およびアラチア山脈の西側を基盤とする議員たちに共通の問題意識、すなわち東西の交通ルートの整備、があるように思われる。表2・2に見るように、列挙された開発会社は、ほとんどが大西洋岸に沿った南北の航行ルートと五大湖を核とする航行ルートの開発会社であった。しかし、関係州を特定できない開発対象として、「大西洋に流れ込む川の上流と西部諸州の航行可能な川とを結ぶ有料道路建設のために設立される可能性のある会社」を規定したことで、東西のルート開発は対象を限定しない広範囲な出資対象となっていた点を見逃すことができない。ポーブとポーターという西部出身の議員によって起草された内陸開発法案は、ギャラティンの「道路と運河に関する報告書」に連動して出されたものであるが、それはギャラティンの「報告書」以上に、五大湖周辺、ならびに、西部への交通網、とりわけ、航行網を重視した法案であった。彼らの起草した法案は、連邦規模の道路と運河の整備という全国的な交通網計画を掲げながら、出身州の便宜をはかる要素が強い。とはいえ、ここでの論点から少しずれるが、ポーブとポーターによって起草された内陸開発法案は、開発対象項目の最後に、「連邦議会で今後承認される運河の建設、河川改修、開発あるいは有料道路の建設という目的で諸州において設立される会社」を加えており、連邦支援の開発事業は無制限のものとなる可能性もあった。それゆえ、個別の支援対象は地域的偏りが大きい一方で、実は開発支援対象はかなり広範囲になりうるという相矛盾する要素を併存させていた。これは、議論が噴出する連邦政府の財源に依拠する法案であることを考えると、やや配慮に欠ける側面があった。一月八日上院において、ポーブ・ポーター法案はポーブを含む五人からなる委員で審議されることになり、その一〇日後、同委員会は修正法案を上院本会議に提出した。¹³

ポープリーター法案をめぐる審議が上院で続けられていた頃、ポーターの動議で連邦下院においても内陸開発事業に対する連邦支援問題が取り上げられた。一八一〇年二月八日のポーターの演説は上院で審議されていたポープリーター法案を後押しするものとなった。当時アメリカ政府はイギリスやフランスによるアメリカ船員の徴用問題が解決せず、外交関係はきわめて緊迫していた。ポーターは外交問題に配慮しつつも、政治経済的ならびに軍事的観点からアメリカ国内の交通網整備政策を下院の議場で訴えた。¹⁴しかし、前述したように、上院のポープリーター法案はギャラティンの報告書が提案した連邦の内陸開発政策をそのまま立法化したものではなかったが、彼は自ら作成に関わった法案をギャラティンの報告書と一体化させる議論を展開した。このポーターの演説は、ギャラティンが提案した合衆国内の内陸開発計画と異なる法案をなぜポープリーターが提案したのかを解き明かしてくれる。そこで、ポープリーター法案に対して彼がどのような応援演説を繰り広げたのかについてやや詳しく紹介しよう。

先述したように連邦上院でポープリーターが提出した内陸開発法案は、ニューヨーク州、ケンタッキー州という起草者の出身州に手厚いだけでなく、西部をアメリカ合衆国内の交通網に組み込むことを強く意識したものだ。彼の関心は、この演説の中でも西部対策に向けられていた。ポーターは、アレゲニー山脈の東側と西側との間の通商上の障害を取り除き、国内市場を確立することに強い関心を抱いていた。通商圏から孤立した西部の問題は、¹⁵ニューヨーク州西部で生活しビジネスをしてきた彼自身の体験に根ざしたものであった。

それでは、まず当時のアメリカをポープリーターがどのように見ていたのかという観点から彼の演説を検討していこう。ニューヨーク州がアレゲニー山脈によって西部と東部という二つの地域に分かれているように、アメリカ合衆国も東部と西部に二分されるといえるのが彼の根本的なアメリカ合衆国観にあった。アレゲニー山脈の東部は主に商人、製造業者、農民が暮らす一方、西部はほぼ農民によって独占されており、そこから生じる地域利害の対立は決して見過ごすことの

できない地域分裂の危険をはらんでいるとポーターは考えていた。ポーターはこの二つに分裂したアメリカ合衆国について、次のように指摘する。

この分裂、これらの二つに大きく分割した国の人々の利害や追求するもの予想される不一致、そしてこれらの職業がたらず性格の相違は、こつそりと言われておりますし、未だに多くの人々によってそのように思われていることではありますが、それらはそう遠くない日に、アメリカ合衆国を分裂へと導くものとなるでしょう。私のつまらない意見ではありますが、閣下、この利害の大変な分裂はもう少しうまく操ることができますなら、より密接でより緊密な諸州の統合を生み出す手段になりえます。内陸部の土地で生産する大量の余剰生産物や製造業の原材料を東部諸州の品物や製品と交換することは、明らかに内陸諸州の利益となりましょう。そして、他方、大西洋岸の商人や製造業者の利益はこの国内通商によって等しく促進されましょう。この通商を推進することによって、この交流を推進し手助けすることによってこそ、これらの二つの大きな地域との間の利益の相互依存を生み出すことによってこそ、また、これらの手段によってのみ、アメリカ合衆国は結合しつづけるのであります。⁽¹⁶⁾

将来における緊密な結びつきの可能性とは裏腹に、ポーターの見る当時のアメリカ合衆国は、東部と西部とに分裂した有り様だった。当時航行網が未発達なことから西部の農民は農産物の主な市場である東部と遠く隔たっていたばかりか、生産物を通商基地である大西洋の港湾に輸送するのに多大な費用がかかっていた。それゆえ、国内市場から孤立した西部は二つの深刻な害悪を抱えているとポーターは感じていた。第一に、西部は農業に特化した単一産業構造であるにもかかわらず、生産物の市場に欠くことから全体的に貧しい。第二に、市場へのアクセスに乏しいことで、長期的に見れば、西部の農民は自給できる分だけを作ればそれ以上を生産しようとする意欲を失って怠惰になり、最悪の場合、

生来の勤勉さをなくした農民たちは農業を捨て、工場労働者になるかもしれないという危惧である。アメリカ国内で西部が孤立した不便な状況は、ポーターが考察するところ、西部の住民を貧困に追いやるだけでなく、将来的に彼らの道徳心をも低下させるという深刻な問題を生じさせる。それゆえ、「大西洋から西部諸州へ巨大な運河を建設することで、さらには「西部と東部との間の」自然の結びつきを推進し農民と商人の双方の利益に非常に貢献する交流を押し進めることで、この状況に付随する害悪を取り除きうるかどうかは、連邦下院の関心を集めうるほほ他のどの問題にもはるかにまさる問題」⁽¹⁷⁾であるとポーターは訴えた。

ポーターが抱く西部の現状に対する危機意識は彼自身の直接的な体験からさらに強められたように思われる。ポーターは当時ニューヨーク州西部の農民が置かれた状況を深く憂慮していた。そして、孤立した西部の問題は、ニューヨーク州に特有のものではなく、アメリカ全体の問題であると考えていた。西部をいかにアメリカ国内市場に統合するかは西部の経済的發展だけでなく、アメリカ合衆国の国家としての政治統合に関わる重大な問題であると彼は主張した。ポーターの内陸開発政策の根底には、連邦の強化と国内市場の確立という、ギャラティンの「道路と運河に関する報告書」に通底する政治意識が見受けられる。この意識そのものは、連邦の維持に危惧を抱く多くの議員に働きかけられる普遍的な主張であった。しかし、同様な政治的危機意識を共有しつつも、それを具体化する政策を立案する際、提案者の地域性が大きく作用した。ポープとポーターによって提案された内陸開発法案もまさにその好例であった。東部と比較して地理的に隔離された西部が経済的に発展していくために、五大湖とハドソン川、ミシシッピ川、オハイオ川等の自然の河川を利用して北米大陸を縦横に走る内陸航行網を開発することは不可欠なことであるとポーターはいう。ポーターにとつては、東西を結ぶ航行路は五大湖の水運を利用することを前提としたものであった。アメリカ内陸部の自然河川を結んで壮大な航行網を開通させるという目的が達せられるならば、ハドソン川、さらには五大湖にこだわらず、

いかなるルートが整備されようとも西部農民の便益は向上する。しかも、五大湖を利用した大西洋への航行路を整備するだけならば、従来のセント・ローレンス川ルートを利用しても良さそうなものであったが、ポーターはあえてハドソン川ルートを新たに開発することを提案した。ここで彼がセント・ローレンス川ルートではなくハドソン川ルートの開発にこだわったのには、自然地理条件も作用していた。というのも、セント・ローレンス川は一年のうち六ヶ月から七ヶ月は氷に閉ざされていたため、年間を通じて利用できる航行ルートとしてハドソン川ルートを開発する方が望ましいと考えたからである。⁽¹⁸⁾ 結果的に、彼は、連邦規模の内陸開発政策を掲げつつも、ニューヨーク州の立場から見た内陸航行網の整備にこだわっていたといえる。

ポーターは演説の中であからさまに、ニューヨーク州の利益を主張したわけではなかった。しかし、控えめながらも、ギャラティンの「道路と運河に関する報告書」を論拠にして五大湖とハドソン川とを結びたいというニューヨーク州の主張を代弁した。例えば、彼は川と湖に恵まれたアメリカの内陸部がその自然条件からいかに航行網の発達に適しているのかについて説明する際、どうしても彼自身が熟知しているニューヨーク州の地理と河川航行のもつ地の利に多くの時間が割かれた。また、演説の中で、次のようにニューヨーク州が連邦政府の支援を待ち望んでいることを正直に告白した。「ニューヨーク州政府は、長いこと、このような航行路の有益さを認識しておりましたし、この運河の建設をこの数年間切望してまいりました。彼らは、連邦政府がこの大事業でニューヨーク州を支援してくれるという期待においてのみ「開発着手を」待っているのです。そして、このニューヨーク州が抱いている期待は、ニューヨーク州よりもアメリカ合衆国の資産にとって遙かに便益をもたらすという限りににおいて、確かに正当かつもつともな期待なであります」⁽¹⁹⁾。ポーターは、五大湖とハドソン川との間の内陸航行の開発は、地元であるニューヨーク州はもちろんのことそれ以上にアメリカ合衆国に貢献することを強調したのであった。

それでは、連邦政府による内陸開発政策に常につきまとう連邦憲法問題について、ポーターはどのように考えていたのだろうか。連邦憲法上、商人の便益のために銀行を創設することが可能であるのに対して、農民の便益のために運河を建設することがなぜできないのかという疑問をポーターは演説の中で率直に提起した。そこで彼は、憲法上の問題が内陸開発政策を阻み続けるなら、政策の実施可能性が低いなら、また、西部の利便性が高まらないままなら、西部が連邦から離脱する可能性があると訴える。²⁰合衆国銀行の創設や通商政策、関税政策によつて、東部の商業利益が保護されているのに対し、西部の農業利益はないがしろにされているという不満がポーターには根強くあった。第一次合衆国銀行は、連邦憲法上明確な規定がないにもかかわらず、ワシントン政権初期に第一条第八節一八項の「必要かつ適切な」条項を援用することで対処された経緯があった。²¹また、連邦政府の政策が製造業、通商業に集中し、主に東部に偏っていたことは確かである。それゆえ、西部は連邦政府が率先して合衆国内の内陸航行網を開発することを期待していた。なぜなら、東部に比べて相対的に貧しい西部の住民が、また、土地の購入で既に借金を背負っている西部の農民たちが自力で東部に通じる輸送航行路を開発することは、まず不可能であった。連邦政府が大規模な内陸開発事業を担うことこそ、民間資本に乏しい西部が政府に期待していたことだった。先の第一次合衆国銀行のように、連邦憲法を厳格に解釈すれば疑義のある政策が遂行されていたことを踏まえると、連邦政府による内陸開発政策は、憲法上、決して不可能ではないというのがポーターの見解であった。彼は、一八一一年に合衆国銀行の再認可問題が浮上したとき、銀行設置は州政府の管轄事項であると主張し、再認可反対の論陣を張った。そのせいで、もともと連邦憲法の拡大解釈に対しては否定的な立場を採っているように思われがちであった。²²この法理論からすれば、連邦政府による道路や運河の建設および支援政策は容認されない立場をとつても不思議はない。しかし、政策的必要性から合衆国銀行が設立されるくらいなら、連邦政府による内陸開発政策も可能であるとして、内陸開発政策に関しては、むしろ、従来の解釈を逆手に取つ

た議論を展開した。内陸航行路の開発事業に連邦政府が乗り出すことで、西部が経済的に発展していくだけでなく、西部の住民に対する連邦の求心力が飛躍的に高まる。そして、結果的に、連邦政府は西部に連邦政府にとって忠実でかつ良き市民を確保できる、とポーターは主張した。

ポーターは、内陸航行路の開発によって、経済的には国内市場の発達と経済的發展が、政治的には連邦の強化が、そして、軍事的には戦時における国内補給路の確保や軍事行動の迅速化が達成されることを強調した。そして、連邦政府の財政にとつても、内陸部の交通網が整備されれば、西部への移住が加速し、公有地の地価が上昇することで、連邦政府の歳入が増加する可能性も指摘した。さらに、西部の公有地の売却益を財源として、内陸開発会社の株式に出資すれば、効率のよい収入源となるだろうし、完成した開発会社は通行料収入を生み出すことから、その通行料収入を糧に新たな開発事業を後押しできることを示唆した。彼の主張は理念的で楽観的な経営見通しと華々しい将来像に満ちており、実質的な政策論議に乏しいものであったが、数多くの議員の支持を得ようとする演説の性格を考えれば、当然のことかもしれない。

ポーターの演説は、ニューヨーク州の利益と国家的目的とを結びつけニューヨーク州が計画していた大事業に連邦政府からの財政支援を何とか引き込もうとしたものであった。ポーターの動議を受けて、下院は連邦の公益に最も貢献する道路や運河を建設する目的で公有地の一部を拠出することの便宜を検討するためポーターを含めた委員を任命した。²³ポーターの委員会は二月二三日にポープIIポーター法案とほぼ同内容の内陸開発法案を提出した。しかしながら、第一連邦議会第二会期の下院で同法案は成立することがなかった。同様に、上院で審議されていたポープIIポーター修正案も未成立に終わった。結局、三月二一日、上院はウィリアム・B・ガイルズの動議で翌二月の第一木曜日までポープIIポーター法案の審議を延期する決定を行った。そこで、ポープは、包括的な内陸開発法案の審議延期が決定し

その後、すぐに方針を転換し、ギャラティンの「道路と運河に関する報告書」内のオハイオ運河に関して上院の個別委員会⁽²⁴⁾で検討することを提起した。彼は、個別事業を突破口にしてケンタッキー州が推進していたオハイオ運河事業への連邦支援に望みをつなごうとしたのであるが、同会期において望むような成果は得られなかった。

(3) ニューヨーク州の陳情活動

連邦議会でポープリーター法案が審議されていた一八一〇年三月中旬に、ニューヨーク州ではエリーおよびオンタリオ運河の全航行路を検討する委員会⁽²⁵⁾が組織され、委員として、グーヴェニア・モリス (Gouverneur Morris)、ステファン・ヴァン・レンセラール (Stephen Van Rensselaer)、デ・ウィット・クリントン (De Witt Clinton)、シメオン・デウィット、ウィリアム・ノース (William North)、トーマス・エディ (Thomas Eddy)、そして、連邦議会でポープリーター法案を提出したポーター⁽²⁶⁾が任命された。委員は当時のニューヨーク州政界の党派性を超えた構成になっていた。モリス、レンセラール、ノース、エディはフェデラリスツであり、クリントン、デウィットはリパブリカンスであった。ポーターもリパブリカンスではあったが、反クリントン派であった。⁽²⁶⁾フェデラリスト派が委員会の多数を占めた理由は、ジェファソン政権の出港禁止法の制定に反対して一八〇九年の州議会議員選挙でフェデラリスト派が勝利したことによる。⁽²⁷⁾同委員会は、翌年一八一一年三月報告書を提出した。ニューヨーク州の運河委員会の報告書は、オンタリオ運河については技術的にそれほど困難ではないと指摘する一方、エリー運河については各地の水位の差が大きく、技術的に難しいだけでなく、多額の建設費を要する。エリー湖からハドソン川までの全長三二〇マイルの途方もない人口河川を建設するには、少なくとも五〇〇万ドルが必要であるとの見解を示した。また、「もし一州のみで建設できるならよりよい方向であるかもしれない。しかし、幸いなことに、全体の平和と幸福のためにはこれはそれに該当しない。我々は「姉妹州」

と一つの絆で結ばれている、もし良き人々からなる陳情者たちが好意的に受け入れられるなら、その絆は決してほどけることはないだろう⁽²⁸⁾」として、運河委員会はエリー運河建設事業を、ニューヨーク州単独では行わず、連邦政府や他州政府に対しても支援を求める方針を打ち出した。

委員会の報告書を受け、五大湖とハドソン川との間の運河航行に関するあらゆる問題を打開するために、一八一一年四月八日に成立した新州内陸航行法に基づいて、新たにロバート・リヴィングストン (Robert Livingston) とロバート・フルトン (Robert Fulton) が加わった。委員会は様々な任務を負った。具体的には、ニューヨーク州を代表して運河事業への協力および支援を得るために、連邦議会や五大湖の航行路に関係する諸州、準州議会への陳情、運河建設用地の取得、有利な条件での運河建設費の借入法の調査、西部内陸開門運河会社の権利と利益をニューヨーク州に譲渡する条件の確認、技術者の選定といった様々な任務に従事することになった⁽²⁹⁾。

運河委員会が最も精力を注いだ活動は運河事業への連邦支援を引き出すことであつた。彼らの陳情活動は、一八一一年末から始まる第一二連邦議会の第一会期を照準にして開始された。委員会はマディソン大統領に一八一一年四月八日に成立したニューヨーク州の内陸開港法と手紙を、また、諸州、準州各議会に対しては、運河航行によって五大湖とハドソン川との間の交通を開くため、協力と支援を求める文書を送った。文書を通して、ニューヨーク州は五大湖とハドソン川とを結ぶ航行路を州内で独占的に利用せず、アメリカ合衆国全体に解放する航行網を築くことを訴え、ニューヨーク州が計画している運河事業を連邦政府が財政的に支援するよう働きかけた。

他州ならびに準州議会に対して送った要望書の中で委員会は、具体的には二つの方法を挙げ協力を求めた。一つは財政拠出、二つ目は連邦議会で影響力を行使することである。前者の財政拠出については、協力してくれた州および準州に対し運河通行料の無料ないし優遇措置等を講じること、彼らからの贈与あるいは貸付等を想定していた。しかし、

それよりも委員会が他州および準州に期待したのは、後者の第二の方法であつた。「私たちが何よりも懇請しているのはこの運河の建設費用全体に備えるために連邦議会においてあなた方の州の影響力を行使することであります³⁰⁾」。この要望書を受け取った諸州の反応は様々であつた。テネシー州、マサチューセッツ州、オハイオ州は連邦議会でニューヨーク州の請願を支援することを約束したが、ニュージャージー州、コネチカット州、ヴァーモント州、ミシガン準州は消極的な返答にとどまつた。ニュージャージー州は州内の公共事業計画で既に手一杯で他州の支援どころではないという理由で、コネチカット州はニューヨーク州への協力については不都合との見解から、ヴァーモント州は会期外で次会期に検討したい、そして、ミシガン準州は、ナイアガラの滝やオスウィーゴの滝周辺の運河に比べ、ニューヨーク州が計画している運河計画は好ましいものとは思えないとの意見を述べていた。³¹⁾ 要望書を送った全ての州および準州から協力を取り付けたわけではなかつたが、運河委員会は第一二連邦議会第一会期に向けて準備を怠らなかつた。

第一二連邦議会第一会期が始まると、エリーおよびオンタリオ運河委員会のメンバーであつたグーヴェニア・モリスとデ・ウィット・クリントン³²⁾は、マディソン大統領にニューヨーク州議会で成立した一連の運河開発法を送付し、直接面会を申し出た。ニューヨークの運河委員会は、水面下でマディソン大統領への働きかけを行つていた。その一方、一八一一年一月二三日、連邦下院議員のポーターは、五大湖とハドソン川との間の運河航行を開発するために連邦議会の協力と支援を求める請願書を提出した。連邦上院でも、上院議員のオベディア・ジャーマン (Obadiah German) が同様な行動をとつた。このとき、ポーターは、前年度に行つたような連邦の内陸開発法案を提案することはなかつた。今回ポーターはニューヨーク州議会の請願書を提出し、同州の州益の代弁者としての役割を忠実に果たした。ポーターならびにジャーマンが請願書を提出した日、ニューヨーク州の働きかけが功を奏したのか、ニューヨーク州を歓喜させる教書が世に出た。マディソン大統領はニューヨーク州が推進している運河事業への財政支援を検討する教書を提出し

たのである。

私は五大湖からハドソン川までの運河に関するニューヨーク州議会の法律の写しを連邦議会に送付いたします。送付に際しまして、ニューヨーク州のために私は敬意を表します。同州のために州法で任命された委員たちが、その「運河を開発する」目的のために私のもとに同州法を届けました。

運河航行の利便性は広く認識されております。（中略）ニューヨーク州によって計画される特定事業は、高潔な企業家精神を示しておりますと同時により限定された重要性だけでなく国家的な重要性を有した目的から成り立っており、全般的な内陸交通ならびに輸送システムによってアメリカ合衆国に生じる卓越した利益に連邦議会の関心を向けさせることでありましょうし、熟考されればその交通輸送システムの導入と完成に関してはいかなる一步であろうとも適切でありうることを示していることでしょう。これらの便益のうち幾つかは国家の安全保障の設備と行使に密接な関係がありますので、そのような制度の利点が最も強力な見地で検討されることが人々に要請されている時期なのであります。⁽³³⁾

これまでジェイムズ・マディソンは大統領としては、公式の場で連邦政府による国内の交通網整備に関して明確な発言を行ってはいなかった。そういう意味では、マディソンのこの教書は、画期的なものであったといえる。

実は、クリントンとモリスは、マディソンがアメリカ合衆国内の内陸交通路の開発に対しては強い関心をもってはいるものの、連邦憲法の制約から、連邦政府による開発支援に対しては消極的であるという印象を持っていた。しかし、この教書が出されたことで、二月二日にマディソンと面会したとき、その面会の終盤において、マディソンが上機嫌であったことの意味がようやく彼らに理解できたのである。⁽³⁴⁾一方、ニューヨーク州からの陳情者たちは、二月二

四日に財務長官のアルバート・ギャラティンとも面会した。その際、ギャラティンは、現状では金銭的な支援をできる状況ではないが、公有地の付与ならば連邦の財政問題との不都合もない。そして、国庫がもつと潤沢な状態であれば、後に現金に引き換えうることを彼らに指摘したとことが報告された。ニューヨーク州の運河委員会は、ギャラティンのこの提案は合衆国銀行の復活への願望から生じていると見ていた。合衆国銀行を違憲であると述べたマディソン大統領が合衆国銀行を新たに認可することはありえないことから、委員会としては銀行の設立権と道路と運河の建設権を諸州の同意を必要とせず連邦政府に与えるよう連邦憲法を改正することが賢明ではないかという見解を、同委員会がニューヨーク州に提出した一八二二年二月の報告書の中で示していた。⁽³⁵⁾

ニューヨーク州からの請願書は、チェサピーク&デラウェア運河会社、ペンシルヴェニア州のユニオン運河会社(Union Canal Company)からの請願書とともに委員会に付託され、一八二二年の二月中旬まで審議された。この間、クリントンとモリスは、開発対象を抱える州が西部の公有地を一定程度付与され、その売却益を州内の開発事業費に充てることを盛り込んだ内陸開発法案を提案した。⁽³⁶⁾しかし、ニューヨーク州の運河計画に対する高い評価と需要にもかかわらず、連邦議会は財政支援の求めに応じることはなかった。チェサピーク&デラウェア運河会社、ユニオン運河会社、そしてニューヨーク州の運河事業について検討していた連邦下院の個別委員会が出した結論は、それぞれの請願者を落胆させるものだった。委員会は、連邦財政の逼迫と外交関係の悪化を理由に、個別開発事業の財政支援に否定的な態度をとった。一八一一年末には、五大湖とハドソン川とを結ぶ内陸航行開発についてのマディソンの教書が発表され、ニューヨーク州にとってはまさに千載一遇のチャンスに思われたこの時期、結局、彼らの陳情活動は実を結ぶことがなかった。⁽³⁷⁾

クリントンとモリスは、その後、このたびの会期中にニューヨーク州の運河事業が連邦支援を受けられなかった要因

を次のように分析した。一八二二年戦争を前にして緊迫する国際環境が国内の開発事業への関心をそいだ、ということ以外に、連邦憲法上の問題が大きいのしかかったこと。言うまでもなく、連邦憲法上、連邦政府が運河や道路を建設する権限はない。しかも、ニューヨーク州が推進する運河建設は州内に建設されるため、合衆国内の交通網の発展に貢献するものの、直接的には受益州が限定されていることが、他州からの支持を十分に得られにくくしていた。その点について、首都ワシントンで個々の議員との接触を通して二人は、多数の州のためになされるのでなければ、連邦下院議員の多数の同意を得ることはできないことを痛感した。さらに、ニューヨーク州への嫉妬が予想以上に大きかったこともその敗因に挙げられた。エリー運河は、西部諸州だけでなくペンシルヴェニアやメリーランド州にとっても非常に重要なものであり、連邦全体の繁栄を促進するとのニューヨーク州の主張は、連邦議会の議場で言葉通りに受け入れられることはなかった。エリーおよびオンタリオ運河の建設はニューヨーク州を通商上さらに優位な立場に立たせることになるとの見方が根強かった。そのため連邦議会で二人がどんなにエリー運河の建設が連邦全体に貢献すると発言しても、その言説はニューヨーク州の利益を増進するものとしか受けとめられなかった。⁽³⁸⁾もちろん、ニューヨーク州の利益誘導との批判は間違いではないが、特定州が自州に関わる交通路の開発に、連邦政府の財政支援を求めるときに直面するさまざまな障害を、ニューヨーク州の陳情団も経験したのである。ところで、今回の陳情活動で彼らを最もがっかりさせたのは、連邦政府からの財政支援を得られなかったばかりか、国庫の状態とは無関係な公有地の付与すら実現しなかったことであった。⁽³⁹⁾結局、ニューヨーク州が推し進めている五大湖とハドソン川とを結ぶ長大な運河事業計画は、連邦議会でも共感をもって受け入れられなかった。

一八二二年三月一四日、一連の陳情活動について運河委員会はニューヨーク州議会上院に活動報告書を提出した。⁽⁴⁰⁾報告書はこの陳情活動を通して、連邦政府からの財政支援の可能性を全て否定するものではなかったが、すぐに援助が得られ

る状況ではないことを明らかにし、ニューヨーク州が単独で事業を行わざるをえないことを提言した。そして、委員会に託されていた任務について経過を報告した。まず、運河建設予定地の土地取得については、一部の地権者が譲渡にに応じてくれている状況であること、また、借入方法については、運河建設には諸費用を見積もって総額六〇〇万ドルが必要であり、そのうち五〇〇万ドルは州債を発行して一〇年から一五年間の償還期間で六%の年利率という条件でヨーロッパ諸国から借り入れられることを報告した。西部内陸開門航行会社はその権利をいずれ譲渡するとの見通しを示すとともに、彼らが所有する株を十一万九〇〇〇ドルと引き換えてほしいと要望していること、しかし、その額があまりに高すぎるので、適切な価格を交渉していること、最後に、技術者の選任については、まだ探している途中であることを報告した。⁽⁴⁾

ニューヨーク州は五大湖とハドソン川とを結ぶ運河計画事業を開始するのに絶好の機会と考え、周到な準備で第一二連邦議会第一会期に臨んだものの、人口が多く経済的にも豊かに見られていたニューヨーク州が連邦政府の財政支援を求める動きは、他州からそれほど好意的に受けとめられなかった。ニューヨーク州の政治力を駆使した陳情活動が失敗に終わったことで、連邦支援にかすかな望みを託しつつも、同州は単独で運河事業を推進する方向性を模索していかざるをえないことを認識したのであった。

(1) Paul L. Ford, ed., *The Writings of Thomas Jefferson*, 10 vols. (New York: G. P. Putnam Sons, 1898), 9: 88.

(2) *Laws of the State of New York in Relation to the Erie and Champlain Canals, Together with the Annual Report of the Canal Commissioners and Other Documents* (Albany: E. and E. Hosford, Printers, 1825), 2 vols., 1: 7.

(3) *Ibid.*, 1: 7-8.

- (4) *Ibid.*, 1: 8.
- (5) *Gallatin's Report*, p. 68.
- (6) Nathan Miller, *The Enterprize of A Free People: Aspects of Economic Development in New York State during the Canal Period, 1792-1838* (Ithaca: Cornell University Press, 1962), p. 21; Ronald E. Shaw, *Erie Water West: A History of the Erie Canal, 1792-1854* (Lexington: University Press of Kentucky, 1966), pp. 13-18.
- (7) 榊田「ヴェフアンン政権における内陸開発の諸問題(一)」、『北大法学論集』第四七卷第三号、九三七—四〇頁。
- (8) *Laus of the State of New York in Relation to the Erie and Champlain Canals*, 1: 13-32.
- (9) Joshua Forman to De Witt Clinton, Oct. 13, 1826, David Hosack, *Memoir of De Witt Clinton with an Appendix* (J. Seymour New York, 1829), pp. 343-55.
- (10) *Ibid.*, pp. 346-47.
- (11) ポーターは「エリー運河計画と深い関わりを持つニューヨーク州西部地域を選挙基盤とし、しかも、ニューヨーク州西部で運送事業を手掛けていた」ことから、州議会の開発事業に関しては「彼自身が深い関心を寄せていた。Daniel Dean Roland, "Perler Buell Porter and Self Interest in American Politics" (Ph. D. diss., Claremont Graduate School, 1990), pp. 22-24. 榊田久代「米連邦下院議員P・B・ポーターの内陸開発政策」『敬愛大学国際研究』第八号(二〇〇二年一月)、六一—七頁参照。
- (12) AC, 12th Cong., 2nd Sess., pp. 521-25.
- (13) *Ibid.*, 11th Cong., 2nd Sess., pp. 525, 530.
- (14) *Ibid.*, pp. 1385-1401.
- (15) 榊田「A・B・ポーターの内陸開発政策」六一—七頁参照。
- (16) AC, 11th Cong., 2nd Sess., p. 1388.
- (17) *Ibid.*, p. 1399.
- (18) *Ibid.*, p. 1391.
- (19) *Ibid.*, p. 1398.

- (20) *Ibid.*, p. 1400.
- (21) 木南敦『通商条項と合衆國憲法』（東京大学出版会、一九九五年）二七一—四七頁参照。
- (22) Joseph Anthony Grande, "The Political Career of Peter Buell Porter, 1797-1829" (Ph. D. diss. University of Notre Dame, 1971), pp. 21-22.
- (23) *The Journal of the House of Representatives: James Madison Administration, 1801-1817, 11 vols.* (Wilmington: Michael Glazier, Inc., 1977), 2: 258-59, 298-99; AC, 11th Cong., 2nd Sess., p. 1443.
- (24) *The Journal of the Senate including The Journal of the Executive Proceedings of the Senate: James Madison Administration, 1809-1817*, 10 vols (Wilmington: Michael Glazier, Inc. 1977), 2: 219-23.
- (25) *Laus of the State of New York*, 1: 46.
- (26) Eyan Cornog, *The Birth of Empire: DeWitt Clinton and the American Empire, 1769-1828* (New York: Oxford University Press, 1998), p. 109.
- (27) *Laus of the State of New York*, 1: 48-69.
- (28) *Ibid.*, 1: 68.
- (29) *Ibid.*, 1: 70-71.
- (30) *Ibid.*, 1: 89-90.
- (31) *Ibid.*, 1: 72-74.
- (32) *Ibid.*, 1: 90-91.
- (33) *The Journal of Senate*, 4: 183-84.
- (34) *Laus of the State of New York*, 1: 91.
- (35) *Ibid.*, 1: 91-92.
- (36) *Ibid.*, 1: 95-100.
- (37) AC, 12th Cong., 1st Sess., p. 1078.
- (38) *Laus of the State of New York*, 1: 92-94.

(39) *Ibid.*, 1: 94.

(40) *Ibid.*, 1: 71-87.

(41) *Ibid.*, 1: 86-87.

作為犯に対して介在する不作為犯（四）

松尾誠紀

目次

- 第一章 はじめに
第一節 「犯罪の不阻止」という問題の本質
第二節 検討対象としての不作為関与
第三節 まとめ

（以上、五六卷五号）

第二章 不作為関与の单独正犯性

第一節 後行不作為犯の正犯・共犯区別に関する学説の現状

第一項 総説

第二項 不作為共犯論の周辺議論

第三項 自殺行為者に対する不救助

第四項 プロバイダの削除義務違反

第五項 展開

第二節 後行不作為犯における共犯成立可能性

第一項 総説

第二項 共犯成立の可否に関する形式的側面

第三項 共犯成立の可否に関する実質的側面？

第四項 まとめ

第三章 不作為関与成立の時間的限界

第一節 総説

第二節 検討

第四章 不作為関与の限定的な可罰範囲

第五章 おわりに

第三章 不作為関与成立の時間的限界

第一節 総説

(以上、五六卷六号)

(以上、五七卷一号)

(以上、本号)

本章の検討課題は、以下のように位置づけられる。

本稿は、先行作為犯後の後行不作為犯（不作為関与）に関し、まず、後行不作為犯の劣後性に着目して幫助と理解する見解に対して、正犯行為の終了後に関与する者に共犯が成立する理論的可能性がないことを示すことよって、不作為関与の単独正犯性を基礎づけ（第二章）、さらに、しかしそれが単独正犯として理解されたからといって、必ずしも物理的・自然的原因によつて創出された危険を回避しない単独不作為犯と同様に扱われるとは限らない、という問題意識から、不作為関与の限定的な可罰範囲を基礎づけようとするものである（第四章）。もつとも、不作為関与の単独正犯性を基礎づけた後に、その限定的な可罰範囲の検討に移るとしても、その前に、不作為関与が成立する時間的限界を明確にしておく必要がある。なぜなら、不作為関与の限定的な可罰範囲は、次章において見るように、先行作為犯後の後行不作為犯という関与構造自体に着目した独自の規範的判断に基づいて基礎づけられるべきものであるが、そのような不作為関与に特有の規範的判断によらなくとも、端的に回避すべき危険が存在していないことよって不作為関与の成立可能性がすでに否定される場合を、あらかじめその検討対象から排除しておくべきだからである。その意味で、不作為関与成立の時間的限界に関しては、不作為関与が有する、単独不作為犯とは質的に相違する独自の要素から基礎づけられる限定性ではなく、回避すべき危険の不存在という不作為犯一般に共通する要素から基礎づけられる限定性となる。しかしそれは、従来検討されてきた他の不作為犯類型においては意識的に検討されてこなかった論点について検討するものである。

従来、一般的な不真正不作為犯論において主な検討対象とされてきた単独不作為犯においては、それが物理的・自然的原因によつて発生した危険を回避しない不作為犯として扱われてきた以上、そこで単独不作為犯の成否が検討された犯罪類型も、あくまで物理的・自然的原因に基づく危険によつて実現されるものに限られてきた。これに対して、「犯

「罪の不阻止」という問題領域においては、作為犯によって実行が可能なすべての犯罪類型について不作為犯の成否が問題とされることから、そこで扱われる犯罪類型の幅も、単独不作為犯の場合よりも広がることになる。その特徴は、犯罪行為の不阻止が問題とされる不作為共犯において、特に顕在化する⁽¹⁾。しかし、「犯罪の不阻止」の中でも、先行行為が終了後の後行不作為犯が問題とされる不作為関与にあつては、先行行為による犯罪結果発生の不阻止（侵害継続の不阻止⁽²⁾）が問題とされるため、たとえ不作為共犯と同様に作為犯によって実行可能な犯罪類型すべてに亘つてその成否を検討することができたとしても、すでにその前提となる犯罪が終了している場合には、結果的に犯罪結果阻止義務が否定される⁽³⁾。このようにして、不作為関与においては、回避すべき危険が先行行為によるものであるため、その成立の時間的限界が、先行行為犯によつて行われた犯罪の終了時期に左右されることになる（この意味では、不作為関与成立の時間的限界をめぐる問題は、正犯行為終了後も幫助成立の可能性を肯定する見解〔行為後幫助肯定説⁽⁴⁾〕における幫助成立の時間的限界と、関心が一致することになる⁽⁴⁾）。

犯罪の終了時期が問題となる犯罪類型には、①犯罪の終了時期自体が未だ明確にされていない犯罪類型と、②法益侵害が継続している場合であつても、行為の完了と共に犯罪が終了すると理解されている犯罪類型がある。そのことから、犯罪の終了時期と不作為犯（不作為関与）の成否をめぐつては、類型①においては、犯罪の終了時期が明らかにされていない犯罪類型において、いかなる意味で不作為関与の成立が認められるのか、これに対して、類型②においては、法益侵害の継続が認められているにもかかわらず、なぜそこで不作為関与が成立しないと理解されることになるのか、が検討されなければならない。いいかえれば、類型①においては、そもそも回避すべき侵害ないし危険があるのか、すなわち果たして不作為犯が成立しうるのか、が問題となるのに対し、類型②においては、回避すべき侵害ないし危険はいかなる内容を持つものなのか、すなわち何罪の不作為犯が成立しうるのか、が問題とされることになる。

犯罪の終了時期と不作為犯成立の時間的限界をめぐる問題については、そのような意味での犯罪の終了時期は複数人が関与して初めて問題とされることから、単独不作為犯において意識されることはなく、他方、行為の阻止義務が問題とされる不作為共犯においては、犯罪の終了時期自体が特に問題とされることがない。その意味で、本章での検討課題は、不作為関与を検討対象としたからこそ顕在化する問題であるといえる。

そこで、以上のような問題意識に基づき、犯罪の終了時期をめぐる議論を参考に、不作為関与成立の時間的限界について検討することにする。

第二節 検討

1. 先行犯罪において犯罪の終了時期と法益侵害の終了時期が一致する場合

不作為犯においては、あくまで将来起こりうる結果の回避に対する義務が問題とされていることからすれば、不作為関与も不作為犯である以上、先行作為犯による犯罪が終了することによってその犯罪の結果が固定したと認められれば、その結果の回避が求められることはない。すなわち、固定された結果については結果の回避がすでになしえないのである。その意味で、先行作為犯による犯罪が終了している限り、不作為関与の成立可能性は否定されることになる。そこで、不作為関与成立の時間的限界を画する要素として、先行作為犯によってなされた犯罪の終了時期を問う必要がある。

一般に、犯罪の終了時期は、犯罪の罪質を、即成犯、状態犯、継続犯に分類し、それに従って判断されている。それぞれ、即成犯とは、法益侵害の発生と同時に犯罪は終了し法益が消滅するもの、状態犯とは、法益侵害の発生と同時に犯罪は終了し、その後は法益侵害状態だけが残るもの、継続犯とは、法益侵害が続いている間は犯罪も継続するもの、

を意味するとされている。⁽⁵⁾特に、状態犯と継続犯の違いは、既遂後にある法益侵害状態について犯罪が成立し続けているか否かにある。⁽⁶⁾ただし、継続犯でも、実行行為が継続していると理解すべきではない。⁽⁷⁾なぜなら、被害者を監禁後、犯人がそのまま逃走したとしても監禁罪は継続的に成立しているといえるからである。⁽⁸⁾また、犯罪類型ごとにこれらの分類が固定的にあてはまるわけでもない。状態犯の例として傷害罪が挙げられるとき、それは例えば、包丁で切りつけたところ、かすり傷を負ったにすぎない場合はそういえるだけであって、切りつけた後、なおも継続的に傷害結果が悪化し続けている場合（法益侵害が「増大」⁽⁹⁾している場合）には、その間、犯罪が継続しているといえる。⁽¹⁰⁾

そこで、このような犯罪の終了時期に関する分類を参考に、不作為関与成立の時間的限界について検討する。⁽¹¹⁾まず、前提として、法益侵害状態がすでに解消されている場合には不作為関与は問題とならない、さらに、作為犯による行為が継続している場合には共犯の成否だけが問題となるので、単独正犯としての不作為関与は問題とならない。この二つの前提に基づいて、第一に、既遂の成立と同時に法益侵害状態が解消される場合、第二に、既遂成立後も行為は継続しているが、行為終了と同時に法益侵害状態が解消される場合は、不作為関与は成立しえないことになる。第一の例として、Yの殺人行為によってすでに死亡した被害者Zを発見しながらもそれを放置したXに（Xは義務者とする。以下同じ）、殺人の不作為関与は成立しえない。⁽¹²⁾第二の例として、Yが被害女性Zを強姦している現場に遭遇しながらもそれを黙認したXには、強姦の不作為関与は成立しえても、単独正犯としての不作為関与は成立しえない。他方、強姦罪では、Yが強姦行為をやめると同時に、法益侵害状態が解消されるので、Xが、強姦された後の被害女性Zを発見しながらもそれを放置したとしても、強姦の不作為関与は成立しえない。これと同じことは、暴行、公然わいせつ、脅迫の場合にも考えられる。⁽¹³⁾

反対に、継続犯に代表されるように、行為の完了によって法益侵害も犯罪も終了していない場合に不作為関与の成立

可能性が認められることに問題はない。このことは、例えば、Xが、Yによって池に突き落とされ溺れている被害者Zを発見しながらもそれを放置し、結果としてZに重い障害が生じた、というような殺人未遂、傷害の場合に考えられるし、Yが監禁した被害者Zを発見しながらもそれを放置したXのような監禁の場合、さらに、Yによって放火され燃え盛る自宅を発見しながらもそれを放置したXのような放火の場合にも考えられる⁽¹⁴⁾。

これに対して、名譽毀損、競売入札妨害、わいせつ物陳列等が問題となる事例では、犯罪の終了時期が明確にはされていない⁽¹⁵⁾。しかし、これらの犯罪は必ずしも現実の法益侵害の発生を要件とするものではなく、いわゆる危険犯として扱われていることから、現に法益侵害が発生する、あるいは拡大する危険がある限りにおいては、犯罪結果阻止義務を認めてもよいと思われる。もちろん、犯罪事実の評価としては、その危険は当初の行為に含められるものであるが、実際の危険状態としては先行作為犯による行為の完了後も現に継続しているものと評価できるので、そこには回避されるべき実体が認められるべきである⁽¹⁶⁾。このような理解に従えば、名譽毀損等の事例においても、不作為関与成立の可能性が肯定されてもよいと思われる⁽¹⁷⁾。ただし、単独正犯としての不作為関与にあつては真正身分犯に関する共犯規定（刑法六五条一項）を適用できないので、先行作為犯による犯罪が真正身分犯の場合には、たとえそこに継続する危険が存在する場合であつたとしても、後行不作為犯が非身分者であれば不作為関与は成立しえないことになる。例えば、医師Yが患者の秘密を漏示するために病院内の掲示板にその秘密を表示する貼紙を貼った後、それを見つながら剥がさなかつた病院事務長Xに、秘密漏示罪に関する不作為関与は成立しない⁽¹⁸⁾。

2. 先行犯罪が状態犯とされる場合

(1) 1. で検討した類型においては、不作為関与が成立しない場合には法益侵害が終了しており、反対に、それ

が成立する場合には法益侵害の継続が認められるものであった。これに対して、先行作為犯による犯罪が状態犯とされる場合には、その不作為関与成立の可能性について別個の検討を必要とする。

状態犯は、法益侵害は未だ残っている、つまりその意味で継続する法益侵害が認められるにもかかわらず、犯罪は終了しているとされるものである。代表的な状態犯としての窃盗罪の場合に、靴を盗まれた被害者においては、行為者において窃盗既遂が成立した後も、その利用可能性が侵害されているという意味での占有が奪われた状態はなお継続していると考えられる。しかし、結論において、例えば、Yが盗んできたZの靴を発見したにもかかわらずそれを放置したXに、窃盗罪としての不作為関与が成立する可能性はないように思われる。そこで、検討すべきは、先行作為犯による犯罪が状態犯の場合に、なぜ先行作為行為の終了後（既遂成立後）には犯罪結果阻止義務が否定され、不作為関与が成立しないと考えられるべきなのかである。不作為関与成立の時間的限界を画するという目的からすれば、むしろ状態犯の場合において、なぜそこで不作為関与が成立しないのかについて明らかにする必要がある。そこで、状態犯に対して不作為関与が成立しない実質的理由について検討することにする（ここでは、1. で問題とされたような、当該犯罪類型が継続犯か状態犯¹⁹かではなく、むしろ状態犯とされる犯罪類型について、どのような理由から不作為関与が否定される²⁰のかが問題となる）。

(2) この点、例えば窃盗既遂後に窃盗の不作為関与が成立しないのは、端的に、不作為によって占有侵害、すなわち占有の移転という窃盗罪が規定する構成要件要素を満たしえないからだ、として、犯罪の終了時期とは別個の、個別的な犯罪成立要件の充足可能性という観点から不成立を基礎づける理解もありうる。確かに、その理解のように、不作為によって占有移転を惹起したとは表しにくいかもしれない。しかし、そのことは何も窃盗罪に限られたことではない。不真正不作為犯として一般によく挙げられる放火の場合においても、不作為によってまさに火を放ったという

のが困難であることは同じくあてはまる。むしろ、不真正不作為犯においては、各構成要件に対応する侵害ないし危険を回避しないことをもって当該構成要件に該当する行為とされていると理解されるべきである。構成要件的结果を回避しないことが不真正不作為犯の構成要件該当行為の實質だとすれば、不作為自体では個別の構成要件要素を充足しえないとすることをもって、当該構成要件の不作為犯成立を否定することはできない。そしてこの理解に従えば、不真正不作為犯においては、回避すべき侵害ないし危険に対応した義務が課され、その義務違反には、その回避しなかつた侵害ないし危険の内容に対応した罪の不真正不作為犯が成立することになる。

そうだとすると、例えば窃盜後に関与する後行不作為犯に、不作為による窃盜罪が成立しないということも、窃盜後に継続する所有者の利用可能性侵害という状態が、窃盜罪における侵害内容ではないからだと思われる。この点、学説においても、窃盜罪が、財物が被害者に返還されるまで継続しないのは、「窃盜罪の構成要件が、他人の財物を窃取すること、すなわち他人の占有を侵害して自己の占有に移すことだからである。窃盜罪は、法益侵害行為とその結果をすべて犯罪として規定しているわけではなく、占有の奪取行為（他人の占有を奪って自己の占有に置く行為——引用者註）だけを構成要件化している」として、窃盜罪が状態犯であることを基礎づける見解が主張されている。²¹ 不真正不作為犯では侵害の内容に対応した罪の不作為犯が成立するのだとすると、犯罪結果阻止義務違反に窃盜罪を成立させるためには、その回避すべき侵害の内容として占有が移転するという侵害を含んでいる必要がある。しかし、先のような窃盜罪に関する罪質理解に従えば、窃盜罪においては占有の移転という侵害が既遂成立後には認められないからこそ、窃盜の不作為関与が成立しないと理解されることになる。ただし、例えば、一ヶ月に亘って隣の家から電気を盗み続けた場合のように、占有の移転自体が継続している場合には窃盜罪も継続しているといえるので、先行作為行為が完了している限りにおいて不作為関与も成立しうるものと思われる。²²

3. 先行犯罪が結果的加重犯の場合

以上のことと関連して、先行作為犯による犯罪が結果的加重犯の場合に、その加重結果の発生を阻止しなかった後行不作為犯に成立する罪について検討することにする。

先行作為犯による犯罪が結果的加重犯の場合には、回避すべき何らかの侵害ないし危険が認められたとしても、何罪の不作為犯が成立するかは、基本犯の犯罪終了時期に依存することになる。すなわち、先行作為犯によって行われた基本犯が加重結果の発生まで継続している場合には、その発生を阻止しなかった後行不作為犯には、基本犯にかかる結果的加重犯が成立するのに対し、すでに基本犯が終了している場合には、加重結果だけにかかる不作為犯が成立することになる（同じような問題は、理論的には結合犯の場合にも考えられるが、結果的加重犯の場合には特に、基本犯自体の危険が、加重結果が発生する時点まで継続していない場合があるので、このような問題が顕在化しやすい、ということである）。このことを、具体的な事例を使って示すと、次のようになる。

まず、先行作為犯による犯罪行為終了後も基本犯自体の法益侵害状態が継続し、後行不作為犯が加重結果の発生までも黙認した場合では、後行不作為犯には先行作為犯にかかる犯罪の結果的加重犯が成立する。例えば、Yの故意行為によってガス管が破壊され付近にガスが拡散している状態にあるのに、駆けつけたガス会社職員Xは何ら措置を施さず、後に起きた爆発の結果、住民Zが死亡した、という場合においては、未だ基本犯としてのガス漏出罪が継続している以上、ここでの後行不作為犯には、不作為によるガス漏出致死罪が成立しうる。同じことは、他の結果的加重犯の中でも、監禁致死罪の場合等でも考えられる。

これに対して、先行作為犯による基本犯は終了したものの、なお加重結果に対する回避義務があった場合には、その加重結果を回避しなかったことだけに関する不作為犯が成立する。例えば、娘Zが、友人Yからの薬物の注射によって

無理やりに墮胎させられたが、Zの身体が危険な状態にあるままYが逃走し、その後、倒れるZを発見した母親Xもこれを放置した結果、Zが死亡した、という場合においては、後行不作為犯としての母親には、基本犯としての不同意墮胎罪が終了している以上、たとえ母親が娘の墮胎を認識していたとしても、不同意墮胎致死罪ではなく、不作為による過失致死罪等が成立することになる。同じことは、他の結果的加重犯の中でも、汽車転覆致死罪、強姦致死罪、特別公務員暴行陵虐致死罪の場合等でも考えられる。

4. 展開

以上、不作為関与成立の時間的限界について検討してきた。しかし、上述した判断枠組みに基づいて仮に不作為関与成立の可能性が認められたとしても、必ずしもそれが成立するとは限らない。そこには、「犯罪の不阻止」に認められる「限定性への意識」が現れる。そこで、次章において、いかなる根拠に基づいて、不作為関与の限定的な可罰範囲が基礎づけられるのかについて検討することにする。

- (1) 松尾誠紀「『不作為による共犯の限定化』について」北大法学論集五三巻六号（二〇〇三年）二二三頁は、「不作為共犯については、適用される犯罪類型の幅が、不作為単独正犯（『単独不作為犯——引用者註』）のように、殺人、放火、詐欺が主なものであるという、限られた適用領域を有するのとは異なり、殺人、放火、傷害、窃盗、詐欺、不動産侵奪、横領、密輸入、麻薬譲り渡し、選挙犯罪、刀剣類の不法所持など、作為によって実行が可能である犯罪類型全般にわたって適用されるといふ特質を有している」と指摘している（神山敏雄『不作為をめぐる共犯論』（一九九四年）二二頁も、参照）。
- (2) 後行不作為犯が回避すべき対象は、例えば、傷害既遂成立後の加重結果だけでなく、殺人未遂成立後の未遂結果、さら

には、業務妨害罪における妨害状態も考えられる。この点、島田聡一郎「不作為による共犯について（二）」立教法学六五号（二〇〇四年）二八八頁も、不作為共犯における結果回避可能性を検討するにあたって、「ここにいう『結果』の典型は、既遂犯における既遂結果であるが、危険犯における危険な状態や、未遂犯における既遂結果惹起の高度の蓋然性がある状態（未遂結果）も含まれるべきであ（る）」としている。

(3) 島田・前掲註(2)二五三頁は、「危険創出行為に基づく義務は、多くの場合、危険源管理義務の違反があり、その結果、危険状態が生じたが、いまだ犯罪が終了していない段階で問題となる〔傍点は引用者〕」としている。

(4) この点、山口厚『刑法総論』（補訂版、二〇〇五年）四二頁は、「共犯は正犯の行為を介して構成要件の実現に関与する必要があるから、正犯行為終了後においては既に共犯の成立可能性は否定される」ので、「共犯の成立可能性の問題は、犯罪の終了時期とは関係がない」とする。しかし、正犯行為の終了後に共犯成立の可能性が否定されるという理解に従ったからといって、必ずしも犯罪の終了時期と共犯の成否という問題が完全に切り離されるわけではない。山口のいう理解があてはまるのは、例えば、先行行為者YがZの家屋に放火した後、後行関与者Xが油を注いだ事例のように、正犯行為の終了／未終了によって共犯の成否が分けられるとされる事例だけであって、例えば、Yが留守中のZ宅から金庫を盗み出して玄関を出たところ、ちょうど通りかかった友人Xが、その金庫をYの自宅まで運んだ事例のように、犯罪の終了／未終了によって共犯の成否が分けられるとされる事例にまであてはまるわけではない（これらの区別については、本稿・第二章第二節第二項の一〔北大法学論集五七巻一号〕、参照）。

(5) 林美月子「状態犯と継続犯」神奈川法学二四巻一・三三号（一九八八年）一頁、佐伯仁志「犯罪の終了時期について」研修五五六号（一九九四年）一五頁（以下、同論文は、「佐伯・犯罪終了」と引用する）。なお、長井圓「判批」判例時報一六六四号（一九九九年）二二〇頁は、「既遂は犯罪要件充足の『最小』でしかなく、その『最大』（一罪性の構成要件的事実の限界）を画するのが『犯罪の終了』である」としている。他方、継続犯の概念として、川端博『刑法総論講義』（一九九五年）一一一頁は、「継続犯とは、構成要件的行為の状態が一定の時間的継続を必要とする犯罪類型」として定義づけている。この理解は、犯罪の既遂成立時に着目して整理されたものである（古田佑紀「犯罪の既遂と終了」判例タイムズ五五〇号（一九八五年）九一頁）。もっとも、そのような異なった理解に対しては、山中敬一『刑法総論I』（一九九九年）一六八頁が疑問を呈している。

(6) 坂本武志「建造物侵入罪は継続犯か」判例時報一六八九号（一九九九年）四三頁。また、山口・前掲註（4）四〇頁以下は、「構成要件要素である結果は、法文において、形式的には、同じく構成要件要素である行為客体の侵害として規定されているが、……実質的には、行為客体とは区別された保護客体（保護法益）の侵害……を意味している」とし、具体的に窃盜罪でいえば、「窃盜罪における行為客体は他人の財物であり、構成要件要素である結果は『窃取』（占有移転）であるが、それにより生じる実質的法益侵害は、物の利用可能性の侵害である」としている。このとき、しかし「構成要件要素である結果と、その内実である実質的法益侵害とが完全には重なり合わないという問題があり、これが……継続犯か状態犯かの区別に意味を持つ」としている。

佐伯仁志「不作為犯論」法学教室二八八号（二〇〇四年）五五頁は、例えば、間違って持って帰った傘を返さずに自分の物にする行為は、返さないという不作為を「窃取した」と解するのが困難だから、不作為による窃盜罪ではなく、占有離脱物横領である、ということを説明するに際して、「読者の中には、占有移転後の不作為を窃盜として処罰することができないのは、窃盜罪が状態犯だからではないか、と思われる方がいるかもしれない。しかし、事情は逆で、占有移転後の行為を窃盜として処罰することができないから窃盜罪は状態犯なのである」（同五五頁・註（9））と指摘している。

(7) 林幹人「即成犯・状態犯・継続犯」刑法の争点「第三版」（二〇〇〇年）三〇頁（以下、同論又は、「林幹人・争点」と引用する）、山口・前掲註（4）四三頁、松原芳博「所持罪における『所持』概念と行為性」佐々木史朗先生喜寿祝賀『刑事法の理論と実践』（二〇〇二年）三八頁。

(8) 松原・前掲註（7）三八頁も、監禁罪を例に、「犯人が被害者を一室に監禁したまま海外へ逃亡したという場合、自由の束縛という結果は継続的に発生し続けているものの、行為者の（狭義の）行為は終了しているといわざるをえない」としている。もっとも、佐伯・犯罪終了（前掲註（5））一七頁以下は、「継続犯の特徴は、実行行為が継続することによって、法益侵害と構成要件の充足が継続するとともに、実行行為が終了すれば、法益侵害が終了し犯罪も終了することにある」として、行為者が被害者を部屋に閉じ込めたまま解放しないという監禁罪の事例でも、逮捕罪における自分の手で被害者を押さえつける代わりに、部屋の壁という物理的手段を用いているだけと解して、最初の作為を含めて全体を作為による監禁の実行行為と見ることができるとする見解を示している（宮崎澄夫「犯罪の既遂と実行行為の終了」故林頼三郎博士追悼『刑事法学論集』（一九六〇年）二四四頁、筑間正泰「状態犯か継続犯か」広島法学二巻一号（一九七八年）三

○頁以下も、参照)。また、深町晋也「判批」ジュリスト一二五二号(二〇〇三年)一八七頁は、継続犯においては、実行行為の継続を厳密に要求することはできないとしながらも、例えば、正犯者が眠っている間に被害者の声が外に漏れないよう目張りをした場合にも(片面的)幫助が否定されるのは妥当でないとして、そこに一切の行為性まで不要とすることに疑問を呈している。

(9) 長井・前掲註(5)二二〇頁。

(10) 佐伯・犯罪終了(前掲註(5))二〇頁以下、林幹人・争点(前掲註(7))三二頁。

(11) 犯罪の終了時期は、決してそれ自体ではなく、何らかの法的効果と結びつけてこそ意味を持つものである(松尾誠記「判批」北大法学論集五六卷三号(二〇〇五年)三五三頁(以下、同論文は、「松尾・判批」と引用する)、伊藤涉ほか『アクチュアル刑法総論』(小林憲太郎)(二〇〇五年)九三頁、参照)。

(12) もっとも、場合によっては、不作為による死体遺棄罪が成立する可能性はある。判例において、不作為による死体遺棄罪が肯定されたものとして、被告人Xが、他人Yによって殺害されたXの妻Zaと子Zbが押入れに遺棄されているのを発見しながらその場を離れた事案について、被告人側が、①被告人は、単にYが死体を押入れに内に隠匿しているのを認識しながら、その場を離去したにすぎないから、被告人に条理・慣習上の義務があるとしても、直ちに死体遺棄が成立すると考えるべきではない、②不作為による死体遺棄罪は、自ら刑法上有責に死の結果を招いたその死体が目前にあるという事態からの離脱を伴う場合にのみ認められるべきである、と主張したのに対し、「従来判例によれば、死体遺棄罪は葬祭に関する良俗に反する行為を処罰するのを目的とするものであるから、法令又は慣習により葬祭をなすべき義務のある者が、葬祭の意思なく死体を放置してその所在場所から離去する場合には、たとえみずから刑法上有責にその死体の死の結果を招いたものではないとしても、死体遺棄罪を構成するということであると解せられる」として被告人に不作為による死体遺棄罪の成立を肯定した原判決を支持した、東京高判昭和四〇(一九六五)年七月一九日高刑集一八卷五号五〇六頁がある。反対に、「葬祭をなすべき義務者」ではないとして、不作為による死体遺棄罪が否定された判例として、大判大正一三(一九二四)年三月一四日刑集一三卷二八五頁(炭焼竈を所有し木炭を製造していた被告人Xが、見回りの際、製造中の同竈に少年Zが誤って転落し、焼死しているのを発見しながらも、直ちに搬出するために同竈を破壊する必要があったので、そのまま放置した事案)、福岡地裁飯塚支判昭和四〇(一九六〇)年一月九日下刑集七卷一〇二六〇頁(被

告人Xが被害女性Zを殺害後、その現場において衣類を脱がせ全裸にして放置した事案、がある。

- (13) 住居侵入罪についても、それが継続犯と理解されれば、同じく不作為関与の成立可能性のない類型としてここにあてはまることになるう（住居侵入罪を継続犯と理解する見解として、前田雅英『刑法各論講義』（第三版、一九九九年）一頁・註（13）。これに対して状態犯と理解する見解として、大山徹「継続犯としての不当な取引制限罪（一）」杏林社会科学研究一九卷三三号（二〇〇三年）六二頁。なお、真正不作為犯としての不退去罪ではなく、不真正不作為犯としての住居侵入罪（侵入自体は不可罰であった者の違法な滞留の可罰性）に関するドイツ学説を考察したものととして、林幹人「住居権者」警察研究五八卷一〇号（一九八七年）九七頁、岩間康夫「不退去による住居侵入罪の成立可能性」愛媛法学会雑誌一九卷四号（一九九三年）一頁。

- (14) 中山研一ほか『レヴィジョン刑法（二）』（二〇〇二年）一九五頁（松宮孝明発言）は、「放火罪でも火が消えるまでは、ただこれは継続犯ですが。この場合、法益は公共の安全ですから、既遂になっても法益が消滅しないという点で即成犯ではないので、火が燃えている間中、違法状態が続くことになりす」と述べている。

- (15) 薬物等の所持罪についても、所持行為の継続性が否定されればここにあてはまるものと思われる。この点、松原・前掲註（7）三二頁は、「所持」とは、人の行為ではなく、単なる事実状態にすぎないとしている。これに対して、山中敬一「判批」法学論集（関西大学）五三卷三三号（二〇〇三年）二二三頁以下は、自身が正犯行為終了後の幫助成立可能性を否定しながらも（同「刑法総論Ⅱ」（一九九九年）八四六頁、参照）、他人の拳銃所持を中断させる義務の懈怠に基づく不作為による幫助成立の可能性を示していることからすれば、所持罪においても行為の継続を認めているものと思われる。なお、銃刀法二三条は、銃砲刀剣類を発見・拾得した者の警察署への届出義務を規定している（罰則は同法三五条二号）。

- (16) 鎮目征樹「プロバイダ等の刑事責任」現代刑事法五七号（二〇〇四年）一九頁は、名誉毀損やわいせつ物陳列に関するプロバイダの削除義務違反を検討するにあたって、「わいせつ物公然陳列罪や名誉毀損罪の構成要件が着目する結果としての危険は、わいせつ物の陳列や名誉毀損的事実の摘示の『公然』性と結びついている。すなわち、表現内容が不特定または多数人の認識しうる状態にある限り、これらの構成要件が着目する危険は、継続ないし増大する（つまり刻一刻新たな危殆化結果が発生しつづける）」ということはないように思われる。そうであるならば、プロバイダ等に保障人的地位が存在するという前提に立った上での話であるが、刻一刻新たに発生する危殆化結果の発生を防止しなかったと

いう点で、不作為による構成要件実現を認める余地がある」と指摘している。

なお、判例においても、名誉毀損罪の告訴期間の起算点が問題となった事案においてであるが、他人の名誉を毀損する記事をサーバーコンピュータに記憶・蔵置させ、不特定多数のインターネット利用者に閲覧可能な状態に設定した場合には、それによって名誉毀損罪は既遂に達したとしても、その後もサーバーから削除されることなく利用者の閲覧可能な状態に置かれていたのであるから、「このような類型の名誉毀損罪においては、既遂に達した後も、未だ犯罪は終了せず、継続していると解される」とした大阪高判平成一六年四月二二日判タ一六九号三一六頁がある。また、競売入札妨害罪の告訴時効が問題とされた事案において、虚偽の陳述に基づく現況調査報告書が備え付けられて一般入札希望者の閲覧可能な状態に置かれていた事例について、「このような類型の競売入札妨害罪においては、既遂に達した後も、虚偽の陳述に基づく売却手続が続く限り、犯罪は終了（しない）」とした東京高判平成一七年四月二八日公刊物未登載がある（田辺泰弘「判批」警察学論集五八巻一二号（二〇〇五年）二〇七頁、参照）。

他方、東京高判平成一四年三月一三日東高時報（刑）五三巻一―一二号三一頁は、営利目的略取後も継続する監禁行為から加担した被告人に営利目的略取に対する承継的共犯が成立するかという点について判断するに際し、略取罪の犯罪終了時期について、略取罪は、窃盜罪と同じく状態犯であるけれども、「被略取者を事実上の支配下に置いた時点で同罪は犯罪としては既遂になるが、被略取者の自由に対する法益侵害は、被略取の違法状態が続く限り継続しているというべきである。平たくいえば、窃盜の場合には、盜まれてしまえば、その物の所有者（占有者）の権利はその時点で侵害されたままで、その状況に特段の変化は生じないが、営利目的略取罪の場合は、被略取者の法益に対する侵害はなお継続しており、いわば、時間的経過に従って更新されているというべきものであり、略取に引き続いて被略取者を支配下に置いている行為も可罰性のある法益侵害行為であるが、略取罪に評価されるものとして、監禁罪等に問われることは別として、略取罪を構成しないとされているにすぎない」と判示している（同事案を評釈するものとして、松尾・判批（前掲註（11）三四三頁））。

(17) 島田・前掲註（2）三〇七頁・註（37）は、「即成犯の場合には、結果発生後にはもはや不作為犯は成立し得ない。継続犯の場合には、既遂後に不作為犯が成立しうることに争いが無い。例えば、自分の管理する物置小屋に誤って子供を閉じこめてしまったことに後から気付いたが放置した場合には、不作為による監禁罪となる。状態犯の場合には、犯罪の既

遂と終了とを、はたして、また、どのように区別すべきかによって結論が変わりうる」としている。

(18) 正犯行為終了後の共犯を否定した際の、同時犯の成否について、Hans-Joachim Rudolph, Die zeitlichen Grenzen der sukzessiven Beihilfe, Festschrift für Hans-Heinrich Jeschek zum 70. Geburtstag, 1985, S. 578 は、「先行行為が身分犯の場合、後行関与者について同時正犯の可罰性が否定される場合があるとして、同種の問題を指摘している。

(19) 学説においては、犯罪の終了時期に関しては状態犯と継続犯の区別が最も大きな問題とされている（例えば、林美月子・前掲註（5）二頁以下）。

(20) ドイツ学説においては、窃盗等の財産移転罪に関する犯罪の終了時期をめぐって、それが既遂と同時に終了するのか、それとも財物を確保するまで継続するのかをめぐって議論が見られる（vgl. Kristian Kühl, Strafrecht, Allgemeiner Teil, 5. Aufl., 2005, S. 390ff.）。しかし、本節での問題関心は、むしろ行為者が財物を確保した後も継続している占有侵害状態について、なぜ窃盗罪が成立していないと解されるのかに向けられる。

(21) 佐伯・犯罪終了（前掲註（5））一九頁。

(22) 古田・前掲註（5）九一頁以下、参照。

〔付記〕 本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文（二〇〇五年三月二五日授与）に補筆したものである。

ピエール・ルジャンドルの「解釈者革命」について

田口正樹

現代フランスの碩学ピエール・ルジャンドルの「ドグマ人類学」は、西谷修氏をはじめとする研究者によって近年日本でも紹介され、西洋と現代世界との関係を考える上で彼の議論が持つ根源性とアクチュアリティゆえに、注目を集め始めている。以下では、特に彼の「解釈者革命」というテーゼについて、西

洋法制史・中世史の側から簡単なコメントを行うことにしたい。^①

一．ルジャンドルと歴史

さて、ルジャンドルのドグマ人類学は、西洋とは何者である

かという問い直しの作業であるが、ここでは歴史に大きな意味が与えられている。「解釈者革命」論に入る前に、まず彼の歴史観を一瞥しておこう。二〇〇三年秋の来日時の講演「西洋が西洋について見ないでいること」において、ルジャンドルは、

西洋のアイデンティティを問う際に本質的な二つの要素のうちの一つとして、時間との関係をあげている。ルジャンドルの考察においては、次のような意味での歴史が問題となる。「つまり、もはや、ある点から別の点へ、そこからさらにまた別の点へと移動してゆくような、直接的な展開をたどる歴史のありかたが問題なのではない、ということ。いつてみれば、われわれはテクストの地質学を手がけようとしているのです。西洋という（テクスト）もまた、書かれ、書き直され、それらが堆積していった結果としてあります。われわれの現在も、表面をめぐってみれば、その背後にさまざまな堆積があつて、それが現在に深さを与えているのです。そうした堆積は、決して消滅することはありません。単に、われわれがそれを忘れてしまっているだけです。そしてわれわれはまた、この忘却のうちにある無数の属性、とりわけ抑圧という属性のことを忘れていきます。」⁽³⁾

このような歴史観のもと、ルジャンドルは、続けて、西洋の歴史の本質的特徴として、三つの点をあげる。これがルジャン

ドルの西洋史全体に関する見取り図である。

第一は、キリスト教によるユダヤ教の換骨奪胎（祖先を盗む）という詐術とそれを可能にしたローマ帝国およびローマ法との結合、である。

第二に、中世（二一—一五世紀）における産業的近代の定礎があげられる。「ローマ帝国とその法的な培養池——中世の教皇権はそれらを系譜的に継承しながら、みずから普遍的正統性の保証者兼分配者として打ち立てたわけです——を抜きにして、産業的近代について考えることはできません。今日、教皇という存在はメディア的に演出されていますが、そのありさまを見れば、そこにあるのが世界の西洋化という事態の生きた紋章であり、つまりは、ローマ法から滋養を得た、帝國的な劇場性の証人であるということがわかるでしょう。こうしたことは、実際の場面では、どのようにして実現されたのでしょうか。近代性を含むこの隠蔽されたメカニズムを把握するためには、中世（一二世紀から一五世紀にかけて）において加工された諸概念、規範、解釈の手続きといったもののシステムを研究しなければなりません。つまり、ローマ・カノン法（あるいはローマ法と教皇権の結びつき）の制度を考察しなければならぬということです。この言説の組立てを支えたのは、スコラ学と呼

ばれている哲学であり神学でした。そしてこの組立てこそが、やがて産業的な文化の体制となるものの定礎を構築したのです。」⁽⁵⁾

これによってもたらされたものは、以後のヨーロッパ精神に深い刻印を押しこめたことになったとされ、具体的例示としては、事実および事実証拠という概念の練り上げに基づく技術的原理、心理学主義の源泉としての責任をめぐる決疑論、「国家」の概念、が挙げられる。国家については、次のように言われる。「この法的概念は、当初は変幻自在のものであったのですが、中世の政治神学と法学によって新たに論じられることで抽象的な構築物となり、近代のあらゆる用途に対応するものとなったのです。これは地球規模の使命を帯びることになった巨大な発明です。つまり、規格化された一連の政治的な道具立てが作り出されたということです。」⁽⁶⁾

そして第三に、一神教的な至高の準拠の反復という形で現れる、同一の神話的構造の伝承。これはすなわち、キリスト教（ローマ帝国）、教皇、近代科学という形で現れるとされる。「西洋の近代を理解するためには、いつでも定礎的な神話という構造に立ち返らなければなりません。それはつまり、起源と運命について聖書が展開した言説のシナリオのことです。この言説は、ひとつの論理的な位置、構造的な位置を出発点として構築され

ます。いうまでもなくキリスト教は、一神教が練り上げたこのような至高の〈準拠〉の連続性のうちに位置づけられます。わたしは、西洋という〈テクスト〉には隠蔽された系譜があるということを指摘しました。そうしてみますと、ローマの継承者としてみずから打ち立てた教皇権が、皇帝という至高の位置をも借用しているのだということがわかります。そのことを明白に告げているのは「帝権のまねび *imitatio imperii*」というラテン語の表現です。言い換えれば、西洋の神話的構造は、至高にして全能である位置の演出というものを練り返しているのです。世界が読解可能かつ解釈可能となり、また理解可能となるための出発点となる言説がそこに位置づけられているということです。そしてこのようにして、複雑な迂回路とコード化された相剋（信と理性、神と科学の相剋）を通して、西洋文化は聖書のシナリオからローマ・カノン法のシナリオを経て、科学的なシナリオへといたりつくことができたのです。こうして、至高にして全能の〈科学〉という現代の神話が作られています。」⁽⁷⁾

こうしたルジャンドルの議論は、彼の学問的経歴を背景に持っている。ルジャンドルは、その学者としてのキャリアを中世法学の研究者として開始したのであった。彼の博士論文は、中世中期の古典的教会法学に見られるローマ法の影響（「浸透」）

を扱ったものであり、その後も教会法・ローマ法に関して写本研究を含む専門的研究を発表している。⁽⁹⁾ こうした経歴が、「ドグマ人類学」における彼の問題意識を規定する一つの要素となっているとと思われる。彼は、ル・デバ誌とのインタビューの中で、西洋の法的伝統の問い直しに向かうことになったきっかけとして、ヨーロッパ共通法の問題をめぐるフランスの知的ナシヨナリズムの経験、国際的な産業世界での経験、フロイトによる無意識の表象という現象の発見を経験したこと、を挙げた後、次のように述べている。「最後に、いま言及したことを支えている経験、つまり学識と呼ばれる種の文献研究の経験です。伝統的諸テクストを扱うこの経験は、とても特殊な仕方です。伝統的諸テクストを扱うこの経験は、とても特殊な仕方です。社会科学の側から法にアプローチするのに通常用いられる方法には従っていません。わたしの研究は古典的な法学者の決疑論的な精神、つまり註解 (commentaire) と註釈 (gloss) というふたつの方法を踏まえています。そのおかげで思いがけないこと、法の反復と絶え間ない再定式化という地平が発見されるのです。わたしはその法を、何よりもまず生き物の学、「話す生き物」の学として理解しています。⁽¹⁰⁾ こうした学問的経験を反映して、ルジャンドルは中世における変化を重視する。直接的には、先述の西洋史の特徴のうちの第二点が

この変化に関係する。そしてこの変化がその後の曲折はあれ、西洋近代を直接的に準備することになったとされるのである。ルジャンドルはこれを特に「解釈者革命」と呼ぶ。

二. ルジャンドルの「解釈者革命」

「解釈者革命」の意味については、『ドグマ人類学総説』⁽¹¹⁾ 末尾にある用語解説の行き届いた説明が手がかりになるが、ルジャンドル自身の書いたものを読むと、次のようないくつかの密接に関連する事柄が考えられている。

第一は神学と法学の分離、と呼ばれている現象である。一二、一三世紀の教皇権と教会法学者のもとにおけるローマ法の受容とローマ・カノン法をめぐる学問的言説の展開がそれにあたと考えられている。その結果、「根拠」という神学的領域が徐々に規範の領域から切り離され、後者は古代ローマ法の構築した合理性に従った技術的領域となっていくたのである。⁽¹²⁾ この動きを直接的に担ったのは、法テクストの解釈者たちであり、この変動が解釈者革命と呼ばれるゆえんである。「学識的な法律家」というものが到来する。この法律家は教授であつたり、註解者や註釈者であつたりするわけです。また裁判官でもありうる

し、宮廷顧問や、さらに何より教皇であつたりもします。⁽¹⁴⁾この展開は、ユダヤおよびイスラームと対比されて、西洋独自の現象としてとらえられる。「トラーヤやクルアーンというものは、テクスト性という結びを介して、実践的な規則——つまり実践的な規則としての法そのもの——を神学的な語りや説明と密接に混合させているシステムです。ところがローマ法とカノン法の組立は、これとはまったく異なっている。⁽¹⁵⁾こうして中世に登場した構造は、その後近代に入つても持続するものとされる。システムは動きつづけます。それはモダン化される。キリスト教神学は徐々に消滅し、別の言説が、それと同じ構造的な位置に書き込まれてゆきます。そこでは何が起きたのか。何も起きていないのです。つまり、法は独自の技術的な発展を遂げた。そして根拠という面からすれば、モダンなイデオロギーが神学に取って代わつたということです。⁽¹⁶⁾

第二は、この現象が、ローマ教皇のもとで生じたことである。法学という技術の内容をなすローマ法の受容が教皇権のもとでなされた。教皇はローマ皇帝の継承者として位置づけられる⁽¹⁷⁾ (imitatio imperii)。その場合、教皇権はどのような構造的位置を占めたのか。「カノン法の専門家たちは、教皇権を、神と人間のあいだを媒介する審級として考えたのである。さらに、

こうした基盤に立つてみれば、ローマ皇帝についての法を着想源とする、神話的な含意に富んだ以下の格言の意味も理解することができるよう。すなわち、ローマ教皇は、古代ローマの皇帝と同じように、「その胸の文書庫にあらゆる法をもつ omnia iura habet in scrinio pectoris sui」というのだ。そこにはずでに、法的産物を保証する国家の姿がある。⁽¹⁸⁾

第三は、西洋的な〈準拠〉、第三項の構成が登場したことである。国家の概念の登場がこの文脈で語られる。この時期の中期においてさまざまな status が登場する。status communitatis, status coronae, status ecclesiae, status imperii, status magistratus などが見られる。この場合 status は、権力状態、公共的あるいは政治的条件の状態をあらわし、属格で示されたものの編成の仕方を意味する。⁽¹⁹⁾「それでは、この語の下に何が置かれているのか。何がこの語に力を付与しているのか。それを見つめるのは簡単です。そこには、もつとも広い意味での宗教的、政治的、社会的性格をもつた、理念、表象、根拠、言説などとわれわれが呼ぶものが置かれている、つまり根本的理由とか、究極の地平とかに関して、一時代が構想するすべてが置かれています。この根本的理由 || 理性というものを、わたしは大文字の〈準拠〉という理論的概念によって示しています。それは、

一社会がみずからのために、人類において法をなすものを組み上げるために依拠する言説です。言いかえると、〈status〉、〈cetera〉という概念の背後には、権力の諸実体を存立させるために練り上げられた中世の政治的―神学的作業が存在するのです。

〈status〉とは正統性を結び上げる様態、一社会が規範システムを展開するために準拠する規範的正統性を結び上げる様態なのです。構造的に言えば、つまり規範構築の論理から言えば、今日の国家 (Staat) は民主制の〈準拠〉に帰せられるわけで、それは、スコラ学的な論証によって生み出されたさまざまな〈status〉が、それとは別の正統性の言説、たとえば〈準拠〉のキリスト教的・教皇的言説に、あるいは〈準拠〉の帝國的言説に帰せられたのとまったく同じことなのです。²⁰⁾

こうしたstatusは、更に、永続性があり不滅のものである、と観念される。statusはそれ自体としては内容のない空虚なものだとされる。「属格のない国家概念となった〈status〉の観念には、一般的な意味(「存立させる」)を引き出すためのスコラ学的な操作があつて、その意味があてはまる権力のあらゆるケース、あらゆる仮説がそれに依存しています。したがって、その資格(存立させる)は、その資格の対象となるものから、つまり資格を与えられた実体(共同体、教会、皇帝など)から

区別されます。〈status〉に関する考察とは、内容のない、空虚な〈準拠〉の発見だったのです。²¹⁾この発見を可能にしたのは、第一にあげた法学と神学の分離であつたと考えられる。「この抽象的な枠組は、ある区別によって設定された枠組で、分割が可能であるという発見によって設定された枠組です。つまり、

一方にはローマ法の概念的諸形式、書式、手続があり、もう一方には法技術の総体に規範的効力を与える正統性の審級――規範的効力を与えられるのは、それが〈定礎する準拠〉の言説に連接されているからであり、そしてそのことによってのみ可能なのです――がある、ということ²²⁾です。」そして、こうした構成が、西洋の柔軟性や同化力をも基礎づけるものとされる。「定礎する準拠」……と法権力の諸実践との構造上の継ぎ目として国家を据えたメカニズムを考慮に入れなければ、……〈status〉というフィクションの世界によって惹起された〈準拠〉の新たな編成の、人類学的機能を理解することができないからです。とりわけ、西洋的な法律第一主義の柔軟性や順応力を理解することができません。そこには、みずからは完全には崩壊することなく、他の規範体系をみずからの原理に同調するよう強い強制力も含まれています(たとえば日本のケースを見てみなさい)。こうしたことすべては、ローマ法のローマ的

基盤から、〈status〉つまり国家の発明への移行というこの一点に根ざしています。²³最後の部分からすると、こうした意味での国家の発明は、古代ローマ法にはみられず、中世以後の西洋に独特の要素としてとらえられているようである。²⁴

以上の三点がルジャンドルの言う「解釈者革命」とそれがもたらしたものとして重要だと思われる。

一般に中世としてくくられる時代のうちのある時期に、それまでの状態を大きく変えていくような重大な変化が生じたという見方は、今日の西洋中世史研究ではかなり広く受け入れられている。そうした変化の時期として、これまで見てきたようなルジャンドルの議論と同様に、広い意味での一二世紀（一〇五〇年―一二〇〇／一二五〇年）が指定されることが多い。

例えば、ドイツ中世史学の中期（ないし中世中期）*Hochnittelalter* 観を整理したミヒャエル・ボルゴルテの論文によれば、ドイツ中世史学で中世盛期といえ、第二次大戦後しばらく経ってからも依然として、九〇〇年から一二五〇年の、いわゆる皇帝時代 *Kaiserzeit* を指した。すなわち、ドイツに基礎を置く皇帝たち（ザクセン、ザーリア、シユタウファーの三王朝）が、西洋世界の覇権を握った（あるいは教皇権と覇権を争った）時代を指していたのであった。²⁵しかし、一九七〇年代

以後の中世史研究の展開によって、中世盛期の開始は一〇五〇年頃に後退し、ザクセン朝と初期ザーリア朝はむしろ中世初期 *Frühmittelalter* として扱われるようになった。そして一〇五〇年以後に縮減した中世盛期は、変化の時代、転換期 *Wende*、新たな出発 *Aufbruch* の時代として特徴づけられることになる。²⁶

その際、論者によってはこの時期の変化が近代世界への出発としてとらえられるが、こうした射程のとり方にすべての研究者が賛同しているわけではない。²⁷またこのような中世盛期観の変化には、フランスの中世史学の成果が考慮に入れられるようになったことも影響していると考えられる。²⁸

もともと、ドイツの中世史学に関して言えば「革命」という表現は避けられるのが通常である。²⁹しかしそれでも、中世について「革命」という概念が用いられたことがないわけではない。ルジャンドルの解釈者革命と対比できる概念として、「教皇革命」をあげることができると思われる。

三. 教皇革命

この概念を最初に用いたのは、オイゲン・ローゼンシュトゥック *Kllヒュッシー Eugen Rosenstock-Huessy* である。³⁰一八八八年

にベルリンの富裕なユダヤ人家庭に生まれた彼は、ベルリン、ハイデルベルク、ライプツィヒなどの諸大学で法学、歴史学、文献学などを学び、当初法制史家としてキャリアを開始した。

その後、第一次大戦中の西部戦線での従軍体験を経て、戦後は一時期労働者・成人教育の事業に参画した後、プレスラウ大学で法制史などを教授していたが、一九三三年ナチスの政權掌握とともに、アメリカへ移住する。一時、ハーヴァードで教えた後、一九三五年にダートマス・カレッジに移り、以後一九五七年に退職するまで社会哲学などを教授した。ダートマス退職後も一九七三年に死去するまで旺盛な著述活動を行った。彼は一九三一年に出版された著書『ヨーロッパの諸革命——フォルクの性格と国家形成』⁽³²⁾で、互いに連関する革命の連鎖としてヨーロッパ史を描き出し、そのうちの最初の革命として教皇革命を措定したのであった。彼はアメリカ移住後の一九三八年に構成を組み替えた英語版を公表し、第二次大戦後もドイツ語の新版を出しているが、ここでは主に一九三一年の第一版によりながら、彼の議論を簡単に紹介しよう。

革命とヨーロッパ史についてのローゼンシュトゥック・ヒュッシーの議論は、彼が第一次大戦に従軍していた間に構想されたものである。「諸革命の理論」と題された第一部では、革命一

般に関する総論が展開される。ローゼンシュトゥック・ヒュッシーは、まず革命を変革の全体性という点で通常の動乱と區別した後、ヨーロッパ史における革命として、教皇革命、宗教改革、イギリス革命、フランス革命、ロシア革命をあげ、これらの革命が他のより小規模な変革をも引き起こしていく、と見る。⁽³⁵⁾ これらの諸革命は、革命行為自体が二段階に分かれて行われること、革命の後には眩惑と屈従の時期（革命の試験期間）が続くことなど共通のリズムを持っている。また革命の際にはまったく新しい言語がもたらされ、従って旧新の間の無理解と意志疎通の欠如が革命の勃発期を特徴づけるのに対して、旧新の間の新たな絆と共存が革命の終わりを印す。革命の舞台としてのヨーロッパはオスヴァルト・シュペングラーの西洋 *Abendland* 概念と対比されつつ提示され、批判 *Kritik* を特徴とするものと見なされる。ここではヨーロッパは、暗黙の一体性という枠内でそれぞれのナツイオンが他を批判するという明示的多様性を示すものとされる。またこのヨーロッパは古典古代の世界とは別個のものとして区別される。⁽³⁷⁾

これらの諸革命にはヨーロッパの主要なナツイオンがそれぞれ対応する。諸革命がそれぞれのナツイオンの空間を創り出し、それぞれの革命の性格がそれぞれのナツイオンに特有

の性質を与える。例えばドイツの場合なら、宗教改革における君主・教授と人民との分裂が、ナツィーオンの性質に反映する。³⁸ これら諸革命の担い手は時代とともに次第に下降していき、ロシア革命で最下層まで至り、結局すべての社会階層が一度は革命を担うことになる。それぞれのフォルクは一回だけ自身の革命を行うが、諸革命の間には連関が存在する。それぞれの革命の中から次の革命の準備者が出現する。とりわけ革命運動の中の急進派が、別の地域に強い影響を与えてその地域での次の革命を誘発する。ある革命は、直前の革命によって成立した権力とのみ敵対するのであり、更に前の革命によって登場した権力とは直接衝突せず、むしろ手を結ぶことも可能である。³⁹

革命がいかにして新しい秩序を作り出すかという問題は革命の最も困難な部分であるが、革命は古いものを実質的に消滅させるのではなく古いものを保存しつつ新しい段階へと進むのである。そのため革命では、古い名前を本来の真の意味で使う、という論法がしばしば採られる。革命は自由を求めるが、完全な自由と社会秩序は水と油であって両立せず、そのため自由に固執する革命急進派が革命主流派から弾圧されるという事態がしばしば見られる。⁴⁰

続く「ヨーロッパを貫く革命の進行」と題された部分では、

時代順に古いものからそれぞれの革命が論じられる。我々がここで関心があるのは、最初の革命としての教皇革命である。ローゼンシュトゥックIIヒュッシーによれば、ヨーロッパ最初の革命者はローマ教皇であった。一〇七五年に教皇グレゴリウス7世のもとで、いわゆる教皇令書 *Dictatus Papae* が成立したとき、この文書は広い範囲に伝播することはなかったにもかかわらず、いわば教皇一人の胸中でヨーロッパ最初の革命が勃発したのである。この革命はそれまでの古い法的基礎を否定しつつ、教皇の権威 *auctoritas* を強調して、教皇を頂点とする教会組織を創出しようとするものであった。王は複数存在し、皇帝も諸王の一人にすぎないのに対して、教皇のみが唯一の存在である。独身制によって古い部族 *gens* のしがらみから解放された聖職者階層が形成される。今や世界は「文民化され *civilisat*」、皇帝という軍事的裁判官に教皇という文民的裁判官が取って代わる。今日の民事訴訟全体、婚姻法、所有理論は教会の法に由来するのである。十字軍もこの段階の教皇革命の一環であり、それを通じてキリスト教的貴族像が創出されるとともに、都市の成長が促進される。⁴¹

その後、一一二二年のヴォルムス協約による妥協、教皇権のおごりと屈従の時期を経て一二世紀後半の教皇アレクサンデル

三世の時期にグレゴリウス七世のプログラムがようやく実現されるが、一三世紀には教皇革命は第二の新しい段階に入る。この段階の革命はもはや教皇単独ではなく、托鉢修道会およびイタリア諸都市との同盟のもとに遂行され、イタリアの性格を帯びたものとしてあらわれる。⁽⁴⁶⁾ イタリアの都市国家は、近代的な意味で純粹に世俗的な最初の政治体であり、最初の国家である。教会が全体秩序であるのに対して、政治的共同体としての都市国家は世界の一断片である。教会の権威と都市国家の権力との分離に対応して、教会法と市民法が分離する。⁽⁴⁷⁾

このようなローゼンシュトゥックIIヒュッシーの議論は、教皇を頂点とする教会ヒエラルヒーの形成や、イタリア都市国家に見られる教会と世俗秩序の分離などの点で、ルジャンドルの解釈者革命論と共通するものを含んでいるが、他方、法の問題に特にスポットが当てられているわけではない。確かに教皇革命の法的意味についての前述のような指摘はあるものの、法の分野での変化が革命の核心をなしていると考えられているわけではない。⁽⁴⁸⁾ またローゼンシュトゥックIIヒュッシーの革命論においては教皇革命はいくつかの革命のうちの一つであって、諸革命の中で特別な重要性を与えられているわけでもない。確かに教皇革命はヨーロッパにおける最初の革命であって、革

命間の連鎖と「対話」を重視する彼の議論⁽⁴⁹⁾においてはその意味で特に重要な位置にあるとも言えるが、それでも他の革命と質的に異なった扱いがなされているわけではないのである。⁽⁵⁰⁾ これに対して、教皇革命を西洋的法伝統を法定的に基礎づけた革新としてとらえたのが、次に見るハロルド・バーマンの議論である。

四．教皇革命（続）

ハロルド・バーマンは、ハーバード大学で活動したアメリカの法制史学者・比較法学者であり、とりわけソヴィエト法の専門家として知られる他、⁽⁵¹⁾ 法と宗教の関係についても多くの論稿を著し、アメリカ法入門書の編著もある。ローゼンシュトゥックIIヒュッシーは前述のように、一九三八年に彼の著書を英語で書き直して出版したのであるが、バーマンはこれに触発されて彼自身の構想を開始したのである。⁽⁵²⁾ 以下では、一九八三年に出版された『法と革命 西洋的法伝統の形成』によって、彼の議論を概観しよう。

バーマンは彼の言う西洋的法伝統の起源を一〇五〇年から一五〇〇年の時期に求める。それはトータルな形では、この時期

以前には存在しないのであって、古典古代の法とは区別される。⁽⁵⁵⁾ 西洋的法伝統は、その起源を教皇革命に持ち、あとは何度かの革命（教皇、宗教改革、イギリス、アメリカ、フランス、ロシア）にもかかわらず連続しており、その間は起源からの成長の過程としてとらえられる。⁽⁵⁶⁾ 西洋的法伝統の主要な特徴として、バーマンは一〇の要素をあげる。すなわち、（１）法的な諸制度と他のタイプの諸制度との比較的明瞭な区別、（２）法的諸制度の管理が特別な人的集団に委ねられていること、（３）この専門的集団が特別な教育体制のもとで教育されること、（４）この法律専門家教育が法的制度をなぞるだけでなくそれを整理し形作る性格を持つこと、言い換えれば、法が法的制度、法的命令だけでなく、法学識者の法に関する言明をも含むこと、（５）法が統合された一つのシステム *corpus iuris* としてとらえられること、（６）法の成長という信条、（７）法の成長が内在的ロジックを持つものと考えられること、つまり法は独自の歴史を持ち、ストーリーを語るものであると考えられること、（８）政治的権威に対する法の優位、（９）同一コミュニティ内部に異なる法システムと裁判権が併存し競合すること（これがおそらく西洋的法伝統の最も独特な特徴である）、（１０）理想と現実、動態と安定性、超越性と内在性の間の緊張関係（それゆえ時に

革命的な変化が生起する）、である。このうち（１）から（４）は古代ローマにも存在したが、（５）から（１０）の諸特徴は西洋的法伝統にしか見られないものとされる。中世以後の西洋の歴史に見られる革命的变化として、バーマンは、ローゼンシュトック・ヒュッシー同様に六つの革命をあげるが、西洋的法伝統はそれらの革命を生き延び、革命によって更新されてきたのである。⁽⁵⁸⁾ しかし、バーマンは、この伝統が今や危機に瀕しているという強い意識を示す。⁽⁵⁹⁾ 危機は、西洋的法伝統が非西洋文明との対決を余儀なくされることによっていわば外側からもたらされるが、それだけでなく西洋的経験の内部からも生じている。危機の淵源は、さかのばれば第一次大戦の勃発による西洋文明の危機にまで至るが、前記の10の諸特徴のうち（１）から（４）はなお維持されているものの、古典古代にない、西洋的法伝統に独自の要素である（５）から（１０）が現在動揺してきているのである。

序論で以上のように西洋的法伝統について論じた後、バーマンは、第一部「教皇革命と教会法」において、教皇革命の意義とその直接の法的産物である教会法について詳論する。一一世紀後半に始まる教皇革命は、教会と世俗の分離、教会の世俗からの自由を達成することをめざし、教皇を頂点とする教会体制

や階級としての聖職者などをもたらした。⁽⁶⁰⁾この運動は、変化の全体性、すみやかさ、暴力性、持続性の点で革命としての性格を備えるものと言える。⁽⁶¹⁾この教皇革命が近代的国家をもたらすのであるが、逆説的なことに最初の近代的国家は教会であった。また教皇革命は、近代的な法の諸システムをも登場させることになったが、それは一方において教会法であり、他方において世俗の諸法であった。⁽⁶²⁾更にバーマンは、ローマ法テキストの再発見、大学の誕生、教会法学者グラティアヌスらによるスコラ的方法の法テキストへの適用などを通じて、西洋的法学が開始されることを論じ、⁽⁶⁴⁾方法的、価値的、社会的基準に照らして法を西洋的科学の原型としてとらえる。⁽⁶⁵⁾加えて西洋的法伝統の神学的諸起源にも触れた後、⁽⁶⁶⁾バーマンは、最初の近代的西洋法システムとしての教会法の説明を展開し、教会法システムの憲法的諸基礎、団体法、教会裁判権の制限などの問題を論じた上で、⁽⁶⁷⁾婚姻法、相続法、財産法、契約法、訴訟手続といった教会法システムの構成諸要素を概観する。個別のルールの背後には法的な諸原理が存在しており、それゆえ教会法は全体として一つのシステムとしての性格を有する。教会法システムの成長の大きな動力は教皇による立法であったが、教皇は一方で立法権、至高権 *plenitudo potestatis*、最高の裁判権の保有者でありながら、

他方においてさまざまな形で制約を被っていた。すなわち、枢機卿など教皇庁内部の分掌関係による制約、教会階層制のそれぞれの段階における制約、聖俗の対立と世俗側の抵抗による制約、公会議や神法・自然法による制約、などである。⁽⁷⁰⁾教会裁判権自体も、教会と世俗のそれぞれに制限された諸裁判権が並立することにより、制約を受けており、それら依存する裁判権の競合と協働によって法のシステム化が進行していく。⁽⁷¹⁾多様な法システムと裁判権の競合が西洋的法伝統の特色であり、その観点から、教会裁判権と世俗裁判権の管轄権争いとして、カンタベリー大司教トーマス・ベケットとイングランド王ヘンリー二世の対決が分析される。⁽⁷²⁾

「第二部 世俗法の諸システムの形成」において、バーマンは、まず世俗法概念について論じる。⁽⁷³⁾教皇革命によって教会と教会法システムが形成されたことによって、非宗教的・非教會的な世俗の政治体と世俗法が析出してくる。その際、教会法がモデルとしての役割を演じるが、教会法が単一の法システムであるのに対して、世俗法は多様な諸法システムとして登場する。またそれに伴って、世俗的統治と世俗法についての新たな諸理論も出現する。おおよそこのように論じた後、バーマンは、世俗法として、封建法、荘園法、商法、都市法、国王法

を順に取り上げて、中世ヨーロッパ法史のパノラマを繰り広げるのである。⁽¹⁴⁾

五. 教皇革命と「解釈者革命」

以上に見たようなバーマンの教皇革命テーゼとの関係で、最後に、ルジャンドルの「解釈者革命」論の評価を試みたい。ルジャンドル自身もバーマンの議論を意識しているようであるが、⁽¹⁵⁾ 実際両者には共通点も多い。古代ローマとも区別された西洋独特の伝統の起源を一二世紀におくこと、その後は基本的にそれが連続すると考えること、その伝統が今や危機にあるという意識、この伝統の起源における教皇と教会の役割を重視すること、などである。

しかし他方で、着眼点と議論のレベルにおいて、両者の間にはかなりの相違があると思われる。バーマンは、議論を法と法学自体の性質の問題に限定して、彼の言う西洋的法伝統の起源を探っているのに対して、ルジャンドルは、法と法学が置かれた位置、法と法学がそのうちに置かれている構造を問題にし、そこに西洋の独自性を見ようとしているのである。そのため、バーマンにおいてははもろもろの法システムが実体として併存し

競合することが強調されるのに対して、ルジャンドルにおいてはむしろ構造的統一性が前面に出ることになる。ルジャンドルも西洋中世において互いに正統性を主張する多くの審級が競合していたことはもちろん認めるけれども、しかしそれらに共通して、法実践と正統性言説の分割という共通の構成が見られるというのであろう。statusの属格としてさまざまなのが登場しても、statusという語が示す配置は共通なのである。

このようにルジャンドルはバーマンよりも一段抽象度の高いレベルで議論しており、それだけに彼の立論は難解である。しかしそのレベルをとらえることによって、ルジャンドルの議論は、バーマンの研究が示すいくつかの難点を回避する可能性を開くものとなっているように思われる。バーマンのテーゼは、教皇革命の直接の法的産物である教会法を実体としてとらえてその意義を強調するために、世俗の諸法はすべて教会法をモデルとし、その影響を受けて形成されるものと見なされる。⁽¹⁶⁾ こうした視角の結果、例えば中世ローマ法学者たち、すなわち古代ローマ法源の中世における解釈者たちの活動や、中世ローマ法学と中世教会法学の相互作用はほとんど考慮されないことになる。これに対してルジャンドルの議論は、教皇と教会に重点を置くものではないえ、中世ローマ法学の活動をも「解釈者」

の枠内に包含して考慮する余地を持つものである。

またバーマンにおいてはこれも実体としての教会法について、そのシステムとしての体系性が強調され、その性格が濃度を薄めてではあるが世俗の諸法にもあてはめられる結果、それぞれの世俗法の統一性が過度に強調されているような印象を受ける。封建法、荘園法、商法はいずれも全ヨーロッパにわたる共通の特質という普遍性を有するものとされ、都市法もシステムとしての完全性を示すものとされる。またヨーロッパ諸王国の法は、国王法による統一作用に力点を置いて考察され、その結果例えば、フランス王国内のもろもろの地方慣習法が（実体の面での多様性は認めた上で手続法の面に注目してのことではあるが）単一の慣習法として把握され、ドイツではラントフリーデなどの皇帝法の領邦法への影響・浸透が強調される。バーマンは、一方では実体としての諸法システムの競合を重視するのであるが、個々の法システムについてはその統一性を前面に出すことになるのである。一方、ルジャンドルの議論は抽象度が高い分だけ自由度が高く（空虚な〈準拠〉）、一二世紀以後の西洋における法の圧倒的な多様性をより適切に受けとめることができるのではないかと思われる。

もちろんルジャンドルの議論についても理解の難しい点はな

お多い。例えば、古代のローマ法・ローマ法学と「解釈者革命」の関係をどう考えるのか、「解釈者革命」によって古代ローマと比較して何が決定的に変わったのか。この問いに十分に答えるためには、中世の「解釈者」たちがローマ法源や教会法源のテクストをいかに操作していったのかについての十分な洞察が必要であるが、それは現在筆者の力の及ぶところではない。

またルジャンドルが再三警告する現在の危機がどこから来ているのか、中世の「解釈者革命」以来の配置（実践レベルの規範と根拠のレベルの言説の分離という配置）が忘れられ潰れつつあるのはなぜなのか、という問題もある。彼は、「中世の〈解釈者革命〉を精査してみれば、ヨーロッパのさまざまな進展の堆積層のなかで、教会の規範性がたどった道程が、科学性への道、そして西洋流の解釈が他のすべての解釈に対して振るう無際限の力への道を開いたことがわかるようになる。…二〇世紀にあつて、社会調整をめぐる機械主義的な教説は、みずからを（テクスト）の解釈学の上位にあるものと位置づけて、メタ科学のために扇動活動を行っているわけだが、それとも一二世紀に始められた歴史的な過程の最後の化身にはかならない。」と述べており、「解釈者革命」以来続く西洋の歴史的展開のあらゆる意味で自然な延長上に事態をとらえているようにも見える。

今日の危機は、既に中世において胚胎しており、それが西洋の非西洋に対する優位を背景に地球全体をおおいつつあるののだろうか。しかし、ここで中世の解釈者たちのスタンスへと立ち帰ることもまた、ルジャンドルの論旨にかなうものであろう。中世の教会法学者や法学者教皇は、確かに神学から分離された法学という営為を行っていったけれども、単なる法技術者であったのではなく、〈準拠〉の存在自体は十分に意識していたのではなかったか。例えば、ルジャンドルが〈第三項〉の事例として挙げる告白という制度を法的に考察し練り上げていった教会法学者やローマ法学者たちが、ルジャンドルが「真理の絶対的審級」と呼んだ〈第三項〉の存在に無自覚であったとは考えにくいであろう。⁽⁸³⁾本来西洋的伝統を持たない部分をも含んだ今日の世界において、現代的な〈準拠〉のあり方を模索する上で、中世的な〈準拠〉をそのまま繰り返すことは役に立たないであろうが、それでも彼ら中世の解釈者が法の根拠を保証する審級を意識しながら法学という技術を磨いていったのであれば、彼らの作業をより深く理解することにも、今なお意味があるのではないかと思われる。

(1) 本稿は、二〇〇四年二月一日に、北海道大学法学研究科付属高等法政教育研究センターの主催で北海道大学で開かれたシンポジウム「法の歴史」のポリティクス——P・ルジャンドルの『ドグマ人類学』をめぐる対話』における筆者のコメントを加筆・修正したものである。コメントの機会を与えられた同センター長、長谷川晃教授（北海道大学）に感謝したい。また、筆者とともに同シンポジウムのパネリストであり、ルジャンドルについて多くの洞察を示された、西谷修教授（東京外国語大学）および中山竜一教授（大阪大学）にも御礼申し上げます。

(2) ピエール・ルジャンドル（森元庸介訳・西谷修解題）『西洋が西洋について見ないでいること 法・言語・イメーヂ 日本講演集』（以文社 二〇〇四年）（以下では、講演、と略す）四二頁。

(3) 講演、四八頁。また、ピエール・ルジャンドル（西谷修監訳、嘉戸一将・佐々木中・橋本一径・森元庸介訳）『ドグマ人類学総説 西洋のドグマ的諸問題』（平凡社 二〇〇三年）（以下では、総説、と略す）九一頁以下をも参照。

(4) 講演、四九―五四頁。

(5) 講演、五一―二頁。

(6) 講演、五二―三頁。

- (7) 講演、五三一四頁。
- (8) ルジャンドルの経歴については、ピエール・ルジャンドル（西谷修訳・解説）『第Ⅷ講 ルルティイ伍長の犯罪〈父〉を論じる』（一九九八年 人文書院）二九二―二九四頁に紹介された彼自身による略歴ノートも参照。
- (9) Pierre LEGENDRE, *La pénétration du droit romain dans le droit canonique classique de Gratien à Innocent IV* (1140-1254), Paris 1964. □頭試問は一九五七年に行われ、主査はGabriel le Bras、副査はDumontとJean Gaudemetがとめている。
- (10) 彼の中世法学に関する研究を集めた論文集、Pierre LEGENDRE, *Écrits juridiques du Moyen Âge occidental*, London 1988, を参照。また彼の手になる中世法学の史料テキスト刊行として、Pierre LEGENDRE (ed.), *La Summa Institutionum, Iustiniani est in hoc opere*, (Ius Commune Sonderhefte, Texte und Monographien 2), Frankfurt a. M. 1973. があつる。
- (11) 総説、一〇〇―一一頁。また総説、二二二―二三三頁のテキスト研究の意義についての言及をも参照。
- (12) 総説、三六四頁。
- (13) 総説、八四頁。
- (14) 総説、一四二頁。
- (15) 総説、一四六頁。また、「準拠」という課題への対処方法について、ユダヤおよびイスラームと西洋を対照する、総説、二一三―二一五頁の叙述も参照。
- (16) 総説、一四六頁。
- (17) 総説、八四頁。
- (18) 総説、一八一頁。
- (19) 総説、一三頁以下。
- (20) 総説、一四頁。
- (21) 総説、一七頁。
- (22) 総説、一七頁。
- (23) 総説、一八頁。
- (24) その他、第三項という構成の登場については、一二世紀以後の教会における告白の制度を、告白する者、告白を聞く者、真理の絶対的審級という第三項、という関係でとらえる、総説、二四三―二四九頁をも参照。
- (25) Michael BORGOLTE, *Einheit, Reform, Revolution. Das Hochmittelalter im Urteil der Modernen*, in: *Göttingische Gelehrte Anzeigen* 248 (1996), S. 225-258, hier S. 225-235. ただし、ゲルト・テレンバッハのように、時代区分を行って各時代ごとに統一的特徴を与えること自体に懐疑的な研究者も存在した。ボルゴルテ自身も、このような多様性を強調する方向に、今後の中世史研究のあるべき姿を見ようとしてゐる。Ebenda, S. 249-258.
- (26) M. BORGOLTE, a. a. O., S. 235-249.

- (27) 近代世界への出発を見る代表的な論者はカール・ホー
ズルである。Ebenda, S. 246-9.
- (28) 一〇五〇年)らをもつて封建制時代の第一期と第二期
を区分するブルック・フロットの議論について。Ebenda,
S. 236. 「出発」という概念へのフランス史学の影響に
ついて。Ebenda, S. 246.
- (29) Edenda, S. 244.
- (30) ローゼンシュトック・ロトミンニーの経歴と学問について
は、 Bernd FAULENBACH, Eugen Rosenstock-Huessy,
in: Hans-Ulrich WEHLER (hg.), Deutsche Historiker, Bd. 9,
Göttingen 1982, S. 102-126, M. Darrol BRYANT, Hans
ROSENSTOCK-HUESSY (hg.), Eugen Rosenstock-Huessy.
Studies in His Life and Thought, Lewiston/New York
1986, Lothar BOSSLE (hg.), Eugen Rosenstock-Huessy -
Denker und Gestalter, Würzburg 1989, Bas LEENMAN u.
a. (hg.), Eugen Rosenstock-Huessy zum hundertsten
Geburtstag (= Stimmstein. Jahrbuch der Eugen
Rosenstock-Huessy Gesellschaft 3), Talheim 1990, Hanna
VOLLRATH, Ein universaler Blick auf König und Papste
des Mittelalters: Eugen Rosenstock-Huessys (1888-1973)
Buch "Die europäischen Revolutionen und der Charakter der
Nationen", in: Joachim DAHLHAUS und Armin KOHNLE (hg.),
Papstgeschichte und Landesgeschichte. Festschrift für
Hermann Jakobs zum 65. Geburtstag, Köln u.a. 1995, S.
629-657, Frank BOCKELMANN (hg.), Tümmel. Schriften
zur Verkehrswissenschaft, Bd. 20, Eugen Moritz Friedrich
Rosenstock-Huessy (1888-1973), Wien 1995. 彼の著作
の目録について。Lise van der MOLEN, A Guide to the
Works of Eugen Rosenstock-Huessy. Chronological
Bibliography, Essex/Vermont 1997. なお彼は、一〇代
後半にはキリスト教(ルター派)に改宗し、一九一四年
にはスイス人女性 Margrit Huessy と結婚している。
- (31) 学位論文について。Eugen ROSENSTOCK, Herzogsgewalt
und Friedenschutz. Deutsche Provinzialversammlungen
des 9.-12. Jahrhunderts, Breslau 1910, 教授資格取得論
文について。DERS., Ostfalens Rechtsliteratur unter Friedrich
II. Texte und Untersuchungen, Weimar 1912, 他に大部
の著作について。DERS., Königshaus und Stämme in
Deutschland zwischen 911 und 1250, Leipzig 1914. 彼
が伝統的な意味での Hochmittelalter の研究者として出
発したことがわかる。法制史学者としてのローゼンシュ
トック・ロトミンニーについて。Hans THIEME, Eugen
Rosenstock-Huessy als Rechtshistoriker, in: L. BOSSLE
(hg.), a. O., S. 9-16, DERS., Eugen Rosenstock-Huessy
(1888-1973), in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für
Rechtsgeschichte Germanistische Abteilung 106 (1989),

S. 111)をも参照。ハンス・ティームはブレスラウ大学におけるローゼンシュトック＝ヒュッシーの後任であった。

- (32) Eugen ROSENSTOCK. Die europäischen Revolutionen. Volkscharaktere und Staatenbildung. Jena 1931.
- (33) Eugen ROSENSTOCK-HUESSY, Out of Revolution. *Autobiography of Western Man*, New York 1938. この英語版は構成を大きく変え、最近の革命から論じ始めて時代をさかのぼっていくスタイルになっている他、アメリカにこつと論じた一章などが加わっている。
- (34) Eugen ROSENSTOCK-HUESSY, Die europäischen Revolutionen und der Charakter der Nationen, Stuttgart-Köln 1951, 3. Aufl., Stuttgart-Köln 1961.
- (35) E. ROSENSTOCK, Die europäischen Revolutionen, 1931, S. 3-15.
- (36) Ebenda, S. 16-31. 第二次大戦後のドイツ語版では、革命のリズムはより詳細に描かれている。
- (37) Ebenda, S. 32-53.
- (38) Ebenda, S. 54-65. 戦後の版では、第一版で欠けていたロシアンソヴィエト・ナツィオーンの特徴に関する記述が追加されている。
- (39) Ebenda, S. 66-88.
- (40) Ebenda, S. 89-103. 戦後の版では、急進派が弾圧された時点が革命の限界であり、そこで第三勢力が登場して彼らによって和解がもたらされると論じられる。また戦後の版ではこの部分の後に「すべての革命の二枚的性格」と題された章が追加され、革命には二つの相反するトーンがあらわれること、革命はある言語から他の言語への移行としてとらえられること、今後は新しい革命は起きないであろうことなどが述べられている。
- (41) Ebenda, S. 121ff.
- (42) Ebenda, S. 132-135.
- (43) Ebenda, S. 135-137.
- (44) Ebenda, S. 138-142.
- (45) Ebenda, S. 143-158.
- (46) Ebenda, S. 159-184.
- (47) Ebenda, S. 184-186.
- (48) 法制史家として出発したローゼンシュトック＝ヒュッシーが法の問題を余り詳しく論じていないことについて、バーマンは、彼の大学学問全体への懐疑と批判が、法制史から距離を取ることにつながったのではないかと述べている。Harold J. BERMAN, *Renewal and Continuity: The Great Revolutions and the Western Tradition*, in: M. D. BRYANT u. a. (ed.), a. a. O. (注⑳), S. 19-29, hier S. 28.
- (49) 諸革命の連関に関する彼の議論は、史実を無理に図式

- にあてはめるものとしてしばしば批判される。B. FAULENBACH, a. a. O. (注38), S. 114f. 一方、彼の革命論における、言語および革命間の対話の重要性を強調する『H. VOLLRATH, a. a. O. (注39), passim.』
- (50) デイトトリヒ・ケアハルトは、戦後の第三版の書評の中で、このような諸革命の「平等な」扱い方に疑問を呈し、教皇革命とフランス革命に画期的な意味を与えるべきではなからかと述べている。Dietrich GERHARD, in: *Historische Zeitschrift* 182 (1956), S. 333-339, hier S. 338f.
- (51) バーマンに献じられたソヴェト法研究者たちの論文集 William E. BUTLER u. a. (ed.), *Law after Revolution*, New York u. a. 1988, S. 229-247 に、その時点までのバーマンのソヴェト法・社会主義法関係の仕事のリストがある。また邦訳されているものとして、ハロルド・J・バーマン(明山和夫訳)『ソヴェト法制度論』(一九五六年 朋文社)がある。
- (52) やはりバーマンに献じられた論文集 John WITTE, Jr., Frank S. ALEXANDER (ed.), *The Weightier Matters of the Law. Essays on Law and Religion*, (American Academy of Religion, Studies in Religion 51), Atlanta 1988, S. 337-342 にバーマンのこの方面の仕事のリストがある。
- (53) ハロルド・J・バーマン(石川吉右衛門他訳)『メリカ法のはなし』(一九六三年 有信堂)
- (54) Harold J. BERMAN, *Law and History after the World Wars*, in: B. LEENMAN u. a. (Hg.), a. a. O. (注39), S. 46-59, hier S. 46ff.
- (55) Harold J. BERMAN, *Law and Revolution. The Formation of the Western Legal Tradition*, Cambridge (Mass.) u. a. 1983, S. 2-4.
- (56) Ebenda, S. 5ff.
- (57) Ebenda, S. 7-10.
- (58) Ebenda, S. 18ff. なお、バーマンは最近(2003)で紹介している作品の続巻と言える大著を公にしてドイツの宗教改革およびインクランツ革命と西洋法伝統との関係について詳しく論じている。Harold J. BERMAN, *Law and Revolution 2. The Impact of the Protestant Reformation on the Western Legal Tradition*, Cambridge/Mass., 2003.
- (59) Ebenda, S. 33-41.
- (60) Ebenda, S. 85-99.
- (61) Ebenda, S. 99-107.
- (62) Ebenda, S. 113-115.
- (63) Ebenda, S. 115-119.
- (64) Ebenda, S. 120-151.
- (65) Ebenda, S. 151-164.
- (66) Ebenda, S. 165-198.
- (67) Ebenda, S. 199-224.

- (8) Ebenda, S. 225-254.
- (9) Ebenda, S. 253f. 古代ローマ法学とは異なり、中世法学が一般原則を定立し、一般概念の定義を行う傾向を示した「*ノティシム*」Ebenda, S. 139f., 149ff.
- (10) Ebenda, S. 205-214.
- (11) Ebenda, S. 221-224.
- (12) Ebenda, S. 255-269.
- (13) Ebenda, S. 273-294.
- (14) Ebenda, S. 295ff.
- (15) Pierre LEGENDRE, *Leçons VII. Le désir politique de Dieu. Étude sur les montages de l'État et du Droit*, Paris 1988, S. 107. また「総説一四四頁では、「世界各地」とりわけアメリカにおいては、実際にわたしが提唱しているように、中世における〈解釈者革命〉というものを考察する作業が始まっています。」と述べられている。なお「ローゼンシュトック・ヒュッシーのネクロロークを書いたハンス・ティーメ(注31)に対して、ルジャンドルは彼の学位論文(注9)をはじめ何冊かの著作を送っている。
- (16) H. J. BERMAN, *Law and Revolution*, S. 274.
- (17) Ebenda, S. 303f., 321f., 342ff.
- (18) Ebenda, S. 398f.
- (19) Ebenda, S. 470-477.
- (80) Ebenda, S. 503ff.
- (81) 総説、八五頁。
- (82) 前述のように二二世紀の法学を西洋的科學の原型としてとらえるバーマンに対して、ルジャンドルは、「テクスト」の解釈学としての法学を近代科學や現代の「機械主義的敎説」と区別しつつも、他方でそれらの歴史的發展にある種の関連性を見ているようでもある。
- (83) 総説、二四三―二四九頁。この点、法学が神学から分離されて、根柢をめぐる問いから切り離された技術的知へと特化していったことのみを強調する、総説三七四―三七五頁の訳者解説は、法学と法学者の西洋思想史上の意義の評価としては、やや一面的であろう。なお、ルジャンドルの仕事については、ドイツ語圏でも紹介がなされている。注8に邦訳をあげた著作のドイツ語訳として、Pierre LEGENDRE, (übersetzt von Clemens FORNSCHLEGEL) *Das Verbrechen des Gefreiten Lortie. Abhandlungen über den Vater*, Freiburg 1998 が、訳者および Hubert THÜRING による後書きとルジャンドルの著作目録を付して刊行されている。また、Cornelia VISMANN (Hg.), *Tumult. Schriften zur Verkehrswissenschaft* 26 (2001), Pierre Legendre, *Historiker, Psychoanalytiker, Jurist*, Berlin 2001 を参照。

〈北大立法過程研究会・シンポジウム報告（二）〉

「国会制度の形成・変容とその政治的帰結」

川 人 貞 史

一・序

東北大学の川人貞史と申します。今日は、立法過程研究会にお招きいただきまして、ありがとうございます。私は、かつて

北大に在職しておりました。そして、その時にこの立法過程研究会に出席したことがあります。ただ、報告者として参加するということは、今回がはじめてです。私は、ご存知のように、日本の政党政治と議会政治について研究してきました。北大在

戦中には、戦前の議会制度と政党政治を研究しておりました。一九九二年に『日本の政党政治一九〇一—一九三七年—議会分析と選挙の数量分析—』（川人 一九九二）という本を刊行しました。それと前後して、私は東北大学に移りました。そのあたりから、戦後の国会制度について研究を進めてきましたが、私は、選挙分析や政党研究も行っているので、国会研究の方は、どちらかといえば、ゆっくりと進めました。そうして、ようやく続編といえますが、『日本の国会制度と政党政治』（川人二〇〇五）という本を、二〇〇五年の九月九日に出す予定です。

この二冊を合わせると、百十余年間の日本の議会制度と政党政治の研究を一応成し遂げたということになります。議会研究を始めてから二十年近く経過しましたが、これで終わらせるわけではありません。単なるひとつの通過点ですが、私にとっては、今回の新著はこれまでの著作の中でも好きな作品になりました。

そこで、本日は、新著を素材として、「国会制度の形成・変容とその政治的帰結」というタイトルで報告をさせていただきます。もともと、このタイトルは新著の副題として考えたものですが、東京大学出版会の編集者の方から、「くどい」と言われました。その結果、『日本の国会制度と政党政治』というタ

イトルになったわけです。この研究は、戦後の国会制度全般にわたる制度形成と立法結果、あるいは、議員行動などの帰結との中の相互作用を分析するものです。そして、さらに、それが、制度の変容をもたらすというダイナミックスを分析することを目的とした理論的・実証的研究です。以下、レジユメにそって話を進めさせていただきます。

二．本書の位置づけ

まず、本研究の位置づけですが、国会研究についての先行研究の詳細なレビューについては、レジユメに参考文献として挙げている、増山（二〇〇三）、待鳥（二〇〇〇）に詳しく紹介されていますので、そちらをご参照ください。私は、従来の国会研究というものを、研究方法の違いによって、三つに整理しています。まず、第一のアプローチは、国会を単一のアクター・組織・機関として捉えるやり方です。こうしたアプローチには、国会が立法の最終段階で政府提出法案をそのまま成立させるだけの役割しかないというような「国会無用論」の議論が含まれます。また、憲法学的な議論として、二つの機関の間の抑制・均衡という形で論ずる権力分立制の捉え方も、ここに分類され

るだろうと思います。さらにいえば、議会の機能にもとづくア
リーナ型議会や変換議会といった類型論もここに分類されるだ
ろうと思います。第二のアプローチは、国会内の主要なアクター
に着目して、その機能や能力を評価する捉え方です。この考え
方は、「国会機能論」と呼ばれる研究に共通して見られるもの
です。この場合の分析のレベルは、組織・機関から一段階下がっ
て、その中にいる政党の行動に注目して、国会の中で、与党と
野党がどのような影響力を行使しているかということを分析し
ているわけです。このアプローチの特徴は、データの集計レベ
ルを中間段階の政党などに設定して、マクロな国会運営の変化
を論じようとしていることです。例えば、岩井（一九八八）や
Mochizuki(1983)などが、代表として挙げられます。もともと、
最近では、これらの研究の欠点が厳しく批判されています。特に、
前述した増山（二〇〇三）などは厳しく批判しています。第三
のアプローチは、増山（二〇〇三）や、福元（二〇〇〇）が、
推し進めている、国会の立法過程をミクロ・レベルにおいて、
個々の法案の審議データに即して分析する研究です。私も、こ
のアプローチをとっているということになります。

レベルでの法案データにもとづいて、立法過程を分析する研究
するという方法をとっているということです。第二に、新制度
論的アプローチをとっているということです。新制度論とは、
簡単に申し上げますと、制度を、アクターを制約する条件と捉
え、その下でアクターが自己の効用を最大化しようとしてい
かなる行動をとり、いかなる政治的帰結を生じさせるかを分析す
る手法です。つまり、国会には制度ルールがあるわけですが、
国会の制度ルールがアクターである議員の行動を制約する状況
の下で、制度的帰結としての立法過程を分析するということ
です。したがって、分析のレベルは、政策選好をもつアクターで
ある議員レベル、あるいは、個々の法案レベルになり、ミクロ・
アプローチであるということです。ここで、政党とは、議員の
集合体になるわけで、政党は異なる政策選好を持つ議員から構
成される集団であるということになります。

三、国会中心主義と議院内閣制の対立・矛盾

本研究では、出発点として、日本国憲法に規定された、国会
中心主義と議院内閣制という二つの制度の持つ問題点を新制度
論の観点から分析しています。本研究における基本的な問いは、

これらの戦後新たに導入された制度が、国会のあり方に対して方向性の異なる理念を内包していたのではないかということである。

国会中心主義、より一般的にいえば、議会中心主義、あるいは議院内閣制と、議院内閣制とは、もともとイギリスで発達した政治制度です。そして、議会主権にもとづいて、内閣が事実上選出されるという点で、この二つの制度というものは、同じ政治的現実を表すコンセプトであるわけです。そして、一般的にも、議院内閣制というものは、議会優位、および、権力の融合を意味していると理解されています。例えば、Stroom, Miller, and Bergman (2003)の研究は、『議院内閣制における委任と責任』というタイトルですが、そこでは、今述べたような共通理解が示されています。

しかしながら、イギリス型の権力融合は、必ずしも典型的というわけではありません。日本の国会中心主義や議院内閣制も、権力融合というよりは、権力分立制を前提として規定されています。そのため、イギリスとは異なったものとなっているといえます。

さて、国会中心主義は、日本国憲法の第四一条で定められています。ご存知の通り、「国会は、国権の最高機関であって、

国の唯一の立法機関である」と規定されていますが、権力分立制の下では、国会は他の二権の存在によって制約され、相対化されます。そこで、国会中心主義は、議会の地位が低く、権限が弱かった戦前からの経緯もありまして、より自衛的な理念として考えられるようになりました。つまり、政府に対する国会の優越性を高め、国会の権限を強化する制度理念として、内閣にコントロールされない国会制度をめざすというものになったわけです。その結果、内閣が関与しない与野党協調型・全会一致的な議事運営を理想として、内閣が関与しない自律的な独自の議員立法を行う国会制度が作られたというわけです。

他方で、議院内閣制は、内閣がその存立の基礎を議会の支持の上に置き、議会に対して責任を負う体制であり、国会の中では一体となった内閣・与党対野党という対立をもちます。しかしながら、これも、権力分立制と組み合わせられます。若干ニュアンスの異なったものになります。つまり、内閣は国会と抑制・均衡の関係にあつて、独自の行政権を持ちます。内閣はまた、立法においても、積極的に法案を提出して指導的な地位に立つのが通常です。しかしながら、国会運営については、直接関与することができないということになるわけです。とはいっても、内閣の提出した法案は、少数党である野党が反

対しても、内閣を支持する多数党の賛成によって、可決・成立することになります。

このようにして、新しい国会においては、一方では、与野党協調の全会一致や特別多数的決定ルールにもとづく国会中心主義があり、他方では、内閣を支持する多数派の与党が、少数派の野党が反対しても決定を行うという多数決にもとづく議院内閣制があるということになります。そこで、この両者は対立し、矛盾することになります。すなわち、多数党は、国会中心主義にしたがって、全会一致を得るために与野党協調をめざすか、それとも、議院内閣制の要請にしたがって、多数決で野党の反対を押し切るか、選択を迫られることとなります。そこで、戦後の国会における政党政治は、この二つの対立する決定ルールを含蓄する国会制度の下で、多数党が微妙なバランスを取りながら、国会の立法生産性を高めるように努力し、それに対して、少数党が少しでも多数党や内閣の進める立法を遅らせたり、譲歩させたりするよう努力するプロセスとして、展開されることになりました。それと同時に、こうした矛盾・対立する制度ルールをより整合的にするための制度変更をめぐる、多数党と少数党が争っていき、そして、徐々に議院内閣制により合致するように、国会運営のルールが作り変えられるという

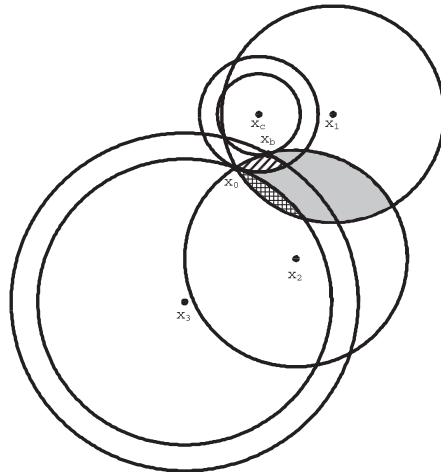
展開をたどったのではないかと思います。これが、本研究の基本的な仮説です。

本研究では、空間モデルというものを活用して、国会中心主義と議院内閣制という二つの国会制度が、国会活動においていかなる制度的帰結をもたらすかを考察しています。国会と内閣の関係の分析は、《機関対機関》のレベルではなくて、その中のアクターのレベルで分析する必要があります。国会はさまざまな異なる政策選択をもつ議員から構成される集合的決定機関です。したがって、そこにおける決定とは、その中におけるアクターたちの選好を多数決ルールによって集計した結果であるわけです。国会という機関が選好をもつわけではありません。国会の決定というものは、要するに、そこで使われている決定ルールによって、国会を支配したアクターたちの選好です。これに対して、内閣というのは、首相と閣僚から構成される合議体ですが、全会一致が原則になっています。これは結局のところ、閣僚の政策選好が首相の政策選好と異なることが許されないことを意味するわけです。したがって、内閣とは、首相という単一アクターの政策選好として表すことができるわけです。従来の政治学や憲法学における国会と内閣の関係の分析においては、ほとんどが《機関と機関》の関係として、抽象的に、あ

るいは概念的に論じられています。つまり、アクター・レベルでの分析はあまり行われてこなかったと思います。

本研究の空間モデル分析では、一般的な議院内閣制における立法過程の制度的帰結をベースラインとして、わが国の国会制度がもたらす制度的帰結について考察しています。こうした制度的帰結は、二つあります。一つは、手続的帰結ということです。すなわち、国会中心主義的議事運営の制度が、閣法と議員立法の双方の立法過程に対して及ぼす手続的帰結です。具体的には、立法の遅延や継続審議や廃案というような帰結をもたらすということとです。もう一つは、政策的帰結ということとです。国会中心主義的立法、すなわち、内閣が関与しない議員立法が政策的内容に対して及ぼす帰結です。具体的には、一般的な議院内閣制の政策的帰結である閣法に比べて、国会中心主義的な立法である議員立法が、政策的にみて、どれだけ違う結果をもたらすかということとです。

次に、図1-1(内閣提出法案と議員提出法案)として、空間モデルの分析をレジジュメにあげておきました。この空間モデルは、内閣・首相と国会議員がそれぞれ異なる政策選好を持ち、国会が多数決ルールによって法案を可決することによって、政策決定するプロセスを分析するためのモデルです。空間モデル



x_0 :現状、 x_1 :与党1の最適点、 x_2 :与党2の最適点、 x_3 :野党3の最適点、 x_c :内閣の最適点、 x_b :内閣提出法案、斜線部:内閣提出法案の修正範囲(換算された手続的帰結)、格子線部:議員提出法案の修正範囲(政策的帰結)

図1-1 内閣提出法案と議員提出法案

の制度的帰結とは、各アクターにとって、可能な最善の帰結です。各アクターの政策選好の配置、議題設定権のあり方(法案の提出権がどこにあるか)、与野党間にいかなる合意があるか、ないかといったことにより、政策的帰結である立法は異なってきます。そして、最終的な帰結である法律がアクターの最適点に近ければ、そのアクターにとっては好ましい結果になり、近

くなければ好ましくないということになります。このモデルは、経済学などで活用されているゲーム理論の応用です。ここでは、この図の詳しい説明については省略して、空間モデルの分析結果についてお話ししたいと思います。その空間モデルの分析結果を、二つの命題にまとめています。

命題1…「議院内閣制においては、内閣および首相は、国会中心主義的議事運営によってもたらされる手続的運営を基本的に好まない。」

命題2…「議院内閣制においては、内閣および首相は、議員提出法案が可決成立することによってもたらされる政策的帰結を、内閣提出法案の成立によってもたらされる政策的帰結より、基本的に好まない。」

これらの二つの命題は、内閣・首相が、基本的に、国会中心主義の手続的帰結および政策的帰結を、好ましく思わないことを明らかにしています。したがって、内閣が成立・存続して安定していく限り、内閣・首相は、国会中心主義の手続的帰結、および、政策的帰結を避けようと考えられます。その役割を担当するのは、国会内で内閣を支持する多数党である与党

ということになります。与党は、戦後の政党政治が安定化するにつれて、全会一致的な議事運営を変化させ、そしてまた、内閣が関与しない議員立法を減少させることによって、国会中心主義の帰結を排除しようとするわけです。そして、国会中心主義の国会から、議院内閣制の国会へと変容させていったということです。

四. 本書の構成

そこで、本書の構成ということに話を移したいと思います。レジュメには、目次ないし各章の表題を書いておきました。まず、第二章（「国会中心主義の国会制度」）が、国会制度の形成ということです。憲法および国会法、それから、初期国会の運営について触れております。第三章（「議院内閣制と国会制度」）が内閣制度の形成ということで、これも憲法と内閣法と行政官庁法、国家行政組織法、国家公務員法等といった問題を扱っています。そして、第四章（「国会中心主義の立法と議院内閣制の立法」）は、内閣提出法案と議員提出法案の数量分析ということになっています。第五章（「議院運営委員会と多数決採決」）は、先ほど説明した命題1に関する実証研究です。議院運営委

員会に焦点を当てて、議院運営委員会における全会一致的な国会中心主義的議事運営が、どのように衰退したかということを検討しています。第六章（「一九五〇年代議員立法と国会法改正」）は、命題2に関する実証研究です。国会中心主義の立法である議員立法がどのように衰退したかということを検討しています。第七章（「国会改革と行政改革」）は、国会法、内閣法、国家行政組織法が、戦後どのように改正されて、現在に至っているかということを検討しています。第八章が、結論ということになっています。

五. 若干の論点

今日は、本書の全体をお話しすることは当然ながらできません。ここでは、各章について、私が研究を進めながら、おもしろかったところ、あるいは、分析・発見としてオリジナルであると思う点について、少しずつお話ししたいと思います。ところで、私は、理論研究と数量的実証分析を中心に行う政治学者ですが、憲法や国会法、内閣法、国家行政組織法などの立法過程を、国会の会議録あるいは、法制官僚たちが残した文書などを使って、定性的に分析することもやりました。私は、今回の作

業を通して、こうしたやり方も、結構おもしろいと感じました。もっとも、研究の仕方は、憲法学的でもありませんし、政治史的でもありません。あくまでも、政治学的な実証研究の方法を使っています。つまり、理論・仮説を検証するために資料を分析する。資料によって、仮説の反証可能性をチェックするという作業を行ったわけです。こういうやり方は、数量分析ではなく使うわけですが、研究の素材が、定量的であっても、定性的であっても同じようにできるといえることです。

第二章ですが、国会中心主義の国会制度の形成ということと、初期国会の運営を分析しました。そのことについて、まず、GHQ内部でマッカーサー草案を最高司令官に提出する時の説明の覚書を引用しました。

マッカーサー草案における改正案全体の根本にある一般原則の一つとして、「政府に対する国民のコントロールを最大限に確保するため、内閣に立法部に対して連帯責任を負わせることによって立法部を強化すること」が掲げられた。ここには、議院内閣制を取ることと立法部を強化することが同一であると認識されていたことがうかがえる。そして、マッ

カーサー草案の意図は、「国会を完全に、制約なしに、国民の意思を真に代表する存在」として位置づけ、その国会が内閣総理大臣を選出し、内閣が国会に対して連帯して責任を負う政治システムを打ち立てることであった(川人二〇〇五、三八頁)。

レジュメにこの引用した原則の原文を載せてあります。それは、“Strengthen the legislative branch of the government by making the Cabinet collectively responsible to the legislature to assure maximum control over the government by the people.” (Explanatory Notes to Constitutional Revision Feb. 1946.)と書かれています。なお、参考として、高柳・大友・田中(一九七二)が、これをどう訳しているかをあげておきました。ここでは、「国民が政府に対して非常に強い支配を及ぼしうるようにするため、内閣は立法部に対し連帯して責任を負うものとし、立法部を強化すること」としています。これは微妙なあいまいな訳でして、おそらく私の訳のほうが、より正確であるように思われます。三人の先生方はおそらく、『議院内閣制Ⅱ立法部の強化』ということに抵抗があったのではないかと思えます。そうしたわけで、先ほどの微妙な訳になったのではないかと推測してい

ます。

ですから、GHQは、明らかに国会中心主義と議院内閣制という考え方にもとづいて、憲法草案を作成した、というように私は考えています。これに対して、政府側の法制局の官僚(特に、佐藤達夫)たちは、立法テクニクを使って、国会の地位を相対的に低くするように、憲法条文を変えようとしていくわけです。例えば、有名な例として、政府側の法制局官僚たちは、「唯一の立法機関」から、「唯一」を取ってみたりするわけです。

もちろん、これは、GHQの容れるところとはなりません。そしてまた、重要な変更の例としては、首相選任の規定、内閣不信任決議に対する衆議院の解散、内閣総辞職の規定は、もともと国会の章にありました。それを、国会の章から内閣の章に移したということがあります。このことは、京都大学の大石眞教授が指摘されていることですが、非常に重要な変更が行われたといえるでしょう。いずれにせよ、政府側の法制官僚たちは、権力分立原理によって、国会と内閣を切り離し、できるだけ国会の地位を相対化させることをねらったということがいえるようです。

他方で、国会法制定過程においては、議院内閣制の問題はあまり考えていなかったということであると思えます。今回の研

究をしているときに、私には、国会側が、国会法の制定過程において、ただ単に国会の権威を高めることばかり考え、内閣との対抗関係を非常に強く意識していたということが非常に印象的でした。第二章の研究の中で、若干、私のオリジナリティがあるといえるのは、国会法案作成過程で、GHQと衆議院とのやり取りの部分です。つまり、当時、ウィリアムスが、あれこれと指示するのに対して、西沢哲四郎を中心とする衆議院側が対応するということです。西沢哲四郎のほうは法制官僚らしく、いろいろとおもしろいことをやっているような印象を受けます。例えば、相手が出してきた英文の指示の訳を多分わざと間違えたり、相手が出してきた案を高く評価しながらも、違う制度として取り入れたたりということがいえます。

第三章は、議院内閣制と国会制度の関係の分析です。これについては、先行研究がたくさんありますが、特別職次官と政務次官の問題についての研究は、これまでほとんどありませんでした。私の研究は「国会研究なのに、なぜ、内閣の話が入るか」と聞かれるかもしれませんが、それは、本研究では、内閣制度は国会制度の一部といえますか、国民からスタートして、国会議員、首相、閣僚、行政官僚制へと至る委任―責任の連鎖関係

の中で、相互に関連したものとして捉えているからです。したがって、内閣制度の問題は、国会制度の問題ときわめて近い問題であるというわけです。国会法、内閣法、国家行政組織法、国家公務員法などはすべて、国会制度のあり方と関連するという観点から分析を進めたわけです。ここでのオリジナルな分析は、特別職次官の問題です。

第一に、政府側は一九四七年の国家公務員法において、試験による任用・昇任の制度が、幹部職員も含むすべての職員に適用されることをおそらく嫌ったために、次官を特別職として制定します。この国家公務員法は、一九四八年七月一日に施行ということになるわけです。第二に、それが一九四八年の春に、GHQのマーカムの指示にもとづく国家行政組織法案の立案において、政務を担当する各省次官と省内の事務を統轄する総務長官を置く規定へとつながったと考えられます。ちょうどその頃、片山内閣が倒れ、芦田均内閣に代わりまして、政務次官を任命する必要があるりました。そこで、政務次官臨時設置法が第二回国会限りということ、一九四八年四月に成立します。第三に、国会はこの国家行政組織法案について、当然のこのように、行政機関の内部部局の規定を修正し、内部部局の設置および所掌事務を政令事項とした原案を、法律事項に修正します。

これは、有名な話ですが、第一回国会の労働省設置法案審議において、部局の増設を政令によって行うことができる規定を、参議院で削除した修正案に衆議院が同意して成立した経緯があり、内部部局の設置および所掌事務は法律事項であることが国会の態度として確立していたからです。マーカムの指示は、内部部局については政令事項でよいとしていたので、それをよいことに、原案に盛り込んだのですが、国会が見事に法律事項へとすべて修正したということです。これは、大きなインパクトがありました。国家行政組織法に続くすべての各省設置法は、それを前提として作っていたために、すべての各省設置法が撤回ということになります。さらに、行政組織法自体も一九四八年の夏に施行予定だったのですが、一九四九年一月一日に延期ということになったわけです。しかしながら、第四に、ここで一番大きな問題となったのは、特別職の次官の規定です。参議院は、特別職の次官に国会議員が就任する保証がなかったため、これを議院内閣制における政治的コントロールの強化と捉えず、正反対の「官僚陣の強化」であると考えたわけです。官僚陣の強化であるとするれば、次官と総務長官と二つのポストを与えるのは不要であるということで、総務長官の規定を削除しまして、特別職の次官だけを残すという修正を加えました。他方

で、第五に、衆議院の方では、特別職の次官は、当然に議員がなることができるものだと考えておりました。衆議院では、同じ頃に、国会法第三九条の議員兼任規定を整備して、ここに、首相、国務大臣、官房長官、各省次官を明記する改正を進めたわけです。そのため、このままだと、現行の事務次官と、議員が兼任可能な各省次官が、重なってしまうことになりました。つまり、議員が、事務次官に就任できる可能性が出てきたわけです。というのは、先ほど申しあげましたように、国家行政組織法は、一九四九年の一月一日まで施行が延期されたわけですので、一九四八年夏における現行法規は、行政官庁法になるわけです。行政官庁法は、ご存知のように、戦前の各省官制通則をそのまま延長するものだったわけです。したがって、そこに書いてある次官が、現行の次官ということになるわけです。ところが、国家公務員法が、一九四八年七月一日に施行されます。これによりまして、各省官制通則上の次官が特別職になるということになります。第六に、この次官に国会議員が就任する可能性を排除するために、法務庁法制長官の佐藤達夫が、大池眞衆議院事務総長に連絡を取りまして、おそらく国会法改正の附則に次の二項を追加してくれるよう頼んだものと思います。

改正国会法附則（二九四八、七）

二 政務次官の臨時設置に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条 削除

第八条 この法律第一条及び第二条の規定は、国家行政組織法施行の時に、その効力を失う。

三 第三十九条の改正規定中「各省次官」とあるのは、国家行政組織法が施行されるまでは、「政務次官」と読み替えるものとする。

その附則第二項では、まず、政務次官臨時設置法三条（兼任規定）の削除ということを述べています。これは国会法第三十九条を整備することによって、必要がなくなったということです。次に、第八条に政務次官を第二回国会限りにするという規定がありました。これを国家行政組織法施行時まで伸ばすというように規定されました。附則の第三項は、第三十九条の「各省次官」を、国家行政組織法が施行されるまでは、「政務次官」と読み替えるということです。これにより、政務次官を存続させることにより、表向きとしては、国会議員を就任させることができるようにして、裏のところでは、各省次官を読み替えて政

務次官にすることで、各省次官には国会議員は就任できないというようにしたわけです。第七に、政府側は、第三回国会（一九四八年）の国家公務員法改正において、一年前には試験任用を嫌って特別職にした次官を一般職に戻すことによって、政治家が、次官に就任する可能性を排除します。そして、第五回国会（一九四九年）の国家行政組織法改正においては、省内の事務を統轄する事務次官と、政務を担当する政務次官を同時に規定することによって、この問題を決着させたわけです。これによって、国会議員による次官、すなわち、現在の副大臣制度のようなものを、一九四九年においては阻止したということです。

第四章では、「国会中心主義の立法と議院内閣制の立法」ということで、国会中心主義と議院内閣制という二つの対立する決定ルールを含意する国会制度が、立法過程に反映していることを、閣法と議員立法の数量分析によって実証しています。議院内閣制においては、国会の多数派の信任を受けている内閣が主導権を握っています。したがって、閣法は、内閣の選好を強く反映しており、そして、それが内閣を支持する多数派の賛成により、可決・成立するということです。これに対して、議員提出の議員立法は、内閣が関与しない、あるいは、内閣が関与

できない国会中心主義の立法過程において、国会が自己完結的に立法を行うため、必ずしも内閣にとって好ましい帰結をもたらすかどうか保証がないわけです。内閣を支持する多数派が議員立法を成立させることもありませうけれども、内閣とは距離を置いた国会の多数派が一時的にできて、議員立法を可決・成立させるということも考えられるわけです。そうしますと、閣法が、与党による賛成多数によって可決しやすいのに対して、議員立法は、与党および野党の賛成を得て、特別多数的あるいは全会一致的に可決・成立しやすいということになります。他方で、全会一致を取り付けるための交渉コストは高いわけです。ゆえに、採決に至らないということも考えられるわけです。第四章では、今述べたような基本的仮説が妥当するか、ということとを閣法および議員立法の数量分析を通じて検証しています。なお、一般に、議員立法は、実務家や研究者の間では、重要な法形式として高い評価が与えられているわけですが、私どもの研究においては、議員立法は《内閣―首相》にとっては、不要なものである、好ましくないものであるという意味で、議院内閣制における議員立法の存在意義というよりも、不存在意義を評価するという立場を取っています。

そこで、第五章と第六章は、議院内閣制がうまく機能して、

戦後政党政治が安定してくると、国会中心主義的な議事運営、および、国会中心主義の立法である議員立法が衰退するはずであるという仮説を実証する章です。すでに述べた命題1は、次のようなものでした。すなわち、「議院内閣制においては、内閣および首相は、国会中心主義的議事運営によってもたらされる手続的帰結を基本的に好まない」というものです。そして、これが成り立つとすれば、戦後政党政治が安定化するにつれて、国会中心主義的議事運営は、変容を迫られるという仮説を立てることができそうです。この仮説を検証するために、衆議院の議院運営委員会（議運）と議事運営機関の制度的分析、および、議運における多数決採決の数量分析を行いました。まず、議事運営機関の制度的分析の結論を申し上げますと、戦前からの全会一致の慣行を引き継いだ法的根拠のある議事運営機関は、戦後国会の初期の段階で、機能することをやめてしまいます。そして、多数決機関である議運に一本化された後に、戦後の委員会制度の定着と、理事会の活用による委員会運営が議運に取り入れられることによって、全会一致の新たな慣行が成立したということになります。

ところで、戦後国会が始まったところ（第一回国会）に、他の常任委員会、理事会、あるいは、打合せというものを始める

わけです。しかし、議運だけは、理事会や打合会を行いませんでした。議運が、理事会を始めたのは、第一五回国会以降のことになります。それは、一九五二年のことです。いずれにせよ、理事会における全会一致の慣行というものは、戦前から続いてきているという議論があるわけですが、実は、議運で完全に切れているわけです。つまり、理事会における全会一致の慣行というものは、戦前とは断絶しているわけで、強い拘束力というものをまったく持っていないといえるわけです。ゆえに、全会一致の慣行は、神話であるといえるわけです。そして、議運における多数決採決案件を分析した結果は、今述べた制度的分析の結論と合致しています。議運における多数決採決は、戦後たくさんあるわけですが、さまざまな要因によって変動しながら、それが一旦減少した後に、一九七〇年代および八〇年代以降にふたたび増えているということです。そして、現在に至っているわけです。議運において、全会一致が破れるのは、主として、小会派、あるいは、共産党が反対する場合であり、与党が安定多数を維持しているときや予算審議があるときには採決は減少します。したがって、多数決を行うということは、多数派の横暴とか、少数派の無視とかのような、強引な国会運営をしているわけではないということです。逆に全会一致ができたからと

いって、円滑な議事運営をしているわけでもありません。しかしながら、長期的趨勢は、一九八〇年代以降、そして、現在に至るまで、議運における多数決採決は、以前に比べて多くなってきたということですが、議事運営における全会一致というものは、それほど強く求められなくなっているということです。つまり、国会中心主義的な議事運営というものは、戦後の比較的早い時期において、役割を終えて、議院内閣制に適合的な、あるいは、多数主義的な議事運営に移行していったということだと考えています。

次に、第六章に入ります。ここでは、命題2を取りあげていきます。命題2は、次のようなものでした。それは、「議院内閣制においては、内閣および首相は、議員提出法案が可決成立することによってもたらされる政策的帰結を、内閣提出法案の成立によってもたらされる政策的帰結より、基本的に好まない」というものです。これが成り立つとするならば、戦後政党政治が安定化するにつれて、与党側から提出される議員提出法案は減少するという仮説を設定することができます。第六章では、この仮説を検証するために、一九五〇年代における議員立法の増加と、その後の衰退の政治過程に焦点を当てて分析を行って

います。まず、通説的には、一九五五年に国会法の改正が行われまして、議員立法を制限するために行われた提出要件過重化というものが、議員立法提出の衰退の原因であつたとされているわけです。つまり、それまでは、一人でも議員立法を提出することができたわけですが、この改正によって、「議員が議案を発議するには、衆議院においては議員二十人以上、参議院においては議員十人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する」(国会法第五六条第一項)というようにされたわけです。そのことによって、通説的には、議員立法が衰退したというように言われているわけです。

第六章では、議員立法の数量的分析によって、その特質を明らかにした上で、国会法改正過程を、国会内の議論から、そして、政府側の観点からも検討をしたわけです。そうした分析の結果、議員立法の衰退の原因は、国会法の改正ではないということが判明しました。議員立法の衰退の原因は、実は、国会法改正後に、別に形成された制度ルールが重要であるということを実証しています。すなわち、議員立法問題の核心は、それが予算を伴う場合が多いために、予定外の支出を強いられる、あ

るいは、迫られるということです。政府や大蔵省にとつては、好ましくないものであつたということです。議員立法の発議要件を過重化しても、多数党である与党の議員立法を制限することはできないということは明らかです。そこで、この問題の解決は、与党議員と《政府・大蔵省》の双方にとつて、好ましいものでなければならぬわけです。結局、大蔵省の嫌つていた予算を伴う議員立法を、議員立法としてではなく、《各省―大蔵省―自民党政調部会》との調整を経た、内閣提出法案として提出するように、法案決定過程を整備していくということでした。これによって、予算と法律の不一致の問題が解消され、大蔵省が予定しない予算の出費がなくなるということになりました。そして、自民党は、政務調査会による内閣提出法案の、与党事前審査という政策決定手続きを制度化するための「取っかかり」を得たということになります。この解決策は、相互にとつて好ましいものであつたわけです。しかしながら、時間を経ることによって、これがまた問題として出てくることになりました。いわゆる、「党高政低」現象となつて、顕在化してくることになつたわけです。

そして、第七章です。第七章では、今述べたもの以外の国会

制度やルールが、国会中心主義と議院内閣制のどちらに適合するように変化してきたかということを検討しています。そこでは、おおよそ、議院内閣制に適合するようになってきているということを確認しています。その上で、一九九〇年代の政治改革・行政改革が、議院内閣制の下で、首相のリーダーシップを強化し、行政官僚制に対する政治主導をめざすものであるというところを分析しているわけです。これは、議院内閣制を、「国民―国会議員―首相―内閣閣僚―行政官僚制」へと至る、委任―責任の連鎖関係と捉えた上で、この連鎖関係を強化する試みとして、いわば、西欧諸国と共通する議院内閣制のメカニズムへと近づけようとするものだというように、捉えることができますと考えています。

最後に、第八章の結論です。結論部分で、各章の要約を行っています。その上で、憲法学と政治学の国会研究に対する考え方の違いという問題を整理して、議論しています。まず、憲法学と政治学で大きく意見が異なる点として、二つの点を取りあげています。一つは、国会の最高機関性の問題です。もう一つは、官僚内閣制の問題です。

まず、国会の最高機関性について、憲法学者は、議院内閣制

を権力分立論の観点から捉えるために、消極的・否定的であると思います。これに対して、一般的に、政治学者は、議院内閣制を、権力融合と捉える観点から、国会の最高機関性については、積極的・肯定的であると思います。さらに、一般的に、政治学者は、議院内閣制を、国会と内閣だけの関係だけではなくて、国民から行政官僚制にまで至る一連の委任―責任の連鎖関係とする考え方をとっているわけです。もともと、中には異論もあります。たとえば、権力融合というものは、イギリスに独特なものであって、日本とは違うのだという考え方があります。日本では、権力分立制と組み合わせることに留意する必要がありますというわけです。しかしながら、私の立場からすると、そのあたりに力点をおく必要はないのではないかと、思います。というのは、権力融合にせよ、権力分立にせよ、先ほど述べたような、委任と責任の連鎖モデルからすれば、重要な差異はないと思うわけです。議院内閣制であれば、融合しているか、分立しているかにかかわらず、委任―責任の連鎖関係は当てはまるというように考えています。

そこで、ここでは、特に、高橋和之教授の国民内閣制を取り上げています。高橋教授の議論が、欠陥のある、妥当性の低い議論ではないかということ指摘しておきたいと思います。高

橋教授によれば、現代の行政国家により対応した議院内閣制のイメージは、内閣(与党)が統治を、議会(野党)がコントロールを分担するイメージであるとします。そして、議院内閣制を、「国民が内閣を選出し、内閣は国民に対して責任を負う」かのように運用すべきであるという、国民内閣制論を展開しています。このことについて、私の素朴な疑問は(このことは、新著には書いていないのですが)、国民内閣制論は、制度論なのか、実態・運用論なのか、よくわからないということです。憲法学者は、よく、国会が国権の最高機関であるというときに、最高機関とはどのような法的意味があるのかという議論をするように思います。私はそれを、そっくりお返ししたいと思います。すなわち、国民内閣制論というものは、いかなる法的意味があるのかということが、まったくわからないということです。また、国民が内閣を選出するという考え方は、選挙で政権を争うという考え方である、「選挙民主政治」とあまり変わらないわけです。そして、高橋説は、これを議会中心構想に対する内閣中心構想として提示したというところに非常に大きな疑問を持ちます。というのは、高橋教授の内閣中心構想というのは、国会の最高機関性を否定して、内閣が統治の正統性を直接国民から与えられる論理になっています。しかし、議院内閣制におい

て、内閣に統治の正統性を与えるものは、先ほどから述べているように、委任―責任の連鎖関係であるわけです。そこで、国民と内閣の間にあつて両者をつなぐ国会の優位を否定してしまうことは、そのまま、内閣の正統性も危うくしてしまうわけです。政権獲得というものは、選挙によって国会を制することによつてもたらされるわけです。これは、とりもおさず、国会が国政の中心であるということの意味しています。さらに、内閣は、選挙における国会の多数の議席の獲得だけではなくて、選挙と選挙の間における、国会の多数による支持をつねに必要なとする点を考慮しますと、国民内閣制的な運用では、不十分であるということになります。国会の多数派である与党が、まれに、対立、分裂することによつて、内閣が支持基盤を失つてしまふわけです。あるいは、安定して多数を制する与党が、しばしば党首を交代させることによつて、内閣の交代を引き起こしたりするわけです。したがつて、「国政の中心を内閣とみ」るということには問題があるということです。

憲法学と政治学とで大きく意見が異なるということについての第二点目として、官僚内閣制をあげています。これは、参考文献としてあげた、松下(一九九八)や飯尾(二〇〇四)の問題提起ということです。日本においては、委任―責任の連鎖が、

閣僚と行政官僚の間で逆転しています。大臣が、首相の代理人ではなくて、各省庁の代理人になっているということです。

こうした官僚内閣制批判に対して、憲法学者の岡田信弘教授は、憲法学には、議院内閣制の運用について論ずる際に「政官関係」を視野に入れるという問題意識が十分ではなかったということと指摘した上で、「権力分立の枠組みが、官僚の超然主義の隠れ蓑になり、政治的主導性を排除するための根拠として援用されてきた」（山口二〇〇〇、一八頁）という議論を引用しながら、権力分立モデルに傾斜した議院内閣制の問題性を指摘しています（岡田二〇〇〇、七五頁）。しかし、憲法学者の間には、権力分立的要素を重視した議院内閣制論が根強くあるということも事実だと思えます。たとえば、二〇〇一年の省庁再編にあわせて、副大臣と政務官制度が導入されたことについて、結局、六〇人あまりの立法府要員が政府側に移るということなので、議院内閣制を前提とする議会と内閣の間の、権力分立に必要な緊張関係を崩していくという指摘もあります。すなわち、これは結局のところ、官僚内閣制の方が、政治主導のシステムよりもよいという意見であるということです。

ところで、議院内閣制の運用が、官僚内閣制になったとき、内閣の政策は、各省庁から積み上げられて、内閣提出法案の立

案が進められるわけです。そのため、与党が、その政策選好を法案に反映させるために、政調会による事前審査制が整備されることが必要になったわけです。それが、内閣と与党の権力の二重構造の問題を引き起こしているということです。そして、この法案事前審査によって、与党における議論がすんだ後で法案が国会に提出されるために、国会の審議を形骸化させてきたという根強い批判もあるわけです。

最後に、これまで述べたような問題に対して、本書の研究がどのようなインプリケーションをもつかを述べたいと思います。まず、空間モデルの分析の結果として導かれた二つの命題は、首相および内閣が、国会中心主義的議事運営によってもたらされる手続的帰結および政策的帰結を基本的に好まない、ということでした。というのは、ベースラインとなる議院内閣制においては、内閣が、与党の支持を得られる閣法を提案し、与党の賛成多数によって、可決・成立するわけです。それに対して、内閣が関与できない国会の自律的運営、あるいは、内閣が関与しない議員立法は、内閣にとって、好ましくない帰結をもたらすからです。したがって、国会における政党政治が安定化するにつれて、こうした内閣にとって好ましくない帰結は排除

されることとなります。国会中心主義的な運営は、内閣を満足させず、野党にとって有利な手続的帰結をもたらしますから、与党執行部は、そうした帰結を排除しようとするわけです。そして、全会一致的、あるいは国会中心主義的な慣行を尊重せず、多数決で決定を推し進めようということになるわけです。また、議員立法は、内閣の政策選好を考慮しないで、与党議員の政策選好、あるいは与野党議員の政策選好を反映する政策的帰結をもたらすわけですから、やはり、内閣にとって好ましくないわけです。そこで、与党執行部は、そうした帰結を排除しようとして、議員立法に代えて与党の事前審査制を用いることによつて、与党と内閣の双方の政策的選好を反映した閣法を提出することを促進することになるといふこととなります。

こうして、権力分立制と組み合わせた国会中心主義の議事運営および議員立法は、抑制されることとなります。そして、この結果は、権力分立制を重視した議院内閣制論をとる憲法学者が、国会に期待する役割を、国会が実現しないということを示していると考えます。言い換えれば、国会は権力分立制が期待するようないわゆる、内閣と緊張関係にあって独自に立法権を行使する存在ではありえないわけです。国会は、多数決議決機関として内閣を支持する与党の賛成によつて、内閣の政策選好に合致す

る法案を可決・成立させることとなります。このようにしてみると、国会と内閣のイメージは、「国会が決定し、内閣が執行する」という古典的イメージではありません。また、それは、「内閣が統治し、国会がコントロールする」というような、前述した高橋教授の国民内閣制論におけるイメージでもないわけです。むしろ、それは、「内閣が統治し、国会の与党がそれを支持する」というイメージです。このイメージは、国会が国権の最高機関であるということを否定していません。というのは、内閣が立法の主導権をとり、行政を担当することができるのは、内閣を支持する多数党が国会を制しているからであるからです。そして、それはまさに、国会が国政の中心的機関であるということの意味しているからです。

しかしながら、このイメージにおいて、内閣と与党の権力の二重構造が生じているために、潜在的に問題を抱えているということが批判されるかもしれません。この点について、大山(二〇〇三)は、権力の二重構造の存在によつて生じた与党事前審査の慣行が、内閣のリーダーシップ低下と、国会審議の空洞化をもたらしたとして、事前審査制の廃止が、国会改革のカギであると提言しています。しかし、このような提言に対しては、では、誰が事前審査の廃止を望むのかという問題があると思

ます。そして、誰も与党による事前審査の廃止を望んでいない、といえるのではないかと思います。そもそも、二重権力構造というのは、内閣と与党の政策選好が大きく異なっているのであれば、必ずそうなるわけです。そして、そのことを無視して、小泉首相のように、政策選好の食い違いを無視して進めると、現在のような状況（国会で首相の推進する法案に対して造反議員が出たり、与党議員の反対によって法案が否決されたりする）になるわけです。（ただ、総選挙によって有権者が小泉首相を圧倒的に支持したために、郵政民営化問題に関する内閣と与党の政策選好の違いは解消されました。）したがって、政策選好が離れているということと、二重構造というのは、同じ政治的現実ということです。もともと、長期的に見ると、戦後の初期の時よりも、現在の方が、内閣と与党の政策選好は近づいてきているのではないだろうかというように推測します。

それは、わが国の議院内閣制は、国会中心主義的な議事運営や、議員立法が衰退・変容することによって、「内閣が統治して、国会与党がそれを支持する」という議院内閣制になりました。そこで、もし、両者（内閣と与党）の政策選好が離れているとすれば、それは、与党はフラストレーションをつねに募らせるだけということになってしまいます。ですから、内閣が、政策

を推進することができるということは、与党にとっても、その政策が好ましいということの意味するわけです。そしてまた、九〇年代の政治改革と行政改革によって導入された新しい選挙制度や、政治主導の政策システムというのは、内閣と与党の政策選好が近接した時に、より効率的に機能すると考えます。もし、そのように効率的に機能するならば、結局のところ、日本の議院内閣制が、西洋諸国と同じように、委任―責任の連鎖のモデルとして、理解・分析できるといえることになるわけです。そのようにならなければ、それはイギリスのように、国会中心主義すなわち議院中心主義と、議院内閣制が、同じ政治的現実を表す概念として捉えることができるようになるのではないかと思います。本日の報告は以上です。ご静聴ありがとうございます。

【参考文献】

- 福元健太郎、二〇〇〇、『日本の国会政治―全政府立法の分析―』東京大学出版会。
 飯尾潤、二〇〇四、『日本における二つの政府と政官関係』、『レヴァイアサン』三四号、七一―九頁。
 岩井奉信、一九八八、『立法過程』東京大学出版会。

川人貞史、一九九二、『日本の政党政治一九〇―一九三七年―議会分析と選挙の数量分析―』東京大学出版会。
川人貞史、二〇〇五、『日本の国会制度と政党政治』東京大学出版会。

待鳥聡史、二〇〇一、「国会研究の新展開」『レヴァイアサン』二八号、一三四―一四三頁。

増山幹高、二〇〇三、『議会制度と日本政治―議事運営の計量政治学―』木鐸社。

松下圭一、一九九八、『政治・行政の考え方』岩波新書。

Mochizuki, Mike. 1982. "Managing and Influencing the Japanese Legislative Process: The Role of the Parties and the National Diet." Ph. D. Dissertation. Harvard University.

岡田信弘、二〇〇〇、「議院内閣制の運用」『シュリスト』No.1177、二〇〇〇年五月一・一五号、七一―七六頁。

大山礼子、二〇〇三、『比較議会政治論』岩波書店。

Strom, Kaare, Wolfgang C. Müller, and Torgjörn Bergman eds. 2003. *Delegation and Accountability in Parliamentary Democracies*. Oxford: Oxford University Press.

高柳賢三・大友一郎・田中英夫（編著）、一九七二、『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳』有斐閣。

（注）本稿は、二〇〇五年八月一八日に開催された北大立法過程研究会での口頭報告に補筆したものである。

民事判例研究(二)

永下泰之

不法行為により死亡した被害者の相続人がする損害賠償請求において当該相続人が受給権を取得した遺族厚生年金を控除すべき逸失利益の範囲

最高裁判平成一六年一二月二〇日第二小法廷判決(平成一六年

(受)五二五号、損害賠償請求事件、破棄差戻)

裁判所時報一三七八号五頁、判時一八八六号四六頁、判夕二一七三号一五四頁、交民三七卷六号一四八九頁
〔参照条文〕民法七〇九条、厚生年金保険法五八条

【事実】

被害者Aは、平成一一年二月二四日、横断歩道上で自動車に衝突される交通事故により死亡した。Aは、本件事故の当時会社員であり、本件事故により逸失利益（勤務先において定年まで勤務すれば得られたであろう給与、賞与、退職一時金及び退職年金並びに定年退職後に他で稼働して得られたであろう収入）等の財産的損害及び精神的損害を被った。Yは加害車両の運転者であり、Yは、加害車両の保有者である。

Aの相続人は、その父母であるX₁及びBであった。Bは、本件事故の後に死亡し、夫であるX₁及び子であるX₂がその相続人となった。この結果、X₁が四分の三、X₂が四分の一の割合で、AのYらに対する損害賠償請求権を取得した。また、X₁らは、本件事故により固有の損害（弁護士費用、葬儀費用等）を被ったと主張した。他方、X₁らは、平成一三年二月一八日、自動車損害賠償責任保険から、本件事故の自動車損害賠償保険金の支払を受けた（以下、これを「本件自賠責保険金」という）。また、X₁は、平成一四年四月一五日から平成一五年四月一日までの間に労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金、平成一一年八月一三日から平成一五年四月一五日まで間に厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金の支払を受けた（以下、これらの年

金を「本件遺族年金」と総称し、これと本件自賠責保険金とを合わせて「本件自賠責保険金等」という。）。

本件は、X₁らが、Yらに対して、民法七〇九条及び自動車損害賠償保障法三条に基づき、本件事故による損害賠償を求め訴訟である。損害額の算定に関し、X₁らは、第一に、本件遺族年金は、X₁らが賠償を求め得る損害額から控除されるべきものでない、第二に、本件自賠責保険金は、X₁らが賠償を求め得る損害額から控除されるが、まず、損害金の全額に対する事故の日から自賠責保険金の支給日までの民法所定の遅延損害金に充当され、次いで、その残額が損害金の元本に充当されると主張した。

原審は、Yらに損害賠償責任があることを認めた上で、以下のように判示してX₁らの上記主張を排斥して、X₁らの請求を一部認容するにとどめた。すなわち、①本件遺族年金は、X₁らが賠償を求め得る損害額から控除される。②不法行為による損害賠償請求権は損益相殺的な処理を行った後の損害額について成立するのであって、損益相殺的な処理をする前の見掛けの損害額において損害賠償請求権が成立し、その債務が不法行為の日から遅滞に陥った後、本件自賠責保険金等によって一部弁済されたとみることとは当を得ない。したがって、弁済充当に関する

民法の規定を適用又は類推適用する余地はない。

これに対して、Xらが上告受理申立てをし、これが受理された。上告受理申立て理由は、以下のとおりである。

右②の判断について、最判平成一一年一〇月二六日交民三二卷五号一三三一頁は、自賠償保険で支払われた保険金相当額に対する、事故発生日から自賠償保険金支払日までの遅延損害金の発生を認めているが、「損害賠償請求権は、このような処理を加えた後の真の損害額について成立するものとされる」とする原審の論理によれば同遅延損害金が発生する余地はなく、明らかに同判例に違反する。

右①の判断について、現行の厚生年金制度は、事業主と従業員とが折半して保険料を納付し、その対価として遺族年金が支払われるものであるから、厚生年金保険の遺族年金は、厚生年金保険の保険料のうち、報酬比例部分と対価関係に立っているのであって（厚生年金保険法六〇条）、その保険金の支払の構造は生命保険に酷似する。また、同遺族年金は、実質的には厚生年金保険の老齢年金が被保険者の死亡により支給停止になることの代わりとして、遺族の生活を保障する目的で支給されるものであり、老齢厚生年金の喪失による損害に対する損害填補としての意味を有するものである。そもそも厚生年金保険の老

齢年金喪失による損害が問題となっていない本件において、厚生年金保険の遺族年金を損益相殺の対象とすること自体、法令の解釈を誤ったものである。

【判旨】破棄差戻

最高裁は、まず、右②に関して、「Yらの損害賠償債務は、本件事故の日に発生し、かつ、何らの催告を要することなく、遅滞に陥ったものである（最高裁昭和三四年（オ）第一一七号同三七年九月四日第三小法廷判決・民集一六卷九号一八三四頁参照）。本件自賠償保険金等によつてん補される損害についても、本件事故時から本件自賠償保険金等の支払日までの間の遅延損害金が発生していたのであるから、本件自賠償保険金等が支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは、遅延損害金の支払債務にまず充当されるべきものであることは明らかである（民法四九一条一項参照）」として、これに反する原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があるとした。

次いで、右①の遺族厚生年金の控除に関して、「不法行為により死亡した被害者の相続人が、その死亡を原因として遺族厚生年金の受給権を取得したときは、被害者が支給を受けるべき

障害基礎年金等に係る逸失利益だけでなく、給与収入等を含めた逸失利益全般との関係で、支給を受けることが確定した遺族厚生年金を控除すべきものと解するのが相当である」と判示した。

この他、原審が遺族厚生年金等につき、受給権者であるX₁だけでなく、その支給を受けていないX₂との関係でも損益相殺をした結果となっている点についても、原審の判断に違法があると判示した。

【評釈】

一 本判決の意義

1 本判決は、不法行為の被害者が年金を受給していない現役の労働者等であった場合、被害者に年金のほかに給与収入等があった場合に損益相殺的な調整をすべきかどうか、そして、控除すべきであるとした場合に逸失利益のどの範囲から控除すべきかについて、最高裁として初めて判断を示したものである。

本判決以前、最高裁は、不法行為の被害者が年金受給権者であった場合につき、不法行為によって被害者が死亡し、その損

害賠償請求権を取得した相続人が不法行為と同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益の額を当該相続人が加害者に対して賠償を求め得る損害額から控除することによって、損益相殺的な調整を図ることが必要であるとして、遺族年金が控除の対象となることを認めていた（最判平成五年三月二四日民集四七卷四号三〇三九頁）（以下、「平成五年判決」という¹⁾）。また、本件で問題とされた遺族厚生年金については、これが損益相殺的な調整の対象となることを認めた上で、被害者の相続人が加害者に対して賠償を求め得る損害のうち、逸失利益から控除すべきであるとしている（最二判平成一一年一〇月二二日民集五三卷七号二二一頁）（以下、「平成一一年判決」という²⁾）。

しかし、右二判例は、被害者が退職年金の受給権者であった事案及び障害基礎年金、障害厚生年金（以下、両者を合わせて「障害年金」という）の受給権者であった事案に関するものであり、損益相殺的な調整の対象とされた被害者の逸失利益は、年金の受給権喪失による損害であった。これに対し、本件は、被害者が現役の労働者である事案であり、被害者の逸失利益は給与収入等に基づき算定されている。このような場合にも、遺族年金との関係において損益相殺的な調整をすべきかどうか、

そして、これをすべきであるとした場合に逸失利益のうちどの範囲から控除すべきかについては問題の残されたところであった。^③ 本判決は、不法行為の被害者が年金の受給権者であった場合とそうでなかった場合とを区別することなく、被害者の逸失利益全般との関係で損益相殺的な調整をすべきであるとした点において、最高裁として初めて判断を示したものであり、重要な意義を有する。

2 前記①の点、すなわち、自賠償保険金等によって損害の一部がてん補された部分についての不法行為時から支払日までの遅延損害金を認めることができるかどうかに関しては、最三判平成一一年一〇月二六日交民三三二卷五号一三三一頁、最二判平成一二年九月八日金法一五九五号六三頁がこれを肯定する旨の判断を示している。また、これを請求できるとする以上、自賠償保険金等が支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは、まず遅延損害金の支払債務に充当され、残金があるときは元本に充当されるものと考えられる。

本判決は、これに反する原審の判断には違法があるとしたものであるが、この点は、右最三判平成一一年一〇月二六日等からして自明であるとして、判示事項とはされなかったものと思

われる。^④ しかし、自賠償保険金につき遅延損害金から充当されることは、右最判等からすると特段目新しいものではないが、遺族年金についても同様に解した点は新しい判断であり、実務上重要な意義を有する。^⑤

3 そこで本評釈では、遺族年金と損益相殺との関係について、前提問題である社会保障給付と重複填補・損益相殺的調整との関係について論じ(二)、次いで、これらに関する判例・学説を概観した後(三)、本件の判旨を検討する(四)。そして、本判決では判示事項とはされなかったが重要な意義を有する遅延損害金の充当関係につき検討し(五)、本判決の射程について考える(六)。最後に、本判決の残された問題について述べたい(七)。

二 社会保険給付と重複填補・損益相殺的調整

本判決は、被害者の遺族が、不法行為を契機として、損害賠償債権と遺族年金受給権を取得したものであるが、このような場合、遺族は、同一の原因によって、二重に債権(利益)を得ることになる。しかし、不法行為を理由とする損害賠償制度は、被害者が不法行為により生じた不利益を填補されることがあつ

ても、不法行為から利益を獲得することを認めず、二重に取得した利益との間での調整を求める。そして、この場合の調整は、重複填補の調整あるいは損益相殺的調整によって行われる。本判決の場合にも、このような調整が求められることになる。本判決において、遺族の取得した遺族年金受給権が社会保障給付によるものであることから、以下では、社会保障給付と重複填補・損益相殺的調整との関係について検討する。

1 被害者が不法行為を被ると同時に、不法行為により生じた事態を前提としつつも、別の発生原因に基づいて第三者に対する債権（特に、社会保障給付受給権）を取得したという場合、損害賠償債権との重複填補が問題となる。右の場合、具体的には、第三者に対する各種保険給付の請求権が不法行為を契機として発生する場合となるが、この場合、①すでに支払われた、または、②将来受けるであろう給付を損害額から控除すべきか否かの問題が生じる。これらの問題は損益相殺の項目の下に論じられるのが一般的である。⁷⁾

損益相殺とは、被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受けた場合には、損害賠償額の決定に際し、それを賠償されるべき損害額から控除することをいう。不法行為を理由とする損害賠償制度により、被害者は、

不法行為により生じた不利益を填補されることがあっても、不法行為から利益を獲得することは許されないと⁸⁾の考慮、あるいは、加害者と被害者の公平の確保に基づく⁸⁾とされる。

損益相殺において問題となるのは、控除される利益の範囲である。かつては、不法行為と相当因果関係にある利益が控除されると解されていたが、最近では、加害行為と利益の関係にはなく、生じた損害と利益との関係に着目して、当該利益が不法行為を契機に生じたものであることに加えて、両者の関係からして損益相殺を認めるのが公平であると判断されること、すなわち、両者に「法的同質性」があることが必要だとする説が有力になつて¹⁰⁾いる。最高裁も、「同一の原因」によって受けた「同質性」のある利益に限って控除すべきものとの基準を示し、これを「損益相殺的調整」と称した（平成五年判決）。

最高裁は、「損益相殺的調整」と称して、厳密には不法行為と同一の原因によって受けた利益と言えないが、被害者が取得することとなった一定の利益についても控除の対象としている。しかし、「損益相殺的調整」の場面で問題となっているのは、不法行為により生じた事態を前提として、別個の原因に基づいて発生した被害者に対する第三者の金銭給付債務（各種保険給付等）と、不法行為に基づいて発生した被害者に対する加害者

の損害賠償債務との競合の問題である。この意味において、「損益相殺的調整」の問題は、重複填補の問題の一部であると言える。^①

2 遺族厚生年金について、厚生年金保険法(以下、「厚年法」という。)五九条は、被保険者である被害者が死亡した場合に、その者の死亡の当時、その者によって生計を維持していた者(配偶者、子、父母、孫又は祖父母)を受給権者とする。本件では、被保険者である被害者は交通事故によって死亡し、その遺族が遺族厚生年金を受給することとなったが、同時に、被害者の死亡によって被害者の損害賠償請求権を相続によって取得している。この場合、遺族は、被害者の死亡を契機に、遺族厚生年金受給権と損害賠償請求権とを取得するため、いわゆる重複填補の状態にある。したがって、遺族が遺族厚生年金の給付を受けた場合に、加害者が被害者(その相続人)に賠償すべき損害額から給付額の全額又は一部を控除すべきか否かという問題が生じることとなる。

一般論として、不法行為の被害者ないし遺族が各種社会保険給付を受けた場合に、加害者が被害者に賠償すべき損害額から給付額の全額又は一部を控除すべきか否かを判断するに当たっては、①支給を受ける給付制度の趣旨・目的がどのようなものであるか、②代位規定など民事損害賠償との調整規定が設けら

れているか、③社会保険等の費用の負担者が誰か、というような要素を総合的に検討して、判断すべきであるとされている。^②

右①については、被害者側における受給権取得が、死亡ないし負傷を原因とするものであっても、社会福祉等の一環としての色彩が濃い場合には、不法行為とは、直接的な因果関係がないものとして、損益相殺の対象とならない場合もあり得る。

右②については、主として代位規定の有無が問題となる。社会保険の給付がされたことによって、加害者が、被害者及び保険者の双方から二重に請求されるのは不合理であり、代位規定があり、かつ、将来代位が予定されているような場合は、損害額から控除するのは当然のこととして考えられている。ただし、個別法に代位規定が設けられていない場合であっても、填補をした主体が、商法六六二条、民法四二二条の代位請求ないし民法七〇三条の不当利得返還請求により、加害者に請求する余地はあり得るし、逆に、代位規定が設けられていたとしても、現実の行使が予定されていない場合もあり得るのであるから、個別法規に代位規定が設けられているか否かの点のみを根拠として控除の要否の判断要素として用いることは妥当ではない。^③

右③については、被害者側が費用を負担している場合には、保険金は納付した保険料の対価としての性格を有するから、損

害額から控除するのは公平を欠くことになり、これに反して、被害者側以外の者が費用を負担している場合には、損害額から控除すべきであるという結論を導きやすい傾向がある⁽¹⁵⁾。

これを本件の遺族厚生年金について当てはめてみると、損害額から控除すべきか否かは、かなり微妙な問題を抱えることになる。すなわち、①厚年法によると、遺族年金支給の目的は、遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること（厚年法一条）にあることからすると、遺族の生活保障を目的としていると言える。②厚年法においては、代位規定を設けているが（厚年法四〇条）、適用していないのが実務上の運用である。③厚生年金制度が労働者の一部拠出制（厚年法八〇条及び八二条）によっていることからすると、遺族年金については、損害額から控除すべきでないとする結論も十分に成り立つ余地がある。遺族年金が被害者側が負担している掛け金から支払われ、かつ、保険者からの代位が事実上予定されていないのであれば、遺族年金額を損害額から控除することは、被害者側の負担において、加害者側に利益を与える結果となり、公平を失するとも考えられるからである⁽¹⁶⁾。

しかし、従来の裁判例では、控除することを当然のこととしてとらえており、控除すべきでないとした例は見当たらない。

これは、後で見ると、従来の裁判例が、年金受給権の喪失を逸失利益に係る損害として請求した事案であったため、遺族年金を控除しないと、年金の二重取得という結果を容認することとなり不都合であるとの実質論が働いているからだと考えられる。

しかしながら、本件では、被害者は現役の労働者であり、逸失利益に係る損害は給与収入等を基礎に算定されている。この点において、従来の裁判例とは事情が異なる。本判決は、被害者が年金の受給権者であった場合とそうでない場合とを区別する理由はないとして、被害者の逸失利益全般との関係で損益相殺的調整をすべきであると判示したものであるが、しかし、本件のような場合、年金の二重取得という結果が生じず、かつ、給与収入は、保険料とは無関係の被害者の労働能力を表象するものであり、右稼働収入に係る逸失利益（損害）と遺族年金取得（利益）との間に同質性がないため、損益相殺的調整をすべきではないとも考えられる⁽¹⁷⁾。

本判決の争点である稼働収入に係る逸失利益からの遺族年金の控除については、学説上争いがあったところではあるが、次に見るように、従来、最高裁で争われていたのは、被害者が年金受給権者であった場合であって、本件のような場合について

最高裁が判断を下したことはなかった。そこで、本判決を検討する前提として、以下では、被害者が年金受給権者であった場合に関する従来の判例・学説の状況を検討したい。

三 判例・学説の状況

1 不法行為を契機として、第三者が被害者に対し金銭給付義務を負う場合(国または地方公共団体の負う遺族扶助料・遺族年金、各公務員共済組合法上または労働者災害補償保険法(以下、「労災保険法」という。))上の給付、私的な保険契約上の給付(①すでに支払われた、または、②将来受けるであろう給付をそれぞれ損害額から控除すべきか否かという問題が生じる。これらについての判例理論は次のとおりである。¹⁸⁾

右①に関して、(i) 恩給扶助料につき、それを受ける権利を相続により取得した者の賠償請求権は、「損失補償ないし生活保障」という「同一目的の給付の二重取り」を防止するために、扶助料額の限度で「当然、縮減しなければならぬ」と解するのが最高裁判決である(最判昭和四一年四月七日民集二〇卷四号四九九頁)。(ii) 地方公務員等共済組合法(以下、「地公共法」という。)に基づき死者の相続人が取得した遺族年金

についても、最高裁は同様の立場をとっている(最判昭和五〇年一月二二日集民一一六号三〇七頁)。(iii) 年金形式の労災保険給付につき、最高裁は、第三者行為災害の場合に関して、すでに支給された分を逸失利益から控除し(最判昭和五二年五月二七日民集三一巻三号四二七頁、最判昭和五二年一月二二日集民一二二号五五九頁)、使用者不法行為の場合についても同様に(最判昭和五二年一月二五日民集三一巻六号八三六頁)、逸失利益からの控除のみを認め、積極損害・慰藉料からの控除を否定する(最判昭和六二年七月一日民集四一巻五号一一〇二頁)。

右②に関しては、(i) 恩給扶助料につき、最高裁は、将来の給付の控除を認める(前掲最判昭和四一年四月七日)。(ii) 地公共法に基づく遺族年金についても同様に控除を認める(前掲最判昭和五〇年一月二二日)。(iii) 労災保険給付に関しては、①の場合と異なり、第三者行為災害の場合も使用者行為災害の場合ともに、政府が保険給付をしたことよって、受給権者の使用者に対する損害賠償請求権が失われるのは(厚年法四〇条及び労災保険法(昭和四八年法律第八五号)による改正前のもの)二〇条参照、「政府が現実に保険金を給付して損害を填補したときに限られ、いまだ現実の給付がない以上、たと

え将来にわたり継続して給付されることが確定していても」、
 受給権者は第三者に対し損害賠償請求の請求をするにあたり、
 このような将来の給付額を控除することを要しないとして、控
 除を否定する（前掲最判昭和五二年五月二七日、前掲最判昭和
 五二年一月二二日、前掲最判昭和五二年一〇月二五日）。（iv）
 保険のうち生命保険につき、最高裁は、生命保険金は払い込ん
 だ保険料の対価の性質を有するとして、控除を否定する（最判
 昭和三九年九月二五日民集一八卷九号一五二八頁）。これに対
 し、損害保険金の給付については、控除を肯定するのが学説及
 び実務の大勢である。⁽¹⁹⁾

2 このような状況のなか、最高裁は、遺族年金の損害賠償
 額からの控除の範囲について、本判決が引用する平成五年判決
 及び平成一一年判決において、新たな判断を示した。

平成五年判決は、道路を横断中に乗用車に衝突されて死亡し
 た被害者Aの相続人Xらが加害者Yを相手として損害賠償を求
 めた事案において、Xらが、逸失利益に係る損害として、Aが
 平均年齢まで生存していれば支給されたであろう退職共済年金
 （昭和六〇年改正前の地公共法の規定に基づくもの）の現在価
 額等の賠償を求めたものである。第一審及び原審は、口頭弁論
 終結時までに、Xらが支給を受けた遺族年金額のみを控除すべ

きであると判示した。これに対して、Yは、XらがAの死亡を
 原因として、遺族共済年金を取得したので、すでに支給を受け
 た遺族年金額及び将来の遺族年金の現在価格が、損害額から控
 除されるべきであると主張して上告した。最高裁は、「被害者
 が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって
 利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、
 公平の見地から、その利益の額を被害者が加害者に対して賠償
 を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を
 図る必要がある、また、被害者が不法行為によって死亡し、そ
 の損害賠償請求権を取得した相続人が不法行為と同一の原因に
 よって利益を受ける場合にも、右の損益相殺的な調整を図るこ
 とが必要なきがあり得る。このような調整は、前記の不法行
 為に基づく損害賠償制度の目的から考えると、被害者又はその
 相続人の受ける利益によって被害者に生じた損害が現実には補
 んされたということができる範囲に限られるべきであり、「被
 害者又はその相続人が取得した債権につき、損益相殺的な調整
 を図ることが許されるのは、当該債権が現実に履行された場合
 又はこれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であると
 言うことができる場合に限られる」として、すでに被害者の相
 続人が受給した遺族年金額と、事実審口頭弁論終結時にいまだ

支給を受けていないが支給を受けることが確定した遺族年金の額についての控除を認めたが、いまだ支給を受けることが確定していない遺族年金額の控除は認めなかった。⁽²⁰⁾

この平成五年判決において注目すべき点は、最高裁が初めて「損益相殺的調整」という観念を示したことにある。最高裁は、「同一の原因」と「損害と利益との同質性」という二つの要件が充たされる場合には、損益相殺的調整を認める必要があるとした上で、「当該債権が現実には履行された場合」か、「これと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるということができる場合」という基準を挙げて、その範囲で調整がなされるとい一般論を展開する。最高裁は、得べかりし退職年金からの遺族年金の控除を念頭においていることからすると、両年金の受給権者の相違、すなわち、損害を受けた主体と利益を受ける主体との相違を意識しているものと考えられる。そのため、この問題を「損益相殺」ではなく、「損益相殺的調整」と称したのである。そして、判旨が、「被害者又はその相続人の受ける利益によって被害者に生じた損害が現実には補てんされたということができる範囲に限られるべきである。」という限定を附したことを考えると、「損益相殺的調整」は、被害者側が第三者から得る利益（特に社会保障給付）が損害を填補する結果起こ

る損害額の減縮として把握されよう。この意味では、「損益相殺的調整」とは、重複填補の調整であるとも考えられる。⁽²¹⁾ しかし、判旨は、「損益相殺」と「損益相殺的調整」の異同について触れていないため、疑問が残されたところである。

両者の異同については、次のような見解がある。上述の最高裁が附した限定に鑑みると、(イ)「利益」は損害填補性を有するものに限られること(この点で生活費等に関する「損益相殺」と異なる。)(ロ)「調整」が損害の重複填補に関する調整であること、(ハ)「利益」が第三者に対する債権(社会保障給付債権など)である場合は控除制又は償還制(代位制)による調整となること、(ニ)したがって、「損益相殺的調整」は損害額ないし損害賠償債権の減縮概念であること、などが理解され、損益相殺を嚴格に解する通説的見解では、損益相殺は同一責任原因から生じた被害者自身の損失と利益との間に生ずる問題とされるため、平成五年判決でも権利主体の相違は無視できず、この点からも損益相殺そのものとは分別すべきであると解したものと思われる。⁽²²⁾

最高裁は、「損益相殺的調整」の要件として、第一に、損害と「同一の原因」から利益が発生すること、第二に、損害と利益が「同質」であることを挙げる。判旨は、退職年金の喪失を

「損害」、つまり、「失われた利益」、そして、遺族年金の取得を「利益」と見て、この両者の「同質性」を問題とする。そして、この二つの「利益」の同質性を、その目的と機能が同一であるかによって判断している。判旨は、退職年金と遺族年金は、どちらも受給権者の退職後の受給権者自身と被扶養者の生活保障、または受給権者死亡時の被扶養者の生活保障を目的とする性格づけて、両者の同質性を肯定する。同質性については、すでに前掲最判昭和五〇年一〇月二一日が、地公共法の退職年金と遺族年金につき、両者が「同質性かつ相互補完的」関係にあることを前提とする判断をしていた。平成五年判決も、この基準にそって同質性を判断し、「損益相殺的調整」の判断枠組みを具体化したものである。

次いで、年金給付の控除の範囲について、最高裁は、年金の履行の確実性と存続の確実性が認められる場合に限り控除することができるとした。要するに、遺族年金は公的年金であるので履行の確実性はあるが、死亡・婚姻という消滅事由があるので（地公共法九九条の七）存続の確実性を欠き、したがって事実審口頭弁論終結時に、すでに支給された年金の控除と、現実に履行された場合と同視しうる程度に存続が確実な「支給を受けることが確定した年金」の控除は認めるが、将来の年金の控

除は認められないというものである。²⁵すでに述べたように、最高裁は、前掲最判昭和五〇年一〇月二一日で遺族年金の将来分の控除を認めていたが、その後、使用者行為災害及び第三者行為災害の事例で、労災保険・厚生年金の将来分の年金の控除を否定する判決を出したため、判例の整合性が問題となっていた。²⁶その限りにおいて、平成五年判決は、前掲最判昭和五〇年一〇月二一日を否定し、判例変更を行ったものである。

以上のように、平成五年判決は、年金給付の控除について、損益相殺的調整という枠組みを觀念し、控除の範囲を年金履行の確実性と存続の確実性がある場合にのみ認めるとした点において、重要な判断を示したものである。しかし、自賠責保険金と遺族年金受給額とを合計した金額をもって損害額から控除するという手法とっているが、過失相殺後の退職年金に係る逸失利益額が遺族年金受給額を大幅に上回っており、遺族年金受給額のみでは右逸失利益額を埋め尽くすことができないことは明らかであったため、遺族年金を特に控除すべき損害の費用を特定することなく損害賠償額から控除していた。そのため、損益相殺的調整をする場合、損害のうちどの費目（財産的損害のうち積極損害・消極損害・精神的損害）から遺族年金の既支給分及び支給確定分を控除すべきかという問題が残されることと

なった。この問題について判断を示したのが、平成一一年判決である。

平成一一年判決は、国民年金法の障害年金並びに妻又は子の加給分を受給していたAが、Y経営の医師の医療過誤により死亡し、妻X₁、子X₂、X₃がAを相続し、また、X₁は右各法に基づく遺族年金を受給することとなった事案において、原審が、障害年金につき妻及び子の加給分を含めて逸失利益性を認めたとAの被った損害を算定し、X₁らが右損害賠償請求権を相続したものとし、X₁が相続した損害賠償請求権については、X₁の遺族年金のうち支払いを受けることが確定した分を、Aの逸失利益以外の損害についても控除したのに対して、次のように判示し、原審を改めた。妻及び子の加給分については、社会保障的性格の強い給付であり、その存続も確実なものというところはできないとして、年金としての逸失利益性を否定したが、「遺族年金をもって損益相殺的な調整を図ることのできる損害は、財産的損害のうち逸失利益に限られるものであって、支給を受けることが確定した遺族年金の額がこれを上回る場合であっても、当該超過分を他の財産的損害や精神的損害との関係で控除することはできない」。

最高裁が、ここで遺族年金の控除の対象を逸失利益に限定し

たのは、損益相殺的調整の要件である「同質性」の判断によるものである。平成五年判決は、各年金給付の目的・機能が同一であるかによって判断するという枠組みを示したが、これを本件について当てはめてみると、障害年金と遺族年金との間にも同質性が認められている。本件では、障害年金の逸失利益性について、「損失補償ないし生活保障」を与えることを目的とするという従来の最高裁判例に見られた理由付けを用いず、①「程度の差はあるものの、いずれも保険料が拠出されたことに基づく給付としての性格を有している」、②年金給付の存続が確実であることという新要件を設定し、逸失利益性を肯定している。このように、逸失利益性の判断については、従来の理由付けと異なった判断をしているが、年金給付の目的・機能について、障害年金は、「当該受給権者に対して損失補償ないし生活保障を与えることを目的とするものであるとともに、その者の収入に生計を依存している家族に対しても、同一の機能を営むもの」であるとすると原審の判断を肯定する。そして、遺族年金給付の目的が年金受給権者の遺族の生計維持・生活保障にあることを考えると、両年金給付は、その目的・機能において同一であると考え、ここに同質性を認めたのであろう。他方、積極損害や精神的損害（慰謝料）については、その性質上、同質性がある

とはいえないため、控除の対象から除外されたのであろう。そのため、遺族年金額が逸失利益額を上回る場合であっても、超過分を他の費目から控除することはできないという結果となったのであり、この立場は、前掲最判昭和六二年七月一〇日と整合的に理解することができる。⁽²⁷⁾

3 以上、平成五年判決及び平成一一年判決を、やや紙面を割いて考察してきたが、遺族年金額の控除については、主にその範囲が問題となっていた。そして、その範囲は、先行判例を分析すると、さらに次の三つに分類することができる。すなわち、(1) 損害のうちどの費目(財産的損害のうちの積極損害、消極損害、精神的損害)から遺族年金額を控除すべきかという控除の客観的範囲、(2) 相続人のうち誰の損害賠償債権から控除すべきかという控除の主観的範囲及び(3) すでに支給された遺族年金額のほかに将来支給分をも控除すべきかという控除の時間的範囲である。⁽²⁸⁾以下、この順に考察していく。

(1) 控除の客観的範囲

損害賠償債権は、その内訳として、財産的損害のうちの積極損害、消極損害及び精神的損害の三つの費目に分類される。そして、この損害賠償債権につき、損益相殺的調整を図る場合、

どの費目から遺族年金額を控除すべきか、あるいは全損害から控除すべきか、という問題が生じる。この問題については、平成五年判決が、遺族年金額を特に控除すべき費目を特定することなく損害賠償額から控除していたため、損害賠償費目との関係が問題となった。これについては、次の三つの見解がある。

第一に、全損害から控除しようとする見解である。第二に、被害者の逸失利益全般との関係において控除しようとする見解である。この見解は、各種社会保険給付の趣旨や目的、支給の名目は複雑であり、不法行為における損害費目と対応させることは困難であること、遺族年金額は、被害者の収入によつて生計を維持していた者に支給されるものであつて、給与収入等を含めた被害者の逸失利益全般と同質性を有すること等を根拠とする。⁽²⁹⁾

これは、遺族年金額からの控除を認め、積極損害、慰謝料からの控除を否定した前掲最判昭和六二年七月一〇日の判断に沿つた見解といえよう。第三に、被害者の年金収入に係る逸失利益のみから控除しようとする見解である。この見解は、被害者側が退職年金等の逸失利益を主張しなければ、加害者側から損益相殺的調整をすべきであるとの抗弁を出し得ない構造となるべきものと考えられ、退職年金等に係わる抗弁として、同年金等から控除するのが適当であること、遺族の生計維持・生活保障を⁽³¹⁾

目的とする遺族年金が支給されたことによって、賠償額が低くなり、加害者に有利となるのは公平を欠くこと、被害者が年金を受給していたときは、保険料の対価の二重取得を避けるためにも損益相殺的調整をすべきであるが、給与収入は保険料と無関係であり、損害と利益との間に同質性がないことなどを根拠とするものである³²⁾。平成一一年判決では、逸失利益に限定して控除すべきであるとしているが、この事案では、障害年金のみが逸失利益であったので、退職年金や障害年金以外にも労働能力喪失による逸失利益についても控除すべきであるかについては言及していないとも理解することができ、最高裁として右第二説及び第三説のいずれをとるかについては判断していないと見るべきである³³⁾。

（2）控除の主観的範囲

被害者死亡による遺族の損失を社会保障法上は遺族の扶養利益の喪失と認識し、私法上通説は被害者の損害賠償債権の相続と構成するため、受給権者と相続人、受給債権と損害賠償債権の帰属が一致しない場合がある³⁴⁾。そのため、相続人が複数いる場合、遺族年金の既給付分及び支給確定分は、相続人全体から控除しうるか、あるいは遺族年金の受給権者からのみ控除しう

るか、という問題が生じる。この点に関しては、前掲最判昭和五〇年一〇月二四日は、不法行為により死亡した被害者の損害賠償債権を相続した者が遺族年金の受給権者でない場合には、右相続人の損害賠償債権額から右給付相当額を控除すべきではないと判示している。その理由は、「受給権者でない遺族が事実上受給権者から右各給付の利益を享受することがあっても、それは法律上保障された利益ではなく、受給権者でない遺族の損害賠償債権額から右享受利益を控除することはできないから」であるという。

平成一一年判決の一審判決は、相続人全員が遺族年金の給付の利益を受けるものとして、逸失利益算定の過程でこれを控除しているが、原審は、遺族年金給付額は、受給権者の損害賠償債権のみから控除すべきであり、他の相続人の損害賠償債権から控除すべきでないとした。前掲最判昭和五〇年一〇月二四日の判旨からすれば、原審の判断が正当であろう。この点に関しては、学説上もほぼ異論がなく、実務上も解決済みの問題であると言われている³⁵⁾。

（3）控除の時間的範囲

遺族年金のように社会保障給付が年金形式で支給される場

合、その給付は、時間的に見て、「既給付分」と「未給付分」とに分けられる。既給付分について、判例は、損害賠償額から控除すべきであるとする（前述1参照）。最高裁は、その理由を「同一目的の給付の二重取り」の防止に求める（前掲最判昭和四一年四月七日）。

次に、未給付分は、「支給確定分」と「将来支給予定分」とに分類することができる。ここでいう支給確定分とは、事実審口頭弁論終結時において支給されることが決定している額を意味する。この支給確定分については、控除すべきか否か争いがあったところであるが、平成五年判決が年金についての存続及び履行の確実性という判断基準を示し、控除を認めた。以降、支給確定分の控除につき争われた事例は見当たらない。他方、将来支給予定分については、存続及び履行の確実性の基準に照らし、存続の不確実性を理由に控除を否定する。すなわち、平成五年判決によれば、遺族年金は公的年金であるので履行の確実性はあるが、死亡・婚姻という消滅事由があるため存続の確実性を欠くからであるという。⁽³⁷⁾

右の将来支給予定分については、学説上控除説と非控除説とが対立していた。控除説は主として、公平性をその論拠とし、損益相殺論を主張する。控除の論拠を「衡平の原理」に求める

見解は、年金制度の趣旨、年金額のスライド制、将来の損失を現在の損失と考えて損害賠償を認めることとの権衡などから、将来給付予定分も現在の利得として損害賠償額から控除するのが衡平の原則にかなうとする。⁽³⁸⁾ また、控除の論拠を代位に求める見解もある。⁽³⁹⁾

他方、非控除説では、法規定の文理解釈により、過去形に注目するものや、法規定の実質的解釈により、年金の相互補完関係、重複填補排除の趣旨から既給付分に限られるとするものがある。また、将来分の年金を現時点で控除すると、被害者に対する年金額の限度で損害賠償請求権につき分割弁済を認めるのと同様の不利益を強いる結果となり妥当でないことや、将来の不確実性を理由として、控除した場合、控除額相当の遺族年金未受領の間の受給権喪失の可能性があり、被害者側にとつて不利益であるとする説も有力である。⁽⁴⁰⁾

なお、将来給付予定分に限らず、既給付分も含めて控除を不要とする見解もある。この見解は、給付の目的によつて控除の要否を判断するものであり、給付の目的を、遺族の「適当な生活維持すること」であると分析し、結果として既給付分をも控除しえないことになるもの、遺族年金は損害の補填とは無関係で

あること、保険料の一部を被保険者自身が負担していることから考えて、その将来分を損害賠償額から控除すべきではなく、むしろ損害賠償との重畳的取得を認めることが制度の趣旨に合致すると指摘し、前同様、既給付分についても控除を不要とする見解に達するものがある。⁴² 社会保障実務においては、このように解する見解が支持されているようである。

四 判旨の検討

本判決の判旨は、不法行為の被害者が年金の受給権者であった場合とそうでなかった場合とを区別することなく、支給の確定した遺族年金につき、被害者の逸失利益全般との関係で損益相殺的な調整をすべきであるとする。このほか、判旨は、職権でもって、遺族年金等につき、受給権者のみならず、その支給を受けていない者との関係でも損益相殺的な調整がなされた結果となっている点について、原審の判断に違法がある旨判示した。このように判旨は、遺族年金控除の要否及びその範囲に關する問題について判示したものである。そこで、以下では、まず、控除の要否について検討し(1)、次いで、控除の主観的範囲(2)、控除の客観的範囲(3)、控除の時間的範囲(4)

の分類に沿って、順に検討する。

1 まず、遺族年金控除の要否に關して、判旨は、平成五年判決を引用して、損益相殺的調整を要するとする。損益相殺的調整については、すでに述べたが、これまで損益相殺的調整をすべきとされたものは、死亡被害者が退職年金の受給権者ないし障害年金の受給権者であったため、損害賠償として算定された逸失利益は、年金の受給権喪失によるものであった。年金の受給権喪失を逸失利益することについては、争いがあったところであるが、最高裁はこれを肯定することによって、遺族年金との関係で同質性を認め、これを損害賠償額から控除するという判断を示してきた。しかし、本件では、被害者が年金受給権者でない現役の労働者であったため、その逸失利益は給与収入等を基礎に算定されている。⁴³ そのため、この給与収入等に基づく逸失利益と遺族年金との間には同質性があるか否かが問題とされたのである。この点について、判旨は、特に理由を示すことなく同質性を認めているが、給与収入等に基づく逸失利益の性質について考えてみると、むしろ同質性は認められないのではないか、という疑問が残る。

給与収入は、被害者の労働能力を表象するものであるから、右給与収入に係る逸失利益もまた、同様の性質を有すると解さ

れる。他方、遺族年金は、その給付の目的が遺族の生計維持ないし生活保障にあると考えられることからすると、両者は、その目的・機能において同一であるとはいえない。さらには、帰属主体の不一致も問題である。被害者が年金受給権者であった場合も本件のような給与所得者であった場合も、不法行為により損害を被ったのは死亡した被害者自身である。他方、年金等により利益を受けるのは残された遺族である。以上の点からすると、本件の場合、同質性があるとは思われない。では、判旨は、どのような考慮から同質性を認めたのであろうか。

この点については、不法行為に基づく損害賠償請求の相続構成に混乱の原因があると思われる。現行の損害賠償制度は、死亡した被害者自身に損害賠償請求権が発生し、これが相続により被害者の相続人に承継されるという構造になっている。相続構成によると、遺族が相続により取得する損害賠償請求権は、死亡被害者の受けた損害に係る逸失利益である。⁽⁴⁴⁾そのため、遺族が遺族年金の支給を受けた場合には、損失を受けた主体と利益を受けた主体とが相違する結果となる。

しかし、実質的に見ると、被害者が死亡したことにより、遺族もまた損害を被っていると考えられる。すなわち、遺族が被害者の年金や給与等によって生計を維持していた場合には、被

害者の死亡によって、遺族はその生計維持の利益を失うと考えられる。このように考えると帰属主体の不一致の問題は解消されよう。そして、遺族年金給付の目的・機能に鑑みると、その失われた生計維持の(期待)利益は、遺族年金の給付により填補されうるものと解され、ここに同質性を認めることができる。したがって、判旨のいう「同質性」とは、被害者の遺族が失った(被害者の給与収入等に基づく)生計維持の利益(＝損失)と遺族が(遺族年金の受給によって)得た生計維持の利益との同質性を意味すると解される。このように理解すると、最高裁のいう「損益相殺的調整」とは、損失を受けた主体と利益を受けた主体とが相違する場合において、その損失と利益とが上述の意味における「同質性」を有する限りでの控除であるといえよう。また、こう解することで、従来の裁判例と整合的に理解することができる。

2 次に、控除の客観的範囲の問題について検討する。判旨は、年金等に係る逸失利益だけでなく、給与収入等を含めた逸失利益全般との関係で控除をすべきであるとする。平成五年判決及び平成一一年判決の残された問題について、最高裁として初めて判断を示したものとして、重要な意義を有する。給与収入等を含めた逸失利益全般との関係で控除すべきとの立場は、

学説上、批判的見解の多かったところであるが、判旨は、平成五年判決及び平成一年判決を引用し、「この理は、」本件のように被害者が年金等の受給権者でなかった場合においても、「同様に妥当す」として、特に理由を示すことなく、控除を肯定している。それでは、最高裁は本件において、どのような考慮によって控除を肯定するのであろうか。

この点についても、死亡被害者の逸失利益の性質を考えなければならぬ。従来の裁判例では、被害者が年金受給権者であったため、遺族の相続した損害賠償額から遺族年金等を控除しないと、年金の二重取りを容認する結果となり、不合理であるという点が強調されてきたが、すでに述べたように、遺族年金の給付ないし給与収入等に係る逸失利益の相続には、被害者の遺族の生計維持の目的・機能が伴うと考えられる。そして、このように考えるのであれば、そこに遺族の損失を観念することに よって、同様の目的・機能のある遺族年金との同質性を認めることができるのであって、年金の二重取りの防止を強調することによって、控除の対象は年金等に係る逸失利益に限られるとする立場から一歩踏み出し、逸失利益全般について控除の対象を拡大することができるかと判断したものと考えられる。

ところで、死亡被害者の逸失利益の相続には、遺族の生計維

持の目的・機能があると考えるのであれば、それは遺族の扶養としての側面であるといえよう。すなわち、扶養利益は、「被害者が死亡しなければ被害者から扶養されたであろう利益は被害者が死亡しなければ得られたであろう逸失利益から支出される」関係にあると理解されると、逸失利益の相続には扶養の機能が伴うと考えられる⁴⁵⁾。そして、扶養という観点から見ると、平成五年判決は、死亡被害者の逸失利益には遺族の将来の扶養利益分も含まれ、これを含んだ被害者自身の損害賠償請求権を観念し、相続の対象とすることにより、扶養利益分について債権競合状態が生じる。そこで、扶養利益の喪失に相当する金額が被扶養者（遺族）に支払われた場合には、重複填補を避けるために、相続対象である損害賠償請求権が縮減すると捉えたものと理解される⁴⁶⁾。これを本判決について当てはめてみると、扶養利益の喪失に相当する金額には、遺族年金が対応する。遺族年金給付の生計維持・生活保障機能に鑑みると、遺族年金にも遺族の扶養としての性質があると考えられるからである。そのため、遺族年金相当額が控除されることになるが、この限りにおいては、本判決と平成五年判決とを整合的に理解することができる。

しかし、逸失利益について、遺族の扶養に要する部分を考慮

することなく、逸失利益を相続させることによって、結果として、逸失利益全般が被扶養者の生計維持に充てられたものとみなされる点については、疑問が残る。逸失利益について考えてみると、死亡被害者の逸失利益（その用途）は、一般に、（a）被害者の生活費、（b）被害者の奢侈的支出、（c）被害者の貯蓄部分、（d）扶養のための支出に分けることができるが、このうち相続の対象となるのは、（b）（c）（d）である。この点につき、最判平成二二年九月七日（判タ一〇四五号二〇〇頁）は、（d）の扶養請求権を遺族固有の利益と認めたが、扶養利益喪失による損害額は逸失利益の額と当然に同じ額となるものではないとして、①扶養者の生前の収入、②被扶養者の生計維持に充てられる部分、③被扶養者各人の扶養利益の比率、④被扶養者各人の要扶養期間などの具体的事情に応じて算定すべきであるとしている。⁴⁸この立場を前提すると、逸失利益全般について被扶養者の生計維持に充てられた結果となっている従来⁴⁹の裁判例及び本判決の判断は妥当ではない。遺族年金との同質性を有する損害というのであれば、それには扶養利益喪失の損害が対応するはずであり、前掲最判平成二二年九月七日の算定方法によって、逸失利益中の扶養利益分を具体的に算定した上で、これに対応する遺族年金額を控除するという論証を経る必

要があったと思われる。⁴⁹

3 控除の主観的範囲について、原審は、被害者の被った損害額から本件の遺族年金に係る控除をし、控除後の損害賠償請求権を遺族が相続により取得すると判断することによって、遺族年金の受給権者でない者X₂についても控除した結果となっていた。この点に関して、本判決は、「不法行為の被害者の相続人が受給権を取得した遺族厚生年金等を損害賠償の額から控除するに当たっては、現にその支給を受ける受給権者についてのみこれを行うべきものである」として、原審の判断には法令解釈を誤った違法があるとした。これについては、「受給権者でない遺族が事実上受給権者から右各給付の利益を享受することがあっても、それは法律上保障された利益ではなく、受給権者でない遺族の損害賠償債権額から右享受利益を控除することはできない（前掲最判昭和五〇年一〇月二四日）」と解するのが相当であり、X₂について控除を否定した本判決の判旨は妥当である。

なお、この判断からすると、遺族年金の控除は、損害賠償債権につき、各相続人に分配した後に、遺族年金受給権者についてのみ控除することになる。この点に関しては、相続⁵⁰の前段階で控除すべきであるとも考えられるが、その場合、逸

失利益の算定において、遺族の扶養に要する部分を具体的に算定した上で、これについて遺族年金との控除を図ることになる。控除の客観的範囲についても同様に考えられることから、私見としては、このような見解に共感をおぼえる。しかしながら、年金の一身専属性に鑑みると、遺族各人についての扶養利益分を算定したうえで、遺族年金受給権者についてのみ控除することができると考えられるから、相続前において遺族全体についての扶養利益分から控除することは妥当ではない。

また、本判決のように相続人別に控除することは、逸失利益賠償給付において遺族の生活保障という機能が実質的には期待されているにもかかわらず、給付を必要とされる者ほど、その給付に欠けるといった不合理な結果をもたらす場合もある点も指摘される⁵¹⁾。この点につき、遺族年金の受給権者の観点から考えてみると、相続前控除では、遺族全体の損害賠償債権から遺族年金分を控除し、控除分だけ縮減した損害賠償債権を各相続人に相続割合に応じて分割するのであるが、その結果、控除分を他の相続人も負担することになり、受給権者の負担は減少する。そうすると、遺族年金をその受給権者からのみ控除する相続後控除に比して、損害賠償額の面において受給権者にとつて有利な結果を導きやすい。しかし、遺族年金の一身専属性やそ

の結果生じる重複填補を許容してまで遺族年金の受給権者を保護する必要があるかは問題である。遺族年金受給権者の要保護性によりそのような結論を導くことは、躊躇せざるをえない。

結局のところ、損害賠償請求権の相続的構成を前提とする限りでは、判旨のように解するのが妥当であると言えるのではないだろうか。

4 控除の時間的範囲について、本件では特に争われていないが、判旨は、支給を受けることが確定した遺族厚生年金を控除すべきことを明示する。これは、控除の範囲に関して、客観的範囲及び主観的範囲とともに重要な論点であるため、最高裁としての立場を明らかにしたものと考えられる。この問題について、最高裁はすでに解決済みであると捉えているのであろうが、口頭弁論終結時において、遺族年金の受給権が確定したか否かという点のみを基準にして、確定していない分についての控除を一律的に否定し、遺族年金受給権が存続する蓋然性がどの程度あるかという、将来予想される事実を一切考慮していない。そうすると、口頭弁論終結後に、遺族年金が現実に支給された場合、確定判決後の事情はどのように反映されるのかについて問題となる⁵²⁾。最高裁は、これについて判断を示したことはなく、問題が残されることとなった。この問題については、

最後に検討する（後述七）。

五 遅延損害金の充当について

1 遅延損害金発生の時期について、判例は、古くは請求時と解していたが（大判明四三年三月一八日民集七卷六四八頁）、その後、不法行為時と改めた（大判明四三年一〇月二〇日民録一六輯七一頁、同大三年六月二四日民録二〇輯四九三頁）。

最判昭和三十七年九月四日民集一六卷九号一八三四頁が、不法行為に基づく損害賠償債務は、なんらの催告も要することなく損害の発生と同時に遅滞に陥るものと解すべきであるとして、不法行為時説を取っている。学説も、①適当な請求のあった時ないし訴提起時と解する説⁽³⁰⁾、②判決の時と解する説⁽³¹⁾、③不法行為時とがあったが、通説は③不法行為時説である。

2 本件遅延損害金の充当に関して、その前提問題として、自賠責保険金等によって損害の一部がてん補された場合に、てん補された部分についての不法行為時から支払日までの遅延損害金の支払請求は認められるか否かという問題がある。これについては、本判決も引用する最三判平成一一年一〇月二六日、最二判平成一二年九月八日⁽³²⁾がこれを肯定する判断を示してい

る。すなわち、不法行為に基づく損害賠償債務は、損害の発生と同時に何らの催告を要することなく、遅滞に陥るものであって（前掲最判昭和三十七年九月四日）、後に自賠法に基づく保険金の支払いによって元本債務に相当する損害がてん補されたとしても、右てん補された損害金の支払債務に対する損害発生日である事故の日から右支払日までの遅延損害金はすでに発生しているから、右遅延損害金の支払請求が制限される理由はない。

次いで、遅延損害金の支払請求ができるとして、自賠責保険金として支払われた金額について遅延損害金を充当できるかという問題が生じる。

充当を認めない理由としては、自賠責保険の損害査定要綱において遅延損害金の項目がないことや自賠責保険金請求書において遅延損害金を請求していたとは認められないこと（前橋地太田支判平成七年五月二六日交民二八卷三三号八四六頁）、自賠責保険は自賠法三条による責任をてん補するものであり遅延損害金の弁済をなすものではないこと（京都地判平成一五年三月二五日自保ジャーナル一五一号五頁）などが挙げられる。

他方、充当を認める理由としては、自賠責保険金の支払いは被害者に対する関係では加害者の損害賠償債務の支払いと同視

されるものであるので民法四九一条に従う（大阪地判平成一三年一月二八日交民三四卷六号一五四九頁等）、自賠責保険の責任保険性から保険金は加害者の遅延損害金債務の支払いにも充てられることになるので元本に充当するという明示・黙示の合意がない限り民法四九一条に従う（東京地判平成一五年六月二六日判時一八二八号五〇頁等）などがある。

学説においても法定充当を認める説が主流である。その理由としては、被害者保護という制度目的からすると被害者が法の規定する順番どおりに充当することを、責任を果たしていない加害者が否定する理由はない、自賠法には自賠責保険金の支払いについて民法四九一条の内容を変更する規定はなく自賠責保険金自体もそのような効力を有しない、⁵⁶⁾などがある。

本判決は、遅延損害金の支払い請求ができる以上、民法四九一条一項の法定充当に関する規定が適用され、自賠責保険金等が支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは、まず遅延損害金の支払債務に充当され、残金があるときは元本に充当されることになる⁵⁷⁾と判断しており、前記のような判例・学説からすると、本件最高裁はその流れに沿ったものと言える。また、自賠責保険金については、損害費目の縛りはないとされており、同保険金の支払日までの全

損害に対する遅延損害金にまず充当されることについては異論はないであろう。⁵⁸⁾しかしながら、遺族年金がどのように充当されるかは問題の残るところである。

3 本判決は、自賠責保険金等の遅延損害金への充当を認める旨判示しており、自賠責保険金だけでなく遺族年金についても民法四九一条一項が適用されるとしている。

しかしながら、民法四九一条一項が債務の弁済についての法定充当を定めたものであり、遺族年金のような社会保険給付が債務の弁済といえるかどうかは問題である。自賠責保険金の場合、賠償責任保険性を強調することにより被害者請求（自賠法一六条一項）における保険金支払いも債務者である加害者の弁済であると解し、⁵⁹⁾民法の弁済充当の規定が適用されるということができる。他方、社会保険給付は、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする（労災保険法一条）など、各社会保険給付で定められた目的のためにされるのであって、損害賠償とはその制度の趣旨、目的を異にするなど債務者の弁済と捉えることは難しく、⁶⁰⁾民法の弁済充当の規定が当然に適用されるものではない。せいぜい同条を準用もしくは類推適用するということになるうかと考えられる。⁶²⁾

また、遅延損害金は、その前提として債務者の責めに帰すべ

き事由があることを要するが、社会保険給付の給付遅滞は、債務者の責めに帰すべき事由によるものといえないのであり、遅延損害金自体が発生しないのではないかと考えられる。⁽⁶⁴⁾この点について、本判決では、どのような理由で社会保険給付を自賠償保険金と同視したのか明らかにされておらず、問題が残されたと思われる。

4 以上のように、本判決が遺族年金についても遅延損害金に充当されるとしたことは問題があると思われるが、充当されるとした上で、さらに本判決を検討したい。

本判決によると、遺族年金を控除することのできる費用は同質性のある逸失利益に限られるのであるから、遅延損害金についても、逸失利益の遅延損害金に充当されると考えるのが妥当といえるのではないだろうか。⁽⁶⁵⁾これに対して、自賠償保険金も他の社会保険給付もいずれも第三者からの支払とみれば、両者を別異に捉える必要はなく、また本判決も遅延損害金が付されるべき損害を特に限定していないことから、遺族年金も全損害の遅延損害金に充当されると考えられる。しかし、本判決は、「てん補される損害についても」遅延損害金の支払債務にまず充当されると判示していることから、「てん補される損害費用、すなわち逸失利益の遅延損害金に充当されると解することもで

きよう。⁽⁶⁶⁾

さらには、本件における遺族年金のような年金方式の社会保険給付では、支払日が数十回にも及ぶことから、社会保険給付につき支払日を特定し、それらについて逐一充当していくという方法も考えられる。⁽⁶⁷⁾

しかしながら、このような計算方法は、あまりにも複雑であるため、実務上、妥当であるとは思われない。⁽⁶⁸⁾したがって、本判決は、自賠償保険金も遺族年金もいずれも第三者からの支払とみて、両者を区別することなく、「自賠償保険金等」として全損害の遅延損害金への充当を認めたものと理解することができ

六 本判決の射程

本判決は、遺族年金控除の範囲に関して、その主観的範囲及び時間的範囲について従来の判断を引用するのみであり、特に最高裁として新たな判断を示していない。とすると、本判決の新たな判断は、控除の客観的範囲の一点に尽きるといえよう。被害者が支給を受けるべき年金等に係る逸失利益のみならず、給与収入等を含めた逸失利益全般との関係で控除をすべきであ

るとしたことよって、おおよそいかなる逸失利益との関係においても控除すべきことになり、本判決の射程はかなり広く及ぶと解される。遺族年金の控除を否定しようとするのであれば、逸失利益について、生計維持ないし扶養の目的・機能がないと言わなければならないであろう。そうすると、控除が否定されるのは、被害者の受けていた社会保障給付等が一身専属的なものであるといえる場合に限られると考えられる。今後は、各種社会保障給付について、その給付の目的・機能を明らかにしていく作業が必要であると思われる。

七 おわりに

最後に、本判決では判断されなかった問題について触れておきたい。

将来支給される分の遺族年金について、請求異議の訴えないし不当利得返還請求は認められるか否かの問題である。先にも述べたように、遺族年金につき、将来給付予定分を控除しないとの判決が確定した場合、その口頭弁論終結後に、遺族年金が現実に給付された場合、口頭弁論終結後の事実関係を理由とする請求異議の訴えないし不当利得返還請求訴訟を提起すること

ができるか否かという問題が生じる。平成五年判決は、この点について明言していないので、口頭弁論終結後の事実により、精算を許容することを前提とすると、長期にわたって、紛争を残すことになり、裁判の紛争解決機能を著しく阻害することになるから、請求異議の訴えないし不当利得返還請求訴訟を許すことは妥当でない⁽⁶⁾。では、この見解を前提とする場合、将来生じうる事情について、その蓋然性を考慮に入れて判断すべきであろうか。これについては、次のように考えられる。不法行為を契機として、遺族に対し遺族年金が支払われるからといって、加害者の責任が縮減されるわけではない。将来支給される分については、純粹に保険者と遺族の間の問題であり、保険者は支給を停止することができるものを(厚年法四〇条等)、実務上停止せずに支給を継続させているだけであって、加害者にとつて何ら不利益となるものでもない。このように考えると、加害者からの請求異議の訴えないし不当利得返還請求を容認すると、遺族の生計維持のための給付によって、加害者の責任が不当に縮減される結果となり、到底容認できるものではない⁽⁷⁾。したがって、将来給付分については、被害者に利する結果となろうとも、社会保障制度の趣旨からして、容認すべきであろう⁽⁷⁾。

- (1) 平成五年判決の評釈としては、岩村正彦・ジュリ一〇二七号(一九九三年)六七頁、藤田良昭・判タ八二五号(一九九三年)五八頁、窪田充見・法教一五九号(一九九三年)九六頁、藤岡康宏・判例セレクト93(一九九四年)二八頁、山田誠一『平成五年度重要判例解説』ジュリ一〇四六号(一九九四年)九〇頁、関武志・判評四三四号(判時一五一八号)(一九九五年)一八七頁、渡邊和義・判タ九〇四号(一九九六年)四八頁、飯村敏明・判タ九四三号(一九九七年)一〇七頁、滝澤孝臣『最高裁判所判例解説民事篇平成五年度』四五四頁などがある。
- (2) 平成一一年判決の評釈としては、水野謙・法教二三六号(二〇〇〇年)一二頁、菊池高志・判評五〇〇号(判時一七一八号)(二〇〇〇年)一二頁、南敏文・判タ一〇三三三号(二〇〇〇年)一五三頁、佐々木宗啓・判タ一〇六五号(二〇〇一年)一二四頁、西村健一郎・私法判例リマックス二二二号(二〇〇一年)六二頁、河邊義典『最高裁判所判例解説民事篇平成十一年度(下)』五九四頁などがある。
- (3) 河邊・前掲注(3)六二〇頁以下参照。
- (4) 判時一八八六号四八頁における匿名コメント
- (5) 大島眞一『交通損害賠償訴訟における虚構性と精緻性』判タ一一九七号(二〇〇六年)三二頁。
- (6) 潮見佳男『不法行為法』(信山社、二〇〇四年)三二八頁。なお、重複填補・併行給付の問題に関しては、シンポジウム「重複填補の諸問題」交通法研究一〇一一号(一九八二年)、山田誠一「重複填補に関する一考察——生命身体侵害における損害賠償からの併行給付の控除——」『加藤一郎古稀 現代社会と民法学の動向(下)』(有斐閣、一九九二年)三〇五頁以下、同「重複填補問題の理論と現実」NBL五〇八号(一九九二年)三〇頁以下、五〇九号(一九九二年)二七頁以下「第三者から被害者への金銭支払と賠償額」私法五五号(一九九三年)四三頁以下を参照されたい。
- (7) 平井宣雄『債権各論Ⅱ 不法行為』(弘文堂、一九九二年)一四七頁は、控除すべきか否かはそれぞれの給付の発生原因を定めた法律の規定の趣旨または目的の解釈に帰着するから、この問題は損益相殺のカテゴリーから除かれるべきであるとする。
- (8) 四宮和夫『不法行為』(青林書院、一九八八年)六〇一頁、澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為(第二版)』(有斐閣、一九九六年)二二六頁。
- (9) 加藤一郎『不法行為(増補版)』(有斐閣、一九七四年)二四五頁、幾代通(徳本伸一補訂)『不法行為法』(有斐閣、一九九三年)二八四頁。学説史については、松浦以津子「損益相殺」『民法講座第六卷 事務管理・不当利得・不法行為』(高陽堂、一九八五年)(六八一頁以下)

を参照されたい。

- (10) 四宮・前掲注(8) 六〇二頁、平井・前掲注(7) 一四七頁、澤井・前掲注(8) 二二六頁、吉村良一『不法行為法(第三版)』(有斐閣、二〇〇五年) 一六〇頁。

- (11) 潮見・前掲注(6) 三二七頁。

- (12) 第三者からの給付と損益相殺・代位との関係については、水野有子「損害賠償における第三者からの給付を原因とする控除」判夕八六五号(一九九五年) 四頁、長久保守夫「保険金・補償金の支払」『交通損害賠償の基礎知識(下巻)』(青林書院、一九九五年) 四七六頁を参照されたい。

- (13) 飯村・前掲注(1) 一〇八頁。

- (14) 飯村・前掲注(1) 一〇八頁。

- (15) 飯村・前掲注(1) 一〇九頁。

- (16) 飯村・前掲注(1) 一〇九頁。最判平成五年三月二四日の判例評釈において、地方公共法所定の遺族年金について論じたものであるが、厚年保険法における遺族年金についても妥当する考え方である。

- (17) 渡邊・前掲注(1) 五〇頁。

- (18) 四宮・前掲注(8) 六〇七頁。

- (19) 四宮・前掲注(8) 六〇八頁。

- (20) 本判決では多数意見のほかに、三つの反対意見が附されている。以下、簡単に紹介しておく。①藤島意見は、

逸失利益は被害者の稼働能力を基礎として考えるべきであり、退職年金はそもそもそれに該当せず賠償されるべきではないとする。②園部・佐藤・木崎意見は、遺族年金は退職年金を基礎として算定した損害発生と同一の原因による利益とはいえず、現に支給を受けたものも含めて損益相殺的な調整をすべきではないとする。③味村意見は、将来給付されるものも含めて遺族年金の現在額を控除すべきであり、その不確実性はその価値の算定に当たり、勘案することを必要とするにとどまるとする。

- (21) 岩村・前掲注(1) 六九頁、藤田・前掲注(1) 六四頁。潮見教授は、「損益相殺的調整」の問題は重複填補の部分問題であると捉えている(潮見・前掲注(6) 三二七頁)。

- (22) 杉之原舜一「評釈」判民昭三八五頁、蕪山巖「最判昭和四一年四月七日解説」『最高裁判例解説民事篇昭和四一年度』五九七頁、田尾桃二「最判昭和五〇年一月二四日解説」『最高裁判例解説民事篇昭和五〇年度』四六五頁、谷水央「遺族年金」判夕二六八号(一九七一年) 二〇七頁、津地判昭和三六年二月二〇日交通下民昭和三六年七三九頁など。

- (23) 藤田・前掲注(1) 六四頁。

- (24) 岩村・前掲注(1) 七一頁。

- (25) 岩村・前掲注(1) 七二頁。

- (26) 時岡泰「最判昭和五二年五月二七日解説」『最高裁判例解説民事篇昭和五二年度』一八八、一八九頁参照。
- (27) 河邊・前掲(2) 六二二頁。
- (28) 控除の客観的・主観的・時間的範囲の分類は、下森定「報告」交通法研究一〇〥一一号(一九八二年)一七頁を参考にさせていただいた。なお、同様の分析アプローチをとるものとして、藤田・前掲注(1) 六一頁以下。
- (29) 飯村・前掲注(1) 一一〇頁。
- (30) 藤田・前掲注(1) 六二頁は、年金受給権喪失のない事案においても、得べかりし給与等と遺族年金との間で同質性は問題となり、「保険給付の対象となる損害と民事上の損害賠償の対象となる損害とが同性質であり、保険給付と損害賠償とが相互補完性を有する関係にある場合、つまり、財産的損害のうち消極損害(いわゆる逸失利益)」(前掲最判昭和六二年七月一〇日)と遺族年金との間にも同質性は存在しようとして、得べかりし給与と所得からの控除も肯定されているとする(平成五年判決における熟経営収入等の稼働による逸失利益を含む旨を指摘している)。
- (31) 渡邊・前掲注(15) 四九頁、南敏文「不法行為と年金給付」『貞家最高裁判事退官記念論文集』(民事法情報センター、一九九五年) 四二三頁、同・前掲注(2) 一五六頁。
- (32) 渡邊・前掲注(17) 五〇頁。
- (33) 河邊・前掲注(2) 六二三頁。
- (34) 藤田・前掲注(1) 六二二頁。
- (35) 北河隆之「損益相殺に関する現代的諸問題」損害保険研究五六巻4号(一九九五年) 九九頁、野邊寛太郎「年金と逸失利益」『現代裁判法体系6・交通事故』(新日本法規、一九九八年) 三四頁、竹内純一「損益相殺」『現代裁判法体系6・交通事故』(新日本法規、一九九八年) 三六六頁などを参照されたい。
- (36) 平成五年判決で問題となった遺族厚生年金のような年金形式の社会保障給付は、各偶数月に前月分が支給されることとなっている。これによると、事実審口頭弁論終結時において支給が決定していることになり、この部分については控除の対象となる。
- (37) なお、窪田教授(当時助教)は、将来給付予定分を控除しないとした平成五年判決の対場に対して、確実性という基準だけでは解決し得ない大きな問題を孕んでいるのではないかと指摘する(窪田・前掲注(1) 九七頁)。
- (38) 柿島美子「最判昭和五二年五月二七日評釈」法協九六巻一号(一九七九年) 八八頁。
- (39) 澤井裕「最判昭和四一年四月七日判批」民商五五巻五号(一九六七年) 七六四頁。
- (40) 時岡・前掲注(26) 一八五頁、同「損害賠償請求と労

- 災保険給付の控除』『新・実務民事訴訟講座4』（日本評論社、一九八二年）二八七頁、下森定「最判昭和四九年九月二四日解説、『交通事故判例百選』(第二版)別冊ジュリスト四八号（一九七五年）一三二頁、同「最判昭和五〇年一〇月二四日評釈」判タ三三五号（一九七六年）九七頁、同「最判昭和五二年五月二七日解説」判タ三六七号（一九七八年）三六頁、藤田・前掲注（1）六二頁など。
- (41) 青谷和夫「最判昭和四一年四月七日評釈」法律のひろば二〇巻一〇号（一九六七年）三八頁、一一号（一九六七年）三九頁。
- (42) 西村健一郎「最判昭和五二年五月二七日判批」民商七八巻三号（一九七八年）三六二頁。齊藤修「最判昭和五二年一〇月二五日判批」民商七八巻六号（一九七八年）八三二頁も、厚生年金保険制度の趣旨からして、損害賠償の請求と厚生年金の受給とは二重の補填にならないとして、同様の見解を示す。
- (43) 逸失利益の算定につき、稼働能力喪失説及び所得喪失説のいずれの見解に立つかについては、異論のあるところであるが、いずれの説にせよ、本件のような給与所得の場合には、逸失利益性は認められる。
- (44) その他にも相続構成によると、遺族は、被害者の精神的損害に対する損害賠償請求権（慰謝料請求権）も取得
- することになるが、逸失利益に限り控除の対象となることから、この点については、本稿では割愛する。なお、慰謝料請求権の相続の問題に関しては、好美清光「生命侵害の損害賠償請求権とその相続性について」『田中誠二古稀現代商法学の諸問題』（千倉書房、一九六七年）六七五頁以下、川井健「慰謝料請求権の相続」ジュリ五〇〇号（一九七二年）二二二頁、前田達明『民法Ⅷ（不法行為法）』（青林書院新社、一九八〇年）九一頁、吉村良一「慰謝料請求権」『民法講座第六巻 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、一九八五年）四二九頁、森島昭夫『不法行為法講義』（有斐閣、一九八七年）三四八頁以下、澤井・前掲注（8）二四八頁、櫻見由美子「慰謝料請求権の相続性をめぐる問題」『日本民法学の形成と課題 下』（有斐閣、一九九六年）九二七頁以下、北川善太郎『民法講要Ⅳ債権各論（第三版）』（有斐閣、二〇〇三年）二八二、二八三頁などを参照されたい。
- (45) 前田陽一「最判平成一二年九月七日評釈」私法判例リマックス二四号（二〇〇二年）七二頁。
- (46) 潮見・前掲注（6）四五二頁。
- (47) この分類は、楠本安雄「逸失利益の算定」『実務民事訴訟講座3』（日本評論社、一九六九年）一六一頁による。
- (48) 前掲最判平成二二年九月七日は、不法行為当時、妻及び子らを扶養していた被害者には、多額の負債があり、

相続人が相続放棄したという事案であったため、逸失利益の算定につき、一般論として妥当する判断であったかについては、なお慎重な検討を要する。本判決の判例評釈としては、水野謙・判例評論五〇九号（判時一七四六号）（二〇〇一年）二二八頁、田高寛貴・法学セミナー四六巻五号（二〇〇一年）一〇四頁、浦川道太郎・村山淳子・賠償科学二七号（二〇〇二年）七一頁、前田・前掲注（45）七〇頁、平城恭子『平成一三年度主要民事判例解説』（二〇〇二年）七八頁がある。

(49) 潮見・前掲注（6）四四三頁は、平成五年判決の検討においても同様の見解を示しているが、これは、本判決についても妥当する考え方であろう。なお、潮見教授は、ここで、相続構成がそもそも論理的に破綻していると考え、相続構成は再検討を要し、扶養構成を評価すべきであると主張している。相続構成と扶養構成との関係については、四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為下巻』（青林書院、一九八五年）五一―二頁以下、森島・前掲注（44）三五六頁以下、倉田卓次『相続構成から扶養構成へ』『現代損害賠償法講座7』（日本評論社、一九七四年）九三頁以下、同『相続構成から扶養構成へ』『交通事故賠償の諸相』（日本評論社、一九七六年）六九頁以下、平井・前掲注（7）一七四頁以下、幾代・前掲注（9）二五二頁以下、藤村和夫『扶養構成のための一試論』『高

島平蔵教授古稀記念民法学の新たな展開』（成分堂、一九九三年）七一二頁以下、同『交通事故賠償理論の展開』（日本評論社、一九九八年）一七九頁以下、潮海一雄『相続構成と扶養構成』『新・現代損害賠償法講座第五巻交通事故』（日本評論社、一九九七年）二一〇頁以下などを参照されたい。

(50) 若林・後注九六九頁は、被害者の逸失利益の中の遺族の扶養や生計維持に当てられるべき部分についても、相続法理のもと、相続人に分配・帰属させるべきものかはお疑問が残るとして、相続の前段階での控除が妥当であるとす。

(51) 若林・後注九七〇頁。

(52) 飯村・前掲注（1）一一一頁。

(53) 谷口知平ほか『総合判例研究叢書民法4』（有斐閣、一九五七年）四二頁。

(54) 戒能通孝『債権各論』（巖松堂書店、一九四〇年）四六六頁。

(55) 我妻栄『新訂債権総論』（岩波書店、一九六四年）一〇五頁、加藤・前掲注（9）二二五頁以下、松坂佐二『民法提要・債権総論』（有斐閣、一九八二年）六七頁、四宮・前掲注（8）五三六頁、幾代・前掲注（9）三二六頁など。

(56) 古笛恵子『自賠償保険における遅延損害金の問題』法

律のひろば五五卷八号(二〇〇二年)七〇頁。

(57) 木宮高彦ほか『注釈自動車損害賠償保障法「新版」』(有斐閣、二〇〇三年)一二七頁。

(58) 高取・後注七〇頁。

(59) 佐野・後注二二六頁。

(60) 佐野・後注二二六頁。

(61) 大島・前掲注(5)三七頁。

(62) 佐野・後注二二六頁は、この点につき、「当事者の意識としては社会保険給付が遅延損害金に充当されることはおよそ考えていないことが通常であろうから、何故この場合に同条を準用や類推適用するのかについての説明が必要とされよう」と指摘する。

(63) 我妻・前掲注(55)一〇二頁。

(64) 佐野・後注二二七頁。

(65) 高取・後注七〇頁。

(66) 高取・後注七一頁。

(67) 大島・前掲注(5)三八頁。

(68) 大島・前掲注(5)三八頁、高取・後注七一頁。

(69) 飯村・前掲注(1)一一頁。

(70) 菊池・前掲注(2)四六頁。

(71) 田村・後注一五六頁。

(後注) 本判決に関する評釈・研究としては、田村耕作・創

価法学三五卷一号(二〇〇五年)一四七頁、高取真理子・判タ一一八三号(二〇〇五年)六五頁、若林三奈・民商一三二卷六号(二〇〇五年)九六五頁がある。その他に、自賠責保険金への遅延損害金の充当に関して、佐野誠・損害保険研究六七卷二号(二〇〇五年)二一七頁がある。

民事判例研究(三)

最判三小平成一七年二月二日民集五九卷二号三三四頁

植本幸子

〔事実〕

ZはAに商品を売り渡し、Aはそれを平成一四年一から三月までにY₁、Y₂に売り渡した。平成一四年三月一日にAは破産し、管財人としてBが任命された。Zは三月一日に物上代位権の

行使としてY₁から三二万八五九八円、同二〇日にY₂から二六万二二二二円、同二五日にY₂から一二三万八四六四円の支払いをうけ、これらの実行の不足分として四月五日に二六九五万八七八九円につき債権届出書を提出した。AのY₂に対する転売債権

について、Zは物上代位のための差押命令を翌年平成一五年一月二〇日に得、この債権差押命令は同一月二二日にYに送達され（効力を発し（民執一四五条四項））た。一月二八日に、Bは破産裁判所の許可を得てY₁→Y₃への売買代金請求権をXに譲渡し、この譲渡のY₃への通知は同年二月四日になされた。四月三〇日にZはAのY₃に対する転売債権の債権差押命令を得、それは五月一日にY₃に送達された。

破産管財人BがY₃に売買代金の支払いを求める訴訟を提起し（日時不明）、Z（独立当事者）参加人は、動産先取特権に基づく物上代位権を行使しY₃からその支払いをうけたとして、売買代金請求権がZに属することとY₃の支払いにより消滅したことの確認を求めた。その後Y₃への売買代金請求債権をBから譲り受けたXが訴訟引受し、Bは訴訟から脱退した。¹⁾

Xは、民法三〇四条によると第三債務者からの「払い渡しまたは引き渡し」の前に債権差押え命令を得ることが必要とされており、その執行として第三債務者からの支払いが予定されているのであるから、支払いを受けた後に債権差押え命令を得たとしても執行の余地がない無効なものとなり、物上代位権の行使としては許されなくなるのでY₃の支払いは弁済としての効力を欠く、と主張した。それに対しZとY₃は、Zに対しY₃

が支払ったのは、債権差押命令があるまでは預かり金であり債権差押命令を得た段階で売買代金の弁済として扱われると合意されている。したがって、（Y₃への物上代位権行使については、執行抗告棄却決定につき許可抗告が認められているので、債権差押も認められる可能性が残されており）、「動産先取特権に基づく物上代位権の実体要件がある以上、債権差押がなされるべき」であるところ、「Zは債権差押命令を得た後にY₃からその支払いをうけたものと評価することができるのであり、その弁済は有効である」。仮に物上代位権の行使として債権差押命令を得る前に支払いをうけることが無効であるとしても、「Y₃からは、いずれも参加人に物上代位権があるとの認識に基づき代金を支払った者であるから、債権の準占有者に対する弁済として有効であり、これによってY₃に対する売買代金請求権が消滅している」、と主張した。

東京地裁は、「民法三〇四条が『払渡または引渡』前の差押えを要求した趣旨は、主として二重弁済を強いられる危険から第三債務者を保護することにあると考えられているから、破産者に対する動産先取特権に基づく物上代位権についての実体要件が存在している本件において、第三債務者である被告らが債権差押命令を要求せずに任意に参加人に売買代金を支払ったも

のである以上、参加人がその後には債権差押命令を得ることに
よって民法三〇四条の要件が充足（追完）されるものと解する
のが相当」であり、第三債務者からの支払いを受けた後に債権
差押命令を得ており、申立中の債権についても物上代位の実体
要件が存在しているから、YらからうけたZの弁済は有効であ
り、破産会社の売買代金請求権は消滅したものとすべきであ
る、とした。そして、Xは破産管財人Bの地位をそのまま継承
するに過ぎないから債権の消滅を認めざるを得ない立場にあ
り、Zが支払いをうけたことは、物上代位権の行使として適法
といえるから権利濫用に当たらない、として、Xの請求を棄却
しZの請求を認容した。Xは控訴し、三〇四条一項但書は物上
代位権を行使するのに払渡しまたは引渡し前に差押ええること
を要求しているがYに対する差押えがないのでYからZへの支
払いは無効であり、ZのYとY_他への債権の差押えをしないで受
けた支払いは無効であり、破産裁判所の許可を得て管財人から
受けた債権譲渡はYらに通知をしたのでZに対抗できる、と主
張した。

東京高裁は、Zの独立当事者参加は、確認の利益を欠き、民
事訴訟法四七条所定の参加の要件を欠く不適法なものなので参
加人の本件訴えは却下すべきであるとした。そして、民法三〇

四条一項の先取特権者の物上代位における差押えの趣旨・目的
は、「先取特権者のする差押えによって、第三債務者が金銭そ
の他の目的物を債務者に払渡しまたは引き渡すことが禁止さ
れ、他方、債務者が第三債務者から債権を取り立てまたはこれ
を第三者に譲渡することを禁止される結果、物上代位の目的と
なる債権（目的債権）の特定性が保持され、これにより物上代
位権の効力を保全せしめるとともに、他面二重弁済を強いられ
る危険から第三債務者を保護し、または目的債権を譲り受けた
第三者らが不測の損害を被ることを防止しようとすることにあ
る」（『最判昭和六〇年七月一九日民集三九卷五号一三頁、平成
一〇年一月三〇日民集五二卷一号一頁』）とした。そして、「抵
当権設定登記によりその存在およびその効力が物上代位の目的
債権に及ぶことが公示される抵当権と異なり、動産売買先取特
権は、権利が存在することおよびその効力が物上代位の目的債
権に及ぶことが対外的に明らかにされているわけではないか
ら、債権譲渡の対抗要件を具備した目的債権の譲渡よりも動産
売買先取特権に基づく物上代位権の行使による差押えが優先す
るとすれば、債権譲渡により確定的に債権譲受人に目的債権が
帰属したとの第三債務者の信頼を害することになることは明ら
か」であり、「また、動産売買先取特権者は、目的物が売却さ

れた場合に当該売買代金債権等に対して物上代位に基づく差押えをすることが出来るという点で「当該債権の譲受人とは「債権が二重に譲渡された場合の第一譲受人と第二譲受人と類似する関係に立つから、動産売買先取特権に基づく物上代位権の行使と目的債権の譲渡とは、物上代位に基づく差押命令の第三債務者に対する送達と債権譲渡の對抗要件の具備との前後関係によってその優劣を決すべき對抗関係に立つと解するのが相当である」、とし、「以上より」、「先取特権者が差押えを得ないまま、第三債務者から物上代位権の行使として債権の支払いを受けることはできず、第三債務者は、目的債権消滅を債務者（目的債権の債権者）又は目的債権を譲り受けた第三者に主張することができず、先取特権者も物上代位権の優先権を主張することができないものと解される」とした。そして、本件ではYらからZに交付された金銭は預入金であり、差押え命令が発せられた時点で売買代金の支払いとして処理する旨の合意が成立しており、Y₂とY₃については払渡し又は引渡し前に差押えがされたということができるが、Y₁については、物上代位の実体要件があるからといって差押えがなければ有効な支払いにはならず、また、Zは債権の準占有者とはいえないとして、物上代位に基づく差押命令の送達の前に債権譲渡の通知により對抗要件が具備

されたY₂とY₃に対する債権について、Xの請求を認めた。Y₃が上告した。

【判旨】

「民法三〇四条一項ただし書は、先取特権者が物上代位権を行使するには払渡し又は引渡しの前に差押えをすることを要する旨を規定している」が、この規定は、「抵当権とは異なり公示方法が存在しない動産売買の先取特権については、物上代位の目的債権の譲受人等の第三者の利益を保護する趣旨を含むものといふべきである」とし、「そうすると、動産売買の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する對抗要件が備えられた後においては、目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することはできないものと解するのが相当である。」A社は、Xが本件転売代金債権を譲り受けて第三者に対する對抗要件を備えた後に、動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使として、本件転売代金債権を差し押さえたので、Y₃はXに対し、本件転売代金債権について支払義務を負う。最判二一〇一年一月三〇日・民集五二巻一号一頁、最判三小一〇年二月一〇日第三小法廷判決・裁判集民事一八七号四七頁については、「事案を異にし、本件に適切ではない」。以上のように

して、Y₃の上告を棄却した。

1. 本判決の位置づけ

本判決は「動産売買の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡されて第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することはできない」として、動産売買先取特権による物上代位に基づく債権差押命令送達が、第三者の債権譲受の対抗要件具備に遅れる場合に、物上代位の行使を實際に否定した初めての最高裁判決である。

2. 先例

動産売買先取特権に基づく物上代位の行使と、目的債権についての他の利害関係者の権利行使の優劣については、一般債権者による差押えとの関係が問題となった①最判二小昭和六〇年七月一九日民集三九卷五号一三二六頁がある。第二小法廷は、物上代位に基づく差押えが一般債権者の差押に遅れることから先取特権者の優先権を否定した原審を破棄した。そして、動産

売買先取特権に基づく物上代位のための差押えが、一般債権者の仮差押えや差押えに遅れていたとしても、転付命令に効力が生じるので配当期日において配当異議の申し出と配当異議の訴えにより優先配当を主張して配当表の変更を求められるとして、一般債権者の仮差押に遅れて転売債権を差し押えた動産売買先取特権者に優先配当を認めた。ここでは、三〇四条の差押えの趣旨が、特定性維持による物上代位権の効力保全、第三債務者や第三者の不測の損害の防止であるとされた。²⁾

①判決は、傍論で一般債権者の差押え後の物上代位の行使を可能とした、②最判一小昭和五九年二月二日・民集三八卷三号四三一頁の流れに沿ったものである。②は三〇四条の差押えの「趣旨」を特定性維持による物上代位権の効力保全と第三者の不測の損害の防止であるとして、先取特権者は、債務者が破産宣告を受けた場合でも目的債権を差し押えて物上代位権を行使できるとした。³⁾

このように、①と②判決はともに、動産売買先取特権者の物上代位に基づく差押えの趣旨を、特定性維持⁴⁾と第三者の不測の損害の防止としている。

しかしその後、抵当権による物上代位と債権譲渡に関する③最判二小平成一〇年一月三〇日民集五二卷一号一頁と④最判三

小平成一〇年二月一〇日判時一六二八号九頁が、三〇四条の趣旨を第三債務者の二重払いの防止とした。そして、債権譲渡の對抗要件具備が払渡しまたは引渡しに該当しないと、質料債権の譲受人の對抗要件具備後に、抵当権者が質料債権への物上代位についての差押えを行った場合において、物上代位の行使を認めた。

以上のように差押えの趣旨についての考え方の違いにより、①②は先取特権の場合につき第三者の一般債権に基づく差押えは「払渡しまたは引渡し」ではないとしていると評価しうる。また、③④は、抵当権の場合に、第三者の債権譲受の對抗要件具備が「払渡しまたは引渡し」に該当しないと明示したものである。

3. 学説

三〇四条の差押えの趣旨については、特定性維持説⁽⁵⁾、第三債務者保護説⁽⁶⁾、第三者の損害防止のための優先権保全説⁽⁷⁾、優先権保全説を明確化あるいは制限する對抗要件の機能説⁽⁸⁾に考え方が分かれる。その上で、いずれかを、あるいはすべてを融合ないし複合させて考える説があり、特に上記①②のように特定性維

持と第三者の損害防止という二つを趣旨とする説が二面説と言われる⁽⁹⁾。

物上代位を制限する理由と利益衡量を見ると、(i) 法律上当然に有される権利であるという考え方、(ii) 第三債務者が保護される限りで認められるという考え方⁽¹¹⁾、(iii) 特別に認められた権利であるので可及的に制限するのが望ましいとして、第三債務者以外の第三者の利益侵害を考え公示の観点から制限する考え方⁽¹²⁾に分かれているようである。特定性維持説は、(i)を前提として対象物が債務者の一般財産に混和する前に差押えを認めようとするもの、第三債務者保護説が(ii)のように二重弁済の危険のみを物上代位権者に対立する利益として考えるように、この二つは、比較的物上代位を広く認める利益衡量に相応する。しかし、たとえば優先権保全説や對抗要件説に立つ場合に、実質的に善意の第三者を保護するか一律に第三者というだけで保護しようとするかで考え方が分かれるように、差押えの趣旨と物上代位の制限範囲の関連性が一義的に確定しているわけではない。

いずれの立場に立つとしても③判決までの議論は、主に抵当権に基づく物上代位と先取特権に基づく物上代位を区別せず、抵当権に基づく物上代位を念頭に置く議論であった⁽¹⁵⁾。物上

代位の行使に制限的な立場は、抵当権に基づく物上代位を認め
た③④判決を批判して、物上代位を制限するべきであるという議
論を行った¹⁶⁾。

先取特権に基づく物上代位と抵当権に基づく物上代位を区別
する考え方は、債権譲渡が三〇四条の「払渡し又は引渡し」に
入るといふ先取特権についての①②判決とは違って、債権譲渡
が「払渡しまたは引渡し」に含まれないとする抵当権について
の③④判決を支持し区別する文脈で主に述べられることとなった¹⁷⁾。

例えば、先取特権に基づく物上代位と抵当権に基づく物上代位
の区別の理由を登記による公示と追及効の有無にあるとするも
のがある。そこでは、「動産売買先取特権は政策的な判断で特
別に優先権が付与されたものであるとはいえず、第三者に不測の
損害を与える可能性を留めておいてまでの効力は認められるべきで
はないし、そもそも追及効も認められてはいない¹⁸⁾」、¹⁹⁾「抵当権に基
づく物上代位権は抵当権の効力の一部であり¹⁹⁾」、²⁰⁾「抵当権設定登
記のある以上は、抵当権設定後の質料債権の譲受人に対して物
上代位権を対抗できるのは当然（民法一七七条）である¹⁹⁾」、²¹⁾「物
上代位権の優先性を抵当権の設定登記に求めるので、登記によ
る公示を伴わない動産売買の先取特権については、本判決は及
ばないと解すべきであろう²⁰⁾」、とされる。

それらに対する批判としては、条文に区別がないこと、質料
債権への物上代位を肯定するときは抵当権と先取特権の同質
性を強調して三〇四条を準用しようとしてきたことから、先取
特権と抵当権の物上代位における区別に対する疑問があり、抵
当権に基づく物上代位においても債権譲受人の利益が考慮され
るべきであるとされる²²⁾。

4. 検討

（一）学説における本件の分析について考察する。本件で問
題となるのは、民法三〇四条一項の「(a) 払渡し又は引渡し
に債権譲渡が含まれるかどうか」と、同項但書の「(b) 差押
えの趣旨」である²³⁾。

(a) については当然に、あるいは明言してはいないが、債
権譲渡は払渡し又は引渡しに当たると本件で最高裁が述べてい
る、とされる。批判として、(a) について明言しないのはお
かしいという批判がある²³⁾。本件判決においても、区別には疑問
が提起されている²²⁾。

(b) については、①②判決に従って、平成一七年判決は複
合説でありそれは抵当権にも及ぶべきであるとして③④判決に

は従うものであるべきではないとするもの、①②判決とともに③④判決においても第三債務者保護は例示にすぎず他を排斥しないので平仄が合い、③④判決を支持したうえで複合説が可能であるとするもの、①②判決と③④判決を合わせて考えて、先取特権の場合は複合説であり、抵当権の場合には第三債務者保護説であるという区分による、という三つの考え方があ

(a)の判断のあとで、あるいはそれとは別に第三者との優劣の判断がなされるべきであるという考え方を、二段階説とここで名付ける。

二段階説によると、債権譲渡が「払渡し又は引渡し」に含まれるとするなら、物上代位を行使するためには、債権譲渡前に差し押さえなくてはいけないため、その後の物上代位は行使できないことになり、本件では先取特権者は物上代位がそもそも認められないこととなる。しかし、その場合には、先取特権者と債権譲受人の「優劣の議論」は本件においては必要ではなく傍論となる。債権譲渡が「払渡し又は引渡し」に含まれないとするなら、債権譲渡後も物上代位のための差押えが認められるので、次の段階として、先取特権者と債権譲受人の「優劣の議論」が行われることになる。それとは逆に本判決が明言を避けているとして、「払渡し又は引渡し」に債権譲渡が含まれる

のが本判決であると解釈した場合には、説明をすることなく直接的に先取特権者の行使を排斥できるメリットがある。また、本件の場合には、債権譲渡を管財人が行っているが、それとは違い、債権譲渡を債務者が行っていた場合には、後に否認や取り消しの可能性が高くなる。その場合に譲渡に遅れる物上代位権者の差押えをどう扱うかという面倒な議論も避けることができ、画一的な取り扱いが可能となる。

しかしながら、そうしてしまうと、債権譲渡が「払渡し又は引渡し」に含まれないとした③④判決と本判決で、同一の条文を言い換えるという無理が出てしまう。従って③④判決を前提として、債権譲渡には当たらないとして物上代位権者の行使を認めた上で優劣を論じる二段階説によった方がより説得的であるように見える。

(b)については、本件に関するいずれの評釈も①②判決には従うとするので、③④判決の評価が問題となる。二番目の見解によって抵当権と先取特権に関してともに平成一〇年判決に合致すると解釈する場合にはその理由が明らかではない⁽²⁹⁾。また、抵当権と先取特権で取り扱いを異にするということにつき、特に先取特権にのみ制限することについて批判がある⁽³⁰⁾。とりわけ、公示なく認められる先取特権について物上代位についてのみ公

示を問題として取り扱うことについての疑問が提起されている。³¹⁾ 公示は約定で設定される抵当権の物上代位にのみ要求されるべきことであるので、この批判は妥当であろう。さらに、抵当権自体において物上代位の追及効について扱いが混乱しているために整合性についての疑問があるという見解がある。³²⁾

(二) 既述(一)(a)のように、本判決が「払渡し又は引渡し」に債権譲渡が入らないと考えている場合には、(b)の利益衡量のところで不測の損害が債権譲受人に生じているとは解釈しがたい。そのため、六〇年判決に従っているとは言い難いとされる。³⁴⁾

物上代位が法律上当然に認められるとしても、あるいは特別に与えられた制度にあるにせよ、債権譲渡が「払渡し又は引渡し」に該当するとした場合に、先取特権が公示性を欠くことを理由に抵当権と先取特権を区別することは、明文上予定されていない区別である。債権譲渡が「払渡し又は引渡し」に該当しないとした場合にも、明文の無いところで物上代位の行使についての制限を行っているとは評価できる。明文のないところで制限を加える以上は、「不測の損害」を実質的に判断し制限の正当性を示すことが求められると言えよう。

(三) 既述のような解釈上の疑問と批判とは別に、本判決の具体的妥当性についての批判が出ている。³⁵⁾

本判決は第三者の不測の損害を理由として、明文からは「払渡しまたは引渡し」に明白には該当するといえない場合に物上代位を否定する。しかし、本件においては「第三者の不測の損害」が生じうる事案であるのかは不明である。(二)で述べたように、明文のない利益衡量を持ち出し本来の権利を否定する場合には、利益衡量に影響する事実が実質的に判断されるべきではないかと思われる。本件では動産売買先取特権者の存在を管財人が覚知し、そのような管財人から第三者が事情を知って債権を譲り受けている。このような場合には、「第三者の利益を保護する」に具体的妥当性があるのかどうか、実質的判断のために破棄差戻しさせるべきであったと思われる。

しかしながらそうしなかつた本件の実質的判断としては、詐欺性の高い場合に積極的な債権侵害などの余地のみを残そうというところにある。つまり、詐害行為を立証できない場合には、「不測の損害」の範囲の単なる悪意や予見可能性が譲受人にある場合に先取特権者の追及を免れさせるとというのが判例の考え方である可能性が高い。

本判決を前提とした上で物上代位の執行逃れを防止するため

に、破産法、民事再生法において別除権である動産売買先取特権について、破産管財人は、包括執行者としての義務を負うべきであるという指摘がある。破産管財人は、動産売買先取特権者に対して抵当権に与えるのと同等の手続的処遇を与えるべきであり、破産裁判所はこの解釈論の視点において、破産管財人を指導監督すべきなのである。³⁷⁾

さらに、本件では問題にならなかったが、債権譲受人の支払う代価についての代償的請求も問題となるのではないか。それは、本来の「払渡しまたは引渡し」とは違う場合に先取特権に基づく物上代位の追及力を「第三者の不測の損害」を理由として遮断するのであるから、代償である第三者からの代価への優先権を認めるべきではないかとも考えられるからである。公示により追及効が認められるのではなく、公示を欠くことが追及効の遮断の理由となりうるととらえるべきである。

もつとも、そうしたところで管財人は包括執行者として先取特権者への義務を認められない現状においては、転売債権を額面を下回せずに譲渡する義務を負うわけではないし、転売を繰り返すと譲受人の名義が変わる差押えを困難にすることにもなってしまう。手続上破産管財人が別除権者のためにも行為する義務があるとする制度運用の改革と、実体法上の解釈との、

両方の面での配慮が求められると思われる。

(四) さらに、最高裁では問題とならなかったが、本件は売主への支払いのあとの差押えについて、物上代位行使の要件の追完が問題となるような事案であった。そのことを考えると、執行潜脱についてはYZ間とBX間のどちらにそれが強く認められるのか判断の分かれる事案であろう。このような場合は違つて、動産買主側の執行潜脱の疑いのみが強く認められるような場合であっても売主を救済することは、一律に第三者への譲渡により物上代位を否定する本件の立場によらず、個別に「第三者の不測の損害」を考える立場によっても、譲受人の態様が問題となる限り困難である。最高裁の立場は、売主への金銭支払いや債権譲渡時の主観を問わず、外形的にわかりやすい差押えや通知をもって判断することに主眼があるのではないかと推測される。執行潜脱を防止するという観点からは疑問に思う。

既述のように、本件判決は、①②判決のみに従うと考えても、①②③④判決を含めた流れとして考えても疑問点が指摘されており、具体的な解決としても問題があると指摘されている。将来の最高裁判決には、より具体的な利益衡量を視野に入れた解決と本来の制度趣旨を踏まえた解決が求められる。

(1) 「同破産管財人は本訴脱退後も、目的債権の譲受人の代理人として訴訟追行をしているとされる(堀龍兒(本件評釈)私法判例リマックス三二二号(二〇〇六上)一八、一九頁)。さらに、Yらの主張によれば、XはAの元経理部長である(民集五九卷三二号三二五、三二五〇頁)。

(2) 三〇四条一項但書の趣旨は、「先取特権者のする右差押によつて、第三債務者が金銭その他の物を債務者に払い渡し又は引き渡すことを禁止され、他方、債務者が第三債務者から債権を取り立て又はこれを第三者に譲渡することを禁止される結果、物上代位の目的となる債権(以下「目的債権」という。)の特定性が保持され、これにより、物上代位権の効力を保全せしめるとともに、他面目的債権の弁済をした第三債務者又は目的債権を譲り受け若しくは目的債権につき転付命令を得た第三者等が不測の損害を被ることを防止しようとするにある」。

(3) 「先取特権者のする右差押によつて、第三債務者が金銭その他の目的物を債務者に払渡し又は引渡すことが禁止され、他方、債務者が第三債務者から債権を取立て又はこれを第三者に譲渡することを禁止される結果、物上代位の対象である債権の特定性が保持され、これにより物上代位権の効力を保全せしめるとともに、他面第三者が不測の損害を被ることを防止しようとするにあるから、第三債務者による弁済又は債務者による債権の第

三者への譲渡の場合とは異なり、単に一般債権者が債務者に対する債務名義をもつて目的債権につき差押命令を取得したにとどまる場合には、これによりもはや先取特権者が物上代位権を行使することを妨げられるとすべき理由はないというべきである」。「そして、債務者が破産宣告決定を受けた場合においても、その効果の実質的内容は、破産者の所有財産に対する管理処分権能が剥奪されて破産管財人に帰属せしめられるとともに、破産債権者による個別的な権利行使を禁止されることになるというにとどまり、これにより破産者の財産の所有権が破産財団又は破産管財人に譲渡されたことになるものではなく、これを前記一般債権者による差押の場合と區別すべき積極的理由はない。したがつて、先取特権者は、債務者が破産宣告決定を受けた後においても、物上代位権を行使することができる」。

(4) 「代位物の特定性が失われ、物上代位権が行使できなくなる事態に至るのを防止すること」(①判決につき、道垣内弘人・別冊ジュリスト一七五号一七四、一七五頁)。

(5) 我妻栄『擔保物権法(民法講義Ⅲ)』四〇、一五七頁(一九三六 岩波書店)、柚木馨『高木多喜男『担保物権法』新版』二八〇—二八六頁(一九七三 有斐閣)。

(6) 清原泰司『物上代位の法理』一〇—一〇五頁(一九

- 九七 民法法研究会、同〈原審評釈〉金判一二二二号
五九頁。
- (7) 大連判大正二二年四月七日民集二卷一〇九頁、『注釈民法(八)物権(三)』一〇二頁(一九六五 有斐閣)。
- (8) 道垣内弘人「賃料債権に対する物上代位と賃料債権の譲渡」銀法五二二号九頁、同『担保物権法[第二版]』一五一頁(二〇〇五 有斐閣)、渡辺隆生〈本件評釈〉金法一七四〇号四、五頁。
- (9) 近江幸治『民法講義Ⅲ担保物権[第二版]』六四頁(二〇〇五 成文堂)。
- (10) 柚木・既出注(5)二八一頁。
- (11) 清原・既出注(6)一〇四―一〇五頁。
- (12) 道垣内・既出注(8)『担保物権法[第二版]』六五頁。
- (13) 堀・既出注(1)一九頁、同私法判例リマークス三二―三三頁。
- (14) 既出注(8)道垣内・六四頁。
- (15) 今尾真「動産売買先取特権に基づく物上代位とその他の債権の譲渡―最高裁平成一七年二月二二日判決をめぐって―」法学研究(明治学院大学)七九号三七、五八―五九頁。
- (16) 松岡久和〈③④評釈〉民商一二〇卷六号一〇〇四、一〇一一頁。
- (17) なお、道垣内弘人『担保物権法』(一九九〇 三省堂)
- は、抵当権と先取特権の区別を解いているが(一二〇頁)、先取特権については特定性維持説(五四頁、抵当権については優先権保全説(一二〇―一二二頁))によっている。先取特権の物上代位と違い抵当権の場合には、破産に遅れる物上代位のための差押えがでなくなるとされ(一二〇頁、平成一〇年判決後の扱い(道垣内・既出(12)一五三頁)とは異なる考え方をしている)。
- (18) 田高寛貴〈③評釈〉法教二一五号一〇六、一〇七頁。
- (19) 伊藤進〈③④評釈〉NBL六三七号八、一四号一五頁。
- (20) 佐久間弘道〈③評釈〉銀法五四八号四、二三頁。
- (21) 松岡久和〈③④評釈〉民商一二〇卷六号一〇〇四、一〇一一頁。
- (22) 山野目章夫〈本件評釈〉金法一七四八号四九、五〇頁。ここでは、山本克己・後掲注(26)NBL八〇九号二二、一四頁が引用されている。尚、原田剛〈本件評釈〉法七六〇六号一―八頁は、物上代位の趣旨と差押えの趣旨を区別して説明する。
- (23) 山野目・既出注(22)五〇頁。
- (24) 堀・既出注(1)一九頁。
- (25) 渡部晃〈本件評釈(上・下)〉金法一七四五号二〇、一七四六号一―七頁、(上)一七四五号二六頁、今尾真・既出注(15)三七―一四六頁、遠藤研一郎〈本件評釈〉銀法六五〇号七二、七四―七五頁。

- (26) 山本克己〈本件評釈〉NB L八〇九号二二、一四一―一五頁、山野目・既出注(22)五〇頁参照。なお、第三者が「不測」ではないことから、厳密には判例変更があるとする(山野目五一頁)。
- (27) 石毛和夫〈本件評釈〉銀法六四八号五五頁、市民と法三六号五九頁、下村信江〈本件評釈〉判例タイムズ一一九七号八九、九二頁。渡部・既出注(25)二六頁(ただし、「②判決を修正・変更」した平成一〇年判決に批判的)。
- (28) 山野目・既出注(22)五〇頁、下村・既出注(27)九二頁。国分貴之〈原審評釈〉銀法六四六号四六、四九―五〇頁は、原審が債権譲渡を「払渡しまたは引渡し」に含まれないとした上で、「先取特権に基づく物上代位と債権譲渡とは、物上代位に基づく差押命令の第三債務者に対する送達と債権譲渡の對抗要件の具備との前後関係によってその優劣を決すべき對抗係に立」つとするものとして読めるとする。そして、最高裁判決は、「払渡しまたは引渡し」に債権譲渡が含まれると解しうるとする(同五一頁)。
- (29) 山野目・既出(22)五〇頁。
- (30) 堀・既出注(1)一八、一九頁、遠藤・既出注(25)七二、七四頁。
- (31) 中山知己〈本件評釈〉法学教室三〇一―号八〇、八二頁。
- (32) 道垣内・既出(17)一二〇頁(一九九〇)。
- (33) 遠藤・既出注(25)七二、七四―七五頁、渡部・既出注(25)(上)一七四五号二〇、二五頁。
- (34) 堀・既出注(13)三三三、三三三頁、既出注(21)山野目・五一頁。
- (35) 渡部・既出注(25)(下)一七四六号二七、一二三頁。
- (36) 下級審裁判例として東地判平成一四年五月一七日金法一六七四号一―一六頁は、動産売主の債権者が行った転売代金の譲渡の詐害行為取消を認めた事案である。売主Yが機械を債務者Aに四億二一五万円で売り渡し、その後銀行Xが債務者Aに対する銀行取引上の債権担保のためにAが第三債務者Bに対して有する転売代金債権四億二七七八万円につき債権譲渡を受けた。譲渡の一ヶ月後にYが転売代金債権を物上代位により差し押さえたのに対し、Xが第三者異議を申し立て当該転売債権の帰属について確認を求めた。東京地裁は、物上代位による差押えの趣旨として第三債務者保護を述べた上で、動産売主は、目的物が売却された場合に物上代位に基づく差押えができるので、当該転売代金の譲受人とは債権の二重譲渡の場合の第一譲受人と第二譲受人に類似する関係に立ち、對抗関係に立つとした。しかし、AからXへの債権譲渡については、譲渡当時、Aには害意があり、かつAが債務超過で実質的に無資力であり当該債権譲渡が詐害行為と

なるとの認識をXが有していたとしてYの債権の限度で詐害行為取消による取消を認めた。

(37) 渡部・既出注(25)(下)一二〇一―一二二頁。

〔参考文献(本件評釈と判例研究)〕

- 石毛和夫〈本件評釈〉銀法六四八号五五頁、今尾真「動産売買先取特権に基づく物上代位とその目的債権の譲渡―最高裁判成一七年二月二二日判決をめぐって―」法学研究(明治学院大学)七九号三七頁、同法教三〇六号別冊判例セレクト二〇〇五・一七頁、遠藤研一郎〈本件評釈〉銀法六五〇号七二頁、遠藤曜子〈本件評釈〉法律のひろば五八卷一〇号五七頁、下村信江〈本件評釈〉判タ一一九七号八九頁、中山知己〈本件評釈〉法教三〇一号八〇頁、原田剛〈本件評釈〉法七六〇六号一一八頁、堀龍兒〈本件評釈〉私法判例リマークス三二号(二〇〇六上)一八頁、山野目章夫〈本件評釈〉金法一七四八号四九頁、山本克己〈本件評釈〉NBL八〇九号一二頁、渡部晃〈本件評釈(上・下)〉金法一七四五号二〇、一七四六号一一七頁、渡辺隆生〈本件評釈〉金法一七四〇号四頁、無署名・市民と法・三六号五九頁。
- 下級審については、石毛和夫〈一審評釈〉銀法六三四号六八頁、同〈原審評釈〉銀法六四〇号三六頁、清原泰司〈原審評釈〉金判一二二二号五九頁、国分貴之〈原審評釈〉銀法六

四六号四六頁、平井一雄〈原審評釈〉銀法六四三号七九頁がある。

脱稿後入手したものとして、特定性維持説に立つ佐伯一郎〈本件評釈〉大宮ローレビュー二号八七頁、第三債務者保護説に立つ清原泰司「動産先取特権の物上代位権行使と代位目的債権譲渡の優劣」南山法学二九卷二号一頁がある。(以上二〇〇六年五月現在)

北大法学論集〈電子ジャーナル版〉公開について

このたび北海道大学大学院法学研究科におきましては、北大法学論集の電子ジャーナル版を、本学附属図書館との協力のもと、同図書館が運営する「北海道大学学術成果コレクション（略称：HUSCAP）」において漸次公開していくことといたしました。これまでに発行された本論集につきましても、公開にご同意いただけないご論文以外は、逐次電子情報化し公開を実施していく方針です。

これまで本論集にご論文を掲載された方におかれましては、このような方向性にご論文の公開に概ねご同意いただけると存じますが、万一ご同意いただけない場合には、当編集委員会までその旨ご連絡いただきますようお願い申し上げます。なお、お申し出の期限は、本年九月三〇日までとさせていただきます。それまでにお申し出のない場合には、同意されたものとさせていただきます（連絡先は本号の奥付に掲載しております）。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

* HUSCAPとは、本学附属図書館が、本学における学術成果を電子的な形態で網羅的に収集保存し、無償での公開を目的に運用するインターネット上の新しい情報発信システムです（URL:<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/>）。

平成一八年七月三一日

北海道大学大学院法学研究科長

岡田信弘

北大法学論集編集委員会委員長

今井弘道

現代中国における「司法」の構造(1)

—— 厳打：なぜ刑事裁判が道具となるのか？ ——

坂 口 一 成

目 次

序論

問題意識および課題

本稿の構成

先行研究の検討

厳打に関する先行研究

「裁判の独立」に関する先行研究

本稿の意義

用語の説明 (以上本号)

1 基本概念の整理

I 厳打とは何か？

2 厳打前夜の治安状況と犯罪対策——「重きにかつ速やかに」の登場

3 83年厳打

4 その後の厳打

II なぜ裁判が道具となるのか？

5 中国における裁判観

6 「裁判＝道具」の構造

終章

凡 例

【法令等の表記・邦訳】

法令・司法解釈・通達名に冠されている「中華人民共和国」は省略する。例えば、「中華人民共和国刑法」は「刑法」と表記する。また、法令・

司法解釈・通達名は原則として邦訳して記す。なお、公表されている邦訳が存在する法令については、邦訳を参照したが、表記の統一のため修正を加えたものもある。

【資料の略語】(太字は略語)

〈頻出資料〉

『**法律年鑑**(××××年)』(1987～1989年版まで法律出版社発行、1990年以降は中国法律年鑑出版社発行)

『**人民法院年鑑**(××××年)』(人民法院出版社)

『**中国檢察年鑑**(××××年)』(中国檢察出版社)

《建国以来公安工作大事要覽》編写組編写『建国以来**公安工作大事要覽**(1949年10月至2000年)』(群衆出版社、2003年)

最高人民法院研究室編『全国**人民法院司法統計歷史資料**匯編1949-1998(刑事部分)』(人民法院出版社、2000年)

最高人民法院研究室編『**司法手冊**(第×輯)』(人民法院出版社)

高銘暄・趙秉志編『**新中国刑法立法文獻資料**總覽(上・中・下)』(中国人民公安大学出版社、1998年)

《中国人民公安史稿》編写組編『中国人民**公安史稿**』(警官教育出版社、1997年)

何蘭階・魯明健主編『**当代中国的審判工作**(上・下)』(当代中国出版社、1993年)

鄧力群・馬洪・武衡主編『**当代中国的檢察制度**』(当代中国出版社、1988年)

鄧力群・馬洪・武衡主編『**当代中国的公安工作**』(当代中国出版社、1992年)

彭真『**彭真文選**(1941——1990年)』(人民出版社、1991年)〔**彭真1**〕

彭真『**論新中国的政法工作**』(中央文獻出版社、1992年)〔**彭真2**〕

法学教材編輯部《**刑法学**》編写組『**高等学校法学試用教材刑法学**』(法律出版社、1982年)

高銘暄・馬克昌主編『**刑法熱點疑難問題探討——中国法学会刑法学研究会2001年學術研討會論文選集**(上册)』(中国人民公安大学出版社、2002年)〔**刑法学文集(2001)**〕

趙秉志・張軍主編『**中国刑法学年会文集(2003年度)**第2卷:刑法實務問題研究(下册)』(中国人民公安大学出版社、2003年)

陳興良主編『**中国刑事政策檢討——以“嚴打”刑事政策為視角**』(中国檢察出版社、2004年)

中国檢察理論研究所・中国檢察官協會編『**“嚴打”中的法律与政策適用——第三届全国檢察理論研究年會論文集**』(中国檢察出版社、2002年)

最高人民檢察院公訴厅・公安部刑事犯罪搜查局編『**嚴厲打擊危害社会秩序犯罪法律適用指導**』(中国檢察出版社、2002年)

張穹主編『**“嚴打”政策的理論与實務**』(中国檢察出版社、2002年)

- 小口彦太・木間正道・田中信行・國谷知史『**中国法入門**』（三省堂、1991年）
 木間正道・鈴木賢・高見澤磨『**現代中国法入門**（第3版）』（有斐閣、2003年）
 小口彦太・田中信行『**現代中国法**』（成文堂、2004年）
- 〈地方誌〉
- 《江西省法院誌》編纂委員會編『**江西省法院誌**』（方誌出版社、1996年）
 《上海審判誌》編纂委員會編『**上海審判誌**』（上海社会科学院出版社、2003年）
 吉林省地方誌編纂委員會編『**吉林省誌**（12卷）**（司法公安誌・檢察）**』（吉林人民出版社、1992年）
 山東省地方誌史編纂委員會編『**山東省誌・司法誌**』（山東人民出版社、1998年）
 遼獻青主編『**大安県誌**』（遼寧人民出版社、1990年）
 大慶市地方誌編纂委員會辦公室編『**大慶市誌**』（南京出版社、1988年）
 双鴨山市地方誌編纂委員會辦公室編『**双鴨山市誌**』（中国展望出版社、1991年）
 《拜泉県誌》編審委員會辦公室編『**拜泉県誌**』（黑竜江人民出版社、1988年）
 賓州地方誌辦公室編『**賓州誌**』（黑竜江人民出版社、1991年）
 『**海倫県誌**』（黑竜江人民出版社、1988年）
 青島市史誌辦公室編『**青島市誌・公安司法誌**』（新華出版社、1998年）
 山東省新泰市地方誌編纂委員會編『**新泰市誌**』（齊魯書社出版社、1993年）
 棗庄市地方誌編纂委員會編『**棗庄市誌**』（中華書局、1993年）
 『**唐山市新區誌**』（中華書局、1993年）
 奉新県地方誌編纂委員會編『**奉新県誌**』（南海出版公司、1991年）
 湖北省枝江県地方誌編纂委員會編『**枝江県誌**』（中国城市經濟社会出版社、1990年）
 湖北省応山県誌編纂委員會編『**応山県誌**』（中国城市經濟社会出版社、1990年）
 湖北省漢川県地方誌編纂委員會編『**漢川県誌**』（中国城市出版社、1992年）
 湖北省咸寧市誌地方誌編纂委員會編『**咸寧市誌**』（中国城市出版社、1992年）
 安陽県誌編纂委員會『**安陽県誌**』（中国青年出版社、1990年）
 《烏拉特後旗誌》編纂委員會『**烏拉特後旗誌**』（内蒙古人民出版社、1992年）
 元江哈尼族彝族自治州誌編纂委員會編『**元江哈尼族彝族自治州誌**』（中華書局、1993年）
 霍邱県地方誌編纂委員會編『**霍邱県誌**』（中国広播電視出版社、1992年）
 隴西県誌編纂委員會編『**隴西県誌**』（甘肅人民出版社、1990年）
 輝県市史編纂委員會編『**輝県市誌**』（中州古籍出版社、1992年）
 米脂県誌編纂委員會編『**米脂県誌**』（陝西人民出版社、1993年）
 周寧県誌編纂委員會編『**周寧県誌**』（中国科学技術出版社、1993年）
 中寧県誌編纂委員會編『**中寧県誌**』（寧夏人民出版社、1994年）
 中共賀蘭県委誌史編纂委員會編『**賀蘭県誌**』（寧夏人民出版社、1994年）
 農八師墾区石河子市地方誌編纂委員會編『**農八師墾区石河子市誌**』（新疆人民

出版社、1994年)

- 霍山県地方誌編纂委員会編『**霍山県誌**』(黄山書出版社、1993年)
岐山県誌編纂委員会編『**岐山県誌**』(陝西人民出版社、1992年)
米脂県誌編纂委員会編『**米脂県誌**』(陝西人民出版社、1993年)
河北省趙県地方誌編纂委員会編『**趙県誌**』(中国城市出版社、1993年)
靈壁県地方誌編纂委員会編『**靈壁県誌**』(浙江人民出版社、1991年)
金華市地方誌編纂委員会編『**金華市誌**』(浙江人民出版社、1992年)
五河県誌編纂委員会編『**五河県誌**』(浙江人民出版社、1992年)
屯溪市地方誌編纂委員会編『**屯溪市誌**』(安徽教育出版社、1990年)
安徽省長豊県地方誌編纂委員会編『**長豊県誌**』(中国文史出版社、1991年)
尤溪县誌編纂委員会編『**尤溪县誌**』(福建省地図出版社、1989年)
六安市地方誌編纂委員会編『**六安市誌**』(江西人民出版社、1991年)
本溪市地方誌編纂辦公室編『**本溪市誌** (第1巻)』(新華出版社、1991年)

【その他】

人名について、初出時は日中間わずフルネームで表記するが、以降、日本人については姓のみ表記し、中国人については一文字姓が大半を占め、混同しやすいため、フルネームで表記する。肩書きについては特に注記がない限り発言・執筆時の肩書きである。また、裁判例における人名はアルファベットに置き換えた。

()内および傍点は特に注記がない限り、筆者によるものとする。また、[]は原文を表す。原則として初出時にのみ[]を付すこととし、以降、意味を混同しやすいと思われるもの以外は、[]を付さずに表記する。

序 論

問題意識および課題

中華人民共和国（以下、「中国」と略す）においては、プロレタリア文化大革命（以下、「文革」と略す）終了後の治安の混乱を正常化させる方策として、中国共産党（以下、「党」と略す）の号令の下で、1983年に「嚴打」と呼ばれる犯罪対策キャンペーンが展開された。「嚴打」とは、[嚴厲打撃刑事犯罪活動]（「刑事犯罪活動への厳しい打撃」の意）の略称であり、具体的には「法に従い重きにかつ速やかに」[依法從重從快] 犯罪者に厳しく打撃を加えることとされている。実際、嚴打期間中には、警察等が大量の被疑者を一斉検挙し、通常よりも迅速に起訴し、裁判においてはそれ以前と比べてより速やかに手続が進められ、またより重い刑罰が科される。そして、こうした手続の迅速化および重罰化は、ともに法の枠内で行わなければならないとされるが、現行法では迅速化および重罰化に事足りないと考えられたときには、立法が行われる。つまり、党の政策決定に基づき、三権分立でいうところの立法、行政および司法の各国家作用が嚴打に邁進するのである。

翻って、日本においても特定の犯罪類型が目立つようになれば、それに対してキャンペーンが行われている。例えば、交通事故に対する定期的な交通取締キャンペーン、薬物事犯に対する麻薬取締月間などである。これらは警察等の行政機関が行うキャンペーンであり、行政領域の活動と位置づけることができよう。また、行政領域のキャンペーンとは別に、立法的な対応策が講じられることもある。悪質な交通事故の惹起者への刑罰を重くするために2001年に新設された危険運転致死傷罪（208条の2）は、その最たる例である。

また、台湾においても1984年に無頼犯を対象とする[一清專案]と呼ばれるキャンペーンが展開されたのを皮切りに、その後も、「政府は無頼を消滅させるために、数年おきに無頼取締行動を採っている」⁽¹⁾。この台湾のキャンペーンについて中国の論者は、「ここ数年、台湾地区も何度も『掃討』行動を行っている。これは我々の『嚴打』と似ており、

(1) 蔡墩銘『当今刑事司法新課題』（蔚理法律、1989年）79頁。

その『掃討』の主な対象もマフィアや重大刑事犯である。しかし、『掃討』に参加するのは『法務部』が指揮する捜査・公訴機関のみであり、裁判機関は『掃討』行動から独立している。『掃討』において、『法務部』は警察および憲兵を指揮して、マフィアや重大暴力犯を徹底的に捕まえ、極力逃がさないようにするが、これらの犯罪者についてどのような罪を認定し、刑を量定するかについて、裁判機関は通常の手続および実体法に基づいて行う⁽²⁾と指摘する。

これら3者は外観的には似ているようである。しかし、中国の論者による指摘(上記傍点部)からも明らかなように、実は似て非なるものである。というのは、日本や台湾では、三権分立でいうところの行政および立法の領域内で犯罪対策が講じられるだけで、司法が——立法の影響を受けるとしても——これに積極的に加わることはないからである。

このことは、日本および台湾が継受した西洋近代法の原理のひとつである司法の独立の見地からすれば、当然のことといえよう。すなわち、日本では「裁判とは、社会関係における利害の衝突、紛争を解決し調整する規律を定める、法的な権威を有する第三者の判定である」⁽³⁾とされ、裁判は本質的に「判定」であると考えられている。そしてそれは、「個々具体的な事件について正しい法の適用を保障し、国家法秩序を維持することを目的とする作用」とされる。「現実に国家目的の積極的実現をめざして行われる全体として統一性をもった継続的な国家作用」である行政が「公益目的的作用」とされるのに対し、司法が「法目的的作用」とされる所以である⁽⁴⁾。つまり、三権分立において裁判が果たす役割は、何らかの具体的な国家目的の積極的実現ではなく、「判定」そのものであり、「国家法秩序の維持」である。

そして、こうした「判定」を目的とする裁判は、以下の要素が不可欠

⁽²⁾ 黄華平・花林広「論「嚴打」中死刑の合理控制」公安大学学报2002年2期26～27頁。台湾のキャンペーンの実際については、2001年9月19日、21日に北京大学法学院で行われた「打黒反貪——兩岸刑事政策比較研究」セミナーにおける廖正豪(台湾前法務部長)の発言による(同論文)。なお、「重大刑事犯」、「重大暴力犯」は原文のとおりである。

⁽³⁾ 兼子一・竹下守夫『裁判法(第4版補訂)』(有斐閣、2002年)1頁。

⁽⁴⁾ 田中二郎『要説行政法(新版)』(弘文堂、1972年)5頁。

であるとされる⁽⁵⁾。すなわち、①紛争を対象とすること、②中立公平な第三者（独立の主体）が判断を下すこと、③対立する当事者がルールに基づいて攻防をつくすプロセスが保障されていること、である。さらに、「近代以降の裁判概念に特有の一要素」として、④法に従った裁判であることを挙げることができる（以下、これら4要素からなる理念型としての裁判を「法的判定型裁判」と呼ぶ⁽⁶⁾）。

これらの4要素の中で本質をなすものは、裁判官が中立公平な第三者であること、すなわち「独立」していることである。なぜなら、裁判が「判定」である以上、裁判官が「公平」であることは「裁判の本質的要素」であり、「裁判官の公平を確保するためには、司法の独立を前提とした個々の裁判官の独立……が保障されなければならない」⁽⁷⁾からである。

以上のような法的判定型裁判を比喩的に表現すれば、それは「正義像（Justitia）」が一方の手に持つ「天秤」となろう。「天秤」は「違法な行為者にとらせるべき態度（刑罰、損害賠償など）を法に照らしてはかり決める活動を」⁽⁸⁾（カッコ内は原文）意味するといわれ、中立公平を象徴するものである。まさに「天秤」であることに、法的判定型裁判の真髄があると考えられる。

さて、以上の法的判定型裁判に関する考え方に依拠して論を進めると、

⁽⁵⁾ 小島武司『現代裁判法』（三嶺書房、1987年）4頁。

⁽⁶⁾ 中国と西洋の裁判観の異同をテーマとした先行研究として、（現代を対象としたものではないが）野田良之「私法観念の起源に関する一管見——L.Gernetの研究を拠所として——」星野英一編集代表『我妻栄先生追悼論文集：私法学の新たな展開』（有斐閣、1975年）および滋賀秀三「中国法文化の考察——訴訟のあり方を通じて——」『法哲学年報（1986）東西法文化』（有斐閣、1987年）がある。野田が古代ギリシャの訴訟の原型を「競技」に求め、それを「アゴンの訴訟」と性格づけたのを受け、滋賀は、伝統中国の訴訟（聴訟）には「判定」の契機が欠如していたと指摘した。両者の議論は、理念型として西洋近代法的な裁判を観念した上で、現代中国の裁判のあり方を探ろうとする本稿にとって示唆に富む。

⁽⁷⁾ 小島・前掲注（5）24頁。

⁽⁸⁾ 埜浩「法の女神テミス像考」JUSTITIA2号（1991年）2頁。

司法が取締キャンペーンに参加し、普段より重い刑罰を科せば、端的⁽⁹⁾に司法の独立、さらにはその本質をなすといわれる裁判官の独立⁽¹⁰⁾（上の②）と正面衝突することになることは明らかである。ただし、「司法の独立は、本来は裁判への不干渉、すなわち他の国家機関が裁判事務について、事前に裁判官に裁判内容について指揮命令できたり、または事後に裁判を取消変更することを否定することに外ならない」⁽¹¹⁾からである。したがって、司法の独立の下においては、犯罪取締キャンペーンにより裁判の結果に影響が出ることは、原理的に否定されることになる。

これに対して中国では、党の号令により厳打が始まれば、裁判所⁽¹²⁾は「重きにかつ速やかに」裁判を行う。まさに事前に裁判内容について指揮命令が行われているのである。とりわけ、厳打の「重きに」の内容は、裁判の実体的内容についての直接的な指揮命令であり、司法の独立との抵触からいえば、「速やかに」よりも深刻な問題といえよう（そのため、本稿では「重きに」に重点を置き論じていく）。裁判所は紛れもなく厳打の担い手の一人であり、厳打という実践的営為において、法的判定型裁判とは異質の「裁判」を見出すことができる。

そこで、裁判のあり方に着目すれば⁽¹³⁾、なぜ中国では厳打が可能なのか、厳打の一翼を担う中国の裁判とは一体何なのか、という疑問が沸き上がろう。この点を究明することが本稿の第1の課題である。

⁽⁹⁾ 実際にはこれ以外にも、キャンペーン中のみ速やかに手続を進めるために「当事者がルールに基づいて攻防をつくすプロセス」が制限され（③）、また法を軽視した裁判が行われた（④）。

⁽¹⁰⁾ 兼子等・前掲注（3）110頁、小島・前掲注（5）63頁。

⁽¹¹⁾ 兼子等・同上37頁。

⁽¹²⁾ 厳密には「人民裁判所」[人民法院]である。なお、鈴木賢「人民法院の非裁判所的性格——市場経済化に揺れる法院の動向分析——」比較法研究55号（1993年）が指摘するように（また本稿がこれから明らかにするように）、[人民法院]と日本で考えられている裁判所には質的な違いがあるが、中国ではこれを「裁判機関」（後述1.1.3Ⅱ参照）としているため、本稿ではさしあたり[法院]を「裁判所」と訳す。

⁽¹³⁾ 厳打という素材には様々な「切り口」があると考えられる。例えば、重罰化・科刑の迅速化という点からは、刑罰の犯罪抑止力がテーマとなろう。また、刑罰の運用、量刑のあり方に着目し、中国の刑罰観・刑罰目的を考察する素材

これについてあらかじめ見通しを示せば、それは端的に裁判が権力（根本的には党であるがそれだけではないため、「権力」と表現する。以下、同じ）の「道具」だからであると考えられる。すなわち、厳打において裁判所は、治安回復という目的を実現するために、党の指示に従い、より重く量刑し、より速やかに手続を進めた。つまり、そこでの裁判は、権力が定めた目的を積極的に実現しようとする国家作用となっているのである。法的判定型裁判を象徴するものが「天秤」であれば、中国の裁判を象徴するものは、権力の下した任務を忠実に遂行する「道具」といえよう。

そこで次に浮かんでくる疑問は、なぜ中国では裁判が道具となるのか、という問いである。この点を解明することが本稿の第2の課題となる。なお、後に検討するように、中国の裁判官が「党の指導」に服従し、また裁判が行政的であることは、すでに中国および日本の先行研究により指摘されている。本稿で解明せんとすることは、こうした「どうなっているか」ではなく、「なぜそうなるのか」という疑問である。具体的にいえば、裁判官が「党の指導」に服従せざるを得ない仕組み、裁判が行政的とならざるを得ない仕組みは何か、ということである。本稿ではこれを、権力が裁判を道具とする仕組みという意味で「裁判＝道具」構造と呼ぶ。第2の課題はこれを明らかにすることである。

要するに本稿の課題は、厳打という実践的営為の分析を通じて、①現代中国において厳打が可能である理由を明らかにすること、その上で次に浮かんでくる疑問、②なぜ裁判が「道具」となるのかを究明することの2点である。

なお、本稿では考察の対象とする時期を文革以降に限定する。というのは、「厳打」は1983年に初めて行われたものであるが、それ以前の段階も83年厳打の前史として視野に入れておく必要があり、その際、文革終了がひとつの区切りとなると考えられるからである。

また、これまで何の断りもなく「裁判」という表現を用いてきたが、

とすることもできよう。さらに、歴史的に見れば、中華人民共和国建国以降にも「厳打」と本質的に同じ現象を見出すことができ、裁判のあり方の連続性という論点も浮かんでくる。これらについては今後の課題としたい。

ここで念頭に置いている裁判は刑事裁判である。以下の論述においても同様である。

本稿の構成

以上の課題を解きほぐすために、本稿は以下の順で考察を進めていく。

まず、1章では本稿の考察に関連する基本概念を整理する。これは2章以降の論述の便を図るためである。

次に、2章から4章までをI部とし、課題①の解明に充てる。本部では、実際の厳打がどのように行われているのかを実証的に明らかにした上で、厳打という現象を概括し、厳打期に生じた諸現象から帰納的に厳打を可能ならしめる要因を探る。そのための素材は、文革終結以降(1976年)から83年厳打までの治安状況および犯罪対策(2章)、83年厳打(3章)、および83年厳打以降に展開された厳打である(4章)。

そして、5章および6章をII部とし、課題②の解明に充てる。具体的にはまず5章で裁判が道具と認識されていることを明らかにする。しかし、実際に裁判が道具として運用されるためには認識だけでは足りず、何らかの制度的な仕組みが不可欠である。先述の「裁判＝道具」構造がそれであり、6章でその全体像を明らかにする。

先行研究の検討

以上の課題に取り組む本稿にとっての先行研究には、厳打に関するものと、裁判のあり方に関するものがある。後者は日本において、これまで「裁判の独立」(ないしは司法の独立)をテーマとして論じられてきた内容である⁽¹⁴⁾。以下では分けて検討する。

厳打に関する先行研究

厳打に正面から取り組んだ国内の先行研究は管見に及ばない⁽¹⁵⁾が、

⁽¹⁴⁾ 筆者は「裁判＝道具」と「裁判の独立」という両極端なテーマ設定は、「裁判のあり方」という1枚のコインの表裏にすぎないと考えている。

⁽¹⁵⁾ 王雲海「開発過程における犯罪変容の実態、その原因およびその対策」針生誠吉・安田信之編『中国の開発と法』(アジア経済研究所、1992年)338～339頁、鈴木・前掲注(12)177～178頁のように、厳打に言及するものはある。

アメリカの中国法研究者による成果を目にすることができた。それは(1) D.C. クラーク「Concepts of Law in the Chinese Anti-Crime Campaign」⁽¹⁶⁾ および(2) H.M. ターナー『Strike Hard! Anti-Crime Campaigns and Chinese Criminal Justice 1979-1985』⁽¹⁷⁾である(以下、それぞれ「クラーク論文」、「ターナー書」と呼ぶ)。両者はともに「なぜ厳打が可能なのか」という問いに答えようとする本稿とは直接的にリンクしていないが、厳打という現象(さらには中国法の本質)を分析する一助となるため、ここで検討しておく。以下、順に見ていこう。

(1) クラーク論文

同論文は、83年厳打という現象を通じて、中国において「法」とは一体どのようなものと考えられているのかを究明しようとする大胆な試みである(study the structure of Chinese thinking about law)。同論文は以下の2点において本稿にとって示唆に富む議論を展開している。

①同論文は83年厳打以前において、「法が法的決定を指導する政策とは別物であり、かつその上位にあるものと考えられていたことは明白である」(1903頁)と指摘した上で、83年厳打においては政策が「法の魂」としての地位を取り戻したとする。その上で、政策復活の要因として、「これまで続いてきた法制度の構造的脆弱性および訓練された法律執行人員の不足」(同上)を指摘する。

だが、筆者はこの議論について次の2点の疑問がある。ひとつは、83年厳打以前において、法が政策の上位にある(superior to policy)と考えられていたとする点である。しかし、83年厳打以前の犯罪対策においても、やはり政策により法の適用が左右されていた。そこでは厳打期とは異なり、重く処罰することよりも、教育に政策の重点が置かれていたにすぎない(この点については後述2章、特に2.2および2.3参照)。強いていうなれば、83年厳打を契機に政策の優位性がより強まったのであ

⁽¹⁶⁾ Donald C. Clarke, Concepts of Law in the Chinese Anti-Crime Campaign, Harvard Law Review, vol. 98, no. 8 (June 1985), pp 1890-1908.

⁽¹⁷⁾ Harold M. Tanner, *Strike Hard! Anti-Crime Campaigns and Chinese Criminal Justice 1979-1985*, Cornell Univ East Asia Program (1999).

り、政策が復活 (revival) したわけではない。

もうひとつは、政策復活の——筆者にとっては政策が「法の魂」であり続ける——要因として、法制度の構造的脆弱性 (structural weakness of legal institutions) と質の高い裁判官の不足を挙げた点についてである。クラークによると、前者は裁判所が足りないことを意味するようである (1896、1904頁)。まずこの点については、なぜ裁判所の数が足りない政策が「法の魂」となるのかが、筆者には理解できない。

また後者について、著者のロジックによれば、質の高い裁判官が豊富になれば、政策は「法的決定を指導する政策」ではなくなることになる。しかし、中国において政策とは、とりもなおさず「党の政策」であり、「党の指導」の貫徹メカニズムが構造的に形成されている以上、裁判官の量・質は決定的な意味を持たないと考えられる⁽¹⁸⁾。

②同論文は「法に従い (According to law)」というスローガンが、実は「法の枠内」という意味ではないと主張する。この主張は中国の学界の通説的理解とは異なるユニークなものである。それは次のようなロジックによる。中国のサンクションは刑罰 (legal sanction)、行政処罰 (administrative sanction)、懲戒処分 (disciplinary sanction) の3種類があり⁽¹⁹⁾、これらは質的に区別されるものではなく、行為の当罰性の程度によって区別されるにすぎない。そして厳打において「法に従い」

⁽¹⁸⁾ この点については、後掲注 (47) で紹介する小口彦太『現代中国の裁判と法』に対する宇田川幸則の批判が、クラーク論文にもあてはまる。

⁽¹⁹⁾ “legal sanction”は「法的制裁」と訳すべきかもしれないが、著者はこれと行政処罰とを区別し、またこれを「公式な法的な刑罰」と同じ意味で用いていると考えられるため、ここではより限定的に「刑罰」と訳した。なお、行政処罰も“legal sanction”であると考えられるが、著者があえてこのように分類したのは、後述する著者流の「法に従い」の理解に合わせるためであると思われる。

また、著者は[行政処分]を“administrative sanction”と訳す。しかし、中国語の[行政処分]は、「所属先[単位]での規律違反に対する身分にかかわる処分」という意味であり(『現代中国法入門』284頁)、“disciplinary sanction”(懲戒処分)に相当する。他方、“administrative sanction”については、その代表例として労働矯正(後述1.2.2参照)を挙げているため、ここでは「行政処罰」と訳した。

と叫ばれたのは、中国の通説的理解である「適正な手続に従って処罰する」ということではなく、「単なる懲戒処分や行政処罰ではなく、公式の法的な刑罰 (a formal, legal punishment) を科す」ことを意味する、と (1900頁)。つまり、これまで行政処罰や懲戒処分処理されてきた行為に対して、法＝刑法を適用せよということの意味するということである。

確かに著者が指摘するように、中国の法的責任体系は西洋近代法のように刑事・行政・民事とはっきり区別できない面がある⁽²⁰⁾。また、後述 (3.3.4参照) するように、83年厳打を契機により重い制裁が科されるようになった実態とも合致している。

だが、厳打のスローガンは「法に従い重きにかつ速やかに」である。クラーク説では「法に従い速やかに」の「法に従い」の意義を説明することはできない。また、より重い制裁が科されるようになったことは、「重きに」の文脈で理解すべきである。これらの点がクラーク説——それ自体は極めて鋭い指摘であるが——の決定的な欠点である。やはり中国の通説的理解のように、「法に従い」＝「法の枠内で」と解するのが妥当と考えられる。

(2) ターナー書

タイトルでは「厳打 (Strike Hard)」がメインテーマに据えられているが、同書の主役は厳打ではなく、サブタイトルの部分である。筆者の読むところ、同書は近代化・犯罪・刑事司法という3者の相関関係について中国の経験を析出し、それがユニバーサルなものであるかを検討しようとする試みである⁽²¹⁾。

こうした問題意識の下、同書において厳打は、80年代における中国刑

⁽²⁰⁾ この点について、日本では高見澤磨「罪観念と制裁——中国におけるもめごとと裁きから——」『シリーズ世界史への問い5 規範と統合』(岩波書店、1990年)が同様の議論を展開する。

⁽²¹⁾ この点についてターナーは、「80年代中国における犯罪、刑事司法、そして近代化のストーリーは、多くの点において悲壮感と挫折感が漂っているが、それは中国だけではなく、また中国だけが突出して悪いわけでもない。多くの点において、中国の犯罪、刑事司法、近代化の関係は、人類史のどこでも見られる現象と類似している」(189頁)とし、中国の経験は普遍的な現象であると

事司法システムの展開の重要なキーポイントと位置づけられている。曰く「諸問題の多くは、80年代初頭から中期にかけて行われた犯罪撲滅キャンペーンにおいて悪化した」(189頁)と。

以上のような同書は、「なぜ厳打が可能なのか」という問題意識を持つ本稿とは、直接的にリンクしていないが、本稿が参考にすべき指摘もある。それは次の2点である。ひとつは、文革以降の中国刑事司法の本質的特徴が「不足と法道具主義 (poverty and the legal instrumentalism)」(187頁)にあるとし、法道具主義の存在を指摘した点である⁽²²⁾。ターナーはさらに論を展開し、中国の法道具主義の特徴を次のように説明する。すなわち、法道具主義は中国独自のものではなく、社会主義国や開発途上国においては一般的であり、また西側諸国でも見られる。しかし、中国(他の社会主義国や開発途上国も同様に)の法道具主義の特徴は、一党独裁という政治システムにリンクして、警察、検察、裁判所、行刑機関を党の統一的指導の下に置き、その道具・武器とした点にある。この点が「ウェベリアンの近代法モデル」⁽²³⁾との重要な違いである、と。

捉える。なお、ここでいう「犯罪、刑事司法、近代化の関係」とは、国家の近代化(=資本主義化ないしは市場経済化)に伴い、犯罪が増加し、また刑事司法システムが西洋近代法的に発展していく、という意味と考えられる。

⁽²²⁾ 「不足」とは刑事司法に関わる人的資源(量・質ともに)および物的資源の不足を指しており、この点でクラークの議論に近い。しかし、ターナーは「不足」を現代中国刑事司法の諸問題の要因と位置づけており、「不足」を理由に厳打が発動された——少なくとも明示的には——とは主張していない。

⁽²³⁾ ターナーのいう「ウェベリアンの近代法モデル」は、ガラントーの見解に依拠している(see, Marc Galanter, "The Modernization of Law" in Lawrence M. Friedman and Stewart Macaulay (ed.), *Law and the Behavioral Sciences, Second Edition*. Indianapolis: The Bobbs Merrill (1977) p. 1046-1049. なお、本論文は M. Weiner (ed.), *Modernization: The Dynamics of Growth*, New York: Basic Books (1966) にも収録されている。同書の邦訳として、マイロン・ウィーナー編著(上林良一・竹前栄治訳)『近代化の理論』(法政大学出版局、1968年)があり、これも参照した(該当箇所は150~152頁)。ターナーの整理によると、近代法システムには次のような特徴がある。まず、法の性質については、①適用は統一的かつ不変(uniform and unvarying)であること、②相關的(transactional)であること、③普遍的(universalistic)であること、法シス

筆者もターナーの指摘を大枠において支持する。しかし私見では、西洋近代法システムから見た中国の法道具主義の最大の特徴は、裁判所までもが道具になっていることである。この点、三権分立でいう行政に属する警察、検察、行刑機関が道具になることは本質的に異なる。なぜなら、行政とは先述のように、「現実には国家目的の積極的実現をめざして行われる全体として統一性をもった継続的な国家作用」⁽²⁴⁾であり、そもそも目的実現に奉仕すべき国家作用だからである。この意味で、「公権力を有する国家（または公共団体）と人民との間の、公益と私益との衝突の調整を目的とする」⁽²⁵⁾司法が道具となることが、中国の法道具主義の本質的特徴である。ターナーの指摘ではここが明確に浮かび上がってこない。

もうひとつは、伝統法、社会主義法そして現在の法の関係について、伝統中国法と社会主義法の「適合 (fit)」という論点を指摘している点である。こうした見解は、中国はもとより⁽²⁶⁾日本にも存在する⁽²⁷⁾。筆者もそう考えている内のひとりである⁽²⁸⁾。その上でターナーは「伝統

テムについては、①ヒエラルヒー構造であること、②官僚的に編成されていること、③専門家により運営されること、④裁判所と市民の間に介在する弁護士が存在すること、⑤修正可能であること、⑦近代法システムは国家機関として機能しても、立法および行政とは区別されなければならないこと、⑧強制力や刑罰の行使は犯罪の再訓練・改造に必要なときのみ使用されることを提示する（ターナー書182頁）。なお、法システムの特徴⑥が欠けているが、これは原文のママである。原文では“Fifth”の直後に“Seventh”があることから、“Sixth”が抜け落ちたものと考えられる。ガランターの見解と照らし合わせると、“Sixth”は法システムが「合理的であること」が入ると推測される。

⁽²⁴⁾ 田中・前掲注(4) 5頁。

⁽²⁵⁾ 兼子等・前掲注(3) 2頁。

⁽²⁶⁾ 例えば、蔡定劍「階級闘争与新中国法制建設——建国以来法学界重大事件研究(11)」法学1998年4期3～4頁。

⁽²⁷⁾ 滋賀秀三『中国法制史論集（法典と刑罰）』（創文社、2003年）4章、鈴木賢『現代中国相続法の原理——伝統の克服と継承——』（成文堂、1992年）304頁。

⁽²⁸⁾ 拙稿「中国刑法における罪刑法定主義の命運——近代法の受容と拒絶——（2・完）」北大法学論集52巻4号（2001年）262頁、「裁判実務から見る中国の罪刑法定主義——1997年改正刑法典の下で——」比較法研究64号（2003年）174～176頁。

中国は我々の80年代中国刑事司法システム理解になお関係するが、当該システムの本質的特徴は、過去よりも、そのシステムそのものに位置づけるのがベストである」(187頁)とし、「過去と何らかの連続性があったとしても、それは『深層構造』レベル——長年にわたり支持されてきた文化論的仮説は、中国人による西洋近代的制度・技術の選択および順応を示すかもしれないが——においてである」(同上)とする。

筆者は、ターナーのように「当該システムの本質的特徴は……そのシステムそのものに位置づけるのがベスト」とまで言い切ることはできないが、少なくとも、現在の事象については、まず現在のシステムから説明すべきであると考え(本稿第2の課題はまさにこうした発想に拠る)。その上で、過去との連続性については、ターナーと同様に、「深層構造」レベルに位置づけるべきである⁽²⁹⁾——「長年にわたり支持されてきた文化論的仮説は、中国人による西洋近代的制度・技術の選択および順応を示す」かどうかは別として。

それでは、ターナーが本質的特徴とする法道具主義は、80年代の中国刑事司法システムにおいてどのように位置づけられるのだろうか。換言すると、法道具主義という考え方が存在していたとしても、当該システムにおいて、それが具体的にどのように実現されていたのか、ということである。同書では83年厳打を中心として、丹念に刑事司法の実際がトレースされているが、法道具主義という考え方が実現される仕組みは解明されていない。

「裁判の独立」に関する先行研究

従来の先行研究が明らかにしてきたように、裁判の独立を阻害する要素は少なくない。まず、現行憲法(1982年12月4日改正・施行⁽³⁰⁾)は裁判所が独立して裁判権を行使する旨規定する(126条)一方で、党の国家に対する指導的地位を定める(前文)。また、事案の性質・程度に応じて、審理を担当する裁判官だけでは法的決定(判決・裁定)を下す

⁽²⁹⁾ ただし、ターナーは筆者よりも伝統の影響を限定的に考えていると思われる。

⁽³⁰⁾ その後、1988年4月12日、1993年3月29日、1999年3月15日、2004年3月14日に一部改正された。

ことができず、それ以外の存在が最終的な法的決定を下す制度がある。それは党委員会、裁判委員会、裁判所長〔院長〕・廷長等が最終的な法的決定を下すというものである（以下、それぞれ「党委審査制」、「裁判委員会討議制」、「所長審査制」と呼ぶ。廷長については後述「用語の説明」参照）。党委審査制とは、重要な事件や警察・検察・裁判所（中国では〔公、検、法〕と総称する）の間で争いのあるハードケースについては地方の党委員会が審査・決定する制度を指す。裁判委員会討議制とは、新旧刑訴法が定める制度であり、裁判所の要職に就く者からなる会議体＝裁判委員会が、重大事件やハードケースについて討議し、当該事件の法的決定を下すというものである。また、所長審査制は、法律上の制度ではなく、事実上行われている慣行であり、一部の事件⁽³¹⁾について所長、副所長、廷長、副廷長が判決を審査するという制度である。

これら以外にも人民代表大会（以下、「人大」と略す）や行政機関からの干渉、および下級裁判所が上級裁判所に裁判について指示・意見を求める、いわゆる〔案件請示制度〕も裁判の独立を阻害する要素となっていると中国で批判され、また日本でも指摘されている⁽³²⁾。少なくとも実態⁽³³⁾として中国の裁判官の独立性が極めて低く、司法の独立と大きな隔たりがある点については、日中両国においてコンセンサスに達しているといえる。

そこで次に問われなければならないのが、中国において裁判が独立できない（していない）要因は何であるか、という点である。従来の日本の先行研究は、主に上の法的制度や事実上の慣行の必要性ないしは合理性はどこにあるのか、という視点からこの論点に取り組んできた。これまでの議論を眺めると、おおよそ(1)「党の指導」貫徹のため、(2)司法（裁

⁽³¹⁾ 通達ともいうべき最高人民法院「事件審査承認辦法（試行）」（1981年4月16日）では、最高人民法院において所長、副所長および廷長（所長または副所長の授権による）が審査すべき事件が定められている。詳しくは6.2.1 I 参照。

⁽³²⁾ 例えば、鈴木・前掲注（12）174頁以下、葉陵陵「中国の地方保護主義と司法の独立」熊本法学83号（1995年）73頁以下など。

⁽³³⁾ 後述（1.1.2参照）するように、国家統治原理として三権分立を採っていない中国では、原理的に司法の独立および裁判官の独立は否定されている。

判)の性格が行政的であること、(3)裁判官の資質が低いことの3点が指摘されている。このうち(3)が要因のひとつではあるが、決定的な要因ではないという点⁽³⁴⁾については、ほぼ異論がないものと考えられる⁽³⁵⁾。そこで以下では、(1)と(2)の代表的論者の主張に則して、その論旨を整理する。

(1) 「党の指導」説

この説は裁判が独立できないのは「党の指導」が存在するからであるとする。具体的には、「党の指導」を貫徹するために上述の判決審査制度・慣行が必要となり、また「党の指導」の実効性を担保する仕組みがあるため、裁判が独立できないとする。いわば、どのようにして裁判に対する「党の指導」が貫徹されているのか、という問題関心に基づき、裁判の独立を論じる議論といえよう。

本説の代表的論者は田中信行である。以下では、その論文「中国における裁判の独立と党の指導——1954年～1981年——」、「中国——『党政分離』と法治の課題」を検討する(以下、「論文①/②」と呼ぶ)⁽³⁶⁾。

論文①は、反右派闘争前後および1979年末から1981年前半にかけての2度にわたる「裁判の独立」をめぐる論争を検討し、そこで浮き彫りにさ

⁽³⁴⁾ ここで「決定的な要因ではない」とは、今現在において、「裁判官の資質が向上すれば、裁判官の独立が達成できる」わけではない、という意味である。このように考えるのは、端的にまず「党の指導」がなくなる限り、裁判官の独立は考えられないからである。

⁽³⁵⁾ 木間正道は、所長審査制を排除して、裁判の独立を確立する「關鍵は独立して職権を行使できる裁判人員をいかに経常的に確保できるかである」とする(「中国の裁判制度と『裁判の独立』原則——法学論争からみたその特徴と問題点」法律論叢72巻1号(1997年)39頁。このほか21、38頁にも同様の記述が見られる)。したがって、対所長・延長の独立については、裁判官の資質が決定的要因であると解しているよう読める。ただし、党委審査制や行政および人大からの干渉については論じられていないため不明である。なお、本論文は後発論文ながら、この点について下記の田中論文①との対話がない。

⁽³⁶⁾ 前者は①季刊中国研究5号(1986年)47～88頁、後者は②近藤邦康・和田春樹編『ベレストロイカと改革・開放——中ソ比較分析』(東京大学出版会、1993年)246～274頁所収。

れた党委審査制および所長審査制を切り口に、「党の指導」と「裁判の独立」の関係を論じる。

同論文によると、「裁判の独立」を阻害しているのは主に上の両制度であり、1978年の党第11期中央委員会第3回全体会議（以下、「党11期3中全会」と略す）以降それぞれ存亡の危機に直面したが、結果としては生き残ることができた。すなわち、党委審査制については、党中央が旧刑法・刑訴法（ともに1979年7月1日採択・1980年1月1日施行。現行刑法は1997年3月14日改正・同年10月1日施行、現行刑訴法は1996年3月17日改正・1997年1月1日施行⁽³⁷⁾）施行に先立つ1979年9月9日、「刑法・刑事訴訟法の適切な実施を断固保障するについての指示」⁽³⁸⁾を出し、原則廃止を打ち出した。しかしそれと同時に、「各級司法機関における党組織および党員幹部は、同級党委員会に自主的に業務を報告して指示を求めなければなら（ない）」とも指示した。この点について、田中は「要するにこれは、裁判員としては党委員会に報告しなくともよいが、党員として報告せよという要求である」（76頁）と指摘する。

また、所長審査制は、「裁判の独立」をめぐる第2次論争において、[党政分離]（党と国家機関の職責の分離）を盾にする廃止論の厳しい非難に晒された。しかし、[法盲]（法とは何かを知らない人）と揶揄されるほど法的資質が低い裁判官を目の前にして、所長審査制の廃止論は、「原則論のレベルでは優勢をほこりながら、現実的な妥協論のまえに敗北してしまった」（85頁）。

そして田中は、両制度が生き長らえた原因を次のように分析する。「党政分離の原則が党の方針として、どれほどスローガンに大書されようとも、実態として定着してゆかない限り、これらふたつの制度のよってたつ基盤を突き崩すことは不可能であろう。院長審査制度（本稿でいう所長審査制を指す）の方は、裁判業務の水準が向上するという実務的条件

⁽³⁷⁾ 旧刑法・刑訴法の邦訳については、それぞれ平野龍一・浅井敦編『中国の刑法と刑事訴訟法』（東京大学出版会、1982年）（浅井敦・近田尚己訳、浅井敦・國谷知史訳）を、現行刑法・刑訴法の邦訳については、それぞれ野村稔・張凌『注解中華人民共和国新刑法』（早稲田大学比較法研究所、2002年）、ジュリスト1109号（1997年）62～83頁（松尾浩也・田口守一・張凌訳）を参照した。

⁽³⁸⁾ 邦訳は季刊中国研究5号（1986年）164～173頁（田中信行訳）を参照した。

の整備によって、あるいは変化をみせる可能性も考えられないことはないが、この制度を支えている主要なファクターが、あくまでも党による指導の問題にあると考えれば、やはり両者の将来はパラレルな関係において推移するとみるべきであろう(86頁)、と。つまり、建前としては所長審査制存置の理由は資質の低い裁判官と説明されているが、その本音は「党の指導」堅持にあり、「党政不分」が両制度の基盤となっているというのである。そして、両制度は「党の指導」を実現するための装置と位置づけられる(その後の論稿⁽³⁹⁾では、さらに裁判委員会討議制もこれに加えられている)。

それでは、どのようにして「党の指導」が堅持され、「党政不分」がもたらされているのか。これについては論文②が論じる。こちらは論文①よりもテーマのスケールが大きく、党による国家(機関)に対する指導体制について論じる。ここには、裁判所に対する党の指導も含まれている。

田中は文革以降の党の指導体制を、「複合的一元化システム」と名付け、それを、「組織的には党と国家という二元的な構造を前提とはしているものの、国家はすぐれて形式的、手続き的な意味しかもちえず、実体的には党が国家を直接指導する一元的な指導体制」(251頁)と定義する。そして、「複合的一元化システム」の潤滑運営を可能にする要素として、[対口]指導体制⁽⁴⁰⁾、党グループ[党組]⁽⁴¹⁾、党による人事管理[党管幹部]を指摘する。

⁽³⁹⁾ 田中信行「中国刑事訴訟法の改正と裁判の独立」中国研究月報1996年11月号1頁以下参照。

⁽⁴⁰⁾ 国家機関を指導するためのカウンターパートを党内に設置して指導を行うことを指す。[対口部]に関する日本の代表的研究として、行政機関のそれに限定したものであるが唐亮「中国共産党の行政担当機構」アジア経済33巻9号(1992年)20頁以下がある。

⁽⁴¹⁾ 「当該組織の実質的な指導機関であり、上級党機関の命令にもとづいて当該機関を指導する。党は党組を通じて完全に上意下達の指揮命令系統を構築しており、当該組織の人事権を掌握している」(『現代中国法』46頁)。なお、ここで「上級党機関」とは、同級党委員会である。また、党グループに関する研究について、日本では行政機関のそれに限定したものであるが、先駆的業績と

筆者も「党の指導」と「裁判の独立」の関係については、以上の分析枠組みが有効であると考え。すなわち、対党において裁判が独立できないのは、とりもなおさず「党の指導」（およびそれを実現するための制度装置）があるからであり、その実効性を担保する仕組みは、論文②が指摘したように、「対口」指導体制、党グループ、党による人事管理という要素からなる。

しかし、論文②では3者の位置関係がはっきりと浮かび上がってこない。3者がどのように機能して「党の指導」の実効性を制度的に担保しているのが明らかにされていないのである。また、本説では行政による裁判に対する干渉を説明することができないという問題もある（ただし、本説の関心はもっぱら党と裁判所（さらには党と国家機関）の關係に置かれている）。本稿では以上の成果を十分に活用した上で、この2点に注意したい（前者については6.3、後者については6.4で検討する）。

(2) 裁判＝行政的性格説

この説は裁判が独立していないのは、中国の裁判が、三権分立における司法ではなく、行政的な国家作用とされているからであるとする⁽⁴²⁾。現代中国についてこうした主張を展開しているのは小口彦太『現代中国の法と裁判』（とりわけ1編1章、2章、2編1章および終章）⁽⁴³⁾である。ここで「現代中国について」というのは、この説が、法制史の知見——

して唐亮「中国の行政機関における党グループ」アジア研究38巻2号（1991年）77頁以下がある。とりわけ同論文83～84頁に描かれている党グループを通じた行政指導体制の説明は、中国の司法の構造を探る上でも有益である。

⁽⁴²⁾ (1説と2説は問題関心・切り口を異にする議論であり、対立しているわけではないと考えられる。

⁽⁴³⁾ 小口彦太『現代中国の法と裁判』（成文堂、2003年）。終章は書き下ろしであるが、それ以外の初出はそれぞれ、「国家権力と刑事裁判」野村浩一編『講座現代中国第1巻 現代中国の政治世界』（岩波書店、1989年）所収、「現代中国における裁判の性格——法的決定の主体の面に着目して——」（同題）藤田勇編『権威的秩序と国家』（東京大学出版会、1987年）所収、「中国法の常識」早稲田大学エクステンションセンター編・小口彦太監修『中国ビジネスの法と実際』（日本評論社、1994年）所収である。

滋賀秀三の「王朝が天下を治める行為——天下の管理——すなわち行政の一環でしかなかった」⁽⁴⁴⁾という伝統法時代の裁判の性格づけ——をベースにしたものだからである。この意味で、本説は伝統法との連続性という新たな視点をもたらす議論であると位置づけることができる。宇田川幸則が評したように、同書は「『変わらぬ中国法』—中華人民共和国建国～今日までという文脈と、伝統法～現代法までという文脈の2つの意味で—を析出した」⁽⁴⁵⁾ものといえよう。

同書は中国において裁判の独立を阻害する制度が存続する要因を、大略次のように論じる。すなわち、所長審査制、上級裁判所による判決の事前チェック、党委審査制といった「重畳的な審査承認制度」が機能し続けてきた実在的根拠は、裁判官の「主体的力量、すなわち廉潔性と高度な専門的業務遂行能力を具備していない」という「不信の構造」(221頁)である。したがって、彼らの主体的力量が増大すれば、「中国社会においても裁判の独立＝裁判官の独立が確立することになるかもしれない。しかし、ここで翻って、帝政中国の官僚達による司法業務に目を向けるとき、……(彼らは)専門的業務遂行能力、ここでは特に法の解釈適用能力および事実認定能力を……相当程度身につけていた。……(にもかかわらず帝政中国においては)裁判の独立＝裁判官の独立が達成されていたとはとてもいえない。……帝政中国において何故こうした現象が生じるかと言えば、司法＝裁判が行政の中に解消されてしまっていることに帰着する」(223頁)、と。つまり、結局のところ、裁判の性格が行政的であるが故に、裁判の独立を阻害する制度・慣行が存在し続けるのだとするのである。

確かに、先述のように司法の独立、さらには裁判官の独立は、「判定」

⁽⁴⁴⁾ 滋賀秀三『清代中国の法と裁判』(創文社、1984年)80頁。

⁽⁴⁵⁾ 宇田川幸則「小口彦太著『現代中国の裁判と法』」社会体制と法5号(2004年)96頁。具体的には次の指摘に表れている。すなわち、78年以降の裁判のあり方は、「人民共和国成立以後十一期三中全会に至る三十年の刑事裁判の流れの中から、その流れに規定されるかたちで、形成されてきたものである」、「八〇年代に問題とされた諸論点がそのまま九〇年代、さらに二一世紀初頭に持ち越されている」(小口・前掲注(43)4、211頁。また、伝統法については同書附論「清代中国における刑事事件・民事紛争の処理」参照)。

という作用から生じる原理であり、国家目的の積極的実現を図る行政から生まれえない。この意味で本説は、中国にはそもそも「裁判の独立」という観念を生み出す土壌がないことを指摘するものと考えられる。

そして、こうした小口の議論には次の2点の意義があると考えられる。ひとつは、中国法制史の成果を十分に活用し、いわば伝統と現代の橋渡しをしており、歴史において現代の事象を位置づけるという新たな視点を提供している点である。もうひとつは、中国の裁判の性格が行政的であることを指摘した点である。

他方で、筆者は次の2点について不十分であるとする。ひとつは、伝統と現代の連続性についてである。伝統法時代から現在までの中国史は必ずしも順風満帆に流れてきたわけではない。すなわち中国は、清末から民国期にかけ、法制度の西洋近代化に努め、またその後の共産党政権樹立に伴いそれまでの努力（近代法）が否定され、旧ソ連から社会主義法を継受した。いわば伝統→西洋近代化→社会主義法の継受という歴史を辿ってきたのである。こうした紆余曲折に満ちたプロセスにおいて、なぜ裁判のあり方に関する伝統中国法の遺伝子（裁判＝行政的）が今日においても残存しているのか、同書ではこの点が明らかにされていない⁽⁴⁶⁾。

もうひとつは、なぜ裁判が行政に解消されるのか、その仕組みないしはカラクリは一体どのようなものであるのか、ということである。この点については〔対口部〕である政法委員会の存在、党による裁判官の人事管理、政府が裁判所の財政権を握っていることが挙げられている（218～220頁）。筆者もこれらが裁判の独立の命運に大きな影響を与えていると考えている。しかし、同書はこれらの要素を挙げはするが、実際にこれらがどのように作用し、また相互がどのような関係にあるのか十分に明らかにされていない⁽⁴⁷⁾。

以上の「裁判の独立」に関する先行研究の不足点は、以下の2点に収

⁽⁴⁶⁾ 同書に対するものではないが、小口の議論に対する同様の問題提起として、鈴木賢は「現代においても伝統的な思考がなぜ残存しているのか、それを継続させるメカニズムは何であるのか」という疑問を投げかける（「小口彦太・田中信行著『現代中国法』社会体制と法6号（2005年）102頁）。

⁽⁴⁷⁾ 宇田川は同書を評して、「なぜ党、法院内部とりわけ裁判委員会による具

斂されよう。ひとつは、裁判を権力の道具とする仕組みのパーツはある程度明らかになっているが、それが全体としてどのような構造になっているのかは、まだ十分に解明されたとはいえない点である⁽⁴⁸⁾。先述のように、これが本稿第2の課題に相当する。もうひとつは、現在のこうした裁判のあり方について伝統法との連続性が指摘されているが、なぜ連続しているのかについては、十分な議論がなされていない点である。この点については今後の課題としたい。

本稿の意義

以上の先行研究の検討を考慮に入れた上で、本稿は少なくとも次の2点において学界に貢献できるのではないかと考えている。

(1) そもそも日本には嚴打に関する先行研究はない。しかし、嚴打は中国において実際に刑法および刑事訴訟法がどのように実現されているかを知る格好の素材である。本稿において嚴打の実際を実証的に明らかにすることにより、“Law in Action”の中国刑法・刑事訴訟法を明らかにすることができる。また本稿の作業を通じて、中国における裁判とは何か、また法とは何かを実証的に検討するための素材を提供できるのではないかと考えられる。

(2) 先述のように、裁判が独立できない仕組み、本稿の用語法でいえば、「裁判＝道具」構造の各パーツ（党委審査制、裁判委員会討議制、所長審査制、党による裁判官人事の掌握、政府による裁判所財政の掌握など）は、先行研究によりすでに明らかにされている。しかし、各パーツを有機的につなげ合わせた全体像はまだ示されていない。本稿はこの課題に挑もうとするものであり、この点で先行研究を一步進めることが

体的事件に対する関与が存在し続けるのか、その背景ないしは原因について、より突っ込んだ分析に欠けるきらいがある」とし、「党の指導なり関与なりが制度ないしは装置としてあらかじめ組み込まれていること……を看過してはならない」と批判する（前掲注（45）97頁）。要するには、裁判の独立が脅かされるのは、それなりの「制度ないしは装置」があるからであり、そこを明らかにしなければならぬ、ということであろう。ただし同感である。

⁽⁴⁸⁾ 鈴木・前掲注（12）174頁以下、葉陵陵・前掲注（32）73頁以下についても同様のことがいえる。

できよう⁽⁴⁹⁾。

用語の説明

本稿で用いる用語をここであらかじめ説明しておく。

【2つの矛盾論】

毛沢東は1957年6月19日付の『人民日報』で発表した「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」⁽⁵⁰⁾（同年2月27日に最高国務会議で行った演説を整理・修正したもの）において、社会主義社会における矛盾には、性質が異なる「敵対矛盾」（人民と敵との矛盾）と「人民内部の矛盾」（人民間の矛盾）があるとする考え方を示した。そして、「人民」とは、国、歴史時期により異なる内容を持つものとされ、当時は、社会主義建設事業を支持し、これに参加するあらゆる階級、階層および社会集団が「人民」に、また社会主義革命に反抗し、社会主義建設を敵視・破壊する社会勢力と社会集団が人民の「敵」にカテゴライズされた。つまり、全ての人が「人民」と「敵」に分けられるのである。本稿ではこうした考えを「2つの矛盾論」と呼ぶ。

この「2つの矛盾論」においては、敵対矛盾とされたものについては独裁の方法（強制・圧服）によって、また人民内部の矛盾とされたものについては民主的方法（説得・批判・教育）により、処理しなければならないとされた。

そして、毛沢東により「2つの矛盾論」が提起された後、2つの矛盾を「正しく区分しかつこれを処理することが、中国法運用上の指導原則となった」⁽⁵¹⁾ため、刑法理論と「2つの矛盾論」をどのように整合させ

⁽⁴⁹⁾ 現在、中国では司法改革が行われている。これを受けて中国の学界でもどのように改革するかについて白熱した議論が展開されている。こうした中、「裁判＝道具」構造が一部の学者の批判に晒されている。今後の中国の司法改革を見る上でも、「裁判＝道具」構造が実際にどのようなものであるかを見極めることは重要であろう。

⁽⁵⁰⁾ 『毛沢東選集（第5巻）』（人民出版社、1977年）363～402頁。

⁽⁵¹⁾ 福島正夫「社会主義社会における矛盾と法——中国法理論の新動向」東洋文化研究所紀要40冊（1966年）25頁。

るかが問題となった。そこで、実務・学界を巻き込み様々な議論が繰り広げられた⁽⁵²⁾。しかし、「2つの矛盾論」は、「毛沢東は矛盾の解決方法が性質のちがいで異なることを指摘しているが、性質のちがいをいくつかの具体例で説明こそすれ、理論的に解明することはしていない」⁽⁵³⁾という理論的に致命的な欠陥を内包しており、しかも、人民が違法行為を理由として法的制裁を受けた場合、その制裁は敵に対する独裁とは原則的な違いがあるとするため、2つの矛盾を理論的にカテゴライズする原則を導き出せなかった。結果的にひとつの理論体系を作り上げることはできなかったのである⁽⁵⁴⁾（このことが後々尾を引く。2.4および3.1参照）。

【近代法的思考様式】

筆者が本稿の考察においてベースとする考え方を、西洋近代法的なものの考え方として、「近代法的思考様式」と呼ぶ。とはいえ、これが一体何を意味するのかに答えることは容易ではない。本稿ではさしあたり、米倉明の次の議論に拠りたい⁽⁵⁵⁾。すなわち、近代法的思考様式の核心とは、「問題処理にあたって、手続の適正に留意しながら客観的ルールの一貫的適用をめざす」⁽⁵⁶⁾、「そのルールをだれに対しても無差別に、一貫的に、杓子定規にあてはめて問題を処理していく」⁽⁵⁷⁾ことであり、こうした近代法的思考様式には、①公平な処理（とりわけ Similar cases call for similar treatment）、②予測可能性の確保、③恣意の排除（法は

⁽⁵²⁾ この点については、同上42～55頁、田中信行「矛盾論と現代中国法」中国研究月報353号（1977年）3～7頁が詳しい。

⁽⁵³⁾ 田中・同上6頁。

⁽⁵⁴⁾ 『中国法入門』125～126頁。

⁽⁵⁵⁾ 米倉明は「リーガルマインド」、「法律的なものの考え方」、「法的思考」というタームを用いているが、その意味するところは、およそ法に関する考え方一般ではなく、西洋法的な法の考え方（すなわち、本稿のいう「近代法的思考様式」）であると考えられる。

⁽⁵⁶⁾ 米倉明『「三つの法学士」——『リーガルマインド考』——』同『法学・法学教育（民法研究第8巻）』（新青出版、2000年）190頁。

⁽⁵⁷⁾ 米倉明「法律的なものの考え方とは何か」同上198、199頁。

権力者をも拘束する、権力者もまた法の支配を受ける)、④秩序の維持(法的安定性の確保)といったメリットがある⁽⁵⁸⁾、と。本稿では、こうした考え方が近代法のエッセンスであると考ええる。

【政策決定者】

いわゆる「decision maker」のことであり、具体的には、中央レベルにおいては党中央のほか、鄧小平や江沢民といった党の最高指導者を、また地方においては各地の党委員会、そして同書記や政府首長を念頭に置いている。

【裁判官】

人民裁判所組織法（1954年9月21日採択、1979年7月1日採択・1980年1月1日施行、1983年9月2日改正・施行。以下、旧法をそれぞれ「54年裁判所法」、「79年裁判所法」⁽⁵⁹⁾と、現行法を「裁判所法」と呼ぶ）において、裁判を担う者は〔審判人員〕と呼ばれており、これは所長、副所長、裁判委員会委員⁽⁶⁰⁾、廷長、副廷長、判事〔審判員〕、判事補〔助理審判員〕⁽⁶¹⁾および人民参審員からなる。これに対して、裁判官法（1995年2月28日採択・7月1日施行、2001年6月30日改正・施行）では〔法官〕というタームが用いられており、これは人民参審員を除く〔審判人

⁽⁵⁸⁾ 同上201～203頁参照。

⁽⁵⁹⁾ 79年裁判所法の邦訳については、平野等・前掲注（37）305～310頁（浅井敦訳）を参照した。

⁽⁶⁰⁾ 裁判所法3章「人民裁判所の〔審判人員〕その他の人員」には「裁判委員会委員」は規定されていないが、最高人民裁判所スタッフが執筆陣を担う周道鸞主編『法官法講義』（人民法院出版社、1995年）20頁はこれも〔審判人員〕と解している（裁判官法2条は裁判委員会委員が裁判官〔法官〕であることを明文規定する）。なお、委員のほとんどは所長、副所長、廷長などが兼任している（6.2.2参照。なお、裁判所法11条3項によると、所長は裁判委員会の議長を務める）。

⁽⁶¹⁾ これまで〔審判員〕、〔助理審判員〕は「裁判員」、「裁判員補佐」と訳されることが多かったが、日本で「裁判員制度」が実施されることになり、誤解を招くおそれが生じたため、本稿ではさしあたりこれらを「判事」、「判事補」と訳す。

員]を指す(同法2条)⁽⁶²⁾。本稿で用いる「裁判官」は、[法官]の意味である。また、本稿では所長、副所長、裁判委員会委員、延長および副延長を「裁判所管理職」と呼ぶ([法院(副)院長]については、所長と長官を区別せず、一律に「(副)所長」と訳す)。

なお、延長について補足説明しておく。中国の裁判所において、判事・判事補は刑事(裁判)廷、民事(裁判)廷などの裁判廷(「業務廷」とも呼ばれる)に配属される。例えば、刑事廷には刑事裁判を担当する判事・判事補が配置され、そこで複数の合議体[合議庭]が構成される。この点、「合議体を構成するのに足りる人数の判事と判事補が配属される」⁽⁶³⁾日本の裁判所の「部」(1部に1合議体)とは異なる。延長はこうした裁判廷の管理職である。なお、裁判所の規模によっては、刑事1廷、刑事2廷といった具合に複数の刑事廷が置かれることもある⁽⁶⁴⁾。

⁽⁶²⁾ 周道鸞・前掲注(60)20頁。

⁽⁶³⁾ 市川正人・酒巻匡・山本和彦『現代の裁判(第4版)』(有斐閣、2005年)78頁(72頁も参照)。

⁽⁶⁴⁾ 各刑事廷間でどのように業務分担するかについては全国統一的に規定されていない。鈴木賢が1993年秋から1994年夏にかけて行った調査結果によると、例えば、長春市中裁では刑事1廷が無期懲役以上の犯罪事件の1審を、同2廷が2審を担当するという(「中国における市場化による『司法』の析出——法院の実態、改革、構想の諸相——」小森田秋夫編『市場経済化の法社会学』(有信堂、2001年)241~242頁。このほか、同論文には長春市朝陽区裁判所、北京市高裁、天津市高裁、同中裁における刑事廷の業務分担のあり方が記されている)。

被害者関係的視点による 公正の心理学の試み(1)

—— 実証的研究を通して ——

山 田 裕 子

目 次

序章

- 1 問題関心
- 2 公正研究の位置づけ
- 3 課題の構造と方法
- 4 本稿の構成

第1部 研究の背景

第1章 応報的公正

- 1 応報的公正の意義
- 2 応報的公正の主体
- 3 応報的公正動機
- 4 セルフ・エスティームについて
- 5 応報と感情
- 6 応報と責任帰属
- 7 小括

(以上本号)

第2章 分配的公正

第3章 手続的公正

第2部 実証研究

第4章 被害者経験における認知的側面の調査(研究1)

第5章 分配的公正・手続的公正が被害者の応報的公正感とセルフ・エスティームに与える効果に関わる実験(研究2)

終章

序 章

1 問題関心

正義 (justice) ・公正 (fairness)¹が人類の普遍的な問題関心であることは疑い得ない。なぜなら、公正は人々の行動の動機となるからである。人々が個人的なレベルにおいても社会的なレベルにおいても公正さを求めて行動を起こすということは、古今東西を問わず見られることである。そして、法が実現すべきさまざまな価値の中でも、公正さは最も大きなものの1つであり、法の本質に関わる重要な問題である。人々も、法が公正さを実現するものであることを当然のこととして期待するであろう。本稿は、このような「公正」について社会心理学的研究によってその内容と本質を解明し、そうして得られた知見が犯罪被害者の問題に対して持ちうる可能性を論じるものである。そして、犯罪被害者が自分自身と関わりのある刑事司法をめぐる経験において最終的に納得し、満足感を得るために必要な公正さの条件を提示することを目的とする。そのために検証される仮説は、犯罪被害者が最終的な満足を得るには、いくつかの社会心理学的観点による公正感を得られることが必要であり、そのためには犯罪被害者のセルフ・エスティーム²を充足することが重要である、というものである。以上のような目的と仮説は、以下のような認識から設定された。

犯罪被害者問題を課題として取り上げるのは、そこに救済されるべきであるにもかかわらず長年放置または無視されてきた大きな不公正の問題があると考えからである。犯罪被害者は長らく、法律上も実務上も保護の対象からはずされてきた「忘れられた存在」(宮澤, 2000:2)であった。かつては犯罪被害によるダメージから回復するために頼れるのは自

¹ 本稿では「正義」と「公正」を特に区別せずに互換的に捉え、文脈に合わせて用いる。本稿が主に拠って立つ社会心理学的研究においては、justice と fairness は特に区別されず (Lind & Tyler, 1988:3)、日本語ではいずれも通常、「公正」と訳されている (リンド・タイラー, 1995:3, 270)。

² 自尊心、自尊感情と訳されるが、これらは日常語としても用いられることが多く、その分様々なニュアンスをもつので、本稿では原語のカタカナ表記を用いる。

分自身や身近な人々の協力だけであったと言ってよい。今日では犯罪被害者自身が制度の不備の改善を訴え、互いに支援し合う自助グループを作るなどの活動によって、社会に対して活動するようになってきた。それらの声を反映して2000年には犯罪被害者保護関連二法が成立したが、これはより被害者保護を徹底する観点からは、到達点というよりは出発点であろう。これほどまでに不満の声が高まり、それを支援する人の輪が広がるということは、そこに看過しがたい不公正が存在することを強く示している。彼らが求めているのは何よりも「公正さ」であるのに違いない。

公正さもしくは不公正さの知覚は人々に多大な影響を与える。人々の感情や行動は、公正知覚によって大きく左右されることが明らかにされている。不公正であるとの知覚はしばしば怒りの感情を導く。不公正な経験において人々が述べる最も一般的な反応は怒りの感情であることが、実証研究の結果として報告されている (Clayton, 1992:82)。怒りは、攻撃行動の心理的メカニズムの研究における情動発散説によれば、攻撃行動に結びつく (安藤・大坊・池田, 1995:132-133)。すなわち、不公正さの知覚は反社会的な行動に結びつきやすい。一方、公正さの知覚は向集団的な行動につながる。たとえば、人々は自分たちにとって厳しい政治的決定であっても、権威者が公正な手続を踏んでその決定をしたと知覚した場合、権威者を支持し、その決定に自発的に従うのである (Tyler & Degoey, 1995:488-492)。すなわち、ある状況において人々の態度がどのように決定され、どのような行動が選択されるかということにおいて、公正さについての評価が決定的に重要なのであり、遵法的態度もまた公正さによって決定されるのである。公正さはこのように大きな効果を持つことから、犯罪被害者問題においても、そこで求められる公正さの内容を追究することは重要であるだろう。犯罪被害者問題は、最初に絶対的な、しかも多くの場合回復不可能な不公正が存在し、しかも不本意な刑事裁判の結果であってもそれを甘受しなければならないことが多い。それでもなお犯罪被害者問題において社会心理学的知見による公正さは有効でありうるのか、追究する必要があるだろう。

公正さの追究の意義は犯罪被害者問題においてのみあるわけではないことは言うまでもない。「すべての法は、人間の行動仮説を基礎にして

おり、それら法の有効性や活用可能性はその行動仮説の正確性に部分的に依存している」(Saks, 1986:279; 菅原, 1998:7) とすれば、公正さの有効性にかんがみて、一般に社会的制度、法的制度を設計する際には、公正さに関わる人々の行動予測が必要であり、公正さに十分に配慮することが必要だということになる。

さらに、公正さを追究することには、制度設計に資するよう人々の行動を予測するということ以上の重要性があると考えられる。すなわち、人々が知覚する公正さの内容を問うことは、人々が抱く権利に関わる意識、権利そのものの本源性を問うことにつながるのではないかということである³。社会心理学における公正研究の第一人者の1人であるラーナーは、公正を、「ある人の運命と、その人が受ける資格を持つ (entitled) もの——すなわち値するもの (deserved) ——との間に適切な一致があるかないかということについての認識を基礎とする、評価的、感情的要素を伴う判断である」と定義した (Lerner, 1981:12)。適切さの感覚は人々が実際に受けた運命の価値と、人々が受ける資格を持つ運命の価値についての判断から生じる。ある人の運命の望ましさと、その人が資格を持つ運命の望ましさととの間に評価的次元で齟齬があると、不公正の感覚が生じる。それはある人が値するよりも多くを受け取ったかあるいは少なく受け取ったかという判断として見ることができる。ここで言われる、「ある人が値するもの、資格を有するもの」とは権利のことに他ならない。公正さの判断が受領したものと値するものとの符合の適切さの問題であるということは、状況についての公正さの判断は、権利についての判断によって媒介されるということである。すなわち、公正さは権利についての感覚によって規定されるのであり、公正を問うことは、ある人が有する権利はどのようなものか、またどのようにその権利が決まるのか、という権利の本質そのもの、権利の本源性を問う問題につながるのである。ここに、人々が公正を求める理由もあるのではないかと思われる。

人の道徳的発達についての実証的研究から、究極の道徳的発達を遂げた人が求める公正さについての考察を行ったコールバーグ (Kohlberg,

³ 同様の指摘として松村 (1994:297) を参照。

L.) は公正さと人格の尊重とを等価なものと捉えたが (コールバーグ, 1974:87; 松村, 1994:312)、本稿では、法の対象となる人の側に視点を置き、人々がセルフ・エスティームを維持、高揚できることが公正知覚の前提であると仮定し、そのことを実証的に確認することを目的とする。セルフ・エスティームとは、従来、「人格性の絶対的価値すなわち尊厳を自己において認める意識」として、哲学的議論の対象であったものであり (遠藤・井上・蘭, 1992:9)、心理学的には、ジェームズ (James,W.) 以来、「自己評価の感情」とされているものである。本稿は心理学的の方法と知見に依拠して正義・公正についての探究を行うものであるが、後者の心理学的見解ではなく、前者のようにセルフ・エスティームを捉える。公正さの本質や内容の追究においては、価値に関わるものとしての捉え方が重要であると思われるからである。

2 公正研究の位置づけ

公正研究は法学と心理学の学際領域である法心理学の重要な領域と位置づけられる。法心理学の歴史的展開については、新しい学問として、ここ20年ほどの間に発展したと法心理学のテキストには書かれることが多い⁴。

バートルらは、法学と心理学の関係を3つに分類する見方を紹介している (Bartol & Bartol, 2004:2-4)。その第一は法における心理学 (psychology in the law) と表現される関係で、最も一般的な関係である。これは、法システムが、特定の事件の結果に影響を与えるために心理学者とその知識を用いる関係である。たとえば、被告人の精神鑑定や陪審選択に悩む弁護士のコンサルティングなど、主に臨床心理学的知識と技法が使われる。この関係では法の側が優位であり、法の必要な範囲において心理学が利用される。

第二は心理学と法 (psychology and the law) であり、法学と心理学

⁴ Bartol & Bartol (2004:1)、Kagehiro & Laufer (1992: v) などを参照のこと。なお、法学と心理学の接触という観点からは、証言についての心理学的研究という形で19世紀にまで遡る (菅原, 1998:2)。現在の法心理学のフィールドは広く多様でさらに急速に発展している。

の接触の歴史が始まったのはこの関係である。この関係では法学と心理学は対等で、心理学は法のさまざまな構成要素を心理学的見地から分析、検証し、心理学的研究と理論を発展させる独立の学問分野と見られる。入念に計画された実験を行い、それらの実験結果を統合して、法システムに関する心理学的知見を蓄積する。心理学は、人間行動に関する数多くの法的な仮説が実証的に支持されるかどうかを探究することができる。たとえば、陪審決定に影響する要因、目撃証言の一般的な正確性、精神病患者の自己決定能力などの疑問に答え、結果を法の側に伝える。

第三は法の心理学 (psychology of the law) の関係である。この関係では、心理学は行動の規定因としての法に対して、より抽象的にアプローチする。法と社会の相互的な影響関係、法の人間行動のコントロールに対する有効性、法の受容と拒否を決定する要因などがテーマとなる。このタイプの研究は、基礎法学的関心の問題に対して心理学的にアプローチするものだと言えるだろう。公正研究はこのタイプに属する。

正義・公正の問題は周知の通り古代ギリシャの哲学から繰り返し論じられてきており、本稿が主に依拠する社会心理学における公正研究も、規範学か経験科学かという違いはあるが、それらの哲学的議論を意識し、その連続上に心理学的公正研究を位置づけている (Cohen & Greenberg, 1982:1-8; Hegtvedt & Cook, 2000:9)。このことは、社会心理学における公正研究の始まりが、ホーマンズ (Homans, G. C.) が人間の社会的行動の分析にアリストテレスの「分配的公正」の概念を持ち込んで以来とされている (Cohen & Greenberg, 1982: 8; ホーマンズ, 1961:第11章) ことから理解されよう。それ以後、社会心理学は公正の実質的原理についての実証的研究を積み重ね、その公正研究の発展の歴史⁵が、そのまま社会心理学における公正研究の枠組みともなっている。

ホーマンズによる定式化をもとに、1965年にアダムス (Adams, J. S.) が報酬の分配の公正基準の理論化である衡平理論 (equity theory)⁶を提

⁵ Skitka & Crosby (2003:282-283) は公正研究の流れについてのコンパクトな説明である。

⁶ 分配的公正の基準を衡平であるとする。ここにいう衡平は、法学におけるエクイティとは異なる概念である。

唱してから、この衡平理論をめぐって公正研究が本格化した。1960年代から70年代にかけての公正研究の中心は、報酬の公正な分配を中心とした分配的公正であり、衡平理論は投入に対する報酬の比例（衡平）を公正基準と考えるものであった。当時の公正研究は物質的な自己利益の追求者としての人間像を前提としており、衡平理論の研究者は、人々の公正への関心は、長期的あるいは短期的な自己利益を最大化する欲望から生じるものであるとし、人々における社会的相互作用は「交換」という形で概念化されていた。やがて衡平のみが公正さを決める唯一の基準ではないとの主張が生じ、衡平理論はさまざまな修正を施されたが、それでも公正を分配という観点から探究する研究が続いた。分配的公正は、何らかの法的結果を公正であると感じるかどうかが、という形で、法に関わる公正研究の重要な従属変数となっている。

1970年代半ば以降は、手続的公正への関心が分配的公正への関心を上回るようになった。すなわち、分配の「結果」のみが公正判断の問題ではなく、結果にいたる「過程」の重要性が指摘され、そちらへ関心の中心が移行したのである。手続的公正研究の興隆のきっかけは、ティボーとウォーカーの法的紛争解決における手続の公正感の研究であった（Thibaut & Walker, 1975）。ここから社会心理学において法学的関心に基づく公正研究が始まったといえるであろう。手続的公正研究では、人々は、たとえ権威者が不利な決定をしても、公正な手続にしたがっているなら、自分たちの集団に愛着を持ち続け、権威者の決定に満足するということが示された。

1980年代から90年代は、さまざまな場面における手続的公正と分配的公正の相対的重要性の測定が行われる一方、なぜ手続的公正が重要であるのかについての探求が行われるようになり、手続は人々に対して社会的価値についての重要な情報を伝達するがゆえに重要なのだと論じられた。人々は集団において自分が価値ある成員であると感じる必要があり、集団のメンバーシップにプライドを持つ必要がある。多くの研究において、人々は尊重をもって扱われる限り、好ましくない結果でも公正であると判断するということが確認された。すなわち、人間は物質的な自己利益の追求からのみ表現される存在ではない、ということが示されたのである。

社会心理学における公正研究は、当初から、主に人々に報酬や権利など望ましいものを与える場面についての公正を中心に研究されてきた。これに対し、近年の傾向としては、危害が生じた場合や不公正が行われた状況など、望ましくない状況における公正さについての研究が重要性を増してきている。いわゆる応報的公正の問題である。そこでは、人々が不公正に対して認知的に、感情的に、行動的にどのように反応するかということが探究される。中でも特に、かつてはあまり考慮されなかった「感情」が重視されるようになってきている。そのほか、現在の公正研究の目立った特徴としては、アイデンティティの視点から公正を捉える研究が増加してきていることが挙げられる。ここでいうアイデンティティとは、エリクソン (Erickson, E. H.) が理論を展開した自我同一性とは異なり⁷、自分の視点をどの集団、どの地位におくかという、自己の捉え方の枠組み、という意味である。公正研究においてアイデンティティに着目するということは、公正さの知覚において自己をどのように規定しているかという自己概念⁸が重要であるということである。セルフ・エスティームも自己概念として規定される構成概念であるから、この点からも、公正研究においてセルフ・エスティームを探究することには意義があろう。

以上の、分配的公正・手続的公正・応報的公正という分類が、公正の基本的形態であり、公正の心理学の枠組みである。そして、手続的公正の知覚と、実体的公正である分配的公正と応報的公正との関係の探究が必要とされるのである。

3 課題の構造と方法

本稿は犯罪被害を公正研究の具体的問題状況としてとりあげるが、問題の構造を以下のように捉えている。

⁷ エリクソンが展開したアイデンティティは、自我を形成する内容そのものであり、確立されれば不変である。

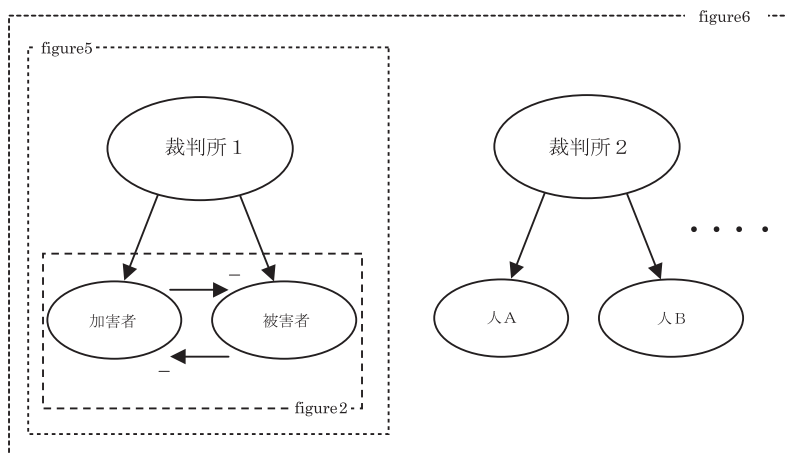
⁸ 自分自身に対して暗黙のうちに抱えているイメージや認識、感情や価値付けなどの総体。その人の意識や行動のあり方に対して大きな影響を持つ (社会心理学小辞典 p.88-89)。

ノルウェーの法社会学者エコフ (Eckhoff, T.) は、人間のほとんどすべての相互作用を「移転」として捉える (Eckhoff, 1974:3)。ある人が他人に何らかの行為をすると、他人はその行為にプラスまたはマイナスの価値を付与する。そういう付与された何らかの価値の移転が人の相互作用であると見るのである。人の相互作用は複数のこうした移転が結びついたもので、その主なタイプは交換と配分である。交換はいわゆるギブ・アンド・テイクで、エコフはこれを4種に分類している (Eckhoff, 1974:3-5)。配分はいわゆる分配状況であり、複雑な形態のものを含め、8種に分類している (Eckhoff, 1974:5-10)。エコフはこのように分類した交換における公正さを「応報的公正」(retributive justice) と呼び (前掲:30)、配分の公正さを「分配的公正」(distributive justice) と呼んだ。この「応報的公正」は二者の関係に限定されるが、国家が被害者に代わって犯罪者を有罪とするような、他者に置き換わる場合をも含む (前掲:32)。どちらの公正さも、基本的な考え方は「平等」である。「応報的公正」においては、何らかの行為により乱されたバランスは回復されなければならない、したがって交換される価値は等価であることを要求される。「分配的公正」においても、基本的な考え方は受領者は平等に扱われるべきであるというものである。

エコフの「応報的公正」はむしろ分配的公正の一形態であると考えられる場合が多い (第2章参照)。また、エコフの「応報的公正」と本稿第1章で述べる応報的公正は同一の概念ではない。エコフの「応報的公正」は交換的公正と呼ぶうるものであり、第1章で述べる応報的公正は、一般的に、ルール違反があった場合の社会の成員の公正感に関わる反応である。しかし、本稿は後述するとおり (第1章)、被害者の視点を重視するために、エコフが命名した二者関係の「応報的公正」を、被害者関係の視点の応報的公正における重要な視点として取り入れることとする。

エコフの図式を適用すれば、本稿の問題の構造は図1のように捉えられる。

figure 2 の関係は、マイナスの価値の交換関係である応報的公正の関係である。犯罪を、抽象化した法益侵害と捉える刑法の構成に対して、こうした加害者-被害者の関係を重視する見方は、近年、修復的司法を



注：figure 2 は Eckhoff (1974:4)、figure 5、figure 6 は同 p. 6 による。

図 1. 問題の構造モデル

めぐる議論の中でも行われている（高橋, 2003:60-62）。一般的に、応報的公正研究は社会にとっての応報的公正がテーマであるが、このような二者の関係として応報的公正を捉えることは、個人の視点を主体とすることとなる。ミクロの公正（個人レベル）とマクロの公正（集団・社会レベル）は、個人の利益とその個人を含む集団の利益が相容れない場合があり、しばしば対立する。しかし本稿は犯罪被害者にとっての公正感を問題とするので、個人の視点からの公正を扱うこととなる。このため、本稿における結論が、マクロの視点から見た場合、必ずしも好ましいとは限らないということが生じる可能性はある。

figure 5 の関係は典型的な分配的公正の関係である。通常、被害者は顕在していないが、行われていることは第三者機関による法益侵害の責任の両者への分配である。ここには、責任判断という実体的判断の結果の分配に加えて、手続き上の権能の分配すなわち手続的公正も含まれると見ることができる。したがって、犯罪被害者問題に関わる公正を理解するには、3つの公正（応報、分配、手続）の統合的關係を追究することが必要であろう。

さらに、ある事件における責任判断は他の同種の事件とのバランスも考慮されるので、figure 6 の分配的公正の関係もある。本稿ではこの関

係を視野に入れた分析は行わないが、加害者のみならず被害者もこうした視点を持ちうるはずであるので、こうした点も加えた分析がより望ましいと考えられる。

本稿は具体的問題状況として犯罪を扱うので応報的公正が中心的テーマとなる。モンタダは、応報的公正研究の経験科学的主題として、応報的公正動機、公正基準、原因帰属・責任帰属、公正判断と感情との関わり、公正の効果という5点を挙げている(Montada, 2002:43)。本稿では、手続的公正、分配的公正、応報的公正、セルフ・エスティームの関係を追究するとともに、これら5点の応報的公正問題を含めて実証研究を行う。具体的には、犯罪被害者における応報的公正の実現の過程の分析モデルを図2のように考え、このモデルにしたがって調査を行っていくこととする。

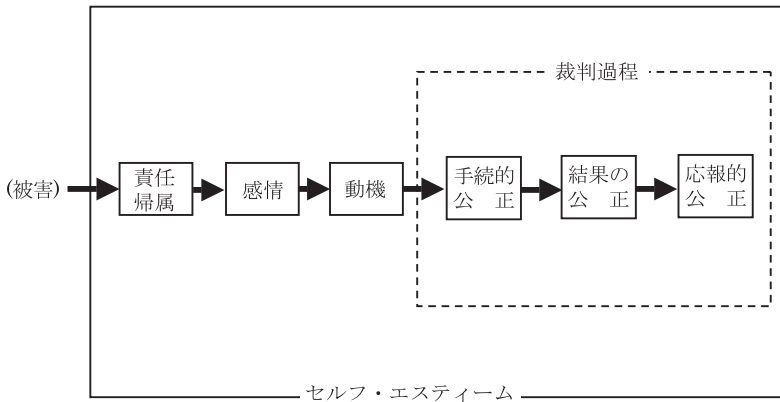


図2. 応報的公正実現過程の分析モデル

なお、この問題設定は、前節で述べた公正研究の現況を踏まえたものともなっている。すなわち、不公正な場面における公正を扱う問題であり、感情を重視する近年の研究の流れにも沿ったものとなる。犯罪の被害者の視点に立った研究を行うとき、被害者感情を考慮に入れることは不可欠である。これは単に被害者感情に対して配慮を要するという意味からだけでなく、公正判断の前提となる責任判断において、感情が重要な働きをすることが示唆されているからである(山田, 2000;2001)。

また、セルフ・エスティームをキー概念として、公正知覚と自己概念との関係を探究するものともなるはずである。

本稿は応報的公正の主体を被害者とする点が大きな特徴となろう。刑罰理論は対象を犯罪行為者と社会一般の人々と想定しており、社会一般の人々から被害者を区別する視点がない。しかし、被害者学的に考えれば、主体として一度被害者を独立に考えることが必要ではないだろうか。

なお、本稿は社会心理学上の知見と方法を用いるので、研究対象とする公正は公正の知覚すなわち主観的公正である。ある規範的基準とどれほど一致しているかという点で測定されうる客観的公正は本稿では扱わない。本稿は、紛争の被害者側当事者の、紛争解決結果、刑事裁判の結果の受容や満足度の促進という、公正の主観的効果を問題関心としている。したがって、本稿では「公正とはいかにあるべきか」を論じるのではなく、人はある状況においてどのように公正を捉えるか、ということの問題にする。このため、客観的に見れば必ずしも公正とはいえないと思われる場合にも、人々の知覚としては公正であると判断される場合もあることになる(Lind & Tyler, 1988:4)。前述の通り、人の思考、感情、行動は公正・不公正に関する判断によって大きな影響を受けるのであり(Tyler, Boeckmann, Smith & Huo, 1997:4)、そうした判断は主観的に構成された現実の認識をもとに形成されるのであるから、主観的公正を追究することこそが重要なのである。

4 本稿の構成

本稿は大きく2部から構成される。

第2部において、上記3節において述べた課題の実証研究を行う。したがって、第1部は本稿第2部の実証研究の背景を理解するために本稿にとって重要な公正研究およびセルフ・エスティーム研究の知見をまとめ、理論的枠組みを提示するとともに、第2部の実証研究において用いられる諸変数を説明する。その際、公正研究の歴史的展開とは異なる順で論を進める。本稿は犯罪被害者を主体とした公正とセルフ・エスティームの関係を中心的テーマとした公正研究であるので、まずテーマと深い関わりのある応報的公正について述べ(第1章)、その後分配的公正(第2章)、手続的公正(第3章)の順に述べることにする。セルフ・

エスティームについては、第1章の応報的公正と併せて概観する。

第2部では、第1部でまとめた理論的枠組みを用いて、本稿の課題である紛争の被害者側当事者における公正とセルフ・エスティームの関係を探索する実証研究を行う。第4章では紛争の被害者側を対象とした応報的公正に関する全般的な調査を行う。第5章では、第4章の調査で得られた知見をもとに、さらに問題点を絞り、要因を操作した実験計画法に基づく実験を行う。終章では、2つの実証研究から得られた知見をまとめ、そこから得られる示唆、さらなる課題について述べる。

第1部 研究の背景

第1章 応報的公正

1 応報的公正の意義

社会心理学における応報的公正研究は、ルール違反があった場合の人々の心理的、行動的反応についての研究である。応報的公正が問題となる場面は必ずしも法的場面に限られるものではなく、日常の様々な場面も対象となりうる。したがって、ここでいうルールとは、慣習、規範、法など人間の社会生活を規律している様々なレベルの決まりごとを総称している。タイラーらは社会心理学における公正研究の包括的な概説書において、応報的公正研究は、ルール違反に対して何らかの制裁反応が必要であると人々が感じるのはどんな時か、その時、どんな制裁反応のタイプが適切で、どの程度厳しいものであるべきと考えるか、という人々の懲罰反応を扱うだけではなく、さらに懲罰を通じた違反者の矯正や違反によって弱体化された社会的秩序の回復までも含むとしている (Tyler et al., 1997:104)。つまり、応報的公正研究はルール違反をめぐる人々の反応を幅広く扱うものである。したがって、ここでいう応報的公正とは、修復的司法の議論における、修復的司法と対置された意味での応報的司法とは異なる概念である。また、応報的公正とは、単に刑法の刑罰理論における「応報刑論」を心理学的に表現したものでもない。応報刑論は、刑罰の本質は応報であり、応報とはすなわち自由意思に基づいて行われた行為とそれによって引き起こされた結果に応じた刑罰を「当然の報い」として与えることであり、刑罰はこのようにあるべきだ

という主張であるが、応報的公正はこうした狭い意味にとどまるものではない⁹。

「応報」という言葉が持つ野蛮な語感、とりわけ修復的司法の議論が興隆し始めている近年では好ましくない印象を与えるかもしれない¹⁰。これは、応報は未開の社会秩序の基本原則とされており（ケルゼン、1975:164）、このような原始的なイメージのために、応報という語から復讐という容認しがたい行為が連想されてしまうためではないかと思われる。しかし、応報は人間の社会生活に関係する、もっとも古くから存在する基本的な広く見られる公正反応である（Vidmar, 2000:31）。序章で概観したとおり、社会心理学においては分配的公正研究が早くから興隆し多くの研究が蓄積されたが、ホーガンとエムラーは応報的公正と分配的公正とを比較して、社会においてルール違反が正しく罰されることに対する人々の期待が顕著であること、たいていの社会がルール違反を扱うメカニズムを有していること、ルール違反に対する正義の実行としては被害者への補償よりも違反者を罰する方を重視することなどの理由を挙げて、応報的公正がより根源的で普遍的な正義の問題であると主張している（Hogan & Emler, 1981:131）。

悪事に対する返報・報復としての応報を復讐という狭い意味で理解してはならない。応報刑の考え方を、復讐心に基礎を置くものであり、古くて野蛮なものであり容認できないとする言説があるが¹¹、そこには応報と復讐の混同があるのではないと思われる。この二つの概念は区別されなければならない。

エコフは、復讐と罰の違いとして、復讐は個人的な性格を持つとし、罰も同様に返報の考えに基礎を置くものではあるが、個人的な性格は持たないと考える。さらに、罰は客観的視点から正しくないものに対する反応であるという印象を、復讐よりも与えると述べる（Eckhoff, 1974:149）。

⁹ すなわち、経験的事実として、人々が懲罰反応において目的刑論的思考をするということも応報的公正の議論に含まれる（Vidmar & Miller, 1980:571）。

¹⁰ 宮澤（2000:37-39）、瀬川（2000:89）、高橋（2000:257-258）などを参照。

¹¹ 一例として、西村（1956:12-13）。

ノージック (Nozick, R.) は応報刑を基礎づける文脈において、エコフと同様の内容を含みつつ、さらに応報と復讐の区別の考察を進めて、以下の5点にまとめている (ノージック, 1997:107-111)。

- (1) 応報は不正に対してなされるが、復讐は侮辱や危害や軽視に対してなされるので、不正である必要はないこと。
- (2) 応報は懲罰の量に内的な制限を設定しており、それは不正の重大さによって決まるが、復讐は内的な制限を設定する必要はないこと。
- (3) 復讐は個人的なものだが、応報の主体は応報の対象である不正の被害者と特殊なあるいは個人的なつながりを持っている必要はないこと。
- (4) 復讐は相手が苦しむことを喜ぶという特有の感情的な調子を含むが、応報は感情的な調子を含む必要がないか、あるいは正義が行われることを喜ぶという別の感情的調子を含むこと。
- (5) 復讐には一般性は必要ないが、応報を科すには、他の同様の状況にも罰が要求されるかという一般的原理に一致することが必要であること。

すなわち、応報と復讐を区別する条件として、簡潔に言い直せば、原行為の違法性、罰の比例性、非個人性、非感情性、一般性という5条件を提示し、この5条件を満たす報復を公正な報復として「応報」とし、満たさない報復を不公正な報復すなわち「復讐」とする考えを示したのである。このような応報的公正の実現を目指す中で被害者支援は考えられるべきである。他方、犯罪被害者からの厳罰要求を復讐心の発露と捉えるものもある。被害者の内心において復讐心がまったく存在しないわけではないであろうが、被害者が要求しているのは単なる厳罰ではなく、正当な処罰であろう。上記の条件を満たす応報が適切になされれば、犯罪被害者の苦しみや悲しみはいまだ癒えないかもしれないが、事件の結末の受容を促進することができるのではないだろうか。

以下、ノージックによる上記の有用な5条件に沿って応報的公正の内容について論じていくが、(2)罰の比例性と(5)一般性については、内容の都合上、次章の分配的公正において論じる。(1)原行為の違法性については本章第3節で、(3)非個人性については応報的公正の主体の問題として次節で、(4)非感情性については本章第4節で論じる。そこにおいては、

この5条件の、応報と復讐との概念の区別をする条件としてその妥当性を納得しつつも、さらに本稿なりの疑義と考え方が示される。

2 応報的公正の主体

応報的公正が問題となるきっかけはルール違反である。ルールとは、心理学的レベルで見れば、社会において人間行動を円滑にするために成員が従うべきとりきめである。すなわち、ルールは集団を維持存続させるために生成されるものである。したがって、ルール違反は第一義的に社会に対する罪であるから、応報的公正は社会や集団の問題として論じられる。このようにルール違反(犯罪)の意味を社会的側面から捉えたのがデュルケームである。

デュルケーム(1971:72-86)は社会的連帯の強さと刑罰法規との関係を論じることで、応報的公正の淵源が集団の凝集性にあることを示した。デュルケームによれば、ある行為が犯罪と呼ばれるのは、その行為が人々の共有する集合感情を傷つけるがゆえである。人々の集合感情を傷つけるものではなくても設定される犯罪があることをデュルケームは認めるが、それは統治権力が作り出す犯罪である。統治権力とは人々の共同意識の象徴であるから、犯罪は重大な利害の侵犯であるにとどまらず、統治権力という超越的権威に対する冒瀆となる。したがって、人々が共有する価値を傷つける行為が犯罪だということになる。例えば誰かが傷つけられた場合、誰かが傷つけられたこと自体のみならず、あるいはそれ以上に、人を傷つけてはならないというルールが違反されたことが問題となる。ルールを守ることは集団の道徳的秩序を維持することであり、道徳的秩序の維持は集団の存続にとって不可欠である。すなわち、集団を主体とする応報的公正ではルール違反は集団の存続に脅威を与えるがゆえに重大なのである。

一方、ハイダー(Heider, F.)は危害とそれに対する報復を二者関係の問題として主に捉え、人間の心理に根ざしたミクロな視点で、加害者の力と地位の含蓄から加害行為を考察した。すなわち、犯罪を二者間の交換関係の一形態として捉えたのであるが、その考察は単に二者間の問題に終わらせず、社会の被害者に対する共感と道徳的要請としての報復反応について述べており、社会的道徳とのつながりを意識した議論になっている

(ハイダー, 1978:332-346)。

応報的公正研究の多くは社会を主体として捉えてきた。しかし、社会とは、被害者を含む存在であると同時に、被害者と対立しうる存在でもある。集団主義、あるいは多数決原理によって少数の個人の意見や感情は無視されることがたびたびあることがこのことを示している。実際、被害者側の応報的公正感と社会の公正感が必ずしも一致しないことはこれまでの研究でも示されている¹²。したがって、応報的公正においては、その主体が被害者あるいはそれに代わる者であるか、第三者たる社会の人々であるかを明確に区別する必要がある。この違いが、被害者問題の応報的公正の様々な側面に表れていると考えられるからである。しかしこの二者の対比を特に強調する研究は見あたらない。そこで、犯罪被害者問題をテーマとする本稿では、応報的公正の主要な主体として個人に注目する。応報的公正を被害者個人の問題ではなく社会の問題として捉えてきたことが、法的手続における被害者に対する視点の欠如につながっていると考えるからである¹³。

3 応報的公正動機

動機とは行動を起こそうとする原動力である。そして、公正さへの希求は人々の動機となる。したがって、応報的場面において人々が抱く応報的公正動機の性質を知ることは、人々の刑罰に対する期待を知り、満足な結果を得るために不可欠なことである。しかしここで、応報的公正の主体を誰と想定するかによって、応報的公正動機の性質も異なる可能性が考えられる。

社会の成員一般を主体として捉えた応報的公正動機についてはすでにいくつか研究がある(例えば Tyler & Boeckmann, 1997; Vidmar, 1974)。しかしそれがそのまま被害者個人にもあてはまるとは限らない。被害者個人が抱く応報的公正動機の内容を知るために、本稿ではまず被害とい

¹² 交通事故の被害者側当事者と第三者とを対比して、事故の責任判断等の違いを実験によって実証した研究例として、山田(2000;2001)がある。

¹³ このような、犯罪被害者個人と社会との関係についての考察の必要性を説いたものとして、松村(2004:74-75)参照。

うものがどういう意味を持つかという問題から考える。

3-1 被害の意味——デロゲーション

序章で見たエコフの図式 (figure 2) によれば、加害者と被害者の関係は相互性すなわち等価な負の価値の交換関係である。殴られた人は自分が殴られたのと同じ強さで殴り返せば、一見したところ応報的公正が実現したといえるはずである。しかし、殴られた人はただ殴り返すのではなく、より強く殴り返す¹⁴。すなわち、先に振るわれた物理的な暴力に加えて、何らかの負の価値がさらに付加されて、その分を加えた力で殴り返すことこそ、むしろ等価であると感じられるのである。そこに付加された負の価値が意味するところは何であろうか。

タイラーらは、単なる交換と応報的関心の違いを顕著に示すのは、ルール違反が意図的に行われたが悪い結果を生じなかった方が、非意図的に悪い結果を生じさせた方よりも厳しく罰せられるという現象であると述べる (Tyler et al., 1997:104)。タイラーらの述べることは以下のようなことであろう。単なる交換であれば、前者は全く罰されないはずであり、後者が厳しく罰せられるはずであるのに、実際はその逆である。したがって、ルールに意図的に違反するという、ルールを軽んじた主観的態度に負の価値が与えられているのであり、それに対する制裁が加えられるのである。意図の程度が同じなら結果が重大なほど責任を重く判断され、結果の程度が同じなら意図が重大なほど責任を重く判断されることは実証的に示されているのであるから (Walster, 1966:77)、悪い結果を生じなかった意図的ルール違反の方が悪い結果を生じた非意図的行為よりも厳しく罰されるということは、ルール違反に対する責任判断の基準として、結果よりも意図の方が重視されているということである。

前節で述べたとおり、デュルケームの社会学的解釈によれば、ルール違反は人々が共有する価値をおとしめる行為であった。そうした行為を意図的に行うということは人々が共有する価値の毀損に他ならない。すなわち、ルール違反は集団の価値のデロゲーションということになる。

¹⁴ 殴ることの強さによる応報的公正の性質の比喩は、Tyler et al., (1997:104) による。

また、ハイダーの解釈によれば、加害行為は、加害者が被害者を自分の力では侵害を防衛できないだろうと感じていること、加害者は被害者を恐れていないこと、被害者は弱くて自分は罰せられることなしに邪険に扱ってやることができる、ということの意味すると通常は受け取られる（ハイダー、1978:332-333）。すなわち、加害者と被害者とで何らかの力関係の優劣を意識させる行為であると受け取られる。力関係の差は二者の地位に関する意味、すなわち被害者の方が加害者よりもその地位において劣るということを暗に示す。このような意味を持つ加害行為を放置すること、あるいは罰することに失敗することは、加害者対被害者の二者間において被害者が劣位するというだけではなく、社会における被害者の地位の劣位をも意味することになりかねない。実際、加害行為による被害者が、同情されるどころかかえって社会から責められるという現象はしばしば観察される¹⁵。いわゆる二次被害の問題である。これは、社会による被害者のデロゲーションであるとみることができる。

社会の成員一般を主体として問題を捉えるか、二者間の関係に注目するかの違いはあるが、デュルケームもハイダーもともにルール違反を犯す意図の持つ意味を同様に解釈している。それは、ルール違反者の持つ価値一信念において、重要な価値がおとしまられている、ということである。ここから、ルール違反に対する応報には二つの機能が求められることになる。一つは失われた均衡を等価の交換によって回復することであり、もう一つは加害行為のもとになったルール違反者の持つ価値観一信念を変更させること、すなわち、侮られている被害者の地位と、ルール違反によって低められた社会の地位を高めることである。前者に対しては物的賠償が必要とされ、後者に対してはおとしまられた価値を回復させること、すなわち道徳的賠償が必要とされる。この道徳的賠償を強制的に行わせるのが刑罰であると解釈できるであろう。道徳的賠償が過剰であっても不足であっても公正は回復しない。そして、デロゲーションの解消とは、後に詳しく述べるように、セルフ・エスティームの回復の問題であるとみることができるであろう。社会学的、心理学的分析からは、応報的公正動機として、失われた均衡を回復する動機やデロゲーションを解消しよ

¹⁵ 例えば諸澤（1999:2-3）など。

うとする動機が重要な動機として仮定されるのである。

なお、本節において、意図的なルール違反であるが悪い結果を生じなかった場合と非意図的に悪い結果を生じさせた場合とを比較したときの判断結果について、前者の方が悪く判断されると前述したが、このような結果は、本章第2節において述べた応報的公正の主体の問題が絡むと、必ずしもこのようには言えなくなる。主体を意識することの重要性を示すために、そのことを示す山田(2001)のデータの再分析の結果を記述する。

山田(2001)は、仮設的な交通事故のシナリオにおいて、被験者の立場(交通事故被害者の家族としてシナリオを読むか、第三者として読むか)、加害者の過失の程度(軽過失か重過失か)、被害の程度(けがですんだか、死亡か)の3要因を操作し、事故における責任判断に与える影響を統計的に分析したものである¹⁶。この再分析では、被験者の立場が被害者の第三者である場合と被害者の家族である場合とに分けて、加害者に対する量刑判断(最終的な責任判断で、可能なレンジは1-9)について、過失×結果条件(過失の程度が低いが重大な被害を招いた場合と過失の程度が重いが軽微な被害で済んだ場合)と被験者の立場条件の二元配置(2×2)の実験として分散分析¹⁷を行った。結果を図3に示す。

加害者の量刑判断という従属変数に対し、被験者の立場要因と過失×結果要因は交互作用を有していた($F(1,163)=5.44, p<.05$)。そこで、各水準ごとに単純主効果を分析した結果、軽過失重結果水準における被験者の立場要因と、第三者水準における過失×結果要因が有意で、その他は有意差なしであった。すなわち、被験者の立場が第三者である場合だけ、重大な結果であるにもかかわらず過失の程度が軽い場合に軽い量刑判断がなされたのである。第三者の立場は、社会の成員一般の立場であるから、このような反応は社会の成員一般の反応であるとみることができよう。被害者の家族立場での反応は、軽過失で重大な結果が引き起

¹⁶ ここで操作されている意図は故意ではなく過失であるが、分析の結果が大きく変わるものではないであろう。

¹⁷ 3群以上のグループのデータの平均値に偶然の影響による誤差を超える差があるかどうかを検定する統計的手法。

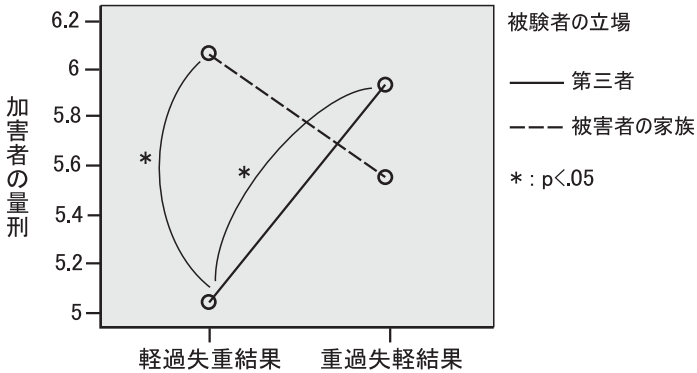


図3. 山田 (2001) の再分析結果

こされた場合と重過失ではあるが結果が重大ではなかった場合と量刑判断に有意な差はない。このことは、被害者側にとっては結果が量刑判断の基準として重要であることを示唆しており、犯罪被害者と社会の、犯罪に関する認知の齟齬を示す一例であるといえる。

3-2 公正動機と二次被害の関係—公正な世界の信念

犯罪被害者は犯罪の結果としての被害に苦しめられるだけでなく、それに付随してもたらされる追加的な苦痛も受ける。こうした苦痛、いわゆる二次被害は、友人、親戚、刑事司法制度、医師などによる不適切な扱いから生じるもので、場合によっては犯罪それ自体よりも被害者を苦しめる深刻な問題である。二次被害の中でも、危害を被ったことで自分に非があるかのようにみなされてしまう周囲の人々からの偏見は、特に犯罪被害者にとって酷な事態であろう。このような周囲の偏見は社会における被害者の地位の低下をも意味することになり、犯罪被害者を精神的に追いつめ、孤立させることになる。

このような、本来同情されるべき被害者が逆に責められるという現象の背後にあるメカニズムはどのようなものか。ハイダーは、人々が持っている善と幸福の関係や不道德と罰の間関係についての信念は大変に強いので、これらの一方の条件が与えられると、他方がしばしば想定されるのだと述べる。逆境や病気、事故は、しばしば悪と罪の兆候と受け

取られ、もし誰か逆境にある人がいたら、その人は罪を犯したと思われるがちなのである (ハイダー, 1978:297)。悪を行った者が不幸であるべきだからといって、必ずしも悪を行った者が現実不幸であるわけではない。しかし、このような「であるべき」と「である」の混同はよくみられる現象であろう。

ラーナーとシモンズは、第三者が罪のない被害者の価値をおとしめがちであるという現象に着目し、第三者が被害者を苦痛から解放してあげる力がないとき、特に被害者が苦しむのを傍観し続けなければならないときに被害者の価値をおとしめる現象が生じることを実験によって確認した (Lerner & Simmons, 1966:208)。そしてラーナーはこうした知見をもとに、公正世界信念 (Belief in a just world) についての仮説を作り上げた。

公正世界仮説とは、人は、世界は公正であるということを信じる欲求を持っている、という仮説である。公正な世界とは、各人が自分に値するものを受け取る世界である (Lerner, 1980:11)。その人に値するもの、権利を決定するのは、その人の行動と属性である。人々は、この世界は行動や属性のよい人間にはよい結果が、悪い人間には悪い結果が生じる世界なのだと考えている。このために、ある人に起こった悪いことが偶然であっても、その人が悪い人間だからそのような不幸にあったのだ、という帰属をする。

公正世界仮説が想定するこのような心理的過程は、より一般的な社会心理学の理論では以下のように説明することができる。フェスティンガーの認知的不協和 (cognitive dissonance) の理論によれば、人は認知要素間に矛盾が生じるとその矛盾を合理化しようとする傾向がある。しかし、矛盾を解消できない場合には心理的に不快な状態になる。そのため、矛盾 (不協和) を低減し、協和を獲得するように人は動機づけられ、不協和を増大させると思われる状況や情報は進んで回避される (フェスティンガー, 1965:1-3)。したがって、人がしたこととその人に結果として起こったこととの間に認知的な斉合性があるはずであり、良い人間は不当な苦しみは負わない、という信念を持つ。ところが眼前の人は被害に苦しんでいる。良い人が苦しむというのは認知的に不協和な状態である。そうすると、人はこの不協和を低減しようとしてこの被害者はこ

のような被害に遭うのがふさわしいのだと信じるように動機づけられるのである。すなわち、人は一般的に、その人が受け取るに値するものを受け取る、逆に言えば、人は受け取るものに値するのだという信念を維持するように動機づけられる。その結果、不公正な状態を見ないようにしたり、その結果をたいして不公正なことではない、あるいはその人の行動や属性が悪かったのだというふうに認知を変更する。人々のこのような傾向が被害者のデロゲーションに結びつくのである。

公正世界仮説が想定している人々の公正世界信念は、社会の側だけではなく、被害者個人も抱いている。ラーナーらが主に扱ったのは人が他者の不幸を見た場合にどのように反応するかという問題であり、自分自身の不幸に対してどのように反応するかについては扱っていない。しかし、この問題に対して彼らの公正世界仮説から導出される答えは、被害者自身の公正世界信念が強いほど、自分自身を責めたり自己をおとしめるというものである (Bulman & Wortman, 1977:352)。このことは被害者自身にも二次被害の原因がある可能性を示唆する。また、被害者自身が強く公正世界信念を信奉する場合には、自分自身の被害者としての立場を認めることは、自己の欠陥を認めることや、人からおとしめられていることを認めることにつながりかねず、被害者自身のセルフ・エスティームを著しく傷つけることにもつながる可能性がある (Mikula, 1993:235-236)。

もっとも、公正世界信念の強さと被害者自身の不運に対する反応の関係について逆の予測をし、その予測を実験や調査により実証した知見もある。ハーファーとオルソンは、公正世界信念を強く持つ人は生じた結果それ自体を公正なことと考えるのだから、公正世界信念が弱い人よりも、自分が受け取った不幸な結果を不公正とは思わなかったり、不快な感情を抱かないと予測し、実験や企業における調査で予測通りの結果を得ている (Hafer & Olson, 1989:818-819; Hafer & Olson, 1993:33-34)。ハーファーらの研究を見ると、公正世界信念を強く持つことは、かえって被害者自身の精神的な救済に資するようにも思える。しかし、ハーファーらの研究は、資源の分配場面における不運を扱っており、そのまま犯罪被害者に適用して考えることはできないであろう。犯罪の被害を受けるという問題は、単なる分配的公正の問題ではないからである。ハーファー

らの知見とバルマンらによる予測とを整合的に理解する可能性としては、公正世界信念の効果は被害の深刻さや受忍の範囲か否かという要因と交互作用することなどが考えられる。

3-3 刑罰目的

動機は行動を起こそうとする内的状態であり、この場合の行動は目標、目的を持って行われる。したがって、動機と目的とは密接な関係を持ち、応報的公正動機を考えるということは、刑罰目的について考えるということでもある。

周知の通り、刑法理論における刑罰目的の議論は大きく二つに分けられる。正義論に基づいて、刑罰は犯罪に対する当然の報いであると考えられる応報刑論と、功利主義に基づいて犯罪が行われなくするために刑罰を科すると考える目的刑論である。また、目的刑論は、刑罰の威嚇によって一般人の犯罪を予防する一般予防論と、犯罪者の再犯を予防することを目的とする特別予防論に分けられ、特別予防論はさらに、犯罪者を教育、改善することで目的を達しようとする教育刑論、刑罰を与えることで犯罪が割に合わないことを知らしめようとする狭義の特別抑止、犯罪者の隔離によって目的を達しようとする不能化 (incapacitation) とに分けられる。これら2つの刑罰理論の間に、いずれが刑罰の存在意義として正当であるかという争いがあることは周知の通りである。しかし、このような論争は、国や社会との関係からのみ論じた刑罰論であり、被害者との関係における刑罰論ではなく、被害者学からは被害者との関係で刑罰を論じるべきであるとの指摘がなされている (諸沢, 2004:60)。被害者を主体としてみた場合の刑罰動機については十分な研究が行われていないので、第2部の実証研究において、主要な課題として取り上げる予定である。

社会を主体とした刑罰目的については、ヴィドマーとミラーが、刑罰の理論的研究を刑罰の経験的研究と統合して刑罰の社会心理学的概念の枠組みを構築する試みの中で、表1のように分類した (Vidmar & Miller, 1980:570-572)。

彼らは懲罰反応の基底にある目的を分類するのに、懲罰の基本的動機と対象という2つの次元を用いた。懲罰の動機は行動コントロールと応

表1. 懲罰反応の基底にある目的の分類 (Vidmar & Miller, 1980:571)

		対 象	
		違 反 者	社会環境におけるその他の人々 ^{注1}
行動コントロール	特別予防		一般予防または威嚇
	違反者の隔離、除去 違反者の再教育 被害者への損害填補		被害者やその他の者による復讐の予防 遵法者の士気的支持 違反行為の否認
基本的動機	被害者や社会的ルールに対する違反者の信念の変更		ルールの擁護
	被害者やその関係者の自己イメージの再肯定 違反者の地位を低下させ差別化すること 違反者に及ぼす権力の宣言		ルールについての社会的合意の再確立 社会的比較過程を通した心理的緊張の解除 (集団の擬集性と正当性の回復) ^{注2}
応 報			

注1：Vidmar (2000:35) では、社会集団と改変している。

注2：Vidmar (2000:35) では、() の項目を改訂して入れている。

報とに、対象は違反者と社会のその他の人々とに分けられている。動機の2分類（行動コントロールと応報）は、法学上の目的刑と応報刑の区別に対応している。彼らが用いたもうひとつの次元である対象は違反者と社会環境におけるその他の人々に分けられており、そこに被害者を特に違反者以外の社会一般の人々から区別するという視点はない。

行動コントロール動機は、予期される将来のルール違反行為を阻止することを目的とする動機である。行動コントロール動機においては、懲罰は懲罰以外の価値を実現するための手段であり、目的合理的行為となる。刑法理論の相対刑論と一致して、いわゆる特別予防と一般予防はここに分類されている。社会のその他の人々を対象とした行動コントロールに、「違反行為の否認」すなわち「ルールの否定の否定」という、刑法理論であれば応報刑論を代表する刑罰目的の表現を分類している点は奇異に感じられるが、違反行為の否認を単なる価値の宣言と解釈するのではなく、否認された行為は人々には行わないはずだから人々の行動をコントロールしようという解釈であろう。

行動コントロール動機が形成されるのに重要な要素は、懲罰が将来の

行動を防止するのに効果があるという信念である。ヴィドマーとエルスワースは4つの社会意識調査をレビューして、死刑を支持する度合いは死刑が犯罪を抑止するという信念に正の相関をしている傾向があることを指摘した (Vidmar & Ellsworth, 1974:1255-1256)。また、サラットとヴィドマーは *Furman v. Georgia* (1972) (408 U.S. 238,332)¹⁸でマッシュル判事が述べた、「人々は死刑の犯罪抑止力が低いことを知らず、このことを知っていれば大多数が死刑に反対するだろう」という仮説を直接検証し、犯罪抑止効果の情報を与えると死刑の支持率が低下することを確認した (Sarat & Vidmar, 1976:187-194)。さらに、犯罪の犠牲になるかもしれないという恐怖心が、懲罰の効果についての知覚に影響を与えるという知見もある (Vidmar & Miller, 1980:574-575; Thomas & Cage, 1976:244-247)。このように、行動コントロール動機を規定する要因として、少なくとも犯罪抑止の信念と犯罪の犠牲になる恐怖が強く関係することが推測できる。

一方、ヴィドマーらのいう応報動機は反応者の価値と信念の宣言という意味である (Vidmar & Miller, 1980:570)。応報とは通常、悪に対して悪を返すという意味に解釈されるが、悪を返すとはすなわち、行為者の行為はそうのように解釈されるという価値と信念の宣言だということである。不道徳な行為をしたものはその報いを受けなければならないが、不道徳な行為とは、被害者から見れば、単に傷つけられたということ以上に、自分に対する侮辱の表明、自分に及ぼす支配の主張、自分の信念や価値に対する相手の信念や価値の優位の宣言を意味するということである (Vidmar, 2000:36)。このような不道徳な扱いを受けると、被害者は加害者を罰することで心理的な均衡を取り戻したいと考える。罰は、加害者が道徳的に劣ることと、被害者や対人関係を規定するルールが優位することを明確にすることで、加害者による被害者への侮辱を無効にし、個人の価値を回復するのである。先に、ヴィドマーらの刑罰目的の枠組みでは対象の分類に被害者を特に区別する視点が見られないと述べたが、対違反者の応報動機のうちに被害者関係的視点が含まれており、このように心理学的に理解された応報動機こそが、被害者にとっての刑

¹⁸ 死刑が合衆国憲法修正第8条に違反すると判示した著名な判決である。

罰の意味として重要なものであると考えられる。そして、このように理解された応報動機は、被害者に強いセルフ・エスティームの回復動機が存在することを想定させるのである。

なお、ヴィドマーらによる基本的動機と対象という2つの次元はアプリアリオリに設定されたものであり、実証研究により確認されたものではない。また、各刑罰目的の分類も、この2次元に合わせてヴィドマーらが分類したもので、実証研究の結果ではない。一般の人々に対して行った刑罰目的に関する質問紙調査の結果を因子分析¹⁹した研究知見によれば、刑罰目的の性質を支配する2因子が抽出され、それは刑罰の重さの強弱についての因子と、一方の極に当事者の利益考慮をおき、他極に社会一般の利益考慮をおく因子である (Oswald, Orth & Hupfeld, 2003: 231-237)。この2因子を縦軸と横軸にとり、各刑罰目的が各因子に対して持つ因子負荷量を2次元の空間に布置すると、上記のヴィドマーらによる分類とは異なる構造がみられる。すなわち、相対刑論は刑罰の強さの観点で抑止刑と教育刑に分かれ、対象を違反者とする点で応報と特別予防が近接するのである。

実証研究において必ずしも応報刑と目的刑の分類が明確に表れなかったとはいえ、応報的公正動機がどのような公正動機であるかを探る上で、行動コントロール動機と応報動機を対照することは重要であろう。この2つの動機のどちらが優勢であるかを検証した研究知見も存在する。タイラーとベックマンは、3回重罪を犯した者は終身刑にするというカリフォルニア州のいわゆる「三振法」を題材として、人々がこのような懲罰的な法案を支持する動機を探究した。タイラーらは、自分が犯罪被害者になる危険性と社会やコミュニティの凝集性についての判断をそれぞれ行動コントロール動機と応報動機を測定する指標として用い、これらのいずれが三振法案の支持、一般的懲罰性、被告人の手続上の保護撤廃についての態度を決定する先行因として優勢であるかを調べるため、カリフォルニア州に在住する成人のランダムサンプルに対して調査を行っ

¹⁹ 多変量解析法の一つで、多変数間の相関係数をもとに、相関の高い変数同士をグループ化し、複雑な多数の変数間の構造を少数の共通因子による単純な構造で表現する方法。

た。その結果、犯罪への恐怖の影響は小さく、社会やコミュニティの凝集性についての判断の影響が大きかったことから、応報的公正動機においては、行動コントロール動機よりも応報動機が優越すると結論した (Tyler & Boeckmann, 1997:258)。また、ウォーらは、応報動機の指標を犯罪の重大性、行動コントロール動機に対応する功利主義的動機の指標を犯罪の頻度を用いて、適切な刑罰を決めるために人々が用いる基準がどちらであるかを検証したところ、犯罪者の年齢と前科を一定にすると、犯罪の重大性が刑罰の厳しさを決定する主要な要因であるであることを見いだした。そしてこの知見をもとに、人々に選好される刑罰は功利主義的動機に基づくのではないと結論した (Warr, Meier & Erickson, 1983:90)。

一方、これとは一見矛盾すると思われる知見も存在する。ヴィドマー (Vidmar, 1974:344-351) はカナダ・オンタリオ州のランダム・サンプルに対して行った死刑支持に関する質問紙調査で、死刑の支持者が死刑の目的をどう考えるかを自由回答式で質問したところ、コーディングできる回答として応報 (復讐、懲罰) (32%)、犯罪の抑止 (42%)、矯正不可能な場合の最終手段 (4%)、収監コストの節約 (2%) の4つがあがったことを報告している。すなわち行動コントロール動機を表していると考えられる犯罪の抑止と矯正不可能な場合の最終手段の合計が46%であり、応報動機の32%より多く、タイラーやウォーの知見とは反対の結果を示している。

しかし、この知見で興味深い点は、死刑支持者に死刑支持の理由を尋ねる質問を他にもいくつか行っており、それらに対する回答も同様に応報 (復讐、懲罰) よりも犯罪の抑止を挙げる者の割合が多いにもかかわらず (抑止63~82%、応報18~37%)、死刑に犯罪抑止 (一般予防) 効果がないという情報を与えた上でそれでも死刑を支持するかどうかを尋ねた質問に対して、55%がやはり支持すると答えているのである。死刑支持の行動コントロール動機の根拠となる理由を否定した情報を与えられたにもかかわらず、やはり死刑を支持する者が多かったという結果のありうる解釈は少なくとも二つあるだろう。一つは、行動コントロール動機と応報動機を明示的に対比して質問されると、復讐などのニュアンスを避けて行動コントロール動機を回答する人が多いが、実はやはり応

報動機に代表される道徳的関心が人の公正動機においては捨てがたく存在する、という解釈である。もう一つは、行動コントロール動機にもさまざまなものが存在し、死刑の一般抑止効果は否定されたが、特別予防効果（この場合は不能化）を否定されたわけではないから、そのような他の行動コントロール関心があるために死刑の支持率が下がらなかった、という解釈である。

いずれかの動機の選好には、文化的な背景も影響するであろう。ハミルトンらによる大規模な調査の結果によれば、米国では応報、不能化、一般予防がより選好され、日本では特別予防、矯正、賠償が選好される（Hamilton & Sanders, 1988:318-319）。動機を規定する先行因は他にも種々ありうるので、どのような状況的・個人的要因が二つの動機のバランスに影響するのか、二つの動機はどのように形成され、どのように公正感や、責任の帰属と関係するのか、という問い方をする方が重要であろう。

4 セルフ・エスティームについて

本稿はセルフ・エスティームの回復を応報的公正における重要な動機の1つであると考えている。セルフ・エスティームへの言及は、社会心理学における公正研究の当初においてすでに存在し²⁰、それは公正さとセルフ・エスティームとのつながりの重要性を指摘するものであったが、その後の研究例では、セルフ・エスティームを公正さにおける本質的な動機と考えるよりは、公正さを独立変数とする従属変数の1つとして扱うものが多かった。セルフ・エスティーム研究は心理学において膨大な蓄積があるが、公正研究においてはセルフ・エスティームそのものの内容に踏み込んだ言及がされることはあまりない²¹。そこで本節では、本稿において公正さの本質を示す重要な概念として位置づけているセルフ・エスティームについて、その重要性や測定尺度について述べる。

²⁰ Adams (1965:295) 参照。

²¹ 例外として Schroth & Shah (2000:462-463) は、セルフ・エスティームの測定尺度の適切さについて議論し、用いる測定尺度を選んでいる。

4-1 セルフ・エスティームの重要性

セルフ・エスティームの重要性は人文社会科学において繰り返し論じられてきている。哲学的・倫理的立場では、セルフ・エスティームは従来、「人格性の絶対的価値すなわち尊厳を自己において認める意識」として、道徳的動機として論じられてきた(遠藤・井上・蘭, 1992:9)。法学においても人間の尊厳や人格的利益という、セルフ・エスティームと近いものと思われる概念が憲法、民法、刑法など広い分野において実際の関心を持って考察されていることと、社会心理学の公正研究において公正とセルフ・エスティームの関係の深さが示唆されていること、そして公正は法の内在的価値であることを併せて考慮すれば、法学の分野においてもセルフ・エスティームを論じることに意義があろう。

心理学においてセルフ・エスティームについて最初に論じたのはジェームズ (James, W.) であるとされる(遠藤・井上・蘭, 1992:12)。ジェームズは自我についての洞察からセルフ・エスティームを考察した(ジェームズ, 1992:245-272)。

ジェームズが捉える自我は二重の構造を持つ。一つは自分自身によって意識される客体的な自我であり、もう一つは自分自身を意識する主体的な自我である。ジェームズは前者を客我、後者を主我と呼び、客我に関して、客我の構成要素、構成要素が引き起こす感情および情動、構成要素が促す動作を考察した。

ジェームズの考察によれば、客我の構成要素は物質的客我(身体を核心とし、衣服、近親の家族、家、財産などを含む)、社会的客我(人が仲間から受ける認識)、精神的客我(人の意識状態、心的能力、および諸傾向を具体的に集めた全体)の3つに分けられる。人は物質的客我に属するものを失えば落胆するが、それはそれらの所有物がもたらすと予期していた便益が失われたことによる落胆であることの他に、自分自身の一部が無に帰したという自分自身の萎縮感に起因するものでもある。また、ジェームズはこれら客我の構成要素間に階層性を考えており、精神的客我を最も階層性が高く、社会的客我を中間的なものであると記述しているが、社会的自我を人の経験的自我の核心として非常に重視しているように思われる。これは、人は自分の同類とともにあることを望む群居性の動物であり、同類のものから好意をもって認められたいという

生来的傾向を持つからであり、「人が社会的に放置されて、社会の誰にもまったく見向きもされないことほど残酷な刑罰は考えられ」ず、「会う人すべてが…まるでわれわれが存在しないかのように振る舞ったとすれば、憤懣と失望落胆が直ちに沸き上がり、これに比べればもっとも残酷な肉体の責め苦でさえも救いである」と、社会的客我を失うことを最大級の自我の危機であるように述べる（ジェームズ、1992:249）。

これらの客我の構成要素が引き起こす感情や情動が自己評価であり、これには自己に対する満足と不満足の種類がある。満足とはすなわち自慢、自負、虚栄、自尊、尊大、虚飾などであり、不満足とは謙遜、卑下、当惑、自疑、羞恥、屈辱、悔恨、不面目感、失望などである。満足を感じる自己評価の内容は、セルフ・エスティームと非常に近いものであると感じられる。このことと、ジェームズにおいては客我のうちの社会的客我がもっとも重要であったことを考えあわせれば、社会的側面におけるセルフ・エスティームの重要さが推測される。

また、ジェームズは、こうした自己感情の起因は実際の成功や失敗、その人が実際に世の中で占めている位置の高低であると述べ、セルフ・エスティーム＝成功／願望という定式化を提示している（ジェームズ、1992:260）。この定式化は、セルフ・エスティームを自己評価の結果とみれば妥当な式であると思われるが、そもそも自分に課する要求水準である分母の願望を規定するのが何であるか、ということが人間にとって重要な問題ではないかと思われる。

さらにジェームズは、客我の構成要素から、自己追求と自己保存という本能的衝動が生じることを述べている。我々は身体的自己追求の衝動、社会的自己追求の衝動、精神的自己追求の衝動を持っているが、特に社会的自己追求に関する記述が多い点から、自己追求の社会的側面を重視していることが読み取れる（ジェームズ、1992:256-257）。社会的自己追求は直接には恋愛、友情、他人の注目と賞賛を快とする欲望、競争心と嫉妬、荣誉、感化、権力に対する愛によって行われ、間接には、何であろうと物質的自己追求の衝動の中で社会的目的を達成するのに役立つものによって行われる。いわば他人に「認められたい」という欲求である。したがって、ジェームズの考える社会的自我とは、自分が他人からなるべく高い地位にあると見られることを含意しているようである。そ

のことがセルフ・エスティームにとってもっとも重要な意味であるかどうかは別として、自己の追求、自己の保存が人間の本能的欲求であることは疑い得ないであろう。

人間は多様な動機を有するが、セルフ・エスティームの維持・高揚も人間の動機の一つとして数えられている。動機について体系的な理論を著したマズロー (Maslow, A. H.) は、人間の基本的欲求を5つに分類している (マズロー, 1984:91-101)。マズローによればこれらの基本的欲求は階層的構造をなしており、最底辺が生理的欲求、それから順に上へ安全の欲求、所属と愛の欲求、承認の欲求、そしてもっとも上位の基本的欲求が自己実現の欲求であるとした。マズローはこれらの動機間の関係を、より底辺の欲求が満たされると順次上位の欲求が生じる、としており、セルフ・エスティームに関する欲求に相当する承認の欲求は4番目に位置される基本的欲求とされている。マズローの考えによれば、承認の欲求はさらに二分され、一つは強さ、達成、適切さ、熟達と能力、世の中を前にしての自信、独立と自由に対する欲望であり、もう一つは他者から受ける尊敬とか尊重と定義できるいわゆる評判とか信望、地位、名声と栄光、優越、承認、注意、重視、威信、評価などへの願望である。後者は明らかにジェームズの言う客我の社会的側面に対応すると考えられる。承認の欲求を4番目とする階層順位は必ずしも固定的なものではないが (マズロー, 1984:107-110)、自己に対する高い評価や自己尊敬、自尊心、他者から尊重されること²²を内容とする承認の欲求はすべての人々に共通する安定した欲求であると述べている。

こうした欲求であるセルフ・エスティームが欠如することは、しばしば不適応、不安、抑圧、自殺、無価値感などネガティブな状態へとつながるのである (Mruk, 1999:2)。

4-2 セルフ・エスティームの定義

セルフ・エスティームが人の「一般的な心理的良き生」(Mruk, 1999:

²² マズローは、これらの基本的欲求を満足するために直接必要な前提条件として、言論の自由、自己表現の自由、正義、公平などを例示している (マズロー, 1984:102)。

1)にとって重要なものであることは疑いないであろう。しかし、セルフ・エスティームの定義に関しては論者により相違がある。おそらくセルフ・エスティームは多面的なものであり、各論者がセルフ・エスティームのそれぞれの側面を重視して定義するので、そのような違いが生じるのであろう。

セルフ・エスティームの定義においてはいくつかの点において対照的な見解がみられる。セルフ・エスティームの基本的な構成要素は能力なのか個人的価値なのか、セルフ・エスティームの性質は認知なのか感情なのか、セルフ・エスティームのダイナミクスは安定的なものなのか動的なものなのか、また、一般的なものなのか状況的な現象なのか、などである (Mruk, 1999:11, 22-26)。遠藤・井上・蘭(1992:19)は、セルフ・エスティームの一般的定義を「自己概念と結びついている自己の価値と能力の感覚-感情」としている。この定義から、彼らがセルフ・エスティームについて、能力か個人的価値かについては両方、認知か感情かについては感情、安定的か動的かについては感情であるゆえ動的であると捉えていることが伺える。前節でジェームズによるセルフ・エスティームの定式化 (セルフ・エスティーム=成功/願望) を示したが、ムラックはこの定式化からセルフ・エスティームが感情的現象で、動的なものであることが示されていると述べている (Mruk, 1999:15-16)。また、能力か個人的価値かについては、心理学的志向の定義は能力を重視し、社会的志向では価値が重視される傾向があるとしている (Mruk, 1999:41)。

セルフ・エスティームの内容を理解するためには、さらに、上記の対照的な見解の他に、セルフ・エスティームは他者と比較した場合の優越感というニュアンスを含むか否か、という点も考慮するべきではないかと思われる。一般に、セルフ・エスティームは「自尊心」と訳されることが多いが、日本語で言う「自尊心」には、多分にプライド、自負心、誇りなど、自分自身を尊ぶ感覚が含まれているように思われる。八木(1998:172-173)は、セルフ・エスティームに他者と比較した場合の優越性を含まない考え方は、心理学で現在扱われているセルフ・エスティームとは異なると述べている。

一方、多くのセルフ・エスティーム研究者に引用されるセルフ・エスティーム尺度を開発したローゼンバーグは、セルフ・エスティームを「自

己に対する積極的あるいは消極的態度」としており (Rosenberg, 1965: 30; Mruk, 1999:17)、優越性を含まないだけでなく、積極的な評価に限定してもいない。セルフ・エスティームは個人のパーソナリティを表す一つの変数であり、セルフ・エスティームが高い人もいれば低い人もいる。高いセルフ・エスティームとは、自分を十分によい (good enough) と考えることで、非常によい (very good) と考えることではない。自分を価値ある人間であると感じたり、あるがままに自分を尊重したりすることであり、自分自身を尊敬したり他人が自分を尊敬することを期待することではない。すなわち、自分を人より優れていると考えている必要はないのである。パーソナリティ特性としてセルフ・エスティームが低い人も存在するが、ローゼンバーグのセルフ・エスティーム理解によれば、低いセルフ・エスティームとは自己拒否、自己不満を意味し、自分に対する尊重が欠けている状態ということになる。このような低いセルフ・エスティームは人を不安な精神状態に陥れる。したがって、セルフ・エスティームが高いことは適応の一指標であり、快適な人生をおくることにとって重要な条件なのである。

セルフ・エスティームを公正との関わりから捉えようとする本稿においては、セルフ・エスティームの意味に優越性を特に必要とすることはないのであろう。このことは、分配的公正の章で述べる衡平理論からも示唆されていると考えられる (第2章参照)。

さらに、4-1節でも自我と社会との関わりについて述べたが、セルフ・エスティームの捉え方においては、関係性を重視すべきである。セルフ・エスティームの形成のもととなる自己理解は他者との関係性や相互作用の中で決定されていくのであって、個人の内部で完結した自己理解はあり得ない。自己理解は個人内過程だけでは捉えきれず、他者との関係性の中で起きる社会的過程であって、他者との相互作用がその人のあり方を決め、その人の自己理解を方向付ける重要な役割を果たすのである。すなわち、そもそも自己理解とは人々の反応に基づいた社会的基盤の上に成立するものなのである (遠藤, 1999:154)。このような考え方に立って、レアリーとダウنزは、人間が存在し続けるのに必要不可欠な他者との「社会的絆」がセルフ・エスティームの源泉であり、セルフ・エスティームは自己と他者との位置を把握し、対人関係維持がど

の程度うまくいっているかを示す主観的な指標であるとするソシオメーター説を提唱した (Leary & Downs, 1995:128-129)。本稿も、セルフ・エスティームの理解において、このような考え方を重視するべきであると考える。

4-3 セルフ・エスティームの捉え方と尺度

前節で述べたように、セルフ・エスティームは論者により定義が異なり、その構造も多面的である。したがって、研究においてセルフ・エスティームを測定するときには、その研究ではセルフ・エスティームをどのように捉えているかを明確にし、それに対応した測定尺度を用いる必要がある。セルフ・エスティーム研究では、以下のようなセルフ・エスティームの捉え方が存在する。

1. 特性セルフ・エスティームと状態セルフ・エスティーム

特性 (trait) と状態 (state) という区別は、心理的な概念に関してよく用いられる。これは、セルフ・エスティームを一般的なものとして捉えるか、状況的な現象として捉えるかという区別の問題である。人は一定の高さのセルフ・エスティームを形成するが、そのセルフ・エスティームは異なる状況に影響を受けて変動すると考えられる。前者の状況に左右されることなくある程度固定されたセルフ・エスティームが特性セルフ・エスティームで、状況によって変動するセルフ・エスティームが状態セルフ・エスティームである (館・宇野, 2000:206)。したがって、この2つの区別は対立するものではなく、人はこの両者を持っていると捉えられるのである。そして、研究においてはどちらのセルフ・エスティームを問題にしているかという点を明確にしなければならない。なぜならば、特性セルフ・エスティームはその性質上、行動の原因としての独立変数として機能することが多いはずで、状態セルフ・エスティームは状況的要因を独立変数とする従属変数として測定されることが多いはずだからである²³。

²³ 特性セルフ・エスティームを発達過程の様々な要因の影響を受けて形成されるものとして捉えれば、特性セルフ・エスティームも従属変数となる。また、特性セルフ・エスティームも状態セルフ・エスティームも、ある変数が他の変数に影響を与えるときに、媒介変数や調節変数として働く場合もあるであろう。

このような区別は、セルフ・エスティームを測定する尺度にも反映される。頻繁に引用されるローゼンバーグのセルフ・エスティーム尺度 (RSES: Rosenberg, 1965:17-18) は、特性セルフ・エスティームを測定するのによく用いられる²⁴。ヘザートンらは、状態セルフ・エスティームを測定するのに RSES を使用し、RSES が実験的操作に対してまったく鈍感であったことを報告している (Heatherton & Polivy, 1991:897)。そして、全20項目からなる状態セルフ・エスティーム (SSES) を測定する尺度を開発した (前掲:898)。

2. 全般的セルフ・エスティーム (global self-esteem) と特定セルフ・エスティーム (specific self-esteem)

文字通り、全般的なセルフ・エスティームと状況やある領域に特定したセルフ・エスティームというような意味である。論理的に考えても全般的セルフ・エスティームはその構成要素である部分に相当する特定セルフ・エスティームと必然的に正の相関的關係が予測できるが、実証的にも、全般的セルフ・エスティームと特定セルフ・エスティームの尺度の間に有意な関係があることを多くの研究が示している (Brockner, 1988:11)。

特定セルフ・エスティームが自己概念にとって重要である側面に言及している程度が大きくなれば、特定セルフ・エスティームはより強く全般的セルフ・エスティームに関係するであろう。知覚された社会的階級や地位 (特定セルフ・エスティームの一形態) と全般的セルフ・エスティームの關係についての研究において、ローゼンバーグ (Rosenberg, 1979:129-132) は子どもよりも大人に全般的セルフ・エスティームと特定セルフ・エスティームの強い相関を見いだした。これは、自己規定にとっては、子どもよりも大人において社会的階級や地位が重要だからであろう (Brockner, 1988:11-12)。

RSES は全般的セルフ・エスティームを測定するのによく用いられる。一方、SSES はその因子として、外見についてのセルフ・エスティーム、能力についてのセルフ・エスティーム、社会的なセルフ・エスティーム

²⁴ ローゼンバーグのセルフ・エスティーム尺度はいくつかの日本語版がある。本稿は、第2部の実証研究で山本・松井・山成 (1982) を用いている。

ムを含んでおり、これらについての特定セルフ・エスティームを測定したいときに、これらの因子に対応した項目だけが用いられる。例えばヴァームントらは、オランダの収監者のセルフ・エスティームと分配的公正や手続的公正の関係を調べるのに、SSESの社会的セルフ・エスティームの項目のみを使用している（Vermunt, van Knippenberg, van Knippenberg & Blaauw, 2001:623）。

3. 集団セルフ・エスティーム

社会的アイデンティティ理論によれば、人の自己概念は個人的な能力、外見、性格などに関する認知から成立する個人的アイデンティティと、自分が所属する社会集団そのものについての認知から成立する社会的アイデンティティの2側面に分けて考えられる（渡辺, 1994:104）。後者のような社会的アイデンティティについての認知を測定しようとするのが集団セルフ・エスティームである。

犯罪被害者の個人的な応報的公正感を問題関心とする本稿において集団セルフ・エスティームがどの程度重要であるかは明確な予測は困難であるが、集団的な応報的公正感にとっては重要な概念であると思われる。集団セルフ・エスティーム尺度はルタネンとクロッカーが作成しており（Luhtanen & Crocker, 1992:307）、その日本語版も作成されている（渡辺, 1994:107）。ルタネンとクロッカーの集団セルフ・エスティーム尺度は、その下位尺度として、集団のメンバーシップに関するセルフ・エスティーム、集団への一般他者からの評価、集団への自分自身の評価、集団への同一視の重要性の4つが因子として抽出されている²⁵。

以上のセルフ・エスティームについての概観から、セルフ・エスティームが個人においても社会においても重要なものであること、公正研究において重要な関わりがあるであろうことが理解されよう。

5 応報と感情²⁶

本章1節で述べたとおり、ノージックは正当な応報は感情的トーンを

²⁵ 渡辺（1994）では若干異なる因子が抽出されている。すなわち、集団への一般他者からの評価、集団への自分自身の評価の2因子の代わりに、集団に対する否定的評価、肯定的評価という因子になっている。

²⁶ 感情は気分と情動の二つに分類される。気分とは、「うきうきした感じ」や

含む必要がないと述べた（ノージック, 1997:107-109）。しかし、ヴィドマーは、応報研究をレビューし、応報についての実証研究のほとんどが、応報感情を説明するのに「コールド」な認知的モデルを用いているが、感情的要素を考慮する「ホット」なモデルが応報研究には重要であると述べている（Vidmar, 2000:32-33）。応報にとって感情が本質的な問題であることは、デュルケームが刑罰について述べた一節からも読みとることができる。デュルケームは刑罰の特質として第一に「激情的な反作用」であることをあげている（デュルケーム, 1971:86）。特に未開社会においては、刑罰がときに罪人の妻、子、隣人など罪のない人々、はては単に犯罪行為に道具として用いられたに過ぎない無生物にまで及ぶことがあることの理由を、「刑罰のいのちもいいうべき激情が、燃えつきるまでやまないからである」と述べている。

被害者問題を考える上でも、また応報的公正の心理的過程を理解するためにも、感情特に怒りは重要である（Vidmar, 2000:39）。被害者が被害について語るときの言葉から怒りの感情を推測することは容易である。怒りの感情は自分に危害や喪失があったときに生じる。しかし、危害や喪失という条件のみによって怒りが生じるわけではない。アリストテレスは、怒りの感情を「軽蔑することが正当な扱いとはいえないのに、自分、または自分に属する何ものかに対しあからさまな軽蔑があったため、これにあからさまな復讐をしようとする、苦痛を伴った欲求」と定義している（アリストテレス, 1992:161）。また、ベーコン（Bacon, F.）は、「侮辱は危害それ自体と同じかそれ以上に怒りを研ぎすませる」²⁷と述べている。3-1節で述べたとおり、危害を加えられるということは自分の価値をおとしめられるということであり、尊敬の欠如、侮辱を表す。認知的感情理論（後述）の立場に立つラザルスは、怒りはセルフ・

「気落ちした感じ」など、比較的弱いが長時間にわたって持続する感情をいい、情動とは「怒り」「声を上げたくなるような喜び」など、比較的強い感情をいう（土田, 1996:104）。情動は行動を引き起こす強い動機づけとしての性質を有する（遠藤, 1996:5）。この点で、本稿で論じる感情とは情動を意味していると言える。

²⁷ ハイダー（1978:333-334）におけるベーコンの引用の再引用である。

エスティームまたは自己のアイデンティティへの脅威からだけで生じると仮定し、侮辱は怒りを喚起する主要な構成要素であると主張する (Lazarus, 1991:828)。

不尊敬な態度は、怒りの感情を喚起するだけではなく、不公正とも受け取られる。実際、人々に不公正だと感じた経験を記述させると、多くの方が不尊敬な待遇を受けた経験を記述する (Mikula, Petri & Tanzer, 1990:137)。なぜ人々は侮辱的態度を不公正と考えるのであろうか。ミラーによれば2つの考え方がある。1つは、侮辱と尊敬的ではないあらゆる行為は人々が正当に自分のものであると信じているものを人々から奪うがゆえに不公正として経験されるのだという説明である (Miller, 2001:533)。もう1つは、社会的交換関係を前提として、侮辱という負の道徳的価値を持ったものを与える以上、同じ負の道徳的価値を返すべきであり、侮辱を与えた時点で社会的不均衡が創出されるから不公正の感覚が生じるのであるという説明である (Miller, 2001:533)。すなわち、侮辱は、権利を奪うが故に不公正であるという考え方と、負のものを与えるがゆえに不公正なのだという考え方である。いずれにしても、侮辱は不公正知覚を喚起するものであり、そのような認知が怒りを喚起すると考えられる。

感情の生起については2つの説がある (唐沢, 1996:56-57)。一つは感情感覚理論と呼ばれるもので、生理的反応からのフィードバックが主観的な感情経験を決定する重要な要因だという立場をとる。もう一つは認知の役割を強調するもので、認知的感情理論と呼ばれる。認知的感情理論は、感情を引き起こすもとなつた出来事や状況の認知評価によって感情経験が決まると考える。すなわち、生起した結果の望ましさの程度や重要性、原因の知覚など、様々な状況認知によって、経験される感情の質が決定されるのである。この立場をとる感情研究では、感情の生起に関わる認知評価の性質を明らかにし、それらがどのような状況評価の次元で概念化されるかを示し、主要な感情がどのような認知評価次元と連合しているかを検討する。このような研究は、特定の感情を経験したときの状況を被験者に思い出させて、そのときの状況の特性を評定させたものを分析したり、ある特定の状況をシナリオで被験者に提示してそのときに経験する感情を報告させたりして、どのような状況評価次元

が不可欠かを明らかにするというような方法をとる（唐沢, 1996:64）。

唐沢（1996:74-76）は、認知的感情理論の流れに位置する研究を概観し、感情生起に関わる主要な認知評価として、状況の望ましさ、原因や責任の帰属、生起したことの重要性、生起したことの確実性、生起したことに對して適応できる可能性という5つの評価次元を挙げている。これらのうち、原因や責任の帰属や評価は、怒り、哀れみ、罪悪感、プライドなどの道徳的感情の生起に関わっていると多くの研究が主張している点で共通しており、犯罪被害者の感情に影響を与える認知的評価次元として重要なものであるといえる。危害に対する動機的、認知的、感情的反応の因果的関連についてはまだ十分な研究がなされていないが（Darley & Pittman, 2003:334）、本稿では、第2部の実証研究において、仮説的モデルの下にこの探究を行う。

6 応報と責任帰属

本稿では、社会心理学における帰属研究は人々が最終的に懲罰反応に至るまでの一連の認知的過程のうち、初期の段階を明らかにするものであり、応報的公正研究の中の公正基準についての研究として位置づけている。帰属研究には、事故、災害などの被害を伴う事象が生じた場合に、人々がどのようにその原因を特定するかを解明する因果的帰属の研究と、誰にどのように出来事の責任を負わせるかという問題を解明する責任帰属の研究が含まれる。シュルツ、シュレイファー、アルトマンは、原因帰属と道徳的責任帰属の関係を、仮説的小話を用いた2つの実験で検証し、原因判断、責任判断、罰判断の関係をパス解析²⁸したところ、2つの実験とも、罰判断が受けるパスの係数は、責任判断からのパス係数の方が原因判断のパス係数よりもはるかに大きかった（Shultz, Schleifer & Altman, 1981:245）。この結果から、罰の厳しさを判断するのに、人は因果性よりも道徳的な判断を用いるということがわかる²⁹。

²⁸ 回帰分析の応用で、変数間の相関関係をもとに、想定した因果モデルにしたがって変数間の因果関係を推定する多変量解析法。

²⁹ 山田（2001:727）も同様の結果を報告している。因果性と量刑判断との間に有意な直接パスは存在しなかった。

また、前節の検討において、応報的反応において感情、特に怒りが重要な要素であることを指摘したが、怒りをかき立てる要因は、アヴェリルによれば、その行為がどの程度非難されるべきかという判断と、その非難を誰に帰属するかということである (Averill, 1983:1150)。さらに、ミラーは、道徳的な怒りは危害行動に暗黙に含まれる不尊敬の程度に大きく依存するとし、ある危害行動がどれほど不尊敬的であると知覚されるかということに影響する要因のうち重要なものは、加害者についての責任帰属と、加害者の自分自身の責任に対する反応に関する認知であるとする (Miller, 2001:536)³⁰。

ミラーによれば、加害者の責任を決定する要因のうち重要なのは、加害行為の意図と予見可能性である。特に意図はその行動をとった人間の態度や価値観を最もよく伝えるものであることから重要である。実際、攻撃研究においては、意図的ではない加害行為は意図的な加害行為に比較して、怒りも報復も喚起しないという知見は一貫してみられるものである (Miller, 2001:536)³¹。逆に、実際には被害を生じなかった行為であっても、その行為の結果として危害を加えることが意図されていたのだと思われた場合には道徳的な怒りを生じさせることはすでに述べた (本章 3-1 参照)。

人々が危害行動についての罰判断をどのように行うか、ということについては多くのモデルがある。その中の一つであるシュルツとシュレイファーによるモデルは、ある人が他人を傷つけた場合を想定し、その人が傷害の原因であるかどうか、その傷害に責任があるか、道徳的な非難に値するか、もしそうなら罰を与えるべきか、という原因→責任→非難→罰の4段階になっている (Darley & Shultz, 1990:530-532)。彼らは各段階の判断で考慮される条件も特定しており、各段階での判断は前段階の判断を前提として各段階における条件を考慮して行われる。例えば、責任は前段階の原因判断と、意図 (故意、未必の故意、過失など) や予

³⁰ 裁判中の被告の態度が量刑に反映されるという経験的事実からして、後者は前者にも影響を与えるであろう。

³¹ 山田 (2001) においても、責任判断における意図の優位な重要性が追証された。

見可能性などを合わせて判断される。次に、この責任判断と実損害の程度や正当化事由を合わせて道徳的な非難が判断される。

ただし、責任の帰属判断には様々なバイアスが影響する。人はそもそも自分に有利な判断をしがちである (self-serving bias : 自己奉仕的バイアス³²)。したがって、自分の立場から完全に独立な判断をすることは困難である。例えば、チェイキンとダーリーは、実験的操作によって実験参加者を被害者か加害者のどちらかの立場に同一視させることで、同一の事故についての原因を、加害者側は状況に、被害者側は加害者側に帰属させることを実証した (Chaikin & Darly, 1973:272)。また、ウォルスターやシェーバーは、自己奉仕的バイアスの一種である防衛的帰属により責任判断がゆがむことを実験により示した (Walster, 1966:77; Shaver, 1970:110)。責任判断はこうしたバイアスから自由ではないことを常に意識することが重要である。

7 小 括

ミラーは、加害行為に対する応報の目的として、被害者のセルフ・エスティームの回復と加害者の矯正の2つが特に大きいと述べている (Miller, 2001:540-541)。

無礼に扱われたり利益を不当に奪われることによる苦痛の大部分は、そのような行為が持つ自己概念にかかわる象徴的意味から生じる。加害者に対する応報は被害者の自己イメージを回復させる。不公正に対する応報に失敗することは、被害者の目からも、他者の目からも、被害者をさらにおとしめることなのである。怒りは単に無礼な態度に対する反応というだけではなく、そのような態度に対する積極的な挑戦でもあるので、ほんのわずかに道徳的な怒りを見せるだけでも、被害者のイメージを個人的にも社会的にも回復させることができる。したがって、怒りを公的に見せる場を持つということが重要となるのかもしれない。ホーガンとエムラーは、被害者の名誉を守るために多数の観衆の面前で是正を求めることが重要であると主張している (Hogan & Emler, 1980: 140-141)。加害者による悔悛の情の提示や謝罪が被害者の怒りの低減に

³² 帰属において、自分に都合のよいように判断をゆがめること。

有効であること（例えば、Obuchi, Kameda & Agarie, 1989; 山田, 2000 など）も、応報の最終的目的がセルフ・エスティームの回復であることを示唆しているだろう。さらに、ミラーがあげた、もう一つの目的である加害者の教育も、最終的には加害者の信念を変更させることでセルフ・エスティームを回復することができるということから、セルフ・エスティームの回復によって応報の公正が達成され、応報的反応が解消されるのではないかと考えられる。

引用文献

- Adams, J. S. (1965) Inequity in social exchange, in Berkowitz, L. (ed.) , *Advances in Experimental Social Psychology*, 2, NY: Academic Press: 267-299.
- 安藤清志・大坊郁夫・池田謙一 (1995) 『現代心理学入門 4 社会心理学』 岩波書店。
- アリストテレス (1992) 『弁論術』 (戸塚七郎訳) 岩波文庫。
- Averill, J. R. (1983) Studies on anger and aggression: Implications for theories of emotion, *American Psychologist*, 38:1145-1159.
- Bartol, C. R. & Bartol, A. M. (2004) *Psychology and Law: Theory, Research, and application*, 3rd ed., Wadsworth.
- Brockner, J. (1988) *Self-esteem at Work*, MC: Lexington.
- Bulman, R. J. & Wortman, C. B. (1977) Attributions of blame and coping in the “real world”: Severe accident victims react to their lot, *Journal of Personality and Social Psychology*, 35:351-363.
- Chaikin, A. L. & Darly, J. M. (1973) Victim or perpetrator?: Defensive attribution of responsibility and the need for order and justice, *Journal of Personality and Social Psychology*, 25:268-275.
- Clayton, S. D. (1992) The experience of injustice: Some characteristics and correlates, *Social Justice Research*, 5:71-91.
- Cohen, R. L. & Greenberg, J. (1982) The justice concept in social psychology, in Cohen, R. L. & Greenberg, J. (eds.) , *Equity and Justice in Social Behavior*, NY: Academic Press:1-41.
- Darley, J. & Pittman, T. S. (2003) The psychology of compensatory and retributive justice, *Personality and Social Psychology Review*, 7:324-336.
- Darley, J. & Schultz, T. (1990) Moral rules: Their content and acquisition, *Annual Review of Psychology*, 41:525-556.
- デュルケーム, E. (1971) 『社会分業論』 (田原音和訳) 青木書店 [Durkheim, E.,

- (1893) De la division du travail social-Etude sur l'organisation des sociétés supérieures, Paris, P.U.F.]。
- Eckhoff, T. (1974) *Justice: Its Determinants in Social Interaction*, Rotterdam Univ. Press.
- 遠藤辰雄・井上祥治・蘭千壽 (1992) 『セルフ・エスティームの心理学—自己価値の探求』 ナカニシヤ。
- 遠藤利彦 (1996) 「情動の生物学的基盤を問う」 土田昭司・竹村和久編 『対人行動学研究シリーズ 4 感情と行動・認知・生理 感情の社会心理学』 誠信書房:1-27。
- 遠藤由美 (1999) 「自尊感情を関係性からとらえ直す」 『実験社会心理学研究』 39:150-167。
- フェスティンガー, L. (1965) 『認知的不協和の理論 社会心理学序説』 誠信書房 [Festinger, L. (1957) *A theory of Cognitive Dissonance*, Row, Peterson and Company]。
- 古畑和孝編 (1994) 『社会心理学小辞典』 有斐閣。
- Hafer, C. L. & Olson, J. M. (1989) Beliefs in a just world and reactions to personal deprivation, *Journal of Personality*, 57:799-823.
- Hafer, C. L. & Olson, J. M. (1993) Beliefs in a just world, discontent, and assertive actions by working women, *Personality and Social Psychology Bulletin*, 19: 30-38.
- Hamilton, V. L. & Sanders, J. (1988) Punishment and the individual in the United States and Japan, *Law & Society Review*, 22:301-328.
- Hegtvedt, K. A. & Cook, K. S. (2000) Distributive justice: Recent theoretical developments and applications, in Sanders & Hamilton (eds.), *Handbook of Justice Research in Law*, Kluwer Academic: 93-132.
- Heatherton, T. F. & Polivy, J. (1991) Development and validation of a scale for measuring state self-esteem, *Journal of Personality and Social Psychology*, 60: 895-910.
- ハイダー, F. (1978) 『対人関係の心理学』 (大橋正夫訳) 誠信書房 [Heider, F. (1958) *The Psychology of Interpersonal Relations*, Wiley]。
- Hogan, R. & Emler, N. P. (1981) Retributive justice, in Lerner, M. J. & Lerner, S. C. (eds.), *The Justice Motive in Social Behavior*, NY: Plenum Press: 125-143.
- ホームズ, G. C. (1978) 『社会行動—その基本形態』 (橋本茂訳) 誠信書房 [Homans, G. C. (1961, 1974) *Social Behavior: Its Elementary Forms*, Harcourt Brace Jovanovich]。
- ジェームズ, W. (1992) 『心理学』 (上) (今田寛訳) 岩波文庫 [James, W. (1892) *Psychology, Briefer Course*]。

- Kagehiro, D. K. & Laufer, W. S. (1992) *Handbook of Psychology and Law*, Springer-Verlag.
- 唐沢かおり (1996) 「認知的感情理論—感情生起に関わる認知評価次元について」土田昭司・竹村和久編『対人行動学研究シリーズ4 感情と行動・認知・生理 感情の社会心理学』誠信書房:56-78。
- ケルゼン, H. (1975) 『正義とは何か』(宮崎繁樹他訳)木鐸社[Kelsen, H. (1957) *What is justice?: Justice, Law and Politics in the Mirror of Science: Collected Essays*, Berkeley: Univ. of California Press.]。
- Lazarus, R. S. (1991) *Emotion and Adaptation*, NY: Oxford university press.
- Leary, M. R. & Downs, D. L. (1995) Interpersonal functions of the self-esteem motive: The self-esteem system as a sociometer, in Kernis, M. (ed.), *Efficacy, Agency, and Self-esteem*, NY: Plenum Press: 123-144.
- Lerner, M. J. (1980) *The Belief in a Just World*, NY: Plenum Press.
- Lerner, M. J. (1981) The justice motive in human relations, in Lerner, M. J. & Lerner, S. C. (eds.), *Justice Motive in Social Behavior*, NY: Plenum Press: 11-35.
- Lerner, M. J. & Simmons, C. H. (1966) Observer's reaction to the "innocent victim": Compassion or rejection?, *Journal of Personality and Social Psychology*, 4: 203-210.
- Lind, E. A. & Tyler, T. R. (1988) *The Social Psychology of Procedural Justice*, NY: Plenum Press. [なお翻訳としてリンド・タイラー (1995) 『フェアネスと手続の社会心理学』(菅原郁夫・大淵憲一訳)ブレーン出版。]
- Luhtanen, R. & Crocker, J. (1992) A collective self-esteem scale: Self-evaluation of one's social identity, *Personality and Social Psychology Bulletin*, 18:302-318.
- マズロー, A. H. (1984) 『改訂新版 人間性の心理学 モチベーションとパーソナリティ』(小口忠彦訳)産能大学出版部 [Maslow, A. H. (1954) *Motivation and Personality*]。
- 松村良之 (1994) 「正義と公正」 棚瀬孝雄編『現代法社会学入門』法律文化社: 296-322。
- 松村良之 (2004) 「刑罰の社会心理学と犯罪被害者」『被害者学研究』 14:66-75。
- Mikula, G. (1993) On the experience of injustice, in Stroeve, W. & Hewstone, M. (eds.), *European Review of Social Psychology vol. 4*, NY: Wiley & Sons: 223-244.
- Miller, D. T. (2001) Disrespect and the experience of injustice, *Annual Review of Psychology*, 52:527-553.
- 宮澤浩一 (2000) 「被害者支援の意義」 瀬川晃編『講座被害者支援 1 犯罪被害者支援の基礎』東京法令出版:1-40。
- Montada, L. (2002) Doing justice to the justice motive, in Ross, M. & Miller, D.

- T. (eds.), *The Justice Motive in Every Life*, United Kingdom: Cambridge: 41-62.
- 諸澤英道 (1999) 『被害者支援を創る』 岩波ブックレット No.489、岩波書店。
- 諸沢英道 (2004) 「犯罪被害者の視点から見た刑罰」『被害者学研究』14:60-65。
- Mruk, C. J. (1999) *Self-esteem: Research, Theory, and Practice* (2nd ed.) , NY: Springer.
- ノージック, R. (1997) 『考えることを考える』 (坂本百大訳) 青土社 [Nozick, R. (1981) *Philosophical Explanations*, Harvard Univ. Press.]。
- Ohbuchi, K., Kameda, M. & Agarie, N. (1989) Apology as aggression control: Its role in mediating appraisal of and response to harm, *Journal of Personality and Social Psychology*, 56:219-227.
- Oswald, M. E., Orth, U. & Hupfeld, J. (2003) Mikro- versus Makro-perspective der retributiven Gerechtigkeit, Strafziele und die Forderung nach Strafe, *Zeitschrift für Sozialpsychologie*, 34:227-241.
- Rosenberg, M. (1965) *Society and the Adolescent Self-image*, Princeton Univ. Press.
- Rosenberg, M. (1979) *Conceiving the Self*, NY: Basic Books.
- Saks, M. J. (1986) The law does not live by eyewitness testimony alone, *Law and Human Behavior*, 10:279-280.
- Sarat, A. & Vidmar, N. (1976) Public opinion, the death penalty, and the Eight Amendment: Testing the Marshall hypothesis, *Wisconsin Law Review*, 1976: 171-197.
- Schroth, H. A. & Shah, P. P. (2000) Procedures: Do we really want to know them? An examination of the effects of procedural justice on self-esteem, *Journal of Applied Psychology*, 85:462-471.
- 瀬川晃 (2000) 「被害者支援の歩み」瀬川晃編『講座被害者支援 1 犯罪被害者支援の基礎』東京法令出版:41-91。
- Shaver, K. G. (1970) Defensive attribution: Effects of severity and relevance on the responsibility assigned for an accident, *Journal of Personality and Social Psychology*, 14: 101-113.
- Shultz, T. R., Schleifer, M. & Altman, I. (1981) Judgments of causation, responsibility, and punishment in cases of harm-doing, *Canadian Journal of Behavioral Science*, 13:238-253.
- Skitka, L. J. & Crosby, F. J. (2003) Trends in the social psychological study of justice, *Personality and Social Psychology Review*, 7:282-285.
- 菅原郁夫 (1998) 『民事裁判心理学序説』信山社。
- 館有紀子・宇野善康 (2000) 「日本版状態セルフ・エスティーム尺度の検討」『2000年度日本社会心理学会第41回大会発表論文集』:206-207。

- 高橋則夫 (2000) 「被害者支援の在り方」 瀬川晃編 『講座被害者支援 1 犯罪被害者支援の基礎』 東京法令出版:253-287。
- 高橋則夫 (2003) 「法益の担い手としての犯罪被害者—修復的司法の視座—」 『修復的司法の探究』 成文堂:50-71。
- Thibaut, J. & Walker, L. (1975) *Procedural Justice : A Psychological Analysis*, NY: Wiley.
- Thomas, C. W. & Cage, R. J. (1976) Correlates of public attitudes toward legal sanctions, *International Journal of Criminology and Penology*, 4:239-255.
- 土田昭司 (1996) 「感情と社会的判断—意思決定と態度構造」 土田昭司・竹村和久編 『対人行動学研究シリーズ 4 感情と行動・認知・生理 感情の社会心理学』 誠信書房:103-126。
- Tyler, T. R. & Boeckmann, R. J. (1997) Three strikes and you are out, but why?: The psychology of public support for punishing rule breakers, *Law & Society Review*, 31:237-265.
- Tyler, T. M., Boeckmann, R. J., Smith, H. J. & Huo, Y. J. (1997) *Social Justice in a Diverse Society*, Westview Press [なお翻訳として、タイラー・ベックマン・スミス・ホー (2000) 『多元社会における正義と公正』 (大淵憲一、菅原郁夫監訳) プレーン出版]。
- Tyler, T. R. & Degoey, P. (1995) Collective restraint in social dilemmas: Procedural justice and social identification effects on support for authorities, *Journal of Personality and Social Psychology*, 69:482-497.
- Vermunt, R., van Knippenberg, D., van Knippenberg, B. & Blaauw, E. (2001) Self-esteem and outcome fairness: Differential importance of procedural and outcome considerations, *Journal of Applied Psychology*, 86:621-628.
- Vidmar, N. (1974) Retributive and utilitarian motives and other correlates of Canadian attitudes toward the death penalty, *The Canadian Psychologist*, 15: 337-356.
- Vidmar, N. (2000) Retribution and revenge, in Sanders, J. & Hamilton, V. L. (eds.) *Handbook of Justice Research in Law*, NY: Kluwer Academic/Plenum, 31-63.
- Vidmar, N. & Ellsworth, P. (1974) Public opinion and the death penalty, *Stanford Law Review*, 26:1245-1270.
- Vidmar, N. & Miller, D. T. (1980) Social psychological process underlying attitudes toward legal punishment, *Law & Society Review*, 14:565-602.
- Walster, E. (1966) Assignment of responsibility for an accident, *Journal of Personality and Social Psychology*, 3:73-79.
- Warr, M., Meier, R. F. & Erickson, M. L. (1983) Norms, theories of punishment,

and publicly preferred penalties for crimes, *The Sociological Quarterly*, 24: 75-91.

渡辺聡 (1994) 「日本語版集団自尊心尺度構成の試み」『社会心理学研究』 10: 104-113。

八木保樹 (1998) 「自尊心の社会心理学」『立命館文学』 555:100-180。

山田裕子 (2000) 「法的責任判断に与える謝罪の影響－認知者の立場の相違に着目したシナリオ実験を通して－」『法社会学』 53:195-209。

山田裕子 (2001) 「法的責任判断過程の社会心理学的分析－認知者の立場の相違が責任判断に与える影響－」『北大法学論集』 52:719-758。

山本真理子・松井豊・山成由紀子 (1982) 「認知された自己の諸側面の構造」『教育心理学研究』 30:64-68。

※本稿は、北海道大学に提出した博士（法学）論文（2004年6月30日授与）に加筆したものである。

国民的独立のパトスとロゴス（1）

——ドモフスキのパトリオティズム1893-1908年——

宮 崎 悠

目 次

はしがき

第一章 ドモフスキ研究の現状

- 第一節 研究史
- 第二節 ポーランド国外の研究状況
- 第三節 現代ポーランドの研究動向

第二章 全ポーランド主義の形成

- 第一節 なぜ全ポーランド主義なのか
- 第二節 『我々のパトリオティズム』
- 第三節 革命的プログラムの提言

(以上、本号)

(以下、次号)

第三章 シュラフタ国家からの民族的再生

- 第一節 西欧体験と社会ダーウィニズム
- 第二節 『一現代ポーランド人の思想』
- 第三節 民族の気質

第四章 闘争のロゴス

- 第一節 プログラム転換
- 第二節 ポーランド人とは誰か

第三節 リアリストの04年革命

第五章 未成立国家の外交構想

——『ドイツ、ロシアそしてポーランド問題』を中心に——

第一節 誰を敵とするのか

第二節 新しい帝国

第三節 ホーエンツォレルン国家の拡張

第四節 影響力の政治

第五節 外交によるポーランド再生

むすび

はしがき

本稿は、世紀転換期から戦間期という激動の時代に生きた一人のポーランド人、ロマン・ドモフスキ（Roman Dmowski, 1864-1939）の政治思想を描き出そうと試みたものである。いま何故この人物を取り上げるのか、それについて一言しておきたい。

ロマン・ドモフスキは、19-20世紀にかけての世紀転換期以降、とくに第一次大戦中の欧米諸国において、「ポーランド問題」を国際政治の舞台の前面に提示すべく全力を傾け続けた政治家・外交家として知られている。また、その政治思想は、ポーランドの国民的な統一と独立を目指すパトリオティズムであり、戦間期ポーランドにおける国民形成過程を先き取りするものであった。

第一次大戦終結が目睫に迫るなか、ドモフスキは、ロンドン、パリ、ワシントン、ヴェルサイユを活発に行き来し、後に独立ポーランド初代首相となるイグナツィ・ヤン・パデレフスキ（Ignacy Jan Paderewski, 1860-1941）とともにウィルソン米大統領への働きかけを行うなど、海外においてポーランドを代表する人物として活躍した。その外交活動は、ついにヴェルサイユ講和会議において実を結び、大戦争勃発前は誰もが予想しなかったポーランド国家の復活が現実のものとなる。名実ともに、国際社会において20世紀ポーランドを独立へ導いた一人であった⁽¹⁾。

しかしヴェルサイユ講和会議の直後、健康を害したドモフスキは、焦慮のな

か数ヶ月間もパリでの療養を余儀なくされたため、自らが心血を注ぎ、現実のものとした独立ポーランドにおいて、政治の中心に立つことはなかった。ようやく1920年3月にドモフスキが帰国したときには、すでにユゼフ・ピウスツキ (Józef Piłsudski, 1867-1935) 率いる政治体制が動き出していたのである。1923年にヴィンセントィ・ヴィトス (Wincenty Witos, 1874-1945) 内閣で外務大臣を務めたが、在任わずか6週間で退任している。1926年には、「大ポーランド陣営」を組織し、青年層の教育活動を始めたものの、その反ユダヤ主義的な思想が問題視され、1933年にピウスツキ政権によって解散させられることになる。その後、ドモフスキの健康状態は悪化し、かつての明晰な政治的理論展開を取り戻すことなく、ポズナンで晩年を送った。そして、恐れ続けたドイツによるポーランドの侵攻を見ることなく、1939年1月2日に没する。彼は分割されたポーランドの統一と独立を目標とし希望とし続け、劇的に変化する国際政治状況を鋭敏に察知し、独立への道筋をつけたにもかかわらず、ポーランドが独立をとげた後、その国家像を、自らの手で実現することはなかった。

ここで世紀転換期から第一次大戦までのポーランドの外交・政治活動を概観するならば、そこにおいてドモフスキが示した卓抜した手腕は評価されてしかるべきである一方、彼の政治活動や政治思想に流れる反ユダヤ主義的な要素は、ドモフスキの生涯を語る際に避けることができない陰の側面として、常に存在し続けることになるであろう。それは後述のように、生前から今日に至るまで、ドモフスキに対する評価が定まることなく議論され続け、極端に肯定的な意見か否定的な意見かの両極に分かれている一因である（第一章参照）。

・パトリオティズムのパトスとロゴス

現在も毀誉褒貶が大きく分かれているドモフスキの思想とは、どのようなものだったのであろうか。ドモフスキの政治思想の主要な特徴は、1890-1900年代に形成されたと考えられる。その内容や歴史的背景については次節以降に詳述することとし、ここでは、1890-1900年代にドモフスキが示した、重要な思想上の特徴を挙げ、本稿の構成を示すにとどめる。

第一の特徴は、「全ポーランド主義」と呼ばれる考えにある。これは、三支配帝国によって引かれた分割線と、階級の格差とをともに超越し、ポーランドの統合を目指すという考えを指す。つまり、ロシア領・プロイセン領・オーストリア領に三分割されたポーランドの地理的統合とともに、シュラフタ（ポーラ

ンドの貴族階級)と農民および労働者といった他の諸階級との階級間統合を目標とするものであった。

1890年代、「全ポーランド主義」は、それまでにないパトリオティズムの主張として受け止められた。その第一の理由は、「全ポーランド主義」が、民族的統合を訴える点で、「三面忠誠主義」に反対する論争的概念であったことにある。ここでいう「三面忠誠主義」とは、今すぐ独立することを諦めて、ロシア、ドイツ、オーストリアの三帝国に忠誠を誓い、それぞれの帝国内で経済的・文化的にポーランド人の地位を高めようとする考え方を示す。これは、一月蜂起が壊滅的に鎮圧された後の1870-80年代、抑圧により屏息させられた人々のあいだに敗北主義的な空気が漂うなかで勢いを得た論であった。これに対して、ポスト一月蜂起世代であるドモフスキは、一月蜂起の失敗で痛手を受け政治活動から撤退した人々を「服従派」と呼んだ。そして、この「服従派」が、経済的・文化的活動に専念しようとすることに反発し、三帝国により分割・併呑されている現状には甘んじず政治的な抵抗を行うという主張を表明したのであった。

「全ポーランド主義」が、かつてなく広い層の人々に理解され、勝ち取られるべき概念であった第二の理由は、この主張が、ポーランド国家を構成するポーランド民族の中に、シュラフタだけでなく、農民や労働者も含めるものであったことにある。後述のように、14世紀以降、ポーランド民族を構成するのは、シュラフタと呼ばれる貴族階級の人々に限る、という伝統があった。そのため、従来ポーランド民族の中に農民等他の階級の人々は含まれずにいた。これに対し、ドモフスキの主張する全階級の統合は、ポーランド民族の基盤を大きく変化させるものであった。「全ポーランド主義」は、1893年にものされたドモフスキ最初の政治論文『我々のパトリオティズム』⁽²⁾にその起源が見られる。そのため「全ポーランド主義」については、『我々のパトリオティズム』の構成内容から、第二章において詳述することとする。

さて、かりに、この「全ポーランド主義」がポーランドの内的環境から生じた民族観を表したものとしよう。それに対し、第二の思想的特徴である社会ダーウィニズムの影響を受けた民族観は、外的環境によって生み出された民族観ということができよう。ドモフスキは『一現代ポーランド人の思想』⁽³⁾において述べて、ポーランドのシュラフタは巨人であったが、しかし、ライバルがいなかったがために繁栄したドードー種の鳥と同類の巨人である、と述べ、ポーランドのシュラフタも、突然の人間の乱入と共に消滅したドードー鳥同様、新

しい状況に適応できず消滅していくものであるとなした。これは、これまでシュラフタのみで構成されていたポーランド民族が、自然界における自然淘汰に引照されるような国際社会の現実のもとで、他の諸民族との競合において生き残ることができずに国を分割されてしまった、という見解であった。ドモフスキは、三帝国に分割支配されているポーランド民族を、消滅の危機に瀕するものと厳しく認識していた。更に、それを社会ダーウィニズム的な観点から解釈することで、ポーランド民族の生存を一層危ぶみ、諸民族との関係において自分たちがすでに「淘汰」されつつあり、滅亡しつつある存在なのではないか、と危惧の念を抱いていたのである。それだけに、ポーランド民族が「弱肉強食」の国際社会において生存を維持するためには、「全ポーランド主義」という思想的基盤を、シュラフタだけでなく全ての階級に形成し、国民的規模において共有することが、生き残るために絶対不可欠な変化として認識されていた。それは、上述のような、農民や労働者を包含するポーランド民族への転換の試みからも明瞭に看取することができる。

また後述のように、ドモフスキは、ドイツ人のポーランド人に対する文化的優位を認めており、ドイツ人はポーランド人を同化しうる手強い民族であるとして畏怖し警戒しつつ、敬意を払っていた。それとは対照的に、ロシア人に対しては民族的・文化的に低い評価をし、その上で、政治活動領域としてのロシア領ポーランドを重視していた。それというのも、ロシア人は、文化的に優位にあるポーランド人を同化しえない、従って、優れたドイツ人の支配下に置かれるよりも、ロシア人の支配下にあった方が、ポーランド民族としての自立を獲得しやすい、と考えたためであった。こうした見解の背景にも、社会ダーウィニズムの思考様式が少なからず影響しているものと考えられる。社会ダーウィニズムに深く影響された彼の民族観とその背景については、第三章において、彼の西洋体験も踏まえ詳しく論じることとする。

これに関連する第三の思想的特徴は、ドイツ警戒論である。ドモフスキのドイツ警戒論においては、「影響力」という要素が重視されており、それはしばしばドイツの経済的・文化的な浸透力をさすものであった。こうした考えは、プロイセンによるポーランド分割の経験のみならず、1900年のブラジル渡航のさい目にした、プロイセンからの入植者の優勢に裏打ちされたものであった。

またドモフスキは述べて、ロシア（そこにはロシア領ポーランドも含まれていた）は常に、経済的により発展している隣国ドイツに市場を提供し、将来的

にはドイツに従属する状況に陥ることになる、とみなした。彼は、いわゆる中心-周辺構造を、ドイツ-ロシア関係に見出していたのであろう。ドイツ警戒論については、第五章において、『ドイツ、ロシアそしてポーランド問題』（1908年）に基づき分析する。

最後に、第四の特徴は、権力政治の現実を冷徹に認識するリアリズムと、民族への献身を厭わないパッションとが、彼の思想の中に共存している点である。

ドモフスキは、一月蜂起の失敗を踏まえ、非武装的手法を用いての政治活動を主張した。これは、支配帝国の圧倒的軍力をかながみれば、武力によって独立を獲得することは非現実的である、という、ポーランド民族についてなんらの過信もない合理的判断であった。

19世紀末のロシア領ポーランドにおいて、独立を目標とする政治活動と、ロマン主義的蜂起主義とは、密接不可分の関係にあった。命の危険を顧みず、ポーランドのため武装蜂起に参加し献身することは、シュラフタの価値観において非常に重要な位置を占めていたのである。これに対し、ドモフスキは、ロシア帝国がもつ圧倒的軍力のまえに、武装蜂起を独立にいたる手段として有効とは認めなかったばかりか、非現実的であると考え、あえて勝算のない武装蜂起に訴えて命を落とすことがあってはならないと断じた。農民や市民の支持を得る見通しの立たないままに敗北した一月蜂起を教訓とし、無謀な武装蜂起を通じて独立を目指したシュラフタを痛難したのである⁽⁴⁾。

しかしその一方で、ドモフスキは、ポーランドの独立を諦めていたわけではなく、それどころか、「全ポーランド主義」という、一見不可能にみえるポーランド統一・独立構想を主張していた。これは、ドモフスキ特有の、ポーランド民族の生存と独立に対する情念であった。「民族的独立についてのパトスとロゴスとをあわせてもっているものが、ほんとうの愛国者であったのではないか」と岡義武が述べているとおり、ドモフスキの思想もまた、冷徹な合理性と、ときに不可能を可能にする情念とをあわせもつものであった。「独立への意識というものは、現実には一種のパッションの形をとる。しかし、このパッションが真に民族的独立に役立つためには、パッションをもっているというだけでは、もちろん足りない。その主張するプログラムが歴史的意味で合理性を備えていなければならない。そのいみで、いわばロゴスに副っていないならばならなかったのである」⁽⁵⁾。ドモフスキのパトリオティズムに内包されるロゴスの側面、リアリズムは、彼が指導した国民民主派のプログラム変更（1903年）や日露戦

争（1904-5年）への対応、ロシア政府に対するある種の妥協路線といった現実政治における対処の中に、常に存在していた（第四章参照）。

これらの特徴はいずれも、1893年から1908年にかけて、ドモフスキが置かれた政治活動やロシア政治については国際社会の環境が変化する中で、明確化されたものであった。そして、1908年以降のドモフスキの思想的立場の中で、独立闘争の手段として効果の見込めない武装蜂起を否定し、生存競争の場である国際社会においてポーランド民族の独立を獲得するために、ドイツの脅威を訴え、ロシア内部のダイナミズムを視野に入れた政治活動を展開しようとする外交構想は一貫したものであった（第五章参照）。

本稿は、ドモフスキの思想と行動を、とくに1893年から1908年に焦点をあて、本人の著作に基づき、歴史的事件の展開をつうじて、その思想におけるパトスとロゴスの発展を分析する。この時代区分は、1893年にドモフスキが最初の政治論文『我々のパトリオティズム』を発表し、前世代を批判して、『全ポーランド主義』に基づく政治活動の中心となってから、1902年までの西欧体験を経て『一現代ポーランド人の思想』に自己の政治思想・民族観を表現し、ロシア革命勃発の気配が高まる1900年代後半に国際的なリアリズムを深め、ロシア政府との妥協的とも言える交渉に転じ、そのようなドモフスキの転換に対する批判に答える形で、初めてドイツ脅威論を明示し、ロシアと共にドイツに対抗する必要性を説いた『ドイツ、ロシアそしてポーランド問題』（1908年）が上梓されるまでの時期にあたる。つまり、上に挙げたドモフスキの思想上の特徴が明確化された15年間である。したがって、1908年までの活動と、そこで結晶化された思想が、以降ドモフスキの行動指針となり続け、生涯のハイライトといえるべき第一次大戦勃発からヴェルサイユまでの外交活動を規定したといっても過言ではない。

先行研究に関して第一章で述べているとおり、ピウスツキに関する研究に比べ、ドモフスキに関する研究は、そう多くはない。第一次大戦後、独立したポーランド国内で不遇だった彼は、ロシア帝国に協力した裏切り者と見られたり、反ユダヤ主義の唱道者として世上の批判を浴びたりした。しかし、第一次大戦以前の状況を考えるなら、ドモフスキに対する1990年代までの評価において、触れられなかった側面も多い。本稿では、ドモフスキの思想が形成された時期を中心に、ドモフスキ本人の著作に即して、その思想を追い、解釈を試みたい⁽⁶⁾。

いまこのように、三帝国に分割されたポーランドの世紀転換期をあらためて

考察し、そこで、政治家・思想家としてドモフスキがいかに思考し、行動したのかを跡づけるのは、それにより、ドモフスキの政治思想を再検討し理解することが可能となるためである。しかし、それだけではなく、彼の政治思想について考えることは、それを涵養した環境たる第一次大戦前後の国際政治情勢を考えることでもある。それ故に、ドモフスキの生涯をたどることは、世紀転換期から戦間期にかけての国際政治情勢ひいてはその中で重きをなした「ポーランド問題」、そしてポーランド史に、ナショナリズム思想という限られた視角からとはいえ、光をあてることに資するであろう。

第一章 ドモフスキ研究の現状

第一節 研究史

現在のポーランド歴史学界においては、ワルシャワを中心に、ロマン・ドモフスキに関連する研究が行なわれている。歴史家それぞれの立場は、ドモフスキの思想や行動に対して批判的なもの⁽¹⁾、あるいは「ドモフスキの弟子」を自認する信奉者のなもの⁽²⁾、と両極に分かれる傾向がある。ポーランド国内におけるドモフスキ研究は、現代ポーランド政治の状況とも連動しているため、中立的な立場でドモフスキを扱うのが困難でさえある⁽³⁾。ポーランドにおいてドモフスキの思想や行動を研究することは、歴史研究でありながら、政治状況や体制のあり方によって制約を受けざるをえなかった。時として、ポーランド国外でなされた歴史研究のほうが、国内のそれよりも高い水準を示している遠因のひとつであろう⁽⁴⁾。

しかしながら、2000年以降、ポーランド国内においても、史料に依拠することを重視した、歴史研究としてのドモフスキ研究が発表されつつある。そこで本稿においては、さらに最新の研究動向などを加え、研究史を再検討する。

拙訳『我々のパトリオティズム』に付した解題⁽⁵⁾に述べたとおり、ドモフスキの研究史は、同時代の政治家に対する評価から、21世紀の歴史研究まで、約80年にわたっている。ドモフスキ研究において、最も早いものでは1920年代に同時代的な研究がはじまっており、1930年代のヴワディスワフ・ポプターマリノフスキによる研究⁽⁶⁾がなされた時期には、ドモフスキはポーランドの現実政治における論争の対象あるいは政治的闘争の主体となっていたため、同時代的

な批判が加えられる傾向にあった。すなわち、当時ロシア領ポーランドにおける政治活動と不可分だった武装蜂起を、ドモフスキは、独立にいたる手段として有効とは認めなかった。そのため、それを独立の放棄・ロシア政府への追従と誤解され、ポプクーマリノフスキらから批判を浴びたのである。そうした論争にかかわる記述の是非は措くとして、ポプクーマリノフスキは、ドモフスキが執筆していた当時の機関紙や年次報告を史料として用いており、とくに後にワルシャワに移され第二次大戦中に焼失した、ラッベルスヴィルの文書館所蔵の史料も利用していた点で、後世においても一定の史料的価値を保ち続けている。

1939年にドモフスキが没すると、それを機に幾つかの回想録が執筆された⁽⁷⁾。いずれも、国民民主党初期の活動の様子や、他の活動家たちとの交流がドモフスキの思想形成に与えた影響を知らせる史料といえる。

それら当事者的な交友関係に基づく資料としての回想録は出版されたものの、全般的にみて、第二次大戦後の共産主義政権成立以降は、世紀転換期や戦間期のポーランド史が歴史研究のテーマとして避けられる傾向にあった。そのため、先述のように、主となったのは国外における研究であった。1968年から1972年にかけてロンドンで出版されたクワコフスキの研究はその代表的なものであり⁽⁸⁾、いわばドモフスキの伝記の古典となっているだけでなく、ドモフスキの著作や公式の外交文書、本人や関係者の書簡、回想を年代順に編集しており、史料集として引用され続けている。また、同じくロンドンで出版されたロンドンの国立文書館アーカイヴィストであるタデウシュ・ピシチコフスキ (Tadeusz Piszczkowski) の論文は、第一次大戦から第二次大戦までの英国-ポーランド関係を、英国外務省の膨大な史料に基づき分析した大作である⁽⁹⁾。

その間ポーランド国内においては、とりわけ1980年代に民主化の機運が高まると、一時期ドモフスキがポーランド独立時代の象徴として援用される場合がみられた⁽¹⁰⁾。この時期の議論は、学術的な歴史研究というより、現実政治の視点からなされたものであった。そうした中、1988年に上梓されたロマン・ヴァピンスキ (Roman Wapiński) による伝記⁽¹¹⁾は、1980年代にポーランド国内で出された研究の中では、唯一歴史研究として挙げるに値するものであろう。

1990年代に入ると、ポーランド国内において、それまで検閲を避け公表されていなかった研究が出版されるようになった。例えば、1992年に、タデウシュ・ヴォルシャ (Tadeusz Wolsza) が、初期の国民民主党のイデオロギーを主題と

して、1887-1914年の農民問題と国民民主党との関係を描いた論文を公表した。そして、ドモフスキ研究をより広く国民民主党研究の一部と位置づける手法により、ドモフスキを含む国民民主党メンバーについて、詳細な研究を行っている⁽¹²⁾。ヴォルシャは、ドモフスキの思想を、孤立したものとしてではなく、彼に先行する、または同時代の政治活動家らとの交流と対抗によって形成されたものとし、総体的に把握することではじめてドモフスキの思想を分析することが可能だとする。こうしたヴォルシャの姿勢は、ポーランド国内における国民民主党研究において、むしろオーソドックスなものといえる⁽¹³⁾。

第二節 ポーランド国外の研究状況

ポーランド以外でなされた研究として、すでに古典的位置を確立しているのは、ノーマン・デイヴィス (Norman Davies) による1970-80年代の業績である。デイヴィスは、1972年、ドモフスキが英国外務省に対して行った外交活動を、イギリス側の一次史料に基づいて分析し、ロンドンに在住するポーランド人グループとの競合関係を描いた。この小論文において、デイヴィスは、狡猾な壮年外交家ドモフスキと、若いユダヤ系ポーランド人の政治活動家アウグスト・ザレスキ (August Zaleski) とを対置し、1914-1919年のロンドンを舞台に、第一次大戦終結後のポーランド国家形成を睨んだ外交工作の機微を描き出している⁽¹⁾。また、デイヴィスは、代表作のひとつである *Heart of Europe* (1984年) において、国民観や政治活動における独立の位置づけ、政治活動の手法といった両者の相違点を軸に、第二次大戦以前のポーランドにおける政治状況を簡潔かつ効果的に描いた⁽²⁾。

1980年代には、ドモフスキを単独で扱った伝記的研究や、ドモフスキの欧米外交活動に焦点を絞った研究が、アメリカの若手研究者により着手された。1980年に、アルヴィン・マルクス・ファウンテン (Alvin Marcus Fountain) が、ドモフスキの半生の伝記 (1906年迄) を執筆し⁽³⁾、また1981年には、インディアナ大学のピーター・アルフレッド・ヴィトコフスキ (Peter Alfred Witkowski) が、戦間期の独立ポーランドにおけるドモフスキの対アメリカ外交活動を中心にした博士論文を発表している⁽⁴⁾。続いて、1985年には、やはりインディアナ大学のポール・ラタフスキ (Paul Latawski) が、ドモフスキの対イギリス外交と第一次大戦後のポーランド再生の過程を論じる博士論文を発表した⁽⁵⁾。

1990年代になると、ポーランド国内の資料館が公開されたことに伴い、詳細な一次史料に基づく記述を特徴とする研究が見られるようになった。中でも特筆すべきは、ロバート・E・ブローバウム (Robert E. Blobaum) ⁽⁶⁾ およびブライアン・ポーター (Brian Porter) ⁽⁷⁾ の研究であろう。

ブローバウムの研究は、1907年革命前後のロシア領ポーランドにおける政治活動形成を、労働運動やカトリック教会や修道会の社会活動といった、民衆に近いレベルから、一次史料に依拠して構成していった論文である。従来、政治指導者や政党を中心に描かれてきた政治史とは一線を画し、登場する政治活動家のだれに対しても思い入れのない、さめた視点から、主人公なき歴史を執筆している点に特徴がある。この時期の国民民主党におけるドモフスキの活動が、社会主義者グループだけでなく、労働者自身が組織した活動など、他の社会集団・組織との関係において相対化されて描かれている点で、政治活動家を中心に論じられてきた歴史とは異質な歴史論文といえる。

また、ポーターは、19世紀ロシア領ポーランドにおける、政治思想の諸潮流を詳細に論じている。ポーランド政治思想を、様々なヨーロッパ政治思想史の中に置き、当時ヨーロッパで流行していた社会ダーウィニズムやポジティブイズムが与えた影響をふまえてドモフスキ思想を分析しており、そのナショナリズムの起源について深い洞察を示している点に特徴がある。

また、日本における研究としては、宮島直機が、国民民主党系の農民向け新聞を網羅し、ドモフスキらが農民に向けて展開したナショナリズム運動を詳細に分析しており、世紀転換期ポーランド政治史の古典的存在といえる⁽⁸⁾。

第三節 現代ポーランドの研究動向

1990年代以降、ポーランド国内においては、従来の見解を修正する研究動向が開始したことについては、第一節で述べたとおりである。すなわち、1980年代までのドモフスキ研究においては、戦間期ポーランドがロシアから独立する際に果たした役割の大きさゆえに、ドモフスキをタブーとし、無視し、あるいは親ロシア的に解釈する、という偏りがみられた。また、1990年代には、それまで検閲を避け未発表のままになっていた研究が遅ればせながら上梓されるという、特殊な状況が生じた。

2000年代に入ると、こうした揺れを修正する研究が発表され始める。先に述

べたように、体制転換に伴いポーランド国内の文書館が公開された結果、より歴史的な視点に立つ研究が可能になったことも、その要因である。例えば、ヴワディスワフ・ブーハク (Władysław Bułhak) は、19世紀ロシア領ポーランドにおける農民問題の解釈をめぐる、ロシア政府と民族連盟 Liga Narodowa の利害対立に着目する。そして、ロシア領ポーランドにおける国民形成のイデオロギーのひとつとして、ドモフスキの「国民への政治」を位置づけ解釈している。後述のように、当時、ロシア領ポーランドの農民は、農奴解放によって農民の支持を得たいロシア政府にとっても、農民を啓蒙することでポーランド国民としての意識を持たせ政治活動の基礎としたい民族連盟にとっても、存続の鍵となる重要な存在であった⁽¹⁾。

その後も、ドモフスキの思想に関する数冊の研究が、ポーランドの若手研究者らによって出されている。例えば、マチェイ・ワゴダ (Maciej Łagoda) は、2002年に博士論文を上梓し、ドモフスキの「全ポーランド主義」を主題に、ドモフスキ思想の分析を試みている。また、グジェゴシュ・クシィヴィエツ (Grzegorz Krzywiec) は、ドモフスキを中心に、19世紀ロシア領ポーランドのインテリゲンチヤの政治思想に関する博士論文を提出している⁽²⁾。

第二章 全ポーランド主義の形成

『我々のパトリオティズム』は、ロマン・ドモフスキ最初の政治論文であり、その書き出しは、「1893年4月、ワルシャワ」⁽¹⁾で始められている。三部構成の小論文で、ポーランド国民の統合と、ポーランド国家の再生とを求める内容になっている。

この小論は、ドモフスキがワルシャワ監獄から約5か月に及んだ収監の後、1月3日に釈放された直後に書かれたものと推定される。このときドモフスキは29歳、ワルシャワ大学で生物学を専攻し、博士号を取得していた。それと平行し、1888年からポーランド青年同盟 Zet の指導者として活動し、政治活動に関与していた。そして、1891年に五月三日憲法⁽²⁾の百周年を記念するデモに参加し、当局に追われてパリに逃れ、翌年帰還を試みてロシア領ポーランドーガリツィア国境で逮捕された。この収監の際に、ツァーリの名において大学からの追放を宣告されたドモフスキは、生物学を断念し政治活動に専念することとなった。

『我々のパトリオティズム』は、他のドモフスキの著作同様に、生存中はもちろん、ドモフスキ死後にも版が重ねられている。本稿では、1893年版を引用した⁽³⁾。これまで、とくに第二次大戦後の共産主義政権下では、戦間期の独立ポーランドに関する研究が避けられていた。そのため、戦間期に活躍したピウスツキやドモフスキといった政治家についても、研究が避けられる傾向にあった。反面、没後50年を過ぎてもお、彼の著作は国内外で出版され続けている。また1990年代以降も、国内での著作再版がみられ、ドモフスキの思想が、愛国主義として解釈され、読まれる時代の象徴として一定の人々に受けいれられ、読み手たちの求める文脈から繰り返し援用されてきたことがうかがえる。

第一節 なぜ全ポーランド主義なのか

・三分割領それぞれの状況

『我々のパトリオティズム』が執筆された19世紀末、ドモフスキが活動を開始したポーランド会議王国周辺の状況とはどのようなものだったのであろうか。1772年、1793年、1795年の三次に及ぶ分割を経て、主権国家としてのポーランドはヨーロッパの地図から姿を消し、ロシア、オーストリア、プロイセンの領土の一部となっていた。

18世紀以降、プロイセン領ポーランドの歴史は、領土を広げては失い、また回復し、飛び地を埋めていくという、陣取り合戦の歴史であった。フリードリヒ二世はオーストリア継承戦争(1740-48年)を起し、マリア・テレジアのオーストリアからシレージェン地方を奪う。その後、七年戦争(1756-63年)を通じてオーストリアに次ぐ大国となったプロイセンは、1772年、第一次ポーランド分割を実行し、王領プロイセン(ヴェストプロイセン)を併合した。以降、フリードリヒ二世は積極的に植民政策を行い、この地域の「プロイセン化」を図る。続けて、1793年に第二次分割、1795年に第三次分割を行い、大ポーランド(ポーゼン)と新オストプロイセンを併合した。ナポレオン戦争の結果、1807年以降、一時的にエルベ以西の領土を失ったものの、1815年にワテルローの戦いでナポレオンに勝利し、領土を回復する。ウィーン会議において、プロイセンはティルジット条約によって喪失したヴェストプロイセン南部に加えて、ワルシャワ公国西部のポズナンを獲得した。プロイセンの一州となったポーゼン大公国は、1830年にワルシャワで起こった一月蜂起をきっかけに総督

府を廃止され、1867年に北ドイツ連邦へ、1871年にドイツ帝国へ編入される⁽⁴⁾。

こうして、プロイセンの体制と領域がめまぐるしく変化する中、分割された地方に居住するポーランド人は、落ち着いた生活などできない状況にあった。ポーランド人の政治活動の場も、こうした変化に応じて移動していく。1848年以前は、ポーゼンの地方議会や地方機関が、自然な集会の場となっていた。しかし、その後政治活動の中心は、自由主義的な空気の残るベルリンのプロイセン議会(1872年以降は帝国議会)内のポーランド人議員でつくる「ポーランド・サークル」へ移った⁽⁵⁾。

とはいえ、プロイセン領ポーランドのポーランド人には、一定の政治活動を行う自由が認められ続けていた。後述のように、政治活動はおろか学術的活動のための結社の自由も厳しく制限されていたロシア領ポーランドとの差は大きかったのである。

会議王国の南へ目を転じると、そこにはガリツィアが広がっている。ガリツィアは、18世紀末から第一次世界大戦までオーストリア領とされ、エスニック上のポーランド人が多く居住する西ガリツィアと、ウクライナ人が多く居住する東ガリツィアとに分かれていた⁽⁶⁾。

東ガリツィアでは、都市住民でみればポーランド人が多数派を占め、役人や地主として、政治的・経済的に優位にあった。その一方、東ガリツィアを見ると、貧しい農民として多くのウクライナ人が居住していた⁽⁷⁾。

次に視点をロシア領ポーランドに転じると、おおきく会議王国と、それより東部の領域⁽⁸⁾とに二分することができる。前者については、ワルシャワを中心とする、ロシア領ポーランドの核となる地域といえることができる。

他方、後者ロシア領ポーランド東部地域は、東ガリツィアと近い状況にあった。そこは、農村地帯であり、産業はなく、土地や財産を持つポーランド人つまりシュラフタが農地の大部分を所有していた。ポーランド人の人口が最多数だったわけではないが、文化的・経済的に、ポーランド人は優越した立場にあった。

19世紀、一月蜂起世代のロマン主義的な政治活動者たちが目標とした独立回復とは、「歴史的ポーランド」と呼ばれる広大な領域の回復であった。つまり、同君連合を形成していたリトアニアはもちろん、現在のベラルーシやウクライナの西部領土も含む、大きな領土をもつポーランドの独立を回復することが、理想とされていたのである⁽⁹⁾。

また、1890年代初頭、ロシア領ポーランドとりわけ東部領域に、ペテルブルクやモスクワから、強制退去・追放されたユダヤ人が移住してきたことに注意しておく必要がある⁽¹⁰⁾。

そして、旧ポーランド東部領域を名実共にロシアに支配されつつも、なおロシア領ポーランドの大半を占めていたのが、ワルシャワを首都とする会議王国であった。会議王国は、1815年ウィーン会議において、ロシア皇帝を国王として設置された。こうしてみると、会議王国は、西をプロイセン領ポーランドに、南を東西ガリツィアに接し、東の旧ポーランド東部領域をロシア領とされ、そこへロシア本土を追われたユダヤ人が送り込まれ、北の海への出口をプロイセンにふさがれて、三帝国による支配に取り囲まれ、多方面から多民族の入植が進みつつある状況であった。そして、会議王国自体も、ロシア政府が派遣した総督による支配を受けていた。ドモフスキの文面に繰り返し滲み出る閉塞感、地理的に三帝国に囲まれているということだけでなく、西方からのドイツ人の入植や、東方からのユダヤ人の移住に直面してのものであろう。更に、会議王国においては、ロシア人が役人や教師、鉄道員となってポーランド人の職を奪い、日常生活のレベルにいたるまでロシア帝国の支配・抑圧を受けているという状況があった。

第二節 『我々のパトリオティズム』

ここまで、『我々のパトリオティズム』が執筆された19世紀末ポーランドにおける地理的・行政的状况を概観し、ポーランド政治思想の主たる潮流を整理した。以下では、それらをふまえ、『我々のパトリオティズム』本文に即して解説したい。そして、ドモフスキが見たロシア領ポーランドの現状と、それに基づいて構想されたプログラム(政治綱領)としての『我々のパトリオティズム』を検討する。

・地理的分断の克服

ロマン・ドモフスキ最初の政治的著作『我々のパトリオティズム』の書き出しは、「1893年4月、ワルシャワ」⁽¹⁾で始められている。三部構成の小論文で、ポーランド民族の統合と、ポーランド国家の復活とを求める内容になっている。

先に挙げた、1890-1900年代にドモフスキが示した重要な思想上の特徴のう

ち、『我々のパトリオティズム』に顕著に読み取ることができるものとして、「全ポーランド主義」と呼ばれる考えがあった。「全ポーランド主義」は、三支配帝国によって引かれた国境線と、階級の格差とを超越し、ポーランド国民の統合を目指すという考えである。

しかしながら、構成を見る限り、『我々のパトリオティズム』はロシア領ポーランドにおける統治・抑圧への批判で第一部の大半を占められている。続く第二部では、そうしたロシア政府の支配に対し、ポーランド人がどのような政治的活動を行っているのかを、諸政治グループの潮流を整理することによって示している。最後に第三部で、「我々のプログラム」が概説される。この部分もやはり、ロシア政府に対抗し、攻撃的かつ革命的な手法によって、国民の土台を獲得しようというプログラム(政治綱領)である。

このような構成からすると、「我々の」愛国主義を訴え、ロシア領ポーランドだけでなく、プロイセン領ポーランドやガリツィアに住むポーランド人の統合を訴えているにもかかわらず、一見ドモフスキの議論はロシア領ポーランドだけを射程におさめた議論展開であるかのようである。これは、ドモフスキが冒頭で提示した主題とは矛盾するかに見える。しかし、それを彼は次のように否定する。

あらゆる政治組織・グループ・政党が、その活動分野にかかわらず、〔三分割領全てを統合するという〕原則に従う義務を負うのである。したがって、本稿において、仮にロシア分割領の問題だけを考え、ロシア政府との関係だけに注意を向けることがあったとしても、それは原則を忘れたからではない。〔ロシア分割領に注意を向けるのは、〕

- 1) ロシア分割領を重要な活動場所としている人々を代弁するためであり、
- 2) ロシア支配下に、ポーランドの最大かつ最重要の分割領〔ポーランド会議王国〕が置かれ、ポーランドの生命の火であり国の魂の首府であるワルシャワが含まれ、それゆえに、〔ロシア分割領こそが〕祖国全体の運命を決定する分割領となっているためである。⁽²⁾

三支配帝国によって引かれた国境線を超越したポーランドの統合が、ドモフスキの理想であった。その一方で、ポーランドの中心をワルシャワと位置付け、

まずロシア領ポーランドの危機的状況を訴えようとしている。国民の魂の中心であるはずの最重要の地が、最も危機に瀕し弱い立場におとされている、という、あるべき姿と現実との落差があった。

さて、三分割領全ての統合と、ロシア領ポーランドを中心に置く前提とが、一見矛盾するように見える点については、研究者の間でも複数の見解がある。ワゴダは、ドモフスキら後の『全ポーランド評論』紙の政治活動家・編集者がロシア領ポーランドに思考を集中した理由を、会議王国の状況を他の分割領の新聞通信員に伝えようとする意図であった、と分析している⁽³⁾。これに対し、ブーハクは、「より重要な根本的理由が存在しているのは確かである」とし、このテーマに関するドモフスキの見解を引用して、ワゴダに反論している⁽⁴⁾。

ブーハクは、ドモフスキやポプワフスキがロシア領ポーランドを最重視した理由は、この地域がポーランドの中心地を含んでいること、更に、政治活動の基盤となる可能性を最も多く含んでいることにあった、と分析している。ブーハクは、上記の引用部分にあるように、ドモフスキがロシア領ポーランドを「祖国全体の運命を決定する分割領」⁽⁵⁾と位置付けていることに着目している。続けて、ドモフスキ初期に協働者として重要な役割を果たしたポプワフスキの「ここ〔ロシア領ポーランド〕には最もなすべき課題があり、ここが最も危険な場所である。しかし、ここに最も堅固な力がある」という主張や、同じくドモフスキと活動を共にしていたコジツキの「会議王国の陣営は…ポーランドで最も重要な政治的陣営である」という主張を引用し、論拠に加えている⁽⁶⁾。

筆者の見解では、ドモフスキがここでこめた主張は、第一に、ワゴダが主張するように、ロシア領ポーランドがガリツィアやプロイセン領ポーランドに対して発した連帯の喚起であったと解釈できる。更に、ロシア領ポーランドにこそ、将来のポーランド国民が存在しているというアピールでもあった。例えば議会代表について、各分割領の代表であってはならない、と主張されている。この当時、ツァーリ専制のロシア領には議会が存在していなかった。自分たちの利害を代表する者の無い状況で、政治活動が比較的自由的な他の分割領のポーランド人に対して、ドモフスキは協力を訴えている。

そして第二に、将来のポーランド国家を地図に描く際、分割以前に首都であったワルシャワを含むロシア領ポーランドがその中心に置かれたのであろう。更に、ナポレオン戦争以降の地図を見れば明らかなように、ロシア領ポーランドは、三分割領中、最も広い面積をもつ分割領であった。また、エスノー言語的

意味でのポーランド人が多数居住する地域でもあった⁽⁷⁾。

これに関連して、第三の理由は、ブーハクの指摘のとおり、ロシア領ポーランドが政治活動を展開する上で重要な、拠点となる地域であったという点にある。つまり、政治活動を行ううえで基盤となる組織の中心を、ロシア領ポーランドに置くべきであるという考えが重視されたのであろう。そこには、一月蜂起以降、海外の亡命拠点を中心に政治活動が行われてきた状況への批判も込められていた。

実際、ドモフスキは、ロシア領ポーランドにおいて政治活動を開始している。1888年にポーランド青年同盟 Zet に加入し、1889年には指導的な役割を果たすようになった。そして、ドモフスキの提唱により、1889年ポーランド青年同盟のワルシャワ支部は、チューリヒにあるポーランド連盟 Liga Polska の本体から独立する⁽⁸⁾。

そして1893年、ポプワフスキとドモフスキは、ポーランド連盟を改変させて、民族連盟 Liga Narodowa を結成するという「クーデター」⁽⁹⁾を起こすことになる。これが、1905年までドモフスキの活動拠点となる民族連盟の創設であった。この「クーデター」における変化は、一月蜂起世代からドモフスキ世代への交代であると同時に、亡命先の遠隔地からポーランド政治を構想する一月蜂起世代の姿勢を否定し、ロシア領ポーランドにおいてポーランド政治を実際に行うという、机上の空論や過去の栄光への感傷を脱した政治活動への移行でもあった。

・19世紀「ポーランド人」の多様性

領土の分断という地域的断絶の問題のほかに、ドモフスキが超えようとしていたもう一つの障壁は、階級間に生じる格差にあった。諸階級は、三分割領にそれぞれ存在するが、ポーランド民族全体のための政治を行うには、どれか一つの階級利害を優先して考えることはできない。こうした考えからは、ドモフスキが社会主義思想に少なからず影響を受け、或いは社会主義思想を強く意識していたことが伺える。ドモフスキと社会主義の関係については、『我々のパトリオティズム』第二部においてポーランド人の政治活動の諸潮流を概観する際、詳しく論じられることになる。

まず第一部の冒頭では、「国民への政治」のあるべき姿が述べられている。

国民への政治は、その大原則として、ポズナンやガリツィアやワルシャワといった、個々の分割地域のものであってはならず、ポーランド全体のものでなくてはならない。それぞれの地域の政治的状况に応じて、我々は各分割政府との様々な関係を認識しなければならないし、地域の事情に適した様々な活動手段を調整しなくてはならないが、しかし原則それ自体が、地域の事情によって変わることはない。つまり、ポーランド人それぞれの政治的行為は、どこで遂行され誰に対して差し向けられたものであるかに関わらず、国民全体の利害を視野に入れていなくてはならない。⁽¹⁰⁾

ロシア、オーストリア、プロイセンによって三分割されて以降、三帝国はそれぞれ、異なる制度で支配を行っていた。ポーランド人の定義そのものさえ、行政によって異なっていたのである。ノーマン・デイヴィスが、「ポーランド人」という言葉について「分割諸帝国の各々の官僚機構は、各々の定義に従っていた。ロシア領においては、公式に、ブーク川左岸に居住する者が、ポーランド会議王国の国民たる「ポーランド人」とされた。ブーク川右岸に居住する者は、たとえ左岸に居住する「ポーランド人」の兄弟であったとしても、「ロシア人」と定義された。会議王国が廃止された1874年以降になると、ブーク川の両岸の人々が、本人の意思に関係なく「ロシア人」に区分された。ポーランド人とされた人々自体、多種多様であった。」⁽¹¹⁾と述べたのは、的を射ている。「ポーランド人」と一口に言っても、経済状況や公用言語、政治的自由の度合い、自己認識など、多くの点で、置かれている状況に違いがあった。

また19世紀後半に特殊の事情として、一月蜂起の失敗があった。一月蜂起の敗北と、その後の鎮圧を経て、ポーランド人の中には無力感が広まっていた。その結果、分離独立を求める蜂起は流血を招くだけで勝つ見込みがない、という、伝統的ロマン主義や蜂起主義に対する批判的な見方が主となっていた。加えて、社会状況が安定してくると、経済活動や政治的自由が相対的に活発だったガリツィアをはじめ、プロイセン領ポーランドやロシア領ポーランドでも、その状況を受け入れ、その中で生活を築いていこう、という現状肯定の考えが出始めていた。そのひとつが、いわゆる「三面忠誠主義」で、これは、ガリツィアのポーランド人はオーストリア帝国に、プロイセン領ではドイツ帝国に、ロシア領ではロシア帝国に、それぞれ忠誠を誓い、三分割状態のなかで民族的地

位を高めよう、という考えであった。

先に引用した冒頭部分は、ポーランドが三分割されている現状を容認する考えへの批判であり、ドモフスキはポーランド人の統合を何より訴えている。この部分がドモフスキのポーランド観の基礎といえる。ただし、ここで用いられている「ポーランド全体 ogólnopolska」という考えは、後に「全ポーランド wszechpolski」⁽¹²⁾へと発展する。『我々のパトリオティズム』が書かれた1893年には、未だその途上の思想であった。

・全ポーランドの代表

ロシア政府の脱ポーランド化政策は、第一部で詳述されているように、ポーランド人の生活全般にわたっていた。ドモフスキの観察によると、まず言語政策では、ポーランド語が禁止され、公用語としてロシア語が使用されていたのはもちろん、ポーランド語教育も抑圧されていた。そして、カトリックとの戦いにおいて、ロシア政府は正教会への強制的改宗を正当化した。また政治的自由の抑圧も行われ、商業あるいは学術目的であっても結社が認められず、政治的自由の伸張が封じられると同時に、経済活動の自由も巻き添えとなり、発展できずにいた。

そうしたロシア領ポーランドの状況をふまえると、以下の引用部分は、単に国会議員がもつ地区代表的性格の批判を意味するわけではないことがわかる。

この原則に従えば、いずれかの〔分割領において〕選挙区から議会に選出された議員は、何よりも民族全体の利害を代表する義務を負うのであって、自分の選挙区の利害代表ではない。ドイツやオーストリアの立法者集団のなかに混じって、ポーランド人の議員は、全ポーランドの代表として送られているようには見えないかもしれない。また、彼らが、常に全ポーランド民族の利害に関心を持っているというようにも見えないかもしれない。しかし、だからといって〔国民への政治は、個々の分割地域のものであってはならず、ポーランド全体のものでなくてはならない、という〕我々の原則が誤っていると証明されたことにはならない。パトリオティストの名に値するかどうかで言うなら、むしろ彼らが、ポーランドでなく、ガリツィア或はポズナンのみの利害を考えるパトリオティスト〔愛郷主義者〕になってしまっ

ているのである。⁽¹³⁾

後にロシア議会（ドゥーマ）に議席を得たドモフスキが、議員としての活動を、未だ存在しないポーランド国家の代表として行ったことは後述の通りである。しかし、この当時、ロシア帝国にはまだ議会（ドゥーマ）が存在していなかった。そのため、前節でも触れたとおり、ドモフスキは他の分割領のポーランド人議員に対し、ロシア領ポーランドにもポーランド人が、同じ民族として存在することをアピールし、ロシア領のポーランド人民のことも忘れないように、と訴えていることになる。

そして、ロシア支配下の窮状の他に、ドモフスキが関心を向けていたのが、ロシア領ポーランド（特に会議王国）におけるポーランド人の政治活動であった。第二部では、ロシア領ポーランドの政治潮流が整理されている。ドモフスキが目じたのは、主として、「服従派 *ugodowcy*」と呼ばれた人々と、ピウスツキらポーランド社会党を主とする「社会主義諸派」という2つの潮流であった。後に、国民民主党に対抗する勢力として、服従派は地主や企業家を代表し、またピウスツキのポーランド社会党を主とする社会主義諸派が、ドモフスキらと対抗しあうことになる。そうした基本構図が、このとき既に認識されていたといえる。

服従派について、ドモフスキは、ペテルブルクを本拠地とする『クライ』紙⁽¹⁴⁾を挙げ、批判していく。特に、ポーランドの分離独立を放棄している点が非難された。また、服従派を構成する社会層から考えると、階級に対する反発も働いていたのであろう⁽¹⁵⁾。他方、社会主義者については、ドモフスキは一定の評価あるいは注目を与えている⁽¹⁶⁾。

第三節 革命的プログラムの提言

『我々のパトリオティズム』第三部では、「我々のプログラム」の内容が概説される。これは、ロシア専制政府に対抗し、攻撃的かつ革命的な手法によって、ポーランド民族が成長するための土台を獲得しようというプログラム（政治綱領）であった。以下、テキストに即し、その内容を解釈していく。

・ゆるやかな死のプログラム

「我々のプログラム」の目的として、まず掲げられているのは、今ある現状に即座に用いることのできる、実効的で現実的なプログラムの提示である。これは、第二部で批判された社会主義プログラムの理想主義性と、対置される性質を明示するものであった。第一部と第二部で述べられたように、ロシア政府による様々な阻害のために、ポーランド民族は、国民へと成長することを妨げられていた。そうした状況で、最も深刻な問題は貧困にあると、ドモフスキは考えていた。

貧困という問題は、ポーランド民族全体、全ての層に関わっているというのが、ドモフスキの認識であった。ここでは、農村プロレタリアートや労働者および手工業者、知識人が、民族の構成要素として分析されている。これら全ての層の人々が、貧困のために、身体的かつ知的に殺されている、とドモフスキは論じた。とくに、食料や書籍の入手困難といった物質面での欠乏が、ポーランド民族の正常な知的成長を妨げている、という連関が強調されている。ここで知的成長のために必要な栄養とされたのは、識字や読書のための時間的余裕、そして出版物へのアクセスであった。出版物に触れ、意識を発達させるためには、まず文字を知らなければならず、また読書に充てる時間がある程に生活に余裕がなければならず、そして何より読むべき出版物が手の届く範囲になくなくてはならない。

文化の発展に最も不可欠の条件は、物質面の繁栄が第一である。食べる分のジャガイモにも事欠くような農民は、概して文盲にならざるを得ない。労働者ならびに手工業者は、餓死しないために家族全員が眠る間もなく働き、自分の人生にとって必要な知識を手に入れることができず、思慮深くなることができず、市民として社会の問題に参与することができない。教育を受けた人であっても、その賃金は最低限の質素な生活にも不足するほど低く、本を買うことができないし、刊行物を予約購読することもできない。こうして、文学が衰退し、社会における知的な活動が退化している。一言でいうなら、現在の貧窮は、上述のように〔ポーランド〕民族を、身体的にも、同時に知的にも殺している。⁽¹⁾

こうしたドモフスキの危機感は、彼が触れる現実に即したものであろう。識字率についていえば、ドモフスキが生まれ育ったのは、圧倒的多数の人々が完全な非識字者であり、かろうじて読み書きできる者や、読み書き以上の教育がある者はごく一部という世界であった⁽²⁾。仮に字が読めたとしても、検閲を経た刊行物は、本当に重要な出来事を伝えることができない、とドモフスキは指摘する。

我々の定期刊行物は、政府が妨害に努めているために、合法的な情報で満足してしまえば最も重要な社会活動の事柄に関してさえ、盲目にならざるを得ない状態になっている。文学は、検閲の残忍な扱いのため、貧血に苦しみ、健康を害してしまった。学校は、道徳的にも知的にも、身体的にも殺人を行っている。これが、ポーランド民族全体がおかれている、発達環境である。⁽³⁾

出版物へのアクセスの欠如は、自らの置かれた状況を把握するための情報の欠如を、同時に意味していた。

物質的ひいては知的な飢餓状態が、ロシア政府によりもたらされている、という前提のもと、そうした現状においても合法的範囲内でポーランド国民が成長し、成熟できる可能性はあるだろうか、とドモフスキは問う。学校や役場は、ポーランド人をロシア化するためのロシアの「道具」であり、ポーランド人の民族性を吸収してしまう。そうした外面からの強制や矯正があるだけでなく、結社が許可されないことや、検閲による出版の自由の侵害が、自発的な内面からの成長をも押しとどめていた。したがって、ロシア政府の法律に触れずに、ポーランド民族が成長する余地はない、とドモフスキは断定する。とくに、合法的範囲内で民族性を伸ばす可能性を否定した主な根拠として、教育環境の悪さと、言語使用におけるロシア語の侵入とが挙げられている。揺籃期の国民を涵養してくれる環境は存在せず、自力で伸びようとすれば法の目のカゴへ閉じ込められてしまう境遇にポーランド民族は置かれ、殺されかけている、というのがドモフスキの現状認識であった。

・「革命的」方法の提言

ポーランド民族が発育するための土台を獲得するには、どうすればよいので

あろうか。合法的な方法は、上述の理由によって除外されている。そこでドモフスキが提唱したのは、非合法かつ「革命的」方法であった。

国民が成長するための土台は、非合法のやり方によって、つまり革命的な方法によって、獲得されねばならない。

我々の政治は、革命的でなくてはならない。なぜなら、有機的政治ではありえないし、拠りどころとできるような、合法的な土台は全く存在しないからだ。我々の政治は、防衛的ではありえない。我々に残された〔権利の〕残骸では、活動し発達するのに十分でなく、また〔政治的〕プログラムは、防衛的なものみに制限されており、ゆるやかな死のプログラムにもなりうる。我々の活動は、政治的成果に到らねばならない。耐えるだけではなく、攻撃的なものでなくてはならない。⁽⁴⁾

ここで問題となるのが、ドモフスキは「革命的 rewolucyjna」という語をどういう意味で用いたのか、という点である。この点について、ドモフスキの旧友として知られ、世紀転換期に政治活動を共にしていたヤブウォノフスキは、「私たち（私とドモフスキ）の世代の、ポーランドの将来及びポーランドが国家として独立を回復する可能性に関する見解は、民族的革命（武装蜂起は意識的な大衆農民だけ）と、社会革命（民族的社会主義または国際社会主義）との間で、躊躇し行き来していた」と回想している⁽⁵⁾。おそらく1890年代には、「革命的」の意味が定まらないまま、武装蜂起に関して「民族的革命」を用いたり、あるいは社会主義諸派がそれぞれの解釈において「社会革命」を用いたりしていたのであろう。

また、ドモフスキの伝記作家であるロマン・ヴァピンスキは、次のような指摘をしている。「少なくとも1905年革命の発生までは、ツァーリ体制との公然の戦いを主張する政治グループのメンバーだけでなく、分割諸帝国に対抗することで連帯するという原則が支持されていた。…マルクスを読んでいたのは、社会主義者やその共感者だけでなく、おそらくはドモフスキも読んでいたと考えられる」⁽⁶⁾。したがって、社会主義的な意味合いでドモフスキが「革命」という語を用いる場合があった可能性も、否定できない。

『我々のパトリオティズム』において、「今日という日に「日々の革命」を実

行せず、その代わりに明日の革命を待つ人々が、どれだけいることだろう。」⁽⁷⁾とドモフスキは述べ、「日々の革命」つまり持続的の革命と、「明日の革命」とを区別している。

「明日の革命」とは、見果てぬ夢としての非現実的な蜂起であろう。ここでは、武装蜂起批判の文脈で「明日の革命」という言葉が用いられているのである。他方、その直前にある「日々の革命」は、すぐにも開始すべき行為とされている。これは、いわば、武力による非継続的な戦いからの脱却と、政治における間断なき戦いの開始とを宣言するものであった。カール・シュミットが引いたように、「政治家は生涯戦い続けるが、兵士のほうは例外的にのみ戦う」ものだという⁽⁸⁾。現実の政治過程における、持続的な戦いを宣言したドモフスキのリアリズムもまた、こうした認識に立ったものでであろう。「日々の革命」について、ドモフスキは、翌1894年にも言及している。

我々は、蜂起にかわって、不断かつ持続的な革命のプログラムを打ち立てよう。この革命は、民族を消耗させるものではなく、むしろ、民族の力を増大させるものである。…社会が目にしてるのは、このような革命の始まりである。⁽⁹⁾

この記述を踏まえ、ヴァピンスキは、ドモフスキの主張を理解した上で、彼の言う「革命」を「民族(主義)的活動」に置き換えても良いのではないかと、いう見解を示している⁽¹⁰⁾。つまり、武装蜂起を活動手段として否定しつつ、独立を目指す地下活動を念頭において、「革命」という言葉を用いていた、という解釈である。

結社あるいは政党等の組織をつくり、そこを拠点として政治活動を行うという方法は、ロシア支配下では非合法とされ、公然と行えるものではなかった。ドモフスキのいう革命的な政治の方法は、そうした公然の組織による政治的活動ではなく、非合法の政治活動であった。つまり、革命的という言葉は、政治活動の非合法性を強調し、既存の制度に収まらない活動方針を表明するために、用いられたのであろう。したがって、革命という語が直ちに社会主義的な意味合いで用いられていたわけではないことに注意しなくてはならない。むしろ、「日々の革命」という言葉には、いまや消滅の危機に瀕しているポーランド民族を、ロシアによる抑圧やドイツによる侵食の中で、不断の抵抗を通じて維持

し続けなければならないという危機的認識が込められている。

ただし、第二部で社会主義諸派に強い関心が示されていたことから明らかに、ドモフスキは社会主義をかなり意識していた。既に述べたように、『我々のパトリオティズム』が執筆された1893年4月は、社会主義諸派が次々と現れてくる時期と重なっている。すなわち、ピウスツキのポーランド社会党は1893年に結成され、またローザ・ルクセンブルクのポーランド社会民主党は1893年7月に形成される⁽¹¹⁾。ドモフスキ『我々のパトリオティズム』は、主要な社会主義政党が設立される数ヶ月間に、それらの綱領と平行して書かれたことになる。これら二政党も、やはり非合法活動を厭わないものであった。同じ境遇のもとで政治活動を目指す集団間には、状況からくる不可避的な活動方法の類似があったとしても不思議ではない。また、必ずしも語義が厳密に一致していないにせよ、革命といった同じ用語を使用するなど、相互の主義や信条に与える影響が存在したのであろう。形成期に社会主義諸派が発行していた機関紙の編集メンバーをみると、複数の派の機関紙に所属したり、移動したりする場合があった⁽¹²⁾。状況が劇的に変わる1907年まで、こうした諸集団が本格的に対立することはなかったといってもよい。

そして、革命的方法のほかに、ドモフスキは「攻撃的」方法を強調している。アイルランドの抵抗運動が望ましい例として挙げられているが、これは、ヨーロッパにおける植民地イメージの典型として、アイルランドがポーランドと類推されたのであろう。武装蜂起に訴えるのではなく、ボイコット運動のような長期的かつ持続的な抵抗運動のあり方を、ドモフスキは主張する。これは、伝統的な蜂起主義に対する批判であり、アイルランドの手法を参考とする具体的な代替案の提示でもあった⁽¹³⁾。

ドモフスキが蜂起主義を批判する根拠は、それが有効な手段ではない、という点に集約される。一月蜂起を頂点とする一連の蜂起は、発生する度にロシア側の残忍な鎮圧を招き、ポーランド社会の壊滅をもたらしてきた。あとさきを考えずに蜂起しても、すぐに鎮圧され大きな犠牲を払うだけで、犠牲に見合うだけの成果を生まず、現状を改善し得ない。ただし、有効な活動を行ううえで、犠牲を払うことは当然の前提とされていた。

震える口から囁かれる「犠牲」という言葉を、我々は既に耳にしているが… 犠牲の覚悟なきパトリオティズムなどありえない。我々の

民族を救いたいと欲しながら、その首を差し出そうとしない者は、ゆっくりと自分が腐敗していくのを見るだろう...⁽¹⁴⁾

ドモフスキが表明した攻撃的政治活動の特徴は、政治活動手段としての蜂起の否定（ただし、民族のために犠牲を厭わない精神は尊重している）のほか、ポーランド人社会内部にいる「背信者」への警告であった⁽¹⁵⁾。攻撃的政治活動とは、社会の意識や政治的活力を呼び覚まし、デモや行進、集団抗議行動によって、ロシア政府による報復的な職の剥奪や賃金の不払いを妨害する、というものであった。それによって、ロシア政府の支配制度を崩壊させ、ロシア支配を受け入れるポーランド人の安穩を打破しようとする。つまり、ロシアの支配制度に対する攻撃だけでなく、ロシア支配に寄生するポーランド人への攻撃も含む、内外ふたつの方向へ展開される手法であった。

ここで注意しなくてはならないのは、こうした攻撃的政治活動の当面の目標が、ロシア政府の打倒ではないという点である。これは、伝統的蜂起主義が掲げてきた非現実的な目標に代わるべきものであった。ロシアの圧倒的な軍事力に、武装蜂起で勝つことはできないという現実を認識し、軍事力とは別の力に依拠して、「止むことのない、長期的な革命」⁽¹⁶⁾を戦わなくてはならない。「長期的な革命」の手法について、ドモフスキは以下のように説明する⁽¹⁷⁾。

我々は、合法的な範囲内では発展させることができない民族的活動を、非合法的な形で表明する。我々には、独立した有力な出版刊行物や文芸出版物を持つことが許されていない。だから我々は自由な出版刊行物と、非合法的な文芸とを創出する。民族性の喪失を運命付け、肉体的・精神的な殺人をおこなう〔ロシア政府の〕公立学校に対抗して、我々はポーランド国民の地下学校を設立する。合法的協会・団体が無力なまま、なすすべもなく法に束縛されているのを横目に、我々は秘密の協会を発達させる。我々の社会活動は、非合法活動に結集せざるを得ない。

法律によって保障された組織的活動ではなく、非合法かつ非軍事的な活動を展開する以上、「長期的な革命」は、ロシア政府の侵害から自分たちをまもるだけでなく、ポーランド人自身が招いている負の連鎖を断ち、自己の砦を強化す

るものでなくてはならなかった。学校や出版、結社、そして公正な法の支配を象徴する裁判所を独自にもつことで、人々の間にパトリオティックな意識が育てば、背信や裏切りを許さない社会へと成熟できる。それが、ドモフスキの考えであった。それゆえに、攻撃的政治活動は、ポーランド社会の内と外へ向けられたのだといえる。いわば、外面的にロシア政府の制度が作り出した公的なものに対抗して、ポーランド社会の内面に別個の公的な活動空間を創出しようという試みであった。

こうした経緯を踏まえて、三分割領すべてのポーランド国民全体を統一する、というドモフスキの理想をみると、それが世紀転換期に「ポーランド人」の主体となりつつあった「人民 lud」と呼ばれた人々、つまり農民や労働者にとって、日常的に様々な制約を受けたり貧困状態に置かれたりしていた人々にとって（その原因が直接ポーランド分割にあったのかは別として）、よりよい状況へ変化するという理想と魅力を備えていたであろうことがうかがえる。後にポーランドにおいてシオニズムの指導者となるハートグラス（Apolinary Hartglas, 1883-1953）が、十代の頃にドモフスキら全ポーランド主義者の記事を熱心に読んでいたのは、後のドモフスキの反ユダヤ主義からみても興味深い⁽¹⁸⁾。

普遍的（一般的）であることと、言語・民族・宗教（カトリック信仰）によるポーランド人の定義が、大衆化した農民やプロレタリアートを対象に喧伝されたのである。ことに、プロテスタント優勢のプロイセン領や、正教への改宗を迫られるロシア領ポーランドにおいては、カトリックに依拠するまとまりが有力であった。

ドモフスキがポーランド人をどのように定義したのかについては、1902年11月に発表された論考「半ポーランド人」から、幾つかの要素を読み取ることができる。以下の引用部分では、ポーランド人でありながら、ポーランドの統一と独立を目指さず、現状に甘んじる人々への批判が述べられている。これは、いわばポーランド人というものの否定的な像（こうあるべきではない姿）といえるであろう。

ポーランド社会で生活するために必要な程度でのみ、ポーランド語やポーランドの生活習慣を受け入れ——しかしポーランドにおいて生活を享受するために各人が担うべき責任は負わず、民族全体の自己保存や将来的独立と生存、十全な発育環境への志向に参加しない人々に、

〔我々は〕対処しなければならない。…民族的利益に反して同化された人々、あるいは、外的な影響によって道徳的に脱民族化され、民族の志向との結びつきを失った人々、または、ポーランド人であると自認しながら、ポーランドの利益を他の諸民族のそれと矛盾しない限りでのみ承認する人々が…進出している。

こうした、(ポーランド系の) 名前やポーランド語を用いることを根拠に、ポーランド人であると自認する人々は、〔一月〕蜂起後、国民の魂が凋落した時期に大変に増殖し、短期間のうちに世論の中に発生して、急速に若い世代を取り込んでいった。そのため、こうした国民の壮志を成長させる運動に対する執拗な反対表明への熱意が、ここ数年で急速な成果をあげている。⁽¹⁹⁾

こうした批判に続いて、ドモフスキは、ポーランド人としてあるべき姿を対比させる。

…ポーランド国民は、自らの文化と伝統を保持し、独自の魂と、特有かつ不可欠の文明〔文化性〕を備えた、生き生きとした人民の組織的つながりである。それは、ある範囲で共通の必要と利害を持つものであって、個人的な献身につながる厳密な責任を課しており、集団として必要な事柄のために働き、共通の利害のために戦うことを命じている。⁽²⁰⁾

構成員相互の有機的なつながりを重視し、民族という集団への献身を行わないものは、言語・文化的な標識にかかわらず、ポーランド人として、民族の一員としてなすべき義務を果たしていない、とドモフスキは考えていた。それは、共同体の一員として共有されるべきパッションの欠如した状態であった。かつて「ポーランド人」は、シュラフタ身分をもつ人々で構成される「シュラフタの民族」⁽²¹⁾と称された。しかしドモフスキは、そうした共同体としてのつながりを、たんにシュラフタ階級という一つの身分ではなく、農民や労働者といった、国民の基盤となるべき広範な層へと拡大しようとしたのである⁽²²⁾。国民民主党がインテリゲンチア政党から大衆政党へと方向転換したのも、そうした転換が背景にあったとすれば、当然の成り行きであった⁽²³⁾。

註

はしがき

(1) ドモフスキを「建国の父」と呼んだ米国ブランダイス大学の東欧史家アンソニー・ポロンスキー (Antony Polonsky) は、単に戦間期の独立に到るまでのドモフスキの尽力を念頭に置いているのではない。ドモフスキの描いていたポーランド像と、第二次大戦後に成立した「単一民族の国民国家」ポーランドとの、紆余曲折を経ての類似に着目したのである。Polonsky, Antony, “Roman Dmowski and Italian Fascism”, in Bullen, R.J. (ed.) *Ideas into Politics : Aspects of European History, 1880 to 1950* (London, 1984).

(2) Dmowski, Roman, *Nasz Patryotyzm* (Berlin, 1893) (以下、Dmowski, *Nasz.* と表記)。

(3) Dmowski, Roman, *Mysli Nowoczesnego Polaka* (Warszawa, 1934) (以下、Dmowski, *Mysli.* と表記), s. 48.

(4) ドモフスキは、伝統的な蜂起主義を受け継ぐピウスツキら同世代の社会主義者とも対立していた。また両者は、政治的抵抗の手法や、将来のポーランド領土の設定、国際情勢の評価等をめぐって、後年も対立し続けた。ただし、ドモフスキもピウスツキも、ポーランドの政治的独立を大目標としていたという点に注意しておかねばならない。

(5) 岡義武の表現。「国難の外交——幕末外交を担った人々」(座談会、岡義武、木村毅、遠山茂樹、吉野源三郎)『世界』1950年10月号、八三頁。

(6) ドモフスキの生涯について語る際、避けることができないのが反ユダヤ主義の問題である。とくに、1910年代にドモフスキが主導したユダヤ人が経営する商店に対する不買運動や、晩年の「大ポーランド陣営」における活動は、当然ながら激しい批判を浴びている。1893-1908年に焦点をしぼる本稿においては、それらの事例は検討の対象外となる。戦間期以降のポーランドにおいてドモフスキの反ユダヤ的言動がもった意味あいや、その成立の背景については、他稿において詳しく論じることとする。

第一章 ドモフスキ研究の現状

第一節 研究史

(1) 例えば、ドモフスキの政敵であったピウスツキの信奉者として知られる歴史家ヴワディスワフ・ポブクーマリノフスキ (Władysław Pobóg-Malinowski) による研究。詳細は第三節にて後述。

(2) トマシュ・ヴィトウフ (Tomasz Wytuch) から、筆者宛の書簡 (2005年7月15日付)。ヴィトウフは、ワルシャワ大学歴史学科教授。ドモフスキ全集の編集等を手がけた。最近では、ドモフスキから、晩年身を寄せたニクレヴィチー

家に宛てた書簡類に、マリア・ニクレヴィチョーヴァ (Maria Niklewiczowa) が⁶ 1945年に執筆した回想録を付した書簡集を編集している。Wytuch, Tomasz, Przedmowa w Niklewiczowa, Marja, *Pan Roman Wspomnienia o Roman Dmowskim* (Warszawa, 2001), opracowanie naukowe, Wituch, Tomasz.

⁽³⁾ ロンドンのドモフスキ・センターに保管されていた、ドモフスキの個人的書簡や蔵書等は、現在、ポーランド家族連盟 Liga Polskich Rodzin という極右政党連盟の管理下で保存されており、同党関係者以外には開示されにくい状態になっている。なお、2005年9月に実施された議会選挙において、このポーランド家族連盟から、イェンゼイ・ドモフスキ (Jędrzej Dmowski) が立候補し落選した。イェンゼイ・ドモフスキは、ロマン・ドモフスキの遠縁に当り、ドモフスキの知名度や思想を、選挙戦において援用しようとしたと言われている。

⁽⁴⁾ 後述のマリウシュ・クワコフスキ (Mariusz Kułakowski) による研究、および本稿第二節参照。

⁽⁵⁾ ドモフスキの研究史については、すでに拙稿「ロマン・ドモフスキ著「我々のパトリオティズム」1893年」訳者解題『北大法学論集』第56巻第1号 (2005年5月) 四九一―五七頁において言及したが、本稿においては、2005年以降の新たな研究を加えた。

⁽⁶⁾ Pobóg-Malinowski, Władysław, *Narodowa Demokracja, 1887-1918 : Fakty i Dokumenty* (Warszawa, 1933).

⁽⁷⁾ 例えば、ドモフスキと友人関係にあり、1895年から1899年まで『グウォス』紙の編集者であったジグムント・ヴァシレフスキ (Zygmunt Wasilewski, 1865-1948) は、未公開の回想録を残している。この回想録は、1865年から1939年までの、全三部で構成されている。ドモフスキの死後まもない1940年に出版を予定していたとみられるが、結局未刊行のまま、タイプ原稿の状態で残された。このうち第二部 (1890-1914年) には、とくに、国民民主党形成期の状況について詳しく記されており、史料的价值が高いとされている。ポーランド科学アカデミー附属ワルシャワ文書館 Archiwum Polskiej Akademii Nauk w Warszawie 所蔵。なお、同文書館には、史料集 Papiery Kozickiego w Archiwum Polskiej Akademii Nauk w Warszawie も所蔵されている。筆者スタニスワフ・コジツキ (Stanisław Kozicki, 1876-1958) は、国民民主党の主要メンバーとして知られ、ドモフスキの秘書を務めた人物であった。この史料集には、国民民主党の内情や、そこにおいてドモフスキが果たした役割などを知る上で重要な文書が多く含まれている。コジツキは、更に、回想録も残している。Kozicki, Stanisław, *Pół Życia Politycznego. Pamiętnik, T. III*, Biblioteka PAN w Krakowie, Rkps, Syg. 7849および Kozicki, Stanisław, *Pamiętniki Stanisława Kozickiego (1876-1939)*, T. 1-3, BJ, Sygn. 9783 III 参照。そのほかに、公開されたものとして、1870年代からドモフスキの友人であったヴワディスワフ・ヤブウォノフスキ

(Władysław Jabłonowski, 1865-1956) の回想録が出版されている。Jabłonowski, Władysław, *Z Biegami Lat Wspomnienia o Romanie Dmowskim* (Częstchowa, 1939)。ヤブウォノフスキは、パリとライプツィヒで哲学と文学を学んだ後、評論家・政治家として活動し、1893年『グウォス』紙においてドモフスキらと協働した。後年国民民主党に属し、1908-1912年にかけてロシアの第三ドゥーマに出席した。

⁽⁸⁾ Kułakowski, Mariusz, *Roman Dmowski w Świetle Listów i Wspomnień*, t. 1-2 (Londyn, 1968)。クワコフスキ以降の研究はすべて、彼の史料に基づいてドモフスキ像を構成していると言っても過言ではない。

⁽⁹⁾ Piszczkowski, Tadeusz, *Anglia a Polska 1914-1939 w Świetle Dokumentów Brytyjskich* (London, 1975)。

⁽¹⁰⁾ ドモフスキの著書が1986年にポーランド・カトリック教会の司教の署名入りで再版されたことについて、カトリック教会とナショナリズムの関係を指摘したものに、Ost, David, “Introduction”, in, Michnik, Adam, *The Church and the Left* (Chicago & London, 1993), pp. 19-20。アダム・ミフニク (Adam Michnik) はワルシャワ生まれの政治評論家。ポーランド民主化運動の際、デイヴィット・オスト (David Ost) から反体制知識人グループK O Rの指導者として活躍した。

⁽¹¹⁾ Wapiński, Roman, *Roman Dmowski* (Lublin, 1988)。

⁽¹²⁾ Wolsza, Tadeusz, *Narodowa Demokracja wobec Chłopów w Latach 1887-1914 Programy, Polityka, Działalność* (Warszawa, 1992) は、検閲を避けるため、脱稿後も7年間出版されなかった。ヴォルシャは、歴史・文学研究を目的とするポーランド科学アカデミー Polska Akademia Nauki の歴史家。

⁽¹³⁾ 国民民主党に関する、政治活動家集団全体を視野に入れた研究としては、Molenda, Jan, *Piłsudczycy a Narodowi Demokraci 1908-1918* (Warszawa, 1980) や、Mroczo, Marian, *Ziemia Dzielnicy Pruskiej w Polskich Koncepcjach i Działalności Politycznej 1864-1939* (Gdańsk, 1994) がある。国民民主党に関する研究は、ドモフスキに主眼を置く研究とは、やや質が異なっている。第一次大戦後、ドモフスキは現実政治において有効な政治活動ができなかったものの、国民民主党は、戦間期ポーランドの主要政党として成長していく。したがって、戦間期以降のドモフスキと国民民主党の活動は、切り離して検討するのが適当であろう。ただし、ドモフスキの政治活動初期にあたる民族連盟(のちの国民民主党)の政治思想形成期に、ポプワフスキら主要活動家から受けた影響が大きかったことは確かである。ヴォルシャらの手法は、ドモフスキ初期に焦点をあてた研究を行う際、とくに有効なものといえる。

第二節 ポーランド国外の研究状況

⁽¹⁾ Davies, Norman, “The Poles in Great Britain 1914-1919” in *The Slavonic and*

East European Review, Vol. L, No. 118, January 1972, Cambridge, pp. 63-89. ノーマン・デイヴィスは、イギリス・ボルトン生まれのポーランド史家。ロンドン大学スラヴ研究所歴史学教授を経て現在ロンドン大学名誉教授。2005年には、前年に上梓された Davies, Norman, *Powstanie '44* (Kraków, 2004) が、ワルシャワ蜂起の優れた歴史研究としてポーランド国内において高く評価され、ワルシャワ名誉市民の称号を授与された。

(2) Davies, Norman, *Heart of Europe, the Past in Poland's Present* (Oxford, New York, 1984), pp. 113-129.

(3) Fountain, Alvin Marcus, *Roman Dmowski : Party, Tactics, Ideology 1895-1907* (New York, 1980). ファウンテンは、1976年にコロンビア大学博士課程（歴史）を修了。

(4) Witkowski, Peter Alfred, *Roman Dmowski and the Thirteenth Point* (Ph. D. diss. Indiana University : 1981).

(5) Latawski, Paul, *Great Britain and the Rebirth of Poland 1914-1918 : Official and Unofficial Influences on British Policy* (Ph. D. diss. Indiana University : 1985). ラタフスキは、その後1992年に、ロンドンにおけるドモフスキの活動をまとめた論文を発表している。Latawski, Paul, Roman Dmowski, the Polish Question, and Western Opinion, 1915-1918 : The Case of Britain, in *The Reconstruction of Poland, 1914-1923*, ed. Latawski, Paul, *School of Slavonic and East European Studies* 1992, London, pp. 1-11.

(6) Blobaum, Robert, E. *Rewolucja Russian Poland, 1904-1907* (Itaca and London, 1995). ロバート・ブローバウムは、ウェストヴァージニア大学の歴史家。

(7) Porter, Brian, *When Nationalism Began to Hate : Imagining Modern Politics in Nineteenth-century Poland* (New York, 2000).

(8) 宮島直機『近代ポーランド近代政治史研究』（中央大学出版部、1978年）は、ポーランドおよび英米圏の研究史に比しても、高い水準にある研究である。

第三節 現代ポーランドの研究動向

(1) Bułhak, Władysław, *Dmowski-Rosja a kwestia Polska : u źródeł orientacji rosyjskiej obozu narodowego 1886-1908* (Warszawa, 2000) (以下、Bułhak, *Dmowski-Rosja* と表記)。ブーハクは、ポーランド東部国境地域の出身。東方研究センター及びMSZ 戦略研究科の専門研究員を経て、PAP モスクワ特派員。1998年ワルシャワ大学人文学科歴史学博士。2000年からIPN 国家記録院の公教育事務局副代表。ポーランド史家。拙稿『北大法学論集』第56巻第1号（2005年5月）四九一五七頁において、ブーハクの主張についてすでに触れたが、本稿において更に詳しく説明したい。なお、このブーハク論文においては、ユダヤ人問題が扱われていない。ユダヤ人問題については、Bułhak, Władysław, ‘The Road to

Głęboczyca Polish Historical Culture at the Crossroads', in Klas-Goran Karlsson and Ulf Zander (ed.), *Holocaust Heritage* (Malmo, 2004)において特に論じられている。

(2) Łagoda, Maciej, *Dmowski, naród i państwo. Doktryna polityczna "Przeglądu Wszepolskiego" (1895-1905)* (Poznań, 2002).

また、クシィヴィエツは、ポーランド科学アカデミー PAN の歴史家。博士論文 Krzywiec, Grzegosz, *Roman Dmowski i Środowisko Radykalnej Inteligencji Przełomu wieków* (1886-1905) (Ph.D. diss. PAN: 2005) は2006年6月時点で出版準備のため校正中。クシィヴィエツ氏の御厚意により同草稿を閲読できた。同氏に感謝する。

第二章 全ポーランド主義の形成

第一節 なぜ全ポーランド主義なのか

(1) Dmowski, *Nasz*, s. 3. 『我々のパトリオティズム』が発表される前年の1892年、ツアーリ暗殺事件への関与を疑われ5年間シベリアへ流刑されていたピウスツキが、ワルシャワへ戻ってきた。そして、1893年、ポーランド社会党を結成する。いわば1893年は、ロシア領ポーランドにおける独立のための政治活動の幕開けであった。

(2) 五月三日憲法 *Konstytucja Trzeciego Maja* は、1791年に制定され、その中で農民身分というもの初めて定められた。憲法本文は、例えば、Borucki, Marek, *Konstytucje Polskie 1791-1997* (Warszawa, 2002), s. 19-20の *Ustawa rządowa z dnia 3 maja 1791 roku, IV. Chłopi włościanie* 参照。『我々のパトリオティズム』における、農民問題に関するドモフスキの議論も、この憲法の身分規定を前提にしているのであろう。

(3) Dmowski, *Nasz*.

(4) 伊藤忠良『ドイツの長い十九世紀』（青木書店、2002年）六一七頁。

(5) Davies, Norman, *God's Playground, Vol.II* (Oxford, 2005) (以下、Davies, *God's* と表記), p. 85.

(6) ガリツィアは、現在のポーランド南東部・東部からウクライナ西部にかけての地域。東ガリツィアには、ガリツィア全体のウクライナ人人口の圧倒的多数が集中していた。後に、東ガリツィアのウクライナ人住民は、1918-1919年にかけて、西ウクライナ人民共和国として、ウクライナ人による統治を行おうとし、独立後間もないポーランド政府と衝突する。

(7) 野村真理「恩讐の彼方——東ガリツィアのポーランド人・ユダヤ人・ウクライナ人」『民族』（ミネルヴァ書房、2003年）一二一六六頁。

(8) いわゆる国境地帯 *Kresy* と呼ばれる地域。現在ではリトアニアやベラルーシ西部、ウクライナ西部にあたる。

⁽⁹⁾ 小山論文は、16世紀以降、ウクライナなど東方領域に対してポーランドのシユラフタが抱いていたイメージを、西欧諸国の航海者が新大陸やインドに抱いていたイメージになぞらえて分析している。小山哲「われらもまたインドに至らん—近世ポーランドにおける「新世界」認識とウクライナ植民論」『人文科学報』85号、2001年6月、一一二五頁。

⁽¹⁰⁾ Hoerder, Dirk, *Culture in Contact* (Durham, 2002), p. 326. ドモフスキは、『我々のパトリオティズム』においてこうしたロシア政府のユダヤ人移住政策を批判している。それは当然ながら、ユダヤ人に対する権利侵害を批判するのではなく、旧ポーランド領に異民族であるユダヤ人を故意に移住させ、ポーランド人にとって不利な状況をもたらしている、という視点からなされたものであった。ドモフスキはこの際、ユダヤ人を「ヤギたち」（ユダヤ人の蔑称）と呼び、その入植に対する危機感と嫌悪感を示している。

第二節 『我々のパトリオティズム』

⁽¹⁾ Dmowski, *Nasz.* s. 3.

⁽²⁾ Dmowski, *Nasz.* s. 3-4.

⁽³⁾ Łagoda, *op. cit.* s. 187.

⁽⁴⁾ ワゴダ論文に対して、ブーハクは *Kwalternik Historyczny* (2005) に辛辣な書評を寄せている。とくに、ワゴダによる先行研究評価が不適切であること、1996年以降の研究について触れられていないこと、一次史料の文面を表面的な意味通りに解釈し政治的文脈を酌んでいないこと、などが批判されている。ただし、巻末に付録として記載された『全ポーランド評論』執筆者名簿(筆名解説を含む)には史料の価値があると評価している。ブーハク博士の御厚意により同草稿を出版前に閲読できた。同博士に感謝する。

⁽⁵⁾ Dmowski, *Nasz.* s. 4.

⁽⁶⁾ Bułhak, *op. cit.* Popławski, Jan, Ludwik, 'Nasze Siły', "*Przegląd Wszechpolski*" (1902), s. 344. Kozicki, Stanisław, *Historia Ligi Narodowej*, t. 2, k. 4 (BJ, rkps. 25/62).

⁽⁷⁾ 1897年の会議王国における宗教別人口構成を見ると、都市部ではカトリック47.5%、ユダヤ教37.4%、その他15.1%であり、他方都市部以外の地域では、カトリック82.8%、ユダヤ教7.2%、その他10%となっている。これらの数値はあくまで目安としかならないが、会議王国においては、農村部にカトリック信者が多く、ポーランド人人口が相対的に多数であったことが類推される。GUS, *Historia Polski w Liczbach* (Warszawa, 2003), s. 188.

⁽⁸⁾ この組織改変計画について、若きバリツキとドモフスキの協力関係を描いた回想が残されている。Kułakowski, *op. cit.* t. 1, s. 145-146.

⁽⁹⁾ Fountain, *op. cit.* p. 21.

(10) Dmowski, *Nasz.* s. 3より引用。強調は本文のまま。拙訳「ロマン・ドモフスキ著『我々のパトリオティズム』1893年』『北大法学論集』第56巻第1号(2005年5月)五七-八七頁においては、naródを「国民」、obywatelを「市民」と訳出した。これは、ドモフスキが、いまだ存在しないポーランド国家を構成するものとして naród を想定していることから、「国民」と解するのが適当と考えたためであった。また、obywatel についてドモフスキは、政治意識を持たない農民を啓蒙し、権利義務を持つ活動主体たる市民へと成長させる、という展望を持っていた。そのため、権利義務を持つ主体という意味で、「市民」の訳語をあてた。

しかし、その後、naródを「民族」、obywatelを「国民」と訳するのが適切であるという御教示を、宮島直機中央大学教授より受けた。確かに、ドモフスキの議論においても、一国家の中で複数の naród が競合する、という記述がみられ、この場合には、naród を「国民」ではなく「民族」と訳出するのが適切であった。また、obywatel については、同源の obywatelstwo が、一般に「国籍」と訳されていることから、obywatel を「国民」と訳すほうが、より適切であった。

そこで、本稿においては、naród を「民族」、obywatel を「国民」と訳出していく。ただし、これらの用語は、必ずしも一義的なものではない。polityka narodowa については、国民形成を目指す政治という解釈から、「民族的政治」ではなく「国民への政治」と意識している。文脈によって訳語に幅が生じることをお許し願いたい。

(11) Davies, *God's.* p. 10.

(12) ドモフスキの「全ポーランド」観は、ポプワフスキのそれを受け継ぎ発展させたものであった。『我々のパトリオティズム』が書かれる二年前の1891年以降、ドモフスキは『グウォス』紙に寄稿していた。この新聞は、書き手の政治的立場に寄らず記事を掲載していたが、主たる論調はポーランド・ナショナリズムであった。そして、読み手を貴族ではなく農民に置き換えた点に特徴があった。ドモフスキが初めて『グウォス』紙編集者の会合に参加したのは1890年のことである。そのとき、「快活で人当たりがよかった」ドモフスキは、すぐにメンバーに打ち解けた、とドモフスキを会合に誘ったヴワディスワフ・ヤブウォノフスキは回想している。Fountain, *op. cit.* p. 17.

この編集グループの中で、ドモフスキが出会ったのが、当時のポーランド・ナショナリズムの牽引者の存在であるヤン・ルドヴィク・ポプワフスキであった。ポプワフスキが唱えた思想のうち、とくにドモフスキが共感したもののひとつが、「全ポーランド wszechpolski」観である。これは、三分割領の統合を訴え、「三面忠誠主義」や「有機的労働」に対抗する姿勢であり、ポプワフスキの特徴といえる。

ドモフスキが1893年に『我々のパトリオティズム』で述べた「ポーランド全体 ogólnopolski」という思想は、このポプワフスキの主張と、非常に近い内容

である。1895年に、ドモフスキはオーストリア領ルヴフに移り、そこで『全ポーランド評論』紙の編集に着手する。この『全ポーランド評論』という名称には、ドモフスキの思想にポプワフスキの言葉が与えた影響を看取することができる。

そしてポプワフスキが『全ポーランド評論』紙の編集に参加し始めた1896年から、戦間期のポーランド独立に至るまで、「全ポーランド」思想はドモフスキ率いる国民民主党のスローガンであり続けた。この『我々のパトリオティズム』には、名づけられる以前の「全ポーランド」思想が既に存在していたといえよう。

⁽¹³⁾ Dmowski, *Nasz.* s. 3.

⁽¹⁴⁾ 「服従派」の代表的派閥がペテルブルクで発刊していた機関紙。

⁽¹⁵⁾ 「服従派」は、「忠誠派 *loyjaliści*」とも称されている。例えば Dmowski, *Nasz.* s. 15 参照。ただし、「三面忠誠主義」や「有機的労働」を唱導し、「服従派」と称された人々も、たんにロシア政府に追随し、従順に同化されていたわけではなかった。文化的また経済的にポーランド人の地位を高めていこう、というのが「服従派」の主張であった。例えば、ドモフスキが批判する『クライ』紙は、ロシア統治下にありながらポーランド語で発行されていた。また、「服従派」の代表的人物である文学者ヘンリク・シェンキエヴィチ (Henryk Sienkiewicz, 1846-1916) は、シュラフタの記憶を喚起する民族的な小説を発表していたことで知られ、ロシア閣僚に対する公開状を出すなど、積極的にポーランド人の地位向上に努めていた。Sienkiewicz, Henryk, *Listy Otwarte Polaka do Ministra Rosyjskiego* (Lwów, 1904)。従って、自己の個人的利益だけを護るために服従しているのだ、という「服従派」に対するドモフスキの批判は、彼自身の現実路線の主張を「服従派」のそれと差異化するため、激しくならざるを得なかったのであろう。例えば、Dmowski, *Nasz.* s. 15 や、Dmowski, “Pół-Polacy”, in , Dmowski, *Dziesięć Lat Walki* (Częstchowa, 1938) には、そういった傾向が見られる。しかし、両者の立場には共通する部分もあったと考えられる。

ただし、「服従派」を構成していたのは、主に、シェンキエヴィチや、ボレスワフ・プルス (Bolesław Prus, 1847-1912) のような大知識人や、大地主といった有産階級であった。これに対しドモフスキは、「シュラフタの民族」から農民・労働者のそれへと、「ポーランド人」の基盤を転換しようとしていた。したがって、両者の対立を、いわば民族の主たる構成要素をめぐる対立とみることもできるであろう。Fountain, *op. cit.* p. 92, note 23。また、ポーランドのブルジョワジーは、ツァーリズムが資本主義の発達を推進し、広範な市場を提供するからこそ、ロシア帝国を必要とし、忠誠を誓っていたのだという解釈を示したものに、パウル・フレーリヒ、伊藤成彦訳『ローザ・ルクセンブルク その思想と生涯』(御茶の水書房、1987年) 三四頁。

(16) 『我々のパトリオティズム』が発表された1893年には、ポーランド社会党やポーランド社会民主党といった社会主義者のグループが、次々と政治綱領を発表した。既に述べたように、民族的利害よりも階級的利害を重視するポーランド社会民主党は別として、ポーランド社会党は、ロシアからの「ポーランド独立」を共通の政治活動目的としていた。従って、この時点では、ドモフスキらの立場と社会主義者の立場に、共通点もみられた。

こうした状況が劇的に変化するのは、1905年である。日露戦争でロシアが敗北し、内政の危機的状況からロシア革命が発生すると、その激震は、ロシア領ポーランドの政治・経済状況にも及んだ。

ポーランド社会党は、ポーランドの独立やロシア革命への対応を争点として、議論と対立を繰り返し、内部に軋轢を生じていた。ローザ・ルクセンブルク (Róża Luxemburg, 1870-1919) は、ポーランド独立という民族の利益を、より高次にある階級の利益に包括することを主張し、ロシア絶対主義の打倒そのものを目標としていた。そのため、1893年に、当時戦略的または民族主義的立場からポーランド独立を支持していたポーランド社会党から分離し、ポーランド王国社会民主党を結成する。その後、ポーランド社会党は、ロシア革命が昂揚するなか更に党内で対立を深め、1906年党大会において、ピウスツキらポーランドの独立をスローガンとする「社会愛国主義者」と呼ばれる少数派と、ロシア革命を支持するポーランド社会党左派とに分裂する。パウル・フレリヒ、前出、四五頁、三七頁、一三三-五頁。

他方ドモフスキは、ロシア革命に直面すると、窮地にあるロシア政府に譲歩させて自治を得るべきであると主張し、革命を支持する「ポーランド社会党左派」とも、ツァーリ政府打倒を唱えるピウスツキら「社会愛国主義者」とも、対立した。ドモフスキら「全ポーランド主義」者は、衰弱したロシア政府から譲歩を引き出すのが容易になったと判断、かつドイツのもたらす危険を考慮し、武装蜂起によるツァーリ政権打倒ではなく、政治的交渉による自治獲得を目下の課題としたのである。

第三節 革命的プログラムの提言

(1) Dmowski, *Nasz.* s. 22.

(2) 1862年当時のロシア領ポーランドにおける識字率については、宮島直機『近代ポーランド近代政治史研究』（中央大学出版部、1978年）二六三頁、註一六を参照。

(3) Dmowski, *Nasz.* s. 23.

(4) Dmowski, *Nasz.* s. 23. 強調は原典のまま。なお、引用中の「有機的政治」は、「有機的労働」を指す。

(5) Wapiński, *op. cit.* s. 48, note 52より再引用。Jabłonowski, Władysław, *Rola*

Romana Dmowskiego w Rozwoju Świadomości Narodowej, w Dmowski, Roman, *Przyczynki — Przemowienia* (Poznan 1936), s. 63.

(6) Wapiński, *op. cit.* s. 49.

(7) Dmowski, *Nasz.* s. 19.

(8) C. シュミット、田中浩／原田武雄訳『政治的なものの概念』（未來社、1970年）、二七頁。

(9) Wapiński, *op. cit.* s. 67 より再引用。Dmowski, Roman, *Po Manifestacji 17 Kwietnia* (Lwów, 1894), s. 19.

(10) Wapiński, *op. cit.* s. 67.

(11) 1893年にヴィルノでポーランド社会党が結成された経緯については、宮島直機『ポーランド近代政治史研究』（中央大学出版局、1978年）、二七-二九頁を参照。Fountain, *op. cit.* p. 88. 『全ポーランド評論』『全ポーランド評論』

(12) 例えば、後に民族連盟の思想上の指導者となるポプワフスキも、1880年代には社会主義系新聞で執筆していたと、宮島直機、前出、二六五頁は指摘している。また、1900年代に入ってから、イギリス国籍をもつポーランド人ジャーナリスト、ジェームス・ダグラス（James Douglas）が、ポーランド社会党系新聞の記者を務めつつ、ドモフスキとも行動を共にするなど、両方を掛け持ちしていた。競合関係はあったものの、諸派の構成は、メンバーが重複し混在する多元的なものであったと考えられる。

(13) 後にドモフスキは、政治活動の手段として、ボイコットを実際に展開する。ただし、その際に対象となったのは、ロシア政府ではなくユダヤ人商人であった。それがドモフスキの反ユダヤ主義の証拠として、死後も論争を呼ぶこととなる。しかしドモフスキ本人は、ボイコットは直接的殺人と異なり、生物種としての「民族」間の競争を行ううえで公正な方法なのだ、と主張した。Dmowski, Roman, “Poland, Old and New” in Duff, J. D. (ed.) *Russian Realities & Problems* (Cambridge, 1917), pp. 115-116. また、“The National Democrats and the Jewish Boycott”, in *Memorandum on the Present Condition of Political Parties in the Kingdom of Poland* (The National Archives London : Cabinet Foreign Office, PRO FO FO 371/3279-169676), p. 29参照。

(14) Dmowski, *Nasz.* s. 23.

(15) 同様の警告は、後に Dmowski, Roman, “Pół-Polacy”, in Dmowski, Roman, *Dziesięć Lat Walki* (Częstchowa, 1938) において繰り返される。「半ポーランド人」は、当初、1902年11月に『全ポーランド評論』に掲載された。ドモフスキは、この表現によって明示的にユダヤ人を攻撃対象にしているわけではないが、「半ポーランド人」とされる人々の中にユダヤ人も含まれるという。「半ポーランド人」と同時期に執筆された「奇妙な連立」という別の記事では、敵対者として、ユダヤ人と共に「服従派」や社会主義者、ポジティブリストが挙げら

れている。Dmowski, Roman, “Dziwna Koalicja”, in Dmowski, *op. cit.* s. 110. なお Porter, *op. cit.*, p. 281, note 164が上記と同じ解釈を示している。

(16) Dmowski, *Nasz.* s. 24.

(17) Dmowski, *Nasz.* s. 24-25より引用、下線加筆。なお、ドモフスキが用いた「道徳の力」という概念は、イギリスのチャーティスト運動に発想を得たものと考えられる。ドモフスキがイギリス滞在から受けた影響について、Fountain, *op. cit.* pp. 47-64.

(18) Bułhak, *Dmowski-Rosja.* s. 73.

(19) Dmowski, “Poł-Polacy”, in Dmowski, *Dziesięć Lat Walki* (Częstchowa, 1938), s. 105.

(20) *Ibid.*

(21) 例えば Fountain, *op. cit.* p. 92, note 32.

(22) ただし、シュラフタの価値観を、新たに民族の構成員となった農民が、その行動規範としてうけいれることになった、と宮島直機は指摘している。宮島、前出、二六頁。

(23) 民族の基盤を反映してのプログラム転換には、武装蜂起を放棄することの意味が示唆されていた。1903年にドモフスキが執筆したプログラムによる武装蜂起との決別は、民族連盟 Liga Narodowa が活動の重心をシュラフタあるいはインテリゲンチァから農民大衆 lud に移したということを象徴する転換であった。これは、ロシア国家体制とは切り離された別個の公的活動領域を創出しようとする点と、武器を持たないという点の、二つの変更を意味していた。

ナショナリズムを暴力から切り離したという意味での転換は、プログラムが武装蜂起を断念したことに表れ明示されている。ポーランドの場合、武装蜂起を主導していたのは主としてシュラフタであり、知識人であった。この傾向は、結果として知識人層の壊滅を招いたワルシャワ蜂起まで連続していた。シュラフタの呼びかけに農民は応じず、蜂起が失敗したという例も多かった。したがって、民族連盟が大衆政党に転じたのがこの時期だったとすれば、農民大衆の意思を反映し、蜂起が主要な手段でなくなったのは、むしろ自然なことだったといえる。このプログラム転換は、いわばボタンの掛違いをただす政治的転換であった。シュラフタが理想としていた、武装蜂起という政治活動のあり方と、大衆政治という現状において展開されるべき活動との齟齬をただす転換であった。すなわち民族連盟のプログラム転換は、「シュラフタの民族」から大衆を基盤とする国民の変化を反映し、従来の蜂起主義の信条を修正したのである。

M.S. ヴォロンツォフ研究の視角と展望（1）

—カフカス全権総督(1845-1854)の統治政策を中心に—

花 田 智 之

<はじめに> M.S. ヴォロンツォフ研究の視角（本号）

<第一章> M.S. ヴォロンツォフの略歴（本号）

【第一節】 生誕からイギリス時代まで（1782-1800）

【第二節】 カフカス陸軍中尉からナポレオン戦争まで（1801-1815）

【第三節】 パリ占領軍ロシア最高司令官時代（1815-1819）

【第四節】 新ロシア総督時代（1823-1844）

【第五節】 カフカス全権総督時代（1845-1854）

（一）カフカスでの「内憂外患」

（二）ザカフカスでの「新統治」

（三）カフカス戦争での「新戦略」

【第六節】 総督引退と晩年（1854-1856）

【小 括】 M.S. ヴォロンツォフ研究の意義

<第二章> M.S. ヴォロンツォフ先行研究の動向（次号）

【第一節】 ロシア帝国時代の先行研究について

【第二節】 ソ連時代の先行研究について

【第三節】 現代の先行研究について

<おわりに> M.S. ヴォロンツォフ研究の展望（次号）

＜はじめに＞ M.S. ヴォロンツォフ研究の視角

ミハイル・セミョーノヴィッチ・ヴォロンツォフ最高公爵¹（1782-1856：以下「M.S. ヴォロンツォフ」と略記）が亡くなって、今年2006年で150年目を迎える。いまロシア国内で彼についての研究が大きな盛り上がりを見せている。本論文では、1845年から54年までカフカス全権総督およびカフカス軍最高司令官²を務めた M.S. ヴォロンツォフというイギリス育ちのロシア人帝国貴族の華々しい行政軍事キャリアと、彼に関するロシア研究史の動向を、最近の先行研究とあわせて紹介したい。

本論文は大きく二つの目的を有している。第一に、私の研究テーマである M.S. ヴォロンツォフによるザカフカス³での内政と、カフカス戦争での軍事戦略を合わせたカフカス全体での統治政策を理解する上で、彼の人物像それ自体に注目することが不可欠であり、その意味での学術的寄与を目的とする。詳細は本論文で明らかにするが、M.S. ヴォロンツォフという人物は19世紀前半のロシア貴族として異色な経歴の持ち主であった。幼少期をイギリスで過ごし当時の啓蒙主義や自由主義に触れながら、フランス革命をロンドンで経験した。青年期は父親 S.R. ヴォロンツォフ駐英大使の外交業務を手伝いながら、ヨーロッパ各地で多くの知己に恵まれた。そして彼の行政軍事キャリアには、こうした彼の生い立ちの影響や彼独自の個性的な諸政策を随所に窺うことができる。それゆえ彼の最後の赴任地となったカフカスでの統治政策を研究するため、それ

¹ M.S. ヴォロンツォフの略歴に関する人物事典。Отечественная История с древнейших времен до 1917 года. Москва, 1994. Т.1. С. 459., Российский Биографический Словарь.

² командующий Отдельный Кавказский корпус и наместник Кавказа с неограниченными полномочиями. 役職 **наместник** と **генерал-губернатор** には様々な訳語があり、前者を「太守」として後者を「総督」とするものや、前者を「総督」として後者を「特別知事」と区別して訳している場合がある。本論文では岩波ロシア語事典に依拠しながら、**наместник** を「総督」と訳した上で、皇帝からの全権委任 **с неограниченными полномочиями** という権限が付与されていた歴史的事情を鑑みて「全権総督」という訳語を用いた。

³ 一般的に、カフカス山脈の南側でグルジア、アゼルバイジャン、アルメニアなどに相当する地域を「ザカフカス」、カフカス山脈の北側を「北カフカス」とし、カスピ海と黒海に挟まれた地域の総称を「カフカス」と定義する。

に先立つ彼の個人史を理解することが極めて重要であると考える。

それと同時に、カフカス全権総督という役職がM.S. ヴォロンツォフのカフカス赴任とともに新設された制度であり、それ以前のカフカス長官職よりも裁量や権限が大きかったことに注目しなければならない⁴。つまりM.S. ヴォロンツォフの就任した全権総督は、個人の裁量が最大限に発揮される制度的保障があったことから、彼個人を理解することが重要となる。なお、私はここで「統治」という言葉を「特定の少数者が権力を背景として集団に一定の秩序を付与しようとする事（阿部齊）」という意味で用い、具体的には支配体制の存在やそれを実行する行為、または支配を実体化する機関や制度の存在を表すものとする⁵。

本論文の第二の目的は、日本ではほとんど知られていないM.S. ヴォロンツォフ研究を、本研究の依拠した先行業績として紹介することで、日本のロシア史研究に学術的貢献をなすことである。19世紀ロシア帝国とカフカス統治に関する先行研究では、東京外国語大学の高橋清治教授が1997年「帝国のカフカス支配と『異族人教育』⁶」という論文を発表されており、そこでは通史的關係を知ることができる。同教授はまた、1905年カフカス総督を務めたヴォロンツォフ・ダシコフと大臣会議の歴史研究もされている⁷。そして東北大学の北川誠一教授は、ザカフカスをめぐるロシア、ペルシア、オスマントルコの国際関係史を研究されており、カフカスの民族学的複雑さを知ることができる⁸。

しかしながらM.S. ヴォロンツォフ研究としてのカフカス統治研究や、彼の人物像や政治姿勢を体系的に研究したものはなく、本論文によってM.S. ヴォロンツォフ研究の学術的な意義が「再発見」されることで、ロシア史研究の発展に貢献できればと願う次第である。また本論文はM.S. ヴォロンツォフとい

⁴ カフカス全権総督は法案を独自で採択する権限を有し、中央からの独立性において例外的存在であった。Полное Собрание Законов Российской Империи (далее. ПСЗ). Т.69. №. 18702, 18679. (1845).

⁵ 阿部齊「統治」『平凡社大百科事典』。

⁶ 『ロシア史研究』（第60号、1997年）。73-82頁。

⁷ 高橋清治「ロシア帝国とカフカス総督府」『ロシア史研究』（第59号、1996年）。36-53頁。

⁸ 北川誠一「ザカフカスにおける国際政治と民族問題」『講座スラブの世界2 スラブの民族』（弘文堂、1995年）。275-299頁。

う人物を通して、単にカフカス統治の考察にとどまらない、ロシア帝国史全体の統治政策の実証研究の一つとして、また現代ロシアの抱える「ロシアとカフカス」という難問に対し、これまで「衝突」ばかりが注目されてきた中で、統治という政治史の観点から、新たな視座をもちたすことができると確信している。

以下、第一章では彼の略歴について、彼の生い立ちと歴任した行政軍事キャリアを中心に詳述してゆき、ロシア人帝国官吏としての実像に迫る。そして第二章では、彼についてのロシアでの研究史の流れを見ながら、M.S. ヴォロンツォフ研究の展望とその学術的な意義を示してゆく。なお本論文では、グレゴリウス暦を用いる。

<第一章> M.S. ヴォロンツォフの略歴

Полу-милорд 半ば英国紳士であり Полу-купец 半ば商人であり
Полу-мудлец 半ば哲学者であり Полу-невежда 半ば無知であり
Полу-подлец 半ば下郎であり Но есть надежда しかし希望はある
Что будет полным наконец 最終的に（彼は一筆者）何になるのでしょう
【拙訳：プーシキン「ヴォロンツォフ」(1824)⁹】

ロシアで最も親しまれている詩人プーシキンの作品の一つに、M.S. ヴォロンツォフが登場する。学術世界での知名度を除けば、彼はこの詩で描かれた人物として、そしてプーシキンの恋敵として広く知られている¹⁰。

⁹ 『プーシキン全集』。Полное Собрание Сочинений. Академия Наук СССР 1947. II-1. С. 317.

¹⁰ M.S. ヴォロンツォフは新ロシア総督時代、プーシキンを領内に保護して著作活動を奨励したことで知られる。Удовик В.А., Кацки В.О. М.С.Воронцов и А.С.Пушкин. СПбГУП, 1997. しかし1824年プーシキンは無神論を肯定した手紙を押収され、プスコフ県ミハイロフスコエ村への謹慎処分を受けた。この事件の背景には、プーシキンがM.S. ヴォロンツォフの妻エリザベータとの不倫関係に陥り、それがM.S. ヴォロンツォフの知るところとなったために新ロシアを追放処分になったという事情もあった。本章冒頭で示した詩は、プーシキンが新ロシアを追放された直後に書いたとされる、エピグラムである。

M.S. ヴォロンツォフは、19世紀前半ロシア帝国のなかで華々しい三つの行政軍事キャリアを見せたことで、歴史にその名を残している。一つは「ナポレオン戦争の英雄」という軍人の業績、一つは新ロシア（ノヴォロシア）総督およびベッサラビア総督という行政官の業績、そして三つ目がカフカス全権総督およびカフカス軍最高司令官という行政軍事の業績である。本章では彼の主な略歴を、生誕からイギリス時代、カフカス赴任からナポレオン戦争、バリ占領軍ロシア最高司令官時代、新ロシア総督時代、カフカス全権総督時代、総督引退から晩年までの六つに分けてそれぞれ見てゆく¹¹。詳細な歴史は、本論文末にある年表（次号）を参照して頂きたい。

【第一節】 生誕からイギリス時代まで(1782-1800)

M.S. ヴォロンツォフは1782年5月19日、首都サンクトペテルブルグの中心部マーラヤ・モルスカヤ通りで生まれた。ヴォロンツォフ家は代々ロシア有数の名門貴族で、彼の曾祖父 I.G. ヴォロンツォフ（元ロストフ知事）、祖父 R.I. ヴォロンツォフ（元ウラジーミル県知事でロシア・フリーメイソンの中心人物）、祖父 M.I. ヴォロンツォフ（元ロシア宰相）、叔父 A.R. ヴォロンツォフ¹²（ロシア宰相を勤めながら国家評議会の設立などの国家改革に尽力）、叔母 E.R. ダシコワ（帝国サンクトペテルブルグ科学アカデミー初代院長）に代表される、国家の中心人物を数多く輩出していた。ヴォロンツォフ家の祖先はヴァイキング出身セミョーノフ・アフリカノヴィッチであるとされており、11世紀に北ゲルマンからキエフを訪れて、ヤロスラフ賢公の治世を助けながらロシア正教を受け入れた。そして14世紀後半ドミトリー・ドンスコイの時代にセミョーノフの子孫フョードル・ヴァシリエヴィッチが「ヴォロネツ」¹³という姓名を与えられ

¹¹ 略歴は人物事典のほか、以下の文献を参照。*Щербинин М.П. Биография генерал-фельдмаршала князя Михаила Семеновича Воронцова. Спб., 1858., Захарова О.Ю. Генерал-Фельдмаршал Светлейший Князь М.С.Воронцов. Москва, 2001., Удовик В.А.Воронцов. Москва, 2004., Rhineland, A.L.H. Prince Michael Vorontsov: Viceroy to the Tsar. McGill-Queen's University Press, 1990.*

¹² *Удовик В.А. Символ Веры А.Р.Воронцов. // Воронцовы - Два века в истории России Вып.1. 1991. С. 7-33.*

て、以後ヴォロンツォフになったと記録されている¹³。

M.S. ヴォロンツォフの父親 S.R. ヴォロンツォフは、幼少より彼の叔父にあたる M.I. ヴォロンツォフによる熱心なロシア愛国教育を受けて成長し、ルミャンツェフ司令官やスボロフ司令官のもとで数々の軍事功績を挙げた。しかし1762年クーデター以後はエカテリーナ 2 世との政治的な確執のため、一時期イタリアで静養していたが、1782年ヴェネチア大使として外交職で国政に復帰して、1785年イギリス大使に任命された。そして M.S. ヴォロンツォフは 2 歳のときに肺結核で母親エカテリーナを亡くしたこともあって、1786年父親と妹キャサリンとともにイギリスのセント・ジェームス宮内での生活を始めることになった。

イギリスではローザンヌ出身のスイス人ジョリが専属の家庭教師となり、フランス語や英語をはじめとしてギリシア語、ラテン語などの幅広い語学力を身につけた。またヨーロッパの知的教養に触れる機会に恵まれ、聖書や教会文学だけでなく、ホラティウス、カエサル、キケロ、タキトゥスなどのローマ古典に関する数多くの著作や、ヴォルテール、デイドロ、エドモンド・バークなど同時代の作品にも通曉していたことが知られている。

しかし、彼の教育環境にもっとも影響を与えたのは、父親 S.R. ヴォロンツォフと叔父 A.R. ヴォロンツォフによる、ロシア愛国教育であった。彼らは M.S. ヴォロンツォフがヨーロッパ文化に親しんで知的教養を深めることを積極的に推進した一方、自分たちが M.I. ヴォロンツォフに施されたように、あくまで祖国ロシアへの忠誠心や献身さを名門ロシア貴族として誇りに思うことが最も重要な教育課題でありまた義務であると考え、M.S. ヴォロンツォフに対して母国語であるロシア語の教育を徹底させた。毎日ロシア文学やロシア史の勉強に多くの時間が費やされ、また貴族として乗馬の訓練や森林の散策（プログルカ）も実施された。

こうして M.S. ヴォロンツォフは、幼少期よりイギリスで多くのヨーロッパ文化に触れながらも、あくまで「ロシア人」として育てられ、その意味で祖国ロシアへの愛国心を強く抱いた人物であったと見られる。彼には「出身だけでなく、何よりも精神的にロシア人であること¹⁴（ザハロワ）」が求められ、成長

¹³ Акты, Собранные Кавказскою Археографическою Комиссию (далее. АКАК). Т.10. Тифлис, 1885. С. VII.

¹⁴ Захарова О.Ю. Указ.соч. С. 24.

とともに親英派のロシア貴族という意識を自他ともに強くするようになった。また愛国主義教育上の配慮から、彼はイートン校に入学することはなかった。これはイートン校が掲げている政治第一主義というエリート精神には共鳴していたものの、イートン校での体罰への懸念や、また学内の団結性を深めることが家族からの自立を促して、ヴォロンツォフ家という血縁や祖国ロシアを忘却することを危惧されたためと考えられている¹⁵。

そしてM.S. ヴォロンツォフは16歳のときに父親の秘書としてヴェネツィアやパリなどのヨーロッパ歴訪に同行した。そして彼は青年期にヨーロッパで多くの知己に恵まれることで、当時の啓蒙主義や自由主義を幅広く学ぶ機会を得た。ナポレオン戦争で戦友かつ連合軍最高司令官となるアーサー・ウェズレイ（のちのウェリントン公）とは、このときに親交を深めている。

ここで重要なのは、19世紀前半のロシア帝国でM.S. ヴォロンツォフのようにイギリスを中心としたヨーロッパ社会で啓蒙主義や自由主義を学ぶという経歴が、とても異色であったという点であり、これは彼の政治姿勢をロシア帝国のなかで第三のものとした大きな要因だったと考えられる。というのも当時のロシア帝国において、啓蒙主義の多くはエカテリーナ2世の時代に若者を中心に普及したフランス的な啓蒙主義に影響を受けたものが多く、19世紀前半には君主制と農奴制を廃止するというデカブリスト的な民主主義の源流ともなった。他方、ロシア大貴族を中心にこうした急進的な啓蒙主義に反対するかたちで、君主制と農奴制を堅持してゆく保守的な政治姿勢が、いわば反フランス革命そして民主主義への反動として存在していたのである。

この中でM.S. ヴォロンツォフは、ロシア皇帝への絶対的な忠誠を示しながらも、農奴制の段階的な解放と農民階級の身分保障を主張するという、どちらの政治姿勢にも属さない独自の立場を貫いた¹⁶。彼の思想的背景にはヨーロッパで生まれた啓蒙主義と、ロシア名門貴族ヴォロンツォフ家での愛国教育とが融合した、ロシア帝国における第三の政治姿勢という歴史的結実を見ることができる。

そして彼のこうした独自の政治姿勢は、その後の行政軍事キャリアのなかで

¹⁵ Там же. С. 27-29.

¹⁶ Микешин М.И. М.С.Воронцов. Метафизический портрет в пейзаже. Монография. // Философский век. Альманах. Вып.2. СПб., 1997.

随所に窺うことができる。この観点から、彼のヨーロッパでの成長過程を理解することは M.S. ヴォロンツォフ全権総督によるカフカス統治研究を進めるため、歴史的に極めて重要だと考えられる。

【第二節】 カフカス陸軍中尉からナポレオン戦争まで(1801-1815)

1801年9月、およそ16年振りにペテルブルグに帰還した M.S. ヴォロンツォフは、侍従位として皇帝直属ブレオブラジェンスキー連隊に加わった。しかし彼はペテルブルグでの貴族生活を避け、自ら志願して陸軍中尉としてカフカス部隊に入隊した。当時ロシアが併合したばかりのザカフカス（東グルジア）は、南東に位置したガンジャ要塞をめぐるペルシアとの戦役が続いていた激戦地であった。青年 M.S. ヴォロンツォフの行政軍事キャリアは、奇しくもザカフカスへの赴任から始まることになる。

1803年9月トビリシに到着した彼は、カフカス長官ツイツィアノフのもとで砲兵部隊に属してペルシアとの戦役で参戦し、翌年4月ガンジャ要塞の占領に貢献した。そしてイメレチ王国（西グルジア）併合においては、自身の外交能力を活かす渉外の場面でも活躍した。しかし1805年オセチア遠征にて発熱を起こしたため戦線を離れ、モスクワでの静養を余儀なくされる。彼のザカフカス赴任はここで一端、終わりを告げるが、のちの彼の自伝の中でこの時のグルジア赴任が「私のキャリアの中で最も危険に満ちていながら、同時に最も活発で、最も興味深いものであった j'ai toujours considere le temps passe en Georgie comme le plus actif, le plus interessant, comme aussi le plus perilleux de tout le reste de ma carriere」と回想している¹⁷。

モスクワで健康を回復した彼は、1805年から1807年までポメラニア地方でスウェーデン軍との戦争を繰り返し、大佐に昇進した。そして1807年ティルジットの和約のあとは黒海西岸のドナウ川流域でオスマントルコとの戦争に参戦し、そこで若き A.P. エルモロフや I.F. パシュケヴィッチ（両者とものちにカフカス長官となる）と出逢いながら、互いに数々の戦功を重ねた。そして1812年8月ナポレオン軍とのボロディノ会戦ではバグラチオン軍少将として参戦したが、緒戦のセミョーフ突角堡での防衛で砲弾が足に当たり、大怪我をした。

¹⁷ Архив Князя Воронцова. (далее. АКВ). Кн.37. Москва, 1891. С. 43.

そして治療のため戦場を離れてモスクワの別荘で静養するが、その別荘を軍事病院（のちにウラジーミル市アンドレフスコエ村へと移転）として一般開放することで、負傷兵士たちの手当てやモスクワ大火の救援活動などに大きく貢献した¹⁸。

そして半年後に復員すると、ライプチヒでの「諸国民の戦い」ではその戦果から聖アレクサンドル・ネフスキー勲章を授与され、1814年2月23日彼の名声を大きく高めたクラオンスの戦いでは、プロイセン軍ブルツヒャー司令官とともにナポレオン軍に大勝利を収め、1815年パリ占領ではロシア軍第12師団を率いた。これこそ M.S. ヴォロンツォフが「ナポレオン戦争の英雄」と呼ばれる所以である。

【第三節】パリ占領軍ロシア最高司令官時代(1815-1819)

1815年から1819年までの4年間、M.S. ヴォロンツォフはパリ占領軍ロシア最高司令官（以下「パリ最高司令官」と略記）として、イギリス連合軍最高司令官ウェリントン公とともにロシア軍第12師団を指揮した。この人事には A.P. エルモロフも候補者に名前が上がっていたが、ヨーロッパでの生活が長くそして外国語が堪能な M.S. ヴォロンツォフに対して、アレクサンドル1世からの絶大な信頼があったこと、そしてウェリントン公とのイギリス時代からの親交関係が人事に大きく作用したと考えられている¹⁹。

しかしながら、彼のパリ最高司令官としての任務は困難を窮め、とりわけ占領軍の資金難と現場兵士たちの士気を維持するという、二つの課題に対処せねばならなかった。ロシア本国ではナポレオン戦争後の財政再建のために陸軍維持費の大幅な削減が決定されて、パリ占領軍への資金提供はほとんどなく、パリ占領軍にはあくまで自給自足が求められた。この中で M.S. ヴォロンツォフはアレクサンドル1世やウェリントン公との共通了解であった、パリ占領軍の現場兵士たちの士気を高く維持することで「フランス国民との友好的な関係」を築くことを最優先に考えた。これは連合軍によるパリ占領が、戦後フランスの経済的疲弊や治安回復の支援を目的としていただけでなく、ルイ18世の王政

¹⁸ Удовик В.А. Воронцов. С. 71-85.

¹⁹ Захарова О.Ю. Указ.соч. С. 116.

復古したブルボン王朝を「ヨーロッパの平和」のために支持するという外交的役割をも担っていた。このため M.S. ヴォロンツォフは、現場の最高責任者としてフランス国民の「沈静化」を意識しながら、彼独自の手法でパリ占領軍の運営管理に着手していった。

彼はまず、第一の課題であった占領軍の資金難を打開するため、彼個人の所有していた私財（絵画や土地など）を売却して、イギリスから靴やコートなどの衣類、小麦、食塩、クワス醸造用のライ麦などの食糧を大量に輸入した。次にロシア軍の衛生管理を改善するため、兵舎にロシア式サウナ（バーニャ）を設置し、また石鹸用洗剤を同じくイギリスから大量に輸入することで疫病の発生を未然に防止した。そしてヨーロッパでの人的ネットワークを駆使して資金調達しながら、占領軍の維持費を確保した。これ以外の成果として、パリの設計、建築、機械に関する先端技術をロシア本国で普及させ、ペテルブルグの工学教育に大きな発展をもたらした²⁰。

二つ目の課題であった現場兵士の士気の維持については、彼は大きく三つの方策で対処した。第一に、軍隊内の規律を厳正にすべく1815年『第12師団下級歩兵の対処規則²¹』と『第12師団 M.S. ヴォロンツォフ将校教令²²』の二つの内部規則を制定した。これはパリ占領軍において、それまで下級兵士の軍事裁判での不正が横行していたことから、M.S. ヴォロンツォフはパリ最高司令官としてだけでなくロシア軍全体の改善のために、下級兵士への人道的な扱いと貴族将校のモラル向上を求めて新たに規則を制定し、ロシア軍隊内の意識改革を目指したのである。これは同時に、犯罪を犯した兵士を厳正に処罰することで占領軍への信頼を高めるという効果も有していた。

第二に、ロシア本国から牧師を招聘して各部隊に従軍牧師として配置させた。そして兵士たちのキリスト教信仰を奨励することで、宗教的遵守によって占領軍の規律を整え、士気を維持することを目指した。これは戦線という生死を賭けた現場で、兵士たちに「心の拠りどころ」をもたらす効果も有したと考えら

²⁰ Rhinelander. pp. 29-30.

²¹ Правила для обхождения с нижним чинами 12-й пехотной дивизии. // Военный Сборник. 1859. Февраль. С. 495-502.

²² Наставления, данные М.С.Воронцовым гг. офицерам 12-й дивизии. // Военный Сборник. 1859. Май. С. 75-78.

れる。そして第三には、フランスでの長期滞在となった兵士たちがロシア本国に手紙を書けるように、パリ駐留軍内で郵便制度を確立し、それに合わせて初等言語教育ランカスター方式（イギリス人教育家ジョセフ・ランカスターが考案した教育法。まず最初に教師が上級生を教え、それから上級生が下級生を教えるという段階的な教育方式）を採用した。そして読み書きのできる将校が兵士たちに文字を教え、次に兵士たちが交互に教え合うという方法で、ロシア人兵士の識字率を向上させた²³。

こうしたパリ最高司令官 M.S. ヴォロンツォフによる、ヨーロッパでの青年期の人的物的ネットワークや、啓蒙主義という知的財産を活用した彼独自の軍隊指揮によって、パリ占領軍はフランス国民との大きな混乱なく任務を全うすることに成功した。そして彼はロシア帰国後に、輝かしい軍功とパリ最高司令官としての功績を讃えられ、聖ウラジーミル勲章（第一位）を授与した。

しかしながら、ペテルブルグに戻った彼への周囲の反応は、必ずしも礼讃ばかりではなかった。反発の主な原因は、彼が1819年アレクサンドル1世への直々の報告書の中で、パリ占領軍内で制定した内部規律について説明し、これを範例としてロシア軍の改革を訴えたからであった。そして具体的には下級兵士への軍規律違反に対する処罰の軽減や体罰の制限、また遂行された刑罰を業務日誌に記録することや、ロシア人将校のモラル教育などを主張した。

こうした彼の提案は貴族将校からの強い反発を招いてしまい、実際に採用されることはなかった。また A.S. メンシコフと創設を試みた農奴解放協会についても、アレクサンドル1世の十分な同意が得られず、彼が祖国ロシアのために掲げた改革案はいずれも実現しなかった。むしろこれらの出来事を通して、彼は「反ロシア的」思考として、次第にデカブリストとの関係を噂されるようになり²⁴、ロシアにとって危険な人物と考えられるようになってしまった。そのため彼は自ら軍人を引退し、暫らく公務を離れる決断をしたのである²⁵。

²³ Захарова О.Ю. Указ.соч. С. 116.

²⁴ パリ占領軍に加わったロシア人将校の中には、パリの言論空間の影響で民主主義に強く傾倒した者も見られ、彼らの一部がのちのデカブリスト運動の中心的な役割を担った。アナトル・マズーア『デカブリストの反乱』武藤潔・山内正樹訳（光平堂、1983年）。

²⁵ 公務を離れてからは私的にパリに戻って、ポーランド出身のブラニカ家（ポチョムキンの遠縁）の令嬢エリザベータと1819年4月20日に結婚した。

【第四節】新ロシア総督時代(1823-1844)

1823年5月 M.S. ヴォロンツォフは約4年間の長期休暇を経て、新ロシア総督およびベッサラビア総督に就任することで公務に復帰した。新ロシアはもともとエカテリーナ2世の時代に獲得した黒海に面した広大な領土であり、オスマントルコとの間で幾多の会戦が繰り返された、いわばロシア帝国における前線地域であった。また黒海は、地中海とロシア帝国を海路で結ぶヨーロッパ貿易の拠点としても経済的に重要であり、これまで新ロシア総督にはフランス系貴族が任命されていた²⁶。M.S. ヴォロンツォフは将来のロシアのために黒海沿岸の安全保障が政治経済的に最優先課題であると考え、アレクサンドル1世からの就任要請を快諾した²⁷。これは自身の政治姿勢がデカブリストの主張する「君主制の廃止」には反対であることを明示し、幼少期より培った祖国ロシアへの愛国心を行政官として証明するためでもあった。もっともこの人事は、ペテルブルグからヨーロッパ啓蒙に傾倒した M.S. ヴォロンツォフを追い出そうとした、中央貴族の政治的差し金があったともされている²⁸。

新ロシア総督に就任した M.S. ヴォロンツォフは、オデッサとクリミアを中心とした南ロシアでの政治経済圏の確立と、ベッサラビアでの「東方問題」を含めた黒海沿岸でのロシア帝国領の拡大、そして彼の在任中に何度も悩まされた疫病対策という都市衛生についての課題に取り組むことになった。この中で本論文で注目すべきことは、彼のパリ最高司令官のときと同様、新ロシア総督の統治においてもイギリスを始めとしたヨーロッパとの人的・物的ネットワークの多方面にわたる活用や、啓蒙主義の影響を受けた諸政策を見ることが出来る点である。これは M.S. ヴォロンツォフ研究という彼の人物像を捉えながら統治政策を分析する手法によって明らかになる学術的意義である。そしてオデッサはおよそ20年間でペテルブルグ、モスクワに次ぐロシア第三の商業都市

²⁶ M.S. ヴォロンツォフの前任はアレクサンドル・ドゥ・ランゲロン伯爵（任期1815-1822年）で、彼の前任は A.E. リシュリュエ公爵（任期1803-1814年）であった。両者とも新ロシア総督としてヨーロッパやオスマントルコとの黒海貿易の発展に尽力した。とりわけリシュリュエ公爵は、黒海沿岸の港湾整備や新ロシア農業発展に貢献したことで知られる。Rhineland. pp. 58-64.

²⁷ Щербинин М.П. Указ.соч. С. 166.

²⁸ Захарова О.Ю. Указ.соч. С. 172.

として飛躍的な繁栄を見せた。以下、彼の統治政策を行政、経済、文化の三つに分類して見てゆくことにする²⁹。

彼は第一の行政政策として自分の副官を新たに四名任命し、それまで新ロシア総督に集中していた行政業務を分散して事務処理の効率化を計った。そして新しいロシア官房を創設して、総務、軍事、医療の三部局（1827年以後は総務、法務、ベッサラビア、医療、会計の五部局に再編）を設置することで行政改革につとめた。また「ヴォロンツォフ・スクール³⁰」と呼ばれる、M.S. ヴォロンツォフと政治理念を共有した若手ロシア官吏たちを新ロシアで積極的に登用し、農業、財政、教育、新聞、金融、地理、統計、林業などそれぞれの専門家集団を育成していった。

また宗教政策として、キエフにある聖ソフィア大聖堂を再建する一方、クリミア・タタールやザパロージェ・コサックに農場や漁場という一定の生活圏を保証した。そしてモロカン派やドゥホボル派、ユダヤ教徒などの宗教マイノリティに対しては寛容政策と宗教的自治を認めることで、現地エリートとの良好な関係を維持した³¹。

第二の経済政策では、彼はまず1823年オデッサの経済発展のために当時イギリスから最先端技術であった三十馬力の蒸気船を輸入して、それをモデルにロシアでの蒸気船産業を積極的に推進した。そして1828年ロシア蒸気船会社を黒海で創業させて、ヤルタから蒸気船「オデッサ号」をヨーロッパに向けて出航した。1833年にはオデッサ＝コンスタチノーブル間の通行連絡船事業を開始

²⁹ 本論文では分析上、行政、経済、文化という三つの政策分類をしたが、三者は相互に影響し合っている。例えば彼の宗教政策での寛容主義は、宗教指導者を現地エリートと理解した上で行政政策に含めたが、文化政策としての側面も有している。また文化政策として分類した新聞政策は、情報の流通という観点から経済政策としての効果を有したとも指摘できる。

³⁰ 有名なのはA.I. リョブシン（オデッサ特別市長）、Z.S. ヘルヘウリゼフ（ケルチ市長）、V.I. トゥマンスキー（コンスタチノーブル大使。のちに国家官房長官秘書）、M.P. シェルビーニン（秘書。のちに国家検閲委員）、N.N. ムルザケヴィッチ（オデッサ・ギムナジヤ教師）、Y.A. ガーマイステル（『古代ロシアの財政研究』の著者）などである。Захарова О.Ю. Указ.соч. С. 208-217.

³¹ Фельдман Д.З. М.С.Воронцов и Еврейское население южной России в первой половине XIX в. // Воронцовы - Два века в истории России. Вып.5. 2000. С. 87-100.

し、これにより黒海での物流はクリミアを中心として飛躍的に増大させて、また幹線道路や港湾などの交通インフラも整備された。

次に彼は、ロシア本国や外国からの入植者の受け入れを積極的に奨励し、新ロシアの農業、林業、鉱業への経済投資を促進させた。このなかで M.S. ヴォロンツォフの大きな功績は、ワイン産業の発展である。彼はヨーロッパからワイン栽培の専門家たちを招聘して、クリミアの気候と土地に適合する葡萄を選種させて、マサンドラ、アイ・ダニル、グルズフなどでワイン生産を本格的に開始した。そしてワイン貯蔵室、蒸留所、醸造所などの設備投資に M.S. ヴォロンツォフ自らが積極的に協力して、数年後にはクリミアをロシア本国へのワイン供給地として変身させたのである。この影響は今日も続いており、クリミアワインが名産品となったのは M.S. ヴォロンツォフの偉業であるとも言われている。彼はまたカフカス全権総督の経済政策において、グルジアのワイン産業を大きく発展させたことでも有名である。

ここで重要なのは、新ロシアへの入植者はあくまで自由農民や技術者に限定されていたことであり、M.S. ヴォロンツォフはロシア本国からの逃亡移民や亡命者の受け入れを頑なに拒否した。また特筆すべき点として、新ロシアでは大物資本家による農奴を用いた大規模な農業経営は禁止された。これは彼が農奴を用いた強制労働に対し政治的に反対していたことが大きな理由と考えられるが³²、これ以外にも新ロシアの「植民地」としてのあり方を、本国ロシアへの従属関係ではなくて、新ロシアの経済利益を「新ロシアのために」還元できる帝国構造を目指したものとも考えられる³³。

³² キセリョフとの往復書簡に、新ロシアでの農奴労働に反対した文書が見られる。AKB. Кн.38. Москва, 1892. С. 15-17. また M.S. ヴォロンツォフと農奴問題については、以下の文献を参照。*Авалиани С.Л. Граф М.С.Воронцов и Крестьянский Вопрос. Одесса, 1914.*

³³ これはロシア帝国の自由貿易論争を反映している。19世紀前半ロシアの自由貿易主義者は、地方の利益は「植民地」それ自体のもので、本国の利益に反しない限りで認められると考えた。これは地方都市で自由貿易によって利益を得ていた商人層から支持された考え方で、ロシア本国との自由経済関係を目指した。他方、ロシア帝国の地方を「一部」として、いわば従属的にロシア本国の利益を優先して考えた人々は、その多くがロシア本国の保護貿易主義者であり、彼らは「植民地」の自由貿易に対して批判的な立場であった。Rheinlander,

第三の文化政策では、教育政策に大きな比重が置かれた。彼は自分が私有していた蔵書をオデッサやキエフに大量に運ばせて公立図書館を開設し、現地の貴族子弟を中心にヨーロッパの学問を積極的に奨励した。また本章冒頭で示したように、プーシキンにオデッサの公立図書館を無料開放して彼の創作活動を支援しながら、彼にエカテリーナ2世時代のアルヒーフやプガチョフの乱に関する史料を研究させたことも知られる。

そしてオデッサにギムナジヤ（中等教育機関）を新設して、それ以前から存在していた貴族学校（リツェイ）とともに新ロシアに住む貴族の子弟や富裕層の子息を中心に学ばせた。また女子学校や孤児院を新設して幅広い社会層に教育を施すように取り組むとともに、農業や考古学の研究のために協会を創設した。とりわけクリミアのバフチサライ（クリム・ハーン国の首都）遺跡の発掘には、ロシア本国だけでなく外国からも専門家を呼び寄せて研究させた。

彼はまた、新ロシア地方での現地新聞の発行にも取り組んだ。特に「ヴォロンツォフ・スクール」のA.I. リョブシンとV.I. トゥマンスキーが中心的な働きをして『オデッサ通信』と『新ロシア・カレンダー』が発行された。これは新ロシアでの経済情報や文化記事を掲載したもので、ロシア本国でも新聞発行が珍しかった時代において画期的であった。彼はカフカス全権総督として、現地新聞『ザカフカス通報』と『カフカス』を発行したことで知られ、M.S. ヴォロンツォフによる統治政策の特徴としても理解することができる。これ以外の文化政策では、クリミアに私的別荘アルプカ宮殿の建設を開始し³⁴、またオデッサに国立劇場を創立して、イタリアのオペラ座を招待公演させるなどのヨーロッパ文化の振興にも貢献した³⁵。

彼はベッサラビア総督としても功績を残しており、1826年アッケルマン条約を締結してモルドヴァとワラキアにおけるオスマントルコとの共同宗主権を獲得し、1828年ニコライ1世からの直々の命令を受けてバルナ要塞を攻略した。

The incorporation of the Caucasus into the Russian Empire: The Case of Georgia, 1801-1854. Ph.D. Diss. Columbia University 1972. pp. 171-190.

³⁴ *Филатова Г.Г.* Портретная галерея Воронцовых. Вып.1. Симферополь, 1997.

³⁵ *Пряшников М.П.* Итальянская Опера в Одессе во времена генерал-губернаторства Михаила Семеновича Воронцова (1823-1844). // *Воронцовы - Два века в истории России.* Вып.6. 2001. С. 97-130.

そして1829年アドリアノーブル条約を締結して、黒海での権益を自らの手で拡大していった。

もっとも彼の新ロシア総督としての統治が、災害や疫病との戦いであったことを忘れてはならない。新ロシアへの赴任から最初の6年間はずっとイナゴの異常発生に悩まされ、そして1825年イズマイル（新ロシアの南西都市）での腺ペスト、1829年オデッサ、クリミア、ベッサラビアでの腺ペスト、1830年コレラ、1833年大凶作、そして1837年にふたたびオデッサでの腺ペストという、新ロシアでの疫病被害は惨憺たるものであった。彼はそうした中で疫病の蔓延を防ぐために、疫病の発生した都市を隔離して水路を封鎖するという当時としては珍しい科学的な対策を実施して³⁶、またヨーロッパから専門医を呼び寄せて治療に当たらせるなどの応急処置をして、被害を最小限に食い止めた。そして同時に都市計画での衛生管理の優先度を高めて、疫病の少ない都市設計を目指していった。

このように彼の新ロシア総督としての業績は、政治・経済・文化・外交・医療というとても幅広いものであり、また「ヴォロンツォフ・スクール」という人的ネットワークにおいても多大な影響を見ることができる。そして彼は新ロシアでの功績をニコライ1世から評価され、1836年元老院議員に任命された。彼のヨーロッパ啓蒙とロシア愛国心の融合した政治姿勢は、新ロシア総督という行政官としても、祖国ロシアのために十分に発揮されたと言える。

また本節では、新ロシア総督 M.S. ヴォロンツォフによる統治政策を、次節で詳しく述べるカフカス全権総督のそれとの対比で、多くの類似点を見出せたことができた。具体的には、行政政策に分類した官房の強化や宗教寛容政策、経済政策に分類した自由農民による土地開拓やワイン産業を中心とした農産業の積極的振興、蒸気船を利用した貿易ネットワークや、ヨーロッパ文明を積極的に取り入れた経済活性化の手法、そして文化政策に分類した幅広い社会層を焦点に当てた教育政策や、現地新聞の発行や国立劇場の設立などが該当する。これは新ロシアもしくはカフカスという個別の地域を対象とした統治研究では明らかにできなかった歴史学的観点であり、本論文による両方の（全権）総督に就任した M.S. ヴォロンツォフという人物に焦点を当てたことで得られた、大きな学術的成果である。そしてこの観点の創造は本研究の大きな意義である。

³⁶ Rhineland. pp. 83-84.

【第五節】カフカス全権総督時代(1845-1854)

(一) カフカスでの「内憂外患」

M.S. ヴォロンツォフがカフカス全権総督に就任する1840年代前半は、ザカフカスの政治的な不安定と北カフカスでのカフカス戦争³⁷の激化という、まさに「内憂外患」な事態がロシア帝国に重く押し掛かっていた。彼がカフカス全権総督およびカフカス軍最高司令官として赴任した歴史的経緯について、簡単に触れておきたいと思う。

第一のザカフカスでは、半世紀にも及ぶロシア帝国による統治が依然として政治的不安定を解決できずにいた。1801年9月グルジア併合以後はカフカス長官体制³⁸という、現地の長官が内政と軍事の指導的役割を担う統治体制を採用しており、1816年にカフカス長官に就任したA.P. エルモロフは、カフカス軍最高司令官とペルシア外交全権大使を兼任した³⁹。しかしながら長官体制はおよ

³⁷ ここでカフカス戦争とは、①エルモロフ長官により組織された懲罰部隊とカフカス山岳民との軍事的な衝突（1817-23）、②クラリ・マゴマ・シェイフ（イスラム神秘主義の導師）がダゲスタン南部で指揮した反乱（1825-27）、③ガジムハンマド、ガムザト・ベグ、シャミーリがイマーム（ムスリム指導者）としてダゲスタンのナクシュバンディー教団（スーフイズムの一派）を支持母体にして展開した戦争（1830-37）、④シャミーリがチェチェンを中心にゲリラ戦法で挑んだ戦争（1840-59）の総称を意味している。本論文では1825年クラリ・マゴマが主導した反乱とそれ以後のロシアとの戦争を、ミュリディズムを母体としたカフカス戦争と理解する。Блиев М.М., Дегоев В.В. Кавказская Война. Москва, 1994., Блиев М.М. Россия и Горцы Большого Кавказа на пути Цивилизации. Москва, 2004., Гордин Я.А. Кавказ : Земля и Кровь. СПб., «Звезда» 2000., Baddeley, J.F. *The Russian Conquest of the Caucasus*. Russell & Russell, 1908., Gammer, M. *Muslim Resistance to the Tsar. Shamil and the conquest of Chechnya and Dagestan*. Frank Cass, 1994.

³⁸ カフカス長官は内政と軍事の現場の最高権力者であり、その下に知事（1801年当時は内務官）が置かれ、知事を中心にグルジア最高政府が、行政局、財務局、法務局（1804年に刑事局と民事局を統廃合）という三つの部局により組織された。しかしカフカス長官は単独で法案を執行できる権限はなく、法案はすべて皇帝や国家評議会の了承を得なければならなかった。

³⁹ Whittock, M. "Ermorev: Proconsul of the Caucasus," in *The Russian Review*, 18 (January 1959) : pp. 53-60.

そ30年間で計8人の長官が交替するという政治的混乱を招いたため、一貫した政策方針を定めることができず⁴⁰、またグリア（西グルジア）では旧グルジア王族による反乱も勃発した。

こうした事態に対応すべく、1830年から元老院議員 P.I. クタイソフと E.I. メチニコフが中心となって特別委員会を設置し、中央でもザカフカスの問題が検討され始めた。そして1833年7月「ザカフカス組織委員会」がペテルブルグで創設されると、これ以降は中央の意向を反映する形でザカフカス統治が進められるようになり、カフカス長官体制それ自体は維持されたものの、あくまで組織委員会の代理機関となった。さらに1837年クールラント出身のバルト系貴族 P.V. ハン男爵が議長となって「ザカフカス最高会議」が組織されると、委員会体制によるザカフカス統治は本格化し、1840年には「カフカス統治に関する法令⁴¹」が公布されたのである。

この法令ではザカフカスを「ロシアの一部」とする中央の意向を強く反映させて、①ザカフカスを「グルジア・イメレチ県」と統一して11郡44区に分割すること、②現地人の官吏採用をやめてロシア人が公職を独占すること、③役所や裁判でのロシア語による文書主義と、トビリシ・ギムナジヤでのロシア語教育を徹底することなどが決定された。

しかしながら、ハン議長によるザカフカス統治もまた機能不全に陥った。ロシア人官吏の役職独占は行政の非効率さを招き、ロシア語による文書主義も諸手続きをいたずらに増大させた。そして行政全体の対応能力が低下して、グリアでは再び暴動が起きるといった事態にまで発展した。こうした中、ザカフカスではカフカス長官体制でもなく委員会体制でもない新しい統治システムが必要とされ、それがカフカス全権総督という新制度を生み出してゆく歴史的な経緯となったのである。

第二に、北カフカスを中心としたカフカス戦争の激化という緊迫した事態が存在した。1839年末までにロシア軍はグラッペ將軍の指揮によってアフルゴフ要塞の占領に成功し、北カフカスとダゲスタンでの優勢を占めていた。しかし1840年にチェチェンの宗教指導者タショウ・ハッジが逃走中だったイマーム・

⁴⁰ Эсадзе С.С. Историческая записка об управлении Кавказом. Тифлис, 1907., Rhineland. *The incorporation.*

⁴¹ ПСЗ. Т-64. №13368. 13413. (1840).

シャミーリ⁴²を受け入れて支援を約束したことで形勢は逆転し、彼の主導したミュリディズムは再び息を吹き返した。そしてチェチェンを支持母体として、シャミーリは山奥に隠れて小規模な戦闘を繰り返すゲリラ戦法でのロシア軍との長期戦に挑んだ。これは北カフカスの地の利を生かした作戦であった。また1841年アヴァール・ハン国ハジ・ムラートを味方にすることでダゲスタンにも勢力を拡大し、1844年にはダルゴ要塞を拠点としたチェチェンとダゲスタンのイママト（ムスリム国家）として、ロシア帝国における北カフカス最大の脅威となったのである。

こうした北カフカスでの緊急事態に、ニコライ1世はカフカス戦争を終結させることがロシア帝国の最優先課題であることを確認し、また時を同じくして混乱の続くザカフカスの内政にも対処しうる統治システムを再構築する必要性に迫られた。つまりこれらの歴史的経緯が、カフカス戦争を終結させられる軍人でありながらザカフカスの内政にも対応できる「輝かしい軍事的栄光と行政能力を兼ね備えた人物⁴³」のカフカス赴任を、ロシア帝国に迫ったのである。

そして1844年11月17日深夜、ヤルタにあるアルプカ宮殿にニコライ1世からの私的な文書が届いた。文書ではM.S. ヴォロンツォフのロシア帝国に対する長年の忠誠への賛美と敬意が示されながら、シャミーリを「文明の敵 *изувер*」と表現してカフカスの将来を憂い、ニコライ1世自らの言葉で「カフカス軍最高司令官そして全権総督 *главнокомандующий войск на Кавказе и наместник мой в сих областях, с неограниченным полномочиём*⁴⁴」への就任が要請された。この人事はあくまで「彼の同意」を前提としており、また新

⁴² 1797年ダゲスタン・ギムラ村生まれ。幼少よりアラビア語とコーランを学び、また体格にも恵まれて剣術に秀でていた。1824年ガジ・クフムにてジャマール・アルディンと出会ってナクシュバンディー教団に加わり、初代イマームとともにロシア軍への戦いに挑む。1834年9月から三代目イマームとなる。*Дегоев В.В. Имам Шамиль. Пророк, Властитель, Воин. Москва 2001., Zelkina, A. In Quest for God and Freedom: The Sufi Response to the Russian Advance in the North Caucasus. N.Y. University Press, 2000.*

⁴³ АКВ. Кн.40. Москва 1895. С. 499. 全権総督の人事は、最初D.A. ゲルシュテインツベイク将軍に要請されたが、健康不良を理由に拒否された。その後A.P. エルモロフの再起用が叫ばれたが、ニコライ1世が「行政能力のある軍人」という理由で、M.S. ヴォロンツォフを任命したとされる。

⁴⁴ Там же. С. 499. 同文書では「三年間以上」という期限も明記された。

ロシア総督との兼任が約束されたものであった。

当初 M.S. ヴォロンツォフは62歳という高齢と視力低下などの病気を理由に就任を固辞したが、同年12月27日「もしツァーリが望んだところに行かぬば、私はロシア人ではない⁴⁵」という決断とともに、新ロシア総督を兼任する形でカフカス全権総督およびカフカス軍最高司令官に就任した。これは当時のロシア帝国においては前例のない人事かつ制度であり、ロシア帝国において現地の最高権力者が皇帝の代理人として権限を行使できることを保証されたことを意味した。

そして1845年1月30日バテルブルグにおいて正式にカフカス全権総督の勅書を受け取り、その場で全権総督の強力な権限が確認された。これは全権総督が制度的保障だけでなく、ニコライ1世からの全幅の信頼に基づいた人事であることを裏づけた。

（二）ザカフカスでの「新統治」

1845年3月25日チフリス⁴⁶に到着した M.S. ヴォロンツォフは、ダルゴ戦役（次項）以後、チフリスでのザカフカス統治に集中した。そして彼の行政キャリアの集大成とも言える、彼の人的・物的ネットワークと啓蒙主義を最大限に活用した「新統治」によって、ザカフカスは政治的安定を手に入れ、ザカフカスにとって重要な歴史的基盤を培った。以下、カフカス全権総督の統治政策を新ロシアと同様、行政、経済、文化の三つに分けて見てゆく。

第一の行政政策では、彼はまず総督府の権限を強化するためにチェルヌイシヨフ陸軍大臣が議長を勤めていた「カフカス委員会」の政治活動を制限し、あくまで全権総督の補助機関として位置づけた⁴⁷。そして1842年ザカフカス調査のために臨時創設された「皇帝直属官房第六部」を廃止して、行政スタッフ強化のために新しい官房の設置と、有能なロシア人官吏とグルジア貴族で構成

⁴⁵ Воспоминания М.П.Щербинина. // Русский Архив. 1876. Кн.3. С. 300.

⁴⁶ Выписки из дневника светлейшего князя М.С.Воронцова. С 1845 по 1854 год. СПб., 1902. С. 1. 彼の就任とともにトビリシはロシア語読みに変えられて「チフリス」となった。

⁴⁷ Лисицына Г.Г. Кавказский Комитет - Высшее Государственное учреждение для управления кавказом (1845-1882). // Россия и Кавказ. Сквозь два столетия. СПб., 2001. С. 154-168.

したカフカス最高評議会を組織した。

つぎに、ハン議長時代とは異なる形で県制度の導入を改めて実行し、チフリス、クタイシ、シエマハ（アゼルバイジャン）、デルベント、エリヴァンというカフカスの伝統的な地域区画に応じて五つの県を設置した。そして五つの県それぞれに県庁、県裁判所、県警察署を設けて各県での自治体制を強化しながらザカフカス統治の効率化を計り、とりわけグリアを含めた西グルジアの治安の安定化につとめた。またザカフカス現地人の採用枠を設けるなど積極的な人材登用を行い、それに合わせてロシア語による文書主義を廃止するとともに、手続きの簡素化・合理化を実施して、官吏出費の削減を進めた。

第三に、チフリスとクタイシに「グルジア貴族の戸籍調査に関する特別委員会」を設置して、ザカフカスに居住する全ての氏族、部族、拡大家族を家族単位で登録させた。これはグルジア貴族の身分保障および領主権の確定という、ザカフカス統治のなかで長年のあいだ解決されなかった問題に対処することを目的として、全ての貴族を以下の五つに分類した⁴⁸。

[特別委員会によるグルジア貴族の分類]

- a. 貴族または旧グルジア王国の封臣で、カフカス最高評議会により了承されたもの。
- b. 貴族身分は明確であるが、調査を必要として了承されるもの。
- c. 貴族身分それ自体に調査が必要なもの。
- d. イメレチやグリアの貴族で、身分調査が必要なもの。
- e. 特別委員会とカフカス最高評議会によって貴族身分を否決されたもの。

このうち a. と b. は、ロシア帝国内のグルジア貴族として正式に認められ、家紋が登録された。ザカフカスにおいてグルジア貴族の身分保障は領主権の確定をも意味しており、貴族身分が認められなかったものは必然的に領主権を失ったが、M.S. ヴォロンツォフは彼らを自由農民として保護することで、農業、林業、産業の労働力として活用した。

また別の委員会では、グルジアの伝統的慣習法であるヴァフタン法のロシア語翻訳について改めて検討がなされた。ヴァフタン法はもともと1735年モスク

⁴⁸ AKAK. T.10. C. 46-47.

ワに亡命したグルジア王族ヴァフタン6世が制定した民事慣習法で、グルジア併合以後は刑事裁判にはロシア法が適用され、民事裁判にはヴァフタン法が適用されるという法的慣習が継続していた。ロシア語翻訳はA.D. エルモロフ長官時代に大半が完成していたが⁴⁹、M.S. ヴォロンツォフはこの翻訳を再検討した上で、ザカフカス統治において実用できる条項に関してはザカフカスの伝統的慣習としてロシア帝国でも尊重することを約束した。この結果として、灌漑や水利権に関するグルジア慣習法の一部がロシア民法典に書き加えられることが決定した⁵⁰。

第二の経済政策では、前述の特別委員会での決定によって貴族身分を剥奪された旧グルジア貴族や自由農民たちを利用した農地開拓に取り組み、とりわけクリミアと同じくグルジアでのワイン産業やアルメニアでのコニャック産業を積極的に発展させた。グルジアはもともと世界最古のワイン生産地の一つとして知られており、紀元前から「クレオパトラの涙」として葡萄の良質さが有名であった。彼はワイン産業を「ザカフカスの税収増加のため⁵¹」発展させることを目的して、ウォッカや果実ウォッカを含めた酒類産業を奨励した。そしてワインやウォッカの独占販売権をチフリスから各都市に譲渡することで、地方が自主的に酒類産業を育成できるよう促した。またワインの品質を等級ごとに分けることでロシア本国やヨーロッパへの輸出を増大させ、ザカフカスの酒類産業を飛躍的に発展させたのである。

これ以外の経済政策では、チフリスで本格的な銀行業務を開始して、ロシア人投資家だけではなくグルジア貴族にも資金を提供することで経済活動を促進させた。またチフリスを中心にザカフカスでの自由貿易を奨励して、毎年10月1日から11月まではカフカス定期市（ヤルマルカ）を開催した⁵²。この定期市

⁴⁹ グルジア人学者 I.G. チリアエフによって1825年にロシア語翻訳は完成したが、時代に合わない条項が多いという理由で、ロシア法への適用については見送られていた。

⁵⁰ ПСЗ. Т.83. (1859).

⁵¹ 酒税を上げることで総税収の増大と産業の発展が図られた。例えばワインには1ヴェドロ（ロシアの容積の単位：およそ12、3リットル）当たり60カペイカから1ルーブル、果実ウォッカには30カペイカから60カペイカの増税がなされた。АКАК. Т.10. С. 17-20.

⁵² Там же. С. 60. 日曜日にはバザールも開催された。

にはチフリスを中心に経済活動していたアルメニア商人だけではなく、多くのロシア商人も参加した。またザカフカスでの鉱山の発掘にも取り組み、新ロシア時代から仕事をともにしたオランダ人技師ウィッテ (S.Y. ウィッテの父親) を招聘して、銀や鉛などの採掘を経済的に支援した。そしてザカフカス都市間の交通インフラの整備⁵³ (グルジア軍用道路を含む) や、テレク川とスンジャ川の河川工事や橋梁建設を進めることで、黒海とカスピ海を陸路と水路で結ぶように尽力し、またクラ川を利用した蒸気船の運航も開始された⁵⁴。

第三の文化政策では、新ロシア総督としての政策体系と同様、第一に教育政策が大きな比重を占めていた。M.S. ヴォロンツォフ全権総督はまず、S.S. ウヴァーロフ教育大臣と親交のあった V.N. セミョーノフをトビリシ・ギムナジヤの新しい校長に任命し、1848年「カフカス教育管区規定⁵⁵」を制定した。そして中央とは異なる独自の教育システムを導入したのである。この「規定」では教育管区を新しい県制度に対応させて五つに分割し、各区に一つずつギムナジヤが創設された。そして全ての学生にロシア語と現地語が必修科目として課され⁵⁶、カフカス史が世界史、ロシア史とともに歴史科目に追加された。これ以外では農学、建築学、地理学、簿記、数学などの一般科目が設けられ、必要に応じてラテン語、フランス語、ドイツ語が課された。ラテン語はギムナジヤを卒業した学生がロシア本国の高等教育機関に進学するための受験科目で、ドイツ語は医学を勉強する学生への必須科目であった。

つぎに郡学校では、それぞれの学生の要望に応じた教育カリキュラムが組み立てられ、言語指導には再びランカスター方式が採用された。そしてギムナジヤへの入学を希望する貴族の子弟にはその準備教育が施され、郊外のグルジア貴族の子弟には技術系の実践的な教育が施された⁵⁷。また1849年にはギムナジヤの卒業生を対象とした専門学校がチフリスとクタイシに設立されて、約60人の卒業生に奨学金が付与された。

さらに聖ニーナ慈善協会を設立し、妻エリザベータを名誉校長とする初等教

⁵³ Там же. С. 55-58.

⁵⁴ Там же. С. 17.

⁵⁵ Там же. С. 854-856., ПСЗ. Т.72. №. 21870 (1848).

⁵⁶ チフリス・ギムナジヤではグルジア語とアゼルバイジャン語、クタイシ・ギムナジヤではグルジア語とチュルク語が教えられた。Там ж. С. 854.

⁵⁷ Там же. С. 855.

育機関を創設したのも大きな功績である⁵⁸。これは主に貧しいキリスト教徒の子女を対象にして宗教、歴史、地理、算術、ロシア語、ザカフカスの伝統工芸である織物を学習させ、1848年にはチフリス以外のクタイシとシェマハにも創設された。この慈善活動はアレクサンドラ皇后からも支持されて、資金的な援助も見られた。

これ以外では、商業ギムナジヤがチフリスで開校され、エリヴァンではアルメニア人子息を対象にした貿易商業学校、そして東カフカス地区ではムスリム子息のための学校も設立された⁵⁹。こうした幅広い社会層に教育を施すという政策は、まさに M.S. ヴォロンツォフ個人の政治姿勢の反映とも見られる。

つぎに新ロシアでも見られた、現地新聞の発行が注目できる。これは正確に言うとザカフカスでの現地新聞の「復興」であり、ロシア語の普及という統治政策としての目的以外に、グルジア文化を現地新聞という活字媒体を通して発展させるという大きな歴史的意味を有した。そして結果としてグルジア文学は、後述するように、ロシア帝国の中でキリスト教の影響を強調した歴史観を創出しながら、その成長を遂げた。これは M.S. ヴォロンツォフ全権総督の大きな功績であると考えられる。

元々ザカフカスでは、I.F. パシケヴィッチ長官のもとで1828年7月『チフリス報知』という現地新聞が発行されていた。これは主にザカフカスの近況やカフカス戦争での死傷者を伝える官報に相当するものであり、極めて形式的な内容であった⁶⁰。しかし初代編集長 P.S. サンコフスキーが劇作家グリボエドフ、プーシキン、ブルチェフなどに原稿を依頼して論争的な記事を掲載するようになると、論者同士の活発な意見の交換が紙面で見られるようになった。そして副編集長ゴルディエフが就任して『トビリシ新聞』を作成し始めると、グルジア人ソロモン・ドダシヴィリが中心となって『チフリス報知』の原稿をグルジア語に翻訳し、またアレクサンドル・チャウチャワゼによってプーシキンの詩作やグリボエドフ『知恵の悲しみ』が紹介された。

しかしながら1830年ヨーロッパ革命に対する反動から、ロシア全土で出版物に対する検閲が始まると『チフリス報知』副編集長であったシュホルコフがデ

⁵⁸ Там же. С. 856.

⁵⁹ Там же. С. 855-856.

⁶⁰ Газета «Кавказ» 1846-1901. Тифлис, 1901.

カプリストとの嫌疑で逮捕され、1831年『チフリス報知』の原稿の大半が没収されてしまった。また1832年には西グルジアで反乱が起こり、それに加担したS. ドダシビリが亡命すると『トビリシ新聞』も廃刊となった。

M.S. ヴォロンツォフ全権総督の新聞政策は、こうしたザカフカスでの現地新聞の復興が目的であった。そして1845年『ザカフカス通報 Закавказский Вестник⁶¹』とその補完紙として『カフカス Кавказ』が発行された。前者の『ザカフカス通報』は新しい編集長にプラトン・ヨセリアニが就任して、官職の公示などの形式的な内容だけではなく政治・経済・文化などの幅広いジャンルの記事が掲載された。とりわけグルジアの歴史に関する記事では、グルジアとキリスト教を密接に関連させる歴史観によって、4世紀前半イベリア(カルトリ)王がキリスト教を国教とした歴史について、バグラト王朝タマーラ女王(在位1184-1213)時代のショタ・ルスタヴェリ⁶²のグルジア文学の水準の高さなどが紙面で多く語られた。こうしたグルジアとキリスト教との関係性を解釈することは、グルジア文化の歴史的起源を求めながら、キリスト教を媒介としたグルジアとロシアとの親和性を強調することにも寄与したと考えられる⁶³。

他方、補完紙であった『カフカス』は民間の新聞として創刊され、編集長オシプ・コンスタチノフによって新聞発行が「全権総督を許可を得て」決定された。そして1846年第1号では、ニコライ1世の直々の御言葉を本紙の目的として掲載して「同国人 соотечественников に対し、好奇心に富んだ地域(カフカス—筆者)に見識を深めることで(中略)、産業や商業の歴史的源泉や信仰を明らかにする。そしてカフカスでのロシア政府の方法や行動を明らかにし、我々が国家の恩恵という真の目的を明らかにする」と紹介された⁶⁴。そしてコンスタチノフ編集長が中心となり歴史学、地理学、民俗学、動物学、植物学、天文学、法学、経済学、農学、工学、海洋学などの様々なテーマの記事が掲載されたほか、前述したチフリスとクタイシでのグルジア貴族の認定委員会に関する記事

⁶¹ 初版は1838年だが当時は官職や軍隊の編成などが掲載されていただけで、目立った特徴はなかった。Махаразде Н.А. Русская Газета на Кавказе в 40-50х годах XIX Века. Изд. Тбилисского Университета, 1984. С. 9.

⁶² ショタ・ルスタヴェリ『虎皮の騎士：ショタ・ルスタヴェリの叙事詩』袋一平訳(理論社1972)。

⁶³ Махаразде Н.А. Указ.соч. С. 80-96.

⁶⁴ Газета «Кавказ». №1. 1846.

や、エリヴァンでの定期市の開催日時なども掲載された⁶⁵。

これ以外の出版物では、毎年『カフカス・カレンダー』が発行されて、ザカフカス統治に関わるロシア人官吏の名簿や、統計資料などが掲載された。また1852年グルジア語で『夜明け Tsiskari』という月刊誌が発行され、編集長にはグレゴリー・エリスタヴィが就任した。この出版にはグルジア知識人たちが編集スタッフとして加わり、ショタ・ルスタヴェリやグリボエドフの著作などが数多く紹介された。

このように、ザカフカスでの教育政策や現地新聞の発行を通して、グルジアを中心とした多くの「民族（ネイション）⁶⁶」文化がロシア帝国内の現地文化として発展を遂げることになり、ザカフカスはM.S. ヴォロンツォフのヨーロッパ啓蒙という影響を受けながら、その多民族的な特徴を維持した。M.S. ヴォロンツォフ研究者であるラインランダー氏は「もし彼（M.S. ヴォロンツォフ—筆者）がいなければ（中略）、グルジア社会はこの近代文化発展の重大な時期を失っていた」として、彼の個人的な資質を高く評価している⁶⁷。

その他の文化政策では、1850年に帝国地理協会のカフカス支部が設置され、カフカス全体の地図作成が本格的に取り組まれた。そしてチフリスに博物館や公立図書館が設置され、ロシア官吏やグルジア貴族に開放された。またフランス人考古学者ブラッセがロシア教育省からチフリスに派遣され、カフカス古銭の研究などが進められた。

さらに1850年チフリスでの国立劇場の新設に伴って、グルジア演劇が再開された。演劇はエクレレ王朝時代にグルジアの伝統として盛んであったが、ロシア帝国によって禁止されていた。M.S. ヴォロンツォフは演劇の再開を積極的に支援して、グレゴリー・エリスタヴィ脚本による演目『ガクラ Gakra』を国立劇場で上演させたのである。そしてM.S. ヴォロンツォフはこの上演の成功をととても喜んで「グルジアのモリエール（であるエリスタヴィ—筆者）が素晴らしいグルジア人の感情を、彼らの言葉と文学の優雅さによって表現した」と絶

⁶⁵ *Махаразде Н.А. Указ.соч. С. 107-108.*

⁶⁶ 本論文では「民族」を、政治的な「歴史の創造」によって構築された、神話や価値を共有した民俗集団であると定義する。そしてロシア帝国によるグルジアとキリスト教との関係を結びつけた「歴史の創造」は、政治的な民族形成の側面があったと指摘できる。

⁶⁷ Rhinelander. *The incorporation*. p. 334.

賛した⁶⁸。この劇場ではその後、イタリアのオペラ一座が招待公演したときに利用されるなどの、ヨーロッパ文化の振興にも大きな貢献をした⁶⁹。

こうした様々な統治政策によって、ザカフカスはチフリスを中心とした政治的安定を構築することができた。そしてロシア帝国は M.S. ヴォロンツォフという全権総督を通して支配を確立することで、ザカフカス諸民族の歴史や文化に大きな影響を残したのである。ゆえにこの観点から、彼個人の特性とザカフカス統治を関連させて研究する必要性は明らかであり、特に新ロシア時代の統治政策との類似は注目に値する。

(三) カフカス戦争での「新戦略」

カフカス軍最高司令官としての M.S. ヴォロンツォフは、1845年4月末からカフカス戦争の前線に向かい、スンジャ川前線、グロズヌイ要塞、ヴォズドゥビジェンスコエ要塞、北ダゲスタン前線をそれぞれ視察し、特にカフカス左軍（東軍）と北ダゲスタン前線を入念に視察した。そして5月31日ブネザップ要塞からシャミーリの本拠地であるダルゴ要塞へ向けて総攻撃を開始した⁷⁰。もっともこの戦争計画は、彼の就任前にニコライ1世を中心にペテルブルグですでに決定されていたもので、当初彼はこのダルゴへの総攻撃には反対していたとされる⁷¹。しかしながら、北カフカスでの緊急事態を前にニコライ1世の命令には逆らえず、そのまま元の計画通りに行軍した。

カフカス左軍はチルキュルト、フバルを次々と攻略して、6月3日にゲルトメ要塞を占領した。そしてアンチミル到着後は、14日にミュリディズムの重要な拠点であったアンディ要塞を占領することに成功した（次頁地図）。しかしながらこの時点でシャミーリはすでに退却しており、また要塞の占領についても

⁶⁸ Там же. С. 881-882.

⁶⁹ チフリスでのオペラ公演には、M.S. ヴォロンツォフが文書にてロシア帝国劇場支配人であったゲデオノフに協力を要請するなど、かなり積極的な取り組みであったことがわかる。なお公演では、ロッシェニ「セビージャの理髪師」やドニゼッティ「ドン・パスクアーレ」などが演奏された。また1853年にはバレエ公演も実施された。AKAK. T-10. C.9, 51-52., Jersild, A. *Orientalism and Empire, North Caucasus Mountain Peoples and the Georgian Frontier, 1845-1917*. McGill-Queen's University Press, 2002. pp. 63-65.

⁷⁰ AKAK. T-10. C.I-III.



出典：АКАК. Т.10. С. 400-401.

カフカス山岳民によってすでに放棄されていたものが大半であったため、ロシア軍の戦果はさほど大きくなかった。むしろ M.S. ヴォロンツォフの率いたカフカス左軍は、アンディ要塞で駐留している間にカフカス山岳民たちに完全に包囲されてしまい、シャミーリの「ゲリラ戦法」の仕掛けた罠に陥ってしまった。

そしてロシア軍が7月6日ダルゴ要塞への総攻撃を開始したときには、シャミーリはすでに逃走しており、ダルゴ要塞を炎上陥落させることには成功したもの、カフカス山岳民による山林からの相次ぐ急襲によって、カフカス左軍は甚大な被害を受けた。続く7日にはロシア軍供給部隊が再び奇襲攻撃によって大打撃を受けて、多くの死傷者を出すことになった。そして連日のカフカス山岳民による急襲によってロシア軍は窮地に追い込まれたが、7月19日フレイタグ将軍が M.S. ヴォロンツォフとカフカス左軍を辛うじて救援し、翌20日ゲルゼリ集落（アウル）に退却することで、一命を取りとめた⁷²。

これが後に「乾パン遠征 *сухарная экспедиция*」として有名なダルゴ戦役であり、この大会戦で M.S. ヴォロンツォフの率いたロシア軍は大敗を喫した。これはシャミーリによるゲリラ戦法の勝利であり、これによりチェチェンでの更なる支持を獲得した。

M.S. ヴォロンツォフはこの敗戦後、同年9月セバストポリを訪れたニコライ1世と会談して、ダルゴ戦役のような大会戦での北カフカスの征服は不可能であり、かつてエルモロフ長官が実行したような⁷³、シャミーリを包囲作戦で追い詰めながら、小規模な会戦を繰り返すという、長期的な戦争計画によって北カフカスを攻略する「新戦略」が必要であると説得した。彼は従来の戦略を改めて、シャミーリとミュリディズムを「封じ込める」ことでカフカス戦争での勝機を見出したのである。

具体的な戦略として、第一に「如何なる状況でも、我々（ロシア—筆者）の

⁷¹ Дегоев В.В. Три силуэта Кавказской войны: А.П.Ермолов, М.С.Воронцо, А.И.Барятинский. // Большая Игра на Кавказе: история и современность. Москва, 2001. С. 176.

⁷² Выписки из дневника. С. 5-6.

⁷³ 彼の「新戦略」をエルモロフの戦略との類似で指摘する研究は多く、デゴージェフ氏は「エルモロフ式」と説明する。Дегоев В.В. Три силуэта С. 179.

軍隊が動けるよう」という目的から、チェチェンでの山林を大規模に伐採して更地を拡張していった⁷⁴。森林を伐採することはロシア軍の機動力を高め、銃兵や砲兵による攻撃を効果的に活用することだけではなく、カフカス山岳民の生活圏を奪うことで彼らの急襲を防ぐという戦略的效果を有しており、文字通り「斧の戦略 The system of Axe⁷⁵」が開始されたのである。

次に山林を伐採した土地に新しい要塞を建設して、北カフカス前線でのシャミーリ包囲網を固めていった。具体的にはチルユルト（1845年）、ハサビユルト（1846年）、アチホイ（1846年）、ウルスマルトン（1848年）などが新しく建設され、またグルジア軍用道路や要塞間の幹線道路の整備も進められた。そしてグロズヌイ要塞、ブネザップヌイ要塞、ヴォズドゥビジェンスコエ要塞などの既存の要塞の修復・再建も行われた。またこれと連動して、黒海を封鎖してシャミーリの食糧輸送を絶つこともなされた⁷⁶。

そして「包囲作戦」という布陣の下で、カフカス左軍による遠征が断続的に開始されていった。特に「新戦略」では、北カフカスの気候を反映して戦争時期が決定され、チェチェンという山地で森林の多い地域には「森林の落葉する秋と冬」に行軍し、北ダゲスタンには「夏に行軍する」のが望ましいとされた⁷⁷。こうした現場の状況を十分に考慮した戦争計画によって、ロシア軍は1847年9月サルト要塞（チェチェン秋）、1848年7月ゲルゲブリ要塞（ダゲスタン夏）をそれぞれ攻略することに成功し、シャミーリやカフカス山岳民たちを奥地へと追いやったのである。

また M.S. ヴォロンツォフの「新戦略」は、軍事的作戦ばかりでなく、相手の士気を低下させるような「精神的な征服」を目指していた点でも注目できる。彼はダルゴ敗戦後チフリスに戻ってから、カフカス軍の士気と規律を根本から正すため、軍隊内の不正を厳しく処罰し、軍服の新調し、兵隊同士の精神の一体性を高めようとした。そして彼は「もしここ（カフカス—筆者）で法律の執行だけが必要ならば、皇帝はここに私ではなく『法律大全』を派遣したことだろう⁷⁸」として、カフカス軍最高司令官としての権限を、彼自身の政治的手法に

⁷⁴ АКАК. Т.10. С. VI.

⁷⁵ Gammer. p. 174.

⁷⁶ Дегоев В.В. Три силуэта. С. 180.

⁷⁷ АКАК. Т.10. С. XI.

⁷⁸ Русский Архив. 1884. Кн.1. С. 379.

よって発揮した。

M.S. ヴォロンツォフはカフカス戦争の終結のため、征服したカフカス山岳民との友好関係を維持することを重要視した。そして「イスラム教の危険からキリスト教徒（ロシア軍兵士一筆者）を守ること⁷⁹⁾」を条件としながら、カフカス山岳民への強制的なキリスト教への改宗を回避して、イスラム教がロシア帝国への「敵意」に結びつかない範囲で信仰の自由を認めたのである。また反戦プロパガンダによって、ロシアとの戦争を止めるようにカフカス山岳民に呼びかけ、シャミーリと一部の狂信主義者だけが「ロシアの敵」であって、それ以外の大半のカフカス山岳民はロシア帝国内での安全を保障されるという、情報を巧みに利用した心理作戦を実行した。これはミュリディズムの士気を抑えながら、彼らの一体性を分裂させるように仕向けたものであった。そしてシャミーリに味方したロシア軍からの脱走兵たちに逃亡罪を軽減（通常は死罪）するという条件でロシアへの帰還を促したり、更にはカフカス山岳民との通商関係の構築をするなど、ロシア帝国への「取り込み」を行ったのである⁸⁰⁾。

ここで重要な点として、前項で詳述したザカフカスの政治的安定を構築することが、シャミーリに対抗するため、ロシア帝国のカフカスでの一体性を確保するという、戦略的効果があったことも忘れてはならない。つまり、彼のカフカス軍最高司令官としての「新戦略」は、カフカス全権総督を兼任した M.S. ヴォロンツォフという人物によってのみ可能であったカフカス全体の統治政策であったと指摘できる。

彼のこうした「新戦略」は功を奏して、彼の在任中にカフカス戦争におけるロシア軍の優勢は決定的となり、1859年8月シャミーリはグニブ要塞で降伏し、40年近くに及んだカフカス戦争はついに終結した。この大戦果に M.S. ヴォロンツォフの「新戦略」が多大な貢献をしたことは言うまでもない。

【第六節】 総督引退と晩年(1854-1856)

彼の晩年を訪れたのは、1853年クリミア戦争であった。彼は祖国ロシアとイ

⁷⁹⁾ Движение горцов Северо-восточного Кавказа в 20-50 гг. XX века. // Сборник документов. Махачикала, 1959. С. 555-558.

⁸⁰⁾ Там же. С. 179-181.

ギリスが戦争を開始したことに困惑し、当時のイギリス陸軍大臣で彼の甥に当たるシドニー・ハーバードに、ロシアとの戦争を中止するように呼び掛けた⁸¹。この戦争は奇しくも、親英派であった彼が新ロシア総督として政治経済的な発展を遂げることに成功したクリミアや黒海沿岸を主戦場としたものであり、イギリスによってロシアが敗戦を迎えるという歴史の皮肉でもあった。

そしてM.S. ヴォロンツォフは1854年3月、病気を理由にカフカス全権総督を正式に辞任して、自分の後任にカフカス軍将校 A.I. バリャチンスキーを任命した。その後ドレスデンで静養しながら、同年10月すべての公務から引退した。そして1856年8月アレクサンドル2世によって念願だった陸軍元帥に任命され、同年11月6日オデッサで亡くなった。享年74歳であった。彼の葬儀はオデッサ大聖堂で行われた。そして1867年3月25日、彼のカフカス全権総督としての栄誉を讃えて、彼がカフカスに赴任した日から22年目を記念して、チフリスに記念像が建てられたのである⁸²。

【小 括】 M.S. ヴォロンツォフ研究の意義

本章ではM.S. ヴォロンツォフという、一人のロシア人帝国官吏の略歴を追いつながら、彼の行政軍事キャリアに一貫した、ヨーロッパに通暁した人的・物的ネットワークと、啓蒙主義という二つの特徴を見出した。これは私の研究課題であるM.S. ヴォロンツォフのカフカス統治研究を今後さらに進める上で、彼の政治姿勢を前提としながら研究できるという意味から、大きな礎となった。

最後に、M.S. ヴォロンツォフの存在した歴史的効果について考察する。彼は自分が幼少より慣れ親しんだヨーロッパ社会の気風を好みながら、それを自身の政治姿勢として新ロシアやカフカスというロシアのフロンティアで体現していった。これはロシア帝国への大きな挑戦でありながら、同時に祖国ロシアへの愛国心でもあった。また彼が提唱した農奴解放は、1861年アレクサンドル2世によって実現された。これらに注目すると、彼は19世紀前半にロシアをヨーロッパに近づけようとした人物として歴史的に位置づけられる。彼のロシア帝

⁸¹ Rhielandner. *Prince Michael Vorontsov*. p. 201.

⁸² Открытие Памятника в Тифлисе светлейшему князю Михаилу Семеновичу Воронцову 25 Марта 1867 года. Тифлис, 1867.

国に残した「政治的遺産」を研究することも、本研究の大きな対象であり、今後の研究課題として大きく取り上げたいと考えている。

(次号へつづく)

調停好き神話の崩壊(1)

— 現代中国紛争処理手続利用の変化が意味するもの —

王 冊

はしがき

第1章 人民調停の制度的枠組の変遷

1. 建国前の人民調停制度
2. 54年通則
3. 89年条例
4. 小 括

第2章 人民調停と裁判の利用の変化

1. 人民調停制度の利用状況の変化
 - (1) 調停委員会、同委員、利用件数の変化
 - (2) 紛争類型別の利用変化
2. 民事訴訟の利用状況の変化
 - (1) 民事訴訟利用総件数の変化
 - (2) 類型別の利用変化
 - (3) 民事第一審終局の処理結果の変化
3. 人民調停と民事訴訟の役割分担の変容
 - (1) 両手続の利用件数の変化
 - (2) 紛争類型ごとの両手続の利用変化
4. 役割分担の変容についての分析
 - (1) 婚姻紛争
 - (2) 家屋・住宅紛争
 - (3) 債務紛争
 - (4) 相続紛争
5. 小 括 (以上、本号)

第3章 人民調停衰退の原因と立て直しの動き

1. 人民調停はなぜ利用されなくなったか
2. 人民調停制度の再生
3. 制度改革に対する批判的評価
4. 最近の動き
5. 小 括

おわりに

1. ま と め
2. 今後の課題

はしがき

近年、日本では、かつて「法化」社会の構築に「有害」とまでいわれていた裁判外紛争処理手続が再評価されている。裁判外紛争処理手続は、民事紛争処理に積極的な役割を果たしうるとして、欧米発のADR（Alternative Dispute Resolution）の潮流の中で、ポジティブな視角から制度的に再構築しようという試みがみられるようになった¹。

中華人民共和国でも人民調停²と呼ばれる裁判によらない紛争手続が存在し、民事裁判よりもむしろこちらの方が主要な紛争解決ルートとして機能してきた。しかし、近時、かかる日本の趨勢に対し、中国ではこれに逆行するかのような現象が見られる。つまり90年代に入り、民事紛争処理は人民調停から裁判へとシフトする動きが見られるようになっている。すなわち、後述するように

¹ たとえば、日本の最近までの裁判外紛争処理手続に対する評価について、「全般的傾向としては、『全面的否定論』から『現実的消極的容認論』を経て『理論的積極的肯定論』へと、徐々に論調が変わってきている」といわれている。田中成明『現代社会と裁判』（弘文堂、1996）46頁。

² 人民調停の原語は[人民調解]である。しかし、先行研究においては[人民調解]を人民調停と訳するのが定訳になっているため、本稿でもそれに従う。中国の[調解]は日本の調停とは、ニュアンスが異なるとし、あえて原語を使う研究者もいる（高見澤磨『現代中国の紛争と法』（東京大学出版会、1998）8頁、宇田川幸則「中国における公安機関による私人間紛争の解決（一）」法学論集（関西大学）（1999）49巻5号、162頁）。本稿では、誤解を招く恐れがある場合、原語を[]に入れて表記する。また、丸括弧内は特に注記がない限り筆者による。

紛争当事者は、以前と比較して、むしろ人民調停を回避して、裁判をより積極的に利用するようになってきているのである。

人民調停が利用されなくなる状況の中で、最高人民法院（最高裁判所）は司法解釈により調停協議に契約としての効力を認め、人民調停制度利用に時効の中断効、一定の手続を経た調停協議書に執行力を付与した（2002年）。また、人民調停を指導してきた司法部が「人民調停活動に関する若干の規定」（2002年）を公布し、これまで綱領的であった人民調停を規律する条文が詳細になり、制度全体の「規範化」への方向転換が図られた。

本稿では、今回の制度改革の内容を紹介し、改革が行われた原因および狙いを探ることを課題とする。課題に取り込む前に、まず二つの予備的な作業を行う必要があると思われる。すなわち、人民調停について、①これまでの制度はどのようなものであったのか、②これまでの利用件数はどのように変化してきたのか、である。この二つの問題について、中国と日本においていずれもこれまで数多くの研究論文が出されており、再び取り上げ論じることは屋上屋を架すことにはならないかという批判を受けるかもしれない。しかし、これまでの論文の中には主に以下のような不足ないし問題点が存在し、改めて整理して議論する必要があると思われる。

①の問題について、中国では、「かなりのものが制度の紹介・解説と成功例・失敗例の紹介（多くは美談）」であり、1980年代中期以降には、理論的な研究が行われるようになったとはいえ、それも以前と同様に「人民調停制度を学問上の研究対象とする以前に、社会秩序のために制度を浸透させること」を目的としていると言われている³。制度に対する批判的な研究が行われていない。

人民調停制度が好まれ使われてきた原因について、主に中国人の「和を貴ぶ」国民性や「嫌訴」などの「文化的要因」があげられている⁴。その根拠として、

³ 高見澤磨・前掲注2、36頁。

⁴ たとえば、田元元「人民調停の観念」中華人民共和国司法部編『中国司法行政の理論と実践』（中国政法大学出版社、1992）1650—1652頁、汪漢卿「中国伝統法律文化と現代法制建設」法学論評1994年1期80—84頁、李本森「秩序、自由、道徳——關於儒家思想与現代法律的若干思考」法学1994年2期46—48頁、王紅岩「論人民調停工作的法制与道徳規範相結合的原則」政法論壇1995年4期61—69頁、程徳文「歴史与現在——現代法制中的伝統因素及其载体」南京師大学報（社会科学版）1996年3期32—35頁、賈応生「論法律意識」人大研究1997

人民調停がよく利用されているから、中国人は「和を貴ぶ」のだ、というトロジカルな解釈がなされている⁵。しかし、そうであるとしても、人民調停が以前ほどは利用されなくなった今では、中国人が和を貴ばなくなったのだろうか。

日本における人民調停制度の研究では、中国社会の背景に注目しつつ関係する条例・規定の分析を中心とした田中信行教授による一連の研究がある⁶。この一連の研究の大きな特徴とは、「文化的要因」とは一線をひき、政治的な要素や裁判所が不足していたことが調停の積極的な利用の原因とみて論を進めている。しかし、当該研究についても、人民調停協議の法的拘束力の有無や、制度の性格（行政的か、住民自治か）にとらわれすぎた点において、ズレた像を描いているのではないかという批判がある⁷。

年9期31-36頁、嚴俊「論法治觀念の合理定位」河北法学1998年3期67-69頁、聯合調研組「人民調解的新發展——新時期人民調解制度的調研報告」上海政法管理幹部学院学報1999年2期57-60頁、曾建明＝黃偉民「回顧与展望——論完善我国的人民調解制度」中央政法管理幹部学院学報2000年1期1-5頁、胡浩飛「民間調解・訴訟・法治」石油大学学报（社会科学版）2001年5期78-81頁、曾金勝「人民調解魅力独特」時代潮2003年14期23-25頁、羅幹「充分發揮人民調解作用創造穩定和諧社会環境」中国司法2004年3期6-8頁、于克涛＝何士鋒「人民調解制度的社会基礎論」甘肅農業2005年1期86-87頁、などがある。

⁵ このような「和を貴ぶ＝（調停が好まれ）裁判を使わない」について、高見澤磨教授は、現に中国において数多くの紛争が裁判所に持ち込まれている事実を挙げ、「和を貴ぶから裁判はない、ということは、ない」と指摘した。高見澤磨「中国の社会と法」（河合隼雄＝加藤雅信編）『人間の心と法』（有斐閣2003）243-261頁、特に、「第2. 儒教思想の国は和を貴ぶか」。本稿では、「中国人は和を貴ぶのか」、「そのために調停が好まれるか」という文化的な問題にまでは深入りしない。

⁶ 田中信行「現代中国の人民調停制度——一九四〇～一九五三年」都立大学法学会雑誌23巻2号（1982）147-192頁、同「人民調停と法治主義の相剋」『岩波講座・現代中国第1巻』（岩波書店、1989）280-305頁、同「中国における人民調停制度の改革（上）（下）」中国研究月報510号（1990）1-15頁、511号13-29頁。

⁷ 調停合意の法的拘束力の有無を分析軸にすえて、人民調停制度の変遷を追いかける研究手法の問題点について、鈴木賢教授は以下のように指摘する。「こうした二者択一的なレンズで中国法をながめると、相当ピントのずれた像を結んでしまはいはないか。『自治的』といっても、調停委員会の設置そのものは必要であったし、その活動にたいしては司法行政官である司法助理員が指導

②の制度利用件数の推移に関する統計的分析について、中国人研究者による先行研究では、人民調停の利用件数が減少したという指摘はあるものの⁸、紛争類型別の人民調停の利用状況の変化は示されていない。これに対して、日本においては、人民調停利用件数のデータを挙げその変化について簡単な分析を行った研究があるにすぎない⁹。しかし、データを紛争類型ごとに整理していない点、利用が変化した場合の原因を考える際、当該時期の民事裁判の利用件数との対比において考察を行っていない点に不満が残る。

本稿の課題である2002年改革については、改革が行われた前後に、中国ではその改革の可否または改革をめぐる評価に関して多数の研究論文が公表され、後述するように、これまで稀である中央政府（共産党）が行った改革を正面から否定する貴重な研究もある¹⁰。とはいえ、改正された条文を十分に分析せず、理論的抽象的に論じている点、上述した①制度のこれまでの流れや②利用件数データの分析を基礎としていない点においては、議論はやや「空中戦」的に行われている感を受ける。

日本では、今回の改革について田中信行教授によって簡単に紹介されている¹¹。改革を必要とした制度の問題点については以下のように述べている。人民調停制度は、「そもそもは裁判組織の不足を補う役割を求められていたのであるが、現在はそうした面での必要性は乏しくなっている」、また調停委員について、「彼らの法意識、法律知識の乏しさが、市場経済化に向けて激しく変化し、新しい

を与えていた。また、制度の理念はどうあれ、当事者がそれをどのように意識しているかが重要である。民事訴訟法（試行）でさえ、当事者は調停合意を履行しなければならないと規定していた（一四条）。逆に法的拘束力といっても、『執行難』は多年にわたる懸案であり、判決すらなかなか強制的には執行できないのが現状である。中国にはそもそもわれわれがイメージするようなハードな法的拘束力など存在しない」（鈴木賢「中国法研究をめぐって」『社会主義法の変容と分岐』（社会主義法研究年報 No. 1）（法律文化社、1992）169頁。

⁸ 范愉『非訴訟程序（ADR）教程』（中国人民大学出版社、2002）246頁、季衛東『中国的裁判の構図—公論と履歴管理の狭間で進む司法改革』（有斐閣、2004）116—117頁。

⁹ 高見澤磨・前掲注2、39—41頁。

¹⁰ 曹光曜＝金権「人民調停制度改革の不足と反思」法治論叢（2003）18巻5号45—48頁、など。

¹¹ 小口彦太＝田中信行『現代中国法』（成文堂、2004）103—104頁。

法制度を生み出している社会のなかでの紛争解決に、次第に限界をもたらすようになってきている¹²。これはいうまでもなく、裁判が機能すれば調停の必要性がなくなるという、いわば「機能不全説」に立つ見解である。しかし、人民調停制度の役割が「裁判組織の不足を補う」だけであったのかについては疑問が残る。また、調停委員の資質についての指摘はその通りであるが、しかし、後述するように現に裁判利用が減り人民調停利用が増えている紛争類型もあるため、「調停委員の法意識・法律知識が乏しい＝人民調停制度の限界」という図式は紛争の種類によっては必ずしも正しいとはいえない。

本稿は、先行研究における上記の不足ないし問題点を補い、冒頭で示した課題を達成するために、以下の順で論述を進めていきたい。まず、人民調停制度樹立期から今回の改革までの、制度を規律する条例・規定を概観し、いつ・何が・どう変わったのかを明示する。また、その作業によって、人民調停とはどういう制度であったのかを整理する（第一章）。ついで1986年から2004年までの19年間における人民調停の利用件数の類型別データをまとめ、その変化を示す。どの類型が、どの程度利用されなくなったのか、あるいはより利用されるようになったのかを明示する。同じ作業を、同時期の民事訴訟の利用状況についても行い、人民調停と民事訴訟の両手続に、どのような役割分担の変容があったのかを探る（第二章）。さらに2002年改革の中核となる、三つの規定・条例などの内容を検討し、何を、どう変えようとしているのかをまとめ、改革の狙いを探る（第三章）。

上記の作業を通じて、少なくともつぎの二つの点を明らかにすることができると考えている。すなわち、①市場経済化が進む中、中国で起きている紛争自体にどのような変化があったか、②このような変化に対して、紛争処理制度の設計者がどのような対応をしようとしているのかである¹³。

¹² 小口彦太＝田中信行・前掲注11、104頁〔執筆＝田中信行〕。

¹³ 中国の学者は、外国のADR制度を中国に紹介しながらも、人民調停制度を中国のADRと呼び、国内外に発信している（たとえば、范愉「当代中国非訴訟糾紛解決機制的完善与発展」学海2003年1期77－85頁。または、Fan Yu, *Development of ADR in Contemporary China*, Zeitschrift fuer Zivilprozess International 7. Band 2002 s.533, 555. など）。たしかに、人民調停制度は、非裁判手続による紛争処理という性格をもつ点では、ADRにちがいない。しかし、大衆の動員やイデオロギーの教化などといった政治的色彩がきわめて濃く、集団

第1章 人民調停の制度的枠組の変遷

人民調停制度の原型が形成されたのは1940年代前半の辺区時代にまでさかのぼるとされている¹⁴。その性格、担い手、手続および対象とする紛争の範囲などについては、時期によって変化しているものの、2002年改革が行われるまでの人民調停をさしあたり以下のような手続とおさえておく。すなわち、末端人民政府および末端人民法院の指導の下で、大衆的自治組織である居民委員会、村民委員会、または企業・非営利性事業体¹⁵の内部に設けられた大衆組織としての人民調停委員会がこれを主宰し、法律・法規・規則・政策・社会道德に基づいて、当事者双方の自由意思・平等の原則の下、私人間に発生した、人格的、財産的権利利益およびその他の日常生活で発生した紛争を処理する手続である¹⁶。

本章では、主に人民調停制度を規律するこれまでの各規定・条例に焦点をあて、以下の順で人民調停制度を紹介し、その歴史の変遷をみる。①建国前に各辺区ないし解放区¹⁷が制定した人民調停に関する条例や規定、②建国後の1954

秩序の維持のため互譲の強要もみられ、また時として人民の監視システムともなる当該制度は、「正義の多元性」、「裁判と異なるクオリティの提供」や「当事者の主体性」などが語られている、日本のADR潮流とは相当次元が異なっていると思われる。

¹⁴ 張希坡ほか編『革命根拠地法制史』（法律出版社、1994）553頁。なお、辺区（1937—45年ないし47年）とは、第2次国共合作が成立してから、その破綻までの間、実質上共産党が統治した地域を指す（木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨『現代中国法入門〔第3版〕』〔有斐閣、2003〕19—20頁）。

¹⁵ 非営利性事業体は、原語では〔事業単位〕という。生産的な収入がなく、主に国家からの経費によって営まれている事業体を指す。たとえば、学校、病院などがこれにあたる。

¹⁶ 常怡『中国調解制度』（重慶出版社、1990）102—103頁、宇田川幸則・前掲注2、166頁。処理する紛争の範囲は、婚姻・家事・扶養・撫養・相続・債務・家屋・宅地・土地・山林・水利・家畜・農機具・財物の損害およびその他の生活・生産に関わる紛争、または軽微な傷害・虐待・遺棄などの行為によって惹起された紛争であるとされる（常怡・前掲、102頁）。

¹⁷ 解放区（1945ないし47—49年）とは、第2次国共合作の破綻から中華人民共和国の建国までの間、共産党が支配した地域を指す。解放区時期の法のあり方や司法制度はおおむね辺区の延長線にあったという（張希坡ほか編・前掲注14、735頁）。本稿の考察対象は、主に辺区で成立した制度を中心とする。

年に政務院(後の国務院)が公布した人民調停委員会暫定組織通則(以下、54年通則という)、③1989年に国務院が54年通則を改正し制定した人民調停委員会組織条例(現行法、以下、89年条例という)。

全国レベルの法規が最初に明文規定をおいたのは、54年通則であるが、その基礎となったのは、建国前に各辺区ないし解放区が制定した人民調停に関する条例や規定などである。以下、まずこれらの各辺区、解放区の規定は、どのような内容を持ち、どのような経験が蓄積され、54年通則に至ったのかについて整理を試みる¹⁸。なお、その考察対象は、最も代表的だと思われるいくつかの規定に限定して行う¹⁹。

1. 建国前の人民調停制度

1940年代、人民調停制度は辺区において中国共産党が進める大衆路線²⁰に基づく司法活動の一環として確立された。人民調停は民間調停と政府(行政)調停に

¹⁸ 第1節では、あくまで54年通則の形成プロセスを明らかにすることを目的にしているため、辺区の調停制度を再現するような網羅的な分析は行わない。本稿において引用するいずれの条例、規定も中国社会科学院法学研究所編『人民調解資料選編』(群衆出版社、1980)に収録されている。以下辺区の調停に関する条文を引用する際、特に注記がない限り、本書によるものである。

¹⁹ 具体的には、山東省の「山東省調解委員会暫行組織条例(1941年4月)」(以下、山東省条例という)、同、「山東省戦時工作推進委員会關於民事案嚴行調解的通令(民事案案に対する調停の嚴格実行に関する通達、年代不明)」(以下、山東省通達という)、渤海区の「渤海区村調解委員会暫行組織条例(1944年4月)」(以下、渤海区村条例という)、晋西北村(晋綏辺区)の「晋西北村調解暫行辦法(1942年3月)」(以下、晋西北村条例という)、晋察冀辺区の「晋察冀辺区行政村調解工作条例(1942年4月)」(以下、晋察冀辺区条例という)、陝甘寧辺区の「陝甘寧辺区民刑事事件調解条例(1943年6月)」(以下、陝甘寧辺区条例という)、同「陝甘寧辺区政府關於普及調解、総結判例、清理監所指示信(調停の普及、判例の整理、監獄の整理に関する陝甘寧辺区政府指示、1944年6月)」(以下、陝甘寧辺区指示という)、蘇中区の「蘇中区人民糾紛調解暫行辦法(1945年5月)」(以下、蘇中区条例という)、冀南区の「冀南区民刑事調解条例(1946年2月)」(以下、冀南区条例という)、関東地区の「関東地区行政村(坊)調解暫行条例草案(1948年3月)」(以下、関東地区条例という)。

²⁰ 大衆路線とは、抗日戦争の期間中から共産党がとってきた人民司法原則である。すなわち、「人民に頼り、人民と結合し、人民に便利な」司法組織と活

分類しうる²¹。以下、陝甘寧辺区条例を中心にし、他の各辺区の条例と比較しつつ、辺区調停の制度的特徴を検討する²²。

a〔目的〕 陝甘寧辺区条例では、人民調停の目的を「民間の紛争を調停し、訴訟を減少させること」と規定した（1条）。他の辺区の条例の中でも、表現が異なるものの、紛争を速やかに解決し、訴訟コストまたは当事者の負担を減少させること〔減少訴訟〕を条例の目的と規定している²³。

b〔設置形態〕 辺区の多くの郷・村・区では、調停委員会という専門組織が設置され、調停は調停委員会で行われていた。調停委員会は、郷・村（下級）

動である（福島正夫＝幼方直吉＝長谷川良一『中国の裁判』〔東洋経済新報社、1957〕14頁）。

²¹ 辺区時期の人民調停に含まれる調停の種類については、「広い意味〔広意〕ではすべての調停が含まれ、狭い意味〔狭意〕では民間調停だけに限定される」（韓延龍「人民調解制度的歴史発展」中華人民共和国司法部編『中国司法行政の理論与实践』〔中国政法大学出版社、1992〕1653頁）と言われているように見解が分かれている。実際、辺区の人民調停には、法院調停も含まれているとする研究もあれば（張希坡ほか編・前掲注14、560－561頁）、法院調停を人民調停と異なる手続として紹介する研究もある（常怡・前掲注16、11－19頁）。日本における先行研究では、辺区の人民調停を民間調停、政府調停、法院調停に分類し分析を行い、最も広い定義によっている（田中信行・前掲注6、（1982）151－155頁）。本稿においては、人民調停の範囲を、法院調停を除いて民間調停と政府調停に限定する。

²² 数多くの条例がある中、陝甘寧辺区条例を中心にして分析を進める理由は、「陝甘寧辺区は始源の辺区であり、毛沢東以下中共中央がここに所在して指導し」た、「規模としては小さい方だが、こうしたことから、この辺区の立法は他の辺区のそれに対し模範的作用をもったようである」（福島正夫『中国の法と政治—中国法の歴史・現状と理論』〔日本評論社、1966〕48頁）からである。また、中国人学者も、「各抗日民主政権が公布し実施した調停法規のなかで、陝甘寧辺区条例はもっとも影響力がある条例である」と当該条例を位置づけている（張希坡ほか編・前掲注14、554頁）。

²³ たとえば、山東省条例（第1条）、渤海区村条例（第1条）、晋西北村条例（第1条）、晋察冀辺区条例（第1条）、冀南区条例（第1条）など。また、陝甘寧辺区指示では、人民調停のメリットを「調停を利用すれば、大きな争いでも小さくなりやがてなくなる。農村内部の和睦を促すとともに〔増加農村和睦〕、節約した労力を生産にまわすことができる」と指摘した。

および区(上級)という二級制を採用していたといわれている²⁴。しかし、陝甘寧辺区条例においては、調停委員会の設置を定める条文がなく、特別の機関としての調停委員会は設置されておらず、当事者に招かれた民間人が調停を行っていたようである²⁵。

c [担い手] 調停委員会を設置していない陝甘寧辺区条例では、下級の自主調停の際に、当事者がその隣人、親戚または大衆団体から調停人を選任し調停を行うと規定し(4条)、上級となる政府調停については必要と判断された時、当該地域の各機構の人員、大衆団体、公正な地元有力者を招き、その協力のもとで調停を行うと規定した(5条)。調停委員会を設置する他の辺区では、調停委員会の委員が調停の主宰者となるが、その委員の選出方法はそれぞれ異なっている²⁶。

d [扱う紛争の種類] 辺区の各条例においては、調停が扱う紛争の種類は、主に民事紛争と軽微な刑事事件と定められていた。陝甘寧辺区条例では、すべ

²⁴ 田中信行・前掲注6、(1982) 153頁、160頁。また、調停を申請する場合は、かならず下級から始めなければならなかったという(同上・153頁)。

²⁵ 陝甘寧辺区条例では、下級となるのは自主調停である。すなわち、双方当事者に招かれた隣人、親戚または大衆団体が、争っている事情に対して調停案を提出し、争いの収束を図るものである(4条)。この自主調停が不成立の場合、当事者が、郷(市)政府、区公署または県(市)政府に調停を申請することができ(5条1項)、これは上記自主調停(下級)に対し、上級(政府)調停として位置づけられていた。

²⁶ たとえば、山東省区条例の郷(下級)・区(上級)では、各大衆団体代表、(思想が)進歩的な地方有力者[進歩士紳]が担い手となって調停委員会を組織し、当該郷・区長は自動的に主任委員となる(3条)。渤海区村条例では、村調停委員会(下級)については、村代表大会の選挙によって選ばれると規定されている(3条)。区レベルの調停委員会(上級)については、区長が大衆団体代表等を招き、共同で[推選(推薦して選出)]を行う(3条)、晋西北村条例、晋察冀辺区条例と関東地区条例では、調停委員会のメンバー選出について規定を設けていないが、晋察冀辺区条例では、村公所が調停を行う際、村長の監督を受けなければならないとした(9条)。蘇中区条例では、郷・区調停委員会のメンバーを、区政府が下記人員より招聘・任用する。①郷長または民政委員、②郷の農・工抗日会長、③民兵隊長、④婦人抗日代表、⑤区・郷学校教師、⑥参政員あるいは参議員、⑦公正な地元有力者(5条)。

ての民事事案について、厳格に調停を行うとし、いくつかの犯罪類型²⁷を除いて、刑事事件でも調停を行うことを可とした。

e [調停の申立・開始] 調停の開始は、当事者の書面もしくは口頭の申請による。ほとんどの条例では、自由意思による参加の原則 [自願原則] を定めている²⁸。陝甘寧辺区条例では、調停の開始に、当事者の合意が必要とされている (第7条)²⁹。(軽微な) 刑事事件調停については調停の申立てや [自願原則] の準用に関しては明確な条文を設けていない。おそらく被害者が調停を申立て、加害者が調停による紛争処理に同意して、調停が開始されたのだと思われる³⁰。

f [費用] 陝甘寧辺区条例では、費用の徴収について明文規定を設けていないが、徴収は行われていなかったと思われる。他のほとんどの条例では、調停の費用については、徴収しないと明文に規定されている³¹。

g [処理方針] 陝甘寧辺区条例では、自主調停については規定がないが、政府調停については、抽象的に「法に依拠して調停を行う [依法調停]」とした (5条1項)。他の辺区でも、処理方針を基本的に合法の原則としている³²。

²⁷ 内乱罪、外患誘発罪、外患援助罪、故意殺人罪、窃盗・強盗罪、政府法令違反罪、公共危険罪、水利妨害罪など (2条)。

²⁸ 調停の開始に合意を必要としたのは、晋察冀辺区条例 (2条)、蘇中区条例 (当該条例は調停前置をとっているが [2条]、調停の期日に当事者が現れない場合は、自動的に取下げまたは不成立として扱うという条文を設け (10条)、不参加の自由を定めることによって、合意による調停の開始を担保した) など。

²⁹ 陝甘寧辺区指示では、各級人民政府、特に郷・区政府は人民からの調停申請を待っているだけでなく、工作人員を派遣して事案を探し出さなければならないと規定している (3条)。ほかの条例にも、これに似た条文がある (山東省区条例 [16条]、渤海区村条例 [18条])。つまり、当事者の申請を待たずに、調停委員が自ら事案を探し出し、調停を進める場合もあったのである。

³⁰ 加害者であっても、裁判手続による処理を回避するため、告訴される前に進んで調停を申立て、紛争を終結させようとする場合も考えられる。それゆえ、加害者が申立てをして被害者がそれに同意し調停が開始されるケースも考えられる。

³¹ たとえば、山東省条例 (12条)、渤海区村条例 (14条)、晋西北村条例 (13条)、晋察冀辺区条例 (17条)、蘇中区条例 (16条) など。

³² 合法原則とは、「調停は訴訟に関する法規によって制約されないが [不受訴訟法規的制約]、実体法の本質 (趣旨) に反してはならず、抗日民主政府の法

h [効力] 調停協議書の効力に関して、陝甘寧辺区条例では、はっきりした条文を設けていない。しかし、調停協議書にもりこむべき内容を条文によって詳細に規定し、双方当事者と調停を担当した者の署名捺印を必要とした点(9条)、調停協議書を「抛」(証文)として双方当事者に交付する点(8条)、当該紛争が既に法院に提訴され係争中であれば、取り下げのため法院にも調停協議書を提出することを必要とし、法院がそれを審査し調停禁止事件でなければ取り下げを認めるとした点(8条、10条)から判断するに、実務において調停協議書は法的効力をもっていたと考えた方が妥当であろう。ちなみに、他の辺区の条例では、ほとんど調停協議書を判決と同じ効力を有すると規定している³³。さらに、いくつかの条例では、調停が成立した際、強制執行の申請ができるという条文も設けている³⁴。

i [裁判との関係] 陝甘寧辺区条例では、調停が不成立の場合について、明文規定がないが、この場合は訴訟を提起しえたと思われる。また、逆に、すでに法院に提訴(告訴)され、捜査、審理、上訴または執行手続のいずれの段階にあっても、自主調停と政府調停を行うことができるとした(6条)。つまり、調停から裁判へ、と同時に裁判から調停への道も開かれていたのである。しかし、辺区の各条例では、そもそも調停と裁判の境界はかならずしもはっきりしているとは思われない³⁵。

律ないし政策に依拠し、良き慣習を参考にしなければならない」ということを意味する(韓延龍・前掲注21、1654頁)。

³³ たとえば、山東省区条例(9条)、渤海区村条例(10条)、晋西北村条例(11条)、晋察冀辺区条例(16条)、蘇中区条例(12条)、閩東地区条例(29条)。

³⁴ たとえば、晋察冀辺区条例(16条)、蘇中区条例(13条)、閩東地区条例(29条)。

³⁵ もっとも代表的なのは冀南区条例である。当該地域では、下級調停は自主調停であり、上級調停は村公所調停である。いずれも不成立の場合は、区公所(5条1項)、県政府(6条1項)、「専員公署」(7条1項)、「冀南行署」(8条1項)という順に当事者が処理を求められることができた。しかし、いずれの段階でも、調停する余地がまだあると認めた場合は、職権で当事者の隣人、親戚または村幹部を指定して調停を行うことが可能と定めた(5条2項、第6条2項、7条2項、8条2項)。なお、条文(6条)では、「当事者が県政府に正式に提訴する」[向県政府正式起訴]という表現があり、県以上のレベルでは裁判手続となる。辺区および解放区時代、法院を設置していない地域では、政府が裁判業務を兼任していた。辺区および解放区の司法制度について、張希

以上、辺区・解放区の人民調停制度について、陝甘寧辺区条例を中心に概観した。これらの条例から、当時の人民調停制度には、複合的な性格があったといえる。つまり①設置形態、調停の申立て・開始、費用、処理方針と裁判との関係からみて、人民調停は行政サービスの一種であったと思われる。②しかし同時に、担い手、処理方針や専門組織を設けない陝甘寧辺区の下級調停の形態などから判断すると、住民自治としての性格を有していたことも否定できない。

そして、その目的、扱う紛争の種類、効力からみて、複合的性格を持つ辺区の人民調停には裁判・司法の代替的役割を期待されていたのであろう。調停がうまく運用され、訴訟が起きてない村が模範村となったことを紹介し、その経験を他の村も学ぶべきであるとした陝甘寧辺区指示から判断すると、当時は調停による紛争処理が推奨され、その運用にかなりの期待が寄せられていたと考えられる³⁶。

このような辺区の人民調停制度が、やがて建国後の54年通則の基礎となる。

2. 54年通則

建国前の1949年2月25日に華北政府が「民間紛争の調停に関する決定」を公布し、農村部で行われてきた人民調停が、都市部においても同じく適用されると規定した³⁷。1949年10月に中華人民共和国が建国され、1954年に至って政務院は人民調停委員会暫定通則を公布した。54年通則は、人民調停について全国

坡ほか編・前掲注14、507-518頁、732-737頁参照。

³⁶ その理由について、先行研究では、①司法制度の未熟、②紛争処理を通じ、根拠地の政策・法令を宣伝、③大衆の意識変革を促進し、④勝利のために諸力動員することが指摘されている（高見澤磨・前掲注2、21頁）。または、「司法組織の未成熟という消極的側面もあったが、同時に、調停をたんなる紛争の事後処理とするのではなく、紛争処理を通して革命政権の政策と法令を宣伝・教育し、人民大衆の意識変革を推進しようとする積極的側面があったことも見逃してはならない。それゆえ、この時期の調停工作が示す最大の特徴は、革命的ないし政策的合目的性との強い結びつきにあったということができよう」（田中信行・前掲注6、（1982）151頁）。

³⁷ 当該決定は、人民調停が農村部から都市部へと拡大される転換点であったと言われている（中華人民共和国司法部編『中国司法行政の理論与实践』〔中国政法大学出版社、1992〕1655頁（執筆＝韓延龍）、鍾玉璠編『中国特色司法制度』〔中国政法大学出版社、2000〕355頁）。

レベルの法規が最初に明文規定をおいたものである。以下、まず54年通則が公布されるまでの経緯をみる。

1950年11月に出された「人民司法活動の強化に関する政務院の指示」では、できるだけ大衆による調停の方法を用いて訴訟を減少させるという方針が示された³⁸。これによって、人民調停制度が重視され、実際にも多くの紛争が人民調停によって処理されたという³⁹。53年4月に第二回全国司法会議が開かれ、その会議で行われた決議では人民調停の重要性が再び確認され、その強化が指示された⁴⁰。その翌年、政務院が54年通則を公布した。

54年通則は11ヵ条から構成され、人民調停委員会の目的、性質、原則などについて、全国レベルの法規としてはじめて明文で規定した。以下、辺区の人民調停制度と対比しつつ、54年通則の主な内容について簡潔に紹介する。

54年通則では、人民調停の目的に、人民の愛国・遵法教育を強化するなどの内容も盛り込まれたが、民間の紛争を迅速に処理するという目的は変わっていない(1条)。これに対して、それまで曖昧であった調停委員会の性質について明確に規定した。つまり、54年通則では、人民調停委員会を、大衆的〔群衆性〕調停組織であると規定し、その活動は末端人民政府と末端人民法院の指導のもとで行うと定めた(2条)。

調停委員会は、農村部では郷を単位とし、都市部では派出所(公安)所轄区または街道を単位として設置されると定めた(4条)。調停委員会は3人から11人の委員によって組織される(4条)⁴¹。委員選出の方法は、都市部では、末

³⁸ 中華人民共和国司法部編『中華人民共和国司法行政歴史文件匯編』(法律出版社、1987)8頁。

³⁹ 中華人民共和国司法部編・前掲注38、8頁。たとえば華東区では、全体の75%も占める125,000余件の滞積した案件が調停によって処理され、また、華北でも、70%以上の事案が調停によって処理されていたという(李春霖編『人民調解手冊』〔北京出版社、1989〕387頁)。

⁴⁰ 中華人民共和国司法部編・前掲注38、19頁。

⁴¹ 調停委員会の委員になる資格とは、政治的立場が明白であり、公正、大衆とよく関係を持ち、調停に熱心であることとされた(5条2項)。任期内、違法行為または職にふさわしくないことをした者については、選出機関が随時更迭することができる(5条2項)。また、調停員には、以下のことが禁止されていた。①汚職、私情にとらわれ不正をはたらくこと、②当事者に対し、処罰

端人民政府の管理〔主持〕のもとで住民代表が〔推選〕（推薦して選出する）、農村部では、郷人民代表大会が〔推選〕するとされた（5条1項）。扱う紛争の範囲は、一般の民事紛争および軽微な刑事事件であり（3条）、調停が成立した場合は、その内容を記録にとどめ、必要な場合は当事者に調停書を発行することができる（8条）。調停書の効力については条文を設けていないため、調停の結果を法的に強制的に実現するような効力はなかったと思われる⁴²。調停委員会と政府および法院との関係について、調停委員会は末端人民法院と末端人民政府の指導・監督を受け、また両機関の協力も得て調停工作を行うと規定した（2条、10条）⁴³。また、調停委員会が調停した事案について、政策・法令に違反した場合、人民法院がそれを正し、または取消さなければならない（9条）。調停の原則について、合法原則、自由意思による参加、調停前置主義をとらないことが規定された（第6条）⁴⁴。人民調停と裁判の関係については、規定がないものの、大衆組織としての性格や非前置原則を明らかにしたことから、少なくとも条文上では調停と裁判には境界がひかれたと考えられる⁴⁵。

辺区時期の人民調停と54年通則が規定する人民調停との違いについて、条文上からは少なくとも以下の諸点を指摘しうる。まず、調停委員会を大衆組織と

ないし拘束すること、③当事者に対する抑圧、（調停に非協力的などであった当事者に）報復すること（7条）。

⁴² 1954年9月に、北京人民法院（クラス不明）が出した「調停委員会のいくつかの問題に対する返答〔關於調解委員會幾個問題的答復〕」（中国社会科学院法学研究所編・前掲注18、50-51頁）では、調停委員会が公印をつくるべきか否かの問いに対し、「調停委員会は人民に対し自身の教育を促す大衆的組織であり、その調停の結果ないし作成した書類は、いずれも法的効力を有しない。それゆえ、公印をつくる必要がない」と答えている。

⁴³ 行政による指導がどのように行われるかについて、条文上では明らかになっていない。

⁴⁴ この三つの原則は、辺区時期ではいくつかの条文の中でもみられるが、正式に確立したのは54年通則であるといわれている（常怡編・前掲注16、21-22頁）。

⁴⁵ 田中教授は、54年通則について、制度上において「これまで不可分の関係にあった政府調停と民事訴訟手続きとが、新たに別個のものとして切り離され、調停はすべて当事者の自発的意思にもとづくとの原則が確立された」と指摘した（田中知行・前掲注6、（1982）173-174頁）。

位置づけ、政府調停が主流であった辺区の人民調停は、大衆組織による調停へと変革された。そして、調停と裁判の境界が明確となり、調停はあくまで当事者の自由意思によるものとされ、調停協議書に法的効力はなくなった。

このような54年通則の動きについて、田中信行教授は、政府調停から大衆組織による民間調停に変わった点を大改革と位置づけ、54年通則について「住民による自治的な組織の一部として活動することになった調停組織のもっとも大きな特徴は、そこで成立した調停の合意がまったく法的拘束力をともなわないという点であろう」と指摘している⁴⁶。確かに条文上からはこのような変化が読み取れる。しかし、実務のレベルまで視野に入れるならば、この指摘について二つの疑問を感じる。すなわち、人民調停は本当に住民自治的な制度になったのか、法的拘束力がまったくなくなったのかである。前述したように、人民調停活動は、末端人民政府と末端人民法院の指導・監督のもとで行うと定めた条文（2条、10条）に関して、関連する文書の中で繰り返しその指導の重要性が強調されている⁴⁷。それゆえ、建前はともかく、実体は単純に政府調停から自治的な組織による調停（民間調停）に変化したとは言いにくいのではなかろうか。建国前の辺区人民調停を分析した際、行政、住民自治という複合的な性格を併せ持つ制度であると指摘したが、54年通則下の人民調停についても、同様の結論が当てはまると思われる。つまり、条文上において調停組織を大衆組織とし、制度の住民自治的性格が明確になったことは確かであるが、関係する

⁴⁶ 田中信行・前掲注6（1989）287頁。

⁴⁷ たとえば、54年通則の方向を定めた「第二回全国司法会議決議（1953）」では、「人民法院と末端人民政府の指導のもとで、民間紛争を調停する。またその調停活動を通じて大衆に対して、政策法令の教育を行う」（中華人民共和国司法部編・前掲注38、19頁）。「『人民調停委員会暫定通則』に関する司法部の説明（1954）」では、「調停委員会の組織を強固にし、活動の質を引き上げる〔鞏固与提高〕ため、政治上、思想上、組織上の指導を強化しなければならず、常に督促と検査を行わなければならない」、また、「末端人民法院および巡回法廷は、調停活動に対する指導を重要任務の一つとしなければならない、事件の裁判と同様に重視しなければならない」（李春霖編・前掲注39、388頁）。その他、「民間調停活動の強化に関する司法部の通知（1954）」では、その内容の半分は、法院による人民調停に対する指導方法を規定するものであった（同上、392-393頁）。

文書において人民政府等の指導監督の重要性を強調していたところから判断するに、制度の行政的性格はなお失われていなかったと思われる。

54年通則では、調停協議の法的効力に関する条文は設けなかった。それゆえ、「効力はない」と理解することもできるであろう。しかし、上述したように、調停の合意は人民法院と人民政府の指導・監督のもとで出されていること（2条、10条）、政策法令への違反を法院が正さなければならないとされていた（9条）以上、当事者側からみて「まったく法的拘束力」がないと理解されていたといえるのであろうか。仮に調停協議が自発的に履行されず、後に当該紛争が法院に持ち込まれ、調停協議と大幅に異なる判決が出された場合は、これは単に人民法院が人民調停への指導監督責任と、政策法令違反に対する是正義務を尽くしていないということになるではなかろうか。言い換えれば、2条、9条、10条の内容が忠実に行われていれば調停協議と判決とは内容的に大差がないはずである。

55年後半から、農地の集団化政策が強硬に展開されるにつれ、紛争が激増し、加えて裁判活動が立ち後れていたことで、事件が滞るようになった⁴⁸。司法部は1957年7月に、54年通則を事実上撤回し、調停組織を再び行政機関に編入し、以前の辺区のように裁判機関の業務を一定程度肩代わりさせるようにした⁴⁹。その直後、文化大革命などの政治運動が起き、裁判制度のみならず、人民調停制度もまた紆余曲折した道を歩んだ⁵⁰。

文化大革命の間、事実上停止されていた人民調停制度について、1978年5月に開かれた第八次全国人民司法工作会议のコミュニケにおいてその必要性が再び強調され、調停活動への指導が人民法院の重要な任務であるとされたうえ、

⁴⁸ 田中信行・前掲注6、(1989) 289-290頁。

⁴⁹ 田中信行・前掲注6、(1989) 290頁。

⁵⁰ 1957年から文化大革命までの人民調停制度について、田中信行・前掲注6、(1989) 287-303頁を参照されたい。ここでは、以下の諸点について、留意しておきたい。まず、反右派闘争では、末端の組織を動員して運動を展開するために、人民調停委員会はその一翼を担った（同上、291頁）。具体的には、調停委員会は同じレベルの治安防衛委員会と一体になり、新たに「調処委員会」として組織された。そして「調処委員会」は「際立って強い政治性を帯びていた」（同上）という。後の文化大革命では、「(司法関係機関は破壊の対象となり)、人民調停制度も『階級調和』路線であるとして廃止された」という（高見澤磨・前掲注2、30頁）。

調停委員会の設置および健全化を図らなければならないと指示された⁵¹。1980年には54年通則が再公布され、「1980年代を通じて人民調停制度は順調な発展を示すように」⁵²なった。

3. 89年条例

80年代の初頭、人民調停制度については、人民法院組織法（1983年、22条2項）、民事訴訟法（試行）（1982年、14条）の中に規定が設けられ、現行1982年憲法でも人民調停委員会の母体である、村民委員会と居民委員会の性格を「大衆的自治組織」と規定する条文（111条1項）を設けた。法律によって法的地位が確定されるとともに、行政による積極的な組織再建が行われたゆえ、活動がもっとも活発的に展開された時期だと言われている⁵³。しかし、同時期に行われた経済改革にともなう社会の変動が紛争を変化させ、量的にも紛争を激増させるとともに、激化する⁵⁴ケースも増えた⁵⁵。このような状況に対し、人民の団結や社会主義モラルの遵守などを前提とする54年通則が想定した調停

⁵¹ 中国社会科学院法学研究所編・前掲注18、19頁。

⁵² 木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨・前掲注14、227頁。

⁵³ 田中信行・前掲注6、300頁。

⁵⁴ 激化とは、民事紛争の処理が誤ったり、放置したりする場合、刑事事件まで転化することを指す（高見澤磨・前掲注2、39頁）。民事紛争から殺傷沙汰にまで激化する原因などについて、同上・184－203頁参照。

⁵⁵ 1984年9月に、司法部が出した「人民調停活動を強化し、社会治安綜合管理〔治理〕を積極的に推進する意見」では、民間紛争の激化を防止することが人民調停活動の重点であると指摘した（『中国司法行政年鑑〔1995〕』（法律出版社、1996）34頁）。また、1988年7月に民間紛争激化防止の全国經驗交流会が開かれ、会議に全国人民代表大会常務委員会副委員長、國務委員、司法部長、最高人民法院長や最高検察院副検察長などが参加したことから激化問題の深刻さがうかがえる（『中国司法行政年鑑〔1995〕』（法律出版社、1996）1039頁）。当該時期に、司法部による一部地域におけるサンプル調査の結果では、殺人〔凶殺〕、放火、毒殺〔投毒〕、爆破、重傷害という5つ類型の刑事事件の中では、55.7%の事件が民間紛争の激化によるものであった（同上）。当時の民間紛争激化の原因について、①当事者が訴訟沙汰を回避する傾向があり、そのため紛争を法院に持ち込まずに、長期にわたって紛争が解決できない、②仮に法院に持ち込もうとしても、受理〔立案〕の基準に達していないため、法院が受理し

方式は、必ずしも当事者を満足させることができなくなった⁵⁶。

以上の問題に対応するため、1989年6月17日、国務院は54年通則を改正して人民調停委員会組織条例（89年条例）を制定し、公布・施行した⁵⁷。89年条例は17カ条によって構成されている。以下、89年条例の主な内容、54年通則と比較して変化した部分について紹介する⁵⁸。

調停委員会は、54年通則と同様に、村民委員会、または居民委員会の下に設置される大衆組織であると規定され（2条）⁵⁹、調停委員になる資格は、従来の公正で、大衆とよく関係を持ち、調停に熱心であるという条件に加えて、法律知識と政策に対する一定の理解を有することを必要とした（4条）⁶⁰。また、居民委員会や村民委員会の委員が調停委員を兼任することが認められ、残りの委員は大衆によって選出するとされる（3条2項）。任期は54年通則の1年か

ない。そのまま紛争が放置され対立が深まりやがて激化する、という分析がある（梁徳超編『人民調解学』〔山東人民出版社、1999〕74頁）。

⁵⁶ 田中信行・前掲注6、（1990）4頁。

⁵⁷ 89年条例が制定された詳しい経緯について、田中信行・前掲注6、（1990）4頁参照。この翌年、司法部は民間紛争処理辦法（以下、90年辦法という）を公布した。90年辦法は、主に人民調停が不成立になり、その処理が末端人民政府に求められた場合の政府の対応について規定している。89年条例と90年辦法との関係について、木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨・前掲注14、228－229頁参照。

⁵⁸ 89年条例の日本語訳は、楊磊「中華人民共和国における人民調停制度」修道法学第12巻第2号（1990年）180－184頁参照。

⁵⁹ それ以外に、企業・〔事業単位〕の中においても、「必要に応じて人民調停委員会を設置することができる」（15条）と定めた。村民委員会と居民委員会とは、城市居民委員会組織条例（1954年）、城市居民委員会組織法（1990）、村民委員会組織法（試行）（1988）にもとづいて設置された大衆組織である。その性格、組織、活動については、高見澤磨・前掲注2、33頁参照。

⁶⁰ 調停委員にも法律の専門知識が要求された原因として、田中教授は以下のように指摘している。それまで法律上の争いとはなりえなかった紛争は、法律上の権利義務関係の確定を求める紛争へと変質するようになり、党の権威や政策もしくは社会主義的モラルにたよった説得だけでは、当事者を納得させることができなくなった。調停の場合にも明確な法的根拠にもとづく処理が必要となり、調停員にも法律上の専門的知識が要求されるようになった（田中信行・前掲注6、〔1989〕304頁）。

ら3年に変更された(3条2項)。さらに、多民族が居住する地域では、人数の少ない民族からも調停委員を選出すべきとされる(3条3項)。

調停が扱う紛争の範囲について、54年通則では「民事紛争および軽微な刑事事件」と規定していたが、89年条例では「民間紛争」に限定した(5条)。「民事紛争」ではなく「民間紛争」というあいまいな表現を用いた理由は不明だが、その「民間紛争」の範囲について、翌年に出された90年辦法では、「身分、財産上の権利利益[權益]に関し、および日常生活の中で発生した市民間の紛争」と定義している。「軽微な刑事事件」が対象から除外されたのは確かであろう。除外された理由について、86年に改正された「治安管理处罰条例」にもとづいて、軽微な刑事事件の調停は公安機関の職権に加えられたという解釈がある⁶¹。

調停の開始について、当事者の申請によって開始すると定めている(7条1項)。しかし、他方で同時に当事者が申請していなくても、調停委員会は自らの職権により調停を行うことができると規定している(7条2項)⁶²。調停の法的効力については、一切条文を設けていない54年通則に対し、89年条例では調停委員会の主宰のもとで達成できた調停協議は、当事者が履行しなければならないというあいまいな条文を設けた(9条1項)⁶³。

調停委員会と政府および法院との関係については、54年通則と同じく、調停委員会は末端人民法院と末端人民政府の指導・監督を受けると規定した(2条1項)。その上、末端人民政府およびその派出機関は、人民調停委員会の日常活動を指導し、具体的には司法補佐員[助理員]がその責任を負うと定めた(2条2項)⁶⁴。それに合わせて、54年通則では「調停が政策・法令に違反した場

⁶¹ 田中信行・前掲注6、(1990)5頁。

⁶² この職権による調停開始が規定されていることから、調停委員会は自ら紛争を発見し調停を行うことを要求されているかのようなのである。紛争が深刻化する以前の萌芽的な状態において処理することが意図されているのである。紛争の早期発見には、調停委員会の日々の情報収集が欠かせない。このいわば紛争早期発見活動は、同時に監視システムとしても機能しうることはいうまでもない。

⁶³ しかし、同条2項では、協議に至らず、または協議が成立した後、一方が翻意した場合、末端人民政府に処理を求めることができるほか、人民法院に提訴することができると規定されている。「翻意」ができるという点において、少なくとも条文上では、調停協議には法的効力が付与されていないと解される。

⁶⁴ 司法補佐員の職務について、1981年11月に司法部が司法補佐員工作暫定規

合の是正」は末端人民法院の権限であったが（54年通則、9条）、89年条例では、人民政府の権限となり（第10条）⁶⁵、政府による人民調停への指導を一層具体化し、強化したといえよう。

以上を総合すると、54年通則と比べて、89年条例には主に以下二つの変化があったと指摘しうる。すなわち、人民調停手続に対する行政の関与が強化されたこと、人民調停協議は法的効力が「ある」という方向に移動したことである。行政関与が強化された証拠としては、①行政官である司法補佐員が、直接に人民調停を指導することを条文によって明確にしたこと、②人民調停が法律・法規・政策に違反した際にこれを是正する権限を人民法院から人民政府に移したことがある。また、後に公布した90年辦法によって、③人民調停委員会による調停に対する不服申立手続も新たに導入され、その受理機関は人民政府とされた⁶⁶。人民調停委員会の調停結果に対して、人民政府がその是非を判断することには、人民政府による人民調停委員会に対して指導の意味合いがあると思われる。また、人民政府は、調停委員会にとって、後見人的、後ろ盾的存在であることも読み取れるであろう。このように、人民調停委員会を大衆組織と位置

定を公布し、末端の行政機関に置かれる司法助理員が人民調停委員会の活動を管理すること、調停に対して指導、検査、疑義のある調停への参加などを定めた（3条1項、2項）。よって、司法補佐員の関与は89年条例の前にも行われていた。89年条例はそれを追認したにすぎない。

⁶⁵ これについて、田中教授は以下のように指摘している。人民法院が「人民政府のように当事者からの申立てをまつことなく、みずから主体的に是正する権限を行使することはできなくなったわけで、その分だけ人民政府の指導性が高まったと評価しうるであろう」（田中信行・前掲注6、（1990）6頁）。後に制定された現行民事訴訟法（1991）の中では、「人民調停委員会が民間紛争を調停した際、法律に違反した場合は、人民法院がそれを是正しなければならない」（第16条3項）と規定を置いたが、実際には、これはほとんど行使されていないと指摘する研究がある（王晶「対人民調解原則作為民事訴訟基本原則的質疑」塩城工学院学報（社会科学版）2003第1期9頁）。

⁶⁶ 不服とされた事案に対する人民政府の調停は、処理が下されてから15日以内に、当事者が人民法院に訴えを提起しなければ、法的効力が生ずると規定され、末端人民政府は当事者の申請によって執行することができると定めた（90年辦法第21条）。なお、この人民政府が、人民調停委員会に対する申立てを受理する構造は、辺区時期の下級・上級人民調停という構造に類似している。

づける条文を残しつつも、行政の関与が強化されたことからみて、54年通則についても指摘したように、「人民調停は複合的な性格を持ち合わせている」という結論が、89年条例にもあてはまることになる。

調停の法的効力について、89年条例が制定されるまでに学界では大きな論争がまき起った⁶⁷。最終的には、89年条例において人民調停協議の法的効力について明確させることに至らなかった。しかし、全く規定を設けなかった54年通則よりも、「当事者が履行しなければならない」というあいまいな条文を設け、54年通則よりも「効力がある」という方向に動いたことは明らかであろう。また、利用者側からみても、調停自体が人民政府と人民法院の指導・監督を受けるため、利用者は調停協議にまったく法的効力がないと意識しているとは考えにくい。そして、法的効力とは関係ないが、調停委員会の構成員は街や村の顔役的な人物が多いことから、社会的な圧力により、当事者に調停協議を履行させる実質的な拘束力を有すると指摘する研究もある⁶⁸。法的効力について論争になったこと自体から判断すると、調停に法的効力を持たせ、本来、法院が処理すべき紛争を人民調停制度の処理に委ね、肩代わりさせるという思考回路が強く残っていたと思われる⁶⁹。

⁶⁷ 論争の中で出された論文は、後に中華人民共和国司法部が1992年に編集した『中国司法行政的理論与实践』に掲載されている。とりわけ、人民調停は大衆組織が行う調停であり、自由意思に基づく調停であるゆえ、法的効力を与えるべきでないとする主張(中華人民共和国司法部編『中国司法行政的理論与实践』[中国政法大学出版社、1992] 1689-1690頁[執筆=于維超]、1692頁[執筆=繆瑾])、人民調停制度の法的地位を高め、紛争を有効に処理すると同時に、調停委員の調停に対するやる気を引き出し、委員会の活動の効率を高めるために、調停協議に法的効力を与えるべきとする主張(同上1690頁、[執筆=王祺国、張荻秋]、1690-1691頁[執筆=賀劍強])、調停協議書は判決、裁定のような法的効力はないが、しかし、両当事者の自由意思のもとでできたものであるゆえ、民事契約であると理解すべきとする主張(同上1692頁[執筆=張友漁]、1693頁[執筆=賀好彰])などが対立していた。

⁶⁸ 宇田川幸則・前掲注2、167頁。

⁶⁹ このような思考回路が続く限り、人民調停に法的効力を与えるのは、もはや時間の問題となろう。この答えは、いよいよ司法部が2002年に出した人民調停に関する規定の中に現れることになる。本稿の第三章で議論する。

4. 小 括

以上では人民調停についての条例・規定を辺区時代、54年通則、89年条例の順に概観した。これまでの整理を踏まえて、89年条例までの人民調停の性格の変化を以下のようにまとめることができよう。

三つの時期における人民調停制度は、いずれも複合的に二つの性格、すなわち行政的性格、住民自治的性格を持ち合わせていたといえる。複合的な性格を持つ当該制度は、辺区時期では、陝甘寧辺区の下級調停のような自治的な調停もあるものの、基本的に行政がイニシアティブをとり積極的に制度建設・運営を進めていたがゆえに行政的な性格も強い。54年通則では、人民調停委員会が「大衆的調停組織」であるとした条文を掲げ、住民のイニシアティブによる制度への転換を一時的に試みたが、結果的に「住民自治」的な制度に転換したとは考えにくい。89年条例では、たとえば司法補助員による関与などのように、行政による関与を制度的に定め、行政的な性格が再び強くあらわれたが、しかし、辺区時期の行政のイニシアティブによる運営ではなく、むしろ指導や監督というような後見的な行政関与に転換しようとした。したがって、先行研究における当該制度位置づけについて、鈴木賢教授が指摘したように⁷⁰制度を行政的なものか、住民自治的なものか、という二者択一的に分類することは妥当でないと思われる。

複合的な性格を持ちつつも、行政のイニシアティブによる組織運営（辺区）から、住民自治への転換（54年通則）が試みられた原因は、主に以下二つが考えられる。すなわち、①政治的環境と②裁判制度の実態である。①辺区時期では、戦争に勝利するため、人民調停制度に紛争処理のみならず、紛争処理活動を通じて党の政策の宣伝、人民の動員、イデオロギー教化などの政治的な目的が強く期待されていた。しかし、建国後、「戦争に勝つ」という緊迫性が消え、例えばイデオロギー教化など人民調停に期待している役割の必要性もある程度弱まった。②先行研究においても指摘されているように、辺区では、法院の整備など司法制度が著しく不備であった。そのために法院が処理すべき紛争を人民調停制度の処理に委ね、肩代わりさせる切実な必要性があったと思われる。また、紛争処理の質を保障するために、行政中心が要請された。建国後は、法律や法院の整備が進み、人民調停が司法制度の不備を補うためにその一翼を担

⁷⁰ 鈴木賢・前掲注7、169頁。

うという必要性がある程度低くなった。そして、89年条例において再び行政的性格が強くなった原因とは、改革開放にともない、経済活動が活発になるにつれ以前と比べて紛争が多発するようになり、「激化」するケースも増えた。それに対応するために、行政が人民調停を介して社会秩序の維持を図ろうとしたからである。このような政治的環境、裁判制度実態の変化や経済路線の変化によって、人民調停制度の性格の重心も「行政的」から「住民自治的」を経て再び「行政的」に回帰した。

人民調停の性格の変化にともない、人民調停協議の法的効力も変化してきた。すなわち、法的効力を有すると規定すること（辺区の諸規定・条例）から、法的効力に関する条文を設けない（54年通則）を経て、「当事者が履行しなければならぬ」（89年条例）というあいまいな条文を設けるに至った。しかし、制度が終始複合的な性格を持ち合わせているのと同様に、調停協議の効力も当該時期に調停協議に実際に法的効力が「あった」、あるいは「なかった」ということを意味するものではない。

日本においてある法制度を研究する際、まず、当該制度の性格や法的効力をはっきりさせることが大前提である。しかし、このような手法をもって中国の法制度にアプローチすれば、ズレた像ができてしまう恐れが大いにあると思われる。つまり、中国法の世界では、多くの場合、「ある」もしくは「ない」とはっきりさせることが困難である⁷¹。中国の法制度を描き出す際、むしろ「ある」と「ない」を両端とする1つの直線の上のどの点にあるか、というアプローチをとるべきかもしれない。この表現方法に即してこれまでの人民調停制度変遷に現れた制度の性格と法的効力の変化のイメージを表せば、図1と図2が示すよ

⁷¹ このような中国法の状態を、鈴木賢教授は「中国法のグラデーション状態」という表現を用いて、西洋法的なアプローチによる中国法研究の限界を指摘した（鈴木賢「中国法の思考様式—グラデーションの法文化」安田信之・孝廷延夫編『アジア法研究の新たな地平』〔成文堂、2006年刊行予定〕。教授によれば、法的領域と法外領域、法的紛争と社会的紛争、法律家と非法律家、法的効力があるとないなど、西洋法において峻別されているものが、中国においてむしろ「連続」していると指摘した。（なお、教授が提示した、「中国の社会では、いまだ日常世界と法的領域が垣根なく地続きになっている」という分析について、鈴木賢「北東アジア法文化圏—中華人民共和国と中心として」比較法研究60号〔1998年〕40頁参照）。

うに、「行政的」と「住民自治的」、または法的効力が「ある」と「ない」を両端とし、時間軸を加えた場合、緩やかなカーブを描いて変化していることが分かる。

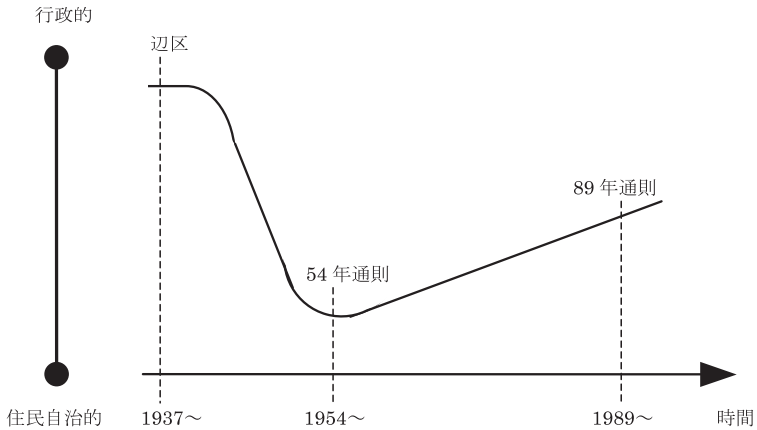


図1. 人民調停の性格

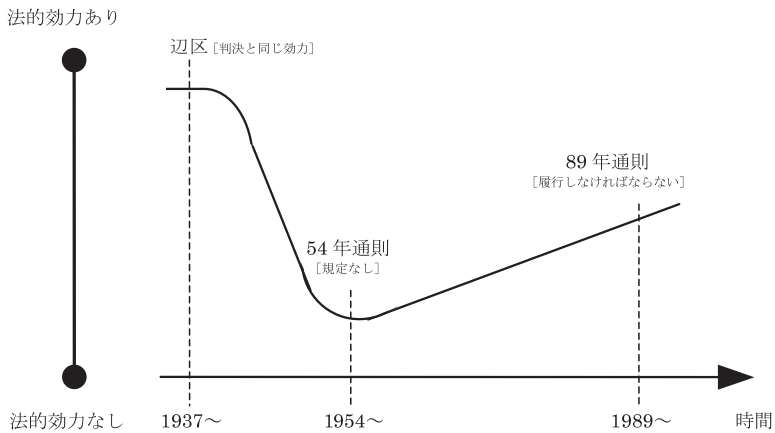


図2. 人民調停の法的効力

調停好き神話の崩壊(1)

図1と図2からでも分かるように、人民調停の効力の有無は、行政的性格の強弱と軌を一にしている。つまり、人民調停制度に関して、法的効力と制度の性格について、行政の関与が強化された場合は、法的効力があるという方向に移動するという傾向があることが確認できる。次章では、これまでの人民調停利用のデータを分析した後、第三章において、果たしてこの傾向は、2002年改革にも当てはまるかを探ってみたい。

第2章 人民調停と裁判の利用の変化

本章では、人民調停利用件数の変化、および民事紛争処理における人民調停と訴訟手続の役割分担の変化を究明するため、以下三つの考察を行う。①1986年から2004年まで19年間の人民調停利用件数の統計データ¹を分析し、調停の担い手、処理件数および紛争類型別の利用件数にいかなる変化を生じているのかを概観する。ついで、②1986年から2001年までの16年間の民事訴訟第一審の利用状況²、とりわけ総件数の推移、類型別の変化、終局における判決と法院調停（訴訟内調停）の割合の変化をみる。そして、③以上二つのデータを総合し、人民調停と民事訴訟の役割分担が、この16年余りの間でどのように変化してきたのかを確認する。最後に、以上の三つの考察をふまえて、人民調停の利用変化について、最も特徴的と思われるいくつかの紛争類型をとりあげ、人民調停と裁判が果たす役割はなぜ変化したのかを探ってみる。

なお、本節で用いられている図表は、いずれも参考資料としてあげた〔表1 数字でみる人民調停委員会と人民調停〕、〔表2 数字でみる民事訴訟第一審〕、〔表3 数字でみる経済訴訟第一審〕をもとに作成したものである³。

¹ 本節で引用するデータは、特に注記がない限り、いずれも『中国法律年鑑』（法律出版社、〔1987—1989〕、中国法律年鑑出版社、〔1990—2003〕）、『中国統計年鑑』（中国統計出版社、〔1996〕、〔1998—2004〕）によるもの。本稿では、司法統計が公式に公表されはじめた1986年以降を分析対象とする。なお、1986年以前の人民調停利用のデータについて、藍全善ほか編『当代中国的司法行政工作』（当代中国出版社、1995）455—456頁、高見澤磨『現代中国の紛争と法』（東京大学出版会、1998）40頁参照。また、1986年以前の民事裁判利用のデータについて、何蘭階〔ほか〕編『当代中国的審判工作〔下〕』（当代中国出版社、1993）5—18頁参照。

² 公布されている民事第一審のデータは、2002年より統計方法が変わったため、それまでのデータと比較分析することはできなくなった。そのため、ここでは分析の対象から外している。

³ 2004年から人民調停に関する統計の表示方法方が変わった。そのため、〔表1〕の2004年の部分では、紛争類型別の処理件数を示すことができなかった。〔表2〕、〔表3〕について、1986年の事案類型ごと、終局の内訳、1987年の終局内訳のデータが欠落している。

表1 数字でみる人民調停委員会と人民調停

	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
人民調停委員会	957,589	980,325	1,002,635	1,006,040	1,020,537	1,040,330	1,011,221	1,007,935	1,009,407
調 停 委 員	6,087,349	6,205,813	6,370,396	5,937,110	6,256,191	9,914,135	10,179,201	9,766,519	9,997,616
組織あたり人数	6.4	6.3	6.4	5.9	6.1	9.5	10.1	9.7	9.9
1委員会処理件数(平均)	7.6	7.1	7.2	7.3	7.3	6.8	6.1	6.2	6.1
人民調停処理総件数	7,307,049	6,966,053	7,255,199	7,341,030	7,409,222	7,125,524	6,173,209	6,222,958	6,123,729
婚姻家庭紛争									
婚 姻	1,223,836	1,188,353	1,240,006	1,238,819	1,222,214	1,333,026	1,183,317	1,187,687	1,191,925
(率)	16.75%	17.06%	17.09%	16.88%	16.50%	18.71%	19.17%	19.09%	19.46%
相 続	262,408	241,648	269,300	270,654	284,979	295,794	280,448	295,766	296,227
(率)	3.59%	3.47%	3.71%	3.69%	3.85%	4.15%	4.54%	4.75%	4.84%
扶 養 ^{※1}	404,356	380,038	416,871	409,235	445,963	472,188	413,476	434,085	440,621
(率)	5.53%	5.46%	5.75%	5.57%	6.02%	6.63%	6.70%	6.98%	7.20%
家 庭 ^{※2}	1,044,849	1,074,726	1,100,103	1,146,960	1,167,792	—	—	—	—
(率)	14.30%	15.43%	15.16%	15.62%	15.76%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	723,154	602,351	587,173	570,404
(率)	—	—	—	—	—	10.15%	9.76%	9.44%	9.31%
家屋・宅地・敷地	1,107,453	1,024,296	974,217	947,975	894,349	859,857	721,004	687,822	659,980
(率)	15.16%	14.70%	13.43%	12.91%	12.07%	12.07%	11.68%	11.05%	10.78%
債 務	333,102	325,388	390,390	418,684	498,564	435,016	415,558	463,727	462,539
(率)	4.56%	4.67%	5.38%	5.70%	6.73%	6.11%	6.73%	7.45%	7.55%
生産・経営	725,889	667,409	733,972	736,105	751,651	744,818	623,492	626,722	611,555
(率)	9.93%	9.58%	10.12%	10.03%	10.14%	10.45%	10.10%	10.07%	9.99%
損 害 賠 償	535,584	482,920	511,273	526,141	528,148	531,927	464,736	442,967	492,325
(率)	7.33%	6.93%	7.05%	7.17%	7.13%	7.47%	7.53%	7.12%	8.04%
相 隣 関 係	875,576	889,502	925,105	956,102	989,827	1,074,351	946,080	947,589	899,226
(率)	11.98%	12.77%	12.75%	13.02%	13.36%	15.08%	15.33%	15.23%	14.68%
そ の 他	793,996	691,773	693,962	690,355	625,735	599,110	522,747	549,420	498,927
(率)	10.87%	9.93%	9.57%	9.40%	8.45%	8.41%	8.47%	8.83%	8.15%

※1 【扶養】の中では、撫養・扶養・贍養が含まれている。その区別の必要性ないし方法は、鈴木賢「現代中国相続法の原理—伝統の克服と継承」(成文堂、1992) 102-103頁、木間正道=鈴木賢=高見澤磨「現代中国法入門 [第3版]」(有斐閣、2003) 170頁参照。
 ※2 【家庭】紛争とは、日常生活における、家庭成員間に起きる紛争を指す。主に夫婦間、嫁姑間、世代間、兄弟間に生じる、家庭財産の使用、養子縁組・離縁などについての紛争をいう岑生挺・鄭玉華「民間糾紛調停指南」(警官教育出版社、1992) 161-164頁。
 ※3 「中国法律年鑑」の1991、1995及び1997年の内訳の合計は総計と一致していない。1995年、1997年のデータについて、合計と総計が一致している「中国統計年鑑」によるものである(1995:「中国統計年鑑1996」、731頁、1997年:「中国統計年鑑1998」、781頁)。

1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
1,009,814	1,001,579	985,313	983,681	974,100	964,000	923,000	890,600	878,000	853,300
10,258,684	10,354,176	10,273,940	9,175,300	8,802,500	8,445,000	7,793,000	7,161,600	6,692,000	5,144,200
10.2	10.3	10.4	9.3	9	8.8	8.4	8	7.6	6.0
6	5.8	5.6	5.4	5.3	5.2	5.3	5.2	5.1	5.2
6,028,481	5,802,230	5,543,166	5,267,194	5,188,646	5,030,619	4,860,695	4,636,139	4,492,157	4,414,233
1,146,769	1,091,703	1,031,489	952,317	868,585	871,710	851,919	796,279	752,010	—
19.02%	18.82%	18.61%	18.08%	16.74%	17.33%	17.53%	17.18%	16.74%	—
311,159	305,336	308,321	274,689	270,751	276,601	263,664	258,058	248,858	—
5.16%	5.26%	5.56%	5.22%	5.22%	5.50%	5.42%	5.57%	5.54%	—
451,490	432,931	416,127	388,352	372,193	390,002	349,474	347,491	326,451	—
7.49%	7.46%	7.51%	7.37%	7.17%	7.75%	7.19%	7.50%	7.27%	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
544,425	534,102	522,131	444,176	411,646	412,801	396,352	351,181	329,711	—
9.03%	9.21%	9.42%	8.43%	7.93%	8.21%	8.15%	7.57%	7.34%	—
641,074	591,567	556,670	544,742	538,843	532,656	522,359	482,739	454,171	398,759
10.63%	10.20%	10.04%	10.34%	10.39%	10.59%	10.75%	10.41%	10.11%	9.03%
477,318	480,662	465,281	453,866	480,341	451,049	440,451	424,325	423,661	—
7.92%	8.28%	8.39%	8.62%	9.26%	8.97%	9.06%	9.15%	9.43%	—
636,018	602,932	570,754	539,614	529,318	495,783	479,220	447,529	426,279	—
10.55%	10.39%	10.30%	10.24%	10.20%	9.86%	9.86%	9.65%	9.49%	—
415,886	414,518	394,960	386,595	387,208	364,585	353,218	353,371	335,132	340,021
6.90%	7.14%	7.13%	7.34%	7.46%	7.25%	7.27%	7.62%	7.46%	7.70%
883,281	838,157	800,775	794,588	764,541	740,161	729,237	694,451	690,547	793,917
14.65%	14.45%	14.45%	15.09%	14.73%	14.71%	15.00%	14.98%	15.37%	17.99%
521,061	510,322	476,658	488,255	565,220	492,271	474,801	480,715	505,337	478,318
8.64%	8.80%	8.60%	9.27%	10.89%	9.79%	9.77%	10.37%	11.25%	10.84%

※4 「中国法律年鑑1997」に記載された1996年のデータの中、【人民調停委員会】の数は「10,001,579」になっていたが、他年度のデータと比較し、「中国統計年鑑1997」(741頁)を参照したところ、記入ミスと判断したため、「1,001,579」に修正した。
 ※5 1998年のデータに関して、「中国法律年鑑1999」では、ほぼ全部の項目を「〇〇万件」という表示が用いられ、千桁以下の詳細のデータを得られなかった。当該年度の人民調停の件数の内訳について、「中国法律年鑑2000」(1230頁)を参照した。
 ※6 なお、【調停委員】について1998-2001、【人民調停委員会】1999-2001、「中国法律年鑑」「中国統計年鑑」の中では、いずれも万件という単位を用いたため、詳細に記されていない桁を「0」として補った。
 ※【出典】「中国法律年鑑」1987-2005、「中国統計年鑑」1996、1998-2004。

表2 数字でみる民事訴訟第一審

	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
受理	989,409	1,213,219	1,455,130	1,815,385	1,851,897	1,880,635	1,948,786
終局	978,990	1,196,494	1,419,056	1,808,538	1,849,728	1,910,013	1,948,949
事案の内訳(終局)							
婚姻家庭紛争	—	645,739	734,761	874,223	935,831	1,007,901	1,042,880
(率)	—	53.97%	51.78%	48.34%	50.59%	52.77%	53.51%
相続	—	23,640	24,061	24,669	20,529	19,436	18,414
(率)	—	1.98%	1.70%	1.36%	1.11%	1.02%	0.94%
住宅・家屋	—	70,680	66,217	70,282	58,095	57,747	59,052
(率)	—	5.91%	4.67%	3.89%	3.14%	3.02%	3.03%
土地・林木・水利など	—	34,532	36,295	40,685	37,709	31,541	22,969
(率)	—	2.89%	2.56%	2.25%	2.04%	1.65%	1.18%
相隣関係	—	—	—	—	—	—	11,167
(率)	—	—	—	—	—	—	0.57%
損害賠償	—	127,357	144,107	170,791	169,919	184,878	190,073
(率)	—	10.64%	10.16%	9.44%	9.19%	9.68%	9.75%
債務	—	250,140	364,612	568,320	568,016	543,322	565,880
(率)	—	20.91%	25.69%	31.42%	30.71%	28.45%	29.04%
知的財産権	—	—	267	289	275	421	578
(率)	—	—	0.02%	0.02%	0.01%	0.02%	0.03%
人身権	—	—	2057	2,696	2,922	3,402	3,602
(率)	—	—	0.14%	0.15%	0.16%	0.18%	0.18%
特別手続	—	—	—	637	664	729	1,079
(率)	—	—	—	0.04%	0.04%	0.04%	0.06%
その他	—	44,406	46,679	58,946	55,768	60,636	33,255
(率)	—	3.71%	3.29%	3.26%	3.01%	3.17%	1.71%
終局の内訳(一審)	978,990	1,196,494	1,419,056	1,808,538	1,849,728	1,910,013	1,948,949
調解	—	—	1,017,829	1,253,895	1,194,350	1,128,465	1,136,970
(率)	—	—	71.73%	69.33%	64.57%	59.08%	58.34%
判決	—	—	213,664	297,999	353,940	456,000 ₂₎	460,932
(率)	—	—	15.06%	16.48%	19.13%	23.87%	23.65%
裁定	—	—	10,725	—	—	—	—
(率)	—	—	0.76%	—	—	—	—
却下・棄却	—	—	—	—	—	—	—
(率)	—	—	—	—	—	—	—
取下げ	—	—	151,025	—	—	—	—
(率)	—	—	10.64%	—	—	—	—
移送	—	—	17,173	—	—	—	—
(率)	—	—	1.21%	—	—	—	—
その他	—	—	8640 ₂₎	256,644	301,438	325,548	351,047
(率)	—	—	0.61%	14.19%	16.30%	17.04%	18.01%

※1 1988年の内訳では、【終決】という項目があったが、その意味については不明瞭であり、【その他】に含めて処理した。
 ※2 『中国法律年鑑』では、1991年だけ、「判決・裁定」という分別・表示の仕方をしている。よって、【判決】項目に、【裁定】が含まれている。

1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
2,089,275	2,383,764	2,718,533	3,093,995	3,277,572	3,375,069	3,519,244	3,412,259	3,459,025
2,091,651	2,382,174	2,714,665	3,084,464	3,242,202	3,360,028	3,517,324	3,418,481	3,457,770
1,096,194	1,197,343	1,314,678	1,398,396	1,428,722	1,427,550	1,399,898	1,347,808	1,345,963
52.41%	50.26%	48.43%	45.34%	44.07%	42.49%	39.80%	39.43%	38.93%
17,479	16,215	16,277	16,526	15,138	14,762	14,730	14,244	15,177
0.84%	0.68%	0.60%	0.54%	0.47%	0.44%	0.42%	0.42%	0.44%
67,036	80,868	93,147	108,760	117,816	139,987	155,923	166,225	172,888
3.20%	3.39%	3.43%	3.53%	3.63%	4.17%	4.43%	4.86%	5.00%
20,619	22,923	27,624	29,156	29,519	32,946	33,157	31,368	33,503
0.99%	0.96%	1.02%	0.95%	0.91%	0.98%	0.94%	0.92%	0.97%
12,594	14,787	17,039	18,505	20,634	23,635	25,490	27,598	32,246
0.60%	0.62%	0.63%	0.60%	0.64%	0.70%	0.72%	0.81%	0.93%
197,606	213,455	245,004	275,233	296,633	328,626	365,260	388,168	405,729
9.45%	8.96%	9.03%	8.92%	9.15%	9.78%	10.38%	11.35%	11.73%
638,318	783,077	939,927	1,156,431	1,243,159	1,294,294	1,411,387	1,327,763	1,293,006
30.52%	32.87%	34.62%	37.49%	38.34%	38.52%	40.13%	38.84%	37.39%
548	516	883	979	1,332	1,074	1,098	1,534	1,664
0.03%	0.02%	0.03%	0.03%	0.04%	0.03%	0.03%	0.04%	0.05%
4,650	5,525	6,346	7,396	8,407	9,160	10,533	11,596	12,581
0.22%	0.23%	0.23%	0.24%	0.26%	0.27%	0.30%	0.34%	0.36%
1,106	1,448	1,183	1,619	1,844	2,377	2,883	2,987	3,762
0.05%	0.06%	0.04%	0.05%	0.06%	0.07%	0.08%	0.09%	0.11%
35,501	46,017	52,557	71,463	78,998	85,617	96,965	99,190	141,251
1.70%	1.93%	1.94%	2.32%	2.44%	2.55%	2.76%	2.90%	4.09%
2,091,651	2,382,174	2,714,665	3,084,464	3,242,202	3,360,028	3,517,324	3,418,481	3,457,770
1,224,060	1,392,114	1,544,258	1,672,892	1,651,996	1,540,368	1,500,269	1,336,002	1,270,556
58.52%	58.44%	56.89%	54.24%	50.95%	45.84%	42.65%	39.08%	36.74%
48,005	547,878	658,187	815,741	955,530	1,115,849 ₂₎	1,257,467	1,328,510	—
23.28%	23.00%	24.25%	26.45%	29.47%	33.21%	35.75%	38.86%	41.00%
367,222	429,895	498,636	579,320	618,748	—	—	—	—
17.56%	18.05%	18.37%	18.78%	19.08%	—	—	—	—
—	—	—	—	—	22,382	26,280	31,914	35,342
—	—	—	—	—	0.67%	0.75%	0.93%	1.02%
—	—	—	—	—	636,731	679,443	669,166	679,720
—	—	—	—	—	18.95%	19.32%	19.57%	19.66%
—	—	13,584	16,511	15,928	—	—	—	—
—	—	0.50%	0.54%	0.49%	—	—	—	—
13,364	12,287	—	—	—	44,698	53,865	52,889	54,527
0.64%	0.52%	—	—	—	1.33%	1.53%	1.55%	1.58%

※3 1998年のデータでは、【調解】の次の項目は【維持】となっていた。民事第一審なので、【(判決)維持】ということはある得ない。他年度のデータと比較したところ、それが【判決】との記入ミスであると判断した。
 ※ 【出典】『中国法律年鑑』1987～2002、『中国統計年鑑』2002。

表3 数字でみる経済訴訟第一審

	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
受理	322,153	367,156	513,615	690,765	588,143	563,260	650,601
終局	308,393	365,848	486,483	669,443	598,317	583,771	648,018
事案の内訳							
経済契約紛争	—	331,797	443,571	615,778 _{※1}	553,540	535,799	595,510
(率)	—	90.69%	91.18%	91.98%	92.52%	91.78%	91.90%
渉外経済紛争 _{※2}	—	163	195	277	467	620	763
(率)	—	0.04%	0.04%	0.04%	0.08%	0.11%	0.12%
損害賠償紛争	—	748	1,009	990	1,134	1,613	2,392
(率)	—	0.20%	0.21%	0.15%	0.19%	0.28%	0.37%
省略項目合計 _{※3}	—	1,030	0	416	521	547	6,024
(率)	—	0.28%	0.00%	0.06%	0.09%	0.09%	0.93%
その他	—	32,110	41,708	51,982	42,655	45,192	43,329
(率)	—	8.78%	8.57%	7.76%	7.13%	7.74%	6.69%

終局事件数	308,393	365,848	486,483	669,443	598,317	583,771	648,018
内訳							
調停	—	—	388,760	513,484	414,580	358,558	397,404
(率)	—	—	79.91%	76.70%	69.29%	61.42%	61.33%
判決	—	—	41,933	70,140	88,296	117,128	135,202
(率)	—	—	8.62%	10.48%	14.76%	20.06%	20.86%
裁定	—	—	—	—	—	—	—
(率)	—	—	—	—	—	—	—
取下げ	—	—	43,702	—	—	—	—
(率)	—	—	8.98%	—	—	—	—
移送	—	—	9,396	—	—	—	—
却下・棄却	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	2,692 _{※4}	85,819	95,441	108,085	115,412

※1 1989年から1992年まででは、経済契約紛争の内訳が以下のように示していた。

	1989年	1990年	1991年	1992年
経済契約紛争	615,778	553,540	535,799	595,510
購入・販売契約 _{※5}	192,808	173,400	180,485	214,093
貸借契約	251,582	216,799	178,040	182,980
その他	171,388	163,341	177,274	198,437

※2 渉外経済紛争の中では、香港、マカオの事件が含まれている。台湾については、不明である。

※3 『中国法律年鑑』では、年度によって、もっと細かく項目を分類をして、その事件数を記載している。本稿は、経済訴訟の全体的な趨勢を明らかにすることを目的にしているゆえ、細部の分類・記載を省略して、その合計のみ記載することにした。

※4 1988年のみ、【終結】と(2,692件)という項目があったが、その意味について、不明瞭であるため、【その他】に含めて掲載した。

※5 1999年に公布された契約法では、社会主義法に由来する購入・販売契約という概念に代えて、より一般的に目的物の所有権を移転させることを目的とする売買契約(130条)が規定された。木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨『現代中国法入門〔第3版〕』(有斐閣、2003)206頁参照。

※〔出典〕『中国法律年鑑』1987～2002、『中国統計年鑑』2002。

	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
	894,410	1,053,701	1,278,806	1,519,793	1,483,356	1,455,215	1,535,613	1,297,843	1,155,992
	883,681	1,045,440	1,271,434	1,504,494	1,478,139	1,456,247	1,543,287	1,315,405	1,158,702
	814,842	964,302	1,178,311	1,393,275	1,367,560	1,332,932	1,417,074	1,203,410	1,066,655
	92.21%	92.24%	92.68%	92.61%	92.52%	91.53%	91.82%	91.49%	92.06%
	904	1,083	1,432	1,455	1,248	—	—	—	—
	0.10%	0.10%	0.11%	0.10%	0.08%	—	—	—	—
	2,707	2,682	3,742	—	3,801	4,000	4,729	4,428	6,330
	0.31%	0.26%	0.29%	—	0.26%	0.27%	0.31%	0.34%	0.55%
	8,500	9,453	11,643	18,649	16,933	18,566	18,783	19,367	22,198
	0.96%	0.90%	0.92%	1.24%	1.15%	1.27%	1.22%	1.47%	1.92%
	56,728	67,920	76,306	91,115	88,597	100,749	102,701	88,200	63,519
	6.42%	6.50%	6.00%	6.06%	5.99%	6.92%	6.65%	6.71%	5.48%

	883,681	1,045,440	1,271,434	1,504,494	1,478,139	1,456,247	1,543,287	1,315,405	1,158,702
	555,585	625,078	729,343	804,492	732,753	626,741	631,892	449,558	351,776
	62.87%	59.79%	57.36%	53.47%	49.57%	43.04%	40.94%	34.18%	30.36%
	172,903	217,072	282,442	383,206	428,509	497,156	543,039	524,928	501,768
	19.57%	20.76%	22.21%	25.47%	28.99%	34.14%	35.19%	39.91%	43.30%
	142,032	187,123	242,748	296,812	295,071	—	—	—	—
	16.07%	17.90%	19.09%	19.73%	19.96%	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	274,692	299,289	273,905	247,677
	—	—	—	—	—	18.86%	19.39%	20.82%	21.38%
	13,161	16,167	16,901	19,984	21,806	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	9,600	13,426	17,676	16,621
	—	—	—	—	—	48,058	55,641	49,338	40,860

1. 人民調停制度の利用状況の変化

(1) 調停委員会、同委員、利用件数の変化

人民調停制度の担い手である調停委員会及び同委員数がどのように変化してきたかを見ておこう。〔表4〕で示されているように、人民調停委員会数は、1991年の104万ヶ所をピークにして⁴、その後1994年と1995年に一時わずかに増えたものの、ほぼ年々減少傾向を遂げてきた。2004年には、1986年よりも少ない85万ヶ所にまで減った。これは、ピーク時の1991年と比較すると19万ヶ所も減少したことになる。

表4 人民調停委員会と調停委員の変化

	人民調停委員会	前年度比	調停委員	前年度比
1986年	957,589	—	6,087,349	—
1987年	980,325	2.37%	6,205,813	1.95%
1988年	1,002,635	2.28%	6,370,396	2.65%
1989年	1,006,040	0.34%	5,937,110	-6.80%
1990年	1,020,537	1.44%	6,256,191	5.37%
1991年	1,040,330	1.94%	9,914,135	58.47%
1992年	1,011,221	-2.80%	10,179,201	2.67%
1993年	1,007,935	-0.32%	9,766,519	-4.05%
1994年	1,009,407	0.15%	9,997,616	2.37%
1995年	1,009,814	0.04%	10,258,684	2.61%
1996年	1,001,579	-0.82%	10,354,176	0.93%
1997年	985,313	-1.62%	10,273,940	-0.77%
1998年	983,681	-0.17%	9,175,300	-10.69%
1999年	974,100	-0.97%	8,802,500	-4.06%
2000年	964,000	-1.04%	8,445,000	-4.06%
2001年	923,000	-4.25%	7,793,000	-7.72%
2002年	890,600	-3.51%	7,161,600	-8.10%
2003年	878,000	-1.41%	6,692,000	-6.56%
2004年	853,300	-2.81%	5,144,200	-23.13%

⁴ 参考資料である〔表1〕〔表2〕〔表3〕において詳細なデータが示されている場合は、本文において、万単位の概数を用いることとする。

調停委員の数については、1990年までは、ほとんど変化が見られなかった。ところが、1990年は626万人であったのが、1991年には一気に991万人にまで増え、前年度比⁵で58.47%増を示し、翌年ついに1,000万人を突破した。ところが、一転して1997年より減少しはじめ、2004年には514万人にまで減員した。ピークの1996年と比較して2004年では調停委員が半分以下の521万人まで減ったことになる。

各調停委員会あたりの委員数については、1991年頃調停委員数が急増した結果、〔表1〕で示されているように、1990年に平均6.1名であった組織あたり人数も、1991年に一気に9.5名に増えたが、1998年あたりから下がりはじめ、2004年では一組織あたり平均6人となっている。また、一委員会が1年間に処理した平均紛争件数は、1986年には平均7.6件であった。その後緩やかな減少傾向を示し、2004年では平均5.2件となっている。

調停委員会の数および担い手である調停委員数が1991年、1992年にピークに達した背景には、89年条例の制定が関係していると思われる⁶。両者がともに減少し始めた1997年あたりには、40万カ所の調停組織について「整頓」が行われたといわれているが、はたして〔整頓〕がいかなることを指すのかは不明である⁷。1998年には村人民調停委員会が9,510ヶ所、企業内の調停委員会が23,513ヶ所減少し、居民人民調停委員会が2,286ヶ所増加したという報告がある⁸。その原因について、①「各地において、区が撤廃され、郷の合併〔撤区併郷〕が進んでいるため、村民調停委員会も撤廃・合併によって減少した、②企業の改組、合併、倒産〔転制、兼併、破産〕によって、企業内の調停委員会の数が減少している」という⁹。

⁵ 「前年度比」の算出方法とは、(本年度－前年度)／前年度、である。なお、小数点後二桁以下省略する。以下、同様。

⁶ 当時の司法部長であった蔡誠は、全国司法庁(局)長会議(1990年1月9日)において、「進一步加強司法行政工作為維護政局穩定和治理整頓深化改革做出新的貢獻」と題する講話を行った。その中では、89年条例に基づいて、健全な人民調停組織を建設することが指示されている(『中国法律年鑑〔1991〕』・前掲注1、753頁)。

⁷ 『中国司法行政年鑑〔1998〕』・前掲注1、20頁。

⁸ 『中国司法行政年鑑〔1999〕』・前掲注1、14頁。

⁹ 『中国司法行政年鑑〔1999〕』・前掲注1、14頁。

人民調停に持ち込まれた紛争の総件数¹⁰については、〔表5〕で示されているように、1990年の741万件をピークにして、1993年に小幅に増えたのを除き、毎年の利用が減少する傾向を呈している。2004年では441万件まで減少し、1990年のピーク時と比較してその利用が299万件も減少した。しかし、人民調停が処理する紛争は多種多様であり、どの類型が、どのような傾向で変化したのか明確にすべく、以下では、紛争類型毎に人民調停利用状況の変化を見てみたい。すなわち、婚姻家庭、家屋・宅地・敷地、債務、生産経営、損害賠償と相隣関

表5 人民調停の利用変化

	人民調解件数（終局）	前年度比
1986年	7,307,049	—
1987年	6,966,053	-4.67%
1988年	7,255,199	4.15%
1989年	7,341,030	1.18%
1990年	7,409,222	0.93%
1991年	7,125,524	-3.83%
1992年	6,173,209	-13.36%
1993年	6,222,958	0.81%
1994年	6,123,729	-1.59%
1995年	6,028,481	-1.56%
1996年	5,802,230	-3.75%
1997年	5,543,166	-4.46%
1998年	5,267,194	-4.98%
1999年	5,188,646	-1.49%
2000年	5,030,619	-3.05%
2001年	4,860,695	-3.38%
2002年	4,636,139	-4.62%
2003年	4,492,157	-3.11%
2004年	4,414,233	-1.73%

¹⁰ 人民調停の利用件数に関するデータは、個々の調停委員会が記録し、末端政府に報告したものを司法部が統計したものである。それゆえ、簡単な相談でも件数として算入する場合もあれば、他方で、高見澤磨教授が指摘したように、「委員会が記録に残すまでもないと判断したものは算入されていない」こともある（高見澤磨・前掲注1、39頁）。さらに、人民調停では当事者は翻意が許されているため、同じ事件がくり返し持ち込まれることがあるため、重複してカウントされていることもありうる。

係である。

(2) 紛争類型別の利用変化¹¹

〔表1〕で示されているように、婚姻家庭紛争には婚姻、相続、扶養、家庭、その他が含まれている¹²。婚姻家庭紛争は、人民調停が扱う事件の中では、終始大きな部分を占めてきた。1986年には全体の40.17%を占めており、2003年でも36.89%となっている。しかし、利用件数については、1986年の294万件が、2003年になると166万件までに大幅に減ったことが確認できる。特に、婚姻家庭紛争のなかでも、婚姻紛争に関する利用が最も大きな割合を占めていることがわかる。婚姻家庭という枠組を超えて、人民調停が扱うすべての紛争からみた場合、婚姻紛争は1986年に人民調停が扱ったすべての紛争の16.75%を占めており、ピーク時の1994年には19.46%にのぼったが、その後、遞減傾向を示し、2003年には16.74%にまで落ち込んだ。全体に占める割合については、2003年は1986年とさほど差がないものの、事件数は大きく減少している。つまり、1986年における婚姻に関わる事件は122万件であったが、2003年には、75万件にまで減っている。扶養に関する紛争処理では、総件数は1986年の40万件から2003年の33万件へと減少したが、人民調停が扱ったすべての紛争に占める割合は、逆に5.53%から7.27%に増えていることが確認できる。利用件数が大幅に減少した上述の紛争類型に対して、相続に関わる事案では、1986年の26万から2003年の25万件へと利用総件数が若干減少する一方で、全体に占める割合では逆に3.59%から5.54%に増加したことが注目される。

婚姻家庭紛争以外の紛争諸類型は、以下のような利用変化を呈している。生産・経営¹³については、1986年の73万件から2003年の43万件に減少したが、割

¹¹ 前述したように、2004年からは、統計の表示の仕方が変わった。そのため、以下の類型別の利用件数の変化を紹介する際、2004年についてデータが分からない場合、2003年までとする。

¹² 家庭とは、日常生活の中で、家族成員間に起きる紛争を指す（岑生挺・鄭玉華『民間糾紛調解指南』（警官教育出版社、1992）161-164頁参照）。1991年から、従来の〔婚姻家庭紛争〕にあった〔家庭〕という項目が消え、新たに〔その他〕の項目が設けられた。両者の関係は不明であるため、紛争類型別の考察では〔家庭〕と〔その他〕を対象から外すこととした。

¹³ 生産経営紛争とは、自然人と自然人の間、自然人と法人の間に、生産経営

合では1986年の9.93%から2003年の9.49%とさほど変わっていない。損害賠償紛争¹⁴も同様に、1986年の54万件から2004年の34万件と利用が減少したが、割合は7.33%から7.70%とほとんど変化しなかった。相隣関係¹⁵は、件数は同様に88万件から79万件へと若干減ったものの、割合は逆に11.98%から17.99%に増えている。なお、この三つの類型のいずれも、一旦利用件数が増加した後、減少する傾向を示している¹⁶。

一旦利用件数が増えてから減少するという傾向を示している以上の紛争類型に対し、家屋・宅地・敷地 [房屋宅基地]¹⁷に関わる紛争処理については、利用が減少する一方であった。1986年には111万件であったが、2004年には一挙に半分以下の40万件となり、全体に占める割合も15.16%から9.03%に減っている。

また逆に、利用が増加する傾向を示している紛争類型もある。例えば、債務¹⁸に関わる紛争の人民調停の利用は、1986年には33万件であったが、その後、増え続け、1996年と1999年には48万件までに逡増を続けてきた。その後、利用が減少し始め、2003年では42万件までになったが、割合は1986年の4.56%に対し9.43%へと増えた。

活動の中で、財産権利・利益に関する問題をめぐって発生した権利、義務に関する紛争である、岑生挺・鄭玉華・前掲注12、184頁。

¹⁴ 損害賠償とは、不法行為または債務不履行によって、他人の財産、人身に損害を与えたことにより生じる債権、債務に関する紛争を指す。周国朝ほか編『法学辞典』（上海辞書出版社、1984）749頁。

¹⁵ 相隣関係紛争とは、住居が隣接している関係者の間で権利の行使、義務の履行にあたって生じる紛争を指す、岑生挺・鄭玉華・前掲注12、138頁。

¹⁶ 生産経営紛争では、1990年に利用がピークに達し、損害賠償と相隣関係では、1991年に利用がピークに達していた。

¹⁷ 家屋・宅地・敷地紛争とは、それらの不動産に関する使用、占有および境界などに関連する紛争を指す。岑生挺・鄭玉華・前掲注12、172頁。

¹⁸ 債務紛争とは、債権者と債務者の間、権利の行使と義務の履行に関する紛争を指すと、一般的に定義されているが（岑生挺・鄭玉華・前掲注12、216頁）、主に、私人間の金銭消費貸借であると思われる。市場経済の発展につれ、農村部では、経済活動が活発になり、金銭貸借はますます増えているが、同時に、それにとまなう紛争も増加している（中国司法2001年11期55頁）。この点について、都市部も同様の現象が起きていると思われる。

以上をまとめると、1986年と2003年の二つの時点において、人民調停の利用変化について、利用件数と割合がともに減少した類型は、家屋・宅地・敷地、生産・経営である。利用件数は減少したが割合が増加した類型は、婚姻、相続、扶養、損害賠償、相隣関係であり、その中でも、相続紛争の利用件数の減少幅は最も小さい。利用件数と割合ともに増加した類型は、債務紛争である。また、債務と家屋・宅地・敷地以外の紛争類型では、幅こそ差があるものの、いずれも1990年ないし1991年あたりに利用のピークがあった。

全体的に利用数が減少する傾向を示している中、以下の四類型の紛争は特徴的な変化を示した。すなわち、1986年と比べて2004年（または、2003年）ではその利用がほぼ半減した①婚姻紛争、②家屋・宅地・敷地紛争。または逆に利用が増加する傾向を呈している③債務紛争。そして、利用件数がほとんど変化していない④相続紛争である。このように類型によってなぜこのようなちがいが生じたのかについて、4節においてその原因を検討する。

2. 民事訴訟の利用状況の変化

(1) 民事訴訟利用総件数の変化

人民調停利用の変化の意味を考える際、同時期の訴訟利用の状況と比較することが有意義だと思われる。本節では、人民調停利用と対比するために、1986年から2001年までの民事訴訟第一審の利用状況の変化について考察する¹⁹。

〔表6〕にあるように、1986年では民事第一審の終局事件数は98万件となっ

¹⁹ 企業間の紛争は民事紛争に属するが、中国では別項「経済訴訟〔表Ⅲ〕」として統計されてきた。「経済訴訟」については、人民調停で扱う紛争と性格が異なるため、考察の対象から外す。経済訴訟と民事訴訟との違いについては、木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨『現代中国法入門〔第3版〕』（有斐閣、2003）209頁参照。ただし、2002年以降、統計の方法が変わり、民事事件と経済事件は民事事件として1項目にまとめられるようになった。このように2002年以降のデータについては、それまでのデータとの比較が不可能になったため、民事第一審のデータ分析は、1986年から2001までとする。なお、2002年と2003年の民事第一審データについては、当該年度の『中国法律年鑑』にも統計が記載されているが、『中国統計年鑑』には、類型別の事件数など、より具体的なデータが記載されている（2002年につき、『中国統計年鑑〔2003〕』・前掲注1、834－836頁。2003年につき、『中国統計年鑑〔2004〕』・前掲注1、886－888頁）。

調停好き神話の崩壊(1)

ているが、2001年になると、その3.5倍の346万件に増えている。また、その利用は2000年を除いてこの間毎年増加している。前年度比においては、二つのピークがあり、すなわち、1987年から1989年と1994年から1996年である。また、2000年には、前年度比の増加率は減少傾向を呈し、その利用の伸びは落ち着いてきたようにみえる。

表6 民事第一審利用変化

	終局件数	前年度比
1986年	978,990	—
1987年	1,196,494	22.22%
1988年	1,419,056	18.60%
1989年	1,808,538	27.45%
1990年	1,849,728	2.28%
1991年	1,910,013	3.26%
1992年	1,948,949	2.04%
1993年	2,091,651	7.32%
1994年	2,382,174	13.89%
1995年	2,714,665	13.96%
1996年	3,084,464	13.62%
1997年	3,242,202	5.11%
1998年	3,360,028	3.63%
1999年	3,517,324	4.68%
2000年	3,418,481	-2.81%
2001年	3,457,770	1.15%

(2) 類型別の利用変化

以下、1987年と2001年の二つの時点における紛争の類型別の利用変化をみる。

民事訴訟における婚姻家庭紛争²⁰は、1987年と比較して、2001年では利用件数は2倍以上の135万件になったものの、全体に占める割合は、逆に53.97%から38.93%に減少した。住宅・家屋紛争に関する訴訟利用は1987年の7万件か

²⁰ [表2]において示しているように、民事第一審のデータの中では、婚姻家庭紛争と別項に相続という項目を設けている。人民調停利用の事件分類の仕方即して言えば、ここに言う【婚姻家庭紛争】とは、相続を除いた、婚姻、扶養、家族の合計であると思われる。

ら2001年の17万件におよそ2.4倍に増えたが、割合は5.91%から5.00%に減少した。損害賠償紛争の利用は、1987年の13万件(10.64%)から41万件(11.73%)へと件数も割合も増えている。債務紛争に関しては、1987年の25万件(20.91%)から129万件(37.39%)へと利用件数が5.2倍も増え、また割合自体も大幅に増えた。その他、相隣関係紛争の利用は、1992年の1万件(0.57%)から²¹、2001年の3万件(0.93%)へと増加する傾向を示している。

訴訟利用が増えた上記の類型に対し、利用件数が減少した類型もある。土地・林木・水利紛争の利用は、1987年では3.5万件(2.89%)であったが、1993年にその利用が2万件まで減った。その後通増し2001年では3.4万件(0.97%)まで増えたが、1987年と比較して利用件数および全体に占める割合は減っている。相続紛争の利用では、1987年の2.4万件(1.98%)から、2001年の1.5万件(0.44%)になり、件数と割合がともに減少した。

1987年と2001年の二つの時点において、各類型における民事第一審の利用変化は、以下のようにまとめることができる。件数と割合がともに増えた類型は、損害賠償、債務と相隣関係である。利用件数は増えたが割合が減った類型は、婚姻家庭と住宅・家屋である。利用件数と割合がともに減少したのは、相続と土地・林木・水利である。

(3) 民事第一審終局の処理結果の変化

裁判手続の中には、法院調停があり、これまで大部分の事件は調停によって終結している。しかし、その状況が〔表7〕からもわかるように、法院調停により終結した事件は、件数・割合とも減少傾向を示している一方、判決による終結は、件数・割合ともに増加傾向を示している。つまり法院調停は約72%から約37%まで減り、逆に判決は約15%から41%へと増えた。また、ついに2001年には、判決の件数・割合がともに、調停より上回ったことは注目に値する。

このような変化が起きた原因としては以下の二点が考えられる。①大綱的であった実体法が整備され、〔無法可依(依拠する法律がない)〕の状況が改善され、これまで判決を出せないがゆえに法院調停で処理するしかなかった状況が

²¹ 表2でも分かるように、民事第一審における相隣関係紛争処理の統計は、1992年から取られはじめた。1992年、その他の数が急激に減ったため、それまで相隣関係は、その他で統計処理されていた可能性がある。

表7 民事第一審終局状況の推移

	終局合計	法院調停	(率)	判決	(率)	その他	(率)
1986年	978,990	—	—	—	—	—	—
1987年	1,196,494	—	—	—	—	—	—
1988年	1,419,056	1,017,829	71.73%	213,664	15.06%	187,563	13.22%
1989年	1,808,538	1,253,895	69.33%	297,999	16.48%	256,644	14.19%
1990年	1,849,728	1,194,350	64.57%	353,940	19.13%	301,438	16.30%
1991年	1,910,013	1,128,465	59.08%	456,000	23.87%	325,548	17.04%
1992年	1,948,949	1,136,970	58.34%	460,932	23.65%	351,047	18.01%
1993年	2,091,651	1,224,060	58.52%	487,005	23.28%	380,586	18.20%
1994年	2,382,174	1,392,114	58.44%	547,878	23.00%	442,182	18.56%
1995年	2,714,665	1,544,258	56.89%	658,187	24.25%	512,220	18.87%
1996年	3,084,464	1,672,892	54.24%	815,741	26.45%	595,831	19.32%
1997年	3,242,202	1,651,996	50.95%	955,530	29.47%	634,676	19.58%
1998年	3,360,028	1,540,368	45.84%	1,115,849	33.21%	703,811	20.95%
1999年	3,517,324	1,500,269	42.65%	1,257,467	35.75%	759,588	21.60%
2000年	3,418,481	1,336,002	39.08%	1,328,510	38.86%	753,969	22.06%
2001年	3,457,770	1,270,556	36.74%	1,417,625	41.00%	769,589	22.26%

改善された。②法院の調停に対する考え方が転換した。具体的には調停について、「調停優先の原則」もしくは「調停を主とする」方針が、「調停を重んずる（旧民訴法6条〔1982年〕）」原則を経て、「民事事件の審理は自由意思と合法の原則にもとづいて調停を行わなければならない（現行民訴法9条〔1991年〕）」に変化した²²。法院が、調停を行う場所から、裁判を行う場所へと変化した。

また、このように、法院が決着の付け方を法院調停から一刀両断的な判決へと変化させたにもかかわらず、なお当事者が積極的に紛争を裁判所に持ち込み、処理を求めようとしていることが分かる。調停よりも判決という決着の付け方が当事者にも受け入れられるようになったといえるのではなからうか。

以上の分析から、この16年間の民事紛争処理における訴訟利用について、以下のような特徴を指摘することができる。すなわち、①利用件数はほぼ毎年増えているが、最近数年はその件数の増加は落ち着きを見せている。また、②全体的に利用件数が増加している中、処理された各紛争類型の件数が全体に占め

²² 木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨・前掲注19、218－219頁。

る割合には変化がみられる。中には、相続紛争のように、訴訟利用が減少した紛争類型もある。③決着の付け方は法院調停から判決へと変化した。

3. 人民調停と民事訴訟の役割分担の変容

本節では、2節の訴訟利用データと1節の人民調停データを掛け合わせ、民事紛争処理における両者の役割変化をみている。

(1) 両手続の利用件数の変化

人民調停利用件数と訴訟利用件数をまとめた〔表8〕から分かるように、両者の利用の合計を100%とした場合に²³、人民調停が約88%から約58%へと減少したのに対して、訴訟の利用は約11%から約42%へと増えていることが確認できる。両手続の利用件数について、1986年には人民調停の利用と裁判の利用の比はおよそ9:1であったが、2001年になるとおよそ6:4にまで変化したことが確認できる。また、両者が処理した紛争の総件数はほぼ変わっていないことから、民事紛争処理において人々の選択は人民調停から裁判へとシフトしているといえる。以下、紛争類型別に、両者の利用がどのように変化したのか、比較してみる。

(2) 紛争類型ごとの両手続の利用変化

婚姻家庭紛争の処理における人民調停と訴訟の利用は²⁴、〔表9〕で示されているように、両者の合計を100%とする場合は、調停の利用は80%から約52%へと減る傾向にあり、訴訟の利用は約20%から約46%へと増えつつある。〔表10〕の損害賠償紛争の処理もほぼ同様の傾向を示している。この二つのタイプの紛争では、人民調停と訴訟利用件数の比は、1987年では、およそ4:1であったが、2001年になるとそれはおよそ1:1に近づいている。損害賠償紛争は、より裁

²³ 〔表2〕の民事第一審のデータの中、「知的財産権」や「人身権」など人民調停の統計に現れていない紛争類型もある（人身権については、木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨・前掲注19、132-133頁参照）、しかし、全体に占める割合は極めて少ないため、合計にはそのまま含めて、分析する。

²⁴ 前掲注20で示されているように、裁判による婚姻家庭紛争処理の統計に、相続は含まれていない。比較のため、ここの人民調停による婚姻家庭紛争処理のデータとは、相続を除いた婚姻、扶養、家族、その他の合計とした。

表8 人民調停と裁判の利用変化

	人民調停件数 (終局)	(率)	民事第一審 (終局)	(率)	人民調停・民事第一審処理 した紛争の総数
1986年	7,307,049	88.19%	978,990	11.81%	8,286,039
1987年	6,966,053	85.34%	1,196,494	14.66%	8,162,547
1988年	7,255,199	83.64%	1,419,056	16.36%	8,674,255
1989年	7,341,030	80.23%	1,808,538	19.77%	9,149,568
1990年	7,409,222	80.02%	1,849,728	19.98%	9,258,950
1991年	7,125,524	78.86%	1,910,013	21.14%	9,035,537
1992年	6,173,209	76.00%	1,948,949	24.00%	8,122,158
1993年	6,222,958	74.84%	2,091,651	25.16%	8,314,609
1994年	6,123,729	72.00%	2,382,174	28.00%	8,505,903
1995年	6,028,481	68.95%	2,714,665	31.05%	8,743,146
1996年	5,802,230	65.29%	3,084,464	34.71%	8,886,694
1997年	5,543,166	63.10%	3,242,202	36.90%	8,785,368
1998年	5,267,194	61.05%	3,360,028	38.95%	8,627,222
1999年	5,188,646	59.60%	3,517,324	40.40%	8,705,970
2000年	5,030,619	59.54%	3,418,481	40.46%	8,449,100
2001年	4,860,695	58.43%	3,457,770	41.57%	8,318,465

表9 婚姻家庭紛争処理における人民調停と裁判の利用変化

	人民調停による	(率)	裁判による	(率)	合 計
1986年	2,673,041	—	—	—	—
1987年	2,643,117	80.37%	645,739	19.63%	3,288,856
1988年	2,756,980	78.96%	734,761	21.04%	3,491,741
1989年	2,795,014	76.17%	874,223	23.83%	3,669,237
1990年	2,835,969	75.19%	935,831	24.81%	3,771,800
1991年	2,528,368	71.50%	1,007,901	28.50%	3,536,269
1992年	2,199,144	67.83%	1,042,880	32.17%	3,242,024
1993年	2,208,945	66.83%	1,096,194	33.17%	3,305,139
1994年	2,202,950	64.79%	1,197,343	35.21%	3,400,293
1995年	2,142,684	61.97%	1,314,678	38.03%	3,457,362
1996年	2,058,736	59.55%	1,398,396	40.45%	3,457,132
1997年	1,969,747	57.96%	1,428,722	42.04%	3,398,469
1998年	1,784,845	55.56%	1,427,550	44.44%	3,212,395
1999年	1,652,424	54.14%	1,399,898	45.86%	3,052,322
2000年	1,674,513	55.40%	1,347,808	44.60%	3,022,321
2001年	1,597,745	54.28%	1,345,963	45.72%	2,943,708

表10 損害賠償紛争処理における人民調停と裁判の利用変化

	人民調停による	(率)	裁判による	(率)	合 計
1986年	535,584	—	—	—	535,584
1987年	482,920	79.13%	127,357	20.87%	610,277
1988年	511,273	78.01%	144,107	21.99%	655,380
1989年	526,141	75.49%	170,791	24.51%	696,932
1990年	528,148	75.66%	169,919	24.34%	698,067
1991年	531,927	74.21%	184,878	25.79%	716,805
1992年	464,736	70.97%	190,073	29.03%	654,809
1993年	442,967	69.15%	197,606	30.85%	640,573
1994年	492,325	69.76%	213,455	30.24%	705,780
1995年	415,886	62.93%	245,004	37.07%	660,890
1996年	414,518	60.10%	275,233	39.90%	689,751
1997年	394,960	57.11%	296,633	42.89%	691,593
1998年	386,595	54.05%	328,626	45.95%	715,221
1999年	387,208	51.46%	365,260	48.54%	752,468
2000年	364,585	48.43%	388,168	51.57%	752,753
2001年	353,218	46.54%	405,729	53.46%	758,947

判を利用する傾向が顕著で、2000年について裁判の利用が人民調停の利用を上回ったことが確認できる。

〔表11〕で示した家屋・住宅紛争では、両手続利用の割合は、1987年の9.3 : 0.6から、2001年の7.5 : 2.5 となったものの、人民調停は、比較的になおよく利用されているといえる。しかし、それぞれの利用件数を見るなら、人民調停の利用が半減しているのに対し、訴訟の利用は2.4倍増となり、処理件数の差は縮まっている。

債務に関する紛争の処理を表す〔表12〕からは、調停が約56%から約25%へと大幅に減り、裁判は約43%から約75%へと増えていることがわかる。他方、利用件数をみると、総件数が増えている中、人民調停の利用件数が緩やかに増加しているのに対し、裁判の利用件数は急激に増えている点が特徴的である。人民調停の利用件数が若干増えていることから、「人民調停は従来通り機能している」ようにも見えるが、しかし、両手続によって処理した件数の合計が3倍にも増えていることから、むしろ人民調停は以前のような機能を果たさなくなったといえよう。

表11 家屋・住宅における人民調停と裁判の利用変化

	人民調停による	(率)	裁判による	(率)	合 計
1986年	1,107,453		—		1,107,453
1987年	1,024,296	93.55%	70,680	6.45%	1,094,976
1988年	974,217	93.64%	66,217	6.36%	1,040,434
1989年	947,975	93.10%	70,282	6.90%	1,018,257
1990年	894,349	93.90%	58,095	6.10%	952,444
1991年	859,857	93.71%	57,747	6.29%	917,604
1992年	721,004	92.43%	59,052	7.57%	780,056
1993年	687,822	91.12%	67,036	8.88%	754,858
1994年	659,980	89.08%	80,868	10.92%	740,848
1995年	641,074	87.31%	93,147	12.69%	734,221
1996年	591,567	84.47%	108,760	15.53%	700,327
1997年	556,670	82.53%	117,816	17.47%	674,486
1998年	544,742	79.56%	139,987	20.44%	684,729
1999年	538,843	77.56%	155,923	22.44%	694,766
2000年	532,656	76.22%	166,225	23.78%	698,881
2001年	522,359	75.13%	172,888	24.87%	695,247

表12 債務紛争処理における人民調停と裁判の利用変化

	人民調停による	(率)	裁判による	(率)	合 計
1986年	333,102	—	—	—	—
1987年	325,388	56.54%	250,140	43.46%	575,528
1988年	390,390	51.71%	364,612	48.29%	755,002
1989年	418,684	42.42%	568,320	57.58%	987,004
1990年	498,564	46.74%	568,016	53.26%	1,066,580
1991年	435,016	44.46%	543,322	55.54%	978,338
1992年	415,558	42.34%	565,880	57.66%	981,438
1993年	463,727	42.08%	638,318	57.92%	1,102,045
1994年	462,539	37.13%	783,077	62.87%	1,245,616
1995年	477,318	33.68%	939,927	66.32%	1,417,245
1996年	480,662	29.36%	1,156,431	70.64%	1,637,093
1997年	465,281	27.23%	1,243,159	72.77%	1,708,440
1998年	453,866	25.96%	1,294,294	74.04%	1,748,160
1999年	480,341	25.39%	1,411,387	74.61%	1,891,728
2000年	451,049	25.36%	1,327,763	74.64%	1,778,812
2001年	440,451	25.41%	1,293,006	74.59%	1,733,457

相隣関係の紛争処理についても、全体としては同じく人民調停の利用が減り、裁判の利用が増える傾向を示している。しかし、[表13]で示されているように、人民調停が依然として全体の9割以上を占め、大きな役割を果たしていることが分かる。裁判による相隣関係の紛争処理は、1992年と比較して2001年では件数こそ3倍増えたが、占める割合は4.23%になったに過ぎない。この類型では、人民調停はなお主要な紛争処理ルートでありつづけている。

また、人民調停から裁判へという全体的な流れとは逆の現象を見せている紛争類型もある。[表14]の相続関係の紛争処理がそれである。相続に関する紛争処理では、1987年から2001年までの間、むしろ全体的に裁判の利用が約9%から約5%へと減少し、調停の利用は約91%から約95%へと増えるという傾向が示されている。相隣関係とあわせて、この二つのタイプの紛争処理については、裁判と比較して、人民調停が依然として絶対的な位置を占めていることが確認できる。

人民調停の利用に関する先行研究では、人民調停の利用が減少し、訴訟利用が増えたと一括に論じているが²⁵、以上の考察から、民事紛争処理における両制度の役割変化は以下の四つのパターンに分類しうることが分かった。すなわち、①全体の傾向と同様に、人民調停の利用が減り、訴訟の利用が増えている類型（例えば、婚姻家庭紛争、損害賠償紛争、家屋・住宅紛争）、②人民調停の利用はさほど変化していないが、事件総数が急増している中、裁判の利用が急増した類型（債務紛争）、③裁判の利用は増えたが、調停の利用が依然として絶対的な地位を占めている類型（相隣関係紛争）、④全体の流れとは逆に、人民調停の利用が増え裁判の利用が減少した類型（相続紛争）である。

上記四つの変化パターンはさらに二つの類型に分けることができる。すなわち、裁判優位型（婚姻家庭紛争、損害賠償紛争、家屋・住宅紛争、債務紛争）と人民調停優位型（相隣関係紛争、相続紛争）である。このように中国の民事紛争処理では、裁判と人民調停の役割分担に棲み分けの現象が起きているといえよう。

裁判優位型とは、法による権利義務の確定によって紛争が終結させることが

²⁵ 范愉『非訴訟程序（ADR）教程』（中国人民大学出版社、2002）246頁、季衛東『中国的裁判の構図—公論と履歴管理の狭間で進む司法改革』（有斐閣、2004）116—117頁。

表13 相隣関係紛争における調停と裁判の利用の変化

	人民調解による	(率)	裁判による	(率)	合 計
1986年	875,576	—	—	—	—
1987年	889,502	—	—	—	—
1988年	925,105	—	—	—	—
1989年	956,102	—	—	—	—
1990年	989,827	—	—	—	—
1991年	1,074,351	—	—	—	—
1992年	946,080	98.83%	11,167	1.17%	957,247
1993年	947,589	98.69%	12,594	1.31%	960,183
1994年	899,226	98.38%	14,787	1.62%	914,013
1995年	883,281	98.11%	17,039	1.89%	900,320
1996年	838,157	97.84%	18,505	2.16%	856,662
1997年	800,775	97.49%	20,634	2.51%	821,409
1998年	794,588	97.11%	23,635	2.89%	818,223
1999年	764,541	96.77%	25,490	3.23%	790,031
2000年	740,161	96.41%	27,598	3.59%	767,759
2001年	729,237	95.77%	32,246	4.23%	761,483

表14 相続紛争処理における人民調停と裁判の利用変化

	人民調解による	(率)	裁判による	(率)	合 計
1986年	262,408	—	—	—	—
1987年	241,648	91.09%	23,640	8.91%	265,288
1988年	269,300	91.80%	24,061	8.20%	293,361
1989年	270,654	91.65%	24,669	8.35%	295,323
1990年	284,979	93.28%	20,529	6.72%	305,508
1991年	295,794	93.83%	19,436	6.17%	315,230
1992年	280,448	93.84%	18,414	6.16%	298,862
1993年	295,766	94.42%	17,479	5.58%	313,245
1994年	296,227	94.81%	16,215	5.19%	312,442
1995年	311,159	95.03%	16,277	4.97%	327,436
1996年	305,336	94.87%	16,526	5.13%	321,862
1997年	308,321	95.32%	15,138	4.68%	323,459
1998年	274,689	94.90%	14,762	5.10%	289,451
1999年	270,751	94.84%	14,730	5.16%	285,481
2000年	276,601	95.10%	14,244	4.90%	290,845
2001年	263,664	94.56%	15,177	5.44%	278,841

可能である紛争類型であり、いわば裁判になじむ紛争である。それに対して、人民調停優位型とは、密接な人的なつながりがある当事者の間に発生する紛争であり、権利義務の確定だけでは、紛争が処理できないタイプの紛争である。たとえば、相隣関係紛争のように、仮に判決による処理を受けたとしても、後に引越してもして人的なつながりを切断しない限り、長期間に亘る感情対立に陥り、日常生活に支障をきたす可能性が大きい。場合によっては、その感情対立がさらなる紛争を引き起こす可能性もある²⁶。このような紛争は、むしろ裁判になじまず、調停による処理が適しているのである²⁷。

以上、データを通じて人民調停と裁判の利用、そして両手続の役割分担の変化をみてきた。以下4節ではなぜこのような利用状況の変化が生じ、なぜ両手続の役割分担が変化したのか、具体的にいくつかの紛争類型を取り上げみて検討したい。すなわち、婚姻紛争、家屋・住宅紛争、債務紛争、相続紛争である。

4. 役割分担の変容についての分析

(1) 婚姻紛争

婚姻家庭紛争の処理では、人民調停利用が激減し裁判利用が急増しているため、裁判優位型紛争といえる。上述したように婚姻家庭紛争の中では、婚姻紛争が最も大きな割合を占めている。婚姻紛争とは具体的には、大まかに離婚、離婚にともなう子供の養育権、財産分与、恋愛自由の干渉である²⁸とされている。

²⁶ 日本では守屋明教授はこのような調停優位型紛争を、「全人格紛争」と呼び、以下のように述べている「全人格紛争については、裁判という場での紛争解決が一般的にみて不適切である。親密なる全人格的付き合いが期待される中では、個別的権利義務の確定を中心とし、しかも公開の場での両当事者相互間の非難応酬をその過程に含む紛争処理手続は、関係切断を積極的方策として採用しない限り、紛争解決にとって逆効果をもたらしかねない」(守屋明『紛争処理の法理論——交渉と裁判のダイナミズム』〔悠々社、1995〕133頁)。

²⁷ このような紛争の処理について、守屋教授は「相互信頼の回復はともかくとして、両紛争当事者間の心理的和解が前提となる。そのために第三者に対して要請される資質は、法技術者的能力ではなく、むしろ心理的コンサルタント的能力である」(守屋明・前掲注26、133頁)。

²⁸ 張新民＝王欣新編『人民調解員工作手冊』(中国法制出版社、2000) 76－77頁。

る。近年、離婚件数が急増している中²⁹、その原因を経済発展に伴う「必然的な生理現象」に求めるとすれば³⁰、離婚紛争の中身もかなり変化していると思われる。すなわち、財産分与、子供の養育権など³¹、裁判が最も有効な紛争処理手段となるケースが増えていると考えられ、その結果、裁判利用の増加と人民調停利用の減少をもたらしたと考えられる。

婚姻に関する一般的な意識も変化しているようである。これまで「離婚は不幸である」と意識され、夫婦間の信頼関係の再建によって婚姻を維持するために人民調停がよく利用されてきた。しかし、近時では、たとえば「社会では、離婚に対し寛容な態度をもつ人がますます増え、以前のような[勸和不勸散(婚姻関係の継続を勧めるが、別れることを勧めない)]とする夫婦関係に対する調停観は、最適の選択肢とされなくなり、(中略)多くの人は、感情のない「不幸な婚姻」、「死亡した婚姻」はできるだけ早めに終止符を打つ方がよいと考え

²⁹ 統計によれば、1985年には離婚件数は45.8万組であったが、2003年になると133.1万組となり、およそ3倍まで増え、離婚率も0.9(1985年)から2.1(2003年)に上昇している(『中国統計年鑑(2004年)』・前掲注1、816頁)。ちなみに、受理された婚姻届は、1985年では831.3万件、2003年では811.4万件とさほど変わっていない(同上)。

³⁰ 離婚が急増した原因に関して、鈴木賢教授は中国婚姻法の改正について書かれた論文において、以下のように指摘している。「改革・開放の20年で家族をめぐって新たな問題状況が出現したため、(中略)具体的には夫婦関係の安定性が揺らぎ、婚外の性関係、不貞行為や愛人問題、家庭内暴力、ひいては離婚に至る事例が頻発した。これらは経済の自由化にともない人間の流動性の高まり、活動の自由度が広がったことに対応する必然的な生理現象とも考えられる」。鈴木賢＝廣瀬真弓「中国における家族の変容と法の対応—2001年婚姻法改正をめぐって」ジュリスト1213(2001年)89頁。

³¹ 例えば、経済発展にともない生活水準が高くなったために、夫婦共有財産が増加したことによって、ますます複雑化した財産分与(何蘭階ほか編・前掲注1、43頁)や、社会問題にまで発展した[包二奶(男性の不貞行為)]に関わる離婚訴訟における財産分与、または、一人っ子政策をとっているが故に、法院でさえ「手を焼く」と言われている子供の養育権(傅鄭生「關於夫妻離婚後的子女撫養問題」政法學刊1995年4期73頁、何蘭階ほか編・前掲注1、43頁)などに関連した紛争が頻発している。これらの紛争処理の解決手段としては、説得・説教を中心とする人民調停よりも裁判の方が、より迅速であり、当事者にとってもあきらめ(納得し)やすいと思われる。

るようになり、婚姻の在り方について意識変化が現れた³²。また、「離婚に対する社会の寛容度も高くなり、離婚当事者が直面する様々な圧力も大幅に緩和されている」といわれるように³³、離婚者に対する偏見、いわば社会的圧力が減った。したがって、夫婦関係の維持を前提する人民調停手続の必要性が低くなり、判決によって決着をつけられるようになったのだと考えられる。

そのほか、離婚については、行政による離婚手続が繁雑であるため³⁴、多くの人々は裁判内調停を利用して、行政的な離婚手続きと同様の効果を得ようとしている³⁵。これも、訴訟利用件数が増えた一因になっていると考えられる。

このように、離婚紛争の質も変化し、人々の結婚に対する意識が変化しているため、婚姻維持という人民調停の目的も失われるのと同時に、離婚にともなう争いを処理する能力にも限界が生じていると思われる。その結果、当該紛争類型では、調停から裁判へという現象が生じたと思われる。しかし、当然ながら、離婚を前提としない夫婦間のトラブルの解消、あるいは離婚まで発展する恐れがある夫婦間の対立を取り除くために、人民調停はなお一定の役割を果たしていると思われる。

(2) 家屋・住宅紛争

家屋・住宅紛争処理に関する人民調停と裁判の利用変化では、1987年の9：1から2001年の7.5：2.5と変化した。人民調停はなお多く利用されていると思

³² 蕭揚「婚姻法与婚姻家庭50年」中国婦運2000年5期41頁。

³³ 張敏傑「中国当前的離婚態勢」人口研究1997年6期30頁。

³⁴ たとえば、離婚の際、申請者は勤務先、村民委員会または居民委員会の紹介まで必要となっている（民政部「婚姻登記管理条例〔1994年公布、2003年廃止〕」14条3項）。

³⁵ 冉井富「現代進程与訴訟：1978—2000年社会經濟發展与訴訟率變遷の実証分析」江蘇社会科学、2003年1期91頁。また、具体例として、2000年4月に、北京市西城区において、[便民（人民に便利な手続の提供する）法庭]が設置され、主に事実関係について争いのない事件を受理・審理していた。処理された事件のうち、離婚紛争が90%も占めていたという。ある事件では、当事者が離婚理由を陳述し、書記官が協議書と調停書を作成し、捺印を付して発効するまで、わずか10分しかかからなかったという（范愉「小額訴訟程序研究」中国社会科学2001年3期151頁、注1）。

われる。しかし、利用件数をみれば、この15年の間、人民調停の利用が半減したのに対し、裁判利用が2.4倍も増えた。両手続利用が変化した原因を探る際、80年代から始まった住宅制度改革が一つのキーポイントになりうる。当該改革が推し進められる中、住宅事情が改善され³⁶、住宅確保の緊迫性が薄まる中、家屋・住宅紛争事件自体が減少したのではないかと考えられる。他方、農村部では、新居ブーム [建房熱]³⁷の中に、境界、行政による許認可または農地占用などに関する紛争も頻繁に起きるようになったという³⁸。このような紛争内容は、むしろ裁判になじむといえよう。したがって、家屋・住宅に関する紛争では、住宅状況の改善によって人民調停が得意とする「もめごと」が減少すると同時に、境界、行政による許認可、農地占用などにかかわるような紛争は、むしろ法的判断が必要とされ、裁判になじむような「紛争」が頻繁に起きるようになっていくといえる。いわば、紛争の内容・質が変化したといえよう。家屋・住宅に関連する紛争処理に関して、人々が訴訟を利用するようになったというよりも、訴訟利用こそが最も効率的かつ有効的な解決手段となる紛争が頻繁に起きるようになった、といった方が妥当であるかもしれない。

(3) 債務紛争

債務紛争処理では、裁判優位という傾向をみせている。債務紛争が増加した

³⁶ 例えば、都市部では、一人あたりの建築面積は1985年の10.0平方メートルから、2003年の23.7平方メートルに増えた。農村部でも、一人あたりの居住面積が1985年の14.7平方メートルから、2003年の27.2平方メートルまでに増えた。この統計の計算方法等は不明であるが、人々の居住面積が増え、住宅状況が改善されたことは確かであろう。1978年から2003年までの住宅面積の統計について、[表10-32城郷新建住宅面積和居民住房狀況]『中国統計年鑑2004』・前掲注1、392頁。

³⁷ 「建房熱」について、吳志高「“建房熱” 樂中有鬱」郷鎮論壇1997年7期31頁、または、巫興燕=黃石明「透視農村建房熱」郷鎮經濟2003年12期46頁、参照。

³⁸ 岑生挺・鄭玉華・前掲注12、172頁。それに伴う紛争の原因について、①境界が不明である、②勝手に家を建てる、③審査をしっかりとしないで建築許可を出す、④村の計画に従わない、⑤宅基地を売買する、⑥農業をやめる（高見澤磨・前掲注1、127頁）、である。また、なぜこのような「建房熱」が起きているのを分析した文献として、夏啓平〔ほか〕「農村建房・幾度歡樂幾度愁」中国建設信息2004年7期48-50頁、がある。

原因とは、経済活動が活発化し、資金調達するために金銭貸借の件数が増えたため、それに伴うトラブルもまた増えたことにある³⁹。急速に増加している債務紛争に対応するため、各地の法院も制度面の対応を含め積極的な姿勢をみせた。

たとえば、1994年8月に深圳市福田区人民法院は急増する小額債権紛争を処理するため、[小額債権法庭]を設置した⁴⁰。また、2000年9月に、山東省青島市市南区人民法院において、小額金銭債務にかかわる事案を審理するための専門法廷が設置されるようになった⁴¹。この頃、学界においては小額訴訟に関する

³⁹ 債務紛争と経済発展について、優れた視点をもつ研究がある（冉井富・前掲注35、87-94頁）。この研究は、1978年から2000年までの、債権紛争を含めたいくつかの紛争類型の訴訟利用データとGDP変化との関連性について考察したものである。末尾では、債務紛争について「債務案件と経済契約案件の直接的起因とは、経済活動であり、商品・資金の流通である。それゆえ、社会の経済発展は、債務と経済契約の訴訟率の変化に、比較的直接影响を与えている」という結論を導いている（同上、93頁）。

⁴⁰ 当該法院では、1993年度受理した民事事件のうち、訴訟の請求額が10万元以下の件数が、受理された全民事事件の43%をも占めており、その割合がさらに大幅に上昇する傾向も示されているという（兆豊「解決小額債権糾紛の賞試」人民司法1994年10期43頁）。それをうけて、広東省党委員会[省委]が、香港、マカオや外国の経験を学び、1993年に、[小額債権法庭]の構想を打ち出した（同上）。その後、広東省高級人民法院は、広州、深圳と汕頭中級人民法院が所管する区クラスの法院を選択し試験的に運用するよう[試点工作]指示した。なお、[小額債権法庭]が受理する事件とは、管轄内に発生した、10万元以下の、事実が明白かつ権利義務関係が明確であり、争いがほぼない、いずれの当事者も期日に法院に出頭できる民事・経済事件をいう。また、受理した事件は一ヶ月で結審せねばならず、最長でも二ヶ月を超えてはならない（同上）。

⁴¹ 青島市市南区人民法院編『隊伍建設審判工作材料匯編』（内部資料、2001年）27頁以下。その背景とは、1999-2000年前半まで、市南区人民法院が受理した民事紛争事件数は9952件であり、そのうち、①訴訟の請求額が5万元以下の事件は49.80%、さらに、そのうち、35%の事件は、単純な金銭給付請求である[只是涉及金銭給付の債権債務事件]、②これらの小額事件の大部分は、事実が明白かつ権利義務関係が明確であり、争いがさほどない簡単な民事事件である、③当事者はほぼ訴訟を利用する経験がない自然人であり、弁護士が代理人になるケースは極めて少ない（柏敏「小額簡易案件審判庭—公正和効率的新実践」人民司法2002年1期39頁。）。これを受けて、市南区人民法院が設置した小額裁

る論文が数多く発表されたが⁴²、小額訴訟は、全国的レベルの制度として樹立されるには至らなかった。とはいえ、裁判実務において、小額紛争処理の重要性が意識されるようになり、多くの民事事件を簡易手続に適應させ、審理するようになったという⁴³。債務紛争をはじめ、請求額が小額である事件はほぼ簡易手続によって審理されるようになったのである。当然ながら、小額であれば、簡易手続で処理するという法院の対応にさまざまな問題が存在していることが否定できない⁴⁴。しかし、法院が用意したこのような迅速な紛争処理手続は、

判の審理対象を、平等な民事主体間に起きた、基本事実が明白、権利義務関係が明確かつ争いがほとんどない、訴訟目的金額は5万円（のちに、10万円まで引き上げた）以内の事件と設定した。しかし、原告が債権を証明できる書面を証拠として提出できない、また、被告の居住地が不明である場合には受理しない。小額裁判では、財産保全、証拠保全、職権による調査を行わない（同上、40頁）。なお、小額裁判が導入された年に、受理した1313件のうち、1247件が結審した。一回の期日で審理を終え判決が言い渡された事件が、90%以上であった。簡易、迅速、効率性が高いという点について、小額訴訟は当事者から高い評価を受けたという（同上、41頁）。

⁴² たとえば、范愉・前掲注35、141-153頁、章武生=吳澤勇「簡易程序与民事糾紛的類型化解決」法学2001年1期56-75頁、など。

⁴³ 基層法院において、簡易手続によって処理される事件は、全体の80%以上も占めているという（傅郁林「繁簡分流与程序保障」法学研究2003年1期50-51頁）。また、地方によって、受理した事件の90%を簡易手続で処理したところもある（章武生「論民事簡易程序之重構」中外法学2003年1期56頁）。なお、このように、法院が民事紛争を処理する際、広く簡易手続を使うようになったもう1つのきっかけは、最高人民法院が1999年に、「公正と効率」をスローガンとして発表した「人民法院五年改革綱要」（最高人民法院公報1999年6期185-190頁）にあると思われる。すなわち、「綱要」19条においては、「法律規定の範囲内において、できるだけ簡易手続を適用して事件を審理する」という指示が出されている。

⁴⁴ たとえば、簡易手続の適用範囲を広げた場合、当事者の手続的保障が問題になるとする批判（傅郁林・前掲注43、50-63頁）や、裁判所が単純に審判任務（法院ごとに、年間審理する訴訟件数が定めており、その達成するべき訴訟件数は、審判任務という）を完成するため、簡易手続の適応範囲を拡大させ、地方によって訴訟目的の価額を500万円前後まで設定されている場合もあり、簡易手続の適応は極めて混乱しているとする批判もある（章武生・前掲注43、57頁）。また、小額訴訟については、以下のような批判もある。①地方によっ

小額な金銭債権・債務紛争を抱える当事者にとって、魅力的な選択肢となっているに違いない。

紛争当事者にとっては、法院に行けば、迅速かつ満足できる結果が得られるのであれば、わざわざ法的効力が明確でない説得中心の人民調停を利用する必要もなからう。債務紛争について、裁判が積極的に利用されるようになった原因は、こうした工夫により裁判が利用されやすくなったこともあるのではないかと推測できる。

(4) 相続紛争

相続紛争の処理では、全体の流れと逆に訴訟よりも調停へ、という状況である。これは調停優位型である。

中国の相続法には三つの特徴があるといわれている。すなわち、①相続が生前の扶養と密接に結びつき、遺産は扶養に対する報酬のようにその帰趨が決められる。②相続を通じて遺産の周囲にいる者の生活を保障することがめざされている。③定型的、機械的な遺留分制度をもたず、広い遺言処分の自由を認めている⁴⁵。よって、相続について争いがある場合、被相続人の生前の人間関係、生活状況などを徹底的に再現し、明確にすることが必要となっている。このような紛争は、裁判になじまず、むしろ被相続者の人間関係をよく把握している地元の人民調停組織が得意とする分野であろう。また、相続における紛争処理では、白黒つけるよりも、関係者間（時には関係者をとりまく人々）の利益調整が要求され、紛争を根本的に解決するには、当事者の「互譲」を引き出す方法が有効であろう。したがって、人間関係の修復を得意とする人民調停はもともと適切な手続であり、人々に好まれ、選択されているのだと思われる。

以上、人民調停と裁判の利用変化が特徴的な変化をみせた四つの紛争類型を

てやり方が異なり、統一・安定した制度が存在しない、②効率、[便民（人民に便利な手続の提供）]を追求するあまり、司法の本質が無視される傾向がある、③進行中の手続の厳密性を目標の一つとしている審判方式改革と矛盾をしている（范愉・前掲注35、150-151頁）。

⁴⁵ 木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨・前掲注19、171頁。また、中国法における扶養と相続との関係について、鈴木賢『現代中国相続法の原理』（成文堂、1992）参照。

みてきた。この四つの類型に現れた変化の原因としては、少なくとも以下の5点を指摘しうる。すなわち、①紛争に対する人々の見方が変わった。たとえば、婚姻紛争のように、「離婚は不幸だ」から「不幸な婚姻は早めに終止符を打つべき」へと変化した。②紛争の質が変化した。たとえば、住宅・家屋紛争に現れたように、人口密度が高いゆえに生じる「もめごと」が、境界確認、行政による許認可などへとその質が変化した。③裁判所が利用しやすくなった。たとえば、小額裁判や簡易手続への試みなど、裁判制度が整備され、当事者にとって利用しやすくなった。④相続紛争のように、実体法の限界に起因し、規定の仕方によっていわば裁判になじまない紛争は調停で処理されることが好まれる。⑤また、相隣関係のような（相続関係もそれにあたる）権利義務の確定だけでは、紛争の処理にならない、いわば人間関係の修復が必要とする紛争ではなお人民調停が選ばれ利用されている⁴⁶。

5. 小 括

本章では、人民調停と裁判の利用データから、人民調停および民事訴訟の利用がどう変化したのか、両制度の役割分担の変容をみてきた。紛争類型ごとに利用の変化の仕方が異なるが、全体的としては、人民調停から裁判へという傾向が示されている。その中で、逆に裁判から人民調停へという紛争類型もあり、変化は一様ではないことが分かった。

また、訴訟内でも法院調停から判決へという現象が起きている。当事者が一刀両断な判決を求め（受け入れ）、紛争の決着の付け方について当事者の意識が変化したとすれば、人民調停と裁判の選択においても、同様の意識変化が起

⁴⁶ もちろん、この5点の原因はそれぞれの紛争についてのみの特徴ではなく、相互関連するものであると思われる。また、裁判になじまない紛争は調停へというのも、相続紛争や相隣関係紛争に止まらず、それぞれの紛争類型の中でも見られると思われる。中国では、いまだ「人治社会」や「人間関係優先」など言われているように（首藤明和『中国の人治社会』〔日本経済新聞社、2003〕）、人々の間は何らかの「人的つながり」が重視され、また、それによって社会が統治され動いている。そのため、日本では判決による権利義務の確定をもって解決できる紛争類型でも、中国では、うまくいかない場合がある。これも、人民調停の件数が激減しながらも、なお利用されている一つの理由であるかもしれない。

きていると考えられる。すなわち、紛争当事者の意識が、人民調停よりも裁判で紛争の決着をつけるのをよしとする方向に変化したものと推測できる。

執筆者紹介（掲載順）

植本幸子	永下泰之	川人貞史	王冊	花田智之	宮崎悠	田口正樹	山田裕子	坂口一成	松尾誠紀	楠田久代	松浦正孝	林田清明
鹿児島大学法文学部助教	北海道大学大学院法学研究科博士課程	東北大学大学院法学研究科教授	北海道大学大学院法学研究科博士課程	北海道大学大学院法学研究科博士課程	北海道大学大学院法学研究科博士課程 日本学術振興会特別研究員	北海道大学大学院法学研究科教授	北海道大学大学院法学研究科教授	日本学術振興会特別研究員	関西学院大学法学部専任講師	敬愛大学国際学部助教	法学研究科附属高等法政教育センター教授	北海道大学大学院法学研究科教授

平成18年7月21日 印刷
平成18年7月31日 発行

編集人 今井弘道

発行人 北海道大学大学院法学研究科長
岡田信弘

印刷 北海道大学生協同組合
情報サービス部
札幌市北区北8条西8丁目
TEL 011(747)8886

発行所 北海道大学大学院法学研究科
札幌市北区北9条西7丁目
TEL 011(706)3074 FAX 011(706)4948
ronshu@juris.hokudai.ac.jp

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. 57 July 2006 No. 2

CONTENTS

ARTICLES

The Regulation of Literature by Law —— The “Lady Chatterley’s Lover” Case Revisited —— Seimei HAYASHIDA	1
Why did the China War Spread Southward? (2) Masataka MATSUURA	51
The Struggle against Anti-federalism: Development of Internal Improvement Policies in the U.S. in the Early 19th Century (2) Hisayo KUSHIDA	111
Die nachfolgende Beteiligung durch Unterlassen (4) Motonori MATSUO	171
The Structure of ‘Justice’ in China Today (1) —— ‘Strike Hard!’: Why Criminal Suits May Serve as an Instrument? —— Kazushige SAKAGUCHI	484[1]
Toward a Psychology of Justice from the Victim’s Perspective through Empirical and Experimental Research (1) Hiroko YAMADA	456[29]

NOTES

On Pierre Legendre’s “Revolution of the Interpreter” Masaki TAGUCHI	189
Pathos, Logos i Niepodległość Narodu (1) —— Patriotyzm Romana Dmowskiego 1893–1908 —— Haruka MIYAZAKI	408[77]
New Perspectives and Future Outlook on the Study on M.S.Vorontsov (1) —— His Caucasian administration in the Russian Empire (1845–1854) —— Tomoyuki HANADA	368[117]
The Collapse of the Myth of the Preference for Mediation (1) —— Implications of the Change in the Utilization of the Procedure for Dispute Resolution in Contemporary China —— WANG Ce	334[151]

MATERIAL

Japanese Diet and Party Politics: Creation, Transformation, and Political Outcomes of Legislative Institutions Sadafumi KAWATO	209
---	-----

CASE NOTES

Note on Civil Law Case (1) Yasuyuki NAGASHITA	231
Note on Civil Law Case (2) Sachiko UEMOTO	263

[]···Indicates the pagination for articles typeset horizontally that begin at the end of the journal

Published by
Hokkaido University, School of Law
Kita 9-jō, Nishi 7-chōme, Kita-ku, Sapporo, Japan